



Title	産業と教育 第2号
Author(s)	美土路, 達雄; 田島, 重雄; 高田, 薫; 山田, 定市; 千野, 陽一; 中嶋, 信; 高山, 武志; 杉村, 宏; 草野, 隆光; 小出, 達夫; ビアショ, デヴィッド; 塚本, 智宏
Citation	北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書, 19, 1-305
Issue Date	1981-03-20
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/88023
Type	bulletin (article)
File Information	vol_19.pdf



[Instructions for use](#)

ISSN 0385-6070

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設
研究報告書 第19号

産 業 と 教 育

第 2 号

1 9 8 1 ・ 3

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設

産 業 と 教 育

第 2 号

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設

産業と教育 第2号

目次

農村社会変動と農業・農民教育に関するシンポジウム

第1報告	北海道農業の諸特徴と農業・農民教育	美土路 達 雄	1
第2報告	戦後北海道農業教育の展開過程	田 島 重 雄	12
第3報告	農業高校の現状と政策課題	高 田 薫	23
第4報告	研究者からみた農業高校の課題	山 田 定 市	30
討論(要約)		座長 千 野 陽 一	37
附属資料	技術・職業教育に関する勧告(ユネスコ)		50

地域産業と教育に関する調査研究報告

地域経済の構造変化と住民生活	山 田 定 市	
	中 嶋 信	59
「過疎」地域における社会階層構成と中卒者の進路	高 山 武 志	
	杉 村 宏	126

科学的社会主義教育理論の体系的検討(1)	草 野 隆 光	182
----------------------	---------	-----

《研究ノート》

戦後教育改革と労働協約	小 出 達 夫	217
-------------	---------	-----

《海外の産業と教育》

福祉国家——成功か失敗か——英国における社会サービスの業績と問題点	デヴィッド・ピアショ	272
「工業高校基準規定」(ロシア, 1888年)とその実施過程	塚 本 智 宏	282

《書評》

道又健治郎・清山卓郎編著『戦後日本の労働問題』	美土路 達 雄	304
-------------------------	---------	-----

あとがき

執筆者紹介

農村社会変動と農業・農民教育にかんするシンポジウム

目 次

第1報告	北海道農業の諸特徴と農業・農民教育……………	美土路 達 雄 ……………	1
第2報告	戦後北海道農業教育の展開過程……………	田 島 重 雄 ……………	12
第3報告	農業高校の現状と政策課題……………	高 田 薫 ……………	23
第4報告	研究者からみた農業高校の課題……………	山 田 定 市 ……………	30
討 論 (要約)	……………	座長・千 野 陽 一 ……………	37
附属資料	技術・職業教育に関する勧告 (ユネスコ)……………		50

第1報告

北海道農業の諸特徴と農業・農民教育

美土路 達 雄

1. 北海道農業の到達点

北国の北海道は夜明けが早く、昼夜で気温がはげしくかわる。その自然はきびしく、あらあらしいところがあるが、四季の折目は正しく、豊かな美しさをもつ。

現在の道産子は古くても開拓3代ないし4代目だから進取の気象の持主で、口はわるいが物事にこだわらず、大らかに人情厚い働きものだ。こうした地域の自然的社会的性格は北海道農業にも刻印されている。

火山灰地や泥炭地が多いため単位面積当り収量は低く、時々はげしい冷害も襲うので、農家一戸当り経営面積は全国平均の7～8倍となっている。また、「辺境」開拓の前提としての市場形成においても、政策的な創出資本の原料農産物（牛乳、澱粉原料馬鈴しょ、麦、てん菜、麻、除虫菊等）か、問屋制商人資本支配下の投機的な早発の特産商品作物（ハッカ、豆、あるいは似たものとして、薬草、ワサビ、ニンニク等）が主流をしめてきたので、何れにせよ、骨身をけずるような開拓農民の蓄積条件はことのほかきびしかった。

だが、そうした努力で耐寒耐冷の稲作も生産力が高まり、だんだん北進し、とりわけ1970年代の大型機械化「一貫」体系の段階になると、この全国に比べて比較的広い経営面積は有利に作用し、（表1-⑧）、農業生産力はいまや日本農業の指南車としての位置をしめるにいたった。（いわば後の鳥が先に立ったのである）。とりわけ、わが国では畑作農業と云うほどのものは北海道しかない。

また、労働市場に遠く、専業農家の多いことも北海道の特徴である（逆にいえば、兼業機会が少ないわけで、それだけに離農率は全国の2～3倍にのぼる）。

本シンポジウムは本学でおこなわれた日本教育学会第39回大会（1980. 8. 23～24）の特別シンポジウム「北海道の開発と教育」の一部をなすものであるが、本産研施設の研究とかゝわりがふかく有意義と考えたので、同学会の了解をえて、ここに収録した。各報告は当日の発表要旨およびテープをもとにそれぞれ補筆戴だいた。

表1 全国に占める北海道農業の地位の要約

区 分	単位	北 海 道		全 国		A/B	資 料	
		実数(A)	構成比	実数(B)	構成比		調査年	資料出所
① 耕地面積								
総土地面積	千ha	8,351	(100.0)	37,762	(100.0)	22.1	52年	建設省
耕地面積	"	1,112	(14.2)	5,494	(14.5)	20.2	53年	農林水産省
田	"	272	24.5	3,108	56.6	8.7		
普通畑	"	396	35.6	1,236	22.5	32.0		
樹園地	"	5	0.4	596	10.8	0.9		
牧草地	"	439	39.5	554	10.1	79.3		
② 農家戸数	千戸	124	100.0	4,788	100.0	2.6	53年	農林水産省
うち主業	"	94	75.8	1,504	31.4	6.3		
③ 農家人口	千人	5,509	100.0	114,929	100.0	4.8	53年	{ 自治省 北海道
農家人口	"	564	10.2	22,235	19.3	2.5		農林水産省
総就業人口	"	2,494	100.0	52,940	100.0	4.7		総理府
農業就業人口	"	265	10.6	7,056	13.3	3.8	53年	北海道
④ 生産農業所得	億円	68,030	100.0	1,528,483	100.0	4.5	52年	経企庁 北海道
道(国)民純生産	"	4,536	6.7	52,148	3.4	8.7		
⑤ 農業生産額	億円	8,450	100.0	101,316	100.0	8.3	52年	農林水産省
総生産額	"	5,325	63.0	70,685	69.8	7.5		
耕種	"	2,731	32.3	37,889	37.4	7.2		
うち米産	"	3,123	37.0	28,384	28.0	11.0		
うち牛乳	"	1,591	18.8	5,761	5.7	27.6		
⑥ 農産物生産量	千t	939	—	12,589	—	7.5	53年	農林水産省
米	"	142	—	367	—	38.7		
小麦	"	2,194	—	3,205	—	68.5		
馬鈴薯	"	56	—	190	—	29.5		
大豆	"	74	—	96	—	77.1		
小豆	"	48	—	52	—	92.3		
てん菜	"	2,884	—	2,884	—	100.0		
牛乳	"	1,903	—	6,125	—	31.1		
⑦ 家畜飼養頭羽数	千頭	694	—	1,979	—	35.1	53年	農林水産省
乳用牛	"	160	—	2,030	—	7.9		
肉用牛	"	514	—	16,520	—	3.1		
採卵鶏	千羽	7,289	—	165,675	—	4.4		
⑧ 農業機械	千台	86	—	952	—	9.0	53年	農林水産省
乗用型農用トラクター	"							
⑨ 農家経済(1戸当たり)	千円	7,321	—	2,332	—	313.9	53年	農林水産省
農業粗収益	"	3,827	—	1,159	—	330.2		
農業経費	"	3,494	—	1,173	—	297.9		
農業外所得	"	1,026	—	2,812	—	36.5		
農家所得	"	4,520	—	3,985	—	113.4		
農家総所得	"	5,198	—	4,671	—	111.3		
家計費	"	3,332	—	3,212	—	103.7		
農家経済余剰	"	1,183	—	932	—	126.9		

以上のようなわけで、畑作は全国の3割、牧草地は8割をしめ（表1-①）、農産物でいえばん菜は全国の10割、馬鈴しょ、豆は全国総生産量の7割前後、麦4割、牛乳3割と、農業就業人口は全国の4%という労働力で、それだけの高い農業生産力を実現したのである（表1-③、⑤、⑥）。

しかし、北海道農業も危機下の日本農業の埒外にあるわけではない。問題は山積、あるいはよりクリティカルかつよりシビアといってもよい。

第1に、1戸当りの営農の売上げはたしかに全国平均の3倍だが、経営費も3倍、そして兼業収入がないから農家の総収入（つまり生活水準）としてはほぼ全国なみである（表1-⑨、耕種部門は冬の積雪期は阻げられていて、プラス・マイナス両面あり）。

第2は、原料農産物が多いだけに、1960年安保の日米経済協力条項設定によるアメリカ農産物輸入の激増のおおりのをもっともつよくうけ、狭められた市場での相対的過剰生産、したがって生産調整の圧力も一段ときびしくうけている。それにつれて開拓農民苦心の生産力発展も、米、牛乳、馬鈴しょ、

表2 たちおけている北海道の社会生活施設

(その1) 医療関係

人口比では若干劣る程度だが、広袤（面積比）からすると非常に劣る。その上積雪、道路事情、衛生条件、町村財政がからんで矛盾を激化させている。

保健婦（人口10万当り）	16.7人（全国 13.7人）	1人当り当面積	90.77 Km ² （25.36）
医師	101.7（ 117.3 ）		
歯科医	29.8（ 37.3 ）		
看護婦	326.1（ 389.0 ）		
病院・診療所	60.9（ 73.5 ）	24.74	（ 4.74 ）
歯科 "	23.7（ 28.4 ）	67.73	（ 12.73 ）

(その2) 道路・上下水道関係

給水人口	70 %		
下水道	78.2 %（全国 84.3 %）	国道	77.2 %（90.4 %）
上水道	12.2 %（ 11.1 %）	道々	39.6 %（57.8 %）
道路舗装	14.75 %（ 25.14 %）	町村道	4.1 %（18.0 %）

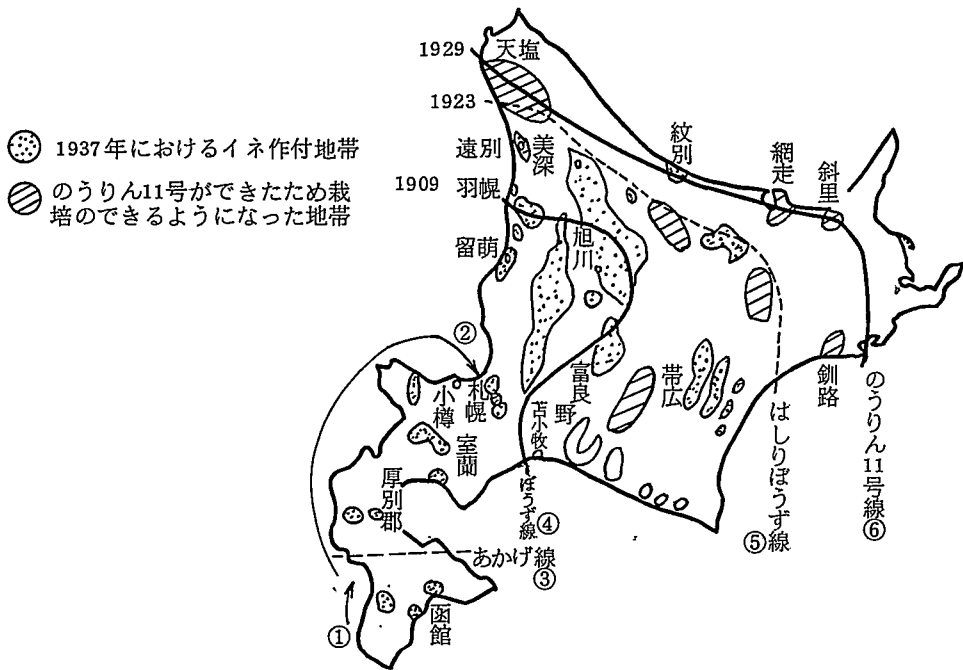
(その3) 保育施設その他

保育率	6.28 %（ 11.32 %）	2歳以下	1.51 %（ 3.23 %）
老人福祉収容	1.87 %（ 1.30 %）		
幼児集団教育（4～5歳）千人当り			
保育園	152.7 %（292.5 %）	高校進学率	80.7 %（87.2 %）
幼稚園	304.2 %（524.5 %）	大学進学率	25.7 %（29.2 %）
計	456.7 %（817.0 %）		（道南では2割）

玉ねぎ、豚、鶏卵等々いまはげしい矛盾に逢着させられている。とりわけ、5割に近い苛酷かつ不公平な米の減反割当は図1のように農民苦心の稲作の生産力発展や北進をいっき到大正末年の分布におしもどしているのである。喬木風つよしの譬えどうりだが、それは北海道農業にとっての苦痛であるだけでなく、日本農業のトップをしめる獲得水準への打撃としてそのまま、日本農業全体の、その可能性の遮断を意味せずにはおかない。

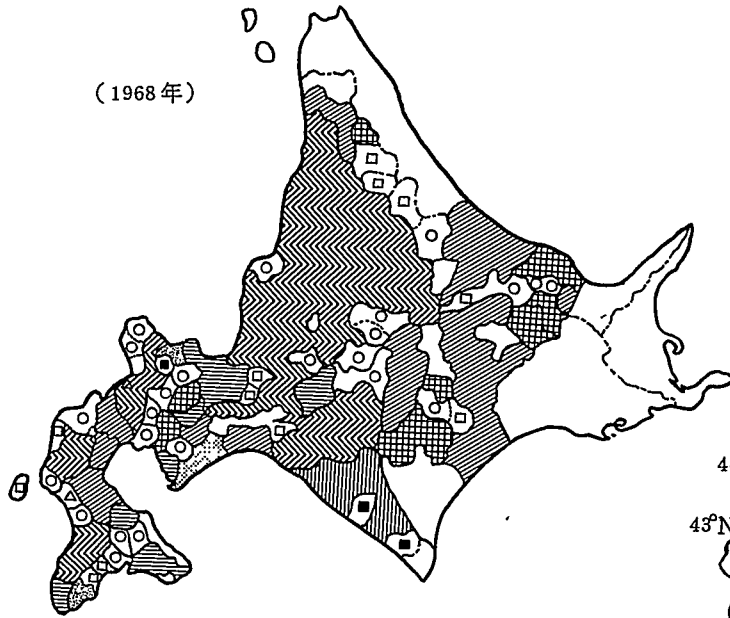
第3は、そうした喜びと苦しみの農業生産の担い手の生活条件、とりわけ社会生活条件である。府県に比し地域社会の熟度の浅い北海道では、いわゆる社会的共同消費手段の形成と蓄積が不十分で、農民とその家族の苦しみを倍加させる。農業生産力を高め、規模を拡大するなかででてくる「過疎」が、府県の山村とはちがった性格をもちつゝ進み、その点からしても社会的共同消費手段（教育、体育、社会福祉、社会保障関係）への北海道農民の要求は切実の度をますのみである。だが、そうした農民の現代的貧困化のもとで進む農業労働の社会化は同時に北海道農民をよりつよく陶冶しつゝある。

かつての孤立、分散的小商品生産農民の枠をこえつゝある農業生産力は表3のように種々の生産組織、共同組織を形成せしめつゝあるが、そのテンポは早く（解散率は全国平均よりよほど低く、持続性がある）、関係面積、したがって関係農家率も高い。こうして、北海道農民は農民独特の孤立、分散性、保守性やカンとコツの技能と学力（大田堯）を克服し、科学性と社会性を身につけ、地域の主体としての資質を蓄積しつゝあるとってよい（北海道の農業高校はその言葉の本来の意味における「コミュニティ・スクール」の性格を帯びてきていたが、いまや数種の農業関係短大が「コミュニティ・カレッジ」の役割を果しはじめたようにおもえる）。

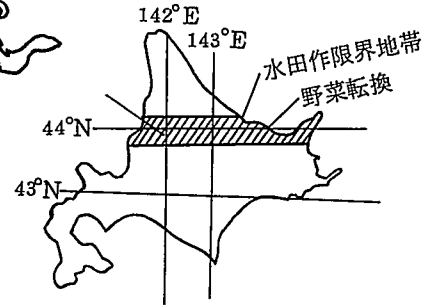


(その1) 戦前における稲作の北進

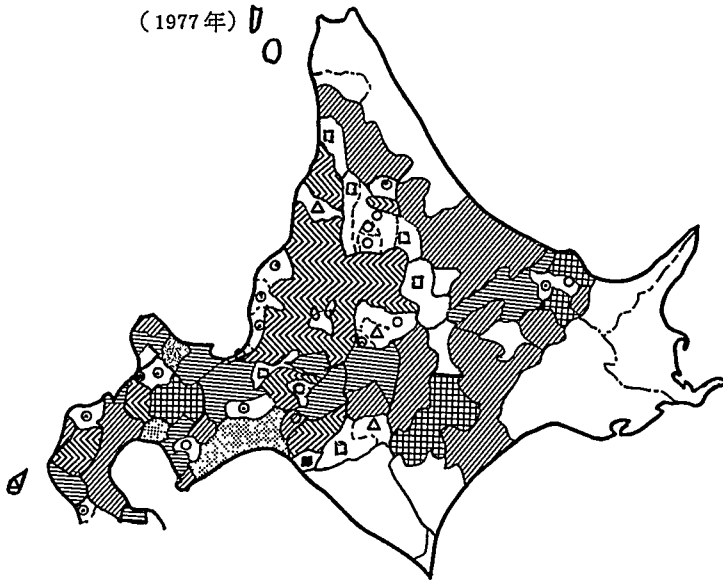
図1 北海道の稲作の推移



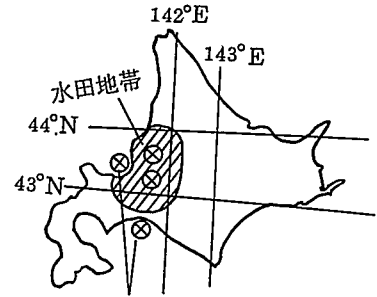
対策実施市町村における農業生産部門の類型
(その2) 減反前の到達点



(その4) 水田ボーダライン地帯



(その3) 減反後の稲作の後退



ライス超大型備蓄サイロ

(その5) 水田中核地帯

凡 例

- | | | | |
|--|--------|--|-------|
| | 米 | | 米+野菜 |
| | 畑作物 | | 米+果実 |
| | 野 菜 | | 米+乳牛 |
| | 果 実 | | 米+その他 |
| | 乳牛・肉牛 | | 畜産物 |
| | 豚・鶏 | | 米+豚・鶏 |
| | その他畜産物 | | 米+肉牛 |
| | 米+畑作物 | | |

表 3 農業生産組織

(その1) 類型別組織概況

(A) 全 国

総 数		農業生産 組織総数	類 型 別				
			共同利用 組 織	集団栽培 組 織	受託組織	畜産生産 組 織	協業経営 組 織
実 数	1976	38,150	20,148	5,519	4,569	4,108	3,806
	72	29,213	13,025	6,275	2,788	2,614	4,511
構成比(%)	1976	100.0	52.8	14.5	12.0	10.8	10.0
	72	100.0	44.6	21.5	9.5	8.9	15.4
1972年比		116.4	133.6	68.1	163.7	155.4	84.2

(B) 北海道

総 数		農業生産 組織総数	類 型 別				
			共同利用 組 織	集団栽培 組 織	受託組織	畜産生産 組 織	協業経営 組 織
実 数	1976	5,446	3,576	195	111	1,297	267
	72	2,227	1,151	51	150	640	306
構成比(%)	1976	100.0	65.7	3.6	2.0	23.8	4.9
	72	100.0	51.7	2.3	6.7	28.7	13.6
1972年比		244.5	310.7	382.4	74.0	202.7	87.3

(その2) 主要作目における農業生産組織の占める割合と関係戸数

(A) 全 国 (1976年推定)

	組織に関係 している農家		組織の作付 (栽培)面積	
	参加農家数 (千戸)	栽培農家 数に占め る割合(%)	(千ヘク タール)	シェア (%)
総 数	1,614	33	—	—
うち 水稻	909	22	802	32
果樹	166	34	87	27
施設 園芸	27	16	5	26
野菜	104	2	37	11
養蚕*	123	47	1,345	53

*単位千箱

(B) 北海道 (総面積に対する割合)
(%)

	1972	1976
水 稻		
共同利用組織	33.2	52.2
集団栽培組織	1.0	4.4
麦		
共同利用組織	—	26.0
果 樹		
共同利用組織	32.7	33.4
やさい		
共用利用組織	2.2	6.9
集団栽培組織	1.2	0.6

注 資料：農林省『農業生産組織
調査報告書』

2. 北海道における農業・農民教育についての若干の特徴

つぎに農業・農民教育状況についてふれる。

一般的に言えば、北海道で展開している大型機械化「一貫」体系の農業生産力段階はそれにふさわしい農民の農学的工学的力量と、その矛盾構造の把握・克服のための社会科学的力量を要求する。つぎに、そうした主体的性格の萌芽の形成とその現実的条件たる教育諸制度の問題点のいくつかについてみる。

(a) 公教育＝学校教育における農業教育

現在、農業高校はさまざまな過渡的難問をかかえているが、総じて、人・畜力段階に照応する制度実態とカリキュラムの発展に迫られていることが中心論点となる。

1960年代の新規学卒就農青年における最終学校、中卒および高卒の比率の逆転は、むろん、機械化段階への推転のみをもって説明するわけにはいかないが、そのことと無関係ではないと考える。そのことはポスト・ハイスクールの農業学園、農業関係短期大学卒業生の増加からあきらかといえる。

北海道の専修短大機械科の学生の実家の職業中の農家の割合、卒業生の就職中農業自営の割合は何れも1972年ごろから急速に高まっており（表－4参照）、1974年の就農者中大学卒10%（うち短大9%）、高卒69%（うち農高50%）となっていることは、機械化段階の農業生産・労働の要求する現代の農民の主体的科学的力量のレベルを示すといつてよいのでなかろうか（そこには、複式簿記の記帳、統制能力も不可欠）。

このように、すでに大型機械化「一貫」体系段階の農業の生産と労働がポスト・ハイスクールのジュニア・カレッジ・レベルの学力を要求しているとすれば、農業高校にもそれに応じた制度、カリキュラム編成が必要となっているはずであり、そのことはすでにそうした方向で現実の問題となっているが、同時に現実的な困難のうちに大きな国民的合意にはなり切れないでいる。

農業関係専門学科、科目の再統合と「普通教育としての位置」づけ（栃木県真岡農高の稲葉光国報告、農政ジャーナリストの会、『日本農業の動き』49号）、農業教育の「自然と労働、生物と環境、食料生産と民族独立、日本の伝統文化など、人間の全面的発達と深い関係にある農業教育を新たな国民的教養として波及させる」試み（全国農業教育研究会、則川正報告、「酪農事情」、1980.10月号）にその方向追求の芽をみることができよう。

表4 (その1)新規学卒就農者の中高卒別状況(男子)

年次	中 卒	高 卒
25年	97.2%	2.8%
30	82.2	17.8
35	74.6	25.4
40	72.4	27.6
45	36.8	63.2
49	16.9	83.1
50	16.6	83.4
51	12.2	87.8

注 学校基本調査

(その2) 専修短大農業機械科生卒業後の進路

進路	入学年度	昭43	44	45	46	47	48	49	50	(51)
農業自営		0	13	17	18	43	62	46	52	(48)
就職	農業関係※	86	74	61	64	36	8	36	29	(33)
	その他※※	14	13	22	18	21	30	18	19	(19)

注 昭和51年度については昭和52年5月末現在の希望

※ 改良普及員、市町村（農業部門）、農協、農業機械関係企業

※※ 進学、市町村、工業系企業、その他

(その3) 専修短大農業機械科在籍学生の親の職業 (%)

種 別	入学年度	昭 43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
	農 業 以 外		43	43	23	40	28	7	9	15	12
農 業 経 営 別	水 田	57	38	47	50	36	62	77	53	69	69
	畑 (酪農 疏菜)	0	14	18	10	36	31	14	30	19	20
	そ の 他	0	5	12	0	0	0	0	2	0	2

(その4) 就農者の最終学歴状況 (男子) (%)

16 - 29 歳	中 学 校	高 校		大 学		そ の 他
		農 業	そ の 他	短 大	大 学	
100	18	50	19	9	1	3

- 注 1. 昭和49年度道農業会議 904 名調
 2. 以上表 8 および表 9 (その 3) (その 4) は北海道農業機械学会シンポジウム資料より。

(その5) 農業に関する学科卒業後の就農状況 (昭和53年度卒業者)

全日制十定時制 (人, %)

学 科	項 目	卒 業 者 数			就 農 者 数			就農率 ② ①	就農を目的とする進学 (短期 大学は含み大学は除く) 研修					就 農 可能率 ②+③ ①		
		男	女	計①	男	女	計②		専 攻 科	短 大	研 修 所	現 場 研 修	計			
								男					女	計③		
自 営 者 養 成 学 科	農業関係学科	15,288	1,564	16,852	3,246	189	3,435	20.4	275	512	719	235	1,718	23	1,741	30.7
	園芸関係学科	7,588	1,647	9,235	1,337	55	1,392	15.1	152	202	419	136	874	35	909	24.9
	畜産関係学科	3,981	211	4,192	750	15	765	18.2	59	101	204	109	469	4	473	29.5
	蚕業関係学科	165	40	205	42	0	42	20.5	4	2	4	3	11	2	13	26.8
	小 計	27,022	3,462	30,484	5,375	259	5,634	18.5	490	817	1,346	483	3,072	64	3,136	28.7

- 注 1. 公立高等学校の農業に関する学科について調査したものである。
 2. 学科の区分は、文部省指定統計「学校基本調査」に準ずる。

b) 成人農民の農学的工学的力量、とりわけ当面の大型機械技能形成の課題

大型機械化「一貫」体系段階の営農においては、その影響の及ぶところは広く深い、当面の大型機械技能習得の問題に限定して実態をみる。

表 5 によって技能習得ルートを見ると、経営主は主としてメーカーのエゼントに教わり、家族成員は経営主から「仕込み」(小川太郎)の方法で習うという経路が大部分である。後継者の場合、農高、農業学園、短大等で構造についても一応の教授をうけているので必ずしも「仕込み」のみと

はいえないが、同表のように、農業機械技能習得の要求がつよいにもかかわらず、それを保障すべき社会的（とりわけ公的）諸機関が少いこと、したがってほとんどメーカーの即席研修で間にあわせていることに現在の最大の問題をみることができる。これらわずかの諸機関の研修・訓練の機会において、その教育・訓練の方法と内容がまだ定式化されてないことも課題をつきつけている（まして、この機械化と農法との関係にいたっては国の機械化研究所で若干おこなわれているにすぎない状況といっても過言ではない）。

表 5 大型機械技能習得の経路
(その1) 斜里畑作地帯の事例(1978年)

(人)

		家	近	共	農	農	農	道	全	メ	計
		族	隣	同 組 合 内	協	業 高 校	業 学 園	立 研 修 所	農 講 習 所	ー カ ー	
経 営 主	～1959	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2
	1960～64	—	3	4	1	—	—	—	—	8	16
	1965～69	—	—	1	—	—	—	—	—	7	8
	1970～74	1	—	1	—	—	—	—	—	1	3
	小 計	1	3	6	1	—	—	—	—	—	18
後 継 者	1965～69	6	—	1	—	1	1	—	1	2	12
	1970～74	1	—	1	—	—	—	1	—	2	5
	1975～	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	小 計	8	—	2	—	1	1	1	1	4	18

(その2) 奈井江水田地帯(主婦)の事例(1978年)

(%)

主 人	農 協	普 及 員	セ ー ル ス	そ の 他
71.0	4.5	9.0	13.4	3.0

注 1. 工藤正義調査

2. 技術研修の要求

- a. 青年 57.2% (先進農家研修 18.1%)
 b. 主婦 { 必要 41.3% 満足 14.3%
 普通 41.3% その他 3.1%

(その3) 大型機械の操作技能の専門研修施設の現状(北海道)

	年 間	実 績 (1)	実績(2) 1965～76	
農業講習所	一人	一人	690人	農協その他 2,380人 農 民 6,130人 婦 人 430人 ()内は小計
農業学園	50	(1965～70) 4,138		
農業者大学校	80	(1974～76) 242		
専修短大機械科	50	(1965～) 1,020	1,020	
道立研修所	850	(¹⁹⁶³ / ₆₄ ～76) 1,241	2,530	
全農講習所	⁷⁵⁰ (1,780)	(1967～79) 10,000	^{4,700} (8,940)	
メ - カ -	1.5～2.0万人			

- 注1. このほか、北連、単位農協S.S、S.Cがある。
 2. 全農では、農協職員1,100人、オペレーター2,400人の速成研修がおこなわれている。
 3. 1975現在、大型4.4万台、中型3.3万台のトラクターがある。

(その4) 北海道クボタ技術講習所講習実績(5カ年)

(人)

年度・区分 対 象 者	日 数	47年		48年		49年	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
⊗ 社 員	(1・2日)	152	581	147	490	167	432
特約店・販売店社員	(3～5日)	420	1,216	422	1,830	548	1,613
需 要 家(農民)	(1～2日)	2,952	3,565	3,259	4,711	2,705	4,395
その他(農高・4H クラブ・諸官庁)	(1～5日)	1,101	2,295	921	1,940	714	1,269
計		4,625	7,657	4,749	8,971	4,134	7,709
年度・区分 対 象 者	日 数	50年		51年		計	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
⊗ 社 員	(1・2日)	135	366	165	525	766	2,394
特約店・販売店社員	(3～5日)	873	1,868	1,003	1,919	3,266	8,446
需 要 家(農民)	(1～2日)	2,915	4,747	2,676	4,999	14,507	22,417
その他(農高・4H クラブ・諸官庁)	(1～5日)	575	1,028	318	649	3,629	7,181
計		4,498	8,009	4,162	8,092	22,168	40,438

(c) 農業生産の社会化と農民の主体的性格

初期農業生産組織としての集団栽培について、三好四郎・西尾敏男はその形成と陶冶の作用を、農民の意識変革、とりわけ労働評価と篤農の秘伝的技術の克服の2点に集約した。この指摘は重要であるが、筆者はそれを小型耕耘機の生産力段階との関連でとらえる。つまり、篤農技術の前提たる人・畜力段階の「カンとコツ」、総じて経験的な技能習得と、その基礎の一枚一枚の田圃の構造的差異（水管理もふくめ）が、この耕耘機の導入によって、部分的ながら土地改良、重労働からの解放、耕耘の統一性等からその基礎を漸次失って試験場の科学技術の適用への道が一部開かれた。

そうしたことは、いま大型機械化「一貫」体系段階への生産力発展とともに大中におし進められ客観的にはその段階に照応する新たな栽培、飼育技術が要求されているが、その開発研究と教育の条件は大中にたちおくりしている、といわねばならない。

また、この農業生産組織は、農民労働の社会化を市場を通じる間接的包摂段階から生産・労働過程そのものの直接的包摂段階（いわゆる社会的協業）におしすすめつつあり、そこでは事業所内分業と社会的分業の過渡的な形態がみられる（とりわけ、役員とオペレーター）。この分業と専門化が、資本主義的なその方向をとるか、農民のプチ・ブルジョアの民主主義的方向をとるか、ここにも一つの対抗関係がみられる（筆者は、かつて後者を組合的協業と規定した）。

現農政がすでに中核農家を中心にこの農業生産組織を通じる地域農業のブルジョアの再編を公的に指摘している段階で、この集团的生産の担い手の民主主義的相互関係は重要と考える。なぜなら、農民のおかれている市場関係なり土地所有関係等、総じて資本主義的社会的生産諸関係をそのままにした小農的生産関係の資本主義的関係への改鑄は犠牲と矛盾と、したがって労多くして実り少き道でしかないからである。

筆者はプチ・ブルジョア的とはいえ、その勤労農民の民主的小農的生産関係の追求と、それに照応する農民的集团的生産力の形成の追求に期待をもつ。それには、地域的ないし全国的な関連専門労働者の協力が不可欠である。その力が同時に資本主義的社会的生産諸関係の民主的規制力となりうるし、農村部における住民自治の力量となりうるからである。

それを教育的編成としてとらえれば、その条件は、一つには地域における自主的な労働学習運動であり、二つには国民教育としての農業＝農民教育、とりわけ国民的農業の形成＝再構成論になると考える。

それは当然、資源、エネルギー問題、生態系論をも不可欠の構成部分とするが、いまそうした客観条件は一定の熟度に達しつつあるといつてよい。

補注。つぎを参照されたい。

御園喜博『現代農業経済論』21頁以下。

佐藤 正「農業機械化段階における小農民の分解と経営様式」（吉田寛一編『高度経済成長と地域の農業構造』37頁以下）。

なお、北海道の稲作の推移についての図表はつきによる。

（その1）、松尾孝嶺『日本の稲』（岩波書店、1953年）、44頁。

（その2）、（その3）、菅原章「水田転作の現状と地域性」（北海道立総合経済研究所『北海道農林研究』第58号、1980年3月）。

（その4）、（その5）、斉藤亘「機械化からみた北海道農業の進歩」（北海道協同組合通信社『ニュー・カントリー』、1977年8月）。

第2報告

戦後北海道農業教育の展開過程

田島重雄

はしがき

広義の意味の農業教育には、初等、中等、高等の三つのレベルの農業学校教育、また時に農業普及事業や農村社会教育、そしてヨーロッパなどではさらに農業労働者に対する職業訓練までも含めることがあるが、この論文では、狭義の意味の農業教育として捉え、中等程度の学校農業教育に限定したい。また、戦後北海道農業教育の展開過程を便宜上二つに分ち、第一にその量的展開、第二にその質的な展開についてふれたいと思う。ただこの際戦後の農業教育を理解するに必要な程度において、戦前の教育についてもふれることとする。

A. 量的展開

戦前の北海道における中等程度の農業教育の出発は、明治20年（1887年）札幌農学校に付設された農芸伝習科にさかのぼるが、独立した農業学校としては、明治40年（1907年）に岩見沢に設立をみた空知農業学校（現在の岩見沢農業高校）が最初のものであった。（第1図A参照）。この学校はいわゆる北海道において農業教育の先覚校ないし中心校としての役割を果たすと共に、道央水田地帯の開発に大きく貢献した。

その後北海道の農業開発が進展すると共に、中等程度の農業教育は、大正9年（1920年）、同12年（1923年）にそれぞれ一校を加えた。すなわち、道東畑作地帯の中心都市帯広に設立をみた十勝農業学校（現在の帯広農業高校）と道北稲作地帯の拠点永山（現在旭川市に合併）に設立をみた永山農業学校（現在の旭川農業高校）の二つであった。この二校は北海道農業教育のサブ・センター、あるいは前進基地としての役割を果たした。（第1図B参照）。

このようにして、北海道農業教育は、空知、十勝、永山の三校を枢軸として約20年間すめられたが、昭和14年（1939年）になるとまず美幌に、つづいて昭和16年（1941年）に名寄、倶知安、大野、静内の各地に、そして、戦後の昭和21年（1946年）に標茶にそれぞれ農業学校の設立をみ、ここに北海道の農業学校は合計9校を数えるようになった。こうした農業学校の新設は、大正14年（1925年）に制定をみた12の北海道農業地帯区分に応じて行われたものであり、12の農業地帯の中、9地帯までが一校づつ農業高校をもったことを意味する。これらは、いわゆるフランスなどの「地帯別学校（Regional School）」にあたるものであり、北海道の農業教育の遠心的発展が、昭和21年（1946年）において一応の発展段階に到達したことを意味するものである（第1図C参照）。

なお同じく昭和21年（1946年）、同22年（1947年）にそれぞれ道央の江部乙、一巳に農業学校が設立されたが、これは、遠心的発展終了後の、集約化のはしり、あるいは補正の意味をもつものと考えられる。

戦後の教育改革は、日本の教育全体に対して、色々の意味において影響を与えたが、「勤労青少年にも中等教育を」という考え方は北海道教育当局に「1町村1高校」という画期的な構想を与えることになった。しかしながら財政的にいっても、当時の北海道市町村の大部分には従来までのような、ある程度以上の規模の農場をもつ全日制農業高校を設立する余力はなく、また勤労青少年の側からいってもその当時中等教育を求める者の大部分は、農村に在住し農業に従事する青少年であったので、

A 明治40年



(Center schoolの段階)

B 大正12年



(Sub-center schoolの段階)

C 昭和21年



(Regional schoolの段階)

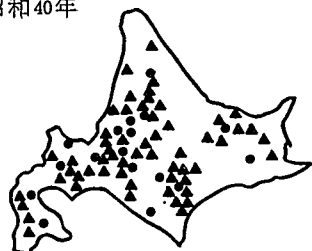
D 昭和23年～39年 (模式図)



(Community school に向って)

- 中心的農業高校付置の季節定時制課程 (23)
- △ 普通高校付置の季節定時制課程 (13)
- ▲ 中心的農業高校の分校、のち独立した季節定時制高校 (38)

E 昭和40年



(Community schoolの段階)

F 昭和54年



(Area schoolに向かって)
- 教育圏構想の必要 -

第1図 北海道における中等農業高校の配置

農繁期には自家労働従事，そして農閑期の冬季間には全日授業という「季節定時制」の形態が最もふさわしいものとされ，その奨励が開始された。

こうした季節定時制農業課程（又は高校）の設立は，昭和23年（1948年）から昭和42年（1967年）の間に36課程，38校に及んだが，この季節制定時制の設立過程には，三種のタイプがあった。

その第一は，既設の全日制の農業高校に併置された課程であり，あらゆる面においてその設立は容易，簡単なものであり，その数は昭和42年（1967年）までに23課程に達した。その第二は，既設の総合制高等学校に付置されたものであり，米占領軍当局の強い勧奨の下に設置をみたものであり，昭和42年までに13課程が生まれた。このタイプは設立後の運営には，米国との国情の相異があり，各種の困難を生じたが，それでも，農業高校未設置の市町村にとっては一時的な救いであった。その第三は，既設の農業高校の分校として，周辺の市町村に設置されたものであり，その後独立して市町村立農業学校になった。これは合計38校の多数に達したものであるが，他方「一町村一高校」と「農村の勤労青少年に中等教育を」という二つのスローガンと同時に具体化したものであり，戦後の季節定時制農業高校として最も典型的なものといえることができる。

このように季節定時制農業高校又は農業高校は，北海道内の農業を基幹産業とする市町村の殆どに設置されることになり，従来まで僻遠のため，また農作業従事のため，正規の中等教育を受けることのできなかった農村青少年に農業高校教育の機会を提供することになった。このことは，おそらくは，北海道農業の発展に直接，間接，著しく貢献したことと考えられる。また同時にこれらの学校の多くは，地元「地域社会」の各種資源を活用し，あるいは，その発展に貢献すべきであるというE. G. Olsen等の「地域社会学校」の構想を採用し，カリキュラムの工夫，ホームプロジェクト等を通じその具体的実現を図ったので，時の農政の「新農村建設」やその後の「構造改善事業」と相呼応し，「村作り」あるいは「町作り」に大いに貢献することになった。このことは北海道の季節定時制農業学校（課程）の声価を著しく高めるのに役立った。

しかしながら，その後経済の高度成長が急速に進展し始め，農村青少年が大都市産業に吸収され始めると，こうした季節定時制農業課程の入学志願者は，減少しはじめた。特に昭和47年（1972年）以降にもなると，定員を大きく割る学校も生じ，募集停止となるもの，普通科転換を図るもの，全日制化を図るもの等がみられるようになった。事実として，昭和53年までに道立の全日制農業学校（課程）は16校，道立農業高校併置定時制課程は15校，市町村立定時制農業学校は13校に減じた。これは最多時期のそれぞれ72%，65%，38%にあたる（参照第2図）。

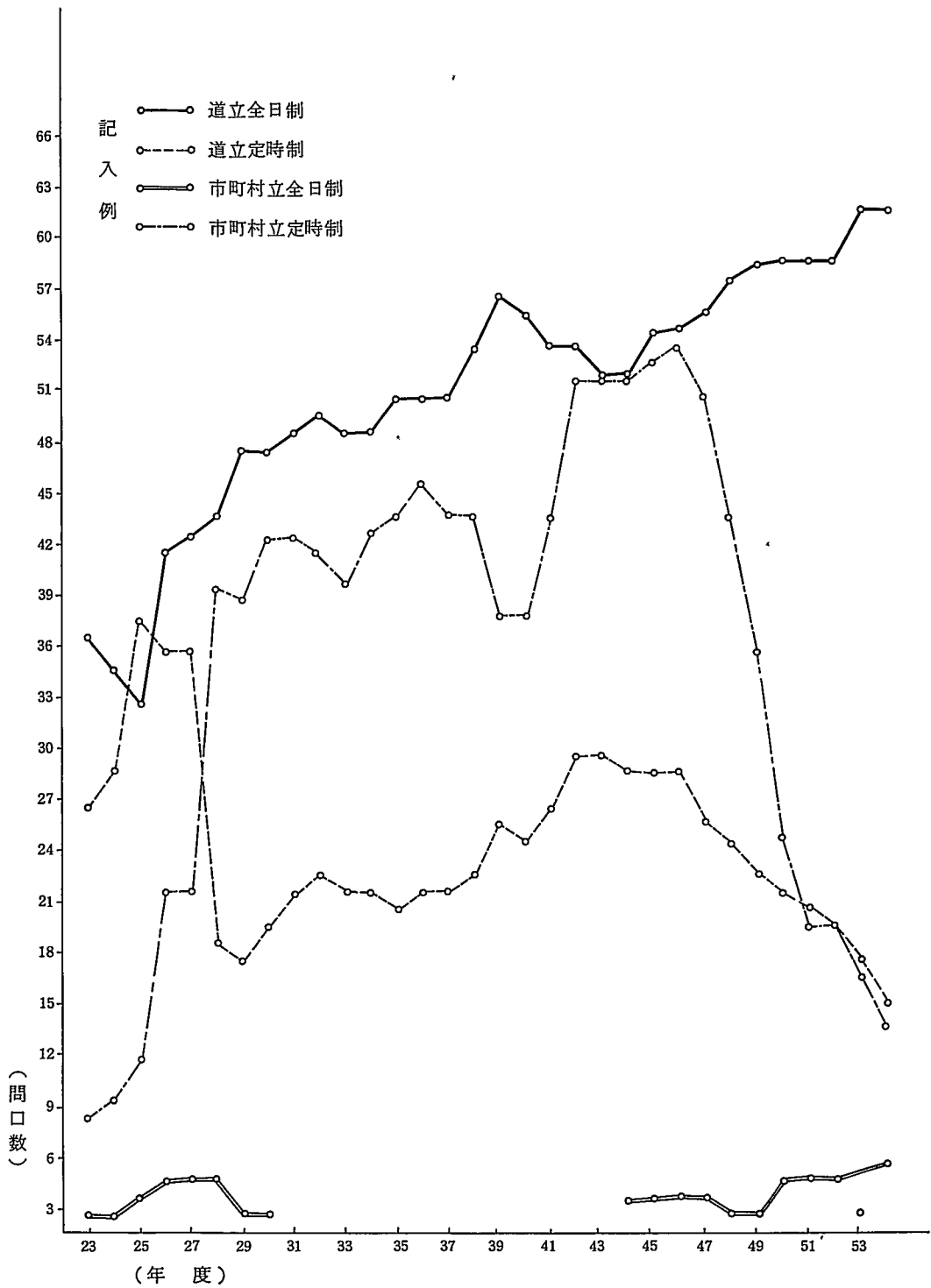
こうした傾向の中に，各市町村教育当局は，市町村立定時制農業学校振興対策協議会（農振協）を設立し，各種の振興対策を考究し，あるいは問題の解決を図った。その中には，昭和46年，農業関係高校（課程）の存廃並びに配置を教育圏（Educational area）ごとに再設計するという，いわゆる「教育圏構想」があった。この計画は画期的なものであり，大いに評価されたが，しかし現実には，道教育行政の中枢を動かすに至らず，また各町村当局間に思惑等もあり，その具体化は必ずしも進展していない（参照第3図）。

B. 質的展開

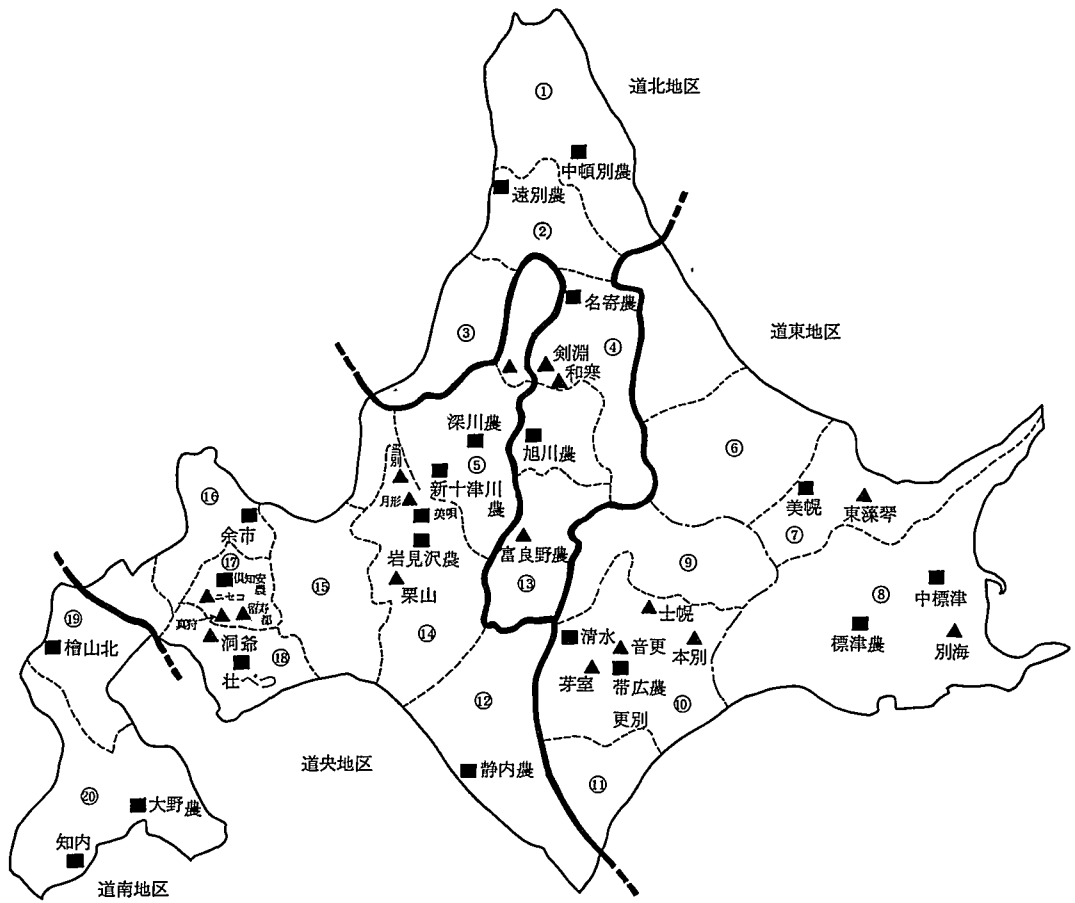
質的展開については，便宜上三つの時期に分けて考えることとする。

1. 教育改革前後（おおよそ昭和20～30年）

この時期は，戦後の社会・経済的混乱の收拾後，“北米型”（添付第4図）の農業教育を導入し，農業教育内容・方法の近代化，農村社会への浸透を図ると共に，教育行政の民主化，官民の研究機関や現職教育組織等の発達を促し，戦後北海道農業教育の再建・発達の基礎を培養した時期といえ

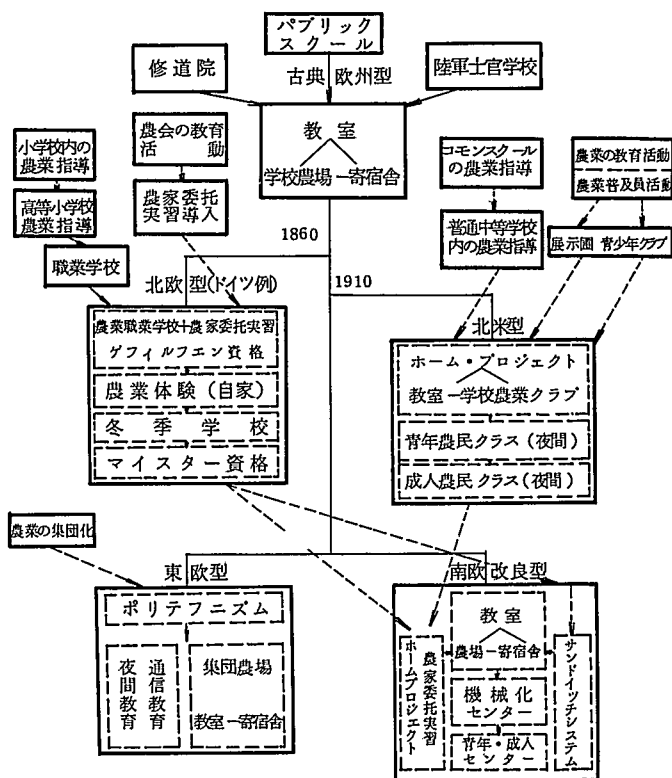


第2図 北海道公立高校農業科問口数の推移(昭23-54)



教育圏	総合開発地域区分	経営指標地域区分	農家数(1,000)	農業関係高校	教育圏	総合開発地域区分	経営指標地域区分	農家数(1,000)	農業関係高校
道北	道北 (留萌谷上川)	1	4.8	中頓別農	道央	12	4.9	静内農, 5から幌加内	記入例
		2	1.5	遠別農		14	5.1	深川, 新十津川	
		3	3.0			15	8.1	岩見沢農, 美幌, 栗山	
		4	6.7	名寄農, 剣淵, 和寒		16	4.5	余市	
		5	20.4	旭川農		17	2.2	俱知安農, ニセコ	
		13	5.1	富良野農	18	2.5	真狩, 留寿都 仕べつ, 洞爺		
道東 道東西	道東 (十勝 網走 釧路 根室)	6	6.2	美幌農, 東藻琴	道南	道南 (桧山 渡島)	19	3.4	桧山北
		8	6.0	標津農, 中標別, 別海			20	13.1	大野農, 知内
		9	1.7						
		10	9.6	帯広農, 更別, 清水					
		11	0.9	音更, 士幌, 本別, 芽室					
					全道	124.6		全日制19校, 定時制17校	

第 3 ・ 図 農 業 教 育 圏



(資料)

田島重雄「農業経営の担い手教育 — 欧米諸国の担い手教育の論理と方法」。

工藤元教授定年退官記念出版企画委員会編『近代農業経営学の理論と応用』所載 (明文書房, 昭和53年) 138~156頁。

第4図 欧米における農業教育方法、制度の発達経過

る。

例えば、文部省主催の教育指導者講習会、(いわゆる IFEL-V, VI, VII等)への代表派遣、岩見沢、帯広でのホーム・プロジェクト講習会開催の中に、「北米型」農業教育の理解・吸収につとめたが、更に北見ワークショップや岩見沢・帯広などの実践的研究を通じ、その理論(例えば地域社会学校の理論)、カリキュラム(例えば「総合農業」の展開)、教育方法(例えばホーム・プロジェクト)等の「北海道化」を図った。

他方北海道教育委員会は、農業教育専門職員(後の指導主事)を配置すると共に、総力をあげて、道教育目標、農業教育目標、道産業教育施設々備基準、学校区の策定等を行い、農業教育行政の基盤整備を行った。また前述のごとく、新たに北海道の風土と農民生活に合致した「季節定時制」を導入し、「1町村1高校」の合言葉と共にその振興普及につとめたので、農業教育は深く町村段階に浸透普及したばかりでなく、「農業教育は地域の農業発展や農村生活改善に役立たせるもの、あるいは役立つもの」という「教育と地域社会の新しい関係」を具体的に示すのに役立った。

こうした北海道農業教育発達の陰には、戦後設置された北海道大学教育学部、帯広畜産大学総合農学科、北海道教育研究所等のほか、民間団体としての北海道総合農学研究会、北海道農業教育協会等の積極的貢献が大きかった。他方、全日制では岩見沢・帯広の両農業高校、定時制では上士幌

高校などの先導的な実験，またこれら三校の教員を中心とする有志による膨大な研究の積み上げがあったことを見逃すことはできない。

(注)

- (1) この時期に北大教育学部と北海道教育研究所は、「北海道総合開発と教育」について実践的研究を行い，そのカリキュラム化や具現方法について熱意ある指導を展開した。他方，帯広畜産大学総合農学科は，主として，新しい農業教育に従事する農業教員養成に尽力し，当時続々と新設をみた季節定時制農業高校にその卒業生を配置し，その後の定時制教育発展の基礎を作った。同時に同学科は，高等学校教員と大学の教授陣を構成内容とする「北海道総合農学研究会」の設立にイニシアティブをとり，農業教員の現職教育（夏季講習会，研究誌の発行）制度を確立した。この現職教育組織はその後今日まで，30年間続けられている。
- (2) 岩見沢，帯広，上士幌等を中心とする農業教員の研究意欲はきわめて高く，『総合農業展開の手引（300頁）』，『北海道農業教育課程（670頁）』，『地域社会学校の在り方の研究（全十冊）』等が発行された。特に前二者は，有志の自費による研究成果であることを注目すべきであろう。

2. 整備・充実・拡大期（昭和32～44年）

この時期は，一方においては経済の高度成長や基本法農政，またそれらのもたらす影響に対処した時期であり，他方，前期においてレールの敷かれた「北米型」農業教育に色々調整を試みた時期であった。いま，これらを全日制と定時制に分けてのべると次のようになる。

全日制の農業教育においては，教育改革後の数年のうちに「北米型」の農業教育の推進に多くの困難を感じ始め，昭和31年のカリキュラム改訂を契機として，教育内容においては「総合農業」中心から徐々に「系統主義」，「分科主義」に回帰する傾向をみせ，教育方法においても，「ホーム・プロジェクト」から「スクール・プロジェクト」あるいは「農場中心実習」に後退する傾向をみせた。農場中心主義への復帰の傾向は，当然戦中戦後に荒廃した農場の施設々備改善への関心を高め，当初は「体質改善」，後の昭和37年からは「農場近代化」の相言葉の下にすすめられた。昭和37年第一次近代化の指定を受けたのは道立農業高校のうち3校であったが，後昭和39年までにそれぞれ7校が追加され，合計10校となった。こうした農場施設設備の充実の方向は，昭和40年以後になると4校の「大型自営者養成高校」に対して具体化された。ただこの場合は「実習寮」の新設とその運営に重点がおかれたといえる。

(注) 前述の近代化指定においても，この自営者養成学校指定においても，道立農業学校のみが選ばれ，町村立定時制高校農業課程に対しては，迫力ある施策が展開されなかった。これが後に生じる定時制衰退を招いた第一の要因といえるのでなかろうか。

一方定時制においては，まず進学率の急速な上昇によって生じた入学者の増加に対応するため，農業科のコース分け（男女別）をおこない，実質的に二間口にしたり，また一部の学校では，自営者向の学科のほかに就職を目標とした学科，例えば「農村工業科」を新設したりした。他方，前述の上士幌高校の例に倣い，地域の要望を深く考慮したカリキュラムを作り，ホームプロジェクトや各種の地域へのサービス提供を通じ，「村作り学校」として成果をあげるものが相次いで現われ，北海道の「特色ある定時制農業教育」の声価をいやが上に高めた。特に女満別高校はその「町作り教育」や「卒業生に対する後教育」において，南幌高校はその「ホームプロジェクトの類型化」，「農業実験の強化」「学校農協の設置」「父子協定の推進」などの面において大いに成果をあげ，北海道内ばかりでなく，全国のモデルとなった。こうした雰囲気のうちにも，一部の熱心な教師達は，定時制の進歩のためには，ホームプロジェクト中心の指導のほかに，北欧諸国で成果を収めている「農家委託実習制度」の導入によって実習を強化し，あるいは季節定時制でも小規模の農場をもち，実験実習を強化すべきであると主張を行い，それらを着々と実践していった。

さらにこうした定時制教育の発展に役立つための教材や自習資料なども教員達の自主的グループによって完成された。たとえば、北海道の地域的特色を織込んだテキスト（副読本）は、北見地方や帯広地方などにおいて数種のもので完成をみているし、ホームプロジェクト推進に役立つワークブックやレコードブックもそれぞれ準備され活用された。

また行政機関の施策としては、「北海道市町村定時制高等学校振興対策要綱」、「北海道市町村立高等学校定時制課程施設々備暫定最低基準」、「現場指導旅費基準」がそれぞれ制定され、定時制農業教育推進のための法規的裏付けが整備された。

このほかに、全日制、定時制に共通する活動や努力がいくつかあり、とりわけ記録に止める必要があるものは、第一に、「学校農業クラブ活動」であろう。これは、戦後「北米型」農業教育から学び発達させたもののうち、全日制、定時制の双方において最大の成果をあげたものであり、それは年々のプロジェクト実績発表会や技術競技の盛大さを通じてよく社会に紹介されている。これはまた年月の経過と共に、制度方法に巾と深さを加え、級位検定、技術検定などもいくたの試行錯誤の中に整備された。

その第二は、教員の研究活動の強化であろう。具体的にいえば、北海道高等学校教育研究会と国際農業教育会議の二つが新たに組織化され、（従来までの北海道総合農学研究会と北海道教育協会に追加され）活動するようになった。

注

- (1) 北海道高等学校教育研究会は、昭和38年から政府の補助の下に、高等学校長会によって組織化された団体で、年1回総会を開催し、研究報告を発行している。この組織の中に農業教育部会があり、道高等学校長会農業部会によって推進運営されている。
- (2) 国際農業教育会議は、昭和44年スイスにおける国際農業コース（ICAE）参加者を中心に、各種海外研修参加者によって組織された有志団体で、年1回の総会を開催し、ニュースレターを発行している。スイスの国際農業教育コース参加は、広く農業教員の眼を海外に向けるため、また特に北欧の農業教育が北海道の季節定時制の改善に大いに参考になるため、それを学ぶために行われるようになったものであるが、これも自主的に自費をもって行われ始め、後に高校長会農業部会において承認、支援を得るようになったことに注目したい。

なおこの時期における最大の不幸は、帯広畜産大学総合農学科の廃止であった。総合農学科は、農業教員や農業改良普及員養成を目的として、昭和26年、帯広畜産大学ほか全国の12国立大学に設置されたものであり、北海道においては、戦後の農業教育の拡大、あるいは農業教育の農村地域への浸透（季節定時制の新設）の時期に、よく教員養成の実を果たし、農村の隅々にまで、その卒業生を配置し、「町作り教育」に貢献した。また同学科のイニシアティブのもとに設立をみた北海道総合農学研究会は、農業教育の現職教育に先駆的役割を果たし、それは30年後の今日まで引続いて行われている。

しかしながら、府県の総合農学科の場合には、その設立目的を果さないものや、既設学科と競合的なものが多かった。しかも関係する学会も内紛等があり、統一ある活動が展開されなかった。遂に文部省内の農業視学委員会は、「農業教育体質改善」の名のもとにその廃止を勧告した。そのため、帯広畜産大学総合農学科も、北海道の一角においてその設立趣旨に合致し、多大の成果をあげながら、廃止に追いこまれる事になった。日本の教育行政にひそむ画一主義の悲しむべき結果というべきであろう。また特にその後も教員養成について注意が払われることもなく、世界でも稀にみる「安上り」の農業教員養成に墮してしまっていることは残念といわねばならない。

3. 農業教育の調整・整理期（昭和45年以降）

昭和45年以降の農業発展は、一般的にいえば高度経済成長の副産物としての公害の増加、オイルショック以降の経済の低成長、米の生産過剰問題等を背景として、地味な調整・整理期に入ったといえるが、北海道は特に稲作調整の問題、そして最近には牛乳の調整問題まで起り、農業と農民の将来に不安を投げかけ、離農や後継者の流出が依然として相当の率で進行している。

最近北海道の農業経営は、規模の拡大、経営の専門化、機械化一貫体系などの完成によって、北欧の水準、あるいはそれ以上にまで達しているといわれているのであるから、いわば北海道農業教育は、こうした農業や農村の「光と影」の双方に対応しなければならないといえる。

他方教育界の一般動向は、昭和44～45年の学園紛争を契機として教育改革の志向が高まり、「第三の教育改革」が主張されるようになった。その中でも、「生涯教育」の必要、教育内容に「ゆとり」を与えること、教育内容編成主体を「地方に移譲」することなどが強く主張され、それらは学習指導要領の改訂にも採入れられた。このことは農業教育においても実施され、教科目の削減や統合から行われ、また「農業基礎」の新設によって新しい時代への対応が可能になりつつある。

しかしながら、ここにも暗い影があることは否定できない。すなわち、いたずらな進学志向は、一方において激しい受験競争を生み、健全な人間形成を阻んでいるばかりでなく、「落ちこぼれ」現象やいたずらな「差別感」の醸成、また農業高校への「無目的」生徒の流入などを招き、農業教育の本質をゆがめつつあると考えられる。

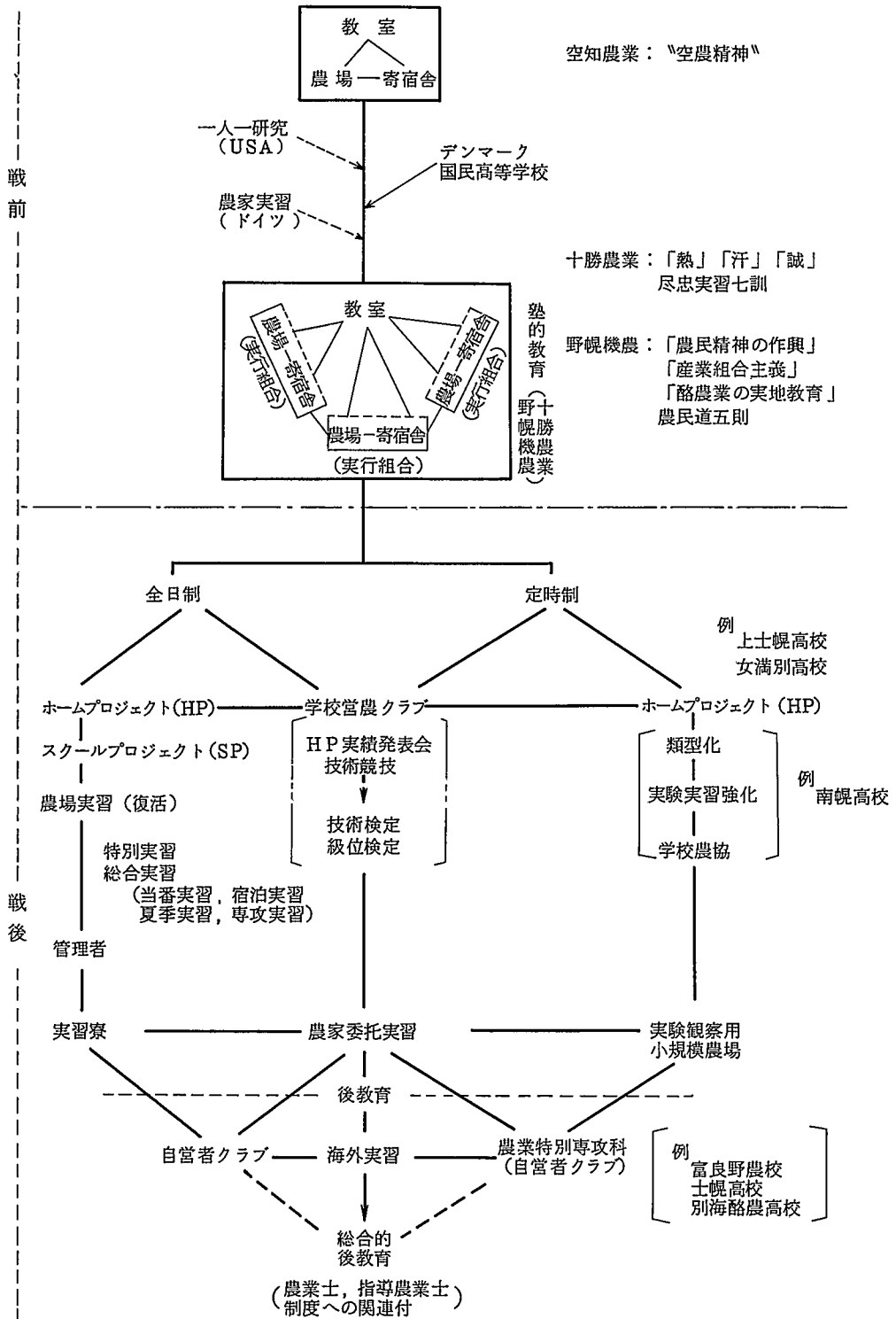
北海道の農業教育はこうした農業や教育の全国動向に対して、他府県同様種々の対策を講じつつあるといえるが、その中で、特に北海道独特の対策として目立つものは全日制においては昭和46年以降の近代化指定校の追加（清水、余市、新十津川）、同じく昭和45年以降の標茶、静内、美幌の3校の普通科分離、昭和46年以降の後教育の強化、大学進学希望者の増加に対するカリキュラム上の配慮並びに道内農水系大学に対する働きかけ、農場事務の改善各種手当の増額、指導の改善、強化などである。

また定時制においては、近年の進学熱の高揚と共に高まった「普通科志向」「全日化志向」によって、入学志願者が激減し、募集停止や学科転換をするものが続出し、また、入学生徒の質的低下など、深刻な問題が山積したので、市町村立定時制農業高校振興対策協議会（農振協）は特別の委員会を設置し、教育圏構想ほかの定時制教育内容、方法等の検討を行い、その対策を考究した。その結果定時制に対する生涯教育構想の導入、後教育の強化などの具体対策が考究された。特に後教育については、農業特別専攻科の新設が考えられ、昭和46年以降、富良野、士幌、別海の3校に設けられることになった。

C. 結語と残された課題

戦後の北海道農業教育の展開を、一部戦前を加えて、量的・質的に検討を加えたが、その中で評価すべきこととして、以下があげられる。

- (1) 北海道教育委員会は、戦争直後の地方自治の強まりの中とはいえ、中央依存の気風の未だ強かった時期にも拘わらず、よく積極的に研究・工夫を重ね、教育政策の「北海道化」を図り、あるいは「独創的教育」の奨励を行った。このことは「北海道農業教育目標」の自主的決定、また「市町村立季節定時制」の振興施策等にもみられ、農業教育を北海道の隅々にまで浸透させるのに役立った。こうした姿勢と成果は、現在ないし今後に対して大いに励ましと暗示を与えるものである。
- (2) 北海道の農業高校は、戦後導入された「北米型」の農業教育、特に「ホームプロジェクト」、「学校農業クラブ活動」などをよく消化し、北海道農業教育の血とし肉とした。またその後「農



第5図 北海道農業教育組織方法の発展過程 (明治~現在)

家委託実習」など「北欧型」農業教育を消化しつつあるが、そのほか市町村立の季節定時制などでは、ホームプロジェクトのほか小規模の実験農場などを設け、また地域社会との関係強化、生涯教育思想の導入等独自の工夫を加えつつあり、近い将来の「北海道型」の農業教育の完成さえも期待できる（第5図参照）。

(3) 戦後の教育改革以降、農業教育関係教職員の志気はきわめて高く、研究・実践の成果は大であった。熱意ある教育委員、学校長、教頭、教員が、よく同僚、そして組織を動かし、ついに町作り・村作りに貢献した例は数多くあった。このことは、教育、ことに地域差の多い農業教育には、個人ないし小集団の「創意工夫」と「熱意」が必要であり、教員養成の重大さを暗示するものでもある。

(4) 北海道農業教育の発展の陰には、道内の大学、教育研究所、またいくつかの民間教育団体の支持と積極的協力があつたことを認めなければならないであろう。ことに北大教育学部の「総合開発と教育」に関する研究、帯広畜産大学の「教員養成」にかけた努力など、大学の教育現場に対する働きかけとして稀有なものであり、注目すべきことといえる。

しかしながら、このように発展した北海道農業教育にも、いくつかの残された課題があることも否定できない事実である。それらをあげると、次のとおりである。

(1) 戦争直後に農業高校の地域別配置がほとんど完成され、またその後、市町村立季節定時制農業高校がそれらの間を埋めるかのごとく設置されていったのであるが、道北地方、ことにオホーツク海沿岸には、農業高校がとうとう設置されず、また折角設置された少数の定時制課程も早々に廃止されるものが多く、今日なお農業教育の空白地帯となっている。行政当局、市町村当局は、将来に影響することを深慮し、急速な処置をとるべきであろう。

(2) 昭和37年以降、農業高校の「近代化指定」、また昭和40年以降に「農業自営者養成校指定」が行われたが、何れも府県と同様の道立学校中心にのみ行われ、独創的成果を収めつゝあつた町村立季節定時制に対する「テコ入れ」が不足又は遅れたように思われる。これが、町村立季節定時制の発展を限定する一因となつたともいわれ、残念なことといわなければならないであろう。

(3) 中学における進学指導の改善が、途中で挫折放置されたため、いたずらに全国的な進学熱、普通科志向にまきこまれている。日本最大の農業基地として、中学の進学指導に対して独自の対策をもてないものであろうか。

(4) 農業高校教職員の積極的研究意欲が低下傾向にあるように思われる。これには、教職員の人事行政、組合活動などとの関連があると思われ、その改善が望まれる。

(5) 北大教育学部の「総合開発と教育」研究にみせた熱意と具体性、また帯広畜産大学の教員養成にみせた迫力が、（総合農学科廃止以降）減少しているように思われる。

主要参考文献

1. 木呂子敏彦「教育断想」、『教育新潮』北海道教育新聞社 昭和27年。
2. 城戸樞太郎「北海道の総合開発と教育計画」、『産業教育』第2巻第6号 昭和27年。
3. 成田 清助「北海道における総合農業教育」、『総合農学』第1巻第1号 昭和27年。
4. M. J. ピーターソン、田島重雄『農業教育の理論と実際』、文教書院 昭和32年。
5. 森本 宮幸「プロジェクト活動の理論と実践」、東京第一図書出版 昭和32年。
6. 留岡 清男「村作りと人」北海道大学教育学部研究紀要 第5号、1957年。
7. 福井 敏夫「北海道の農業並農業教育について」北海道総合農学研究会報 第5巻第3～4号、昭和32年。
8. 北海道立教育研究所職業教育研究室「北海道高等学校農業課程の改善に関する意見調査」昭和31年6月。
9. 磯貝芳司、山花豊、福井敏夫「北海道農業教育の歩み」北海道総合農学研究会報 第7巻第1号、昭和33年。

10. 田島 重雄「西ヨーロッパの農業教育」, 帯広畜産大学農業・農村教育研究室, 昭和38年。
11. 田島 重雄「農家委託実習の理論と実際」, 北海道農業教育研究 第12巻2号, 昭和39年。
12. 田島 重雄「農業の担い手とその教育について」(その1), 『北方農業』 1974年3月。
13. 田島 重雄「農業の担い手とその教育について」(その2), 『北方農業』 1974年6月。
14. 田島 重雄「農業近代化に果す教育と後継教育の基本的方向」, 『北海道農業教育研究』第13巻2号, 昭和40年。
15. 田島 重雄「農民と教育」, 『北海道農業の現段階と展望』, 北海道農業会議編, 昭和41年。
16. 栗山高校「委託実習についての一考察」, 北海道農業教育研究 第15巻第2号, 昭和42年。
17. 田中 清一「父子契約の進め方」, 南幌高等学校 昭和46年
18. 矢口 猛「農業自営者養成教育の内容方法上の実践的研究」, 北海道事務印刷工業, 昭和46年3月。
19. 北海道高等学校長協会農業部会「北海道高等学校定時制農業教育振興方策の具体化について」 昭和48年。
20. 小久保和孝「北海道農業教育の課題と方法」, 北海道高等学校研究会研究紀要11号 昭和49年。
21. 吉川 睦夫「農業教育の理念と方法」, 北海道高等学校研究紀要15号 昭和53年。
22. 市町村立定時制農業高校振興対策協議会・北海道高校長協会農業部会「北海道高等学校定時制農業教育振興方策」 昭和54年。
23. 田島 重雄編「北海道農業教育発達史」, 日本経済評論社 昭和55年。

第3 報告

農業高校の現状と政策課題

高 田 薫

北海道における農業高校の現状と政策課題について、概要を説明いたします。

この課題に対して、第一点目に高等学校における農業教育の現状を、第二点目に農業教育が政策として他との関係機関とどのような関連をもちながら進められてきたか、その経緯と実態について、第3点目に農業高校の課題、このような諸点にまとめて触れたいと思います。なお、今後における高校の農業教育とその政策課題については、提言の概要にとどめたいと思います。

1. 北海道における高等学校農業教育の現状

(1) 農業高等学校の概況

まず、農業高校の現状であります。現在、参考資料にありますように、農業に関する学科を設置している高校は45校ありますが、学級数では全日制が63学級、定時制が22学級、計85学級となっています。これは現在の公立高等学校教育の中でしめる位置とその割合をみますと、公立高等学校270校68,446人(昭和54年3月卒業生徒)に対し、職業学科卒業者の合計で19,503人、この中農業科卒業者は4,032人となっています。従って高校を卒業した生徒の中において職業学科卒業生の占める割合は、職業学科全体では31.6%、農業学科では5.9%となっております。

これを今年の1年生についてみますと、農業学科の比率が低下し、5.6%になっています。10年前にさかのぼってみますと、農業科に学ぶ生徒は、10%前後の割合を占めていたことから、急激な生徒の減少傾向が数字のうえにも表われています。

このような生徒の減少は、農業高校に学ぶ生徒数が減少したこととともに、高校進学率の上昇に伴い、最近10年間で新設された高校が、すべて普通高校となっており、量的に普通高校が増えたこ

とから、相対的に職業学校の比率が低下することになり、昭和42年に職業教育を受ける生徒の比率が、全体の割合の44%を占めていた時代をピークにして、次第に減少する結果となっています。

なお、この減少傾向の内容をみると、北海道の農業教育では、定時制教育がかなりの重要な地位を占めていたのですが、昭和42年農業学科78間口を最高に、現在、これが22間口と激しい減少を示しています。それに対して、全日制の方はこの10年間の経緯を見ましても、若干増加する形で推移しています。

従って、農業学科の減少は大部分が定時制の農業課程となっています。

(2) 北海道産業教育審議会

次に、教育を政策的に進める場合の経緯と実態についてであります。この大きな拠りどころと申しますか、基本的計画策定の根拠は、北海道産業教育審議会への諮問とその答申、建議があげられ、これに基づいて産業教育を推進することが、先づ第一にあげられます。

この道産業教育審議会は、全国段階の理科及び産業教育中央審議会との一連のからみもあり、相互に関連性をもっていますが、特に北海道産業教育審議会は、非常に大きな機能を果たしてきました。補足の資料で示しましたように、(産業教育審議会の概要)その役割が理解いただけると思います。

現在も、道教委は、この道産業教育審議会に諮問し、昨年の11月2日に中間報告を受けています。

戦後、産業教育審議会が設置されてから、これまでの審議経緯については資料として添付していますが、その審議経緯を年度を追ってみますと、ほぼ産業教育中央審議会の審議の項目と道産業教育審議会の流れには、道産業教育審議会が中央審議会の答申のあとを追う形で、それを北海道として消化し、独自のカラーを加えて審議をし、答申しております。

この北海道独自のものが、非常に大きな作用をもっているところに特徴があると思います。こういうところに、北海道が地域性を発揮した特色ある農業教育を進めることができた理由にもなっています。

この道産業教育審議会の中で、特筆すべき内容として農業教育の近代化の答申をあげることができると思います。

これは昭和36年高等学校職業学科の拡充整備、同39年産業教育の近代化に伴う施設・整備について取り上げていますが、これに従い当時の道立全日制の農業教育が、それぞれの地域農業の実態に合わせた後継者づくりと、先導的な農業の役割を果たすような施設・設備を整備する役割を果たしました。

これに併行して市町村立定時制農業教育が刺激され、地域に根ざした教育を進めたことがあげられます。

こうした政策的に進めていくことと同時に、これを具体的に、しかも実態を踏まえて学校の創意工夫を生かした、学校農業教育が主体的にすすめられ、北海道としての独特なものを形づくったと考えます。

なお、道産業教育審議会は、北海道総合開発計画並びに北海道教育長期計画と相互の関連をもって、北海道の総合的な発展計画の中における農業教育の位置づけ、後継者教育の位置づけ、あわせて全体的な教育の推進という形の中に、全体的な計画の中で調和をもつてすすめるという形をとっています。それぞれの独立した機能をもった制度・機関ではありますが、全体的な計画の中で進められている点を触れておきたいと思えます。

(3) 農業高等学校の課題

現在、北海道の農業教育がかかえている課題についてであります。

教育指導行政の視点からみますと、基本的には農業経営者、生徒、それに広く社会が農業教育にどのような期待をもっているか、この点を適確に把握し、具体的に政策に反映させるための手だてを明確にし、すすめることが基本になるので、学校と行政は立場は違っても課題の押えは同じになる訳であるべきが、学校現場では、当面の問題点にとらわれすぎる傾向が時々みられます。行政的な側においては、将来展望がややもすると現場の実態からかけ離れたものになりがち傾向がでます。

北海道の農業の現状をみると、稲の生産調整、牛乳の出荷調整などから、長期的な農業経営目標設定がむずかしいという要素をもっています。

北海道の総合開発計画によると、本道を4つの地域に分け、それぞれの農業振興目標を設定し、農業を推進しようとしています。55年度は、4つのそれぞれの地域を更に区分した地域別農業経営指標を樹て、より地域に密着した農業を推進しようとしています。これは地域性の強い農業について、4つの大区分ではきめ細かな対応がむずかしいことを示すものであり、農業教育も地域性に基づく農業教育の必要性を裏書きするものであります。

このように、20に区分された地域別農業経営指標は、今後の農業経営をすすめるに当たって、一応の指標とされるものです。

これを農業教育にあてはめてみますと、現在ある農業高校が、それぞれの地域別農業経営指標の区分けと、現在ある農業高校所在地が必ずしもマッチしないといえます。

例えば、道北ブロックの農業経営指標についてみますと宗谷管内中頓別農業、留萌管内遠別農業高校は、それぞれ第1地域、第2地域に所在しているので、一致点があり、よいわけではありますが、第3地域には農業高校は1校もなく、第4地域には3校があります。ある一定の地域に多くの農業高校が設置されている訳です。

地域別の農家戸数から学校数を見ますと、バランスがとれているのかどうかについては、まだまだ問題があることを示していると云えます。

第17地域では、農家戸数約2,200戸のところ、現在、倶知安農、ニセコ、真狩、留寿都と4校が存在しています。

又一方では、第16地域の例のように学校数が極端に少ない場合もあります。このような地域の片寄りのあることが指摘できます。

さらに、農業の現状での問題として、農業の機械化があげられます。機械化は、大きな技術要素として考えられるわけですが、同時に農村社会、農民像そのものに大きな影響を及ぼしている点が指摘されています。

一般の場合、車社会は、生活行動様式を変える程の影響をもつものですが、機械化は、農民生活なり、農村生活環境に及ぼした影響は、農民の農村社会生活そのものに対する考え方に大きく影響を与えたのではないかと考えられます。

これは、農業教育がめざしている、将来の農業人としての資質を養うという基本的な観点に、どう配慮した教育を考えるべきか、問題としてあげられます。

生産と生活の調和された農村生活、豊かな農村社会・文化をめざし、築いていこうとするこれからの新しい農民像は、従来とは異った質的な変容が求められているのではないかと考える訳です。

次に農業機械化、農業の施設化に伴って、最近石油問題を中心にして、いわゆるエネルギーの合理的な利用が大きな課題として指摘されています。

従来までの農業生産手段の変遷をみますと、手労働から畜力を中心に展開された時代が長く続いたのですが、現在の農業の実態をみますと、酪農経営では機械にたよる作業が中心になり、動力と

して、エンジンを使わない作業はない位になっています。エネルギー源はいわゆる石油に求めることとなります。

こうした形で、将来とも石油に依存することでよいのか、非常に心配な点が多いと考えられます。園芸の場合でも、早出しをするためには、太陽エネルギーが十分活用できる地域的な特質がありいわゆる特産物といわれてきた訳ですが、石油エネルギーが安価に利用できるようになってからは太陽エネルギーにとってかわって、かなり広範囲に、しかも品種によっては100%加温装置にたより、自然からはわずかに紫外線を求める程度しか、太陽エネルギーを利用しない例さえも多くなっています。

こうした状況は、第2次石油危機以来、石油価格の高騰という価格の面からだけでなく、限られた自然をいかに有効に利用するかという新たな社会的要請の面から考えなければならないときを迎えています。

今後は、自然の姿の中で農業を見直し、自然とともに営まれる農業を中心に、農業経営・技術の将来を考えることが、新たな課題といえましょう。水田の転作は、北海道に傾斜的に強い作付制限をもとめられています。

農業後継者教育がかなり大きな問題になっています。本来、それぞれの職業を維持し向上していくことは、経営者なり先任者の役割の一つであります。

農業経営者が、農業後継者を育てることは経営者としての重要な役割の一つでもある訳ですが、多くの農業経営者は、子弟の後継者教育に自信を失っていることが指摘されています。

ある学校で、生徒に対して、それぞれの家庭で農業体験をしているかどうかについて調査したところ、80人の生徒のうち、家で農業を経験したものの、農業を手伝っているものは1割にも満たなかったという報告があります。これが、10年前ですと後継者をめざす大部分の生徒は、それなりに家での農業経験をもっていました。

農業のように、技術・技能の多くを体験的に習得することが必要な職業では、教育の適時性が重要視されています。かなり年齢的に早い時期から体験させながら技術・技能を体験的に理解・習得させ、習慣化することが要求されることとなります。

現実において、農家自体が子弟の教育について無関心に近い形をとっています。むしろ高校くらいまでは、家で仕事はさせないで十分勉強できる時間を与えることが、親としての教育的配慮であるとの考えさえあります。

このような現実でよいのか、農業教育はすべて学校に任せておいて十分であると考えた結果なのか、大きな課題であります。

従来、農業教育をすすめるに当たり、かなりの程度の知識・技能が、体験的に既知のものとして学校教育がスタートされてきたといえます。

これからは、このような考え方は根本的にかえなければならないのではないかと思います。

こうした現状を踏まえ、これからの農業教育をすすめる場合、農業経営・技術上の問題、農村における子弟教育の問題、農業に対する考え方などに対する抜本的な方策が球められていると思います。

現在の農業教育の現状をみますと、自営者養成農業高等学校の指定が、昭和40年から始まり、北海道は4校がこの指定をうけ実践し成果をあげています。

近代化指定校は全道で13校で、農業関係施設の近代化がすすめられました。一方入試選抜の方法の改善も図られ、農業自営学科を志望する生徒に経営調書の提出をもとめ、自営者としての自覚と意欲を高める方策をとっています。

農業教員の研修についても、長期にわたる研修の必要性から50日研修をすすめたり、そのほか、いくつかの研修の機会を設けています。

これらの実践によって、多くの成果をあげてきたのですが、長い歳月の経過とともに当初ほどの成果が期待できなくなったり、時には旧式化した施設・設備が現在の農家の水準より下廻って、農業教育そのものに魅力と新鮮さを失わせることになりかねない現状も起こりつつあります。

農業教育が、農業経営や技術の先導的役割をになう後継者や技術者の養成から、それぞれの地域の社会形成者の一員として、また地域社会の経済や文化をにない、支える人材の育成へと、そのねらいに変化があらわれていることを認識する必要があります。

こうした種々の課題を考えながら、これからの農業教育の方向を求めるとき、地域・社会全体が農業教育をどう考え、期待しているかをどのように受けとめ、それを行政上に反映させるかということが課題というか、役割になるうかと思えます。

今後、産業教育審議会に対して、適切な諮問をし、広く意見を吸収し、要請なり期待を十分教育政策に反映させる手だてをつくすことが重要と考えます。

教育は、ねらいが人づくりにあることから学校としての機能を十分に発揮した教育をすすめるとともに、個々の教師の人間性をとおして、教育がすすめられることが期待されています。特にひとりひとりの先生方の力と、学校としての機能が十分に発揮されたとき、すばらしい教育が開花するものと考えます。

農業教育の特殊な役割として、地域社会学校としての機能があげられます。職業教育の中で、最も地域に密着し、地域的な特色をもっているのは農業教育においては他にはないと思います。

北海道の農業教育が、これまで多くの成果をあげ、地域の期待にこたえる農業教育をすすめることができたのも、地域が期待するものにこたえた教育、地域社会学校としての役割を果たしてきた成果でもあると思います。

定時制農業教育の中核をなすホームプロジェクト学習は、家庭の農場がそのまま学習の場であり、学校と生徒と家庭を結びつけ、一体となった教育をすすめる核でもありました。

学校の主体的な教育の推進は、このような教育の核がきちんと位置づけられていたことと、農業教師の努力の成果でもあります。

現在、普通科志向、全日制志向のなかで、農業教育の定時制課程の占める割合は30%以下となり、プロジェクト学習も全日制でのスクールプロジェクトとホームプロジェクトをどのように融合させながらすすめるかが課題になっています。

2. 今後の高等学校における農業教育と政策課題

これからの農業教育の政策課題として、従来の地域社会学校としての役割を一層推進していくことが必要と思われます。特にこれからは、生涯教育の視点から高校教育を位置づけ、その役割を明らかにする必要があります。

次いで学校の役割が、完成教育から基礎的・基本的なものに中心をおく方向にあることから、高校在学中に学ぶ内容とともに、卒業後も引続いて学習する心を育てること、特に農業においては、継続教育がもためられます。

また、農業の分野では協同化した作業が増加し、今後ともこのような方向にすすむものと思われるので、協同する力がより求められるようになると考えられます。広く学習の場を関係農業機関・施設に求めることが必要になることも考えられます。

こうしたことから、農業教育を学校の主体的にすすめる分野とともに、政策的に全体的に位置づけ役割を明らかにしながら、これらの調和のとれた教育が今後とも必要と考えられます。

各種の農業教育機関が、それぞれの持っている教育的な機能を十分生かしながら、それぞれの機能

に応じて、分担し、連携を図りながら、教育効果を一層高めるための具体策をすすめることが重要と考えます。生徒に消化できる内容を与えることも必要と思います。

農業教育とその政策課題の内容については項目を列記（資料参照）するにとどめました。

具体的な実践方策については、今後の研究にまたねばなりません。

以上、概括的な提案の内容となりましたが、この機会をとおして、ご意見、ご批判いただければ幸いと存じます。

※ 農業教育とその政策課題

ア 農業政策の方向（北海道農業と農業後継者確保等）

イ 農業教育の改善方策

- ・ 農業教育の基本的構想（組織的、計画的教育の推進）
- ・ 自営者教育の充実を図るプロジェクト学習の推進
- ・ 基礎的、基本的知識・技術の定着を図る教育
- ・ 各種資格取得をめざす教育
- ・ 集合型職業モデル高等学校の創設
- ・ 学校農場等の整備・充実
- ・ 教員研修の充実
- ・ 関連農業研修機関との連携の強化
- ・ 継続教育の充実（専攻科）

理科教育及び産業教育審議会

（中央産業教育審議会）

昭和31年以降における中央産業教育審議会の建議・答申を示せば、次のとおりである。

- (1) 高等学校の職業課程における標準実験実習費について（建議）（昭和31.2.3）
- (2) 中堅産業人の養成について（建議）（昭和32.10.22）
- (3) 高等学校における産業教育の改善について（建議）（昭和34.9.27）
- (4) 農業の近代化に即応する高等学校農業教育の改善方策について（建議）（昭和36.10.30）
- (5) 高等学校家庭科教育の振興方策について（建議）（昭和37.11.12）
- (6) 高等学校における産業教育実験実習施設・設備の基準の改善について（答申）（昭和38.10.9）
- (7) 中学校技術・家庭科実験実習設備の基準について（建議）（昭和38.10.19）
- (8) 高等学校における農業自営者の養成および確保のための農業教育の改善方策について（答申）（昭和39.4.20）
- (9) 商業学校における職業教育の多様化について（答申）（昭和42.8.12）

（理科教育及び産業教育審議会）

昭和42年（1967）

8.11 理科教育及び産業教育審議会、「高等学校における職業教育等の多様化について」答申（第1次答申。秘書科等13学科の新設）

10.3 理科教育及び産業教育審議会、「高等学校における理科・数学に関する学科の設置について」答申
昭和43年（1968）

11.29 理科教育及び産業教育審議会の産業教育分科会、「高等学校における職業教育の多様化について」答申（第2次答申）

昭和44年（1969）

- 7. 15 農業後継者の継続教育に関する調査・研究協力者会議（5. 20 審議開始），「農業高等学校における農業後継者育成のため」
- 12. 3 理科教育及び産業教育審議会，「高等学校における情報処理教育の推進について」建議

昭和46年（1971）

- 9. 11 理科教育及び産業教育審議会「小学校の理科教育設備基準の改訂について」答申（10. 19 同細目を改正）

昭和48年（1973）

- 3. 19 理科教育及び産業教育審議会産業教育分科会「職業教育の改善に関する委員会」を設けて審議を開始
- 8. 10 「理科に関する教育のための設備基準（高等学校，盲学校，聾学校）の改訂について」理科教育及び産業教育審議会答申

昭和49年（1974）

- 1. 21 「職業教育の改善に関する委員会」産業教育分科会に対してこれまでの審議経過を報告（同時に同報告を公表）
- 4. 22 第2次「職業教育の改善に関する委員会」発足
新学園建等調査会，新学園建設の基本的事項などについて第1次とりまとめ

北海道産業教育審議会答申等の内容

（昭和26. 10. 29教育委員会規則第26号）

年月日	主 題	内 容
33. 12. 9	北海道産業教育振興総合計画第1次答申	・ 高校産業教育実習設備の更新 ・ 適正な実習費の確保
34. 11. 24	北海道産業教育振興総合計画第2次答申	・ 農業課程の性格の再検討と目標の明確化 ・ 産業教育研究指定校の設置の運営
36. 2. 25	北海道立工業高等学校新設に関する建議	
36. 3.	北海道高等学校職業科の拡充整備について（第1次）	・ 基本方針
37. 3. 6	同 上（第2次）	・ 対 策 ・ 農業教育について ・ 高等学校農業教育近代化計画 （要望書，当面する本道農業教育促進に関する要望書）
39. 1. 17	産業教育の近代化に伴う施設・設備の整備の方向と教員の指導力強化の方策について	・ 産業教育近代化に伴う施設・設備の整備の方向について ・ 教員の指導力の強化の方策について
39. 3. 31	同 上 資料ⅠⅡ（具体的事項）	・ 農業教育等の施設・設備の充実の方向と具体的資料
41. 1. 17	高校急増対策終末期における産業教育振興の方針について	・ 第1総括編 ・ 第2学科編（資料編）
42. 4. 27	同 上（追加）	・ 農業及び漁業後継者の教育 ・ 技能教育施設と定時制高校の連携 ・ 女子の職業教育
43. 7. 13	高等学校における職業教育の多様化推進方策について	
45. 9. 4	高等学校における情報処理に関する教育の推進方策について	・ 情報処理に関する教育推進の基本方針 ・ “ ” のための具体的方策
45. 9. 4	高等学校における農業後継者養成のための継続教育について	・ 継続教育の基本的なあり方 ・ 継続教育機関設置の方向
51. 3. 30	時代の進展に対応する産業教育の振興方策について	・ 基本方針，振興方策 ・ 教育内容方法と教育課程の充実・改善について
53. 1. 31	高等学校職業学科卒業者の継続教育について（建議）	・ 各学科に共通する事項，専攻科について ・ 各学科に関する事項（農・工・商・水・家・ ）
54. 11. 2	今後における本道高等学校の職業教育のあり方について（中間報告）	・ 高等学校における職業教育の担うべき役割 ・ 職業教育を行う学校，学科の編成とその適正配置
(55. 11.)	（同 上 最終答申）予定	・ 職業教育における教育内容・教育方法の改善 ・ その他関連する事項

第4報告

研究者からみた農業高校の課題

山田 定市

I はじめに

すでにお3人の先生方が基本的な課題を提起しておられますが、私は「研究者の立場からみた農業高校の課題」という内容で報告させていただきたいと思います。農業高校ということ考えた場合に大きく言いまして2つの問題があると思います。ひとつは学校教育として国民教育の体系の中でどういう位置と課題を背負っているかということであり、もうひとつは農民教育の一環として、個有の内容が深められなければならないと思います。私はその前者について議論を展開するだけの研究を積み重ねておりませんので、主として2番目の問題について日頃研究を進めている内容をふまえて、若干の問題提起を試みたいと思います。

II 農業技術・生産力の現段階

すでにお話もございましたように、日本の農業は現在機械化の過程にあるわけですが日本の農業技術について、戦前・戦後間もなくの時期を畜耕・手刈りの段階というように特徴づけると、本格的に機械化が進み始めたのは高度成長期に入ってから以降のことです。しかもその中で大型機械体系に移行し始めたのは70年代に入ってからと見てよいと思います（表1参照）。そしてその過程で農業生産力が飛躍的に発展したということを確認しておかなければなりません。農業生産力と言った場合に、その基本的指標になるのはいわゆる労働生産力ですが、農業の場合には生物産業という独自の性格を持っておりますので土地生産性、普通言われる反収水準なども加味しながら、さらに社会的生産力の一環としての農業生産力、つまり社会全体として農産物の生産総量、農産物の自給率、生産部門別・品目別構成、などが非常に大きな意味を持つこととなります。

さらに、それらのいずれを取りましても近年基本的に大きな発展をとげたということは確認できる

表1 主要農業機械の普及台数（北海道）

	耕うん機・トラクター		動力防除機		田植機	動力刈取機	自脱コンバイン	乾燥機	バルククーラー
		うち30馬力以上	噴霧機	散粉機					
1960 (昭35)	15,010	—	6,100	7,100	—	3	—	—	—
65 (40)	80,317	—	16,210	23,800	—	—	—	—	—
70 (45)	114,540	12,768	18,840	43,180	—	16,760	1,410	36,990	—
71 (46)	114,770	10,310	28,350	41,170	300	31,670	2,200	46,150	—
72 (47)	117,580	17,330	25,550	39,840	770	30,820	3,940	47,180	905
73 (48)	120,480	20,590	24,860	42,420	4,170	35,740	4,540	47,570	2,289
74 (49)	121,980	27,080	28,410	42,370	6,100	38,250	6,510	48,470	4,483
75 (50)	131,365	32,859	24,216	24,341	11,538	37,155	11,714	40,793	8,181
76 (51)	123,210	38,170	28,490	36,341	21,740	36,660	14,960	45,860	11,606
77 (52)	128,480	44,910	30,490	34,560	30,630	33,680	24,620	49,840	13,988
78 (53)	142,207	52,156	24,844	33,266	32,329	28,057	28,641	50,366	15,875
79 (54)	146,418	62,628	24,887	33,857	33,705	24,979	30,622	50,643	13,829

資料：農林水産省「農業センサス」、 「農業調査」、 北海道「農業基本調査」

表2 主要作物の生産性指標（北海道）

			米	小麦	原料用 ばれいしょ	大豆	小豆	てんさい
投下労働時間 (時間)	10 アール 当り	1960 (昭 35)	142.6	45.4	51.5	36.3	40.7	80.6
		65 (40)	116.3	36.2	35.9	30.2	30.4	61.8
		70 (45)	90.9	26.8	24.6	29.6	21.5	50.0
		75 (50)	56.5	4.8	18.3	18.3	20.6	36.5
		78 (53)	45.6	4.2	15.4	14.9	18.2	25.7
	一 〇〇Kg 当り	1960 (昭 35)	35.7	21.9	2.6	22.8	25.0	3.6
		65 (40)	34.8	21.7	1.5	23.2	25.3	2.0
		70 (45)	20.5	26.0	0.8	29.6	13.9	1.2
		75 (50)	12.7	2.0	0.6	9.4	15.4	1.0
		78 (53)	8.5	1.3	0.5	5.4	8.4	0.5
10 アール 当り (Kg)	1960 (昭 35)	400	207	2,015	158	163	2,269	
	65 (40)	334	167	2,380	130	120	3,040	
	70 (45)	443	103	3,100	162	155	4,310	
	75 (50)	446	239	2,930	195	134	3,660	
	78 (53)	536	332	3,380	277	216	4,990	
参 考 指 標	労働費 費用 (%)	1960 (昭 35)	51.3	38.0	27.1	40.9	44.8	39.2
		65 (40)	56.0	40.9	29.3	40.7	37.6	39.3
		70 (45)	51.0	37.0	24.8	48.4	39.2	35.3
		75 (50)	41.9	10.2	19.1	34.7	36.7	29.1
		78 (53)	36.4	11.6	22.1	38.3	37.2	31.4

注 農林水産省「北海道農林水産統計年報」, 「作物統計」による。

ことであると思います(表2参照)。

さらに、このような農業生産力の発展を、工業における生産力の発展、またそれを裏打ちした技術の発展ということとかがかわらして考えてみますと、工業の場合にはマニュファクチュア段階から、今日支配的に見られる機械制大工業段階への移行過程が、歴史的に非常に大きな意味を持ったということが出来るわけですが、農業の場合の今日の大型機械体系は必ずしも工業における機械制大工業にみあう内実を持っているとは言えませんが、一面ゆがみを持ちつつもかなり内容において工業における機械化に接近しつつある。そういう意味で言えば、分析を進めていく場合に、工業において労働者を中心にして労働者教育をめぐって起きたさまざまな課題が、農業の場合にはまた農民の場合はどうのようにあらわれるかということ等をなぞらえて、さらに、農民独自の問題として深めていく必要があると思います。そういう点で、この問題についてやや結論的なことを申しますと、最近の農業の生産力の発展の中で、基本的には農業の多面的な発展の物質的な条件を急速に形成してきているということであり、それから、そのこととかがかわって農民自身もまた個人としてあるいは社会的な集団の構成員として多面的な発展(これは人間の全面発達ということにも結びつく内容を含んでいると思いますけれども)総合的な発展の条件が生産力の発展という物質的な条件の高まりとともに裏打ちされてきているということが、ふまえなければならないことであると思います。しかし、それにもかかわらず現実にはそのような農業自体の多面的な発展、農民自身の個性豊かな多面的・総合的な発展、それが、以前の場合ですと可能性も非常に制約されていたわけですが、今日の状況の中では可能性がある

にもかかわらず、それが現実に政策やそのほかの諸条件によって妨げられているという、そこに非常に大きな問題があり、つきつめて言えばそれをどう克服するかというところに農民教育の課題があるのではないかと考えているわけです。特に農業それ自体のゆがみということ言いますとまさに多面的発展に対する一面的発達ということをごさしまして、現実の政策は酪農にしても水田にしても単作経営というものを一義的に指向する政策が取られており、農民もまたそれを受け入れざるを得ないという状況があります。そして、それをめぐる経済的な競争関係の中で、農民は農民相互の中でのいわば激しい階層分解にさらされているわけであって、このことについては表に経営耕地面積広狭別の農家の推移として示しておきました(表3参照)、この縦に太い線が少し入っておりますそれがだんだん右の方にずれております。つまりこの表は、これより右の方になれば自立した農家とは見なせないというふうにだんだんせり上っていることを示しています。このことを、まず基本的な問題として指摘しておく必要があると思います。

表3 経営耕地面積広狭別農家戸数の推移(北海道)

地域	年次	総数	経営耕地面積(ha)								1戸当り面積(ha)		
			～1ha	1～2	2～3	3～5	5～7.5	7.5～10	10～15	15～20		20ha～	
全道	1960	233,634	61,141	25,159	31,947	56,857	32,824	14,320	9,361	2,025		4.1	
	65	198,969	46,970	19,014	23,780	48,180	30,567	14,934	11,919	3,605		4.8	
	70	165,978	36,365	13,903	14,694	34,867	27,773	13,637	13,547	6,397	4,795	5.9	
	75	134,263	27,382	11,120	11,231	25,538	21,409	11,138	10,113	6,252	10,080	8.0	
	78	124,640	24,191	19,937		21,651	19,804	11,074	10,110	6,077		11,796	8.9
	79	122,476	23,333	19,278		21,040	19,451	11,038	16,050		12,286	9.2	
空知(稲作)	1960	34,105	4,671	3,999	6,635	12,986	4,621	1,020	160	13			
	65	30,266	3,465	2,839	4,564	12,106	5,587	1,408	262	35		4.3	
	70	26,090	2,800	2,071	2,489	8,537	7,365	2,108	607	113		4.9	
	75	22,578	2,341	1,729	1,938	6,213	6,493	2,623	1,001	127	113	5.5	
	78	21,184	2,170	3,293		5,079	6,042	2,925	1,339	191	125	6.0	
	79	20,900	2,075	3,156		4,929	5,999	3,055	1,595		141	6.0	
十勝(稲作)	1960	23,254	1,865	681	853	2,761	5,168	4,928	5,454	1,314	230		
	65	19,761	981	499	583	1,624	3,494	4,352	5,949	1,816	463	11.0	
	70	16,239	676	358	371	984	1,790	2,379	4,987	3,127	1,567	13.6	
	75	12,790	554	294	314	696	930	1,208	2,646	2,713	3,435	18.0	
	78	12,083	493	565		595	806	956	2,156	2,444	4,068	19.8	
	79	11,923	495	555		589	761	897	4,377		4,249	20.3	
網走(畑作)	1960	27,235	3,232	1,776	2,656	8,799	6,805	2,661	1,166	128	12		
	65	21,987	2,125	1,265	1,735	5,647	6,062	3,112	1,739	245	57	6.5	
	70	17,481	1,639	961	947	3,013	3,907	2,880	2,917	851	366	7.9	
	75	13,532	1,401	686	700	1,744	2,142	1,892	2,423	1,420	1,124	11.1	
	78	12,498	1,248	1,229		1,395	1,777	1,567	2,328	1,523	1,431	12.1	
	79	12,287	1,262	1,156		1,303	1,688	1,508	3,814		1,556	12.7	
根室(酪農)	1960	5,261	947	227	216	596	1,115	984	1,054	101	21		
	65	4,324	682	116	157	324	682	689	1,238	346	90	9.1	
	70	3,447	166	81	99	110	184	167	521	696	1,423	16.4	
	75	2,857	69	32	35	51	93	59	141	249	2,128	29.7	
	78	2,674	64	29		34	58	39	88	148	2,214	36.8	
	79	2,636	53	32		34	58	36	227		2,196	38.3	
				成畜頭数規模別									
		総数	子畜のみ	計	1～4頭	5～9	10～14	15～19	20～29	30頭～	1戸当り頭数		
参考数値・根室	1960	3,881	163	3,718	2,552	964	72						
	65	3,403	100	3,303	1,038	1,642	528	94		1	11.5		
	70	3,012	15	2,997	223	410	705	693	764	202	21.9		
	75	2,547	31	2,516	64	125	155	211	716	1,245	40.1		
	78	2,425	74	2,351	55	68	84	131	536	1,477	51.9		
	79	2,385	67	2,318	54	42	56	106	436	1,624	55.4		

注1. 資料：農林水産省「農業センサス」、北海道「農業基本調査」
 2. 1ha未満には例外規定農家を含む。

Ⅲ 地域的・集団的生産力形成と地域農業

そういう中で次の問題としまして、地域的・集団的生産力形成と地域農業ということについてふれてみたいと思います。

先ほど言いましたような農業生産力の発展のもとで、よく言われるように農民は依然として「一國一城の主」という独立小生産者としての意識を強くもっています。実際にアンケートなどでも「なぜ農業を選んだか、農業の生きがいは何か」という設問に対して、「他人にとやかく言われぬ」、「自分で自由に経営ができる」、そういった主旨のところ意見が集中する傾向がありますが、そういうことはまさに独立生産者としての基本的な性格を保っていることを示しています。しかしそのような性格を保持しつつもおかつそういう中で農民相互の横の関係というものが、だんだんだんだん深まってきている（図1参照）。そして、それは単に農民の間だけではなくて、地域の他の職業の住民諸階層とのつながりも深まってきている。このことがいわば生産力の発展に見合った地域社会のあり方として、特徴的に指摘できるのではないかと思います。それを端的に農業において指し示すのは、農業における共同化の動きでございます。とかく、共同化と言った場合に生産の共同化だけが抽出されてきて、それが日本においては非常におくれているということが指摘されるわけですが、確かにそういうことは生産だけについて言えば言えますけれども、そのことについてもだいたい3分の1から4割の農家が何らかの形で生産組織にかかわりをもってきているということがいまの到達点として指摘できます。

それから、私なりの考えとしては、その共同化に流通における共同化、その具体的形態である農協の存在というものと結びつけて、農民の共同化を全体として把握してゆく必要があるというように考えておまして、そういう意味で言えば日本の共同化というのは決しておくれているとは言えないと思います。さらに、最近では機械化を基礎にして着実に進みつつあるといえます。したがって、地域農業もそういう状況の中で、今や個別農民経営が自己完結的に存立しているわけではなくて、それがあくまでも基本形態ではありますが、生産組織並びに農協や地方自治体さらに改良普及所とかあるいはそれに準ずる共済組合とか、そういったものも含めて言えば、地域農業は大きく言えば農民経営、生産組織、農協・自治体の3つの構成部分からなりたっているといえます。

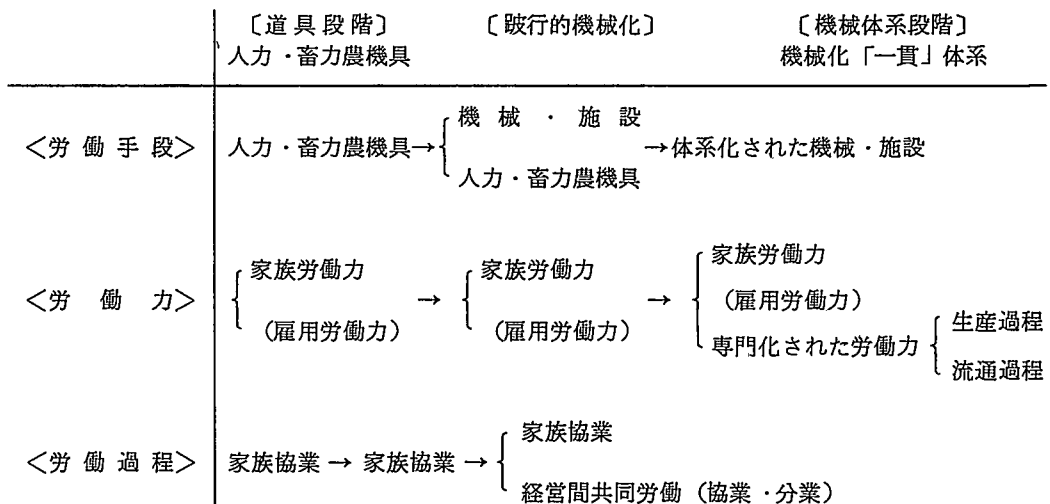


図1 農業機械化と労働編成

Ⅳ 農民の主体的性格と教育・学習課題

そこで、最後の問題と致しまして、そういう農業の構造的な変化に見合った、それに対応した農民の主体形成とそれを実現していく具体的な学習課題というのはどういうことになるかというについてのべてみたいと思います。全体としてつきつめて整理致しますと、それは今述べたような農業技術・生産力の発展、農業構造の変化に対応した農民の主体形成ということは、これまでにない高い技能とともに農業の多面的発展の可能性を現実化し、その疎外条件を克服しつつ、その過程で自らの民主的人格形成を押し進めていくということに帰着するのではないかと思います。それをもう少し具体的に考えると致しますと、私なりに労働主体、経営主体、統治主体、さらに変革主体というふうに、これは単に並列的な関係ではなくて経営主体と言った場合には労働主体を包み込むような包摂概念として考えておりますけれども、そのような学習主体としての発達が鍵になるというように考えております。

(図2参照)

まず労働主体としての教育学習課題としては、まずもって生産力が高まっているのに対応して第1に労働力としての専門的能力を高めていくという課題であり、それから2番目には機械を始めとするさまざまな生産手段を使いこなすと同時に、単に使いこなすだけではなくて農民的な技術というものをそこで開発していく能力、これには当然試験研究機関との協力関係が求められると思います。それから3番目には、先ほども言ったことに対応致しまして今や農民経営は自己完結的に成り立っているわけではありませぬので、そういう生産力というものを社会的な関連を重視して、それらを含めて農民が集団的に編成し、またその行きすぎに対しては討議をしていく、是正するといったような、そういう民主的管理運営の能力というものが労働に即しても求められるだろうということでもあります。そのことは経営主体というふうに問題を少し広げてみますと、いっそう浮き彫りになるわけございまして、先ほど言いましたように農業生産にあたってどういう組み立てをしていくかという農業経営の多面的な発展の方向性というものを科学的に洞察致しまして、それらを自主的に編成していく能力が

農民の主体的性格	農 業 構 造	学 習 課 題
労働主体 経営主体 統治主体 変革主体	<ul style="list-style-type: none"> 農業技術の改良・発達＝大型機械体系 生産力の発展とその資本主義的歪曲 <ul style="list-style-type: none"> 分業・協業の発展 労働過程内分業の発展 社会的分業の発展 生産・労働の社会化 <ul style="list-style-type: none"> 地域的・集団的生産力形成 社会的生産力の発展 ＝民主的統制の必然性 農民労働力の資本主義的包摂 商業的農業の発展＝農業・農民の資本主義的包摂 <ul style="list-style-type: none"> 農民間の競争激化 ＝農民階級分解の激化 農民的土地所有の危機 農民経営の多面的発展の可能性 農民階級の貧困化 地域問題の深化＝都市と農村の対立の激化 生産・労働の社会化を基礎とする生活の社会化 地域産業の発展、その中における地域農業の民主的発展 階級構成の変化＝労働者階級の増大・成長 資本主義的構造の危機の深化 <ul style="list-style-type: none"> ＝腐朽化・寄生化・ファッション化 日本経済の民主的再建、その一環としての農業の民主的再建の必然性 資本主義変革の必然性 	<ul style="list-style-type: none"> 労働力としての専門的技能の形成・陶冶 <ul style="list-style-type: none"> 労働力としての自立化 農業労働としての総合性 農民的技術の創造・開発 生産力（個別的・社会的）の民主的編成・統制 <ul style="list-style-type: none"> 共同労働組織の民主的編成・管理 社会的生産力の統制 個別的生産力と社会的生産力の調整・統一 社会的生産力の民主的編成・統制 農民的土地所有の維持・発展とその民主的変革 プチブルジョアの性格の漸進的克服 農民経営の自主的編成 資本主義的生産関係下の農民経営の発展 個別農民経営と地域農業との均衡のとれた発展 共同組織（協同組合）の民主的経営 地域農業の民主的編成 地域産業・地域社会の民主的発展 共同組織・地方自治体・地域諸機関の民主化、民主的統治 住民階級階層との共同学習運動の発展 地域における住民階層階級の連帯＝地域民主主義運動の発展 <ul style="list-style-type: none"> 労働同盟を基軸とする革新統一戦線の結成・強化 経済民主主義の発展、その主体としての統治能力の形成・陶冶 資本主義変革の主体形成 教育・学習にかかわる政策・体制の民主化＝国民教育の創造・発展 <ul style="list-style-type: none"> ＝教育制度・政策の民主化

図2 農民の主体的性格と学習課題

求められており、その中ではたとえば記帳、会計、その分析能力といったようなものが非常に大きな意味を持つと思います。たとえば西興部村などでは青年たちが農協の組合員勘定の分析研究会をもっているというお話もお聞きしておりますけれども、まさにそういったものはこれに匹敵する内容であると思います。それから、先ほど言いましたように、資本主義的な生産関係の中で、価格とかそのほか流通条件など含めて大きく農民経営の発展をゆがめている。そういう面がございますので、とくに市場対応を中心にしてそれらの自己の経営との調整・統一をどう計っていくかということが非常に大きな課題になると思います。それから先ほども高田先生からもご指摘ございましたけれども、経営とは言いましても、それは生活過程から切り離された経営というのは成り立たないわけでありまして、そういう意味で生活過程が、孤立的にあるのではなくて社会的な関連を深めているという、そういう関連をふまえながら生産と生活をどう統一的に発展させていくかということが課題になると思います。ことがそういった内容にかかわってまいりますと、当然それは経営ないしは経済的な問題にとどまらないで、地域の統治と言いますか、住民自治と言いますかそういう問題に発展せざるを得ないということで、その次に統治主体としての問題に入り込んでくるわけでありまして。それは言ってみれば、経済問題と政治問題の統一ということで、よく言われる経済民主々義としての課題、その担い手としての統治能力をどう高めていくかということに帰着致しますし、当然そのことは農民だけではなくて住民諸階層、国民全体との共通した課題ということになるというように考えるわけでありまして。最後の変革主体の問題というのは、長期的に見れば社会体制全体を変革するというに結びつきますが、さしあたりのところは、農業政策を中心とする政策課題に対して積極的に民主的な改良を提言し運動していくという、そのあたりのところで変革の問題を当面考えていくことが可能であるというように思っております。

V 農業高校への期待

このような農民教育に基本的に課せられている課題をふまえて、学校教育の体系の中でというよりは、そういう固有の課題を基礎にしながら農業高校にそれを投影して考えた場合に、具体的にどういう課題になるかということについて若干ふれてみたいと思います。ひとつは、先ほど言いましたように、中身について十分ふれることはできませんけれども、今日の社会的生産力の発展ということを考えますと、それに見合った国民教育の水準内容自体が、かなり以前に比べて高い水準になってきているという。そういうことをひとつふまえる必要があるのではないかと思います。

それから2番目には、そういう中でさしあたりのところは農業の場合は経営の担い手であるということで、農業自体の多面的な発展の条件というものを、現にある条件をどう生かすかということと、それから生産力の主体的な条件としての自らの労働力をどのように陶冶していくか、さらに人間としての個性豊かな多面的な発展というものをどう実現していくかという、そのことに対して現に抑圧されておゆがめられているその事実というものを洞察しながらその克服の条件と道すじを切り開いていくということが2番目の課題になるかと思えます。

そういう中で次に3番目の課題ですが、これは農民教育に共通した課題ですけれども、農業高校ということ考えた場合に、当然そこは課題としては社会教育と共通しつつ、とりわけその中で学校教育としてどういう課題を担うかということに帰着すると思えます。そこでこのような課題があるということをふまえて。

4番目に、現にたとえばこの北海道の農業・農村を対象にして農業高校というものを考えた場合に先ほど田島先生・高田先生からお話ありましたように、歴史的に見てもまた現状においても農業高校は現に非常に大きな役割をはたしているということでありまして。その端的な数字をひとつだけちょっと簡単な数字をご説明したいと思います。

表4 学校区分別の新規学卒農業就業者数（1979年）〔北海道〕

（単位：人）

	農業高校	農業高校 以外の高校	農業教育 施設	短大・大学	計
計	689	318	72	269	1,348
男	558	250	67	259	1,133
内あとつぎ	541	240	65	252	1,098
女	131	68	5	10	215

注 農林水産省調

北海道では府県に比べて比較的后継者が確保されていますが、表4によると実数にして1年間で約1,400弱、この中の51%は農業高校の出身者であるという、この数字自体がいかに農業高校が農業後継者養成に大きな役割をはたしているかということを示していると思います。それから、田島先生も先ほどおふれになりましたし、また先生が稿集された著書の中で具体的なことはいろいろふれられているわけでありすけれども、北海道の場合には特に地域ごとに地域社会との、特に地域農業との結びつきが強かった。そういう点は今後も継承されるべき方向としてあるように思うわけです。そういうことをふまえた場合に、先ほど労働主体とか経営主体とかいうようなことに即して申し上げたような具体的な学習課題というものを農業高校の実際の教科の中でどのようにおこなっていくかというのが、ひとつの課題になるのではないかと思います。その場合に、別の調査で補完して考えてみますと、全体として農民として要求される基礎的な学力というのは、だいたい高等教育の初期、短大レベルに移行しつつあるというように言えると思います。また、そのことは先ほど言ったような高い生産力がその条件を裏打ちしている、つまり後継者が確保された場合にあるいはされようとした場合に、その後継者が2年なり3年修学したとしてもそれほど支障をきたさないような生産力水準にあるということと見合って、基礎学力の高まりに見合った教育体系というものが考えられなければならないというように思うわけです。そういった場合に、高校教育のいわゆる修学期間中の内容もさることながら、実は農業高校が地域に根ざしているということ言えば、卒業後の結合、卒業生と学校との結びつきをどうやっていくかということが非常に大きな課題でありまして、ひとつの例では、たとえば別海酪農高校（今普通高校の中に酪農科として併置されておりますが）の卒業生などは卒業年次ごとにいろいろな同期会を持って活動しておりますが、そういうことはほかにもあると思います。

最後に、問題を広げてしまうことにはなりますけれども、地域における農業教育の具体的な担い手、担当機関というのは単に農業高校だけではなくて、農協や改良普及所や試験研究機関、あるいは場合によってはメーカー・業者などを通してのいろんな研修その他の機会、それらを視野に入れながら、それらとの関連を深めつつかつ農業高校がその中で独自の役割をどのように担うべきかということが問われているのではないかと考えております。

以上で一応問題提起を終らせていただきます。

討 論

座長 干 野 陽 一

座長 以上、4つの報告を載しました。つぎに、コメントをお願いします。

藤岡貞彦（一橋大学） 高田先生にお尋ねしたい。北海道の農業高校教育では高校教育課程改訂はどのように受けとめられたでしょうか。この教育課程改訂の高校職業教育部分には、立案段階で議論があつたのではなからうか。職業教育についての改変は、今回の高校の教育課程改訂の大きな理論的政策的問題を提示したように思うのですが、磯辺委員会からの次の委員会になった時、論調が少し変ってきたように思います。北海道が農業教育の中心地であることは明らかですから、おそらく北海道教育委員会でも注目しておられたと思うので、北海道の産業教育審議会で、あるいはその後の政策で改訂の線が、どう具体化されていったかについてうかがいたいと思います。

角田順三（北海道農業改良課） 田島先生にお尋ねします。先ほど山田先生のご発表の最後に、農業後継者の中で、農業高校の卒業生が占める比率がまだ高いというお話がありましたが、現在、専業あるいは第一種兼業農家で、実際に農業後継者を決めているものは4割ぐらいいかなく、在宅している農業後継者の通学している学校の中で農業高校は、35.6%に落ちてしまつている。なぜこのように農業高校が、敬遠されるのか。農林水産省の発表では統廃合されて通学に不便になつたのではなからうかとのことだが、なぜ農業高校に後継者はいなくなつたかという点でお聞かせいただければと思います。

小久保和孝（帯広農高） 先ほどの田島先生の報告の中で、省略されたように思いますので、おたずねします。昭和20年代末から30年代にかけての定時制の開花時代に、農業教員を農業定時制農業高等学校に多数送り出した帯広畜産大学の総合農業学科がどうして生まれ、どうして廃止されてしまつたかこの経過というのはあまり一般的には知られていないようです。直接のご担当であられた田島先生に今日の機会におふれいただければと思います。これは中央の政策と北海道のかかわりという点で今日の問題を内包しているように思われます。

それから二つ目にふれて頂きたいことは先ほどの角田先生のお話と少し前後しますが、ウィンター・スクールでもある季節定時制農業高等学校の切り変えの問題です。何をもつて社会的切りかえというのかについてはさておくとして、この社会的切りかえがうまくいかなかつたのはなぜかの点です。定時制の発足そのものは勤労青年学徒としての、在村勤労青年の教育機関であつた訳ですが、この定時制が季節制をとることになつて、農業のもつ本来的な意味での、ボケーショナル・エデュケーションとしての、ウィンター・スクールであつたにもかかわらず、その後の発展段階で、社会的にうまくいかなかつたというご発言があつたわけで、この点も一つの検討課題ではないかと思われます。今日的に見て季節定時制農業高校の意義をどう再発見していくかという点について、今後継承的に生かすという意味からも、補足的なご意見なり……先生御自身のお考えをお願いしたいと思います。

それから高田先生のご報告の結論のところ、現在農業教育は抜本的改善が必要になつてきているという前提のもとで、地域要求をどう政策化するかということで、今どういう手だてが行政機関としてとられているかということがひとつの重要な課題ではなからうかと思われますので追加して報告をいただきたいと思います。

高田先生に2つ目の質問としては、学校主体のものと政策主体のものとの調和を計る時代にきているというお話しがあつたのですが、昭和43年改定の時は、教員の教育課程自主編成ということでは表現しますとさしさわりのあるのかもしれませんが、当時現場教員は主体的に学校がカリキュラムを編

この討論は本産業教育計画研究施設の責任によってテープをおこし約1/2に取捨圧縮したもので、したがつて文責はもつぱら当方にあることを付記する。（編集委員会）

成しなければならないという主張をもち、いろんな調査でもこうした声だいたい教員の6割から7割を占めていたわけです。それが今度の指導要領の改訂以後では、当時に比べ高校への進学率が非常に変化したという背景もありますけれど、現在現場の教職員のカリキュラム自主編成主張者の数は2割を切っています。学校が主体的にカリキュラムの編成をしなければならないというこの時期にいろんな調査でも2割を切っている状況に落ち込んでいることは問題です。こうした状況の中で学校主体のものと政策主体のものと調和をはからなければならないとかけ値なく公的にも双方が認識していながら、実際学校主体のものを作り出すという力量が、ある意味では非常に低下してしまっています。こういう現状の中でいったい双方の調和をはかるということはどういうことなんだろうか。

そういう点を問題として感じます。議論の中で結構ですから以上の点を補足的にお願いしたいと思います。

矢口 猛（岩見沢農高） 今日農業教育というものが、農業の動向を無視してできるのか、農業の動向というのは多分に農業政策から規定されているわけですので、そういう点も、お聞きしたい。基本的に農業政策に農業教育を追従させた矛盾が出ているのですけれども、そういう背景をぬきにした農業教育というのはいったいどんなものなのか私自身もずっと現場でやってみたりして、やはりその地域の農業の動向というものが教育内容の決め手になってまいりますし、それからその動向の将来像というものが、やはり教育内容の中心にすえられなければいけないと考えています。

座長

論点を少し整理します。最初に藤岡さんの方から出されたと思いますけれども、農業高校の教育課程をめぐって、中央と北海道との関係と言いましょか、先ほど先生のコメントの中でも北海道化ということがございましたが、——それが一体どうなっているのか、という教育の中味にかかわる問題ですね。これが第1点です。

それから2番目には農業政策と農業教育の関係の問題です。農業教育というのは農業政策とワンクッション置くというような側面もあるし、その辺の問題を少し切り込んでいつてみたいというのが2点目ですね。

それから3番目には角田さんの方から出されたと思いますが、後継者の高学歴化ということを反映して、言ってみれば短大程度のところまで農業者が学力を形成しなければいけない。そういう点から見ると普通高校に進学をしたあと農業関係の継続機関に学ぶ後継者もふえているわけで、——大変乱暴に言いますと農業高校無用論のような議論も出ているように感じます。はたしてそういうふう言い切れるかどうかという問題です。生産力が発展した段階において改めて農業高校の役割を青年たちの認識の発達段階に応じながら問い直してみると、こういう大変きつい作業がひとつ柱として出ているのではないかと。

それから4番目には、やゝ細かくなりますけれども、しかし大変重要な問題として、地域の農業高校で地域の農民の要求、あるいは地域の農業動向が要求するさまざまな事柄をきちつと教えていくということ、地域要求をどのように盛り込んでいくのか、あるいはいけるのか、いけないのか、こういった4つぐらいの線にまとめて少し議論をしてみたらいかがかと思ひます。そこで最初に大変深いかかわりをお持ちでいらっしゃいますので細谷先生からコメントをいただいて討議に入っていきたいと思ひます。

細谷俊夫（白梅短大） 私が文部省の職業教育改善委員会の委員をしていたのだから、何か発言せよとのご主旨だと思いますので、ちょっと申し上げたい。ご質問としては、ご発表の先生方の受けとめ方

をおたずねになつておられるので、先取りするような形になつて恐縮しています。もう委員会は解散しておりますので責任はないように思いますが、もともとあの委員会は産業教育審議会のひとつの分科会の形で出発したわけです。出発点は、例の中教審が、また中産審もそうだったのですけれども、後期中等教育の多様化政策というものを打ち出してきたことに対するひとつの軌道修正という意味をもつていたわけです。つまり、多様化政策によつて、中学校卒業者の職業高校への進学を盛り上げようという意図が本来あつた。ところが現実の動向はそれと反対で、職業高校の多様化を図つてみても、普通科への進学ばかりが盛んで職業科の方は毎年減つていく。

だいたい4対6というのが従来のコンスタントな割合だったが、4割が切れて3割、またはそれが2割の方に近づくというような、状況を手直したいというのが「多様化政策」という歌い文句だったと思うんです。それが結果的には、どうも意に反した。これはやはりもつと根本的に職業高校を考え直さなきゃならない、軌道修正と言つても方法としては反対のような、職業だけではございませんでとくに工業などにおいては激しかつたわけですが、設置学科の統合を始めたわけです。それでその効果が実際に現われたかどうかについていろいろな統計を見ますと、多少職業高校への進学が部分的には上昇しているようです。ですから効果があつたといえるのかもかもしれませんけれども、しかし今日先生方のご発表をうかがいますと、とくに農業高校は一番しわ寄せが大きくひびいている。そうした悲観的な感想を先生方はお待ちのようです。そういう引き潮の段階にある教育実態を、綿密に克明にご調査なされた。これには本当に私、深い感銘を受けました。藤岡さんのお話しは、職業教育改善委員会から、それが教育課程審議会の審議に移つていく間に変質したんじゃないかということでもございました。そういうことは多少あつたかもしれませんが、大筋は変つていないんじゃないか。とくに普通高校における勤労体験学習の問題は、あれは職業教育改善委員会から出たんです。委員長の磯辺先生が農業のご専攻だったためにとくに農業教育にはとくに関心を持っておられて、始めは普通高校にはくちばしを入れないと、委員長自身がそうおっしゃつておられたものが、だんだん周囲の情勢から、これは普通科と職業科と両方を一貫して考えなければ問題は解決しないということで体験学習の問題ができてきた。ただあれが教科の設置というところまでいかない、非常にぼやけた形で決着がつけられたのは私ども非常に残念だと思つています。

そこで関連して私の感想と質問を、2,3申し上げたいと思います。いろいろ推移をうかがつたけれども、田島先生のお作りになつた資料を拝見致しますと設置学科の年度別の統計で酪農と園芸学科がやや、ほかの米作中心の学科とは違うような感じがします。

それから、かつて、これは農林省などのあと押しもあつたことだと思うんですけれども、たとえば埼玉県の杉戸農学校とか、あるいは岩手県の盛岡農高などは、自営者養成ということに力点を置いた重点的な高校の整理をしたことがございます。特定のもの、ある意味では弱小高校切り捨てということにもなつたんだろうと思うのですけれども、そうしたことが、北海道の場合にどうなっているのか。

それから最後に、農業従事者の教育は、もうこれは高校段階の問題を離れて、いわばポスト・ハイスクールの問題になりつつあるんじゃないかということについて、私も実は——全部がそうだとは思いませんけれども、——傾向としてはそういう方向にあるんじゃないかと思つています。そういう意味で普通科への進学ということ必ずしも悲観しなくてもよろしいんじゃないか。ただ、その場合に、今までのような教育を一段グレードを上げただけでよろしいのかどうか、これもどなたかの発言の中にありましたが、私は農業教育というのは農民教育であり、さらに農村教育じゃないかという感じをもつています。農協とか、あるいは農業改良普及員などの活動などを見ておりますと、社会教育と表裏一体の関係にある。そういう意味では、アメリカなんかでルーラル・エデュケーションという形で、ボケーションル・エデュケーションの問題を取り上げているのが、やつぱり正しいんじゃないかとい

う感じも致すわけです。その辺についてのご感想をうけたまわれればと思います。

田島重雄（帯広畜産大学） 私の意見にはもちろん限界がございますからあと補足していただければ、ということで申し上げます。御質問の第1は、酪農科と園芸科が農業科その他同じ傾向をたどったかどうかということだったかと思えます。北海道の酪農科というのは元来、畜産科として出発、あるいはもつと溯ると畜産獣医科、さらに溯ると、獣医科から出発しているのですが、獣医の教育が専門学校以上で行なわれるようになって（中等教育では獣医の免許証が出なくなる）畜産科に変っていくと、あるいは軍馬獣医の必要がなくなったということで、獣医から畜産に変わりました。しかしその後昭和25・6年あたりから北海道の酪農がスタートして、酪農科が変わっていったわけです。現在ほとんどの学科が今酪農科ということになっております。例えば、学科数からいうと畜産科とっているのがほんの2つ、酪農畜産というのが1つ、あとは8つが酪農科ということになっております。これは馬畜産から、あるいは豚畜産から酪農に集中されたということです。

それから園芸科の発達は、北海道では大変おくれました。たとえば林業は大正時代から出発、土木が昭和16年から出発しているのですが、園芸は確か昭和24、5年でしょうか、そのころで、その後も大して発展しないで現在4つにとどまっております。そういうことで、マイノリティのグループに属しているようにみえますが、自営者養成学科として、農業科とほとんど変わらぬ筋道を通ったと考えております。ただ入ってくる生徒がある場合に、酪農に非常にレベルの高い者が入った時代、あるいは、今度は逆に低い者が入ったということとか、募集定員に対して応募数がどうだというようなことがあり、まあ北海道全般を見ますと、農業がわりあいと優位を占めてきたように私は考えております。

それから2番目の御質問ですが、北海道でも自営者養成高校を作るため、府県の杉戸や盛岡といったような高校と同じように、弱小高校の切り捨てが行なわれたかどうかということだったと思えます。「切り捨て」という語に該当するかどうかわかりませんが、私が報告の末尾にちよつと加えたように、近代化あるいは自営者養成学科設置というものが全日制高校に集中したわけでございます。そこで、ただでさえ経済基盤が弱い市町村の定時制高校が影響を受けたことは確かで、折角自営者率が高かったのですが、それが国の助成なり道の助成が必ずしも十分ではなく結局は、財政的見地、その他で脱落して、募集停止になっていったと考えます。

第3の御質問は職業教育の位置付けについてと思えますが、ポスト・ハイスクール・エデュケーションが拡大してきております。これは学歴水準が上ってきている今日、当然の傾向で、世界的傾向でもあるかと思えます。ただ、職業教育とまでいかななくてもいわゆる職業指導的なことの予備知識と、いわゆる勤労体験学習的な農業というのを理解する、あるいは生物を育てるといったようなことは、人間形成の重大なひとつの要素として考える必要がある。そういうようなことから考えますと、普通科に体験学習その他、あるいは農業・工業、ちょうどソビエトのポリテフニズムといった形で行なわれたような意味での体験学習を含めるといようなことは、普通科にとっても大変有意義であるかと思えます。つまり進学率の高まりとともに、これが短大レベル・ポストセカンダリーあるいは短大レベルに上っていく者が多くなるということは当然なんです、高等学校段階で普通科も職業科と同様な勤労体験学習なり、あるいは職業のオリエンテーションというものを、初期の段階、高等学校段階で絶対的に持つ必要がある。そして他方、職業高校では基礎教育、つまり基礎の問題にしっかりと取り組んでゆく。その場合、高度に経営的なもの、あるいは先端的な機械といったようなものはそれぞれの専門機関に（たとえば機械化研修施設が北海道に2つある）、あるいは経営その他の問題については現在の学校農場施設で農業経営を学ぶことは、いろんな観点からできないので、それらは一段上の段階の学校、すなわちポスト・セカンダリーレベルの学校に委せるということになると思えます。

問題は普通高校がすべて受験第一主義でいくと、それでもつて価値観が、——人間形成でなくて、

いわゆる受験の予備校的な要素を増大させることになって、世の中の常識あるいは思考というものがゆがめられてくる。これは大変な問題です。これは現在日本の教育をある面において破壊しつつあるといえるのではないかと思います。

高田 薫（北海道教委） 始めに教育課程につきまして、北海道ではどのようにとらえているかということについて申し上げます。

高等学校教育につきましては、北海道の場合も3つの点から考えているわけです。ひとつは、職業教育につきましてはあくまでも高等学校教育の一貫の中でとらえること、あわせて公的な教育機関という役割をもっていること、これが第2点だと思います。第3点に地域社会人の養成であること、つまり地域に生きる地域の人間を養成するのである。この3つがやはり中核にすえられて、考えなければならぬ。ここで当然、国民的な教育機関という高等学校の持っている役割とあわせ、公的な教育機関の一定の教育的な水準、レベルを維持するという大きな役割を持っておりますので、北海道ですべて独自に教育が展開されるというものではありません。国のそういう基準に従った教育が当然ベースとしてあるのは確かだと思います。

しかし、そういう中で地域社会、つまり北海道としての教育のあり方に主体性が求められるのではないかと、考えるわけです。そういう中で、お話のありました理産審の産業教育分科会の職業教育の改善に関する委員会のことだと思いますが、この中でも5項目にわたって協議が進められて答申がなされたわけです。さらに、その前提に3つの条件が出されております。それは、小・中・高一貫した教育の中でとらえるという点がひとつあります。ついで、地域的に非常に特色があるんだと、そういうことも十分ふまえる必要がある。そして第3に中堅産業人の育成ということが職業教育全体にかかっている大きな役割であるけれども、これにつきましても、それぞれの養成の対象の内容や職種等によって非常に個々の特質がある。こういう点も当然ふまえながら北海道では、国の定めている基準にたいして十分配慮しながら、北海道的な、それぞれの特色を生かした教育を進めている、という形をとっています。なお、内容等につきましては、この改善委員会のほかに産業教育の教課調査委員会の方で、内容等についてさらに検討が進められ、一応今回の職業教育について、その中心になります基礎教育の重視、それに伴う内容、実験実習のあり方、それに農業に関する科目の構成、こういうことをそれなりに受けとめながら、北海道で具体的に今回の教育課程にたいしての取り組みとしては、いわゆる学科の目標、それから設置すべき科目、これは設置者が定めるということになり、そのための教育課程編成基準研究協議会を北海道では設けて、これが今年の3月に答申を出し、これを受けて7月の28日に道教委としては、告示を示しております。その内容については、あくまでも国の基準に従いながら、大まかな大綱的なものを示すということを基礎に、各学校が、改善委員会で大きな柱にしております職業教育の教育課程の弾力化をはかるようにしています。北海道は先ほど20の地域に分けてそれぞれの経営指標が作られていると申し上げましたが、それぞれの地域の特色を持った教育を推進できるためには、できるだけ大綱的なものとどめ、それぞれの具体的な進め方については主体的な学校の発想なり実践なりを進めるような形でとりくまれています。

藤岡貞彦（一橋大学） 千野先生がお求めになった第3の柱と非常に深い関係があることですから申し上げますが、磯辺委員会報告は画期的な報告じゃなかったかと思います。それは、教育課程のことを言いながら、職業教育あるいは職業高校のあり方を論じたという意味で、つまり教育課程から入りながら学校の本質論を言っていたと思う。

細谷先生はちょっと違うんじゃないかとおっしゃいましたけれども、だんだん磯辺委員会の線が

薄まっていったことを残念に思っておるわけです。では、どう学校の本質について言ったかと言えば、職業教育と普通教育の漸近ということをはっきりと打ち出し、それから大綱ということで、今細谷先生がおっしゃいましたように、大幅な権限を各地域の学校に与えた、ここが非常に大切なことだったと思うのです。ですから、先ほど、地域の教師の間に自主編成の意欲が低いと言われたが、こと職業教育に関する限り、高等学校の教育課程、もう少し広く言って小・中・高も含めた教育課程についての大幅な自由を、教育課程審議会などがいていた段階じゃないか。そう致しますと教育課程のことを言いながら学校のことを言っているわけですから、学校論が問題になったんじゃないか。先ほどからポスト・ハイスクールというようなお話も出ておりますように、職業教育は本来ポスト・セカンダリー・エデュケーションの問題なんじゃないだろうか、そうははっきり割り切って考えるという意味じゃなくて、そういう一本の柱を立ててみてはどうかと考えると、こういう発想法を磯辺委員会は導入した、そういうふうにする自由を導入したと思われるのです。ですから山田先生が言及なさいました一番最後の表にしても、あれはいろいろな読み方ができるので、5割もあつたかと考えることもできれば5割しかもうなくなつたかとも読めるわけで、ここのところはある割り切り方をする必要はないので、ポスト・セカンダリー・エデュケーションという動向を見のがすことができない、そこがボケーション・トレーニングの基本になりつつあるという柱をすえた上で、私のことばを使うと、「生涯学習」となりますが、生涯学習の中で農民を育てる中等教育はどういうふうにあるべきかということが正面から問題になった画期じゃないかと考えるわけです。

そういう意味で私は細谷先生がルーラルエデュケーションまでおっしゃつたことに賛成で、学び方を学ぶというですね、ある意味では、その学び方を学ぶ生涯学習を見通した中等教育段階という性格が、農業高校に必須のものとなつた。（今まではいろいろあいまいにありましたが）。そういうことを考えてみるべき時がきたのじゃないか、その意味では普通高校の人たちが増えることもそれからまた、極言致しますと、農家の親が高等学校時代まで労働させないことも受動的・悲観的に考える必要はない。ひとつの時代といいますが、生産力を背景に置いた、ひとつの可能性をもつた時代と考えると、生涯学習の中での職業教育的中等教育のあり方というふうの問題をすえ直すべきじゃないか。そうすると、かつてポリテクニズムと言われた問題や、あるいは細谷先生が年来言つてこられたテクニカル・ヒューマニズムという問題や、そういうことがいろいろ考えられるんじゃないか。私はお話を聞いていて、留岡清男の1938年の論文を考えておつたんですが、あれは生活綴方の教師を批判したというふうと考えられておりますが、私はそうではなくて生活綴方の教師が農民のことを考える時、学校の枠を破つて考えるという提言だったと思うんです。そう留岡論文を積極的に考えてみると、あの時言われたことが、今、生涯学習とかセカンダリー・スクール・ステージの問題として農業高校に焦点を結んでいるので、今出ている事態を受動的・敗北的にだけ考えるのはいかなものかということをお願いしたかったのです。教育課程を考えていくと学校論にいきつくという道を切り開いたという意味で、私はもし現場に自由に編成する気運が高まってくるならば、磯辺委員会の報告まで戻って大胆に考えるということの必要性を指摘したい。

佐藤 隆（北海道岩見沢農業高校） ただ今のご意見、生涯学習ということ、学び方を学ぶということについては賛成ですが、それを、農業高校あるいは職業教育というものをポスト・セカンダリー・エデュケーションに一方的に位置づけるという事について疑問点があるんじゃないか、そう私は考えます。いま北海道では稲作地帯あるいは酪農地帯とか、非常に地帯別に近代化が進行し高生産になつてきた。しかし、いわゆる労働生産性は高まつたけれども資本の生産性が低いということで、これを農業の本質から言つてもう少し経営の効率を高めていくような新しい対応が必要だし、それからとくに農業の本質から見て土地、地力の略奪化、地力の低下が非常に心配すべき状況にあります。端的に申しますと、農業が担つていくべき局面が非常にむずかしい現況にあるということ、それだけに強い主体性

を持った経営能力というものの養成が必要でないか。

それとも反面、学校論のお話がありましたが、その中で知識の注入だけ、いわゆる問題解決的な詰め込み主義的な教育だけではそういう経営能力なんていうのは全然養われてこないでないかというのが心配される。そういう意味で人間形成の面から、パーソナリティの発達段階という面から、やはり労働の適時性とか、それから今までの農家の近代化のために非常に生活の対応が変ってきて、その中で、子どもの教育という面から考えたら非常におくれていたかもしれないけれども人間形成としてはプラスの面があったと考えるわけです。そういうような面が全く失なわれてしまって、それらを保障する機能が農村の場合になくなって、全く都会の子どもと同じような生活経験、未熟な生活体験しか持たない。そして中等教育の段階の職業教育ということになって、つながりがない断続的になってしまっているの、その一貫性というものを考えていく必要があると思います。

そういう意味から言つて技術教育というもの、これは広い視野で——技術教育を狭い視野とかいうようなとらえ方もあるかと思いますが——ひとつのものを徹底してとことんまでやる。そしてそれからさらに広い視野に広げていくというような、そういう学び方と言いますか鍛え方があるんじゃないかなと思います。そういう面から見まして、田島先生のご指摘にもありましたけれども、現在の普通科教育でいいとして、あとすぐ短大程度の職業教育ができるということでは、いわゆる労働するというにたいして嫌悪感を持つような青年がでてきて、動かなければならない時にすぐ動けない。それが勤労の適時性と言いますか、学習の適時性あたりから心配されるんでないか。端的に言いますと農業が近代化して、非常に程度の高いものが要求されるようになってきただけに、人間教育という面からそれに対応するような創造的な、新しい経営能力を持ったそういう農民の主体性を作っていかなければならないわけです。

小久保和孝（帯広農高） 学校というのはすぐれて人間的な集団ですし、それから教育過程というのは我が国ではすぐれて時の政治政策がダイレクトに反映しますから、私自体の印象では43年改訂がある意味では多面的に展開されていた北海道の創造的な自主的な活動を圧殺した、そういう傾向があったのではないかと。つまり、北海道の場合、地域定時制はその地域の必要に応じてどうしても定員、設備の事情もあり教育課程そのものはその学校独自の責任で昭和26年度学習指導要領一般編（試案）の大枠の中で、学校独自で展開されていた様に思います。特にプロジェクトという指導方法を取りながらいわゆる地域の願いや必要に応じて、先の指摘の背景もありかなり弾力的な展開をしていたと思うわけです。こうした展開を示した基盤は、時あたかも我が国農業自体が農地改革を経て農家個別経営が土地生産性の発展段階に向っていたからだだと思います。この時ははまだ労働生産性の課題に入っていませんでしたから伝統的な教育内容のままでも取り組みやすかったのかもしれない。従って学校も本質的にはルーラル・エデュケーションとしてやっていたといえます。それが43年改訂では学習指導要領が基準性じやなしに非常な拘束性を持って現場に迫って来、たとえば授業時間だつて1講時は50分でなきゃならない、ピター文まけないというわけですから何もかも学校の仕組みも考え方においても非常に弾力性をなくしたわけです。それを法的強制でもって押しつけた。これに対する現場のアンチテーゼとしての自主編成問題が出ました。しかし、現実問題として、我が国では明治以来長く教員自らが教育内容を編成するとか、自らの学校教育課程を編成するという本質的能力を奪われてしまっていましたから農業の新しい状況下では、その力量を発揮できなかつた様に思います。日本の教員は学校制度や、その教育課程を構想したり教育内容方法を考え出したりする、その能力を本質的には奪われていたという歴史過程は高度国家では国際的に見て非常に例外的な国ではないかと思えます。高度先進国家でありながらです。その点ユネスコの昭和41年の「教員の地位に関する勧告」。その前の昭和37年の「技術の職業教育に関する勧告」があつたにもかかわらず日本ではそのユネスコの勧告を関係者に周知させることも、勧告にありながら行政機関からも宣伝すらされないのです。教員の間

でユネスコの二つの重要な勧告が知られていない問題があります。新聞にちょろちょろ出る程度でした。今日職業教育にかかわって重要な注目したい勧告は技術、職業教育に関する勧告です。現場も行政機関も含めてこの二つのユネスコ勧告自体を学習するというようなことがなかったように思います。ILOにも同様な勧告があるのですけれど技術、職業教育に関する勧告は今日まで学校教育外のものとして受けとめられていたのかも知れません。その頃より指導要領行政が強化されて来ました。そのピークが昭和43年度改訂であつたと思います。私はこの後遺症がかなり続いていると、これをどう行政機関も我々も地域も克服していけるかどうか、そういうところにきているのではないかと、思っております。ただしそれだけに昭和43年改訂では中央が期待したようにうまく進行しなかつた点もあります。きのうも雑談ででたのですが、指導要領行政というのは北海道農業教育ではあんがい鈍感に経過したところもあつたのですね。しかしこの43年改訂以後の数年間私は日本の教育にとって非常に不幸な時代だつた、私自身の青春にとつても不幸な時代だつたと思っております。ましてや農民にとつても非常に不幸な時代だつた。そういうふうに考えております。

座長 小久保さんにもう少し話していただきたかつたのは農業高校の現代的役割です。現在、それを先生がどんなふうにお考えになつていらっしゃるのか

ポスト・ハイスクール・エデュケーションという話もございましたかね。それから佐藤先生の方からもご発言ありましたし、細谷先生、藤岡先生の発言と続いているわけですね、その中でどういふふうにお考えになつておられるか。

小久保和孝(帯広農高) 職場できちつと討議をしたり、基礎的な研究会で討議をしたというわけでありませんので、主観的、かつ経験則的な結論になると思います。私は現代の中等教育の中で農業教育をとらえる場合に、普通高校にこそ問題があるという立場をとつております。つまり、農業教育は公教育としての我が国中等教育の矛盾の結節点であるだけに中等教育そのものや、その中での職業教育の問題点なり、課題がシャープに表現されていると思います。その視点から中等教育をみれば普通高校がテスト・トレーニング・スクールから脱して、プレ・ボケーションル・エデュケーションの要素を入れたり、ボケーションル・トレーニングの要素が入れば、現在のような普職剥離、普工商水農の序列というような社会風潮を生まなかつたのではないかと、思っております。先ほど佐藤先生から能力開発における適時性の問題指摘がありましたけど、私はこれを社会の機能なり国民の願いなり、社会の仕組みそのものともかかわりますけど、戦後北海道の農業教育は我が国中等教育の発展方向においていくつかの可能性を持った時期はあつたと思います。たとえば地域が農業の定時制を本当に強化しようという時に季節定時制農業学校自体が非常に色濃く実践していたボケーションル・トレーニングを全日制的テクニカル・アーツの方向に接近させるという努力もできたでしょうし、全日制農業高校自体が、より季節定時制農業高校教育経験を継承すると言いますか、ホーム・プロジェクト法、教育を発展的に継承すると言いますか、そういう期待はあつたと思います。つまりルーラル・エデュケーションとしてのボケーションル・エデュケーションの方向においてです。しかし、そういう多くのチャンスは私達は失つてきたと思います。とりわけ北海道は府県に比べ特にその選択すべき時期が農業発展に即してみても非常に多かつたと思いますけど、地域社会の合意、国民的合意形成という点で当時の政策主体と批判派の双方が非寛容だつたと思います。その点、民族の将来にわたる問題ですからお互に非寛容さをなくすことが出来ればと願つています。私はこの選択すべき時期に生かし切れなかつた主要な要因は排除の論理が働いた点だろうと思います。

現在はどうか考えるんだとの点では、私は少なくとも高等学校教育全般においてプレ・ボケーション

ナル・トレーニングだとかプレ・ヴォケーションナル・エデュケーションの要素が、ない限り絶対だめだと信じております。とくに手先の労働を含む内容が入りこまないと、創造性の基礎が出来ないように思います。しかし、より高度生産に対応する人間の資質という点ではポストハイスクールとしての、つまり農業教育の中核は季節制の短大レベルを必要とするだろうと思っております。そこでは現実の生産労働に、どうかかわらすのかかなり意識的課題として追求される必要があります。これは10年位前から私たちの経験による持論でもあるわけです。そしてその展開形態は戦後の季節制定時制農業教育の経験がその短大レベルの農業教育機関に引き継がれてルーラル・カレッジの性格を保持しヴォケーションナル・エデュケーション・アンド・トレーニングとしてやられる必要がある。北海道ではそのためにはどうしても季節制でなければならないと思っております。高等学校段階では、今のような職業科の農業教育の形ではなく、もう少し先ほどの指摘どおり技術教育的要素を無視することなくジェネラル・アーツの方に近づけた形で職業高校なり職業科の役割はあると信じております。しかし、問題点はやはり、先ほどの先生方のご指摘にあるように大学受験及びその社会の風潮・価値観、これに対して我々がどれだけ国民的合意を得る努力をされるか、やり切れるかどうか、そこにかかっているのではないかと、そういうふう考えております。

中野哲二（鹿児島経済大学） 私は昭和28年だったと思いますが、県知事から農業後継者対策審議会の委員を頼まれて、現在までやってきたわけです。先ほど差しあげました資料はここ20年近くの間にとまとめたものです。鹿児島の農家戸数は北海道よりもはるかに多うございまして22万戸ぐらいだったものが現在18万戸になっていますが、全国で長野県に次いで2位でございまして。しかしながら農家所得におきましては、47番目のどんじりで、絶対46番にはなりません。そういうことですから、こういった地帯で後継者問題をどう考えるか、農業教育をどう考えるかということが切実に問われているわけです。北海道とは全く対照的です。言うまでもなく農家戸数が18万戸もございまして農業につきましては非常に知事も力を入れておるわけです。自営者高校も実は2つございまして。私が委員を引き受けました時には、98ぐらい高校がありました、そのうちの40校ぐらいが農業高校もしくは農業科をもっておた。それが現在非常に減りまして20校そこそこになっております。そういうことの調査は全部しておりますが、鹿児島で私たちが感じますことは、ひとつには、やはり先ほどいってまいりました、この農業高校、とくに自営者高校が現在自営者の教育を重点にしてきましたが、現在20ぐらいの農業高校の中でも自営者ゼロという農業高校がいくつかでてきていますので、何の為にやっとなじや、というようなことになるわけです。一番問題になりますのは、県がこのいう状態でございまして、町自体が農業の方向を非常に見出しにくい状況に置かれていることです。ですから県の後継者の問題を考えます場合に、ああ、あれは中野先生にたのんどきやよかつたよとか、あれは県がやることよとか、普及事業がやることよと、町はそれを受け取りやいいのよ、こういう感じでございまして町が消極的です。だから一番感じますことはやはりこういった低生産力地帯の貧しい農村で、町の農業の方向なんかはきまりませんと、どうも自営者の確保をどういうふうにしたらいいかというようなことがさっぱりみえてこないのです。

そしてもうひとつには、こういった状態なものですから卒業生の75%ぐらいが県外就職するという現実です。そこで農業高校にはいわゆる一番「能力」の低い生徒がいく、ということになりまして、事実、ああ、お前は頭が悪いから農業高校に行けよ、こういう進学指導がなされている実情でございまして。ですから、そういったことで、一方で非常に自立農家の後継者の育成をやらないといかんですけれども、そういった入学当初にはとにかく「脱落者的」な子どもが、意欲のないままで入っ

く。そのなかで、だいたい1割から2割ぐらいが、後継者的な考え方を持っている生徒諸君ではないだろうか、こういう感じが致します。普通なみの、極端に申しますと今年450点満点でございますけれども、農業科には2ヶ時代で入っております。他方、農業高校の先生にいわせれば、一番能力が高くないと教育ができないということになります。

それから最近出てまいりましたのですが、農業高校の整理統合問題です。先ほど申しましたように40ぐらいあったのが現在20ぐらいになつてゐるわけでございますが、これが非常に配置が悪い。それでたとえば南の方の大隅の、今度6千町歩ぐらいの畑灌をやるところがございますが（畑作地帯でございます）ここには小さな園芸科がひとつあるだけでして、既存の農業高校はつぶれています。

それから出稼ぎで有名な加世田の方面に依然として農業高校が残っておりますが、そこはもうほとんど就職です。といったように、非常に片寄つています。また、鹿児島は離島が多々ございますので離島における配置の不適正ということもございます。農業地帯の中に普通科があつて農業高校がないという地帯も大島あたりにはございます。したがつて、希望があつても——経済的な問題もございまして——進学できないというような特殊な状態が鹿児島にはございます。

もう一つ論点に加えていただきたいことは女子の問題です。この市来には実は農村の生活科があるわけでございます。これは教育目標からはご存知のように、将来の自立経営農家の主婦の養成が目的でございます。ところが市来農芸の生活科を見ますと52年に47名卒業しまして、自営したのは1名です。だから実際には、これは就職コースになつております。ところがおそらく文部省には、将来自営するんじゃないでしょうかぐらい報告してゐるのではないかと思います。鹿児島あたりは北海道と似ておりました僻地でございます。この花嫁問題が解決しませんでしたどうも農業の男の方の気合が入らないような感じがします。是非ここで女子の教育の問題についてもご意見を聞かせていただきたい。

神田嘉延（鹿児島大学） 今中野先生の報告で鹿児島島の概況はわかつていただけたと思うのですけれども、もう一つ、後継者問題で農業高校以外のUターン青年がその過半数を占めてゐる、という事実があります、ところがこの青年はほとんど農業教育を受けていないで農業に入つていく。このことは非常に重要な問題ではないかと思ひます。たとえば、先ほど出た、出稼地帯の加世田の地域でもほとんど県外へ出ていきますけれども、そのなかで県外から帰つて来て3反ぐらいハウス経営をやつたり、自営で生きていこうと青年が最近出てきてゐる。そういう青年の農業後継者教育の問題が独自にあるのではないかというふうに思つてゐます。

それから、私のやつた鹿屋の調査ですと、農業高校の方は自営になつたというふうにいわれているのですけれども、実際に追跡調査して125名に當つてみると55名しか自営者が出てこない。こういうことで実際の数値よりもつと低くなつてゐるのが現状としてあります。高等学校の農業教育のことについて、自営者にいろいろ希望をうかがつてみますと、中野先生がおつしやつたように、学校の農業教育の専門科目についての不満が非常に出てゐるというようなことが特徴として言えます。従つて、教師自体の問題としても、本当にその後継者としてゐる子どもたちに、たとえば鹿屋にしても、ごくわずかであつてもその子どもたちの要求に十分応じていないのではないかというようなふうにも子どものアンケートの結果の中に出ております。

座長 討議を続けなければいけないのですけれども、まだ今のところ、1の柱と3の柱のあたりまでで、2と4は全然やつてないわけです。しかし、とても時間がございませぬ。従つて問題提起者の4人の先生方にそれぞれ一言ずつご感想なり、あるいは宿題として残さなきやいけないというような問題を提起していただきたい。

美土路達雄（北大） 今日とは貴重なご意見を闊達におかわし下さりましてありがとうございました。今日は農業高校の関係者もいらつしゃいますので、一言最後にそのことについての誤解があるといけませんから申し添えたい。今日の話は学問上の話で、現実に今まで苦闘してきた農業高校の具体的なあり方、具体的改善の筋道とすれば、それはまた別問題だと思ふ。最近農政ジャーナリストの会の編集で農業教育の特集年報が出ましたけれども、その中でも文部省の職業教育課長が、農業高校の先生のことを高く評価しておられることが記されております。つつこんで云えば、大きな歴史の流れの中で農民という形態がどのぐらい続くか、これさえも検討の余地がございますし、そういうレベルの問題の理論的検討なんであつて、逆に言えば全部が全部短大出が農業につくというようなことは当面あり得ず、（今1割です）、その中でやつぱり農業高校は有力な地歩を占めている。学問論としてもです。田島先生や小久保さんが普通高校自体が考えられなきやならないと言つた主旨、それから神田さんが指摘したUターン青年にしても、日本農業全体でも年2万人の就農のうち1万が新規学卒就農で、もう1万人はUターン青年なんです。2万人Uターンして1万就農して、あとはまた出ていくというような、そういう構造の中で佐藤先生のおつしゃつた広い意味での生産技術教育というもの人間形成にも一般にいつて不可欠になつてゐる。もともと技術というのは無機的な工学的なエンジニアリングの技術と、もう一つ農業の場合にはどうしたつて生物を扱わなきやならないわけで、生物系の技術と、この2つに大別されるだろうと思ふんです。そういう生産技術教育に不可欠のこの生物系、これはもう生態系や資源問題が問題になつてゐる現在人類の不可欠の位置づけを受けてゐるわけなんであつて、そういうレベルからしてもです。農業高校がすぐなくなるというような、そういう短絡した主旨ではないのであつて、そういうレベルで、普通高校も農業高校も新しい課題に迫られてゐる。そういうような歴史の流れの中で申し上げたのであつて、経過的な再編の筋道の問題はまたこれは別途考えなきやならないだろうということをつけくわえておきます。

田島重雄（帯広畜産大） 実は先ほどの発表の時もらしたことが2つございます。本文の図表でいうと17ページと21ページ2つぬかしてございます、これは教育内容の発展課程、主にこれは文部省の学習指導要領、その他農学校通則からずつと、ランプ型にこういうふうになり、いわゆる分科とです。戦前まで分科が非常に進んでいて140科目まで分科したのですが、第二次大戦の前後に統合された。その最尖端をいつたものが、戦後の総合農業であつたわけ。しかしその後また分科の傾向を歩みはじめ、ことに高度成長期に再び非常に細分化した。しかし、また今回の学習指導要領の改訂で、整理・統合の方向をとつた、つまり、日本の農業教育のカリキュラムは、未分化→分化→総合→再分化→再総合の道を歩んでゐるといえるわけ。です。

次に教育方法ですが非常に濃密な実習形成あるいは教育形成になつて、それが戦後全日制と2つに分かれて、いわゆる定時制がアメリカ型を多くとりそれで全日制がいわゆる近代的な南欧型というふうにもつてゐた、というふうを考えておきます。

時間がなくなりました。もうひとつつと、たとえばですね。先ほど農協のお話や、地域と農民と農業との関係のことが出ました。私はまことにご主旨に賛成でございまして、日本の大学教育とりわけ、農学教育が、農協の問題を非常に無視してきて、わずかに農業組合講座というのが北大にあるだけで、その他はどこの大学でも農業協同組合論という形ぐらゐで、それほど分化もしていないし非常におくれていると、これだけ農協が大きな地位を占めてゐるのにもかかわらず、農学部の農業経済の中で非常に位置が弱いということが言えると思ふ。それからもうひとつ小久保先生から、総合農学科の問題が出ました。これは一言ではちよつとむずかしいんですが、文部省の意図した教員養成、指導者養成が第1にあり、2番目に新しい教育で今まで分化して非常に实际的でなくなつてゐた農業教育をたて直すという意味で内容問題が総合農学という形で表現された。しかし、不幸にしてその同床異夢の関係が続きまして、あるいは大学の中にも農学科のあるところに総合農学科ができてオーバ

ラップしている関係、教員養成と言いながら開放制であったためにその総合農学科の特徴が失われる、あるいは今度は、経営の総合というようなことからいうと経営の専攻の先生から反対がでる、最後に文部省の官僚的思考方からいうとこれは議員立法で作られた、おもしろくないというようなことがいろいろ重なりまして、結局10年間で、視学委員会の勧告という形で、近代化の名のもとに消されてしまった。これは私は日本の農業教育の最も大きな悲劇と考えております。現代世界で今の日本のように農業教育の死命を制する、農業教員養成をおそまつしているところはないし、またこのことはフィリピンや韓国のような諸発展途上国に学ばねばならないような状態です。私はこの点を特に声を大にして強調したいと思います。それから先ほど農業高校無用論その他の関係で、ポストセカンダリーなどの問題がありますが、私は今美土路先生のおっしゃったこと、あるいはこのレジメのあとの、東京大学の教養学部原先生のご意見とも全く賛成でございまして、農業高校無用論は、もう少しその理論展開を歴史的経過や問題の総合的見地から把握し直す必要があるかと思えます。つまり卒直に言えば、空想的にすぎるのではないか、あるいは時機尚早論ではないかということでございます。

高田 薫（道教委） ひとつは、やはり農業教育の場合はあくまでも農業人の育成ということになりますので、土地から離れた農業教育はあり得ないし、農業もあり得ないということを中心にふまえなければならないと思います。従いまして農業の場合は当然実践を通して、その中から農業のあるべき姿を学んでいくということが基本的に考えられるのではないかと。そういう意味合いでたとえば、いくつかのご意見がありました、まず農業教育そのものの位置づけですが、かなり生涯教育、あるいはコミュニティ・スクール、地域学校というものの中により密着して位置づける必要があるのではないかと。こういう点につきましては、この農業そのものが土地なり、地域に非常に密着したものであるという観点からは、かなり今後配慮しなければならない事項ではないかと思っております。

なお内容等につきましてたとえば、とくに農業が教育の中の最も基本的なものでないかと思われまますには、やはり農業ほど自然環境を無視しては成り立たない、農業こそ本来自然との調和の中からはじめて矛盾なく営まれるものですし、本来の人間のあり方と生活のあり方そのものの資質もやはりこの農業を通して学べるのではないかということが、ある分野においてさかんにまた言われるようになってきております。そういう点で、生産と生活という面での調和ということが、これから今の人間教育とからんで新たな観点からもう少し検討する必要があるのではないかと。それから、教育の内容等につきまして、たとえば、現在の農業の状態を見ますと非常に協業化、共同化が進んでいる。協同組合関係にかかわる内容等についての意見がございましたが、こういう点を見ましても明らかに、これからお互いに力を合わせて農業に取り組む、協力する心というものがかかなりこれからの農業の資質としても要請されるのではないかと、というようなご意見等いただきましたが、これからこういう面についてさらに勉強したいと思っております。

山田定市（北大） 一言だけ申し上げたいと思っておりますが、今農業教育ないしは農民教育の内容に即して深められた課題、またこれから深めなければならないという課題というのは、実は直接的には労働者教育なり、都市勤労諸階層の生涯学習に共通した問題を含んでいる。もうちょっと広く言えば国民教育全体のあり方にたいして消極的な意味ではなしに、つまり守りの姿勢ではなくて、積極的に農業教育の側から提起しなければならない、またしうる問題が数々あるように思います、たとえば自然の認識の問題とか、生活とのかかわりとか、そういうことが内容的にありまして、それらを内容的に深めることを通して全体の教育体系、たとえばその中で今受験に偏向している普通高校のあり方とか、あるいは高等教育機関のあり方というようなことにたいしても改めて農業、農民教育そのものの中から引き出された問題をふえんして提起できる課題があるのではないかと。

そういうことの中に、具体的にここで当面の課題になつている農業高校の活路も積極的な意味で出てくるんじゃないか、そんなふうに考えております。

座長 では、討論不十分ですが、時間がなくなりましたので、これでシンポジウムを打切らねばなりません。

今日、先生方からいただきました多くの御意見のうち、次の諸点については、今後とも深く追究していかねばと思います。

第一点は、総体的にみた農業教育に関する議論です。多くの同意はえられなかったとしても、産業技術のいちじるしい発展が要求する高度の学力の必要性という視点から、また普通科志望者の激増という現実から、農業教育をポスト・ハイスクール・エデュケーションにゆだねてはという意見、さらには生涯学習ないしルーラル・エデュケーションという線で、不断の学習が要求されることも前提にした、普通高校→短大での農業教育ではなく、プレ・ポセシヨナル・エデュケーションという要素を強くからませた高校農業教育を構想してはというご意見、また、労働体験をもたない在学青年が多数派を占める現在、農業者としての自己形成には、労働体験をあたえられる高校農業教育は不可欠とすることご意見などがそれです。

第二点は、高校農業教育の内容にかかわる議論です。たとえば、農協問題のとり入れの必要性、共同化の進展に応じたの共同心、協力心養成の必要性、自然環境とのかかわりにおいて人間のあり方を農業を通して学ばせることの必要性、知識・技術の教育より、自立して農業をいとなんでいく気概の教育の必要性などがだされていたと思います。それらをどう考えるかといった問題です。

第三点は、農業教育の場面から、国民教育総体のあり方を問いなおす必要はないかという問題です。それは高校農業教育を国民教育の一環として位置づけながら、農業、農民教育の独自性を追究したうえで、普通高校、大学などのあり方について積極的に問題を提起すべきだとすることご意見です。このことをどう受けとめるか。それにしても多くの課題を残したシンポジウムでしたが、これで打切らせていただきます。

附 属 資 料

ユネスコの技術・職業教育に関する勧告（仮訳）

1962年12月11日 第12回ユネスコ総会採択

国際連合教育科学文化機関の総会は、1962年11月9日から12月12日まで、その第12回会期としてパリで会合し、教育の発展に関する同機関の憲章上の責任を想起し、教育の改善は経済的、社会的および文化的進歩の重要な一要因であることを考慮し、技術・職業教育が近代文明の複雑な機構の基盤の一つであり、かつ、間断なき経済発展の諸要因の一つであることを認め、

さらに、発展途上にある国は、自国の教育制度の計画立案と改善のための指導を、特別かつ緊急に求めていることを認め、

この会期の議題 17. 1. 1 である技術・職業教育の計画立案の際遵守すべき一般基準に関する提案を審議し、総会の第11回会期において、この問題が加盟各国に対する勧告の形式で国際的取極の主題となるべきことを決定し、

国際労働機関の総会が、その第46回会期において、職業訓練に関する勧告を採択したことに注意し、

1962年12月11日にこの勧告を採択する。

総会は、加盟各国に対し、加盟各国が自国の技術・職業教育の発展と改善を行なうに際して、自国の領域内でこの勧告に規定された基準を効果あらしめるために必要な国内法上の措置もしくはその他の措置をとることにより、下記の規定を適用するよう勧告する。

総会は、加盟各国に対し、この勧告を技術・職業教育に関係のある当局および団体に周知させるよう勧告する。

総会は、加盟各国に対し、総会の定める期日および形式により、加盟各国がこの勧告を効果あらしめるためにとった措置について総会に報告するよう勧告する。

I 範囲および定義

- この勧告は、工業、農業、商業およびこれに関連する業務の分野で、職業的訓練を与えるために学校またはその他の教育機関で提供されるすべての形態の教育に適用される。
- この勧告の目的のため、
 - 次の三者が区別される。
 - 熟練労働者のレベルでの教育
 - 技術者のレベルでの教育
 - 技師または技術専門家のレベルでの教育
 - 「熟練労働者」という語は、特定の分野における職業または技術の実際面で広い教育と訓練を受けたひとびとを指す。
 - 「技術者」という語は、技術とこれに関連する科学につき、熟練労働者と技師または技術学者との中間の知識を必要とする職務をもつひとびとを指す：技術者のレベルの職務には、点検と維持、細部の開発計画、生産作業の監督、細部の建設が要求される。技師との協力は技術者の仕事の本質的部分である。
 - 「技師」または「技術専門家」という語は、大学またはそれに相当する高等教育機関で専門的な科学教育を受ける必要性を公式にまたは伝統的に認められている職務に就いている人を指す。このレベルの職務は、研究、開発、組織、計画および生産のような活動にわたる。
- 技術・職業教育は、教育の全過程の一部であり、国際連合教育科学文化機関の第11回総会で採択された教育における差別待遇反対のための条約および勧告の中で定義された「教育」ということばに含まれる。従つてこの条約および勧告は技術・職業教育にも適用される。

II 科学および技術の進歩を見通した教育

- 世界のすべての国で進行しまたは企図されている非常に技術的発展にかんがみて、教育は人々を偉大な科学的

および技術的進歩の時代に生活し得るようにするものでなければならない。

5. 科学的諸方法、工業技術および組織の複雑性の増大は経済的社会的発展の基礎であるから、できるだけ多数のひとびとのための高水準の一般教育の必要性が認められるべきである。こどもたちのかなり大きな部分が初等教育以上に進学するので、その教育内容、特に後期のそれは社会の必要を充たすことに貢献すべきである。
6. したがって技術・職業教育は、将来の需要がじゅうぶん充足されるよう、拡張できるものであるべきである。
7. 技術・職業教育は教育の全体系の必要部分であるべきで、したがってその教養的な内容へも考慮が払われるべきである。

技術・職業教育は、必要な技術および理論的知識を与えることにより学生を一定の職業につくよう訓練するのみでなく、一般教育と調和して、人格および適性の形成をめざすとともに理解力、判断力、表現力および環境への適応性を養うべきである。この目的のため技術・職業教育の教養的な内容は、この教育に避けられない専門化が、より広範囲な関心を抑圧しないような水準に定められるべきである。

8. 他方、一般教育は、知識を与えるのみでなく、学生に現代技術の助けによってつくられる産物の製造および利用を理解させ、かつ彼等の生活している世界をよりよく理解させることにより、すべての学生が実生活に活発に参加できるようにすべきである。
9. 現代技術を進展させるためにも、学生がどのような水準で専門家された教育を受けるにせよ、それ以前にじゅうぶん広い一般教育の背景をもち、またそれが継続される必要があることが認められるべきである。
10. 社会の発展にとっては、女性が家族的・家事的活動の訓練を受けるだけでなく、あらゆる種類の職業にさらに広く参加することを要請しているのだから、女性に対して技術・職業教育を受ける機会を与えることは、男性の場合と同じく重要視され、かつその範囲は拡大されるべきである。あらゆる種類の、かつ、あらゆる水準における技術・職業教育を受ける機会を男性と女性に平等に与えられるべきである。技術・職業教育を通じて、女性に対し職につくことの可能性を与えるよう、特別の配慮がなされるべきである。

III 技術・職業教育の一般原則と目的

11. 技術職業教育が時の需要に常に応じるよう、その計画は、現代技術の急速に変化しつつある性質を考慮したものでなくてはならない。したがって、技術・職業教育はたんに基礎的技術の進歩をめざすだけでなく、熟練労働者、技術者、技師および技術専門家が急速に新しい作業方法に適応でき、かつ、将来伸びていくことができるよう、より以上の基礎的科学知識とある程度の融通性とを与えることを目的としなくてはならない。
12. 早期の専門化は避けねばならない。また、すべての学習計画においては、一般教育、科学教育、専門化された主題による教育のあいだに、学習主題の総量を増加させることなく、適当な均衡が保たれなければならない。
13. 技術・職業教育は、すべての段階において、手による労働の尊厳と、その現代の生産過程における重要性との認識を教えるべきである。
14. 技術・職業教育はあらゆる学生が各々のもっている可能性を完全に発展させようまで教育を続けて受けることができるように組織されるべきである。技術・職業教育の一分野から他の分野へ変ることができ、かつ、あらゆる水準における技術・職業教育と一般教育とはともに、能力ある人はだれでも受け得るようにしなければならない。この受け入れを可能にするための適当な手段がとられねばならない。
15. 一定の形態の技術・職業教育は、身体的あるいは精神的に欠陥のある学生が社会と社会のもつ職業とに参加できるように、これら学生を受け入れるべきである。

IV 技術・職業教育の立案と運営

立案

16. 技術・職業教育は、経済的状況とその展望とを考慮し、工業、農業、商業の各界の関係機関と密接な関係を保って立案されねばならない。
17. 国家の経済発展計画がある場合、技術・職業教育はその重要な部分の一つでなければならない。国家経済発展計画またはこれに類する他の調査計画は、訓練された人々の将来の需要の予想を含むものでなければならない。予測にあたっては地方の環境を考慮しなければならないが、企画および統計にあたる当局は、予想をたてるにあたって、必要があれば各国の異なる必要に適応させながら一定の広範な原則に従わねばならない。予想は最新の

ものでなくてはならない。

18. 技術・職業教育の分野における供給と需要との算定は、たんに資格を得た人間の将来の需要をおおまかにしめすだけであるから、権限ある当局は人口統計を含む他の多くの要素を考慮して決定すべきである。職業集団の補充および拡大に対する要請の算定にあたっては、年令別職業状況および退職者比率を示す国勢調査表、経済の一般的動向と、異なる種類の商品および業務、技術および知識に対する要請によっておこりうると思われる変化を示す諸統計が使われねばならない。

運 営

19. 技術・職業教育に関係する公共機関の責任は、明白に定められねばならない。またその組織は活動の継続性を保証するのにじゅうぶんな程度、安定性のあるものでなくてはならない。
20. 多くの国では、技術・職業教育の組織、発展、立案の責任は文部省の権限範囲内にあるべきであり、そうでないところでは文教行政当局と1つあるいはそれ以上の他の当局との間の緊密な協力関係がなければならない。
21. 連邦機構の国において、教育責任が、または郡に属する場合、国家的水準での立案に関する評議会または他の諮問機関が設けられねばならない。

特質的便宜供与

22. 国または地方の権限ある当局は、技術・職業教育のための建物の企画に特に注意をはらい、その用途と地方的条件とをじゅうぶん考慮しなければならない。
23. 技術・職業教育の学校および施設は、実地の課題を教えるため、作業場、実験室、農場、および商業事務所のような特別の施設をもたねばならない。建物および施設は、学校から職場への移行が、最少限の困難さをもつてできるようなものでなくてはならない。
24. 教室の配分、ならびに教室、製図室、実験室、作業場、商店、事務室、学生の住居および福利施設のための空間の詳細な条件が収容される学生数、教授課目の特殊性に応じて実際の建築計画を委託する以前に決定されなければならない。

V 技術・職業教育の編成

一般教育と技術・職業教育の関連性

25. 原則として一般的かつ非職業的性格をもつ初等教育のあらゆる制度は、児童に手工への趣味と関心とを与え、観察と創造的努力とに慣れさせ、家庭および集団生活で生じる実際問題に理解をもつて接することを奨励する若干の方法を含むべきである。しかしながら、一般教育に貢献しないと思われる作業は避けるべきである。
26. 生徒が初等学校で学ぶものと、日常生活の現実とを関連づけ得るよう観察と活動とを通しての学習が、書物からの知識の獲得を補うべきである。
27. 一般中等教育にある種の技術的課目を含めようとする動向は奨励されるべきである。中等教育の後期においては、すべての生徒が、自己に適した職業を選ぶのに備えようよう、各種の特別課目の間の選択の機会が彼等に提示されるべきである。

技術・職業教育の必要条件

28. いずれの技術・職業教育の制度にあつても、有効な成果を生み同時に下記のことを可能ならしめるため高度の柔軟性が維持されねばならない。
 - (a) 専門化における多様性
 - (b) 適応性
 - (c) 技術・職業教育の各々の問題を、適当な解決を見出すための特殊なケースと考えること。
 - (d) 学生が、自己の適性と予想される国家的需要および教育制度が生み出す卒業生を吸収する経済界の能力に応じた選択とに従って自己の学習を進めることを可能による便宜供与。

29. 従って責任ある当局は、技術の発展に伴い、より多くの、より良い技術・職業教育の必要性は一般に認識されているよりも遥かに大きい、という基本的仮定に立つて、技術・職業教育の組織を推進しなければならない。さらに、技術・職業教育を身につけるよう奨励される青少年の数がますます増大すべきであるならば、技術・職業教育を魅力的にし、効果的にし、また最も広い意味で教育的にするために、あらゆる措置をとるべきである。

技術・職業教育の種々な型

30. 技術・職業教育の施設の設置に当っては責任ある当局は次の主な制度を考慮すべきである。
- (a) 学校自身の中で、実施訓練を含む職業・技術教育を与える制度
 - (b) 学校では理論的な教育を与え、実地訓練は選択された職業における作業の期間に得られる制度
 - (c) 週1日学校に出席する勤労者に与えられる1日派遣制度
 - (d) 学校の期間が、工場、農場あるいは他の企業における期間と交替に与えられる「サンドイッチ」制度あるいは「協同」制度
 - (e) 被備者が、1年に1回または2回の短期間雇傭者から解放されて技術・職業課程に出席する短期派遣制度
 - (f) 全日の被備者のための夜間課程
 - (g) 通信課程
 - (h) すでに職業・技術教育を受けた人、また職務上実地の経験をもっている人に対する補習課程
31. 全日制教授制度は、この型の教育を望むすべての有資格学生に利用されなければならない。これを可能ならしめるために必要な施設、設備が提供されるべきである。
32. 各国において各段階の技術・職業教育のためのじゅうぶんな施設が提供され、それによつて各学生が国の必要と矛盾しない限りの最高段階まで訓練を受け得るようにすべきである。
33. 発展途上にある諸国は、技術・職業教育の協同施設、特に最高レベルのそれを設置することが望ましいかどうかを検討すべきである。
- 経済上の必要性
34. 技術・職業教育の組織と発達において、各国は、専門家に関する人的資源と需要の見通しの両面について考慮をはらうべきである。
35. さらに、学業を終えたすべての学生が職を得るように努力することは必須である。権限ある当局は卒業者の個人的希望を考慮に入れ、彼等が教育を受けた職業において職を得るように配慮すべきである。
36. 経済と技術の発達は、一般的な又多方面にわたる教育を受けた人材と同時に専門家を必要とする。しかし専門教育は専門家が科学的・技術的変遷の一般的傾向についていけるよう、広範囲な科学的、技術学的教育の上に基盤が置かれなくてはならない。
37. さらに、技術・職業学校の設立については、その建設、設備、経営の費用を考慮し、卒業者に対し確実な需要の見通しがある場合にのみなされるべきである。
38. あらゆる段階の技術・職業教育はそれを受ける能力をもつかなる人に対しても経済的理由で否定されてはならないということは広く容認されるべきである。それ故に貧困な学生に対して政府又はその他の当局は、無償で技術・職業教育を与えるかあるいは義務を含まない経済的又は他の援助を与えるための適当な措置をとるべきである。
- 諮問委員会
39. 技術・職業教育にかかわるすべての人、そして特に公の当局、教育団体、労資団体および私立教育機関は技術・職業教育計画の立案、発達、運営についてあらゆる機会をとらえて相互援助と協議を行なうべきである。
40. 技術・職業教育の編成の責を有する当局を助けるために、諮問委員会は国内レベルで設立され、計画の作成を援助し、かつ、あらゆる種類の技術・職業教育に関してなされる作業の調整にあたるべきである。
41. 諮問委員会は地方レベルでも設置され、特定の施設を援助する任にあたるべきである。地域レベルの諮問委員会は、これらの施設と直接の接触を保ち、かつ、施設の編成に参加するべきである。この種の諮問委員会は地方の人的資源への要請に関する研究計画の立案を助け、その協力している施設が、現実および予想されうる使用者側の要請に応じることにして助言すべきである。
42. 諮問委員会は下記の諸機関、団体の代表者を含むべきである。
- (a) 技術・職業教育の企画の責任をもつ当局
 - (b) 経済活動の種々の領域
 - (c) 労働組合および他の労働者組織
 - (d) 使用者の組織
 - (e) 教師会、場合によっては学生会および同窓会
 - (f) 公共職業安定所
 - (g) 他の関係機関、例えば技術者の協会、技師の協会

43. 技術・職業教育課程の編成の立案にあたり、その責を有する当局は、他の関連団体と協議して、この勧告の付録にある計画実例を参考にすることができる。
44. 専門分野の分類にあたっては、地方の経済的諸要因および地方におけるこれら専門分野の重要性に注意が払われるべきである。特定の専門分野を学習することを望むと考えられる学生数が相当数にのぼるところでは、そのための独立した課程が設けられるべきであり、その場合、研究室および作業場の設置とこれに関連する管理上の問題に適切な注意が払われねばならない。
45. 熟練労働者の教育および訓練は、のちの専門化あるいは昇進のための広範な基盤を提供するとともに、現在あるいは将来の職場で必要とされる実際の・理論的技術、知識を教示するべきである。
46. 技術者の教育および訓練は、特定の職業にともなう実際の技術と知識とともに、特に技術学の面に重点をおくべきである。
47. 教師または技術専門家の教育および訓練は、広い基礎をもち、かつ、彼等の働く分野にふさわしいじゅうぶんな実際の科学知識を提供すべきである。調査および開発の分野を専攻しようとする者には、これらの科学の高度な研究をする機会が与えられるべきであり、同時に、生産と維持の分野に関心をもつ者にも、同時により専門的な技術学的研究が可能でなくてはならない。
48. 技術者、技師、技術専門家は、専門的知識のほかに、利用できる人的・物的資源を最も調和のとれた、かつ、最も効果的な方法で使用するために、各々の活動分野の社会的・経済的な面をも研究すべきである。
49. 技術者、技師、技術専門家水準の教育計画には、世界的に広く使用されている一外国語の学習を含み、学生が自己の専攻分野のおよび一般に科学の領域の発展を続けている技術に精通し、またそれを維持できうようにすべきである。
50. これらの学習課程は、例えば、次の部門に分かれる。
 - (a) 語学、社会科学等の一般教科
 - (b) 数学、物理学、化学、生物学等の基礎科学
 - (c) 応用力学、物質の強度、熱力学、液体力学、耕種学、会計学等の一般技術教科
 - (d) 熱動力、圧搾器、機械工具、建物安定、エレクトロニクス、農業機械等の専門教科
51. 責任ある当局は、学生が包括的な一般教育を受けることを保証しなければならない。それは、学生の人格、理性的能力、道徳的心情、社会的心情、職業上の価値意識および責任感を発達させることに重点を置かなければならない。

VI ガイダンス

52. 一般教育からある形態の技術・職業教育へ進学するすべての学生は、有資格者に対する将来の需要を銘記し、権限ある当局のとの措置が、学生に対し、本人が望むならば、その訓練分野を変更して訓練期間の延長以外には何らの障害もなく本人の学習をその能力の限界まで継続せしめるものであることを了解して、自己の希望ならびに自己の能力と興味の自覚に従って分野を選択する自由をもつべきである。
53. 上記の自由選択を妨げることなく、過度の中途退学者を出さないよう適当な入学のための必要基準が定められるべきである。
54. ガイダンスは学生に対し、一方では学生個人個人の潜在能力に関し、地方では各種の職業グループの要求および経済の将来の必要に関してのより周知な知識をもって、自己の目標をより正確に設定し、かつその目標を最も適切な訓練方法によってよりよく達成し得るようにしなければならない。
55. ガイダンス業務は、学校の組織によって与えられるものとその他の当局によって与えられるものとの別なく、すべての学生が利用できるようにしなければならない。
56. できる限り、各学校において学生がその専門の訓練分野を選択する以前に、じゅうぶんな診断および実地研究を行ないうる期間を設定するよう措置されるべきである。
57. ガイダンスおよび職業紹介業務は、権限ある政府当局またはその他の機関により、次の目的のために組織されなければならない。
 - (a) 学生の完全で組織的な累積記録を保存すること。
 - (b) 学生および両親に対し職業の機会、利用し得る課程およびその他の関連事項を提供すること。

- (c) 学生が評価の結果を判断し、それによって決心することを助けること。
- (d) 若い人々が自己の受けた、または受けつつある教育および訓練の型とレベルに従って就職先を発見することを助けること。
- (e) 卒業生であるか否かを問わず、かつての学生と接触を保ち、ガイダンスの組織の有効性を保証すること。

VII 職 員

技師・技術専門家教育のための教員

- 58. 高等技術職業教育施設の新しい教員の募集および訓練について、権限ある当局は、当該者が二重の職責を有するものであるという事実を考慮しなければならない。すなわち、教育上の義務と、この教育に関連する科学的または技術的領域における研究を遂行することである。
- 59. 良好な結果を生み、かつ教育施設の地位を改善するため、教育者の教育上の義務と研究作業との間に、妥当な均衡が保たれなければならない。作業条件と授業時間表は、この研究作業を実施するための上席教員と適宜委託された若手教員とに課せられるように調整されなければならない。
- 60. 科学科目を担当する教員は、一般的に大学の科学の学部の相当する職を占めるものと同じ資格をもたなければならない。基礎科学の教員は、また、応用科学の知識をもたなければならない。これは、これらの科目が、技術学生にとってその後の段階においてきわめて重要なものとなってくるからである。
- 61. 一般に、工芸学施設、工業学校、工業大学および高等技術職業教育の分野のその他の学校の教員は、大学卒業生または同等の水準の学校の卒業生をもつて構成されなければならない。上席教員は、一般に、高度の科学または技術の資格をもたなければならない。なぜならば、これらの教員は教育の義務を履行するのみならず、研究をも指導することになるからである。
- 62. 専門科目を担当する教員は、その専門分野における実務経験をもたなければならない。
- 63. 工業、農業および商業と連繫を強固にするため、これらの分野で活動している技術者および技術専門家は、その主要業務を専門科目の教育に結びつけることができるように、高等技術教育施設の教員に加わるよう招へいされなければならない。
- 64. 常勤教員と非常勤教員の数は均衡が保たれなければならない。専門技術科目の教員の大多数は、常勤教員として採用されなければならない。なぜならば、授業以外に、教員は、若手の教員の養成、実験室、学習室の計画、教材の準備その他類似の作業を行なう責任を有するからである。
- 65. 卒業後の研究は、教員と科学研究にもつとも有能な候補者をひきつける一手段として奨励されなければならない。この地位の空席と競争試験の通告は公示され、また、卒業後の研究を行なう学生には、奨学金、補助金等の形で財政援助が与えられなければならない。
- 66. 卒業後の学生および教員の技術分野における研究業務は、主として実験的性格のものでなければならない。またそれは、工業、農業および商業の目標とするものと密接な関連をもつて行なわなければならない。特にこのような研究は、問題のすみやかな解決が特に価値をもっている新しい技術分野において実施されるべきである。

技術者教育の教員

- 67. 技術者教育のための教員は、適当な分野の学位または高等技術者の資格を持たなければならない。また工業的経験または特別訓練によるそれに匹敵する経験を持つべきである。
 - 68. 教授義務のみでなく応用研究作業を指導することを要請された上席教員は、適当な高等資格をもつべきである。
- ### 熟練労働者教育の教員
- 69. 一般教育および理論的科目を担当する教員は、生徒がこれから入ろうとする、またはすでに入っている活動分野について十分な知識をもたなければならない。
 - 70. 基礎科学を担当する教員は、できるだけその教育を、生徒の学習の特別な分野に適応させるべきである。
 - 71. 一般技術科目または専門科目を担当する教員が生徒に教えるものより上級の水準の専門的訓練をうけるか、または広範な実務経験の結果としての同程度の能力をもつべきである。
 - 72. 技術または専門科目を担当する教員は、できる限り、教授する職業または専門について、少なくとも3年の実務経験をもつべきである。

作業室指導員

73. 作業室指導員は、適当な工業またはそれに相当する企業において、広範な職業または技術の経験をもたなければならない

教員の訓練

74. 常勤、非常勤を問わず技術・職業教育の施設に雇われた教員は、教授能力を發展させ、技術的資格および一般教育を改善するために、教育実習を含む特別訓練を受けるか、またはうけていなければならない。これらの訓練は、次の形式の1つまたはそれ以上で行なわれる。

- (a) 適当な施設における全日制課程
- (b) 定時制課程
- (c) 助教員または補助指導員としての現職訓練
- (d) 教授法についての専門家からの助言

75. 技術・職業教育教員の訓練施設は、地方の要求に適應するものでなければならない。

76. 技術・職業教育にあたる教員の訓練は、教員としての職にある間中、継続される過程として考慮されなければならない。教員が生産と経営の近代的過程と方法におくれをとらないために定期的に教職から解放されるよう処置がとられなければならない。

校長およびその他の職員

77. 技術施設の校長の地位は、その施設で教える専門の一つの実際業務に十分精通したもので、実務および教職の経験あるものに委託されなければならない。また、その地位への候補者の行制的能力も考慮されなければならない。なぜなら、健全な管理は学校の成功に不可欠であるからである。

78. 校長は、施設の重要な教育的、科学的面に主として努力できるよう十分な行政的援助を受けるものとする。

79. 技術・職業教育施設の職員には、次のことを行なう職員も含めなければならない。

- (a) 学生生徒への助言およびガイダンス
- (b) 実務と実験の準備、管理、および調整
- (c) 作業場、実験室の機械・器具・道具の維持

80. 作業室指導員および実験室要員は、指導する分野の作業条件の安全および道具、器具の使用の安全に重点をおいた、安全を主題とする特別な訓練を受けなければならない。

81. すべての技術施設は、産業界、労働組合、父兄会等との関係を保ち、その教授する科目の最近の發展について絶えず接触をもつことを保証する準備をしなければならない。調整はまた、工業、農業、商業からの非常勤職員の利用、あるいはその他の適当な方法で達成されるものである。

82. 調整の目的の一つは、工業、農業、商業において技術訓練者に与えられる業務が、かれらの訓練にとつて価値あるものであるということを保証することでなければならない。

勤務条件

83. 技術・職業教育制度に高度の資格をもつたものをひきつけ、かつ保有するために、与えられる給与と勤務条件は、工業、農業、商業の分野で同様な資格と経験をもつものが享受しているものに対比できるものであるべきである。特に、技術・職業教育施設の教職員の俸給および恩給の率は、教職につく以前の実地経験を計算に入れるべきである。

VII 教授方法

84. 技術・職業教育の全科目の教授は、実験ならびに学生の積極的参加の方法を十分に利用しなければならない。その教授は、生徒の現在または将来の職業に関連し、地方の状況に関係があつて、かつ最近の科学的技術的發展を反映するものでなければならない。その教授は、生徒が変動する経済的要求に適應できるよう準備を与えるものでなければならない。

85. 農場、事務所および作業室での実地訓練は、生徒がその訓練の目的である職業で遭遇する問題を系統的に解決できるようになることをめざすべきである。これは、適当な職業の分析に基づき、かつ監督下に行なわれる、しだいに難しさが増加する段階的訓練を含むものでなければならない。

86. 数学および科学の教授では、実際の応用に重点がおかれ、また実験を十分に利用しなければならない。

87. 生徒の文化的背景に一般的科目が重要な貢献をしていること、またそれらに対する時間の割当てが限定されて

いることを考慮し、これらの科目の選択が注意深く行なわれ、その教授の発展させる適当な方法がとられなければならない。このような方法は、技術・職業教育の学校およびその学生の特別の必要に合致するものであるべきである。

88. 注意深く選択された教科書、視聴覚その他の新しい教授資材料は、教授過程において利用されなければならない。

技術職業教育における評価

89. 生徒の完全な評価を行なうため、責任ある当局は、次の一般的原則に従って近代的評価方法が十分に行なわれることを保証すべきである。
- (a) 評価の効果的かつ包括的な制度は、知識と実務遂行の水準についての認識を与えるのみならず、生徒、学級、学校の教育的、文化的、社会的標準についても認識を与えるものであるべきである。
 - (b) それは、学校ならびにそれが用いられる経済制度の要請および一般形態に適合するものでなければならない。
 - (c) 評価技術の選択および適用、結果の記録にあたっては、与えられたデータの即時利用ばかりでなく長期利用についても考慮されなければならない。
 - (d) 評価は、評価される生徒が自分自身の価値を評価することによって協力することを必要とするような包括的なものでなければならない。自己評価は生徒として、自己の進歩を認識させるものである。
 - (e) 用いられる評価方法の基礎となる仮定、意図および直接の目的は、教員、父兄、生徒に説明されなければならない。
90. 次のような評価方法が用いられるべきである。すなわち、伝統的形態の試験、総合評点作業作品の評価、一般的能力その他のテスト、観察、質問書、面接、健康診断。
91. もし得られるなら、入学試験により得た結果は、学校当局によって生徒の最初の評価に利用されるべきである。評価の継続を保証する処置がとられなければならない。

IX 研究と技術・職業教育

92. 研究の精神は、技術・職業教育のすべての段階において育成されなければならない。責任ある当局は次のことを奨励しなければならない。
- (a) 高等技術教育施設における科学技術研究
 - (b) 国または地域のための技術・職業教育において、健全なカリキュラムの評価と方向づけに応用される研究
 - (c) 技術・職業教育、その方法、活動の方法および設備の利用法に応用される教育学的研究
93. 技術・職業教育の問題がもつとも高い段階で検討されることを保証するために、また、この分野に対する国際的研究を育成する目的で、加盟国は自国の領域内かまたは国家群の協力によって、高等教育の適当な技術・職業教育の講座を設置しなければならない。

X 国際協力

94. 加盟国は、望ましい場合は国際機関の援助を得て、技術・職業教育の分野で協力しなければならない。この多数国または2国間の協力は、十分に調整され、また次のような処置にまで及ぶものでなければならない。
- (a) 情報および技術的文献の交換
 - (b) 特定の問題についてのセミナーおよび作業部会の組織
 - (c) 奨学金および旅行補助金の授与、技術職員または設備品の提供、教員、生徒の交換
 - (d) 海外での職業またはその他の雇用の経験のための機会の提供
 - (e) 特定の職業のため国家群の間でのカリキュラムの漸進的標準化
95. 加盟国は、技術・職業教育の分野で国際協力計画を樹立するため、継続的な活動をしなければならない。この目的のため、加盟国はその領域内において、国際協力で好ましい世論を醸成するようにする必要がある。各校長および教員は、技術教育の分野で当局が国際協力を発展させるために行なっていることについて絶えず情報をうけ、またこの計画に対して効果的援助を与えるよう要請されるものとする。
96. 各国間における情報の国際交換に対する第1段階は、単位制度、科学技術記号のような技術教育の一つまたはその他の分野に関連する国際基準の系統的適用を促進するものでなければならない。

付 表

全日制技術・職業教育の計画見本

ここに示された計画見本は、教育施設で完全に行なわれる全日制課程にのみ関するものである

			技術または 技術専門家	技 術 者		熟練労働者
				A	B	
これまでに受けた教育の期間（年）			11 - 13	11 - 12	9 - 10	8 - 10
課程の継続期間（年）			4 - 6	2 - 3	3 - 5	2 - 4
科目群に 対する時 間の割当 て (%)	一般科目	関係実験室 または同種 の作業を含む	10	10	10	20
	基礎科学科目		20 - 30	15	15	
	一般技術科目		20 - 30	20	20	20
	特別技術科目		20 - 30	20	20	
	作業場または現場実習		10 - 20	35	35	60
筆記試験または口頭試験の外に資格取得 に必要とされるもの			論文または 実施計画	実地計画	実地計画	実習試験

附記：以上のほか1974年11月19日第18回総会で採択された『ユネスコ技術教育及び職業教育に関する改正勸告』があるが、これは入手しやすいので割愛した（たとえば、齊藤将『労働者の生涯教育訓練』法律文化社、1981年の付録資料にも掲載されている）。
本報告書編集委員会記

地域経済の構造変化と住民生活

一道北地域の事例分析

山 田 定 市

中 嶋 信

目 次

第 1 章 道北の人口と階級構成の変動	60
1. 地域政策の展開と地域間不均等発展	60
2. 道北の人口動態	64
3. 市町村段階における人口動態	73
(1) 西興部村における人口流出	73
(2) 名寄市における人口移動	75
第 2 章 稲作減反と地域経済構造—士別市における事例分析	80
1. 課題の設定と分析視角	80
2. 士別市の地域経済構造	81
(1) 士別市地域経済の位置	81
(2) 士別市の経済構造	81
3. 士別市農業の基礎構造と稲作減反	96
(1) 士別市農業の基礎構造	96
(2) 稲作減反と農業構造の変化	102
4. 地域農業の発展とその編成主体	120
5. 結言	124

第1章 道北の人口と階級構成の変動

1. 地域政策の展開と地域間不均等発展

「高度成長」過程における国家独占資本主義の高蓄積政策は、「全国総合開発計画（全総）」、「新全総」あるいは「列島改造計画」などの地域政策としても展開した。これらの実施により、旧来の四大工業地帯を中核とする大工業地帯・太平洋ベルト地帯が形成された。この地帯における資本と労働力の巨大な集中・集積は、他地域からの資本と労働力の収奪を伴っていた。このため、従来から存在した資本・労働力配置の地域間格差を一層大規模なものとした。「高度成長」方式の破綻が明らかとなり、政策の転換が求められた'70年代後半における地域政策の体系は「三全総」として展開されているが、ここにおいても、「高度成長」期に追求された地域開発方式が——規模が縮小され、テンポが緩和されたとはいえ——基本的に貫ぬかれている。こうして、地域間の不均等な発展が政策的におし進められる中で、至る所で地域問題が発生し、深刻な様相を強めているのである。

この章では、この間に進行した地域間の不均等発展がどのような姿をとって現れたのかを検討するために、人口と階級構成がいかなる変動をとげたのかを分析する。地域の人口と階級構成のあり方を明らかにすることは、今日の地域問題の構造を探るひとつの作業となるからである。

分析の直接の対象は道北であるが、この間の人口、階級構成の地帯別の変動についての概観を得ることから始めよう。表1-1は全国を三つの地帯に区分し、各々の地帯の階級構成を'60年と'75年の例で示したものである（()内の数値）。そして更に、各地帯の労働力人口の全国に対するシェアが

表1-1 地帯別階級構成（人口；実数）

	全 国		工業地帯 I	
	1960年	'75年	'60年	'75年
総人口（1,000人）	93,419	110,897	26,745	37,266
労働力人口 {（1,000人） （%）	44,028 (100.) 100.	53,976 (100.) 100.	12,644 (100.) 28.7	17,808 (100.) 33.0
I 資本家階級	(2.2) 100.	(5.9) 100.	(3.6) 46.7	(7.9) 44.1
II 中産階級	(44.8) 100.	(29.3) 100.	(23.5) 15.1	(20.6) 23.2
a. 都市的中間層	(14.4) 100.	(16.5) 100.	(15.0) 29.9	(17.7) 35.4
b. 農林漁民層	(30.4) 100.	(12.7) 100.	(8.5) 8.1	(2.9) 7.4
III 労働者階級	(51.9) 100.	(63.4) 100.	(71.7) 39.7	(70.3) 36.6
a. サラリーマン層	(14.1) 100.	(21.3) 100.	(19.8) 40.3	(25.4) 39.3
b. 生産的労働者層	(28.2) 100.	(28.3) 100.	(37.4) 38.1	(28.4) 33.1
c. 不生産的労働者層	(8.1) 100.	(11.5) 100.	(12.6) 44.8	(14.0) 40.2
d. 完全失業者層	(0.8) 100.	(2.3) 100.	(0.9) 33.8	(2.5) 36.5
IV 保安サービス層	(1.1) 100.	(1.3) 100.	(1.2) 31.7	(1.3) 32.3

- 1) 古木利明「現代日本の階級構成と地域社会への投影」（連見・奥田編『地域社会論』'80年、有
- 2) 「工業地帯 I」は、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫。「工業地帯 II」は Iをつないで「茨城県

階級・階層別に表示されている。この間の特徴的な変化については、この表から次の様に確認できる。

① 農林漁民層の分解と労働者化

この15年間に農林漁民層は急激な減少を示した。労働力人口に占めるその比率は30.4%から12.7%へと落ち込んだ。逆に労働者階級は51.9%から63.4%へと上昇した。この点は各地帯に共通しているが、とりわけ農業地帯において階級間移動がより強く現われているとみることができる。

② 工業地帯への人口集中

上記とも関連して、農業地帯から工業地帯への人口移動がこの間に著しく進んだ。労働力人口の分布が、「工業地帯Ⅰ」において28.7%から30.0%に、「農業地帯」のそれが40.1%から34.9%に変化したことで、人口集中の傾向を確認できる（総人口で見るとこの傾向は更に強まる）。

③ 地域間不均等発展の深化

農林漁民層の労働者化が全国的に進展することは、階級構成上の差異を薄め、地域間の格差を縮小させるかの印象を与えるが、より詳しく見ると「都市と農村との対立」は深まっていることが理解できる。工業地帯における生産の集中、農業地帯における農業生産の危機の進行は、各々、工業地帯への人口集中、農業地帯の人口流出として現わされている。また、工業地帯に全労働者階級の7割が集中し、農業地帯に全農業者の6割が集中するという地帯間の格差構造は、この間も基本的に不変である。なお、'70年から'75年にかけて「工業地帯Ⅰ」において労働者階級の減少が現われており、それまでの一義的人口集中から、「工業地帯Ⅱ」への一部分散が認められる。だが、このことは地域間格差の縮小を意味しない。「工業地帯Ⅰ」においては、生産的労働者層の大幅な減少と不生産的部門の増大が進んでおり、他の地帯に対する寄生化の傾向が強まっている。この点か

(1,000人), 階級構成;比(%))

工業地帯Ⅱ		農業地帯		(北海道)	
'60年	'75年	'60年	'75年	'60年	'75年
29,226	35,944	37,447	37,687	5,039	5,338
13,733	17,330	17,650	18,838	2,202	2,516
(100.) 31.2	(100.) 32.1	(100.) 40.1	(100.) 34.9	(100.) 5.0	(100.) 4.7
(1.8) 25.4	(5.2) 28.4	(1.5) 27.8	(4.7) 27.6	(2.1) 4.7	(5.8) 4.6
(48.4) 33.7	(30.0) 32.9	(57.2) 51.2	(36.8) 43.9	(39.9) 4.5	(24.2) 3.9
(14.9) 32.3	(16.8) 32.6	(13.5) 37.7	(15.2) 32.1	(10.9) 3.8	(11.4) 3.2
(33.5) 34.4	(13.2) 33.3	(43.6) 57.5	(21.6) 59.3	(29.0) 4.8	(12.8) 4.7
(48.6) 29.2	(63.3) 32.1	(40.3) 31.1	(56.8) 31.3	(55.3) 5.3	(67.1) 4.9
(12.7) 28.1	(20.5) 30.9	(11.1) 31.6	(18.2) 29.8	(14.3) 5.1	(21.7) 4.7
(27.4) 30.3	(29.5) 33.5	(22.2) 31.6	(27.0) 33.3	(31.5) 5.6	(30.5) 5.0
(6.9) 26.7	(11.0) 30.7	(5.8) 28.6	(9.6) 29.1	(8.5) 5.2	(12.8) 5.2
(0.8) 33.8	(2.2) 32.0	(0.6) 32.4	(2.0) 31.4	(0.8) 5.5	(2.1) 4.4
(1.2) 32.0	(1.4) 33.2	(1.0) 36.3	(1.3) 34.5	(2.7) 12.0	(2.7) 9.2

斐閣, 所収, P 71-72)より引用作成。

から太平洋沿岸, 瀬戸内海沿岸を経て長崎県に至る」1府14県。「農業地帯」は上記以外の道・県(但し沖縄は除く)

表 1-2 支庁(市を含む)別の人口推移(実数及び指数)

	'50年	'55年	'60年	'65年	'70年	'75年
全道	4,295,567	4,773,087	5,039,206	5,171,800	5,184,287	5,338,206
石狩	512,781	645,096	779,644	1,000,839	1,218,050	1,487,629
空知	769,473	817,539	824,386	704,873	599,076	508,482
上川	483,261	539,756	569,094	581,963	566,524	562,015
後志	382,834	395,617	389,121	369,739	347,682	330,833
桧山	99,464	104,190	105,010	96,589	85,274	78,048
渡島	470,938	493,504	482,418	482,948	483,215	496,787
胆振	280,259	314,873	358,488	403,111	426,673	459,821
日高	103,446	116,035	123,095	122,397	112,175	105,137
十勝	292,155	342,953	345,500	351,819	344,446	342,206
釧路	202,593	239,847	276,961	290,070	285,157	297,703
根室	69,733	82,444	94,685	97,351	97,513	98,854
網走	380,401	415,031	425,126	410,204	380,919	365,952
宗谷	119,717	128,506	130,905	125,693	119,024	110,950
留萌	128,512	137,696	134,773	134,204	118,629	93,789
全道	(100.00)85.24	(100.00)94.72	(100.00)100.	(100.00)102.63	(100.00)102.88	(100.00)105.93
石狩	(11.94)65.77	(13.52)82.74	(15.47)100.	(19.35)128.37	(23.50)156.23	(27.87)190.81
空知	(17.91)93.33	(17.13)99.17	(16.36)100.	(13.63)85.50	(11.56)72.67	(9.53)61.68
上川	(11.25)84.92	(11.31)94.84	(11.29)100.	(11.25)102.26	(10.93)99.55	(10.53)98.76
後志	(8.91)98.38	(8.29)101.67	(7.72)100.	(7.15)95.02	(6.71)89.35	(6.20)85.02
桧山	(2.32)94.72	(2.18)99.22	(2.08)100.	(1.88)91.98	(1.64)81.20	(1.46)74.32
渡島	(10.96)97.62	(10.34)102.30	(9.57)100.	(9.34)100.11	(9.32)100.17	(9.31)102.98
胆振	(6.52)78.18	(6.60)87.83	(7.11)100.	(7.79)112.45	(8.23)119.02	(8.61)128.27
日高	(2.41)84.04	(2.43)94.26	(2.44)100.	(2.37)99.43	(2.16)91.13	(1.97)85.41
十勝	(6.80)84.56	(7.19)99.26	(6.86)100.	(6.80)101.83	(6.64)99.69	(6.41)99.05
釧路	(4.72)73.15	(5.02)86.60	(5.50)100.	(5.61)104.73	(5.50)102.96	(5.58)107.45
根室	(1.62)73.65	(1.73)87.07	(1.88)100.	(1.88)102.82	(1.88)102.99	(1.85)104.40
網走	(8.86)89.48	(8.70)97.63	(8.44)100.	(7.93)96.49	(7.35)89.60	(6.86)86.08
宗谷	(2.79)91.45	(2.69)98.17	(2.60)100.	(2.43)96.02	(2.30)90.92	(2.08)84.76
留萌	(2.99)95.35	(2.88)102.17	(2.67)100.	(2.59)99.56	(2.29)88.02	(1.76)69.59

らも、むしろ地域間格差は質的にも更に拡大していると思われる。1)

こうした傾向は全国を包み込んで進行しているのであるが、各地帯内においても同様の傾向を見せる。表2は北海道の支庁別(市部をも含む)の人口推移を示したものであり、実数と共に、'60年を基準とする各年次の変化と、各年次における全道人口に対する各支庁人口の比率が記入されている。この表においても、農林水産業地帯における人口減少と、工業地帯における人口集中が容易に確認される。

空知、後志、桧山、日高、網走、宗谷、留萌などで人口減少が進み、道内における比率を更に小さくしていくのに対し、「道央Jベルト地帯」の中心にあたる石狩、胆振の人口増は顕著である。石狩の場合、基準年に対する増加率が群を抜いて高いだけでなく、全道に対するシェアも、'60年、

15%から'75年28%と圧倒的な高さを占めており、この間の人口集中の規模の巨大さを想定させる。

次に、この間の変動をより詳しく把握するために、人口・階級の変動について、町村段階におりた分析を行なおう。対象としては、自営業者層の没落と人口流出が広汎に認められた道北をとりあげる。²⁾ 対象を道北に設定するのは、我々の当面の関心が道北の社会構造の変化にむけられているからであるが、同時に、国独自の地域政策の展開が住民の貧困化をもたらすひとつの典型的例としての性格をこの地域が持っていると考えからでもある。

地域の階級構成をどのように捉えるかについては、これまでに多くの議論が行なわれている。³⁾ ここではこれまでの議論に関わることを直接の目的としていないので、当面の便宜的措置として、水野一宇が国勢調査の産業別就業者数から作成した階級構成表を組み替えて使用することとする。⁴⁾

水野の階級構成表の構成は表1-3を参照されたい。ここで水野の方法を採用する理由は、市町村段階にまでおりた分析を行なう場合、

表1-3 北海道の階級構成(実数;人)

年次	分類番号	'75年	'70年	'65年	'60年
人口総数	1	5,338,206	5,184,287	5,171,800	5,039,206
労働年令人口	2	4,024,535	3,874,800	3,709,677	3,357,727
労働力人口	3	2,515,903	2,498,680	2,357,808	2,201,598
A 資本家階級	4	142,438	122,887	80,209	52,903
1. 会社役員	5	95,641	73,477	51,703	29,970
2. 管理職	6	46,797	49,410	28,506	22,933
B 自営業者層	7	622,928	730,586	772,835	886,321
1. 自営業主計	8	328,378	356,204	351,914	375,105
i 農林水産業	9	129,657	162,446	190,861	221,760
ii 非農林水産業	10	198,721	193,758	161,053	153,345
(1) 雇人のある業主	11	76,063	75,615		71,662
i 農林水産業	12	6,062	7,988		23,977
ii 非農林水産業	13	70,001	67,627		47,685
(2) 雇人のない業主	14	252,315	280,589		303,443
i 農林水産業	15	123,595	154,458		197,783
ii 非農林水産業	16	128,720	126,131		105,660
2. 家族従業者	17	294,550	374,382	420,921	511,216
i 農林水産業	18	192,240	256,981	322,910	431,925
ii 非農林水産業	19	102,310	108,401	98,011	79,291
C 労働者階級	20	1,746,079	1,644,041	1,503,286	1,262,019
1. 農林水産業	21	72,250	85,121	100,003	124,406
2. 非農林水産業	22	1,667,134	1,569,932	1,451,998	1,141,950
(1) 鉱・工・運・通	23	750,530	749,222	751,895	626,000
(2) 御・小売・サービス	24	715,410	644,456	540,265	380,811
(3) 金融・保険・不動産	25	61,390	49,169	44,933	28,751
(4) 公務	26	139,804	127,085	114,905	106,388
3. 完全失業者	27	53,492	38,398	31,494	18,596
分類不能・不詳	28	4,458	1,166	1,478	355

公表統計に不備があり、大橋型の階級構成表はそもそも作成不能であることにある。⁵⁾ 但し、この表においては、階級区分上で重要な論点となる自衛官・警官の階層は明示されず、公務労働者（分類番号26）に含まれるという問題を残している。また、資本家階級の一員と見なされる高級官僚や民間上級管理職が町村段階では区分されていないため、これら（分類番号6）は推計値によっている。このため労働者階級（同20）の数値は分類番号21・22・27の合計値から同6を引いたものが記入されている。この様にいくつかの不都合を含んだ表ではあるが、市町村別に作成しうる階級構成表としては、現時点ではこれが最も有効なものと見なすべきである。

2. 道北の人口動態

'60年から'75年にかけての時期の道北の人口動態を次に検討しよう。この時期には既に見たように全国的な規模でドラスティクな変動が確認されているが、道北においても同様の変動を見せる。表1-4は市町村別に人口・階級の増減を指数で現わしたものであるが、この表を用いつつこの時期の変化の一般的特徴を検討しよう。

まず農林水産業自営業者層の分解の様相は著しく、多くの市町村がこの間に半減ないし1/3減状態となっている。分類番号9及び18の数値がそれにあたるが、とりわけ18の減少が9を上まわっており、家族従業者の分解が先行したことを窺わせる。だが、市町村別に比較すると、この分解は必ずしも一様のもとなっておらず、一気に分解が進行した地域と相対的に持ちこたえた地域とが共存していることが理解できる。この分解の差異が人口総数の減少程度を規定するひとつの要因となっている。

労働者階級の増加傾向は道北においても確認することができよう。公務（分類番号20）の堅調な伸びを先頭に非農林水産業部門（同22）が増加している。一般的傾向として労働者階級の増加が指摘されるとはいえ、農林水産部門労働者（21）の大幅な減少が全体の伸びをおさえており、また、自営業者層の減少率と比して、その伸びは全体的に緩やかなものにとどまり、地域外への大量の人口流出を結果させているといえる。地域別にこれを見ると、分類番号25・26を除いて労働者階級が絶対的に減少している地域が少なからず存在している。これらの多くは木材関連部門の縮小を主な要因としており、これに鉱業所の廃止・縮小（猿払・下川など）が加わり、急激な減少を見せる地域も認められる。自営業者層の分解度合と共に、地域の労働者階級の存在様式もまた、地域の人口減少の程度を規定する要因である。

なお、完全失業者の急増傾向が目につくが、自営業者層の分解・労働者化が苦渋に満ちた過程を通じて進んでいることの現われといえよう。

資本家階級の急増傾向はこの表においても各地区共通のものとして確認できる。この増加のうち少なからぬ部分が「自営業主層が、自家営業を会社組織に改変」⁶⁾ することにより実現されたとはいえ、農業地帯においても資本家階級が各々増大し、資本と労働との対抗関係がより明瞭に切り結ばれてきていることが理解される。

最後に、非農林水産業自営業者層（10及び18）の動向を見よう。前出表1-1においては「都市的中間層」として分類されており、この15年間に全体として増加し、労働力人口中の構成比率を上昇させていたのであるが、道北においてはやや様相を異にしている。絶対数で見ると、この間に増加した地域は名寄・稚内・紋別・枝幸といった都市的機能が相対的に高い地域に限られており、他地域ではおしなべて減少している。

非農林水産業とはいえ、これらの地域の業種は農林水産物に関わる加工・運搬に集中しており、また商業においても農林水産業者に対する販売の比率が高く、総じて地域の農林水産業との結合が深く、農林水産業自営業者層の分解の影響を大きく受けざるを得ないものと考えられる。表には示していない

いが、とりわけ'70年から'75年にかけての時期には更にその傾向が強く現れている。また、これは地域の労働者階級にも影響を及ぼし、鉱・工・運・通及び御・小売・サービス部門の労働者数も全体として伸び悩みあるいは減少の傾向を示している。特に'70年以降で見ると一部地域を除いて明らかな減少を示しており、農林水産業など地場産業の基礎部分の後退が地域経済全般の後退を規定づけているといえよう。

道北における人口の動態は、これまで述べてきたような内部構成の変化を示しつつ、全体を通じて流出基調が貫かれてきた。表1-4の人口総数・労働力人口の減少（稚内市のみ増加）がその総括的表現となる。

次に、人口・階級構成の変動が道北内においても大きな地域間の差異をもって現れていることに注目しよう。図1-1は表1-4の人口総数の減少割合（'60年に対する'75年の割合）を地図上に示したものである。一見して明らかなように、半数以下に激減した地域と、減少が相対的に小さくされている

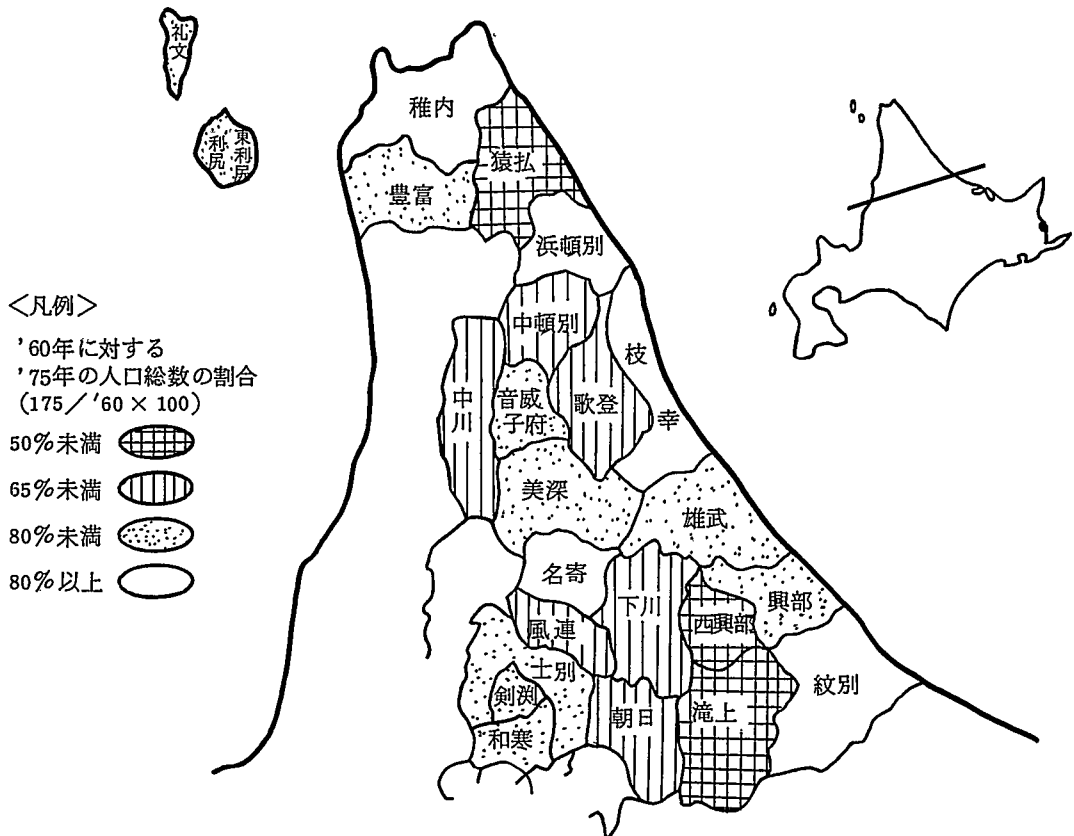


図1-1 道北の市町村人口総数の変化

表1-4 市町村別人口の

		全 道	士 別 市	名 寄 市	和 寒 町	剣 淵 町	朝 日 町
人 口 総 数	1	105.93	77.09	98.01	66.96	65.34	54.97
労 働 力 人 口	3	114.28	81.39	99.07	69.81	74.03	54.91
A 資 本 家 階 級	4	269.24	313.18	309.82	221.15	284.85	156.10
B 自 営 業 者 層	7	70.28	52.57	57.85	48.76	63.76	49.94
1 自 営 業 主	8	87.54	63.63	70.69	58.36	70.69	55.65
i) 農 林 水 産 業	9	58.47	53.18	43.47	53.54	67.51	49.45
ii) 非 農 林 水 産 業	10	129.59	93.48	108.55	83.98	88.17	74.83
2 家 族 従 業 者	17	57.62	46.32	48.14	44.06	60.39	46.69
i) 農 林 水 産 業	18	44.51	41.92	32.83	42.12	59.31	45.42
ii) 非 農 林 水 産 業	19	129.03	90.00	112.63	75.29	78.17	56.67
C 労 働 者 階 級	20	138.36	126.52	119.14	143.36	105.93	57.08
1 農 林 水 産 業	21	58.08	35.87	99.38	45.31	50.52	28.13
2 非 農 林 水 産 業	22	145.99	147.84	121.20	166.88	121.82	87.44
1) 鉱・工・運・通	23	119.89	142.63	123.96	206.07	100.50	76.79
2) 卸・小売・サービス	24	187.86	157.67	155.20	127.49	144.03	92.00
3) 金融・保険・不動産	25	231.52	119.50	174.18	139.13	113.33	210.00
4) 公 務	26	131.41	149.38	83.38	158.67	155.22	174.42
3 完 全 失 業 者	27	287.65	310.00	224.75	333.33	250.00	480.00

		稚 内 市	猿 払 村	浜 頓 別 町	中 頓 別 町	枝 幸 町	歌 登 町
人 口 総 数	1	108.51	42.70	84.22	61.52	85.39	59.25
労 働 力 人 口	3	121.57	54.40	95.82	66.91	88.97	62.49
A 資 本 家 階 級	4	268.11	124.44	152.23	88.89	190.80	264.29
B 自 営 業 者 層	7	89.33	44.59	53.89	45.51	65.37	30.04
1 自 営 業 主	8	97.46	45.13	61.93	51.42	74.18	39.92
i) 農 林 水 産 業	9	74.72	40.68	45.06	42.60	60.17	29.46
ii) 非 農 林 従 業 業	10	121.98	53.02	88.85	71.51	103.47	79.19
2 家 族 従 業 者	17	81.37	44.09	47.98	41.96	58.26	24.65
i) 農 林 水 産 業	18	64.29	42.58	41.46	37.72	47.38	20.86
ii) 非 農 林 水 産 業	19	128.92	49.65	74.86	65.96	127.07	75.56
C 労 働 者 階 級	20	130.66	64.28	129.05	84.31	103.63	109.31
1 農 林 水 産 業	21	86.52	39.64	87.43	53.67	44.36	37.07
2 非 農 林 水 産 業	22	139.11	73.60	138.16	93.41	135.81	161.51
1) 鉱・工・運・通	23	122.00	59.46	119.63	78.24	115.86	179.80
2) 卸・小売・サービス	24	163.84	117.51	171.24	129.34	166.10	130.34
3) 金融・保険・不動産	25	184.75	83.33	169.23	87.50	250.00	190.00
4) 公 務	26	134.60	151.85	163.03	130.43	159.29	171.67
3 完 全 失 業 者	27	224.57	35.71	183.33	130.43	160.87	188.89

变化（'75年/'60年）

(単位；%)

風連町	下川町	美深町	音威子府村	中川町
61.58	59.63	68.49	65.67	60.86
62.04	61.17	74.82	76.44	64.86
218.87	149.57	157.14	109.38	271.43
53.56	34.16	48.45	40.17	32.23
66.85	42.60	56.31	53.03	41.06
66.40	30.17	48.02	41.37	30.81
69.20	74.49	76.44	89.87	80.41
46.95	29.09	43.95	32.99	27.24
44.95	24.70	38.63	29.03	23.06
82.66	67.63	88.35	67.21	84.88
85.36	81.99	109.85	116.40	117.29
14.14	45.67	53.48	39.05	63.61
114.17	91.80	120.49	126.85	138.62
97.58	83.22	118.38	122.63	141.16
117.85	107.36	116.82	123.94	130.42
222.22	163.64	175.00	600.00	155.56
182.93	157.69	147.24	183.33	155.81
231.58	312.50	1,083.33	400.00	166.67

豊富町	礼文町	利尻町・東利尻町	紋別市	滝上町	興部町	西興部村	雄武町
68.84	74.19	70.02	81.49	49.94	72.23	46.35	70.42
82.01	91.09	84.33	86.54	57.22	94.11	54.44	77.25
200.00	290.41	206.32	233.06	132.22	160.53	65.91	148.78
58.11	78.78	81.65	64.33	32.06	49.60	29.99	50.97
62.07	83.84	79.63	78.04	40.23	63.00	36.18	56.54
49.77	85.62	82.29	50.03	31.80	47.11	26.15	45.71
98.21	75.88	68.45	109.15	58.42	96.30	60.87	74.67
55.49	75.72	82.92	52.09	26.98	40.52	26.13	46.17
47.15	76.50	85.15	35.97	21.72	33.30	22.80	41.26
138.84	67.91	63.49	107.01	67.37	83.81	48.88	64.54
108.08	132.56	87.49	92.60	85.04	149.34	86.39	96.69
87.99	25.00	16.75	49.90	62.54	131.03	39.06	56.49
109.92	146.19	105.87	101.17	94.10	154.59	98.69	112.27
76.86	135.64	76.56	80.24	97.11	167.96	100.97	113.21
175.63	147.54	141.51	144.49	77.29	136.05	81.25	104.62
100.00	50.00	41.46	182.78	224.14	158.33	266.67	115.15
190.48	302.56	188.78	126.82	130.43	125.00	204.55	155.84
261.90	411.11	410.34	258.59	290.91	37.84	550.00	51.85

表 1 - 5 道北の労働

		全 道	士 別 市	名 寄 市	和 寒 町	剣 淵 町	朝 日 町
労働力人口 3	1960	5, 039, 206	38, 951	35, 859	11, 104	9, 047	6, 754
	1975	5, 338, 206	30, 028	35, 145	7, 435	5, 911	3, 713
A 資本家階級 4	' 60	2. 40	1. 38	1. 69	0. 92	0. 70	1. 17
	' 75	5. 66	5. 29	5. 29	2. 91	2. 71	3. 33
B 自営業者層 7	' 60	40. 26	64. 64	38. 34	78. 23	78. 82	47. 40
	' 75	24. 76	41. 75	22. 39	54. 69	67. 88	43. 11
農林水産業 自営業主 9	' 60	10. 07	17. 28	9. 61	21. 67	21. 84	12. 99
	' 75	5. 15	11. 29	4. 21	16. 63	19. 91	11. 70
農林水産業 家族従業者 18	' 60	19. 62	37. 53	17. 64	49. 47	50. 00	26. 79
	' 75	7. 64	19. 33	5. 85	29. 85	40. 06	22. 15
非農林水産業 自営業主 10	' 60	6. 96	6. 05	6. 91	4. 08	3. 96	4. 20
	' 75	7. 90	6. 95	7. 57	4. 90	4. 72	5. 72
非農林水産業 家族従業者 19	' 60	3. 60	3. 79	4. 19	3. 07	3. 03	3. 43
	' 75	4. 07	4. 19	4. 76	3. 31	3. 19	3. 54
C 労働者階級 20	' 60	57. 32	33. 98	59. 96	20. 78	20. 47	51. 43
	' 75	69. 40	52. 82	72. 10	42. 38	29. 29	53. 46
農林水産業 21	' 60	5. 65	5. 47	1. 97	4. 32	4. 13	26. 90
	' 75	2. 87	2. 41	1. 97	2. 81	2. 82	13. 78
鉱・工・通・運 23	' 60	28. 43	15. 15	22. 17	7. 85	8. 61	16. 36
	' 75	29. 83	26. 55	27. 75	23. 17	11. 68	22. 88
卸・小売・サー ビス 24	' 60	17. 30	10. 85	16. 66	7. 25	6. 24	7. 14
	' 75	28. 44	21. 01	26. 11	13. 24	12. 14	11. 96
金融・保険・不 動産 25	' 60	1. 31	1. 07	1. 12	0. 41	0. 32	0. 29
	' 75	2. 44	1. 57	1. 97	0. 81	0. 49	1. 09
公 務 26	' 60	4. 83	1. 72	18. 17	1. 32	1. 43	1. 23
	' 75	5. 57	3. 15	15. 29	3. 00	2. 99	3. 90
完全失業者 27	' 60	0. 84	0. 32	0. 62	0. 62	0. 17	0. 14
	' 75	2. 13	1. 22	1. 41	0. 76	0. 58	1. 25

力人口とその構成比

(労働力人口は実数；人・構成比は労働力人口に対する割合；%)

風連町	下川町	美深町	音威子府村	中川町	稚内市	猿払村	浜頓別町
12,321	15,555	14,046	3,886	6,591	51,113	8,319	8,074
7,587	9,275	9,620	2,552	4,011	55,464	3,552	6,800
0.83	1.66	1.78	1.83	0.89	2.43	1.40	1.89
2.94	4.06	3.74	2.61	3.74	5.36	3.04	3.00
76.80	46.01	58.48	52.25	63.45	30.46	39.07	44.93
66.31	25.69	37.87	27.46	31.53	22.38	30.35	25.27
21.39	12.42	15.09	14.20	18.15	7.82	11.85	11.71
22.89	6.13	9.69	7.69	8.62	4.81	8.40	5.51
48.56	4.84	33.19	30.06	37.83	11.32	16.14	20.83
35.18	5.89	17.14	11.42	13.45	5.99	11.98	9.01
4.14	25.81	6.22	4.51	4.73	7.25	6.69	7.34
4.61	10.42	6.35	5.30	5.86	7.28	6.18	6.80
2.72	2.94	3.98	3.48	2.75	4.06	4.39	5.05
3.62	3.25	4.69	3.06	3.60	4.31	3.79	3.95
22.35	52.33	39.74	45.92	35.65	67.10	59.47	53.15
30.75	70.13	58.35	69.93	64.48	72.12	66.61	71.58
6.34	12.78	7.52	5.99	10.10	10.28	15.61	10.78
1.44	9.54	5.37	3.06	9.90	7.32	10.79	9.84
7.78	29.70	20.82	28.23	15.91	30.67	24.37	27.18
12.24	40.40	32.94	45.30	34.63	30.78	35.61	33.93
6.87	8.67	9.86	10.72	8.40	19.82	7.99	13.15
13.05	15.22	15.40	17.39	16.90	26.71	16.37	23.51
0.14	0.31	0.54	0.11	0.29	1.28	0.37	0.73
0.51	0.84	1.26	0.90	0.69	1.95	0.54	1.30
1.29	1.48	1.90	1.71	1.37	5.40	1.68	1.83
3.80	3.81	3.74	4.10	3.30	5.98	4.44	3.12
0.30	0.34	0.09	0.23	0.19	0.80	0.44	0.68
1.12	1.74	1.30	1.19	0.49	1.47	0.27	1.30

表1-5

分類 番号	年	中頓別町	枝幸町	歌登町	豊富町	礼文町	利尻町・東利尻
労働力人口 3	1960	7,375	11,913	6,628	9,695	8,795	19,093
	1975	4,537	10,172	3,927	6,605	6,525	13,368
A 資本家階級 4	'60	2.43	1.75	0.85	1.16	0.81	1.07
	'75	3.23	3.75	3.58	2.82	2.62	2.61
B 自営業者層 7	'60	45.14	42.31	60.76	54.33	79.55	76.46
	'75	30.70	31.09	29.22	38.49	68.90	74.03
農林水産業 自営業主 9	'60	11.77	12.78	16.95	16.12	24.47	23.86
	'75	7.50	8.64	7.99	9.78	23.00	23.29
農林水産業 家族従業者 18	'60	23.96	20.22	36.57	29.75	45.14	42.10
	'75	13.51	10.77	12.21	17.10	37.91	42.51
非農林水産業 自営業主 10	'60	5.17	6.12	4.51	5.49	5.46	5.67
	'75	5.52	7.11	5.72	6.57	4.55	4.60
非農林水産業 家族従業者 19	'60	4.23	3.20	2.72	2.98	4.48	4.83
	'75	4.17	4.57	3.29	5.04	3.33	3.64
C 労働者階級 20	'60	52.43	55.94	38.36	44.46	19.64	22.47
	'75	66.07	65.16	67.10	58.60	28.58	23.31
農林水産業 21	'60	13.48	19.76	16.11	6.96	1.63	4.50
	'75	10.82	9.85	9.54	7.47	0.45	0.89
鉱・工・運・運 23	'60	27.33	22.73	12.29	25.10	11.09	10.07
	'75	31.96	29.60	35.37	23.52	16.51	9.14
卸・小売・サー ビス 24	'60	9.52	11.42	8.08	10.80	5.84	6.55
	'75	18.40	21.32	16.86	23.13	9.46	11.00
金融・保険・不 動産 25	'60	0.72	0.53	0.30	0.52	0.38	0.46
	'75	0.94	1.49	0.92	0.63	0.21	0.23
公 務 26	'60	2.07	2.00	1.82	1.55	0.93	1.10
	'75	4.03	3.58	4.99	3.60	3.10	2.47
完全失業者 27	'60	0.69	0.41	0.27	0.52	0.22	0.33
	'75	1.35	0.74	0.82	1.65	0.97	1.59

(つづき)

紋別市	滝上町	興部町	西興部町	雄武町
40,281	13,437	9,363	4,265	10,518
32,825	6,711	6,763	1,977	7,407
1.95	1.46	1.86	2.36	1.64
5.25	3.37	3.17	2.86	3.17
31.28	58.90	55.57	55.69	44.39
23.25	30.20	29.29	30.70	29.29
7.76	14.12	15.20	15.20	12.86
4.49	7.85	7.61	7.31	7.61
12.78	29.41	28.40	29.91	18.82
5.31	11.16	10.05	12.54	10.05
6.99	6.55	7.23	6.18	7.68
8.81	6.69	7.43	6.91	7.43
3.75	3.83	4.72	4.40	5.04
4.64	4.50	4.21	3.95	4.21
66.75	44.64	42.55	41.84	53.94
71.42	68.56	67.51	66.44	67.51
11.22	14.02	7.80	10.31	14.84
6.47	15.33	10.85	7.40	10.85
37.40	19.10	20.82	22.23	25.36
34.68	32.41	37.16	41.26	37.16
14.63	10.28	11.39	8.59	12.16
24.42	13.88	16.46	12.83	16.46
0.97	0.47	0.59	0.16	0.66
2.04	1.84	0.99	0.79	0.99
2.72	1.49	2.35	1.18	1.54
3.99	3.40	3.12	4.44	3.12
0.69	0.18	0.90	0.11	0.54
2.05	0.91	0.36	1.09	0.36

るか停滞している地域が両極に存在し、その間に多くの地域が混在している。この地域間の差異がいかにもたらされているのかを検討しよう。

人口総数の変化が階級構成の変化にも対応していることを確認するために、表1-5として市町別の階級構成比を示す。前出表1-3をやや単純化し、'60年と'75年の構成比を対応させている。

図1-1において人口流出が相対的におさえられていた地域が農林水産業自営業層のシェアの低い地域であること、逆に、シェアが高い地域において人口流出が大であること、を表1-5から読みとることが可能である。このことは農業地帯が「高度成長」の労働力給源として機能したことを物語っているが、その現れは一様ではない。

かねてから農業地帯としての性格を示し、分解の進行にも拘らず主要な農業地帯としての性格を維持している地域は、表1-5では分類番号9及び18の比率が相対的に高いものとして識別できる。利尻・礼文の高さは水産によって支えられているものとして除外し、⁷⁾高いものからピック・アップすると剣淵、風連、和寒、士別の地域がそれにあたる。これらの地域は水田を基幹の生産にすえており、経営存続の条件において他地域より相対的に安定していたものと考えられる。

逆に、かつて農林水産業が地域産業の中で主要な地位を占めていたにも拘らず、ドラスティックな分解が進み、その地位を大きく後退させた地域は中川、歌登、興部、西興部などである。これらの地域においては「林業構造改善」事業に伴う林業労働の整理・縮小と、「農業構造改善」事業による畑作の酪農への切り替えが同時に進行した。そして、零細な畑作と山林労働を結合させて生計費をそれまで維持してきた零細な自営業者層を急激な分解に巻き込んだのである。人口の地域外への流出の程度は当該地域の農林水産業の生産構造により大きく規定されているのである。

非農林水産自営業者層が地域の「過疎」化によって全体的に後退基調にあることは前述した。特に'70年から'75年の間の構造不況突入期にはその傾向をより強めている。ここで検討の対象となっているのは道北の24地域だが、非農林水産自営業主がこの間に実数で増加しているのは紋別、興部、浜頓別のみであり、他には家族従業者が若干増加した美深が存在する限りである。また、地域の産業基盤が後退する中で、絶対数だけでなく、相対比においても縮小している地域が存在することは地域経済の貧困化が深化している現象と見ることができよう。下川、音威子府、猿払、興部、雄武などの地域がそれにあたる。これらの地域では流出人口の一部に商工自営業者層の一群が加わることになる。

自営業者の分解が進行する中で、地域の労働者階級の増大の余地が存在するか否かは、地域の総人口のあり方にかかわってくる。この間、農林水産関連分野におけるこの地域の雇用状態は全体として縮小傾向にあり、これに鉱業所の閉鎖、縮小が加えられて、労働者階級の人口増はきわめて緩慢なものとなっている。構造不況下における「工業の地方分散」の動きが表1-1で確認されたが、それは農業地帯にまで及ぶものとはなっていなかった。むしろ'70年から'75年の間の動きを見ると、道北の労働者人口は明らかに減少しており、地域間格差が拡大していることを窺わせる。産業再編が下請部門の縮小・農村工場の閉鎖をもたらし、地域の中小零細企業の経営基盤を不安定化させているのである。

これまで述べたように、各地域における人口減少は、地域の自営業の分解の程度と地域内における労働力雇用の状況に規定され、地域間の減少率の差異はこの結果として理解される。

それでは、人口が停滞的に推移したが地域の動態はどうか。これらの地域においても自営業者層の分解・労働者化及び地域外流出の基調はほぼ貫ぬかれていることが表1-5から確認できよう。それにも拘らず減少が相対的に低いか停滞的に推移している理由は、農林水産業自営業者の比率が低いために総人口の変動に大きな影響を及ぼさないこと、及び、周辺農業地帯からの流出人口が流入することによって、地域内からの流出が相殺されているためと考えられる。

このように、道北地域における人口・階級構成の変動は、「高度成長」期及びその破綻期において農業地帯としての特徴をきわたらせながら進行した。ここで特に留意すべきことは、自営業者層の分

解・労働者化及び地域外流出という特徴を道北全域が示しつつも、同時に道北内において更に地域間格差を強く形成するという。いわば重層的な構造を示しているという点である。この点をより明らかにするために、次に人口の激減地域・西興部村と人口停滞地域・名寄市の事例を見ながら、人口の階級間移動及び地域間移動について検討しよう。

3. 市町村段階における人口動態

(1) 西興部村における人口動態

工業地帯への人口給源となった道北の中でも西興部村は典型的様相を示している。この村において人口・階級構成の変動がどのように進展したのか簡単に後づけよう。

西興部村の産業は昭和初期頃に形をほぼ整えた。林業と林産加工、馬鈴薯・ハッカなどを基幹作物とする農業、そして石灰鉱業所を主要な構成部分として地域の産業は成り立ち、人口は昭和初期から「高度成長」突入期までに4,000名から4,800名の間で変動を繰返してきた。これが「高度成長」期において激変をとげる。「林業合理化」と林産企業整理、農家では畑作の酪農への切り替えが進行する過程を通じて人口は急減し、'75年には2,000名を下まわることになった。表1-6にこの時期の人口構成、表1-7に階級構成の推移を示す。

「高度成長」期には「林業構造改善」のための諸施策が次々に展開される。この地域においてもそれは材採・搬出方法の変化としてまず現われる。多数の杉夫・藪出し人夫と馬が動員された旧来の方式が機械力を駆使したものに入れ替った。またそれまでの冬山造材から夏山造材への転換がなされ、このため副業的従事は困難となり、造材に多くの生計費を求めていた兼業農民を駆逐することとなった。表1-8にはこの地域の農家戸数の推移を示すが、'60年の時点では専業農家は7%にとどまり、兼業収入に多くを依存する脆弱な経営構造が支配的であることが理解できる。「林業合理化」はこれらの兼業農家を急激な分解に導いたのである。

「農業構造改善」のための諸施策は'62年以降の冷害凶作を機に、この地域にも展開された。それまでの馬鈴薯を基幹とした畑作を酪農へと転換する各種の指導が強められた。'62年酪農事業団による融資牛導入で口火が切られたのであるが、'67年には既に1,000頭を突破する急展開であった。一方、村内に多数存在した零細な澱粉工場は'64年に上諸滑合理化澱粉工場が始業すると交替に完全に村内から姿を消す。そしてこのことは、村内における馬鈴薯生産農家に経営転換を余儀

表1-6 西興部村の人口構成(実数、構成比)及び人口の増減(実数、増減率)

年次	1975	'70	'65	'60	'75←'70	'70←'65	'65←'60
人口総数	(100.) 1,977	(100.) 2,714	(100.) 3,570	(100.) 4,265	△ 737 (27.16)	△ 856 (22.98)	△ 695 (16.30)
非労働年令人口	(21.85) 432	(25.76) 699	(33.03) 1,179	(40.47) 1,726	△ 267 (38.20)	△ 480 (40.71)	△ 547 (31.69)
労働力人口	(51.24) 1,013	(50.06) 1,374	(44.96) 1,605	(43.66) 1,862	△ 361 (26.27)	△ 231 (14.39)	△ 257 (13.80)
非労働力人口	(26.91) 532	(16.25) 641	(22.02) 786	(19.06) 813	△ 109 (17.00)	△ 145 (18.45)	△ 27 (3.32)

国勢調査による。

表1-7 西興部村の階級構成(実数・構成比)及び変動(増減数・増減率)

年次	'75	'70	'65	'60	'75←'70	'70←'65	'65←'60
労働力人口	(100.) 1,013	(100.) 1,374	(100.) 1,605	(100.) 1,862	△361 (31.74)	△231 (14.39)	△257 (13.80)
資本家階級	(2.86) 29	(4.66) 64	(2.24) 36	(2.36) 44	△35 (54.69)	+28 (77.78)	△8 (18.18)
農民	(19.84) 201	(27.58) 379	(38.26) 614	(45.22) 842	△178 (46.97)	△235 (38.27)	△228 (27.08)
非農林自営業者	(10.86) 110	(9.90) 136	(9.47) 152	(10.58) 197	△26 (19.12)	△12 (7.89)	△45 (22.84)
労働者階級	(48.67) 673	(44.61) 795	(38.19) 803	(32.55) 779	△122 (15.35)	△8 (1.00)	△24 (3.08)

1) 階級区分の方法は表1-5に同じ。

2) 「農民」は区分番号9+18, 「非農林自営業」は, 10+19。

表1-8 西興部村の農家戸数推移

	農家数		農家人口
	総数	うち専業	
1950年	356	351	2,426
'55	349	158	2,369
'60	349	24	2,246
'65	219	59	1,275
'70	149	56	751
'75	105	66	473

『西興部村史』('77年, 西興部村)

P 309 - 310 による。

なくさせるのである。この時点から酪農への転換を果たせない農家の流出が進行する。

第二次産業の事業所・労働者数のピークは'65年である。これは、木材加工業・石灰鉱業のピークと一致する。「高度成長」期には全国的に造材・製材業の整理・再編成が進むが、この地域においても'64年に造材業者の合同などが見られ縮小が進む。そして'70年には更に経営状況が悪化し、林産加工4社の統廃合が行なわれ、村内には1社が残るのみとなるのである。

商業従事者戸数のピークは'60年、サービス業従事者戸数のピークは'65年である。上述したように、地域の基盤農業である農・林・鉱そして林産加工の生産縮小のもとで、商業・サービス業の存在基盤が次第に失なわれていくのである。

かくして西興部村の人口流出は急激に進行する。この進行をやや単純な模式図で示す。ここでは人口及び階級の変動の最終結果のみが数字と面積で示されている(自然的・社会的増減の相殺分は考慮外としている)⁸⁾。図1-2Aは'60年から'65年の間の人口の階級及び地域間移動を示したものである。階級間移動については各階級の増減数のみ確定しており、図に示した移動の数値はあくまでもひとつの仮定である。同様に図1-2Bに'70年から'75年の間の変化を示す。

'60年代に入って農業・林業のあり方が激変させられる中で、西興部村の農民は急激な分解を開始し、大量の村外流出者を生み出していく。だが、基盤産業における変動は農業者の範囲だけにとどまらず、次第に関連部門の労働者及び商工自営業者をも包みこんでいく。そして'70年代には全階級的ともいえる人口流出がもたらされるのである。流出構造のこの間の変化は図1-2Aと1-2Bとの対比で理解されよう。'60年代前半においては農業者及び労働力人口以外の人口の流出が基調となっていた。そして労働者階級は村内における自営業者層の分解を吸収していくらか増大しえた

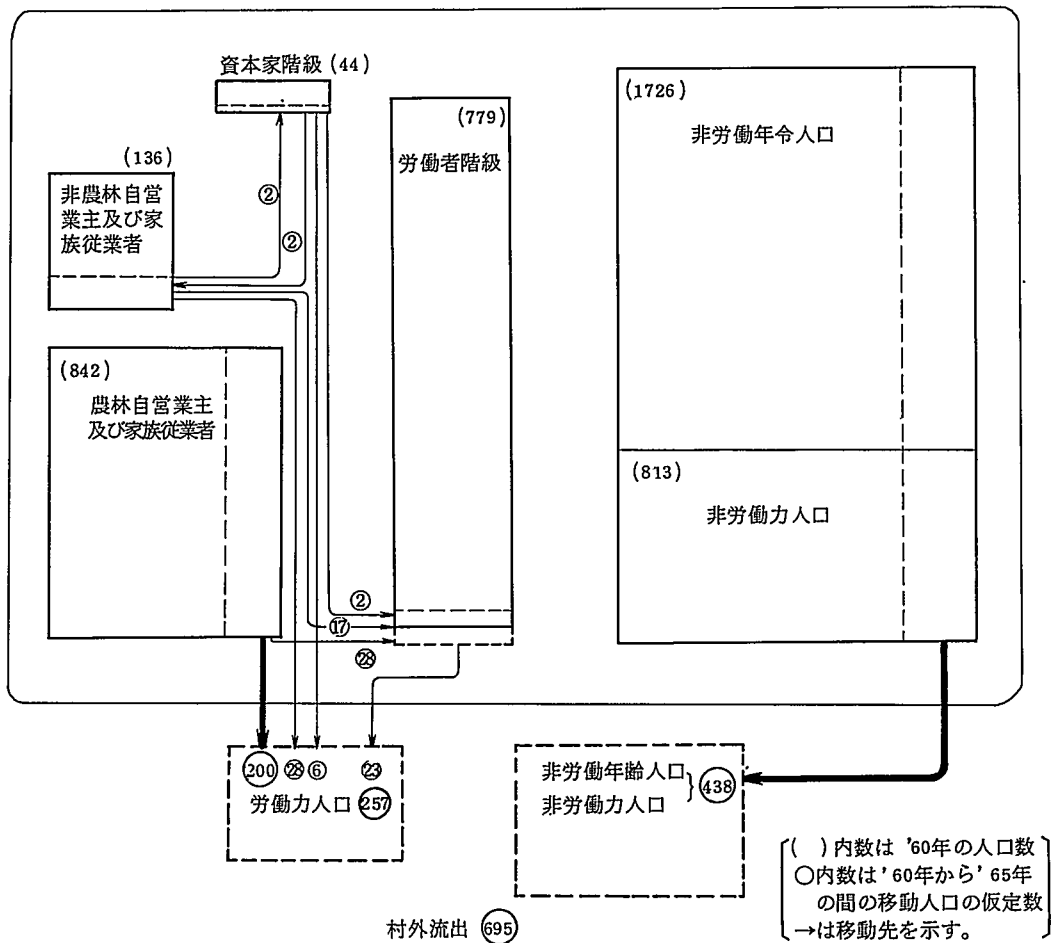


図1-2A 西興部村における人口移動の模式図（'60年→'65年）

のであるが、'70年代前半では労働者階級自身も流出人口の主要な構成員となっているのである。この間の変化で更に留意されるべき点は、非労働力人口のウェイトが急減していることである。このことは若年層の流出が先行したことを意味しているが、この地域の基幹的労働人口の不足と老令化問題の深刻化が近い将来に起るであろうことを想定させる。

西興部村における動向は道北全体において多くの点で共通した動向となっている。ほぼ同様の展開を示す地域としては滝上、労働者の比重がやや高いが、下川・朝日があげられる。また同様に自営業者層の分解が進行しつつも、労働者階級の流出が相対的におさえられている地域としては中頓別・歌登・中川などがそれにあたる。

(2) 名寄市における人口移動

既に図1-1において確認したように、道北内においても人口が停滞的に推移した地域が存在した。次にこれらの地域の人口移動がどの様に進行しているかを名寄の例で検討しよう。

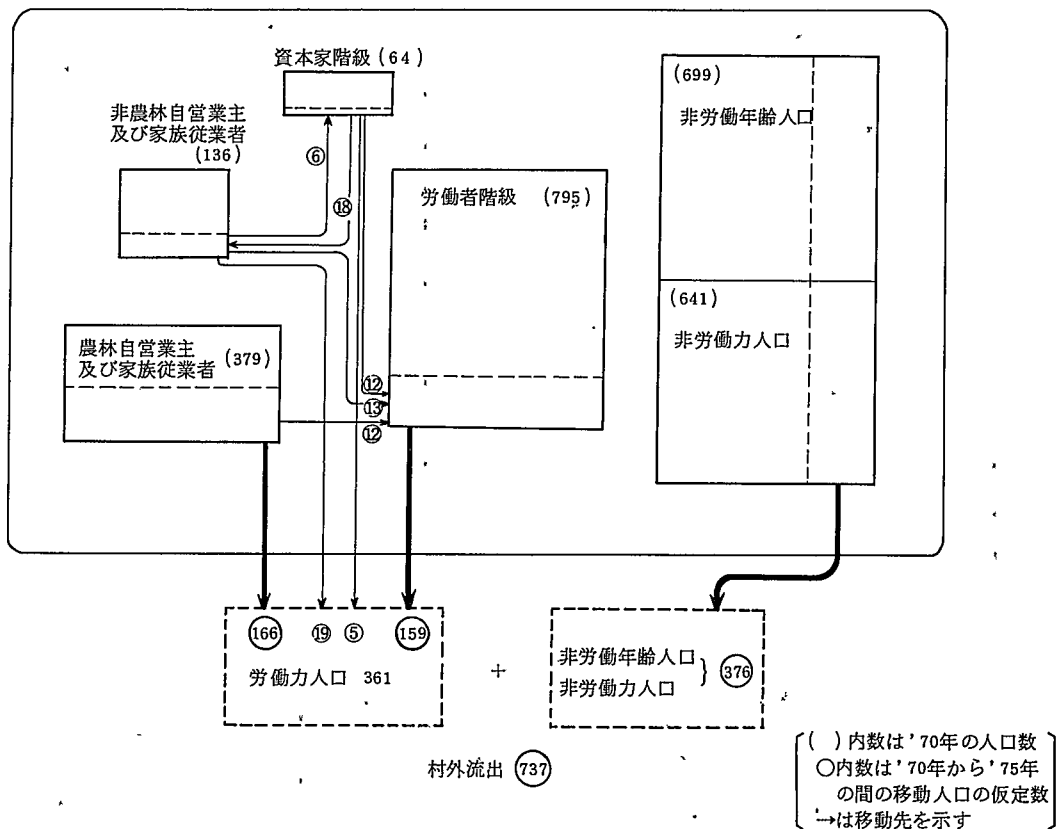


図 1-2 B 西興部村における人口移動の模式図（'70年→'75年）

名寄市は道北の交通上の要地に立地し、各種官庁の出先機関を擁している。周辺に農業地帯を抱え、これまで華々しい地域開発とはほぼ無縁に過してきた。市の人口の推移は表1-9に示す。'67年をピークに人口はゆるやかな減少を示しているが、全体として人口の減少率は低く、近年は停滞ないし増加の傾向さえうかがえる。

前述したが、大都市圏への人口流入は全国的には'70年をピークに漸減傾向を示している。このことから、雇用削減による「Uターン」が口にされ、労働力の流出構造が質的に変化したとの主張も出始めている。例えば、本郷秀紀は北海道における人口移動の最近の動向を検討した上で、「従来の札幌への人口集中のパターン」は変わりつつあり、「地方中核都市（主要都市）の形成・成長に伴ない、札幌市への一点集中型から、周辺町村から地方中核都市への人口移動が増えているという人口移動の多極化現象が現われ、道内人口移動パターンの転換が行われつつある」（傍点；引用者）⁹⁾と述べている。とすれば、名寄市の人口停滞はその結果として理解すべきか。また、道北全体が工業地帯に対する労働力給源であるとする理解は、地方小都市を除外してと修正されるべきであろうか。

こうした疑問は地域間の人口移動を見ることで直ちに解決される。表1-10を見よう。表1-10は名

寄市における人口の転入・転出先を主な地域別に示したものである。人口の流入・流出の状況は転入と転出の関係で示されている。転入が転出を上まわるのは'60年のみで、それ以降は人口流出が一貫した傾向として貫ぬいている。また流出先は、各年で量的変化を見せているが、札幌・旭川・道外の工業地帯に集中している。他方、流入先は、上川北部圏、宗谷圏など道北全域となっている。つまり、名寄市における人口動態は、工業地帯への人口流出という道北における基本的動向が少なからぬ規模で進行しているのではあるが、周辺地域からの流入が数的にはそれを相殺し、このため結果として停滞現象を示しているのである。

なお近年の動向で注目されるのは転入量が減少していることである。西興部村においては人的資源の枯渇から、流出率は上昇しているにも拘らず流出量は減少するという事態が見られたが、ほぼ同様の現象が道北全域で進行していると考えることができる。'70年までは網走支庁は名寄に対して人口の給源としての役割を果たしていたのであるが、次第に転入量が減少し、'75年以降は転出量を下まわり、関係が逆転している。また上川北部、宗谷においても名寄への転入量の減少が認められる。

従って、名寄市は人口総数では停滞的な様相を示しつつも、内実において大きな人口変動の只中にあるといえる。このことは、今後この地域が次の様な問題に直面することを意味する。ひとつに

表 1-9 名寄市の人口推移

	世帯数	人口
1955年	5,958	33,339
'60年	7,516	35,859
'65年	8,956	36,106
'70年	9,663	35,035
'75年	10,404	35,145

各年国勢調査

表 1-10 名寄市における人口の社会移動(転入, 転出先別)

年次	1979		'75		'70		'65		'60	
	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出
転入・転出										
移動人口計	2,778	3,323	3,135	3,215	3,214	4,218	3,176	3,414	2,974	2,320
道外移動	658	711	684	706	494	1,195	524	736	761	721
道内移動	2,120	2,612	2,451	2,509	2,720	3,023	2,652	2,678	2,213	1,599
札幌圏	325	619	409	583	328	691	340	475	149	268
(うち札幌市)	261	519	347	488	280	614	271	422	122	241
上川中部圏	488	780	520	703						
(うち旭川市)	425	735	447	642	301	706	301	487	221	268
上川北部圏	472	299	564	274	1,170	1,205	1,169	1,185	1,108	724
富良野圏	74	49	49	44						
宗谷圏	157	128	202	146	254	212	208	105	231	95
北網圏	55	83	69	83						
遠紋圏	166	182	134	98	253	180	256	163	221	142
西胆振圏	21	31	20	53						
東胆振圏	15	49	31	81	66	196	75	73	43	53

'79・'75年は「住民基本台帳人口移動報告の結果」(『北海道統計』№396, 354)

'70～'60年は『北海道における人口の地域間流動の推移』(1972年, 北海道立総合経済研究所)により作成。

は、流入人口が次第に減少せざるを得ないことから、大幅な社会的変動がない限り、この地域の人口減少は不可避である。次に流出人口の年齢構成が概して若年層に厚いのに対し、流入人口は老年者を多く含むことから、この地域の人口構成の老化も進行することとなる。表1-11に示す様にその傾向は既に進行している。こうして、西興部村において当面していた問題は、量的差異はあるにせよこの地域においても浮かびあがってくる。

以上のことから、本郷のいう「人口移動の多極化現象」や「地方中核都市の形成・成長」は名寄市においてはあてはまらず、工業地帯と農業地帯の格差拡大の傾向は今日も貫ぬいていると見なすべきである。だが、本郷の整理は名寄市だけでなく、全道的にも妥当性を欠いているであろう。表1-12は道内の移動人口を転入先別に分類し、その全体に対する比率を示したものである。地方中核都市が札幌への転入人口を切り崩すといった現象は確認されず、逆に、札幌市が依然として人口集中を強めていることが確認される。農業地帯から工業地帯への人口集中は、名寄市の例において見たように、流入地域がまた流出地域となるような重層的構造を持って進むのである。この点を見失なうと若干の量的変化を質的転換と取り違える早計を犯すことになるのである。

以上、名寄における人口移動を確認したが、道北においてはほぼ同様の傾向を示す地域としては、水産業地帯としての特殊性もあわせ持つ稚内、やや流出基調の強い紋別、枝幸をあげることもできよう。

表1-11 名寄市人口の年齢構成
単位；%

	1960年	'65	'70	'75
0～14才	30.7	27.7	25.2	24.8
15～24才	22.3	21.1	20.1	16.0
25～64才	43.0	46.6	49.1	52.5
65才以上	4.0	4.5	5.6	6.7

表1-12 道内における転入者数と
主要都市への転入者が占める割合

	'79年	'75年
全道計(人)	361,432	366,594
市部計(%)	76.63	76.82
札幌市	41.54	41.01
函館市	3.28	3.20
小樽市	1.55	1.72
旭川市	4.59	4.34
室蘭市	1.53	1.83
釧路市	2.69	2.86
帯広市	2.34	2.23
北見市	1.91	1.70
苫小牧市	2.48	2.42

出所、表1-10と同じ

注)

- 1) 地域的不平等についての分析は、岩井浩「現代日本の地域階級構成」(『経済』No. 179. '79年3月, 新日本出版社)を参照されたい。
- 2) 道北の範囲については図1-1に示すところとする。留萌支庁及び遠軽圏を道北に加える場合もあるが、ここでは作業量の都合から含んでいない。
- 3) 階級区分及びその内部構成の把握の方法に関するこれまでの議論を要領よく要約したものとしては、岩井浩「日本の階級構成」(『経済』No. 123. '78年5月), がある。また、北海道の分析を念頭においたものとしては、水野一宇「階級階層研究の課題と方法」(『北海道労働研究』No. 133. '73年, 北海道立総合経済研究所)がある。
- 4) 水野一宇の道内市町村別階級構成表('60, '65, '70, '75の各年)それ自体は印刷公表されていない。但し、階級構成表の作成方法ならびに階級構成の全道・圏域別の概容は、水野一宇「道内圏域別階級階層構成の変化に関する研究(1, 2)」(『北海道労働研究』No. 121. '77年・No. 123. '78年)に示されている。
- 5) わが国の階級構成研究において主要な方法として採用されているものは大橋隆憲のものである。大橋は、『国勢調査報告』から階級構成を作成する理論的・技術的整理を行なったが、実証的研究としては『日本の階級構成』('71年, 岩波書店)がある。
- 6) 水野, 前掲(『北海道労働研究』No. 121. P.13)。
- 7) 利尻, 礼文の人口減少率の低さはこの地域の水産業が比較的安定していることによると思われるが、この点については立入って言及できない。
- 8) ここでは結果としての増減のみが問題とされているので、人口の自然的・社会的変動を無視している。ちなみに同村の人口動態の内訳を次に示す。

西興部村の人口動態

年次	'70	'71	'72	'73	'74	'75	'71→'75積算
人口総数	2,714	2,481	2,341	2,223	2,133	1,977	
出生	23	30	24	27	25	15	121
死亡	15	21	28	18	16	18	101
(自然増減)	8	9	△4	9	9	△3	20
転入	182	193	168	126	153	131	771
転出	353	335	296	230	240	229	1,330
(社会増減)	△171	△142	△128	△104	△87	△98	△559
増減人口	△163	△133	△132	△95	△78	△101	△539

'70. '75年の人口総数のみ国勢調査, 他は村役場, 住民登録人口による。

- 9) 本郷秀紀「北海道における人口移動(1)」(『北海道労働研究』No. 128. '80年p.16。)

第2章 稲作減反と地域経済構造

— 士別市における事例分析 —

1. 課題の設定と分析視角

この章で、地域経済構造の事例分析を稲作減反との関連において進めるのは大要次のような課題設定にもとづいている。(1)地域経済構造分析は地域問題の解明の中でもっとも重要な位置を占めるが、従来は、それがとかく住民の労働と生活から切り離された次元で行われがちであった。合理的な産業立地のみを目途とする産業立地論はいわばその典型ともいえるものであった。このような反省・批判のうえに立って、地域経済構造をその地域に居住する住民の労働と生活の側からとらえ直すことがまず重要である。¹⁾(2)地域経済は、住民の労働と生活の基礎的なよりどころであると同時に、資本主義の再生産構造と連けいしている。いうまでもなく、資本主義の再生産構造は、主として一国の領域を基本単位として成り立っているが、その中において地域経済は、一国の領域のうえに成り立つ資本主義の再生産構造から自立して存立しているわけではないが、その単なる可除部分でないこともたしかである。もちろん、地域経済は、画然とした領域のうえに成り立っているわけではなく、むしろ、住民の生活圏、経済圏などの相互関連のもとに重層的な構造を形成している。そして、そのような重層的な地域経済構造が一国を領域とする資本主義の再生産構造と複雑に関連していると同時に、さらに国際経済とも密接に関連している。このような視点を重視して地域経済を分析することが重要である。(3)地域経済を地域住民の労働と生活を基礎に考察するということは、当然に、それは地域経済を、国家独占資本主義の地域政策との対抗関係においてとらえるということの意味する。²⁾いうまでもなく、資本家の立場に立つならば、地域は剰余価値(利潤)の生産・実現の場であり、そのための労働者(住民)に対する搾取・収奪の場である。このことは、地域をみずからの生活の場とする地域住民の立場と真向から対立することになる。地域問題をめぐるこのような対抗関係を明らかにするうえで階級構成分析は不可欠である(前章参照)。(4)国家独占資本主義のもとにおける対抗関係は、その政策をめぐって尖鋭化する。この章において稲作減反を重点的にとり上げるのは、資本と農業との対抗関係、さらにそれにもとづく地域問題をめぐる対抗関係が、稲作減反政策をめぐってもっとも尖鋭的にたちあらわれているからにほかならない。さらに事例分析として上川北部の士別市を対象としたのは、この地域がいわゆる「稲作北限地帯」という政策的な位置づけのもとに減反の地域的傾斜配分で水田面積の過半に及び減反面積の割あてを受け、地域の基幹産業としての稲作農業が大きな打撃を受けていること、さらにそのような状況のもとで農民をはじめとする地域の住民が、みずからの労働と生活のよりどころとしての地域産業の発展の方向と条件を探求しているからにほかならない。(5)以上、総じて現段階の地域問題を「都市と農村の分化・対立」という古典的規定にもとづいてみた場合、一見、農村の「混住社会化」など都市と農村の差異の平準化などの現象もみられるのであるが、しかしその内実においては、一方における都市問題の深刻化、他方における過疎化の進行が、地域問題の対極において位置づけられるといえよう。そして、それらは、まさに現代資本主義＝国家独占資本主義の構造的矛盾の地域における顕在化であるといえるが、その中において農村における過疎化が地域開発政策、労働力政策、農業政策などを通しての地域産業の破壊を根本原因として進行していることに着目しなければならない。現在、いわゆる過疎地域に対しては、若干の過疎対策が講じられているが、減反政策などのように地域産業の存立・発展条件を根底からゆり動かす政策が強行されている状況のもとでは、これらの過疎対策は、糊塗的手段の域を脱しえないことは、以下の事例分析でも明らかにされるところである。

2. 士別市の地域経済構造

(1) 士別市地域経済の位置

北海道では、その開発が日本資本主義の再生産構造の中で「辺境」ない「内国植民地」としての位置づけのもとに着手されたため、地域産業の発展の基盤が脆弱であったが、そのような中であっても、地域産業は、農業、林業、漁業、鉱業（とくに石炭産業）、工業などにわたって形成されてきた。そして、その発展の動向を支配的に条件づけてきたのは、北海道開発政策である。それは、戦前までの時期においては拓殖政策の名のもとに、また戦後から現在までは総合開発政策として進められてきた。³⁾

「高度成長」期に入ってからの北海道総合開発政策は、地域産業構造の再編成＝スクラップ・アンド・ビルド政策として推進された。⁴⁾ この結果、北海道の地域産業は大きな変貌をとげるのであるが、その中で農業と鉱業はとりわけ大きな打撃を蒙った。その一端は、表2-1にも端的に示されている。このこととうらはらに、第3次産業の就業人口比率は著しく増大した。ちなみに1955年

表2-1 農業・鉱業の就業人口比率（北海道）

	1950	'55	'60	'65	'70	'75
農 業	59.8	34.0	27.9	19.9	15.8	11.7
鉱業(大半は石炭)	7.2	5.3	5.1	3.3	2.2	1.3

注 1. 北海道『北海道経済白書』による。

2. 単位：%

における第3次産業就業人口は702万人で総就業人口の35.6%であったが、1975年には142万人、比率にして57.9%に増大している。これら第3次産業の中核は卸・小売業、サービス

業であって、両者が総就業人口の中で占める比率は、約40%に達している（1975年）。しかも、その大半は札幌市を中心とする道央圏に集中し、地域経済の不均等発展を如実に示している。このことが道央圏中心の北海道開発政策とそれと呼応する本州資本の北海道進出の結果であることはいうまでもない。

このような開発政策のもとで、北海道の経済構造は、公共投資、とりわけ開発予算への依存度が一環して高かったが、それだけに開発予算が地域的に不均等に配分されることは、とりもなおさず地域経済の不均等発展に結びつく。このような中において道北地域は、やはり開発予算（とくに道路建設）への依存度が高いとはいえ、開発投資の重点地域からはたえずはずされてきたといえる。つまり、がんらい地域経済の不均等発展を是正する方向で投入されるべき開発予算がむしろその不均等を拡大する方向で配分されていることは、地域経済の自立的な発展（地域住民の労働と生活に立脚した均衡のとれた発展）をいちじるしく妨げている。しかし、反面、げんに公共投資への依存度が高いということは、そのことによる住民の労働と生活への影響も大きく、公共投資を含む開発政策の帰趨が地域経済を直接的に左右することになる。

(2) 士別市の経済構造

1) 人口・労働力

地域経済構造の中で人口、とりわけ労働力が中枢的位置を占めることはいうまでもない。その道北地域における構成・推移については第1章（中嶋）にくわしいので、ここでは士別市における動向について概括的にのべることにする。

士別市の人口は、住民登録人口によれば、1962年（昭37）の41,342名をピークに増大から減少傾向に転じその後一貫して減少しつづけており、さきに公表された1980年国勢調査の結果によれ

ば、前回調査からの5年間に1,058名減少し総数は3万人を割って28,970名となった。減少率にして3.5%である。近隣の名寄市がこの間ほとんど横ばいで3万5千人を若干上回っているのと同様の対象である。もっとも、1970年から75年にかけては、約3千人が減少し、増減率で9.1%にのぼったので減少率はかなり鈍化した。人口に関するかぎり過疎化が依然として進行していることは変わっていない。もちろん、人口の動態は実際には自然的増減と社会的増減がそれぞれ相互にいろいろくんでいるが、減少に関しては転出が自然減(死亡)の数倍(その倍率は近年低下しているが)で継続している結果にほかならない。その動態については前章ですでにふれたが、農家の離農が流出人口の動向を大きく左右している。ちなみに、表2-2によって士別市に関する転入・転出の状況を見ると、以下の点が特徴的である。(1)転出・転入の動向を全体的にみると転出に関しては1974年には2,344名を数えたがその後2千人を割り、ほぼ1,800人~1,900人で推移している。他方転入は1977年に千人を割ったのをのぞけば1,300人~1,500人で推移している。この結果、差引きで500人前後の社会的減少となっている。(2)道外の転出・転入については、転出が一貫して減少し、転入も1978年以降減少傾向を示している。(3)道内については、転出・転入ともに、札幌市をふくむ札幌圏、旭川市をふくむ上川中部圏、名寄市をふくむ上川北部圏が主な地域になっている。この中で転出については全体としての減少傾向の中にあっても札幌圏よりは上川中部圏の占める比率が相対的に高くなっている。ちなみに、1974年には転出に占める札幌圏の比率は22.2%、上川中部圏26.0%であったが、79年には札幌圏19.4%、上川中部圏28.5%となっている。(4)さらに上川北部圏は、札幌圏、上川中部圏について転出・入の多い地域となっているが、この中でとくに名寄市についてみると1977年頃は転入より転出が20~30名上回っていたが、78年以降はこの傾向が逆転しわずかながら転入が転出を上回っている。

これらの動向を総じていうならば、最近における転出の鈍化、大都市(ここでは札幌市)への集中化の鈍化、転出超過の鈍化などであるが、これらの動向がただちに地方都市の拡充を条件づける人口流動であるとはかならずしもいえないのであって、転出・入における転勤者の動向をのぞいて考えるならば離農者の動向がその内実を支配的に律しているため、なお経済構造にたちいった分析が必要である。

さらに、人口移動は士別市内においてもみられる。ちなみに表2-3について士別市内の地区(旧町村)別に人口の動向を見ると、士別中央地区と温根別地区、上士別地区との間には減少率において著しい差があり、士別中央の中でも市街地では周辺地区から人口を吸収するうごきを示していることが推測される。他方、同じ士別市内にあっても温根別においては15年間に約60%の人口が減少し過疎化の激しさを示している。温根別は純農村地区であって、その過疎化の内実

表2-3 地区別人口の推移

	1960年 (昭35)	'65年 (昭40)	'70年 (昭45)	'75年 (昭50)	同対'70 年増減 率(%)	'80年 (昭55)
総 数	38,951	36,502	33,044	30,028	△ 9.1	28,970
士 別 中 央 (うち市街地)	23,782	24,195	23,539	22,684	△ 3.6	/
上 士 別	14,466	15,959	16,641	16,580	△ 0.4	
多 寄	6,690	5,440	4,184	3,083	△ 26.3	
温 根 別	4,469	3,873	3,064	2,624	△ 14.4	
	4,010	2,994	2,257	1,637	△ 27.5	

注 国勢調査結果による。

についてはのちに考察する。

人口の動態の中で年齢別人口は労働力人口に深いかわりをもっている。表2-4によって年齢別・男女別人口の動向を見ると、若年人口(たとえば15歳~29歳)の比率は、1965年26.7%、70年24.6%、75年21%と漸次減少している。また、同年齢層、とくに20代前半については女子に対する男

表2-2 士別市の道内転出入人口

	1979		'78		'77		'76		'75		'74	
	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出
道外圏計	157	256	189	216	222	275	224	256	228	311	252	445
全道生活圏計	1,169	1,616	1,209	1,449	1,265	1,635	1,266	1,646	1,222	1,679	1,265	1,899
(内市計)	681	1,231	762	1,102	729	1,188	698	1,227	722	1,243	676	1,396
道内・道外合計	1,326	1,872	1,394	1,665	951	1,910	1,490	1,902	1,450	1,990	1,517	2,344
札幌圏	193	363	222	330	175	363	218	394	216	411	175	521
幌島圏	22	28	17	12	19	24	13	16	12	18	20	8
後志圏	3	—	3	1	19	10	8	4	3	3	5	—
志願圏	15	20	18	13	8	34	18	14	21	28	5	35
南空知圏	15	33	17	22	15	12	20	29	14	29	22	16
中空知圏	26	40	35	27	21	27	18	27	28	36	27	31
北空知圏	24	32	12	34	21	29	28	23	33	37	44	32
上川中部圏	270	533	241	493	287	526	295	524	333	507	312	609
上川北部圏	329	223	335	195	315	244	365	265	279	254	359	272
富良野圏	61	41	20	39	60	43	33	40	38	49	41	51
留宗圏	36	37	64	32	64	71	41	47	32	32	33	22
北谷圏	46	58	65	48	40	48	61	36	36	59	49	38
遠網圏	32	50	41	45	47	64	33	60	39	54	27	22
紋圏	26	29	25	26	32	25	23	36	55	22	37	47
西胆振圏	13	30	14	19	18	17	21	20	11	18	7	48
東胆振圏	14	38	12	41	22	38	16	44	15	41	15	66
日高圏	9	11	5	11	9	7	7	8	7	10	12	9
十勝圏	22	30	45	33	78	26	13	31	22	33	36	35
釧路圏	11	9	15	21	9	24	23	23	18	31	25	36
室根圏	2	11	3	7	6	3	12	5	10	7	14	1
札幌市	167	313	195	283	136	326	202	351	189	377	158	456
函館市	11	21	13	9	16	20	12	7	1	15	8	7
小樽市	3	15	16	9	3	11	2	10	10	14	2	16
旭川市	224	465	199	442	219	445	227	467	248	426	348	517
室蘭市	1	10	8	6	4	3	8	13	4	8	7	27
帯路市	10	7	6	12	8	16	12	8	3	21	14	13
広見市	10	16	7	12	55	14	6	14	8	14	5	22
北見市	13	25	21	23	12	30	1	38	12	18	8	6
夕張市	1	3	1	10	1	2	5	1	3	3	5	1
岩見沢市	6	12	8	10	4	5	4	12	—	12	4	6
走藤市	6	12	5	8	7	15	11	8	14	18	11	7
留萌市	20	5	47	13	20	30	14	13	21	23	19	12
小牧市	12	29	9	27	15	28	11	26	11	22	9	46
稚内市	14	42	41	8	23	23	26	28	14	29	23	14
美唄市	2	11	1	1	4	2	8	10	6	13	7	4
芦名市	—	5	5	5	1	2	6	3	1	8	6	5
江別市	2	19	10	21	24	13	9	15	17	11	10	22
赤平市	2	1	—	1	1	1	—	1	4	—	1	3
紋別市	6	16	8	11	15	1	4	12	1	7	10	20
寄笠市	99	94	104	90	89	122	76	119	78	108	72	93
三根市	2	1	—	—	—	1	—	1	5	—	—	1
千歳市	—	8	2	5	5	2	5	3	10	5	6	—
滝川市	1	5	1	15	2	2	1	8	5	12	1	7
砂川市	12	25	17	8	6	11	4	18	5	14	15	14
志川市	11	2	9	7	3	3	1	3	3	4	1	5
内川市	—	—	1	—	—	—	—	—	4	1	2	—
深川市	4	22	8	26	9	24	8	11	14	18	10	24
富良野市	35	25	12	21	38	22	24	15	24	33	14	20
登別市	2	8	4	8	6	8	6	5	—	9	—	11
伊達市	1	5	4	—	3	2	3	7	1	—	—	11
伊達市	4	9	—	1	—	4	2	—	6	—	—	6

注 資料：『住民基本台帳人口移動報告の結果』、『北海道統計』

表 2 - 4 年 齡

年 齡 区 分	1965 年							
	実 数			比 率 ・ 指 数			実	
	計	男	女	計	男	女	計	男
総 計	36,502	17,835	18,667	100.0	100	105	33,044	15,880
0 ~ 4 歳	3,045	1,540	1,505	8.3	100	98	2,509	1,277
5 ~ 9	3,233	1,661	1,572	8.9	100	95	2,839	1,437
10 ~ 14	4,421	2,266	2,155	12.1	100	95	3,107	1,596
15 ~ 19	4,324	2,010	2,314	11.8	100	115	3,210	1,516
20 ~ 24	2,687	1,104	1,583	7.4	100	143	2,660	1,013
25 ~ 29	2,721	1,290	1,431	7.5	100	111	2,272	1,050
30 ~ 34	2,771	1,447	1,324	7.6	100	91	2,447	1,163
35 ~ 39	2,723	1,330	1,393	7.5	100	105	2,595	1,343
40 ~ 44	2,346	1,105	1,241	6.4	100	112	2,510	1,209
45 ~ 49	1,978	947	1,031	5.4	100	109	2,186	1,041
50 ~ 54	1,734	838	894	4.7	100	107	1,768	824
55 ~ 59	1,417	747	670	3.9	100	89	1,465	702
60 ~ 64	1,091	580	511	3.0	100	88	1,175	602
65 ~ 69	815	406	409	2.2	100	101	920	483
70 ~ 74	1,198	564	634	3.3	100	112	648	311
75 ~ 79							388	179
80 歳 ~							345	134
65 ~							2,013	970

注 資料：総理府「国勢調査」(各年次)

子の比率が著しく低くなっている。さらに若年齢層の比率の低下と対比的に高齢者人口(たとえば65歳以上)の比率は、1965年5.5%、70年7.0%、75年8.4%と逐次上昇している。ちなみに1975年について、若年比率(15歳~29歳)は旭川26.1%、札幌30.6%、また同年について高年齢比率(65歳以上)は、札幌5.3%、旭川6.3%となっている。都市部(ここでは札幌市)では若年人口が郡部に比較して相対的に多く、それとは逆に高齢者人口の比率は低くなっている。また都市部の場合には、男女別比率のアンバランスはどの年齢層をとってもほとんどみられない。それだけ郡部においては人口構成のうえでゆがみを生じているのである。

次に、生産、労働に直接に従事する労働力人口の推移についてみよう。表2-5~表2-7などから特徴的に指摘できることは大要次の諸点である。(1)就業者総数は1955年から60年にかけては増加したが、それ以降は減少している。(2)第1次産業の就業者は急激に減少の一途をたどっているが、そのうち97%前後は農業就業者によって占められている。(3)第2次産業の就業者は1955年から65年にかけて増加し、ついで70年にかけては微減しさらに75年にかけてはふたたび増大している。このような増減の主な要因は建設業の動向である。また、製造業が漸増している点も注目される。これらを含めて第2次産業の就業者の比率は1955年の11.5%から75年の24.9%へと一貫して上昇している。(4)第3次産業の就業者は、1955年の3,905人から70年の6,300人へと一貫して増大し75年には微減に転じている。その相対的比率は、1955年の21.3%から75年の41.6%にかけて上昇の一途をたどっている。その中では卸・小売業とサービス業が大半をしめており、い

別・男女別人口

1970年				1975年					
数	比率・指数			実数			比率・指数		
女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
17,164	100.0	100	108	30,028	14,499	15,529	100.0	100	107
1,232	7.6	100	96	2,259	1,159	1,100	7.5	100	95
1,402	8.6	100	98	2,329	1,180	1,149	7.8	100	97
1,511	9.4	100	95	2,684	1,361	1,323	8.9	100	97
1,694	9.7	100	112	2,235	1,042	1,193	7.4	100	115.
1,647	8.0	100	163	1,870	795	1,075	6.2	100	135
1,222	6.9	100	116	2,236	990	1,246	7.4	100	126
1,284	7.4	100	110	2,127	1,008	1,119	7.1	100	111
1,252	7.9	100	93	2,265	1,059	1,206	7.5	100	114
1,301	7.6	100	108	2,452	1,274	1,178	8.2	100	93
1,145	6.6	100	110	2,312	1,144	1,168	7.7	100	102
944	5.4	100	115	1,938	930	1,008	6.5	100	109
763	4.4	100	109	1,535	716	879	5.1	100	114
573	3.6	100	95	1,276	614	662	4.3	100	108
437	2.8	100	90	995	489	506	3.3	100	103
337	2.0	100	108	736	383	353	3.1	100	92
209	1.2	100	117	448	213	235	1.5	100	110
211	1.0	100	157	331	142	189	1.1	100	133
1,194	7.0	100	108	2,510	1,227	1,283	8.4	100	105

表2-5 産業大分類別就業人口の推移(土別市)

	1955年		'60年		'65年		'70年		'75年	
	就業人口	構成比	就業人口	構成比	就業人口	構成比	就業人口	構成比	就業人口	構成比
総数	18,342	100.0	18,695	100.0	17,518	100.0	16,747	100.0	15,078	100.0
第1次産業	12,334	67.2	11,305	60.5	8,687	49.6	7,349	43.9	5,045	33.5
A 農業	12,079	65.8	10,981	58.8	8,415	48.2	7,102	42.4	4,826	32.0
B 林業・狩猟業	255	1.4	321	1.7	236	1.4	247	1.5	216	1.5
C 漁業・水産養殖業	—	—	—	—	—	—	—	—	3	0
第2次産業	2,102	11.5	2,471	13.2	3,105	17.7	3,098	18.5	3,753	24.9
D 鉱業	29	0.2	82	0.4	80	0.4	110	0.7	92	0.6
E 建設業	799	4.4	1,093	5.9	1,589	9.1	1,426	8.5	2,029	13.5
F 製造業	1,274	6.9	1,296	6.9	1,436	8.2	1,562	9.3	1,632	10.8
第3次産業	3,906	21.3	4,919	26.3	5,726	32.7	6,300	37.6	6,280	41.6
G 卸・小売業	1,473	8.0	1,940	10.4	2,244	12.8	2,435	14.5	2,365	15.7
H 金融・保険業	} 191	1.0	219	1.2	283	1.6	257	1.5	243	1.6
I 不動産業					19	0.1	30	0.2		
J 運輸・通信業	} 614	3.4	696	3.7	741	4.2	696	4.2	667	4.4
K 電気・ガス・水道・熱供給業			34	0.2	33	0.2	59	0.4	90	0.6
L サービス業	1,321	7.2	1,707	9.1	2,062	11.8	2,422	14.5	2,384	15.8
M 公務	306	1.7	322	1.7	362	2.1	408	2.4	481	3.2
N 分類不能の産業	1	0	1	0	1	0	4	0	20	0.1

注 資料：国勢調査(各年次)

ずれも増大傾向を示している。以上の諸傾向を総じていえることは、産業就業者の減少、第2次、第3次産業就業者の増大、ということであるが、しかし、そのような中で農業就業者は1975年においても32%を占めており、単一産業部門としては依然としてもっとも高い比率をしめ、その意味でも基幹産業としての位置は変わっていない。ちなみに、近隣でしかも人口規模において大差のない名寄市と産業別就業人口の構成を比較すると表2-6のとおりであって、名寄市が第3次産業

表2-6 士別市・名寄市の就業人口比率(1975年)

	士 別 市	名 寄 市
総 数 (人)	15,078	15,884
第1次産業(人)	5,045	1,942
同 比 率 (%)	33.5	12.2
うち農業(人)	4,826	1,702
同 比 率 (%)	32.0	10.7
第2次産業(人)	3,753	3,204
同 比 率 (%)	24.9	20.2
第3次産業(人)	6,280	10,738
同 比 率 (%)	41.6	67.8

注 資料：『国勢調査』

への依存度が高いのに対して士別市が第1次産業を基盤としてなりたっていることが明かである。(5)さらに就業人口を年齢別にみると、若年就業者(たとえば15歳~29歳)の占める比率は、全体では24%であるが、農業は18%であって、建設業20%、卸・小売業31%などに比べて著しく低くなっている。また、これらの年齢層の近年における減少率は農業の場合にとくに高くなっている。他方、高齢就業者(たとえば65歳以上)の比率は、全体では4.2%、農業6.3%、卸・小売業4.0%、サービス業3.2%、建設業3.6%、製造業

2.6%などとなっており、農業が比較的に高率になっている。

2) 商工業の構造

表2-7 産業大分類別、年齢別<5歳階

産業大分類別	総 数		15~19歳		20~24歳		25~29歳		30~34歳		
	総数	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数	15,078	9,002	6,076	236	300	761	779	966	610	990	559
A 農 業	4,826	2,400	2,426	71	54	177	171	190	209	159	219
B 林業・狩猟業	216	176	40	—	—	3	2	6	3	14	5
C 漁業・水産養殖業	3	2	1	—	—	—	—	—	—	1	—
D 鉱 業	92	79	13	1	—	3	2	9	1	12	3
E 建 設 業	2,029	1,730	299	40	5	134	27	181	23	200	24
F 製 造 業	1,632	928	704	27	23	71	51	87	46	105	66
G 卸・小売業	2,365	1,180	1,185	44	67	141	190	153	134	150	124
H 金融・保険業	243	113	130	3	14	8	44	12	6	16	4
I 不 動 産 業	30	14	16	—	—	—	—	—	—	—	1
J 運輸・通信業	667	557	110	10	4	47	45	80	19	74	7
K 電気・ガス・水道・熱供給業	90	83	7	3	1	10	3	16	—	7	—
L サービス業	2,384	1,340	1,044	29	125	121	212	159	149	177	101
M 公 務	481	389	92	6	6	46	31	69	19	75	5
N 分類不能の産業	20	11	9	2	1	—	1	4	1	—	—

すでに前項において指摘したように、士別市は、農業を基幹産業としてその経済構造が形成されており、商工業もいわばそのうえになり立つ産業である。このような特徴は近隣の名寄市と対比すればとくにきわだっている。このことをふまえて以下、商工業を中心とする産業の構造について検討を加えてみよう。まず表 2-8 によって事業所の動向をみると、事業所数は1975年まではほぼ変りがないが78年にかけては100近くの増加がみられる。それは、建設業、製造業、卸・小売業、サービス業などにおいて若干の増加があったことを反映している。従業者数は微増の傾向を示しているが、それらも建設業、製造業、卸・小売業、サービス業などにおける増加が主なものである。さらにそれぞれの産業分類の中における主な業種について1978年度の実態をみると、建設業については、総合工事業は事業所数54、従業者数1,752名でもっとも多く、つぎに職別工事業（事業所数28、従業者数246）、設備工事業（事業所数18、従業者数166）となっている。また、製造業についてみるならば、食料品製造業が事業所数19、従業者数479名となっているが、この中にはてんさい糖業、アスパラガス加工を中心とする農産加工業が主な業種として含まれている。また、これとほぼ同規模で木材・木製品製造業が事業所数20、従業者数481名となっている。さらに、分類上は製造業であるが土木・建設業に直結する窯業・土石製品製造業は、事業所数21、従業者数486名に達している。このように建設業および製造業の業態をみると、その存立の基盤となっているには、ひとつには、農業、林業などの地域の基幹産業であり、いま一つには、道路建設、公共施設建設を中心とする「公共投資」による事業である。

次に卸・小売業の業態についてみると、小売業が主軸となっているが、その中でも飲食料点小売業、飲食店が大半を占めている。さらにサービス業については業種が多岐にわたるが、それらの中で主なものは、旅館・宿泊所、自動車関係サービス業、クリーニング業、医療業などとなっており、さらに農協をはじめとする協同組合も事業体として重きをなしている。これらの業態

級、男女別15歳以上就業者数（1975年）

（国勢調査による）

35～39歳		40～44歳		45～49歳		50～54歳		55～59歳		60～64歳		65歳以上	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1,042	765	1,251	805	1,129	819	909	649	680	436	527	233	511	121
201	303	295	361	323	392	291	297	227	233	226	123	240	64
21	7	48	3	43	8	18	4	15	7	5	—	3	1
—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—
22	2	15	1	5	—	4	3	5	—	—	1	3	—
210	38	253	51	229	67	176	36	130	15	105	11	72	2
125	128	135	133	123	103	99	91	78	36	42	21	36	6
139	153	131	125	106	137	102	107	86	75	61	46	67	27
21	8	17	11	10	8	8	18	7	8	6	7	5	2
—	—	1	2	2	3	1	1	3	4	1	4	6	1
82	8	86	9	90	7	56	6	17	5	8	—	7	—
4	—	8	—	14	1	13	2	3	—	3	—	2	—
180	111	225	100	139	86	116	74	80	49	56	19	58	18
36	7	35	8	45	5	24	6	28	4	13	1	12	—
1	—	2	1	—	2	1	3	—	—	1	—	—	—

表2-8 産業大分類別

産業大分類別	実			
	1966年		'69年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
全産業	1,292	9,615	1,300	9,757
A 農業				
B 林・狩猟業	13	287	25	375
C 漁・水産養殖業				
D 鉱業	5	105	4	48
E 建設業	94	1,979	81	1,469
F 製造業	85	1,585	85	1,780
G 卸・小売業	601	2,424	633	2,585
H 金融・保険業	31	379	22	296
I 不動産業	9	18	11	18
J 運輸・通信業	34	682	32	713
K 電気・ガス・水道・熱供給業	8	43	11	60
L サービス業	412	2,113	396	2,413
M 公務	—	—	—	—

注 1. <調査日> 1962年は9月1日現在, 75年は5月15日現在, 78年は6月15日現在, その他の年は7月1日
 2. M「公務」は62年から調査対象となる。

表2-9 産業(大分類), 経営組織(2区分), 従業

産業大分類別	総数		民						
	事業所数	従業者数	総数		4人以下		5~9人		10~
			事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	
総数	1,400	11,314	1,278	9,227	865	1,795	210	1,334	101
A 農業									
B 林業・狩猟業	22	389	10	199	1	∞	2	∞	2
C 漁業・水産養殖業									
D 鉱業	7	99	7	99	1	∞	1	∞	4
E 建設業	100	2,164	100	2,164	22	57	26	176	19
F 製造業	94	1,800	94	1,800	26	67	20	124	22
G 卸・小売業	690	2,927	689	2,906	538	1,155	109	697	27
H 金融・保険業	27	440	27	440	9	17	7	40	5
I 不動産業	21	42	20	40	18	26	2	∞	—
J 運輸・通信業	33	607	17	299	5	8	2	∞	4
K 電気・ガス・水道・熱供給業	9	61	4	35	3	7	—	—	—
L サービス業	370	2,365	310	1,245	242	454	41	253	18
M 公務	27	420	—	—	—	—	—	—	—

注 1. 資料: 『事業所統計調査』
 2. ∞は実数値をふせたもの

事業所数および従業者数

資料：『事業所統計調査』

数					
'72年		'75年		'78年	
事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
1,312	9,850	1,308	10,688	1,400	11,314
18	241	22	387	22	389
6	134	5	108	7	99
78	1,677	83	1,769	100	2,164
82	1,376	108	2,065	94	1,800
661	2,777	645	2,701	690	2,927
25	401	24	336	27	440
12	20	14	30	21	42
30	674	24	590	33	607
11	64	9	53	9	61
369	2,129	347	2,149	370	2,365
20	357	27	498	27	420

現在。

者規模（7区分）別事業所数および従業者数（1978年）

1978年6月15日現在

営									国・公共企業体 地方公共団体	
19人	20～29人		30～49人		50～299人		300人以上		事業所数	従業者数
従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数		
1,351	44	1,012	29	1,086	29	2,649	—	—	122	2,087
∞	2	∞	2	∞	1	∞	—	—	12	190
53	—	—	1	∞	—	—	—	—	—	—
271	13	310	7	272	13	1,078	—	—	—	—
287	11	257	9	332	6	733	—	—	—	—
362	9	203	1	∞	5	455	—	—	1	∞
74	3	60	2	∞	1	∞	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	∞
57	2	∞	2	∞	2	∞	—	—	16	308
—	1	∞	—	—	—	—	—	—	5	26
222	3	71	5	188	1	∞	—	—	60	1,120
—	—	—	—	—	—	—	—	—	27	420

を従業者規模別にみると表2-9のとおりである。全体として従業者数4人以下の小規模事業体が約68%を占めて圧倒的であるが、業種によってちがいがみられる。4人以下の小規模事業体がとくに多いのは卸・小売業(78.1%)、サービス業(78.1%)、不動産業(90%)などであり、逆に比較的が大規模(従業者50人以上)の多い業種は建設業、製造業などである。しかし、300人をこえる事業体はない。

i) 工業の構造

士別市の工業が原料を地域産業(具体的には農林業)に依拠すると同時に、公共事業への依存度が高いことについてはすでに述べたが、その主な指標について近隣の名寄市と比較すると表2-10のとおりである。この表によると、名寄市に比べて士別市は製造業、建設業において全体としてやや上回っているが、その基本構造においては大差がないといえる。そこで表2-11によって工業の動向をみると以下のことが指摘できる。(1)工場数は全体として大きく変わっていないが、食料品、家具・装備品、木材・木製品などの生産部門は1970年代のなかばにかけて増加したがその後はほとんど横ばいとなっている。(2)従業者数は、全体として1960年代のなかばをピークとして以後減少しているが、その中で比較的減少の大きいのは木材・木製品、食料品の各部門である。(3)製品出荷額は1962年から79年にかけて約4.8倍に増大しているが、同じ期間に窯業・土石製品部門は18.7倍と著しい増加ぶりを示している。また食料品もこの間に3.1倍に増加している。これに対して木材・木製品部門は1973年ごろをピークとして出荷額においても減少している。(4)このような趨勢のもとに現在の工業の構成をみると、食料品が全体

表 2 - 11 工

		総 数	食 料 品	木 材 ・ 木 製 品	家 具 ・ 装 備 品	パ ル プ ・ 紙 製 品
工 場 数	1962 (昭38)	91	45	15	5	1
	71 (46)	95	28	23	12	1
	73 (48)	109	26	26	13	1
	76 (51)	98	21	25	11	1
	79 (54)	99	22	21	10	1
従 業 者 数	1962 (昭38)	1,319	723	356	25	×
	71 (46)	1,853	773	635	53	×
	73 (48)	1,850	616	666	51	×
	76 (51)	1,651	581	461	47	×
	79 (54)	1,467	592	386	41	×
製 品 出 荷 額	1962 (昭38)	3,920	2,957	576	22	×
	71 (46)	9,132	5,414	2,061	91	×
	73 (48)	13,228	5,681	4,869	151	×
	76 (51)	15,523	6,904	3,647	195	×
	79 (54)	18,835	9,186	3,701	215	×

- 注 1. 資料：通産省「工業統計調査」による。
2. ×は、実数値をふせたもの。

表 2-10 名寄市，士別両市の生産機能の比較（1975年）

		名 寄 市	士 別 市	名 寄 を 100として
'75 ・ 10 ・ 1	鉱業従事者数	85 人	100 人	118
	建設業従事者数	1,760	2,060	117
	製造業従事者数	1,605	1,635	102
	第二次産業従事者数	3,450	3,795	110
'75 ・ 12 ・ 31	製造品出荷額	12,917 百万円	15,047 百万円	116
	うち上位3業種			
		{パルプ紙・紙加工 5,996	{食料品製造 6,919	—
		{食料品製造 3,802	{木材・木製品 3,925	—
		{木材・木製品 915	{窯業・土石製品 2,788	—
	工場数	92	107	116
	1工場当り出荷額	140	141	101

注 資料：名寄市『大いなる遺産の上に新たなる発展を』による。

の48.8%，ついで窯業・土石製品が24.2%，木材・木製品が19.6%をしめており，これらの3部門で93%に達している。したがってこの3部門の趨勢が工業全体の動向を左右するのであるが，近年は木材の輸入による圧迫，公共投資の伸びなやみ，この部門における大手資本の進出

業 の 推 移

（金額単位：百万円）

出版・印刷	化学製品	窯業・土石製品	金属製品	機械	電気機械器具	その他
5	—	7	3	2	1	6
5	—	14	4	2	—	6
5	—	23	5	2	—	7
6	—	23	4	3	1	3
7	—	22	9	3	—	4
72	—	70	12	15	x	31
82	—	225	33	x	—	34
81	—	269	42	x	—	84
77	—	279	39	27	x	27
88	—	251	56	x	—	x
43	—	243	12	18	x	33
122	—	1,257	104	x	—	50
162	—	2,269	249	x	—	155
230	—	3,293	295	133	x	91
274	—	4,556	687	x	—	x

と支配力の強化、などによって地域産業の存立条件は厳しくなっている。他方、これらの部門は、市内においても少なからぬ雇用の機会を提供している（その実態についてはのちにのべる）が、近年においてはその間口もしだいにせまくなってきており、その意味でも地域経済への影響は少なくない。(5)この地域における新規工業部門としては金属製品（精密機械）が企業誘致によって立地しており、一定の伸びを示しているが、出荷額において3.6%程度を占めるにすぎず、新規工業の定着・発展のむずかしさを示している。

ii) 商業の構造

人口規模において大差のない名寄市と比較した場合、商業についてはかなりのちがいがみられる。表2-12はその一端を示したものである。全体として士別市に比べて名寄市は商業、サービス業の規模が大きい、そのちがいは、名寄市の場合には鉄道、道路の要所に位置することもあって商業圏に近隣町村を含むのに対して、士別市の場合には、その範囲が狭いことによる。しかし、両者に共通していることは、いずれの場合にも農村住民の購買力、とりわけ農家の購買力に対する依存度がたかく、それだけ農家経済の動向に直接的に影響を受ける、ということである。

表2-12 士別市・名寄市の商業・サービス業の比較

		名 寄 市	士 別 市	名寄市を100 とした指数
75 ・ 10 ・ 1	卸・小売業従事者	3,190 人	2,375 人	74
	金融・保険業従事者	340 "	245 "	72
	運輸・通信業従事者	1,805 "	695 "	39
	サービス業従事者	2,670 "	2,280 "	85
	公務従事者	2,460 "	425 "	17
	その他第三次産業従事者	230 "	150 "	65
	第三次産業従事者計	10,695 "	6,170 "	58
76 ・ 5 ・ 1	商店数	458 店	433 店	95
	うち卸売業	64 "	32 "	50
	卸売販売額 (A)	20,244百万円	4,844百万円	24
	小売販売額 (B)	28,159 "	22,930 "	81
	A/B	0.72 倍	0.21 倍	—
75 ・ 5 ・ 15	事業所総数	1,476	1,308	89
	金融・保険事業所数	40	24	60
	不動産業事業所数	39	14	36
	運輸・通信業事業所数	36	24	67
	電気・ガス・水道・熱供給業事業所数	4	9	225
	サービス業事業所数	2,871	347	12
	公務事業所数	27	27	100

注 資料：名寄市『大いなる遺産の上に新たな発展を』による。

このような状況をふまえて士別市の商業の構造の概要についてのべてみよう。表2-13は、商業に関する概数であるが、この数値によると、商業取扱高は全体として伸びているが、その中における卸売額の比率は1964年の35.6%をピークとして以後低下の一途をたどっている。このことは、士別市の商業における卸売機能が他の都市に吸収されつつあることを意味している。

その中でとくに影響力の強いのは、札幌市と旭川市である。とくに旭川市は、小樽をぬいて、札幌市について卸売機能の集中している都市であり、道北経済圏における商業都市として中心的な位置をしめている(表2-14参照)。反面、このような動向の中にあっても卸売機能の大都市への集中は近年になってやや鈍化の傾向もみられる。そのような中であって、士別市の卸売額も近年になってやや相対的位置を復活させつつあるが、このことがこれまでの大都市集中化の動向とどのようにかかわっているかについて、いまだ少し実態にそくした吟味が必要である。

表2-13 士別市商業の概数

	卸・小売総額 (百万円)	うち卸売額 の比率(%)
1959 (昭34)	2,254	28.0
62 (37)	3,947	32.6
64 (39)	5,314	35.6
66 (41)	7,502	31.5
68 (43)	9,064	30.7
72 (47)	12,188	18.7
74 (49)	17,504	16.7
76 (51)	29,054	16.7
79 (54)	34,864	20.7

注 資料：『北海道商業統計』による。

表2-14 卸売業の主要都市別構成

	札幌	小樽	旭川	全道計
1964 (昭39)	53.7	7.0	10.6	100.0
70 (45)	51.3	4.0	10.4	100.0
74 (49)	57.7	3.0	8.8	100.0
76 (51)	56.7	2.5	8.0	100.0

注 1. 資料：『商業統計調査』

2. 単位：%

どの傾向がみられる。

これらを総じて、商業については、一面では流通再編成が士別市のような地方都市にも及び、とくに食料品を中心にして大型店舗の進出の傾向がみられるが、反面、小売店の微増など地域の商業の発展の兆しもみられる。

士別市の商業は、名寄市、旭川市をはじめとする近隣都市の影響が大きいことにその一つの特徴が示される。1973年に士別市ならびに士別青年会議所が行なった買物圏に関するアンケート調査によれば(表2-18)、次の諸点はその特徴として指摘できる。(1)士別市の買物圏は士別市中央市街地を中心に形成されてきたが、その中であって地域ごとの分極化の傾向もみられる。具体的には、衣料品、身廻品について多寄地区が名寄市に、温根別が旭川市にそれぞれひきつけられており、これら両都市に対しては、他の地区についても低率ながら一定の購買力が吸収されている。(2)日用品、食料品については居住地の商店への依存度が高く、地元商店が住民の生活と密着した存在であることがわかる。また、これらの商品については、農協店舗の位

そこで、表2-15、表2-16、表2-17などから商業の推移を概観してみよう。(1)卸売業については最近における年間販売高の伸びが大きくなっているが、それにともなって商店数も増大している。この間の推移を表2-16について規模別にみると、その増減は、おおむね1~2人と10人以上の規模においてみられ、3~4人規模はあまり変りがない。(2)小売業について、まず、その売上高をみると、比較的伸び率の高いのは食料品、家具類、飲食店、「その他小売業」などで、衣服類などは最近になって横ばいの傾向を示している。(3)小売業について規模別にみると、従業者数10人以上の比較的規模の大きい小売店は32店から38店へと増加し、1~2人の小規模店は大勢として減少傾向にあるが、近年になって若干増加の傾向にある。これに対し3~4人規模の小売店は1962年から74年にかけては増加したが、79年にかけては減少している。(4)最近の小売店の動向を業種別、規模別にみると、1976年から79年にかけて、総数は若干減少しているが、この間に減少の著しいのは3~9人規模である。さらに、これを業種別にみると、とくに食料品店について、大型店舗の増大、中規模店舗の減少、小規模店舗(1~2人規模)の増大な

表 2-15 商

	1962 (昭37)			1968 (昭43)			1970 (昭45)		
	商店数	従業者数	年販売間高	商店数	従業者数	年販売間高	商店数	従業者数	年販売間高
総数(1+2+3)	535	1,945	395	584	2,399	906	637	2,744	1,243
卸・小売業(1+2)	427	1,551	373	442	2,002	868	468	2,285	1,196
1. 卸売業	36	238	129	35	270	193	31	250	207
2. 小売業	391	1,313	244	407	1,732	674	437	2,035	989
(1) 各種商品小売業	1	3	1	—	—	—	2	∞	∞
(2) 織物・衣服・身のまわり品小売業	61	223	40	61	246	84	64	310	107
(3) 飲食料品小売業	170	441	81	166	548	232	170	669	271
(4) 自動車・自転車小売業	16	48	8	31	140	101	36	159	109
(5) 家具・建具・什器小売業	63	247	44	50	204	75	50	215	82
(6) その他小売業	80	351	70	99	594	182	115	588	352
3. 飲食店	108	394	22	142	397	39	169	459	47

- 注 1. 資料：総理府「商業統計調査」
 2. 従業者数は家族従業者数を含む。
 3. ∞は個別数値が明かになるため実数をふせたもの。

置も大きい。(3)食料品に関してはスーパーマーケットの占める比率が高い。

これらを経じて士別市の商業についていえることは、それが農村経済、とりわけ農家経済に対する依存度が高い中において、その購買力を組織する統合力が十分に発揮されていないといえる。

表 2-16 規模別にみた商業の推移

従業者規模別	卸 売 業						小 売 業 (除飲食店)					
	1962 (昭37)		1974 (昭49)		1979 (昭54)		1962 (昭37)		1974 (昭49)		1979 (昭54)	
	商店数	%	商店数	%	商店数	%	商店数	%	商店数	%	商店数	%
総 数	36	100.0	25	100.0	38	100.0	391	100.0	382	100.0	387	100.0
1 ~ 2人	8	22.2	4	16.0	9	23.7	247	63.2	188	49.2	207	53.5
3 ~ 4	6	16.7	5	20.0	5	13.1	72	18.4	110	28.8	87	22.5
5 ~ 9	15	41.7	13	52.0	16	42.1	57	14.6	52	13.6	55	14.2
10 ~ 19	5	13.9	2	8.0	8	21.1	10	2.5	23	6.0	25	6.5
20 ~ 29	2	5.5	1	4.0	—	—	1	0.3	5	1.4	7	1.8
30 ~ 49	—	—	—	—	—	—	3	0.8	2	0.5	3	0.8
50 ~ 99	—	—	—	—	—	—	1	0.3	2	0.5	2	0.5
100人以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0.2

注 資料：総理府「商業統計調査」

業 の 推 移

(金額単位：千円)

1972 (昭47)			1974 (昭49)			1976 (昭51)			1979 (昭54)		
商店数	従業者数	年販売間高	商店数	従業者数	年販売間高	商店数	従業者数	年販売間高	商店数	従業者数	年販売間高
608	2,505	1,274	575	2,293	1,750	628	2,459	2,905	649		
434	2,021	1,219	408	1,843	1,679	433	1,935	2,777	425	2,063	3,486
29	168	228	26	162	293	33	182	484	38	252	722
405	1,853	991	382	1,672	1,386	400	1,753	2,293	387	1,811	2,765
1	x	x	—	—	—	—	—	—	1	x	x
55	229	80	55	307	201	63	273	229	229	6,607	229
153	580	285	141	545	386	133	564	650	124	511	721
31	x	x	32	137	132	28	145	224	27	x	x
53	240	98	48	198	135	48	202	180	45	176	220
112	614	414	106	485	531	128	569	1,009	129	625	1,183
174	484	56	167	459	72	195	524	128	224	—	—

表2-17 小売業の規模別動向

	総数		1～2人		3～4人		5～9人		10～19人		20～29人		30～49人		50～99人		100人以上	
	1976	'79	1976	'79	1976	'79	1976	'79	1976	'79	1976	'79	1976	'79	1976	'79	1976	'79
計	400	387	194	207	109	87	64	55	24	25	6	7	2	3	—	2	1	1
各種商品小売業	—	1	—	x	—	x	—	x	—	x	—	x	—	x	—	x	—	x
織物・衣服・身の廻り品小売業	63	61	25	28	21	20	12	8	4	4	1	1	—	—	—	—	—	—
飲食料品小売業	133	124	77	83	37	25	11	8	4	3	2	3	1	—	—	2	—	—
自動車・自転車小売業	28	27	17	x	1	x	6	x	3	x	1	x	—	x	—	x	—	x
家具・建具・什器小売業	48	45	21	23	13	8	11	11	2	2	1	1	—	—	—	—	—	—
その他の小売業	128	129	54	57	37	32	24	25	11	12	1	—	1	3	—	—	—	—

- 注 1. 資料：各年次「商業統計調査」
 2. xは実数値をふせたもの

表2-18 商品の購入先別割合（消費者アンケートによる）

		居住地 の商店	スーパー マーケット	農協 店舗	士別中央 商店街	出張販 売・行商他	名寄	旭川	札幌	その他	計
衣 料 品	士別中央	13	4	6	43	5	11	12	2	4	100.0
	朝日	32	8	10	27	2	8	12	0.5	0.5	100.0
	上士別	21	4	18	28	6	9	8	1	5	100.0
	多寄	12	3	16	30	1	29	5	1	3	100.0
	剣淵	30	0	8	25	2	9	20	2	4	100.0
温根	30	0	8	26	2	9	19	2	4	100.0	
身 廻 品	士別中央	13	4	6	46	2	9	12	2	6	100.0
	朝日	41	3	9	26.5	0.5	5	13	1	1	100.0
	上士別	22	3	16	33	3	6	10	2	5	100.0
	多寄	13	2	11	35	1	29	7	1	1	100.0
	剣淵	31	0	7	28	1	6	21	2	4	100.0
温根	34	0	7	26	1	6	19	2	5	100.0	
日 用 品	士別中央	18	22	9	40	1.5	2	3	0.5	4	100.0
	朝日	45	16	19	19	0	1				100.0
	上士別	30	13	26	22	5	0.5	2.5	0.5	5	100.0
	多寄	28	8	16	32	0	13	2	1	0	100.0
	剣淵	41	8	20	18	0	5	3	0	5	100.0
温根	41	8	20	18	0	5	3	0	5	100.0	
食 料 品	士別中央	20	38	13	24	1	1	1	0	2	100.0
	朝日	40	25	20	14	0	0	0.5	0.5	0	100.0
	上士別	31	26	25	9.5	2	0	0	0.5	6	100.0
	多寄	22	24	26	16	1	9	2			100.0
	剣淵	41	18	24	13	0	0	2	0	2	100.0
温根	41	18	24	13	0	0	2	0	2	100.0	

注 1. 最近1ヶ年の全家族の買物についてどこから（主として）買ったかについて。
 2. 士別市経済部商工課・士別青年会議所「明日の商店造りの指標を見つける為に」（昭和48年度）による。
 3. 消費者アンケートの配布部数は1,350，回収部数850部，回収率63%。

3. 士別市農業の基礎構造と稲作減反

(1) 士別市農業の基礎構造

現在行われている稲作減反政策は、北海道においてとくに重い配分を受けている。それは北海道の稲作を北限地帯として位置づけ、生産力も低位不安定であって、いわば「稲作不適地」としての烙印を押し、北海道を稲作生産地から事実上排除しようとするものである。このことは、さらに北海道内においても同様に貫徹され、空地・上川中央部などに比べて上川北部や網走地域などはとくに高い減反の割当てを受けている。その過程で「稲作限界地帯」という表現もしばしば用いられる。もともと政治的意図の強い稲作減反政策が科学的根拠が乏しいことはいうまでもないが、のちのべるように、げんに実施されている減反政策が、農業構造、農民の営農と生活に大きな影響を与えているので、その実態について農業構造分析をふまえて明かにしなければならない。

北海道における稲作の中でとくに上川北部、網走地域などに共通した性格としては、大要次の諸点を指摘することができる。(1) これまで一貫して米穀需給の「調節弁」としての役割を担われてきた。つまり米穀需給が逼迫しているときには増反、増収にかりたてられ（たとえば戦後間もなくの時期）、それとは逆に「過剰」傾向のときには減反、減産を強要される、ということがこれ

まで繰り返されてきた。(2)これらの地帯における農業生産力は近年急速に発展し中核・先進的農業地帯と大差がなくなっているが、依然として低位・不安定であることは否定できない。それは、農業技術・生産力が低かった時期には、それは主として自然的条件の差に帰せられたが、現段階の農業技術・生産力のもとにおいては、それはむしろ農業投資の差にもとづく、といえる。したがって、かりに「農業限界地」(marginal land)ということがいえるとすれば、それは農業投資の不足・たちおくれた地域、具体的には、土地改良、農業機械化のための土地基盤整備のたちおくれ、などが主な原因となっている、といえる。したがって、「限界地帯」は自然的制約条件というよりは、むしろ社会的条件に起因するところが大きい。いいかえれば、稲作中核地帯に対比する相対的不利性は「資本」の投入によって克服可能である。¹⁾(3)とくに農業技術・生産力が農業機械化を基軸にして発展した現段階においては、それだけ農業の多面的な発展の可能性が与えられることになるが、そのような条件は、とりもおさず農民経営にとっての競争条件の激化を意味する。このような条件下で、農業技術・生産力の発展のための基礎的条件の整備のための農業投資が相対的にたちおかれているところでは、そのことが農業の多面的発展の制約条件となる。この結果、「農業中核地帯」との間に生産力の不均等発展を生ずる。(4)しかし、このような条件のもとにおいても、いわゆる「限界稲作地帯」といわれているところにおいても機械化を軸とする農業技術の発展とそれにもとづく生産力の発展がみられ、農民の主体的努力によって農業の多面的発展が探求されているのである。

このような状況をふまえて、げんに実施されている稲作減反政策は、農業生産力の直接的な破壊であるとみることができる。以下、士別市農業の中にその実態をさぐってみよう。

まず、農業技術・生産力の現段階と共同化の実態について考察してみよう。

図2-1は近年における水稻反収の推移を士別市と全道平均との対比においてみたものである。この図によると全道平均との間に依然として反収水準の格差があり、とくにその格差が冷害年に拡大する傾向にあるが、趨勢的には上昇しており、稲作主産地として他の地域に劣らない水準に達している、とみることができる。また、表2-19によれば、労働生産性(ここでは専従者1人あたり生産農業所得)は、近年の急速な機械化の進行によって上昇の一途をたどっているが、土地生

表2-19 労働生産性・土地生産性の推移(士別市)

	耕地10aあたり 生産農業所得	専従者1人あたり 生産農業所得
1965(昭40)	25	475
66(41)	22	425
67(42)	50	778
68(43)	35	544
69(44)	18	411
70(45)	27	626
71(46)	13	319
72(47)	31	738
73(48)	36	850
74(49)	45	1,062
75(50)	44	1,557
76(51)	37	1,311
77(52)	54	1,849
78(53)	61	2,102

注 1. 金額単位：1,000円
2. 農林水産省『農業所得統計』による。

産性(ここでは耕地10aあたり生産農業所得)は上昇傾向にあるとはいえ、労働生産性の上昇度合ほどではなく、両者の間には跛行的な発展の傾向がみられる。

近年における農業生産力の発展の主要因になった農業機械化の動向についてみよう。一般に稲作における機械化は、戦前・戦中の人力・畜力農機具(道具)段階から動力耕耘機による耕耘過程の機械化を契機として機械化が本格化し、やがて、トラクター化に入っ

て機械化一貫体系へと接近した。稲作におけるトラクターを基軸とする大型機械化は水田の区画整理など土地基盤整備がその前提として進行する。北海道における水田の基盤整備は空知・上川中央部など稲作中核地帯で先行し、上川北部などではいちじるしくおくれ、ようやく1960年代に入って農業構造改

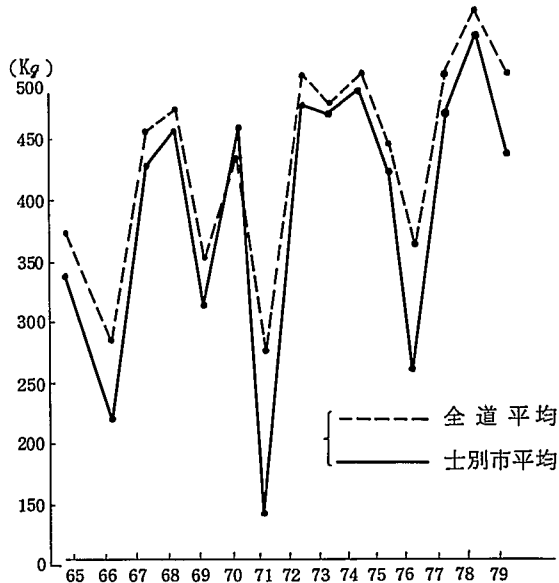


図2-1 10a当平均収量の推移(士別市)

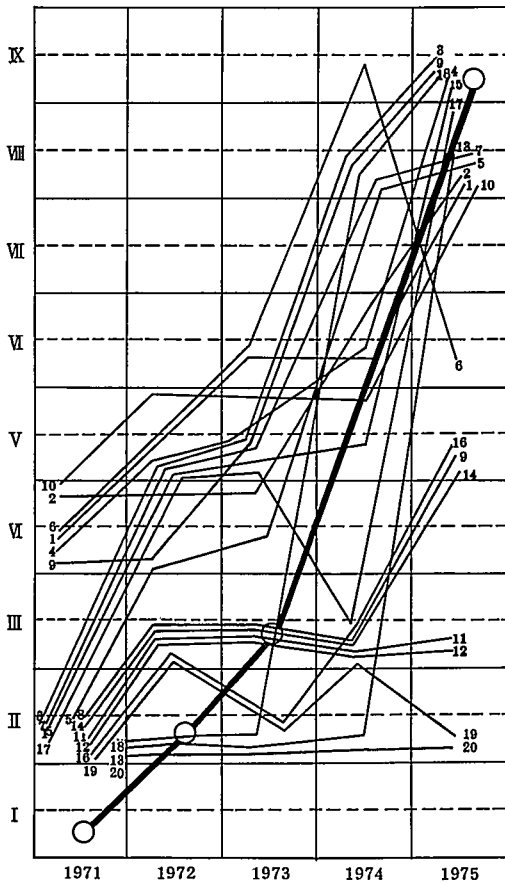
注 「士別市史」(1930~60年まで)および農林省北海道統計情報事務所調べより作成

任オペレーター、農協専従職員など)。これは農民労働の社会化が萌芽的ながら進行することを示すものである(図2-3参照)。

士別市においても、農業生産における共同化は、大型機械の共同利用を中心にして進行している(とくに大型トラクター利用について)が、反面、個別所有・利用化の動きも併行してみられる(表2-20参照)。がんらい、大型機械の共同利用を中心とする農業共同化は、個別農民経営の発展を補完する役割を担うものであり、そのかぎりでは、個別所有・利用の困難な領域、過程について共同化が組まれていることが多い一いわば個別農民経営の発展にとって鍵(キー)となる部分ないし過程一について。したがって、それは、共同化された領域が全体の中できならずしも拡大するとはかぎらないが、もっとも必要な領域について共同化が行われ、それが農業構造の中で定着しつつある、ということが出来る。しかし、反面、現に形成・定着されつつある共同化、共同組織をつき崩そうとする作用が働いていることもたしかであって、稲作減反政策は、このような共同組織の存立・発展にとってむしろこれを阻害する要因となっている。この点にたちいる前に稲作共同組織の構造についていま少しふれておく必要がある。表2-21は、われわれが行なった多寄地区の機械共同利用組合に関する実態調査の結果の一端である。これは1970年代の半ばでちょうどこの地域において大型機械化が進行しはじめた時期に、農業構造改善事業の導入を契機としてトラクターを中心とする大型機械の共同利用が進みつつある事例を示している。この表からも、(1)共同化に先がけて、70年代の前半期にかけて農民層分解が急激に進行した。そしてその過程で上層における規模拡大、中・下層における兼業化の進行がみられる。(2)このような階層分階は農業機械化の中で新たな局面を迎えることになるが、上層農家にとっては大型機械化の効率的推進の手段として、また、中・下層農とりわけ下層農家にとっては兼業化と機械化を併行的に

善事業の実施を契機に着手し70年代の前半にまで及んだ。したがって初期の生産調整における休耕は「周年施行」が重きをなした。このため農業機械化も稲作中核地帯よりはややたちおくれ70年代に入って急速に進展した。その過程を図示すると図2-2のようである。全体として人力・畜力段階から大型機械体系への移行過程が示されているが、その過程で階層による格差と機械化の跛行性をよみとることができる。

一般に農業機械化が大型機械体系に移行する過程では、労働過程においても変化を生ずる。すなわち、人力・畜力農機具に対応した労働組織は家族協業を基軸にして編成されるが、機械化が進むにつれて、家族協業の枠をこえた共同労働が機械共同利用組合などを中心に形成され、農民の協業・分業が社会的に進展する。そしてその過程で、専門労働力が農民労働力から自立して形成されるようになる(たとえば機械共同利用組合における専



- I～IXは機械体系の類型を示す。
耕転過程 移植過程 収穫過程
 - I. 畜力手うえ手刈
 - II. 動力耕耘機手うえ手刈
 - III. 動力耕耘機手うえバインダー
 - IV. トラクター手うえ手刈
 - V. トラクター手うえバインダー
 - VI. トラクター手うえ自脱型コンバイン
 - VII. トラクター田植機手刈
 - VIII. トラクター田植機バインダー
 - IX. トラクター田植機自脱型コンバイン
- 各類型の上段は機械の共有をしているもの、下段は個人所有によるものを示している。
 - 1～20は農家番号、番号が若いほど土地面積は大きい。
 - ○ ○は稲作の技術体系の典型的類型の推移を示す。
- 第一段階
畜力耕+手うえ+手刈
- 第二段階
動力耕+手うえ+バインダー
トラクター耕
- 第三段階
トラクター耕+機械植+自脱型コンバイン刈
- 注1. 北大教育学部社会教育研究室調査
注2. 北海道農業基本調査個票より作成

注 1. 北大教育学部社会教育研究室調査
2. 北海道農業基本調査個票より作成

図2-2 稲作機械化の過程(士別市多寄地区)

	〔道具段階〕 人力・畜力農機具	(破行的機械化)	〔機械体系段階〕 機械化「一貫」体系
<労働手段>	人力・畜力農機具	→ { 機械・施設 人力・畜力農機具	→ 体系化された機械・施設
<労働力>	{ 家族労働力 (雇用労働力)	→ { 家族労働力 (雇用労働力)	→ { 家族労働力 (雇用労働力) → 専門化された労働力 { 生産過程 流通過程
<労働過程>	家族協業	→ 家族協業	→ { 家族協業 経営間共同労働(協業・分業)

図2-3 農業機械化と労働編成

表 2-20 主要農業機械の台数の推移

		1970	1973	1975	1977	1979
動力耕耘機	ア (個別)	2,112	1,788	1,535	1,367	1,369
	イ (共同)		4		4	2
	ウ (利用組合)	3	—	5	—	—
トラクター	ア	421	661	859	1,098	1,253
	イ		57		74	63
	ウ	24	16	129	27	27
うち 20 ps 未満	ア	179	133	163	99	53
	イ		3		2	2
	ウ	2	—	4	—	—
20 ~ 30	ア	164	378	502	668	640
	イ		16		17	12
	ウ	4	—	17	2	1
30 ~ 50	ア	67	129	119	193	358
	イ		24		26	19
	ウ	12	5	34	3	6
50 ~	ア	11	21	75	138	202
	イ		14		29	30
	ウ	6	11	74	22	20
田植機	ア	2		120	582	657
	イ				25	22
	ウ	—		3	10	6
バインダー	ア	504	991	1,097	959	934
	イ		41		27	15
	ウ	26	—	38	—	—
自脱型コンバイン	ア	26	82	144	465	590
	イ		10		30	43
	ウ	1	—	12	7	5

注：年次によっては、動力耕耘機とトラクターの20馬力以下とが合計されていたが、この場合、15馬力以下については、動力耕耘機に分類した。

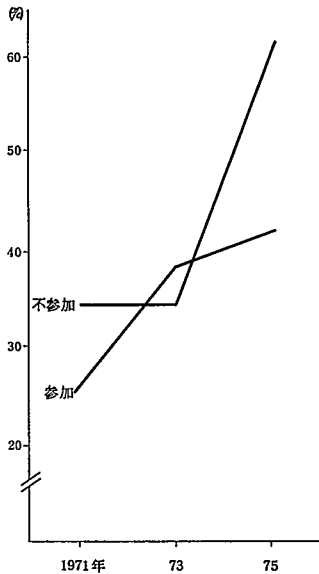
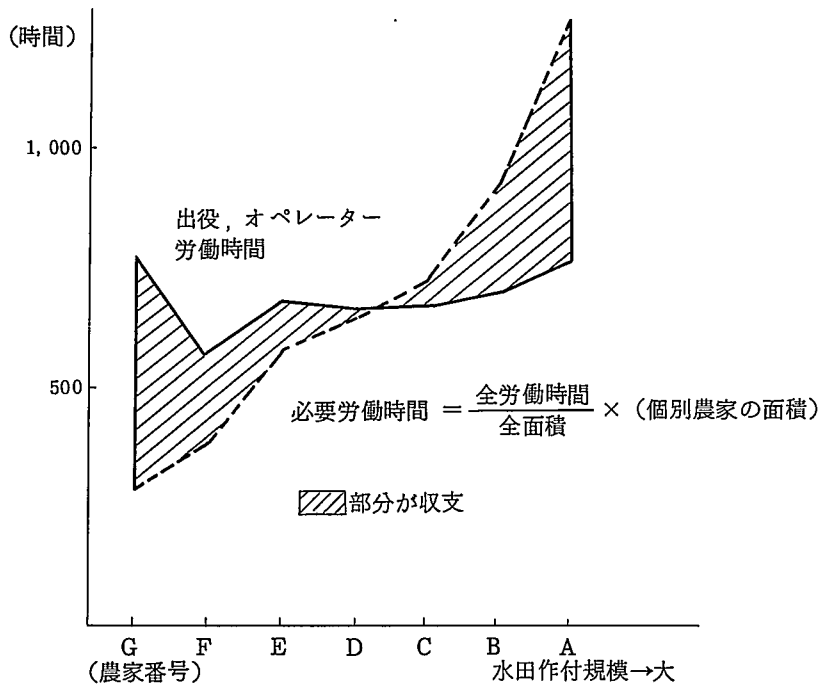


図2-4 多寄地区第2実行組合6ha以上層における農機具費比率の推移

注 1. 資料は「市道民税申告書」より
2. 沼倉徹氏作成

進める手段として、大型機械の共同利用は、共通の利害と一定の有効性を発揮しているといえる。この場合、その発足の契機は農業構造改善事業による外的条件によるものであるが、以上のべたような内在的契機が存在とそれにもとづくその後の性格変化 — 共同利用組織の農民的運用 — も軽視できない。この結果、たとえば図2-4に示したように、機械利用をめぐる共同利用組合参加農家と非参加農家の比較における前者の有利性の一端をたしかめうるのであるが、反面、図2-5に示したように、共同利用組合内における階層間の利害の分化・対立の兆しが見られることもたしかである。

稲作生産組織（機械共同利用組合）は、これにげんに参加している農家の側からみれば、当面、大型機械の効率的利用（その意味するところは前述したように階層によって異なるが）ということに集約されるが、さらに一部の農家の間では、このような機械の共同利用を条件として、稲作経営を基軸とする複合経営の追求など、共同化を農民経営の発展の条件にしようとする新しい動向もみられる。そして、そのような農業発展の新たな方向が稲作減反政策の中でどのような影響を受けているかということが次に解明すべき課題である。



注 1. 各農家の作付水田面積と個別だった場合の必要労働時間は次のとおり。

	A	B	C	D	E	F	G
作付水田面積 (ha)	8.22	5.96	4.72	4.18	3.72	2.52	1.91
個別での必要労働時間 (時)	3,115.4	2,258.8	1,789.9	1,584.2	1,409.9	955.1	723.9

2. 沼倉徹氏作成

図2-5 多寄地区第3実行組合の作業班における春作業
(耕耘, 育苗, 移植)の労働時間

表2-21 士別市T地区に

農家番号	家族労働力(人)				雇用労働力(人)				1975年における農業機械			
	従事者		150日以上		1971年		1976年		動力耕 転機	トラク ター	田植機	バイン ダー
	男	女	男	女	男	女	男	女				
1	2	2	1	1		190		150		○	○	○
2	2	1	1	1	5	140		—		○	○	○
3	1	2				56				○	○	○
4	1	1	1	1	11	169		200	○	○	○	○
5	1	1	1	1		180		30	○	○		○
6	2		2			160		20	○	○	○	○
7	1	1		1		170		30	○	○	○	○
8	2	1		1		70		60	○	○		○
9	1	1				90		—	○			○
10	2	2	1	1	4	150		30	○	○	○	○
11	1	2				90		—		○		○
12	1	1		1	4	126		100	○	○		○
13	1	2	1	1		90		50		○		○
14	2	2	1	1		140		40	○	△	△	
15	1	1				130		—	○	△	△	○
16	1	1				120		—	○			
17	2	2	1	1		70		30		○	○	
18	1	1	1	1	2	77		30	○	○	○	○
19	2	1				100		—	○			
20	2	2				60		—	○	○		○
21	1	2				60		—	○			△
22	1	1		1		70		15	○			△
23	2	1				80		—	○			○
24	2	2				60		—		○		△
25	1	2				60		—		○		△
26		1				60		—		○		△
27	1	1		1		40		30	○			

- 注 1. 1976年7月、北大社会教育研究室調査および北海道農業基本調査個票より作成
 2. 機械について ○=個人所有, △=共有: 恒勤=恒常的勤務
 3. 5年間の土地移動に関しては0.3ha以上についてのみ記した。

(2) 稲作減反と農業構造の変化

1) 稲作減反の実施過程

1970年(昭和45年)から本格的に実施された稲作減反政策は、文字通り稲作の減反を意図しているという点では一貫して変らないが、その行政上の呼称としては1970年から75年までを「生産調整」、翌76年、77年を「水田総合利用」、さらに78年からは「水田利用再編」と称し、81年からはその「第2次」に入ろうとしている。それぞれ行政的意図には具体的なながいがあり、この実

おける生産組織化の事例

自脱型 コンバイン	兼業従事(人)						共同 参加 へ	5土 年間の 地移 (ha)	経営 面積 別
	1971年			1976年					
	恒勤	出稼	人夫・日雇	恒勤	出稼	人夫・日雇			
○		1					○	5.3	7 ha 以上
○		1			1		×	1.4	
		1				1	○	3.7	
		1				1	○		7 }
○		1			1		×	2.1	
		2			1		×	△ 0.7	6 }
		1			1		○	△ 0.4	
△ △ ○		1		1		1	×	0.3	5 }
		1				2	○		
		1			1		×		
		1			1		○		
		1			1		×		
		1			1	○	△ 0.9	4	
		1			1	×			
		1			1	○			
		1			1	×			
		1			1	×			
		1	1		2	×	0.5	3 }	
		1			2	○			
		1			2	○			
	1	1		2	1	○			
		1		2	2	○			
	1	1		2	2	○			
					1	○	0.5	3 }	
					1	○			

施過程で、第1に、当初は臨時措置の性格が前面に出され、したがって減反も「休耕」が主軸をなした(70年~75年)のに対し、76年以降は転作が減反の主軸となってきた。⁵⁾ この過程で第2に、稲作減反が恒常的性格を強め、その名の示すとおり転作の定着を条件とする水田利用再編を目的とするものであった。このような政策の意図するところは、外見上は、現在、地域農業のあり方をめぐって関心の高い複合経営に結びつくかのごとくであるが、実際には、むしろこのような農民経営の発展方向とは基本的に相容れない内容のものである。むしろ、稲作減反をめぐり構造

的矛盾はますます鮮明になりつつある、といえる。⁶⁾

北海道の場合には、表2-22にその概数を示したように、極度の傾斜配分を受け、それだけに、のちにのべるように稲作減反をめぐる構造的矛盾もいっそう厳しく露呈するのである。ところで、このような中で、たとえばその達成率をみると、1973年に239%、減反面積にして127,577ヘ

表2-22 稲作生産調整の実施状況(北海道)

	実施面積 (千ha)	達成率 (%)	対水田面積 比率(%)	対全国 実施面積 比率(%)
1970(昭45)	62.9	298.5	23.4	18.7
1971(昭46)	81.1	150.5	30.4	32.8
1972(昭47)	110.8	218.0	42.0	40.3
1973(昭48)	127.5	238.6	48.7	44.3
1974(昭49)	101.7	102.1	39.3	35.9
1975(昭50)	82.3	125.8	32.0	33.2
1976(昭51)	58.1	82.9	22.8	29.8
1977(昭52)	68.5	99.5	30.0	35.1
1978(昭53)	90.0	101.8	35.6	23.1
1979(昭54)	93.0	104.7	36.8	23.8

資料：農林統計協会「農業白書付属統計表」
北海道農務部「北海道農業統計表」

クタルを示したことは、それにいたる過程を含めて、その後の北海道における減反をいっそう厳しいものにするという点で政治的・行政的に大きく作用したことは否定できない。しかし、このことをもって、北海道の稲作農民が行政追従や減反奨励金目あての打算に走った、ときめつけることは妥当な見方とはいえないであろう。このような動向を理解するうえでは、すくなくとも次の諸点を加味しなければならない。(1)減反政策の実施に先だつ過程において北海道の稲作農家は多額の負債を負っていた。それは上層農においては経営規模拡大(土地、機械への投資)によって、また中・下層農にあつては冷害による負債の累増としてであるが、このような農家経済にみられる不安定構造は、減反奨励金と兼業収入という「二重所得」の可能性に対し農家に一定の期待をいだかした(しかし減反依存が農家経済の安定化に役立たずかえって不安定化を助長したことはのちに明かとなるが)。(2)食管制度堅持への農民の要求とその存廃への危機感は、「食管維持のために減反に協力」という行政指導と農協系統組織の内部的指導によって農民の「協力」を助長した。(3)減反の前半期に休耕が重きをなしたことは、それとの関連における「通年施行」を拡大した。「通年施行」はむしろ生産基盤の整備という積極的意義を有しており、このことが土地基盤整備の相対的におくれた地域(上川北部もこのような地域として位置づけられる)や基盤整備のおくれた農家階層において積極的に実施されたのは当然であった。もちろん、このような農民の対応の中にも、政策への依存と批判・対抗の姿勢の弱さを内包していたことは否定できないが、このことも稲作減反をめぐる事態の推移の中で変ってきた、とみることができる。

1975年以降の減反実施率が100%を前後して推移してきているということの中には、一面では稲作農民の側からの減反政策に対する厳しい批判がこめられている。ひとつには、臨時的措置であるはずの減反政策が恒常化し、しかもそれが北海道に重点的に配分されていること、ふたつには減反への「全面協力」にもかかわらずその後食管制度が、自主流通米制度の本格化、銘柄格差米価の導入など、なし崩し的にくずされてきていることなどがその主な内容であるが、このような批判にもかかわらず、他方では割当実施に対する事実上の強制力が強められた。それは単に個別農家への割当てという形ではなく、集落単位での割当てによって集团的・社会的強制をとまなつて強行されるようになった。しかも、うち続く経済不況のもとで兼業機会もますます制限される中で、転作を中心とする減反への対応を厳しく迫られてきているのである。

表2-23 生産調整の実施状況(1980年度) —上川地域—

	減反率(%)		対転作面積割合(%)						
	1978	1980	大豆	牧草	小麦	てん菜	小豆	野菜	
旭川市	32.6	32.7	2.8	66.9	9.1	2.4	2.8	4.5	
鷹栖町	23.4	31.8	7.6	42.0	31.3	1.5	0.0	3.4	
東神楽町	30.4	35.4	2.6	23.1	6.5	1.7	21.1	10.0	
当麻町	25.5	33.6	4.0	35.5	22.4	8.2	12.0	6.0	
比布町	26.6	34.5	1.4	46.9	11.4	6.7	13.5	5.3	
愛別町	21.7	28.4	4.9	50.3	8.3	0.0	5.0	4.7	
上川町	55.2	64.6	2.8	54.5	4.7	2.0	1.2	2.0	
東川町	26.0	34.3	2.3	15.0	24.9	12.9	23.1	14.7	
美瑛町	46.9	56.3	13.1	19.5	35.1	5.4	8.7	8.4	
士別市	52.2	56.3	23.8	25.0	30.4	5.8	7.2	1.8	
名寄市	52.4	62.1	5.7	32.5	28.4	8.6	3.0	7.4	
和寒町	42.9	54.1	22.2	17.4	19.3	3.4	10.9	3.1	
剣淵町	54.5	61.2	26.9	10.4	26.6	5.3	11.3	2.1	
朝日町	50.9	51.8	17.3	46.0	23.7	3.1	1.9	0.0	
風連町	38.3	41.8	15.2	14.8	52.0	2.7	3.1	1.5	
下川町	81.4	87.3	1.2	57.9	21.0	10.5	1.1	2.6	
美深町	78.3	78.6	0.1	45.2	31.8	9.6	3.2	0.0	
音威子府村	86.7	100.0	—	36.5	—	65.2	—	—	
中川町	66.7	100.0	—	100.0	—	—	—	—	
富良野市	53.0	55.0	3.2	9.3	35.3	12.3	4.2	24.2	
上富良野町	37.7	42.3	13.3	12.1	33.2	13.1	10.7	1.8	
中富良野町	34.4	45.1	9.2	0.0	44.0	16.0	10.0	9.7	
南富良野町	37.8	44.2	2.4	62.1	14.5	6.5	0.0	2.4	
占冠村	80.6	100.0	—	83.6	—	—	—	0.0	
上川支庁管内	42.3	45.8	10.8	31.0	26.7	6.4	7.2	5.9	

注 資料：上川支庁調

このような状況のもとで、たとえば上川地域における最近の減反実施状況をみると表2-23のとおりである。それによると、(1)上川管内は稲作に関して条件の著しくことなる地域を内包しており、このことを反映して減反率にも大きなちがいがみられるが、この中において減反率が極度に高率(たとえば50%以上)のところでは減反が地域農業に甚大な打撃を与えていることは否定できない。(2)転作は、すでにのべたように容易には稲作複合化には結びつきえないが、そのような制限された条件のもとにおいてすら、それへの対応には地域差があり、いわゆる「限界の稲作地帯」といわれている地域では、基盤整備がおこなわれているため転作の選択の自由度が制限されている(小豆、野菜、小麦などについて)。(3)このような中において牧草(およびその他の飼料作物)は独自の位置づけをされているといえる。表2-23によっても牧草の作付比率の比較的高いのは、上川中央部と北部その他山間部などである。この場合、上川中央部においては、多分に「捨て作り」的性格が強く、上川北部ならびに山間部においては、転作作物の選択の幅が事実上制限されている中において、畜産(とくに酪農)との結びつきを志向していることを反映しているといえる。しかし、全体的に牧草の作付面積が頭打ちになっているということは、一面では、「捨て作り」的な牧草作が困難になってきたことと反面、酪農との結合も容易に進みえないことを示しており、転作の定着のむずかしさがあらわれているといえよう。

表 2-24 稲作転換の実施状況（士別市）

（面積単位：ha）

	生産調		転 作 面 積											休 耕 面 積
	整面積		小 麦	大 豆	てん菜	そ ば	牧 草	えん麦	小 豆	ばれい し ょ	野 菜	永 年 作 物	その他	
1970	2,055	37	—	2	4	4	1	9	11	1	1	—	4	2,018
71	2,685	1,525	—	53	14	116	675	397	131	2	2	106	29	1,160
72	5,219	4,257	—	48	128	780	835	844	1,378	34	30	109	71	962
73	6,212	5,522	—	124	262	1,177	1,069	603	1,984	64	80	119	40	690
74	6,383	5,887	79	92	58	800	1,174	435	2,881	64	118	123	58	496
75	5,617	5,319	19	12	84	467	972	388	2,990	87	98	126	76	298
76	3,861	3,569	44	155	176	178	1,037	280	1,511	70	88	1	30	292
77	4,436	4,162	43	45	189	241	1,111	219	2,070	38	89	1	116	274
78	4,496	4,327	388	297	251	256	1,223	533	1,188	18	82	5	86	156
79	4,648	4,564	764	1,006	270	80	1,278	149	881	19	81	4	104	30
80	5,036	5,036	1,536	1,193	293	72	1,258	111	368	17	64	4	120	—

注 士別市資料による

上川北部に位置し、稲作減反についても過大な配分を受けてきた士別市の減反の実施状況は表 2-24ならびに表 2-25のごとくである。減反率は1970年以降急激に上昇し、1974年には71%の高率に達し減反面積も約 6,400 ヘクタールとなった。その後、減反率、減反面積がともに若干の低下を示したとはいえ50%以上の高率の減反が恒常的に実施されている。また、減反面積の内訳をみると、1970年～73年には「林耕」面積が多くその中には土地改良「通年施行」が含まれており、1979年までに延 2,100ヘクタールに及んでいる。とくに1973年以降は「通年施行」の面積が300～500ヘクタールとなっており、全体としてこれまで相対的におくれていた土地基盤整備を稲作減反と結合して実施してきた過程が浮き彫りになっている。

表 2-25 生産調整の実施状況（減反率）（%）—士別市—

	士 別	中 士 別	上 士 別	多 寄	温 根 別	計
1970年（昭45）	24.7	16.3	21.9	18.9	41.8	23.0
71（46）	33.7	22.9	34.1	19.5	47.8	30.1
72（47）	62.7	68.3	64.6	40.5	74.3	58.4
73（48）	78.1	78.7	72.0	53.9	82.0	69.5
74（49）	77.0	68.3	66.4	52.5	79.0	71.4
75（50）	67.6	57.3	60.2	48.8	70.9	62.9
76（51）	44.5	25.7	41.1	37.3	55.4	43.2
77（52）	56.1	30.0	44.8	50.0	60.3	49.6
78（53）	57.0	46.5	51.2	49.1	56.9	50.3
79（54）	59.9	41.3	51.5	49.3	59.8	52.0
80（55）	65.2	44.4	55.0	56.4	61.0	56.4

注 士別市役所資料による

また、同じ士別市内にあっても、地域別（表 2-26においては旧町村別）にみると減反率にかなりののちがいがあがる。概して市街地に近い稲作地帯に比べて温根別など周辺部では減反率が高くなっている。その点では市町村内にあっても傾向配分の傾向がみられるが、しかし、最近になって

高率減反が定着してきている中では各地とも一様に高率になりつつあるが、しかし、これを集落ごとにみれば表2-26に示したように、集落によって減反率にはかなりのひらきを生じている。そのような中で集落ごとの利害の対立、反目を生じていることもたしかである。

とくに「第2次減反」は、稲作の基盤整備が一段落して稲作の新しい発展を期していたときに直面したために、全体として「減反には応じられらい」という空気が強かった。その割当は農協単位で行われたが、なかでも稲作専門農家の多い農協や農業構造改善事業を中心に施設投資を推進している地区の農協においては減反割当に対して強い抵抗を示した。表2-25の地区ごと（旧町村＝農協別）ごとの減反率の差はこのような中で生じたものである。

2) 転作と作目構成

転作は、稲作の作付面積の減少、転作反目の増加を通して地域の農業作目構成に直接的な影響を与える。士別市における転作は、1973、74年頃は牧草、小豆、そばなどが重きをなし、とくに小豆が異常なほどの増大を示し74年には約2,900ヘクタールにも及んだ。このことが全道的に畑作農家に与えた打撃は非常に大きかった。また、牧草は当初は「捨て作り」、「荒し作り」

表2-26 稲作転作率別集落数（士別市）

地区	転作率 (%)					計
	～20	20～40	40～60	60～80	80～	
士別中央	2	10	10	19	19	60
中士別	1	10	14	2		27
上士別	3	6	6	4	12	31
多寄	1	5	12	6	3	27
温根別		4	1	6	6	17
計	7	35	43	37	40	162

注 資料：士別市調べ

り」の性格が強かった。その後転作作目は変化するが、牧草はほぼ定着し、小豆、そばに代って大豆、小麦などが増大した。小麦については、価格の安定、コンバインなど農業機械の稲作との共用など比較的有利な条件があるからであり、大豆も価格、転作奨励金が比較的有利なこと、労力がかからないこと、などによって定着のきざしを見せている。また、転作の牧算については、当初の「荒しづくり」的作付はしだいに減少し、畜産（とくに酪農）との結合をはかる本格的飼料作としての性格が強まっている。それは大別して、自己の経営内における活用と、転作農家と畜産農家との経営間、地域間の結合の試みもみられる。このように転作を通して複合経営化が一部において試みられていることは注目される動向である。また、てんさいも「特定作物」として転作の中で比較的有利な条件のもとにあるが、それは土地基盤整備が前提となっているので、その作付は目下のところ特定の耕地にかぎられている。ちなみに士別市が実施したアンケート調査（1979年実施）によれば、転作を続けていくうえで何が必要かということについて「排水などの土地改良」と答えた農家が37%を占め、地域別には土地改良が比較的におこなわれている温根別において48%を占めて最も高い。また、そのほかの問題としては「畑作、畜産技術の習得」、「機械施設の共同利用」、「集出荷施設等の流通体制整備」がそれぞれ15%前後を占めている。このことから明かなように、稲作農家の中では、転作を単に「緊急避難」的に消極的に受けとめるだけでなく、経営複合化など、経営転換の契機にしようとする積極的姿勢もみられるが、そのため諸条件は現実にはほとんど未整備な状態といってよく、これらに対する農家の要求も減反の中でいっそう切実になってきている。

ところで、これら転作をふくむ農業生産の動向はどうであろうか。表2-27によって主要作物の作付面積の動向をみると、高率減反の中にあっても水稻の作付面積が4,000ヘクタール強でもっとも多く、飼料作物の作付面積を上回っている。これにつぐのは小豆、大豆などであり、小麦、

表 2-27 主要農作物作付面積（士別市）

単位：ha

年次	水稲	小麦	馬鈴しょ	大豆	小豆	てんさい	野菜	飼料作物	耕地面積
1970	6,420	16	1,390	136	769	392	240	2,212	12,121
71	5,840	3	1,170	85	919	411	276	3,299	12,142
72	3,400	5	1,190	42	2,120	538	283	4,414	12,074
73	2,390	12	1,220	168	2,660	598	322	4,889	12,007
74	2,210	135	966	159	3,670	356	321	4,313	12,007
75	3,080	88	333	28	3,850	466	387	4,137	11,815
76	4,770	105	769	102	2,240	513	323	3,954	11,851
77	4,200	88	755	72	2,800	541	212	3,860	11,952
78	4,190	439	620	365	1,910	608	332	3,948	11,997
79	4,067	936	583	1,040	1,510	629	286	3,788	11,997

注 農林水産省調べ

てんさいが増大している。これに対しばれいしょはむしろ減少気味である。そこでこのような作付の動向をふまえて表 2-28 について農業粗生産額の動向についてみると、農業粗生産額の総額は 1960 年代の後半期の 67、68 年にかけては増大しているが、その後は停滞傾向を示し 1977 年以降やや増加の傾向を示している。この動向はほぼ米の生産額の動向と軌を一にしており、ひいては転作の動向を反映している。とくに米の生産額の総額に占める割合は、豊凶によって差があるが、60 年後半期（1970～74 年）を平均すると約 70% を占めているのに対し、70 年代後半期（1975～78 年）は 48% に低下している。このことは、米の位置が転作によって大きく低下したことを意味するとともに、反面では、それにもかかわらず依然として米が士別農業における基幹的作物として不動の地位を得ていることを示している。米以外の生産部門としては、畜産、とくに酪農（乳用

表 2-28 農業粗生産額

	農業粗 生産額	耕種					
		計	米	麦類	雑穀・豆類	いも類	野菜
1965 (昭40)	3,535	2,974	2,169	12	238	267	193
66 (41)	3,159	2,502	1,817	11	194	251	144
67 (42)	5,788	5,229	4,179	4	242	503	197
68 (43)	6,331	5,605	4,806	4	191	345	173
69 (44)	4,835	4,282	3,371	3	213	373	216
70 (45)	5,664	5,062	3,898	10	234	502	264
71 (46)	2,588	2,038	1,020	68	349	265	164
72 (47)	4,610	3,937	2,316	79	808	287	210
73 (48)	4,923	4,031	1,972	21	904	508	350
74 (49)	6,559	5,411	2,365	126	1,642	635	405
75 (50)	7,635	6,114	3,319	45	1,524	397	490
76 (51)	6,983	5,564	2,486	87	1,610	508	488
77 (52)	10,181	8,456	5,361	79	1,513	493	622
78 (53)	11,020	9,181	6,045	172	1,481	355	641

注 農林水産省調べ

牛)が比較的に高い伸び率を示しているが、1978年においてもそれは全体の9.7%を占めるにすぎず、またその伸びも最近では鈍化している。このほかに、雑穀・豆類、野菜、いも類(ばれいしょ)、工芸作物(てんさい)、さらに畜産では豚が主な生産部門となっているが、いずれも全体の中では副次的な位置にとどまっている。

次に、このこととの関連で農家の動向に関して、まず経営形態別農家戸数についてみると表2-29のようになっている。総農家戸数は1970年代に入って約600戸減少しているが、これを経営形態別にみると「田作」がとくに1971年から74年にかけて減少しており減反の影響が直接的に示されている。これをさらに専業・兼業にみると、1970年代の前半期には専業農家の減少、兼業農家(第1種、第2種ともに)の増大が顕著にみられるが、70年代後半期に入ると、専業農家、第1種兼業農家は横ばいで推移し、第2種兼業農家が減少している。また、経営形態別には混同経営農家が減少している。この動向からも転作が田作経営に大きな打撃を与えている反面、稲作複合化には容易に結びついていないことが浮きぼりになっているが、この点については、さらに農家の就業構造との関連で深めてみなければならない。

3) 稲作減反と農家の就業動向

まず、表2-30によって農家戸数の動向をみると、1963年(昭和38年)以降農家戸数は一貫して減少の一途をたどっているが、1965年には1年で178戸が減少し、さらに74年~76年にかけて年々100戸を上回る減少を示している。とくに70年代に入ってから農家戸数の減少(離農)には稲作減反が大きな影響を与えているといえよう。ちなみに表2-31によって地区別農家戸数の動向をみると土別市の周辺地域である温根別では1960年~78年に農家戸数が半減しており、離農の激しさを示している。さらに、表2-32について経営耕地面積広狭別農家戸数の推移をみると、5ha未満の小規模農家の減少と分解基軸の上昇が特徴的である。また、畜産農家の動向は表2-33ならびに表2-34に示したとおりであって、酪農については小規模飼養農家の減少、多頭化が進行しており、他の畜産についても全体として飼養戸数の減少、1戸当り飼養頭羽数の増大がみられる。

の推移(土別市)

(金額単位: 100万円)

果	実	工芸作物	畜産					加	工
			計	肉用牛	乳用牛	豚	鶏		
	8	75	474	—	147	105	127	95	87
	5	76	496	161
	7	95	527	1	281	100	118	27	32
	5	72	676	1	345	144	163	23	50
	4	90	543	1	299	111	109	23	10
	15	118	574	7	315	91	138	23	28
	5	150	543	8	333	68	104	30	7
	—	211	648	13	393	132	93	17	25
	—	265	892	27	508	207	107	43	—
	—	221	1,148	64	624	295	133	32	—
	—	317	1,521	75	839	394	181	32	—
	1	384	1,419	54	786	411	140	28	—
	1	387	1,725	84	935	495	174	37	—
	1	486	1,839	129	1,066	447	163	34	—

表 2-29 経営形態別・農家数（士別市）

		1971	'74	'76	'77	'78	'79
専業農家	総数	1,301	644	856	783	722	687
	田作	999	411	619	557	497	468
	畑田	64	45	67	57	54	55
	田畑作	127	70	87	93	86	82
	酪農	60	61	55	44	49	46
	混同	51	57	25	32	36	36
第一種兼業農家	総数	857	1,168	943	974	996	1,019
	田作	714	943	815	834	866	888
	畑作	24	44	33	43	39	37
	田畑作	81	89	64	72	62	65
	酪農	21	27	8	11	9	10
	混同	17	65	23	14	20	19
第二種兼業農家	総数	407	518	310	288	293	256
	田作	290	405	214	196	205	186
	畑作	58	53	65	61	62	44
	田畑作	40	34	26	24	24	22
	酪農	2	2	—	—	—	—
	混同	17	24	5	7	2	4
総計	総数	2,565	2,330	2,109	2,045	2,011	1,962
	田作	2,003	1,795	1,648	1,587	1,568	1,542
	畑作	146	142	165	161	155	136
	田畑作	248	193	177	189	172	169
	酪農	83	90	126	55	58	56
	混同	85	146	56	53	58	59

注 資料：北海道「農業基本調査」

表 2-30 農家戸数の推移（士別市）

	農家戸数	増減戸数		農家戸数	増減戸数
1961（昭36）	3,333	—	1971（昭46）	2,565	△ 71
62（37）	3,361	△ 28	72（47）	2,509	△ 56
63（38）	3,304	△ 57	73（48）	2,450	△ 59
64（39）	3,256	△ 48	74（49）	2,330	△ 120
65（40）	3,078	△ 178	75（50）	2,226	△ 104
66（41）	2,999	△ 79	76（51）	2,109	△ 117
67（42）	2,908	△ 91	77（52）	2,045	△ 64
68（43）	2,810	△ 98	78（53）	2,011	△ 34
69（44）	2,724	△ 86	79（54）	1,962	△ 49
70（45）	2,636	△ 88			

注 資料：北海道「農業基本調査」，「農業センサス」

表 2—31 地区別農家戸数（士別市）

		総 数	中 央	上 士 別	多 寄	温 根 別
実 数 (戸)	1960 (昭35)	3,464	1,518	842	600	504
	65 (40)	3,078	1,405	686	559	428
	71 (46)	2,565	1,202	570	464	329
	75 (50)	2,226	1,049	492	419	266
	78 (53)	2,011	942	442	381	246
指 数	1960 (昭35)	100	100	100	100	100
	65 (40)	89	93	82	93	85
	71 (46)	74	79	68	77	65
	75 (50)	64	69	58	70	53
	78 (53)	58	62	53	64	49

注 資料：北海道「農業基本調査」，「農業センサス」

表 2—32 経営耕地面積広狭別農家戸数（士別市）

	1971	'75	'76	'77	'78	'79		
総 数	2,565	2,226	2,109	2,045	2,011	1,962		
例 外 規 定	7	4	3	3	1	1		
0.1 ~ 0.49 ha	97	60	96	88	92	72		
0.5 ~ 0.99	82	43	68	70	61	61		
1 ~ 2.99	370	256	240	238	222	222		
3 ~ 4.99	1,049	790	706	634	602	569		
5 ~ 7.49	687	594	560	546	546	536		
7.5 ~ 9.99	178	237	250	265	275	283		
10 ~ 14.99	69	107	136	141	139	143		
15 ~ 19.99	20	29	20	27	36	36		
20 ~ 29.99	} 6	14	} 30	} 33	} 37	27		
30 ~ 39.99		} 10				} 33	} 37	8
40 ~ 49.99								3
50 ha~						1		

注 資料：北海道「農業基本調査」各年2月1日現在

このような農民の階層的動向の中で兼業化が急速に進行していることもたしかであって、表 2—35にその概要を示したように、専業農家の減少、兼業農家の増大、とりわけ第1種兼業農家の増大が特徴的に示されている。このような中で、農業労働力はどのような推移を示しているであろうか。まず、表 2—36によって基幹的農業従事者の推移を見ると、総数では1971年から79年にかけて約1,700人、約32%減少しているが、それは主として70年代の前半における減少であって後半期にはほぼ横ばいで推移している。これをさらに男女別・年齢別にみると、とくに30歳未満の若年労働力の減少、70年代後半期における高年労働力（60歳以上）の増加、などが特徴として指摘できる。このような農業労働力の動向は兼業と密接に結びついているのであって、基幹労働

表 2-33 家畜飼養状況(士別市)

		1971	'75	'78	'79
乳 用 牛	飼養農家戸数	249	173	130	127
	飼養頭数	1,899	2,561	2,489	2,642
	1戸あたり飼養頭数	7.6	14.8	19.1	20.8
肉 用 牛	飼養農家戸数	35	71	37	28
	飼養頭数	72	582	580	501
	1戸あたり飼養頭数	2.1	8.2	15.7	18.0
豚	飼養農家戸数	109	33	58	56
	飼養頭数	1,068	2,946	2,208	2,614
	1戸あたり飼養頭数	9.8	89.3	38.1	46.7
鶏	飼養農家戸数	867	389	148	157
	飼養羽数	31,516	37,813	30,699	43,892
	1戸あたり飼養羽数	36.4	97.2	207.4	279.6

注 資料：北海道「農業基本調査」

表 2-34 乳用牛飼養頭数規模別農家戸数(士別市)

		1971	'75	'78	'79
総農家数		249	173	130	127
24歳未満		73	36	43	40
24 ヶ 月 以 上	総数	176	137	87	87
	1～4頭	83	39	16	12
	5～9	49	38	16	17
	10～14	18	16	13	13
	15～19	18	14	11	5
	20～24	}	}	6	13
	25～29			7	11
	30～39			1	7
40頭以上	—	1	11	9	

注 資料：北海道「農業基本調査」

表 2-35 専・兼別農家戸数の推移(士別市)

	総農家戸数	専業農家	兼業農家		
			第1種	第2種	
1965	3,078 (100.0)	2,017 (65.5)	1,061 (34.5)	760 (24.7)	301 (9.8)
70	2,636 (100.0)	1,608 (60.0)	1,028 (40.0)	761 (28.9)	267 (10.1)
75	2,226 (100.0)	779 (35.0)	1,447 (65.0)	883 (39.7)	564 (25.3)
79	1,962 (100.0)	687 (35.1)	1,275 (64.9)	1,019 (51.9)	256 (13.0)

注 農林水産省「農業センサス」、北海道「農業基本調査」による。

力の減少と兼業化の進行が併行して進んでいるのである。ちなみに表2-37について專業種類別従業世帯員数の推移をみると、次の諸点を指摘することができる。(1)1970年から74年の減反ピーク時にかけては、兼業従事世帯員数はほぼ2倍に急増している。(2)兼業の種類は自営が少なく、その大半が「やとわれ兼業」であるが、もっとも多いのは主として地元雇用による人夫・日雇であって、さらに男が圧倒的に多いが、たとえば74年に600人近い女子兼業者がいるということは、兼業従事者総数が農家戸数を上回っていることと相まって、夫婦で兼業に従事している農家が出現していることを意味している。(3)兼業の中で、とくに70年代の前半には出稼ぎが急増していることにも注目しなければならない(後述)。(4)1970年代の後半に入ると兼業従事者数はほぼ横ばいで推移するが、その背後には離農の増加(したがって兼業従事者が農業から離脱した場合には、農家兼業として統計にあらわれない)があり、全体としての地元での人夫・日雇は季節労働者も含めると決して減少していない。(5)恒常的勤務は地元企業・事業体・機関などへの雇用が大半を占めているが、不況などの影響によって全体として被雇用の機会は縮小されてきている。

次に、このような兼業の中で、とくに出稼ぎについてみると表2-38のごとくである。道内・外別には道内の方がやや上回っており、従事職種別には建設業が大半を占めている。また、農家階層別には3~5ha層がもっとも多く、ついで5~7.5ha層となっており、7.5ha以上の上層では出稼ぎ従事者数は少ない。

また、専・兼別農家数を地域別にみると表2-39のようであって、兼業農家率は市街地に近い

表2-36 年齢区分別・男女別基幹的(150日以上)農業従事世帯員数一市別一

		1971	'75	'78	'79
男	総数	2,618	1,570	1,806	1,788
	16~19歳	82	} 285	28	25
	20~24	275		115	107
	25~29	182		182	176
	30~59	1,801	1,067	1,171	1,165
	60~64	} 278	} 218	158	160
	65歳以上			152	155
女	総数	2,734	1,713	1,915	1,830
	16~19歳	118	} 305	11	11
	20~24	306		82	60
	25~29	226		204	186
	30~59	1,990	1,340	1,466	1,420
	60~64	} 94	} 68	114	110
	65歳以上			38	43
計	総数	5,352	3,283	3,725	3,618
	16~19歳	200	} 590	39	36
	20~24	581		197	167
	25~29	408		386	362
	30~59	3,791	2,407	2,637	2,585
	60~64	} 326	} 286	272	270
	65歳以上			190	198

士別市中央において70.9%でもっとも高く、逆に周辺地域の温根別では52.6%と低くなっている。他方、温根別では専業農家率が高くなっているが、むしろ兼業の機会が市街地に近いほど多いことは兼業種類別従事者数との関連で明らかである。このように、農家の兼業・出稼ぎの機会がしだいに地元雇用に限られ、それらが建設業を中心にして地元労働市場を形成していることは表2-40の一般求人状況ならびに表2-41の季節労働者の就職状況からも読みとることができる。

表2-37 兼業種類別従事世員数（士別市）

		1970	'74	'75	'76	'77	'78	'79	
男	自 営	94	70	75	60	59	52	59	
	や と わ れ	940	1,773	1,529	1,273	1,275	1,289	1,307	
	う ち	恒常的勤務	301	282	308	282	305	323	334
		出 稼 ぎ	275	618	318	308	305	277	257
		人夫・日雇	364	873	903	683	664	689	716
小 計	1,034	1,843	1,604	1,333	1,334	1,341	1,366		
女	自 営	57	31	40	27	25	29	29	
	や と わ れ	375	569	571	371	347	355	347	
	う ち	恒常的勤務	237	232	217	200	188	183	187
		出 稼 ぎ	40	54	31	27	18	20	17
		人夫・日雇	98	283	323	144	141	152	143
小 計	432	600	611	398	372	384	376		
計	自 営	151	101	115	87	84	81	88	
	や と わ れ	1,315	2,342	2,100	1,644	1,622	1,644	1,654	
	う ち	恒常的勤務	538	514	525	482	494	506	521
		出 稼 ぎ	315	672	349	335	323	297	274
		人夫・日雇	462	1,156	1,226	827	805	841	859
計	1,466	2,443	2,215	1,731	1,706	1,720	1,742		

注 農林水産省「農業センサス」、北海道「農業基本調査」による。

このような農家の兼業の状況について、われわれが多寄地区において行なった農家実態調査の結果によると次のようなことが特徴的に指摘できる（表2-42参照）。⁷⁾ (1)げんに農外就業（兼業）している農家について、その開始の時期についてみると、1970年以前に農外就業していたものはきわめて少なく、その大半が70年代に入ってからである。その多くは出稼ぎ（道外）であり、ほとんど全階層的にひろがるが、出稼ぎの動機としては、過半の農家が1969年、71年の冷害をあげている。(2)出稼ぎの時期はごく一部の農家は夏場であるが、大部分は冬場であり、その限りでは稲作労働とは競合しない（温根別で兼業が相対的に少ないのはこの地域に酪農家が比較的に多いことと関連している）。(3)夏場の地元雇用による兼業が増加しはじめたのは、1970年代の後半に入ってからである。その直接の契機は、土地基盤整備であって、稲作減反が夏場の農業労働の減少、休耕・周年施行による雇用機会の割出、という二重の意味において、兼業化を促進する条件となった。(4)冬場の出稼ぎは70年代の後半に入ってから減少するが、階層的には主として中層農において継続されている。(5)夏場の地元日雇は、土地基盤整備の周年施行が逐次減少するのと裏腹に、建設業などを中心とする一般日雇労働がしだいに重きをなすようになり、全体として夏場日

表2-38 出稼ぎ農家数と世帯員数(士別市)

		1976	'77	'78	'79	
総数	出稼ぎ実農家数	305	320	357	308	
	出稼ぎ人数	335	347	389	329	
道内	出稼ぎ実農家数	155	137	134	124	
	出稼ぎ人員	総数	166	146	141	129
		男	総数	155	141	133
	農林漁業		3	6	6	9
	建設業		126	121	104	94
	製造業		5	4	7	7
	運輸通信業		1	1	3	1
	その他	20	9	13	6	
	女	総数	11	5	8	12
		農林漁業	2	1	1	1
建設業		5	2	3	6	
製造業		2	2	2	1	
運輸通信業		—	—	—	—	
その他	2	—	2	4		
道外	出稼ぎ実農家数	153	187	229	187	
	出稼ぎ人員	総数	169	201	248	200
		男	総数	153	188	232
	農林漁業		6	2	4	3
	建設業		122	151	188	163
	製造業		9	30	31	16
	運輸通信業		2	—	4	1
	その他	14	5	5	5	
	女	総数	16	13	16	12
		農林漁業	3	3	11	8
建設業		3	6	4	3	
製造業		7	3	—	—	
運輸通信業		—	—	—	—	
その他	3	1	1	1		

注 資料：北海道「農業基本調査」

雇は、土地基盤整備の周年施行が逐次減少するのと裏腹に建設業などを中心とする一般日雇労働がしだいに重きをなすようになり、全体として夏場日雇兼業は増加傾向を示し全階層的に進行している。(6)兼業の業種は土木・建設業が大部分を占め、一部に製造業、運輸業などが見られる。雇用主は地元(士別市)企業が大半であるが、一部に名寄、旭川、その他道外所在の企業がみられる(その大部分は公共投資事業の下請事業である)。(7)兼業従事日数は夏場日雇兼業の場合には50日～200日で100日前後がもっとも多い。また冬場の場合には、50日～125日でやはり100日前後が多い。賃金は1日あたり5,000円～10,000円で7,000円前後が多い。したがって年間兼

表 2-39 地域別にみた農業

		総農家 戸 数	うち専 業農家	うち兼 業農家	うち第1 種兼業 農 家	同第2 種兼業 農 家	兼業従事者数	
							男	女
							1975 (昭50)	士別中央(A) 上士別(B) 多 寄(C) 温根別(D) 計 (T)
1974 (昭49)	A B C D T	1,087 515 436 292 2,330	263 170 105 106 644	824 345 331 186 1,686	530 253 247 138 1,168	294 92 84 48 518	918 380 352 193 1,843	374 92 97 37 600
1970 (昭45)	A B C D T	1,225 592 465 354 2,636	733 379 278 218 1,608	492 213 187 136 1,028	336 156 154 115 761	156 57 33 21 267	515 206 169 140 1,030	199 94 102 35 430
1965 (昭40)	A B C D T	1,405 686 559 428 3,078	920 498 385 214 2,017	485 188 174 214 1,061	342 120 133 165 760	143 66 41 49 301	679 256 232 323 1,490	

注 各年次「農業基本調査」, 「農林業センサス」より集計。

表 2-40 一般求人の状況

項目 年度	新規求人数		月間有効求人数		充 足 数		他県から の連絡 求人数	道内から の連絡 求人数	月 間 充足率
	全 数	うち常用	全 数	うち常用	全 数	うち常用			
1970年	10,801	1,808	29,296	5,809	10,167	1,244	6,911	3,570	34.7
71	10,216	2,241	27,815	6,654	8,494	1,424	4,930	3,225	30.5
72	10,332	2,206	28,648	6,093	6,561	1,083	5,708	2,996	22.9
73	7,454	1,717	26,115	5,360	6,153	949	6,379	3,231	23.5
74	11,612	1,122	28,182	3,456	7,474	807	3,275	2,116	26.5
75	8,645	790	24,324	3,620	6,361	255	829	2,066	26.2
76	8,945	662	19,139	2,485	6,953	284	947	1,419	36.3
77	6,563	948	17,885	2,273	6,896	481	617	975	38.6

注 資料：「名寄公共職業安定所業務概況」

の動向（旧町村別）

兼業種類別従業者数（人）								専業農家比率（%）
主に恒常的勤務		主に出かせぎ		主に日雇・臨時雇		自営兼業		
男	女	男	女	男	女	男	女	
180	137	142	8	484	205	35	15	29.1
61	35	43	3	189	50	30	19	38.8
45	32	97	10	152	46	6	5	37.5
22	13	36	10	78	22	4	1	47.4
308	217	318	31	908	323	75	40	35.0
158	160	271	19	455	177	34	18	24.2
49	24	104	9	207	54	20	5	33.0
46	37	184	18	114	35	8	7	24.1
29	11	59	8	97	17	8	1	36.3
292	282	618	54	873	283	70	31	27.6
188	107	106	5	182	65	39	22	59.8
46	52	40	4	91	18	29	22	64.0
42	57	75	23	36	11	18	11	59.8
25	21	54	8	55	4	8	2	61.6
301	237	275	40	364	98	94	57	61.0
313		107		187		41		65.5
81		64		69		12		72.6
90		38		67		10		68.9
72		75		162		23		50.0
557		284		485		86		65.5

業収入は、50万円～150万円で70万円前後が多い。(8)このように夏場の兼業がほぼ定着するようになった背後には、機械化を基軸とする農業生産力の発展にともなう余剰労働力の析出と大幅減反とその条件としてあった。(9)このような農業化の動向を農業共同化、具体的には大型機械の共同利用と関連づけてみた場合、共同利用組合に加入している農家と未加入農家とを比較した場合、概して加入農家が農業に専従する割合が高いのに対し未加入農家は相対的に農外就労の割合が高くなっている。

表2-41 臨時・季節求職者の地域別就職状況（A）

	1972	'73	'74	'75	'76	'77	
① 自管内	5,278	5,118	6,588	6,066	6,557	6,289	
② 道内他管内	計	444	1,116	1,871	1,203	966	858
	うち札幌	109	329	527	267	303	233
	旭川	253	566	878	699	569	501
	その他	82	221	466	237	94	124
③ 道外	1,589	1,176	678	334	423	360	
①+②+③合計	7,311	7,410	9,137	7,603	7,946	7,507	

以上、農家の就業構造を中心にし稲作減反との関連についてのべてきたのであるが、この点については次のように要約することができよう。

(B) うち建設業

	1972	'73	'74	'75	'76	'77
① 自管内	2,932	3,489	3,966	3,470	3,592	4,000
② 道内他管内計	404	1,060	1,773	1,168	928	805
うち札幌	103	327	513	260	295	233
旭川	251	549	832	671	551	497
その他	50	184	428	237	82	75
③ 道外	316	134	166	38	44	66
①+②+③合計	3,652	4,683	5,905	4,676	4,564	4,871

一般に農業労働生産力の発展を基軸とする農業技術・生産力の発展は、稲作経営においてもその多面的な発展の可能性を拡大するが、その具体的な過程は、農業労働力に関していえば、その自主的で自由な編成の可能性を増大することを意味するが、それは、より具体的にはまず、農業生産に関

表2-42 多寄地区における農家の農外就業の推移

		1978	'77	'76	'75	'74	'73	'72	'71	'70	'69
上層 6 ha 以上 (7戸)	夏場出稼					1	1		1		
	同地元日雇	4	3	3	3	1	1	1			
	冬場出稼		1		1	2	3	2	3		
	同地元日雇	1	1	1							
中層 6 ~ 4 ha (12戸)	夏場出稼	1									
	同地元日雇	5	8	5(+1)	6	7	3	2	1	1	1
	冬場出稼	2	3	3	4	1	3	5	3	1	2
	同地元日雇	1	1	1	1	1					
下層 4 ha 以下 (10戸)	夏場出稼										
	同地元日雇	5	6(+1)	4(+4)	6	6	4	5	3	2	2
	冬場出稼						3	3	2	1	
	同地元日雇	2	2	2	2	2	2	2	2	1	
計 (29戸)	夏場出稼	1				1	1		1		
	同地元日雇	14	17(+1)	12(+5)	15	13	8	8	4	3	3
	冬場出稼	2	4	3	5	3	9	10	8	2	2
	同地元日雇	4	4	4	3	3	2	2	2	1	
合計	夏場	15	17(+1)	12(+5)	15	14	9	8	5	3	3
	冬場	6	8	7	8	6	11	12	10	3	2

注 1. 資料：農家実態調査(1978.11)

2. この調査は経営主についての集計であり、このほかに後継者(夏場2人,冬場4人)と経営主の妻(夏場2人,冬場3人)が従事しているが、傾向が変わらないので省いた。

しては、(i)同一生産部門の規模の外延的拡大、(ii)同一生産部門における労働集約化、(iii)他の生産部門との結合による複合経営(生産)化、(iv)他の生産部門への転換、などがその選択の可能性が与えられることになる。また農外就労に関していえば、(i)臨時的・季節的兼業への従事、(ii)恒常的兼業への従事、(iii)完全離農、などの可能性が与えられる。さらに、農業生産に関しては、すでにのべたように農業技術・生産力の発展にともなって、農民経営の枠をこえた協業・分業=共同労働が漸次的に形成され、その中から専門的労働が自立化し共同生産手段と結合して機能する場

合も生ずる。

農民経営の発展は、まさに労働力編成をめぐるこのような新たな条件のもとで農民の主体的対応と政策との対抗関係のもとで方向づけられるのであるが、稲作減反は、とくに農民の自主的な選択に多くの歪曲と制限を加える。それは、(1)稲作経営の基幹部門である稲作を大幅に制限することによって、稲作経営を基軸とする集約化・複合化を著しく歪曲・制限し、(2)さらに農業生産、農民経営の共同化の進展を妨げる。(3)転作の事実上の強制は、転作物物の導入にともなう新たな農業投資を増大させる。(4)転作は、一面で新たな農業労働の投入を求めると同時に、反面では兼業化、離農を促進させる。

士別市における実態にそくしてみた場合、そのあまりにも高率の減反の中で、農民労働力を生産的に農業内で燃焼させることはきわめて困難となっており、逆に、農外就労へいっそう立ち立って方向が強くなっている。また、このような大幅減反の中で共同利用組織（生産組織）の維持・存続もしいに困難になってきている。しかし、上川北部はもともと兼業への依存度が相対的に高いところであるが、それは決して兼業のための安定した労働市場を形成しているのではなく、不安定就業がいっそう拡大しつつあるとみることができる。

しかし、このような状況のもとにあっても、げんに農業生産組織に加入している農家が基本的にその存続を支持し、困難な条件下にありながら、未加入農家に比べて農業生産、農民経営の発展への志向がより強く、また、それを裏うちする実践を行なっていることは、地域農業の発展にとって一つの可能性を示すものといえよう。

4. 地域農業の発展とその編成主体

(1) この主題にかかわって、とくに稲作減反との関連においてわれわれは、1977年から78年に士別市名寄地区を中心にして実態調査を行なった。その中から稲作減反に対する農民の対応とみずからの経営の発展方向との関連において大要次の諸点を指摘することができる。⁸⁾ われわれがちょうど実態調査を行なった1977年(11月)は、「水田利用再編対策」＝第2次減反がうち出され翌年から実施されようとしている時点であった。すでにのべたように、第2次減反はかつてない大幅・高率減反とその恒常化がはじめて鮮明にうち出された時期であり、このことについての農家の最初の対応でもあった。したがって、その内容は、のち半ば強制的に減反の割当てに直面しそれを受け入れてからとは異り、稲作農民の率直かつ切実な意見、要求を看取することができる(表2-43)。(1)減反に対する態度としては、「減反拒否」という強い態度と「これ以上応じられない」を含めると半数に達している。農民の意志表示としてはきわめて強いといえるが、この中には、減反が長期化することへの農民の憤りと不満がこめられているといえよう。(2)階層別には概して上層と下層が反対の態度を強く出しており中層は減反を受け入れる姿勢をとるものがやや多くなっている。(3)「減反に応ずる」と答えている場合であつてもそれが決して積極的な受け入れ方ではなく「止むをえない」とする判断が大勢を占めている。(4)自己の経営に対する将来の志向としては「規模拡大」と「現状維持」とが相半ばしており、また「専業志向」が大半をしめているが「複合化志向も軽視できない動向である。(5)これに対して「兼業志向」は、況実に兼業化が広範に行われているにもかかわらずきわめて少ない。これは「専業志向」が圧倒的に多いことと符合する動向である。(6)「複合化志向」の中で機械共同利用組合(生産組織)への加入農家が多いということは、生産組織が共同労働を含む労働編成などを通して、農民経営の二面的発展(その一端としての複合経営化)を裏うちしているといえよう。

以上の諸傾向をまとめるならば表2-44のようにならう。これは、それぞれの局面における選択の可能性を示したものであるが、この中で減反への対応が農民経営の長期的展望を構築し実践するうえで著しい阻害条件となっていることは、さらにその中で農民が経営の発展のために模索をつづけていることもたしかである。

ちなみに、第2次減反が強行されたあとの時点における農民意識の一端を示すものとして、士別市が行なった調査の結果によれば、⁹⁾ 87%の農家が減反にに応じており、さらに「第2次減反(具体的には1979年度の減反)をどう受けとめているか」という問に対し、52%の農家が「米が余っており合管制度の維持のため必要」と答えており、さらに30%の農家が「しかたない」と答えている。いわば減反に応じたほとんど全農家が減反を受け入れざるをえないと判断してげんに受け入れているといえる。ここでは第2次減反実施直前の段階に示した減反への抵抗の姿勢はほとんどあらわれていない。このことが減反に対する農民意識の後退を一面で示していることはたしかであるが、減反の返上が實際上不可能に近い状況のもとでげんにこれに応じているというみずからの行動についての意識としては、むしろ実態を正しく反映しているといえる。問題はこのことによって農民の主体性がどのようにそなわれているか、ということである。その点からすれば、農民の営農意識を基礎とする農政批判はむしろ別な内容でたしかめることができる。この点にかかわってたとえば、農業経営を続けていくうえで「現在の大きな悩みは何か」という設問に対し、「農産物価格」32%、「農業行政の不安定」20%、で両者を合わせると43%、「農家負債」8%、「資金不足」7%、「後進者問題」6%、などとなっている。

(2) 地域農業は個々の農民経営の単なる集合体でないことはいうまでもない。現段階の農業技術・生活力が農民経営ごとに自己完結的に発展するものではなく、部分的ながら農民経営の枠をこえた共

表 2-43 農民の対応形態

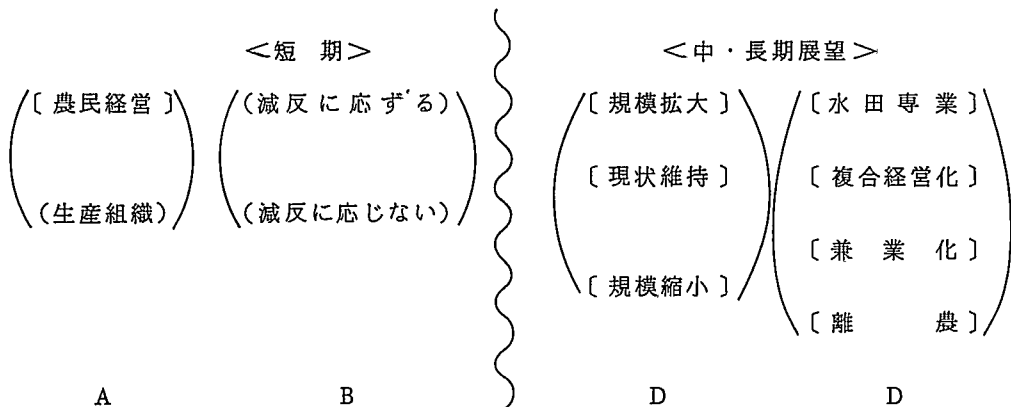
	農業番号	A	B	C	D
上層 (6ha以上)	1	①	オ	ク	コ
	2	①	エ	ク	サ
	3	ア	オ	ク	コ
	4	ア	ウ	キ	コ
	5	ア	ウ	キ	コ
中層 (4~6ha)	6	ア	エ	キ	コ
	7	①	オ	ク	コ
	8	ア	オ	ク	サ
	9	①	カ	ク	コ
	10	ア	カ	キ	コ
	11	①	エ	ク	シ
	12	ア	カ	キ	コ
下層 (4ha以下)	13	ア	オ	ク	コ
	14	ア	エ	ク	シ
	15	①	オ	ク	サ
	16	①	ウ	キ	コ
	17	①	エ	ク	コ
	18	①	オ	ク	サ
	19	①	ウ	ク	コ
	20	①	エ	ク	コ

注 1. A ア. 個別機械利用 イ. 生産組織加入農家
 ウ. 減反拒否 エ. これ以上応ずない
 オ. 応ずる カ. 未定 キ. 規模拡大
 ク. 現状維持 ケ. 縮小 コ. 専業志向
 サ. 複合化志向 シ. 兼業志向

同生産手段とそれを結合する共同労働の形成を促し、また、このような共同化の進展がさらに農民経営の多面的な発展の条件となるのであるが、そのような条件のもとで主として大型機械・施設の共同利用組合が農民の中に定着しつつあることもすでにたしかめたところである。もちろん、農民の共同化については、その形態や方式のみにこだわるべきではなく共同化の内実がむしろ重要であり、共同化の形態はその内実に照応して多面的に形成される。とみるべきであろう。

このような観点をふまえて、げんに高率減反の中で共同利用組織の維持・発展のうえで著るしい困難に直面している土別市において、農民が最近、共同化に関してどのように評価しているか、についてみよう。¹⁰⁾ 「生産組織に参加しているか」という問に対し「参加している」と答えた農家は45%であり、(1)それらの農家に対して「大きな成果があった」とするものは30%、「普通」と答えたものが50%、「あまり成果がなかった」が17%となっている。(2)参加しなかった農家に対し、「参加しない理由」として、「個別経営により進めたい」とするものが47%、「近くに適当な生産組織がない」が20%、などとなっている。(3)今後の生産

表 2-44 農民の対応形態



注 A. B. C. D はアンケートのまともに対応している。

組織に対する考え方としては、「積極的に参加したい」27%、「皆が参加するなら参加したい」17%、「あまり参加したいと思わない」28%、「参加したくない」17%、となっている。(4)参加する農家に対し、その理由をきくと「過利投資をさけるため」63%、「省力化のため」となっている。また、今後、参加したくないと答えている農家は、「個別で規模拡大する」32%、「共同利用がわずらわしい」45%となっている。

これらを総じて、厳しい減反の中にあつて、共同化がほぼ定着しつつあることは積極的に位置づけることができる。また、その評価ないしメリットとして「過利投資をさけるため」、「省力化のため」と指摘するものが大半を占めていることは共同化にとっても基礎的なことであるが、それが複合化など農民経営の多面的な発展の条件として積極的に位置づけられ活かされていないことは、現段階の共同化の到達水準を示していると同時に、減反下の共同化の難しさを反映しているといえよう。

- (3) 地域農業の構成主体として、個別農民経営、生産組織とともに重きをなすのは、農協・自治体(およびこれに類する機関・組織)である。たとえば、士別市で行なった調査結果によれば、¹¹⁾「技術・経営上の問題について誰に相談するか」という問題に対し、「近くの農民」が24%、「農協」24%、農業改良普及所(普及員)27%、と農協や農業改良普及所が農民の相談相手として重要な位置をしめている。また、関係機関の指導体制について、農業改良普及所、農協、市、農業委員会などに対して、「いまのままでよい」とするものが43%をしめているが「各関係機関の統一がない」と指摘するものが38%に達しており、さらに「どのようにすべきか」という設問に対して「関係機関の連絡を密にすべきだ」とするものが85%をしめて上記の意見を裏うちしている。また、内容にかかわる問題として「農業を振興するために必要と思われること」として、「農産物価格の安定」32%、「農業未来像を明確にする」24%、「農家経済の再建安定」15%、「農業生産力の向上、指導の徹底」14%、「後継者教育、農民教育」6%、などとなっており国や地方自治体に対する要求、期待が非常に大きいことが明かである。

このような状況のもとで、自治体のとりくみの一つとして士別市農業振興条例とそれに関連する一連の取りくみに注目しておかなければならない。

士別市農業振興条例は1975年6月23日付で制定されている。その第1条には、「この条例は、農業が本市の経済発展に果す役割の重要性にかんがみ農業者の自主的な努力を基調として、生産基盤の確立、農業近代化による生産活動の推進、合理的な生産流通体制の確立を図り農村社会の生活水準の向上と豊かな環境づくりを推進し高度な経済社会に対応できる本市農業の振興を図ることを目的とする」とうたい、そのために農業生産地帯区分、営農集団育成、経営指導、農業青年の育成強化、農業団体の強化、資金の貸付、などの諸事業を行なっている。これらの中で、経営指導としては、(イ)経 及び技術の指導普及、(ロ)営農集団の育成、強化、(ハ)各種試験、研究の実施、(ニ)優良種苗の普及、更新、(ヘ)地力の維持、増進、(ホ)農業災害の防止と対策、などがその主な内容となっており、それらに関連して、士別市農業指導連絡協議会が市、農協、農業改良普及所などを中心に関係機関によって構成されて事業の推進がなされている。また、農業青年の育成、強化に関しては、(イ)農業青年の研修、(ロ)農業青年組織の育成、指導、(ハ)農業青年の共同研究及び実践活動の育成、などがその主な内容となっており、その一環として、農業青年の研修要領、士別市青年会議実施要領などが定められている。また、営農方式としては、水田専業経営、水田畑作複合経営、水田肉牛複合経営、水田豚複合経営、水田野菜複合経営、畑作酪農複合経営、畑作肉牛複合経営、酪農専業経営の10類型についてそれぞれの基本内容が示され、全体として士別市農畜振興地域整備計画書してまとめられている。とくにこのなかで水田経営についてその複合化が積極的に方向づけられている点が注目される。

これらの内容を実際に裏づけるのは市の財政であるが、ちなみに、市財政（一般会計）における農林水産費の占める割合は、1973年16.7%、74年11.8%、75年12.6%、76年18.2%、77年17.6%、と近隣市町村の中で比較的に高く市の農業振興に対する積極的姿勢がうかがえる。

地域農業の構成主体として自治体とともに農協の果す役割はきわめて大きい。士別市には、ほぼ旧町村の区域に照応して現在5農協が存在してそれぞれ独自の運営を行なっている。このような農協の分立は、一面で地域の条件に対応したきめのこまかい農協運営を実現するうえで有利な条件となっていると同時に、反面では自治体との連けいのもとにおける地域農業振興の対策をたてそれを実現するうえで統一的方向をうち出し、地域農業の構成主体としてリーダーシップを発揮することを妨げている。

げんに、大幅減反は農協の事業運営にも大きな影響を与えている。ちなみに表2-44によれば、農産物販売額、購買高の停滞、貯金の伸びなやみなどとなってあらわれており、兼業依存の高まりは、農協の農家経済に対する「掌握率」を低下させている。そのような農協運営への影響もさることながら、農協の姿勢、とりわけ減反への対応としてもっと重要視しなければならないのは(1)農協

表2-44 経済事業の概要（1組員あたり）

		1977(昭和52)	1978 (53)	1979 (54)
販売高	士別	3,577	4,700	4,279
	中士別	4,347	4,331	4,244
	上士別	3,442	4,278	3,837
	温根別	3,038	3,973	3,314
	多寄	3,304	4,501	4,155
	上川管内平均	4,157	4,728	4,520
購買高	士別	3,825	4,717	5,277
	中士別	1,924	1,906	2,231
	上士別	2,819	2,683	2,776
	温根別	2,379	2,233	2,795
	多寄	3,038	2,675	2,979
	上川管内平均	3,269	3,357	3,674
貯金残高	士別	7,283	8,683	9,951
	中士別	4,410	4,965	5,322
	上士別	3,698	4,340	5,089
	温根別	4,069	4,671	5,221
	多寄	4,330	5,353	5,776
	上川管内平均	5,764	6,713	7,364
貸付金残高	士別	3,806	4,221	5,095
	中士別	2,896	2,701	2,801
	上士別	3,137	3,312	3,555
	温根別	2,835	2,771	3,159
	多寄	3,825	3,501	3,605
	上川管内平均	3,736	4,017	4,632
共済保有高	士別	5,891	6,444	7,514
	中士別	7,283	7,965	9,525
	上士別	6,293	7,100	7,894
	温根別	7,080	7,813	8,174
	多寄	5,916	6,448	7,216
	上川管内平均	6,247	6,091	7,362

注1. 金額単位；1,000円 北農中央会調べ。

が減反に対し積極的な推進者としての役割を果し、今日の「米過剰問題」への正しい対応を事実上放棄していること、(2)それにもかかわらず転作作目の生産流通対策についてほとんど積極的な方策を講じていないこと、(3)とくに地域農業の発展についてその構成主体の一つとしての役割を果すべく、その基本姿勢に弱いこと、(4)政府米保量にともなう保管料、信用事業の金利販売・購買事業の手数料、などを中心とする「経営主義」的偏向がしだいに強まっていること、農家の生活問題へのとりくみが不十分であることなどである。

農協が現に農家経済において果している位置の大きさと役割の重要性に照らしてみるならばその運営の民主化とそれにもとづく地域農業の編成主体としての真のリーダーシップの発揮が求められている、といえよう。

5. 結 言

士別市は農業を基幹産業として発展してきた。市街地における商工業も農業、林業を基盤として存立、発展してきた。さらに、士別市の農業は稲作を基幹作物として発展してきている。もちろん、士別市における稲作が定着・発展するにあたっては、地域の農民の努力ととくに最近における稲作技術の発展によるところが大きい。この地域における稲作の基盤がほぼ確立しはじめたのは1960年代の後半に入ってからであり70年代はまさにその発展期にさしかかっていた。その矢先に大幅減反に直面した。まさに地域農業が稲作を基軸とする発展方向を見出して前進しようとしていた時期だけに、それによる打撃も大きかった。第1に、大幅減反は農家経済を不安定に破壊に導いたため、その過程で離農、兼業化を促進した。第2に、大幅減反は、この地域における農業生産力の発展を著しく阻害している。とくにその中で、農業生産力の新たな発展＝地域的・集団的生産力形成を著しく困難にしつつある。それは、ひとつには、減反が直接的に生産組織（＝機械共同利用組合）の経済的基礎をくずし（利用面積の減少、減収など）、ふたつには、減反割当をめぐる農業間、地域（集落）間の利害の対立が生産組織の維持・運営を困難にしつつある。という過程としてあらわれている。第3に、大幅減反は農業技術・生産力の発展を基礎とする稲作経営の多面的発展を阻害している（転作はその発展方向と一致しない）。第4に、減反が直接には市町村自治体・農協などにその推進の責任が深せられ、それが集落、個別農家に下される、という構造は、地域におけるこれからの機関の真の意味での指導性を著しく弱めその本来の役割を阻害している。

その意味で、稲作減反は、農業生産力、農民経営の直接的破壊の作用をはたしているが、反面、そのような中であっても、地域農業の新たな発展の方向も萌芽的に形成されている。稲作複合化、共同化（生産組織）などがそれである。たとえばそのようなうごきの中で、小論で直接にふれることはできなかったが、士別農園の実践や、名寄市住民を中心とする名寄農業を語る会の学習運動への参加は、地域農業の担い手、主体の形成の新たな動きとして注目される。¹²⁾ このような農民の主体的な実践が公的機関の積極的施策、たとえば士別市農業振興条例にもとづく具体化と結合するとき、地域農業の発展条件を見出すことができよう。

大幅減反を基軸とする農業構造の変貌は、地域経済にも甚大な影響を与えている。農民の兼業化はそれだけ季節労働市場における競争を激化させ季節労働者の雇用機会を直接的に圧迫する。また、農業生産の減産は農業所得の減少に直結し地域内の購買力を低下させる。このような傾向は、農民の農外就業（したがって部分的ながら地域外就業）とともに、地域経済の集力・結集力をそれだけ弱める。もちろん、地域経済圏が孤立してなりたちうわけではないが、その広域的交流も地域産業の発展を基軸にしてなりたつとすれば、地域産業の発展はきわめて困難な状況にあるといえる。

もちろん減反対策が地域経済を全体的に条件づけているわけではないが、士別市のような「田園・地方都市」ではその影響がきわめて大きいのであって、その意味で小論においては減反対策を地域問題の次元においてとらえたのである。

注

- 1) 地域経済分析の基本視角については、山田定市『地域農業と農民教育』（1980年、日本経済評論社）を参照されたい。
- 2) 地域経済、さらにはそれを含む地域問題をめぐる対抗関係については、山田、前掲書のとくに第3章～第5章を参照されたい。
- 3) 北海道における開発政策の展開過程については、向坂正男監修・地方調査機関協議会『地域と産業』（1970年、新評論）を参照されたい。
- 4) 山田定市「地域開発政策の展開過程」（北海道総合経済研究所『北海道経済別冊』第8集、1973年。
- 5) この点の理論的検討については、山田定市「『限界地帯』稲作の構造」（古島敏雄編『産業構造変革下における稲作の構造』、1976年、東京大学出版会、所収）を参照されたい。
- 6) 稲作減反については次の論稿を参照されたい。塩沢照俊「水田土地利用転換の実相」（矢島武編著『日本稲作の基本問題』、北海道大学図書刊行会、1981年、所収）
- 7) くわしくは、山田定市、柳田泰典、安達輝政「地域農業構造の変化と農民層分解—不況下の減反と生産組織—」（北海道農業会議『稲作地帯における農業就業構造実態調査報告書』、1978年、を参照されたい。
- 8) 前掲、「地域農業構造の変化と農民層分解」（北海道農業会議）を参照されたい。
- 9) くわしくは士別市地域農政推進協議会『地域農政特別対策事業志向調査集計書』（1979年）を参照されたい。
- 10) 前掲、『集計表』を参照されたい。
- 11) 前掲『集計表』を参照されたい。
- 12) このことについては機会を改めて考察したいと思うが、当面次の論稿を参照されたい。
山田定市「労働者・農漁民・地域住民と教育」（北海道合同社研究推進委員会編『北海道の教育』、1978・79年版、所収）。
なお、稲作農民の主体的性格については、山田定市「稲作地帯における生産力形成と主体形成」（矢島武編著『日本稲作の基本問題』、北海道大学図書刊行会、1981年、所収）を参照されたい。

（追記） この論文は1977年度文部省特定研究「北海道における地域社会変動と教育計画立案に関する基礎的研究」（研究代表者 北海道大学教育学部教授美土路達雄）の一環として行なった研究が基礎となっている。なお、執筆は第1章中嶋、第2章山田である。この研究にあたって士別市、名寄市をはじめ関係機関の方々や多くの農家の方々にお世話になった。末筆ながら謝意を表したい。

「過疎」地域における社会階層構成と中卒者の進路

一 宗谷郡 S 村における中卒者の進路調査報告 一

高 山 武 志
杉 村 宏

目 次

はじめに	126
I S村の概観	128
1. 村のあゆみ	128
2. 集落の性格	131
3. 税務資料からみた住民の生活水準	135
4. S村の社会階層構成	139
II S村における貧困層の形成過程	145
1. S村の保護率の位置	145
2. 被保護層と「低所得層」の関係	146
3. 転落の要因と過程	147
III S村における中卒者の進路	156
1. 宗谷管内の高校の配置	156
2. 中卒者の進路動向	156
3. 社会階層と進路	166
まとめにかえて	180

はじめに

1. 本稿の課題

われわれが S 村でおこなった調査で明らかにしようとすることは、およそ次の 3 点である。

- 1) S 村における社会階層構成を明らかにすること。とりわけ、農民層、漁民層、雇用労働者層を包括的にとらえ、そこにおける「低所得、貧困階層」の性格について分析すること。
- 2) 地元の中学校を卒業した生徒の進路を調査し、「過疎」地域の若者の動向をつかむこと。
- 3) 1) と 2) から、社会階層と子供の進路の関連および、このような地域における子供の進路の持つ意味を吟味すること。これである。

2. 調査の計画

1) S 村を対象として選んだわけ

調査の計画についてのべる前に S 村を対象とした理由を触れておこう。道北全体が「過疎」化のはげしい地域であるが、とりわけ S 村の高度経済成長期の人口の流出はすさまじかった。たとえば、1960 年から 70 年までの 10 年間における総人口と農家人口の組合せでみると、総人口の減少率 42.1%、農家人口減少率 67.9% に達している。道北地域に限っても人口減少率 30% 以上、農家

人口減少率50%以上の町村は、S村および、S村に隣接するH町の2つだけである。このような典型的な人口流出村であることにくわえて、地域の困窮度の1つの目安である生活保護率が30%（千分比）以上と、道内の旧産炭地について高率にあることもみのがせない。

またS村は一般には酪農とほたて漁業の村と考えられているが、道北地域のなかにあつて、市町村毎の就労人口に占める雇用労働者層の比重が最も大きい地域で、「過疎」の村とはいえ諸社会層が包括されていることも1つの特徴である。

われわれは「過疎」地域一般を問題にしているのではなく、「低所得、貧困階層」にやや重点をおいた調査を計画していたので、大まかにいって以上のような基準によってS村を対象地域として設定したのである。

2) 調査の対象と項目

① 地域の社会階層構造をおさえるために、まず地元中学校の過去5年間（1975年3月～1979年3月）の卒業生名簿によって、調査対象抽出台帳を作成する。この台帳にもとずき、住民票によって世帯構成を調べ、次の項目について役場職員および中学校担当教員から聴きとり調査をおこなう。（以下この調査について「第1次調査」と表示する）調査事項は①、世帯主の職業、②、世帯の生活水準、③、子供の進路が主なものである。

② 以上の調査にもとづき、地区毎の集計をおこない、集落の特徴を把握し、村の性格を特徴づける地区を選び出し、第1次調査の対象となった世帯に個別面接調査をおこなう。この際面接世帯数は、S村全体の10分の1程度になるよう計画をした。調査事項は、①、生活歴、②、すべての子供の進路、③、家族の将来の見通し、である。（以下この個別面接調査を、「第2次調査」とよぶ）。

③ ①および②による対象設定では、多少偏りがあるものの生産年齢層の大部分はカバーできるが、高齢者層、とりわけ子供が独立したり、いない層が漏れてしまっていると考えられる。ところが「低所得、貧困階層」の多くは、これらの年齢層に集中すると考えられるため、①、②を補足する意味で生活保護受給世帯について調査する。担当ケースワーカーから、S村の全生活保護受給世帯の次の項目に関して聴きとり調査をおこなう。①、世帯構成、②、生活保護開始の理由、③、簡単な職業歴、（以下この調査を「生保調査」とよぶ）

3) 実施時期と実施件数

第1表 S村調査対象および実施率一覧

	村全体(A)	第1次調査(B)	第2次調査対象(C)	同左実施世帯(D)	生保調査(E)
世帯数	1,009	226	119	95	49
人員	3,569	1,027	544	412	90
備考	1978.7月末住民基本台帳	1975～79年中卒者の全出身世帯（内中卒者313人）	A ₁ , A ₂ , A ₆ , B ₁ の4地区の1975～79年中卒者出身世帯	面接調査完了世帯	1979年7月現在生保受給世帯
	B/A	C/A	C/B	D/A	D/C
世帯数	22.4%	11.8%	52.6%	9.4%	79.8%
人員	28.8	15.2	53.0	11.5	75.7
備考	第1次調査実施率	第2次調査対象世帯抽出率（対村全体）	同左（対第1次調査対象）	第2次調査実施率（対村全体）	面接調査実施率（対第2次調査対象）

第1次、第2次調査は、1979年9月28日～同10月6日までの間に、教育計画研究室、高山武志、杉村宏、およびゼミナールの学生6名で実施した。生保調査は、1979年8月6日に稚内市の宗谷支庁において、高山、杉村がおこなった。

実施件数の一覧は第1表のとおりである。

I S村の概観

1. S村のあゆみ

1) S村は道内随一の広さをもつ村で、面積は588.47 Km²におよび、人口3,500人余の「過疎」の村である。村の大部分は森林地帯で、その広さは44,88 haにのぼるが、村有林はそのうちわずか0.9%にしかすぎず、44.5%が国有林で54.6%が私有林によって占められている。集落は私有林のなかに点在し、集落間の交通の便も悪く、オホーツク沿岸の国道をう回して往来することになる。

村の産業別就労者数は第2表のとおりである。S村の開発はもともと森林の伐採とほたて漁業にはじまるが、こんにちでは、林業、漁業へ就労する者は、全体のなかでごく一部にすぎない状況である。

第2表 産業別就業者数および従業上の地位

	雇 用 者		役 員		雇入のある業主		雇入のない業主		家族従業者		総 数	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
農 業	17	1.4	—	—	2	4.3	119	53.4	209	71.9	347	18.9
林業、狩猟業	95	7.6	1	3.3	—	—	—	—	—	—	96	5.2
漁業、水産養殖業	87	7.0	4	13.3	15	32.7	19	8.5	12	4.1	137	7.4
第一次産業小計	199	16.0	5	16.6	17	37.0	138	61.9	221	76.0	580	31.5
鉱 業	16	1.3	—	—	—	—	—	—	—	—	16	0.9
建 設 業	334	26.6	6	20.0	8	17.4	4	1.8	8	2.7	360	19.5
製 造 業	181	14.5	5	16.7	—	—	—	—	—	—	186	10.1
第二次産業小計	531	42.4	11	36.7	8	17.4	4	1.8	8	2.7	562	30.5
卸売業、小売業	45	3.6	13	43.4	11	23.9	50	22.4	49	16.9	168	9.1
金融、保険業	9	0.7	—	—	—	—	—	—	—	—	9	0.5
不動産業	1	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0.1
運輸、通信業	119	9.5	—	—	3	6.5	10	4.5	5	1.7	137	7.4
電気・ガス・水道業	7	0.6	—	—	—	—	—	—	—	—	7	0.4
熱供給業	257	20.6	1	3.3	7	15.2	21	9.4	8	2.7	294	16.1
サービス業	82	6.5	—	—	—	—	—	—	—	—	82	4.4
第三次産業小計	520	41.6	14	46.7	21	45.6	81	36.3	62	21.3	698	38.0
合 計	1,250	100.0	30	100.0	46	100.0	223	100.0	291	100.0	1,840	100.0
		68.0		1.6		2.5		12.1		15.8		100.0

(1975年国勢調査)

明治20年代に森林の伐採が盛んになるが、乱伐とあいつぐ山火事で森林資源はまたたく間に枯渇し、昭和8年頃までには木材会社や製紙会社が撤退してしまい斜陽化した。いま1976年の統計

によれば、木材の年間生産高53,500 m^3 のうち、私有林からの生産量はわずか12～3%にすぎず、大部分が国有林によるものである。広大な私有林の存在は、村にとっては死蔵同様の状態であるばかりか、村の発展の阻害要因とさえなっている。

2) 明治30年代に石川県内灘から漁業労働者として入漁した漁民がS村沿岸にほたての大生そく地を発見して以来、この村の漁業の発展はめざましかったが、これも乱獲、密漁によって昭和初期には危機的な状況となって、漁業の主流は鮫と鯨にうつっていった。

鯨が姿を消す1953年には、ほたてもほとんど枯渇した状態であった。1955年に753名いた漁民は、1960年には305名、1965年には287名まで激減し、1971年カケ同様の状態ではたての稚貝を地まきした当時は、わずか76名の漁協組合員しかいなかった。ほたての水揚げが軌道にのったのは1974年からのことである。

3) S村の農業は戦前から細々とつづけられていたが、山林資源の枯渇による兼業収入の先細りは、農家を貧窮の極におとし入れ、多くの農民の樺太移住へのひきがねとなった。

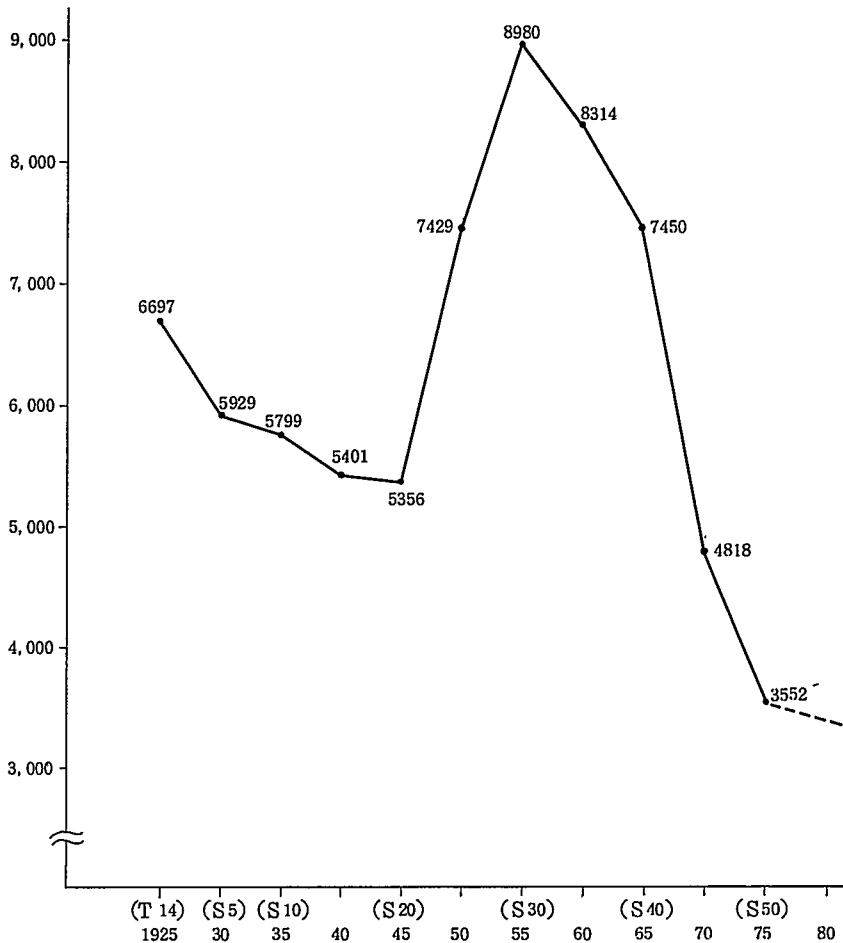


図1 S村の人口の推移

(国勢調査)

戦後食料増産の緊急施策による開拓者募集が、この村の戦後農業の出発を特徴づけるところとなった。樺太をはじめとする海外引揚げ者、復員軍人、戦災罹災者などが、開拓のために入殖した。また山形県などからの集団入殖もあり、これらを含めるとその数 300 戸にのぼったが、泥炭地にくわえて森林伐採時から放置されていた株の抜根の苦勞、毎年きまって起る水害などにより戦後入殖者の 3 分の 2 にあたる 200 戸が 1960 年代後半までには離農してしまった。

開拓部落の無電燈世帯の解消と前後して酪農近代化が本格化するが、短期間における設備投資と規模拡大は、農民に莫大な負債をおわせるところとなった。ところが、近代化が本格化してから 10 数年目の 1979 年の夏、つまりわれわれが調査に入った時期に牛乳の生産過剰が、乳量調整やむなしという段階にまで到達しており、「国策」酪農もはや曲り角をむかえることになった。S 村の人口を分離開村時から国勢調査によって示せば図 1 のとおりである。

- 4) S 村におけるもうひとつの主要産業であった鉱業（石炭）も昭和初期から手がけられてはいたが、いずれも規模が小さい上永つづきせず、戦時中はなかば放置されたまゝになっていた。

1947 年、小規模の炭鉱会社がエネルギー増産政策の擁護のもとに採掘を再開したが、「エネルギー革命」の余波はこの遡北の地にもおしよせ、1966～67 年に相ついで閉山した。

- 5) S 村の戦後の開発のあしどりを大まかにまとめれば、1945 年から 1955 年前後までの緊急増産政策による発展期、1955～1965 年の停滞期、1965～75 年の再編期、75 年～第 2 次発展期、と区分することができる。

第 1 期は敗戦直後から深刻化する食糧とエネルギーの増産政策は、戦前放置されてかえりみられなかったこの村の泥炭地と炭層にも着目し、にわかには脚光をあびるところとなった。くわえて海外引揚者などが農村へ環流するという要因もくわわって、S 村の開拓地と炭鉱は、彼らを村へひきよせる吸引源となった。1945 年～55 年までの人口の増加は、かつてない急激なものであった。泥炭、抜根との悪戦苦闘にくわえて、水はけのわるい土壌へ雪どけ水があつまってひきおこされる水害に、開拓の夢やおれて離農するものが相ついだが、開拓地への入殖はいれかわりたちかわりおこなわれた。しかしこの時期の人口増加を特徴づけるのは、なんとといっても炭鉱へあつまる労働者群であった。

第 2 期の停滞期を特徴づける最初のできごととは、1953 年の鯨の不漁にともなう漁民層への打撃であった。そのうえはたては先細りになり、漁民の生活不安は急激に拡大した。彼らの多くは出かせぎにいったり離村するものも続出した。当時の漁民のなかには、かつて豊漁をほこったはたての目がらを砂地から掘りだしてひもを通す、牡蛎だな製造の内職のような仕事しかない者もあったという。衰退の一途をたどっていた漁業の危機を決定づけたのは、1964 年のはたて全面禁漁措置であった。

農業も 1956 年に高度集約酪農地域に指定されたとはいえ、乳牛の導入は国もしくは道からの貸付牛という形ですゝめられ、1 頭の牛から子をとる、それを返してから、自分の乳牛を育てるというまことに時間のかゝる方法で、酪農経営というにはあまりにも貧弱な状況であり、年間収入の大部分は農外収入にたよるという有様であった。

そしていうまでもなくこの時期を決定づけるのは、石炭合理化の波がおしよせる 1966 年～7 年であった。

第 3 期。1965 年前後からの村の再編は、閉山にともなう人口の急激な減少のなかで、まず 1962 年から本格化する「離農助成対策」をたてにした酪農近代化の進展という形で着手された。これにともない、開拓地域の基盤整備のための公共事業がさまざまな名目で展開し、離農者、離漁者、炭鉱離職者などのうち村にとどまっていたものへの日雇労働市場を提供した。なお、酪農としての体裁をととのえはじめるのは、集乳所が開拓部落に設置されてからであり、牛乳生産量が急激

に拡大するのはバルククレーンが導入される1970年以降のことである。

また漁業の分野でもこの時期にこんぶやほっき貝の増殖事業を企画実施するが、いずれも失敗し、極端な不振がつづいていた。しかし地道な海底調査などをこの間おこなって、ほたての稚貝放流に対する村、道の補助をとりつけるところまでになっていた。

1975年以降の第2次発展期は、第1に1974年から水揚げが急激するほたての復活によって特徴づけられる。漁業の立直りと同時に、酪農も一応軌道にのり出したこともあって、人口減少は鈍化し、相対的に安定した時期といえるが、'79年の乳産自主調整と、'80年のほたての貝毒の発生など、かならずしも楽観できない状況である。

2. 集落の性格

S村は現在11の集落から構成されているが、その個別の特徴を第1次調査結果からみておくことにしよう。以下集落をA、B、Cとわけそれぞれ北から番号をふって表示するがこの分類の基準はBは漁業主体の地区を意味し、Cは戦後開拓によってできた地区であり、それ以外をAとすることとした。役場所在地はA₂地区である。

1) 集落の形成

第3表 地区別・居住年次状況

地区	居住年		20年8月15日～29年		30年～39年		40年～49年		50年～		計
	～昭9	昭10年～20年8月14日									
A ₁	(9.1) 1		(18.2) 2	(54.5) 6	(18.2) 2					(100.0) 11	
A ₂	(17.8) 11	(12.9) 8	(25.8) 16	(27.4) 17	(12.9) 8	(3.2) 2				(100.0) 62	
A ₃	(25.0) 4	(6.3) 1	(25.0) 4	(25.0) 4	(18.7) 3					(100.0) 16	
A ₄	(13.3) 2		(40.0) 6	(26.7) 4	(6.7) 1	(13.3) 2				(100.0) 15	
A ₅	(25.0) 4	(25.0) 4	(18.7) 3	(12.5) 2	(12.5) 2	(6.3) 1				(100.0) 16	
A ₆	(43.7) 7	(12.5) 2	(31.3) 5				(12.5) 2			(100.0) 16	
A ₇											
A ₈											
B ₁	(36.6) 11	(33.3) 10		(6.7) 2	(16.7) 5	(6.7) 2				(100.0) 30	
B ₂	(41.4) 12	(17.3) 5	(10.3) 3	(3.4) 1	(27.6) 8					(100.0) 29	
B ₃	(26.3) 5	(31.5) 6	(21.1) 4	(5.3) 1	(5.3) 1	(10.5) 2				(100.0) 19	
C ₁			(100.0) 2							(100.0) 2	
C ₂		(12.5) 1	(62.5) 5	(12.5) 1	(12.5) 1					(100.0) 8	
C ₃											
C ₄	(50.0) 1		(50.0) 1							(100.0) 2	
計	(25.6) 58	(16.3) 37	(22.5) 51	(16.7) 38	(14.1) 31	(4.8) 11				(100.0) 226	

表注1) 居住年次は、住民票によっているため、実際にS村へ居住した年次と一致しない場合もある。

S村は大正13年（1925）に当時の宗谷村から分離して開村するが、その実現方の陳情書にすでにこんにちの集落のうち10ヶ所が部落長をもち、名をつらねているのである。

第3表は、第1次調査世帯の居住年次別の地区状況であるが、このうち、A₁、A₂、A₃、A₄、A₅、A₆、B₁、B₂、B₃の9ヶ所と、すでに無人村となったA₇をくわえて10ヶ所が開村以来の集落である。そしてA₈、C₁、C₂、C₃、C₄は戦後開拓により形成されたものである。

A₇、A₈は、前者は開村以来の集落であり後者は石炭生産が開始される戦後に形成された集落であるが、ともに石炭に依存する度合いが強かったので、炭鉱の衰退によって1960年代後半には無人化し、1975年国勢調査では住民が0となっている。

さらに戦後開拓農家の入植によって形成されたC₃、C₄は隣接のB₁、B₂地区に事実上吸収されており独立した集落を形成しているとはいいがたい状況になっている。またC₁、C₂は小中学校も閉校になるなど集落としての機能がいちじるしく低下していると言える。

2) 地区ごとの性格

S村は、オホーツク沿岸の漁業をよりどころとしている地区と、その後背地をなす丘陵台地の酪農主体の地区、丘陵からオホーツクへ流れこむ川の沢に点在するかつての炭鉱街、および開拓部落と、地域によってかなり明確な性格のちがいをもち集落によって構成されている。

① 職業別分布

第1次調査から地区ごとの職業階層分布をみると第4表のとおりである。まず人口が比較的集中している村の中心的機能を果すA₂では、公務員層、農・漁協の職員などいわば、公的で管理的な業務に従事している人々が40%以上を占めているのが目につく。農民層の占める割合が高い地区として、A₃、A₆、C₁、C₂があり、漁民層の比重が高いところでは、B₁、B₂、B₃

第4表 地区別・職業別状況

地区	農 業	畜 業	林 業	商 業	工 業	会 社 員	労働者 （ <small>工運その他 手他</small> ）	団体 職 （ <small>農協 漁協</small> ）	公務員 （ <small>教習消 員官防</small> ）	国 鉄 林 公 社	職 人 （ <small>大坂 工官金</small> ）	自 由 労 務	無 職	不 明	計
A ₁			(18.2) 2						(18.2) 2			(63.6) 7			(100.0) 11
A ₂	(8.1) 5	(3.2) 2		(3.2) 2	(4.8) 3	(6.6) 4	(3.2) 2	(12.9) 8	(30.7) 19	(3.2) 2	(4.8) 3	(14.5) 9	(1.6) 1	(3.2) 2	(100.0) 62
A ₃	(56.2) 9	(6.3) 1		(12.5) 2		(6.3) 1						(18.7) 3			(100.0) 16
A ₄				(6.7) 1		(33.3) 5			(13.3) 2			(40.0) 6	(6.7) 1		(100.0) 15
A ₅			(12.4) 2					(6.3) 1	(6.3) 1	(37.5) 6		(37.5) 6			(100.0) 16
A ₆	(100.0) 16														(100.0) 16
A ₇															
A ₈															
B ₁	(3.3) 1	(46.7) 14					(3.3) 1	(3.3) 1	(3.3) 1	(10.0) 3		(26.8) 8	(3.3) 1		(100.0) 30
B ₂	(6.9) 2	(34.5) 10		(12.3) 5		(3.4) 1		(13.8) 4				(13.8) 4	(3.4) 1	(6.9) 2	(100.0) 29
B ₃	(5.3) 1	(26.3) 5				(10.5) 2	(15.7) 3	(5.3) 1	(10.5) 2			(21.1) 4		(5.3) 1	(100.0) 19
C ₁	(100.0) 2														(100.0) 2
C ₂	(87.5) 7											(12.5) 1			(100.0) 8
C ₃															
C ₄	(100.0) 2														(100.0) 2
計	(19.9) 45	(14.1) 32	(1.8) 4	(4.8) 10	(1.3) 3	(5.7) 13	(2.6) 6	(6.6) 15	(11.9) 27	(4.8) 11	(1.3) 3	(21.2) 48	(1.8) 4	(2.2) 5	(100.0) 226

がある。しかしこれら、農業（酪農）地帯、漁業地帯としての性格が強いとは言え、商業自営や自由労務者層なども多くいる点は注意しておく必要がある。さらにA₁、A₄、A₅では、約40%以上が自由労務者である。このことは、村全体で占める自由労務者世帯が、この調査結果では、21%にのぼり、農家世帯とほぼ同率であるということの意味している。（この調査対象

は、中卒者をもつ世帯といういわば働きざかりの世帯であって、高齢者世帯ではないことを想起すべきである)

この他目立つものとして漁業地帯が14%を占め、公務員世帯が12%でこれにつぎいている。民間の一般労働者世帯は、3%以下ときわめて少なく、雇用労働者層のほとんどが、自由労働者と公務員、公営企業体職員、農・漁協職員など公的性格のつよい労働者からなっている点はこの村の1つの特徴である。

② 世帯主の年齢層

次に世帯主の年齢構成から各地区の消長をみることにするが、対象抽出の方法に規定されて40～50代に集中することはやむを得ないが、そのようななかで地区ごとのちがいが(それは、前項の職業階層とも関連するだろうが)を読みとりたいと思う。

第5表が地区ごとの世帯主の年齢層の分布である。40代後半の者が村全体の42%を占めるがA₁、A₂、B₁、B₂などで40代の世帯主で構成されている世帯が目立ちA₃、A₄、B₃、C₂などでは50代以後の世帯主の割合が高くなってきている。

村の中心地であるA₂をはじめとして、その隣接集落に壮年層から若年層があつまってきていると読みとることができる。A₃開拓(A₃地区は一部開拓地区を含んでいる—以下この地区のみを指す場合A₃開拓と表示する)、C₂といった開拓部落での高齢化がすすんでいるのではないかと。

第5表 地区別・世帯主の年齢層別状況

主の年齢 地区	20～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳～	計
A ₁				(18.2) 2	(54.5) 6	(9.1) 1	(9.1) 1		(9.1) 1	(100.0) 11
A ₂	(10代) (1.6) 1			(20.9) 13	(46.8) 29	(17.8) 11	(9.7) 6	(1.6) 1	(1.6) 1	(100.0) 62
A ₃				(12.5) 2	(31.2) 5	(43.7) 7	(6.3) 1	(6.3) 1		(100.0) 16
A ₄				(13.3) 2	(20.0) 3	(46.6) 7	(6.7) 1	(6.7) 1	(6.7) 1	(100.0) 15
A ₅			(6.3) 1	(12.5) 2	(37.5) 6	(25.0) 4	(18.7) 3			(100.0) 16
A ₆				(12.5) 2	(43.7) 7	(25.0) 4	(12.5) 2		(6.3) 1	(100.0) 16
A ₇										
A ₈										
B ₁				(13.3) 4	(40.0) 12	(26.7) 8	(13.3) 4		(6.7) 2	(100.0) 30
B ₂			(10.4) 3	(10.4) 3	(51.7) 15	(20.7) 6	(3.4) 1	(3.4) 1		(100.0) 29
B ₃			(5.3) 1		(31.5) 6	(15.8) 3	(21.1) 4	(26.3) 5		(100.0) 19
C ₁					(50.0) 1	(50.0) 1				(100.0) 2
C ₂					(37.5) 3	(12.5) 1	(37.5) 3	(12.5) 1		(100.0) 8
C ₃										
C ₄					(50.0) 1				(50.0) 1	(100.0) 2
計	(0.4) 1		(2.2) 5	(13.2) 30	(41.9) 94	(23.3) 53	(11.5) 26	(4.4) 10	(3.1) 7	(100.0) 226

③ 人口の推移

①および②をふまえて、部落別の人口推移をみると、第2図のとおりである。S村全体の人口が国勢調査によれば、1955年(住民基本台帳では1957年の9,680人)をピークに一貫して減少しているのであるから、各部落とも下降線をたどるのは当然であるが、1955～'65年の間に

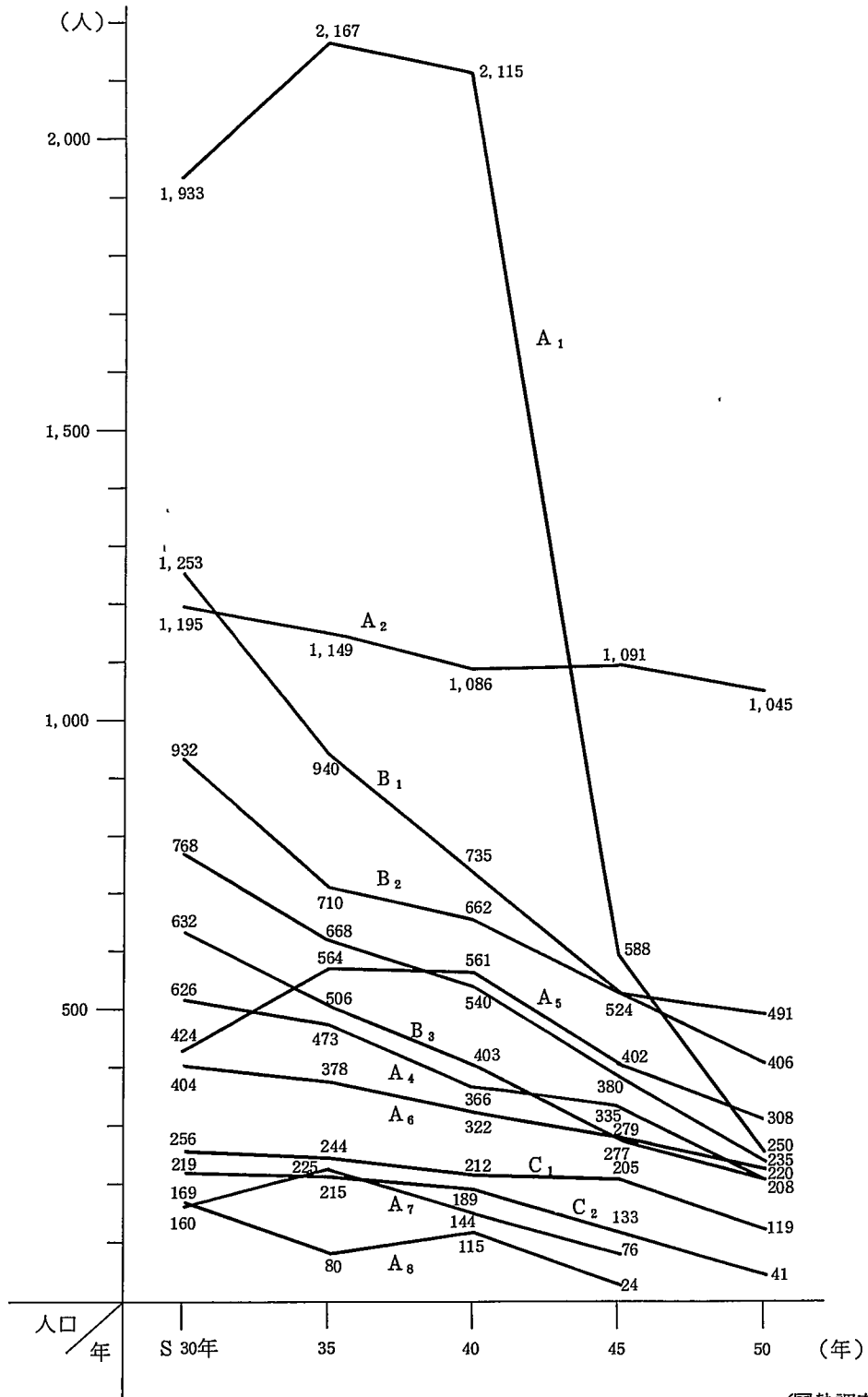


図2 部落別人口の推移

(国勢調査)

人口が増加した地区の典型としてA₁をあげることができる。いうまでもなく産炭地に接した集落であり、採炭時には、村一番の人口を擁していた地域であり、閉山により激減したのである。A₁の人口が1965～'70の5年間に1/4弱に減少したのは、閉山による離職者の雇用が地元で確保できなかったこともさることながら、この地域の電気供給を2つの炭鉱会社に依存していたという事情も無視できない。失業にくわえ無灯火生活を強いられるという労働と消費生活の両面にわたる不安は、多くの世帯をこの地域から引きはなすところとなった。（電気供給問題は、たまたま1966年に農電として隣接した開拓部落C₁に架設されたものを、一般供給切替えにとり入れ、その延長をA₁で結束することとして解決をはかったという）

集落の規模は異なるが、A₁と同様に採炭に期待があつまり一時人口が増加するが、すぐに減少した地域としてA₅、A₇、A₈がある。このうち産炭にだけ依存していた、A₇、A₈はすでに廃村となり、国鉄駅周辺に形成されたA₅が廃村の運命をまねがれている。

次に1955年当時、比較的規模の大きい集落であったB₁は、漁業の不振で1955年以降急激に減少している。同様の傾向は漁業中心のB₂、B₃にもみとめられる。

開拓部落のA₃、C₁、C₂は1955年当時すでに小規模な集落になってしまっていたが、その後も減少傾向はとまっていない。

こうしたなかで、村の中心地のA₂と古くから酪農経営を手がけ現在村の代表的な酪農地帯を形づくっているA₆は減少の割合が他の地区にくらべてかなりゆるやかである点が目立つ。漁業中心のB₂は、漁民の激減と、A₂へもっとも近い集落であることによる人口の集中傾向という2つの相反する条件の影響をうけ、1955～60年までの急降下とその後のやゝ落ちついた状態が混合している。

3. 税務資料からみた住民の生活水準

住民の生活水準を明らかにすることは、今回の第2次調査の主要な課題であったから、税務資料によって生活水準を推し計るという作業は、あくまでも本調査の予備的なものにすぎない。税務資料によって推定しうることは、ただか所得水準に属する事柄であり、生活の総体ではもちろんないし、また課税は所得をえている個人を対象としておこなわれるから、生活単位としての世帯の水準をおしはかることはきわめてむずかしいと言わなければならない。しかし、住民の経済的位置をみるための目安とはなるし、職業階層の特性を解明する手がかりが得られるだろうと思う。

① 課税標準段階別分布

第6表は、1978年度課税標準額段階別の納税義務者の分布状況である。当然のことながら、所得金額は1977年1月から12月までの分である。

課税標準額50万～80万円の段階にモードがあり、納税者がその上下に広く分布しているが、注目されるのは、数は多くないものかなり上の方にまで広く分布しているということである。一方累積度数をとると、課税標準額80万円以下（これは総所得金額の単純平均であらわせば、1977年当時の年収約120万円以下ということになる）の者が全体のちょうど50%を占めているにもかかわらず、課税標準1,000万円以上（同上1,410万円）の者が4%あまりいるという格差の大きさにきづく。これはのちに詳しくのべるが、はたて漁家の高所得が影響しているのである。

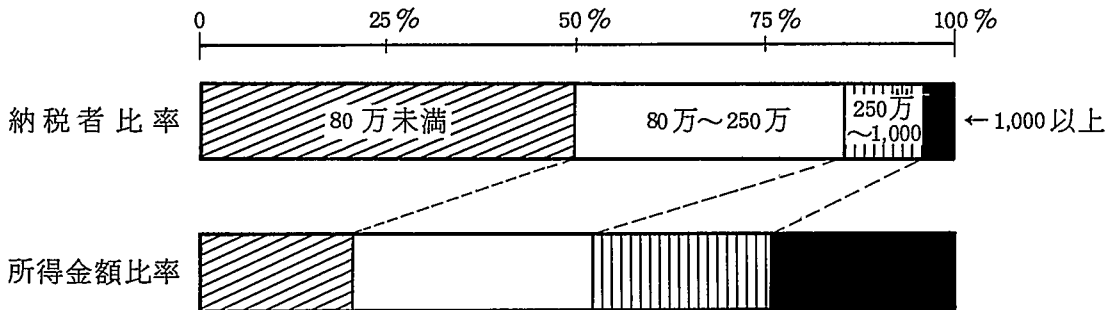
納税義務者の割合と所得金額の割合を図示すれば、第3図のとおりである。課税標準額80万円以下の者は50%に達するが、彼らの得ている所得金額は全体の20.6%にすぎない。180～250万円までの者は35%で、所得総額の32%を占めている。250万～1,000万円は同じく10.5%の者で23%の所得を得ており、残り1,000万円以上の4%のものが、所得金額の24.3%を占めていることになる。これは所得分布をだいたい4等分してそこにふくまれる納税者数の構成比をみたもの

第6表 課税標準額段階別納税者数および1人平均総所得金額

(1978年度)

課税標準額の段階	有資格者(人)	失格者(人)	計(人)	%	累積度数分布	総所得金額(千円)	一人当たり(万円)	%	累積度数分布
～ 5万円		38	38	3.6	3.6	15,886	42	0.7	0.7
5～ 10 "	1	42	43	4.0	7.6	22,238	52	0.9	1.6
10～ 30 "	80	66	146	13.7	21.3	109,973	75	4.6	6.2
30～ 50 "	93	19	112	10.5	31.8	114,306	102	4.8	11.0
50～ 80 "	190	2	192	18.1	49.9	229,676	120	9.6	20.6
80～ 110 "	147		147	13.8	68.7	221,978	151	9.3	29.9
110～ 150 "	108		108	10.2	73.9	209,640	194	8.7	38.6
150～ 250 "	123		123	11.6	85.5	333,771	271	13.9	52.5
250～ 400 "	80		80	7.5	93.0	307,830	385	12.8	65.3
400～ 600 "	12		12	1.1	94.1	69,637	578	2.9	68.2
600～ 1,000 "	20		20	1.9	96.0	182,162	910	7.6	75.8
1,000～ 2,000 "	40		40	3.8	99.8	560,381	1,410	23.4	99.2
2,000～ 3,000 "	1		1	0.2	100.0	22,107	2,210	0.8	100.0
3,000～ 5,000 "									
5,000～									
合計	895	167	1,062	100.0	100.0	2,399,585		100.0	100.0

(役場資料から作成)



注) グラフ内の数値は課税標準額

図3 課税標準額別の納税者と所得金額の割合

で、それ以外の意味はない。たゞ広範な「低所得層」と少数の「高所得層」が並存していて、その中間に位置する層がまばらであるという印象はまぬがれない。

② 地区別課税状況

課税状況を、生活保護による非課税(S)、その他の非課税(A)、住民税均等割のみ(B)、所得割課税(C)の4区分で、地区別の分布をみると第7表のとおりである。どのような事情による非課税であるのかという点は今の段階では不明であるが、一般的に言えば、非課税(S、A)および均等割のみ(B)に属する世帯は「低所得層」とみなされているので、この仮定にたてば、この村の住民の32%が「低所得層」に属していることになる。

第7表 地区別・課税区分別状況

課税区分 地区	生保(S)	住民税 非課税(A)	住民税均 等割のみ(B)	所得割 税(C)	不 明	計
A ₁		(18.2) 2	(36.4) 4	(45.4) 5		(100.0) 11
A ₂	(1.6) 1	(11.3) 7	(3.2) 2	(80.7) 50	(3.2) 2	(100.0) 62
A ₃		(50.0) 8	(12.5) 2	(31.2) 5	(6.3) 1	(100.0) 16
A ₄	(6.7) 1	(20.0) 3	(6.7) 1	(66.6) 10		(100.0) 15
A ₅		(18.7) 3	(6.3) 1	(75.0) 12		(100.0) 16
A ₆		(68.8) 11	(12.5) 2	(18.7) 3		(100.0) 16
A ₇						
A ₈						
B ₁		(13.3) 4	(3.3) 1	(83.4) 25		(100.0) 30
B ₂	(3.4) 1	(3.4) 1	(6.9) 2	(79.4) 23	(6.9) 2	(100.0) 29
B ₃		(15.8) 3	(21.1) 4	(63.1) 12		(100.0) 19
C ₁		(50.0) 1		(50.0) 1		(100.0) 2
C ₂		(50.0) 4	(25.0) 2	(25.0) 2		(100.0) 8
C ₃						
C ₄		(100.0) 2				(100.0) 2
計	(1.3) 3	(21.7) 49	(9.3) 21	(65.5) 148	(2.2) 5	(100.0) 226

AおよびBの納税者の多い地区は、A₁、A₃、A₆、C₂でありA₁をのぞく3地区はいずれも酪農中心の地域である。われわれが実地に各集落を歩いた印象からすれば、酪農地帯とりわけ、A₆では、真新しいサイロと牧舎、そしてだいたいは新築の家が広大な牧草地に点在する、まことにのどかで豊かな感じを抱いたものである。開拓部落では、たしかにサイロ、牧舎ともに旧式なものが多く、住宅も一部新しいものがあるが、古いつくりのものが多かった。これに対して炭坑の閉山によって疲弊したA₁では、集落全体が古色蒼然としており、住宅も開拓地より一層貧弱であるように感じた。このような集落の外観からの感じだけからしても、課税状況のみを指標にして生活水準を推定することは無理があると思うが、しかし反面、酪農家が設備更新により近代的な装いをしているものの、それは多額の負債の上に基づいたものであり、決して生活の内実は楽でないことも、この課税状況は示しているのとみることができる。

そこでS村当局が、国税の課税状況から独自に推計した「低所得世帯」(傍点筆者)に関する資料を示せば、第8表のとおりである。この表を読む場合に留意すべき点は、国税の課税状況からの推定であるため、国民健康保険制度の対象外の雇用労働者世帯は、この推計からのぞかれているということである。もっともS村の就業構造からすれば、自由労働者の一部で日雇健保へ加入しているもの(これも推測になるが、彼らは自由労働者層では上の方であると考えられる)共済組合加入の公務員、公営企業体職員が中心で、一応「低所得層」の推計から除外してもそれ

第8表 地区別・「低所得世帯」調べ

地区	50. 国調世帯数	内 訳					50. 国調人口	「低所得世帯」にふくまれる人員の総数 % (実数)
		「低所得世帯」の総数 % (実数)	住民税の課税がない	均等割のみ課税	所得割税	内農業所得		
A ₁	91世帯	13.2(12)	12.1(11)	(-)	1.1(1)	(-)	250(人)	14.0(35)
A ₂	326	6.1(20)	4.9(16)	0.6(2)	0.6(2)	0.6(2)	1,045	5.0(52)
A ₃	66	19.7(13)	19.7(13)	(-)	(-)	12.1(8)	235	24.3(57)
A ₄	62	16.1(10)	14.5(9)	1.6(1)	(-)	(-)	218	11.0(24)
A ₅	90	8.9(8)	6.7(6)	2.2(2)	(-)	(-)	308	4.9(15)
A ₆	49	26.5(13)	24.5(12)	2.0(1)	(-)	26.5(13)	220	25.5(56)
A ₇								
A ₈								
B ₁	115	10.4(12)	9.6(11)	(-)	0.9(1)	1.7(2)	394	9.1(36)
B ₂	124	11.3(14)	6.5(8)	0.8(1)	4.0(5)	1.6(2)	465	9.0(42)
B ₃	62	29.0(18)	24.2(15)	1.6(1)	3.2(2)	6.5(4)	219	25.1(55)
C ₁	13	38.5(5)	38.5(5)	(-)	(-)	30.8(4)	41	36.6(15)
C ₂	31	16.1(5)	6.5(2)	9.7(3)	(-)	16.1(5)	119	19.3(23)
C ₃	10	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	38	(-)
C ₄		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		(-)
計	1,039	12.5(130)	10.4(108)	1.1(11)	1.1(11)	3.8(40)	3,552	11.5(410)

(村役場資料)

第9表 職業階層区分の一覧

区 分	具体的な世帯主の職業例
I 自 営 業 層	
1. 農 業 自 営 層	第2種兼業も含むすべての農業自営世帯
2. 漁 業 自 営 層	漁業協同組合正組合員を含む漁家世帯
3. その他の自営業層	竹採取業、工業自営、商店主などの世帯
II 雇 用 労 働 者 層	
4. 公務員・公企体職員層	役場職員、教員、消防署員、国鉄・郵政・営林署職員の世帯
5. 会社員・職員層	民間企業職員、農協・漁協職員の世帯
6. 労務者・職人層	自由労務者、パート職員、大工、左官、塗装工
7. 無 業 層	

ほど決定的な影響がないと判断されるから、世帯単位で推計しようという利点を考えれば、国保税の課税状況を用いるという方法は、当を得たものと言える。この資料によれば、世帯および人員とも、全体の12%弱が「低所得世帯」に属するものとされている。また地域的にみれば、平均値を上回る地区は、先にあげたA₁、A₆、C₁、C₂にB₃をくわえた5地区である。このうちA₁、B₃を除く3地区は酪農地帯で、農業所得世帯の割合も格段に高い。

以上の分析から、自由労務世帯の多い地域と酪農家の多い地域に「低所得層」の多いことを知るのである。

4. S村の社会階層構成

1) 職業階層の区分

第1次調査から対象世帯の職業と課税状況の組合せによって、村の社会階層構成のアウトラインをつかむことにする。第9表は、今回の分析に用いる職業階層の一覧である。

自営業層を農業自営（酪農民層）と漁業自営層およびその他の自営業層の3つに分類した。のちにのべるとおり農民層はもう少しこまかく分けて分析しなければならないが、ここでは一括して「農業自営層」としてとらえている。

「漁業自営層」は、S村の漁業経営の特殊な事情のため、漁業センサスにいう漁業経営体はもちろん漁業従事者世帯の大部分もふくませた。一般には漁業従事者は他に雇用されて従事するいわば雇用者であり、漁業自営層とは異なる階層と判断すべきであるが、S村の場合漁業自営者が出資して設立した「ほたて共同企業体」に自ずから雇用されている形態が主流だから本来の雇用者とはその性格を異にしている。

いま「ほたて共同企業体」の出資者数と海上作業従事者数をまとめると第10表のごとくであり、自営層の漁業従事者は、この表では「家族」欄に記載されている111名で、本来の雇用者は15名にすぎないことがわかる。この区分は、漁業協同組合の組合員（正と準組合員があるが）であるかいかで事実上決定する。だから漁業経営体と従事者であるとを問わず、組合員であるものを漁業自営層とした。本来の漁業雇用労働者は、日雇いであるため自由労務者層に入れてある。このちがいはのちにもう一度触れることにする。

第10表 「ほたて共同企業体」の構成

海上作業従事者総数		126人
内訳	家族	111人
	雇用者	15人

(1975年漁業センサス)

「その他の自営業層」は、農業と漁業自営をのぞくすべての自営業層を包括している。商業自営と工業自営といった産業上のちがいが、雇用者がいるかどうかといった規模のちがいがなど考慮しなければならないが、数がすくないので一応ひとまとめにして考察し、具体的な実態は必要に応じて個別に検討することにする。

「公務員・公営企業体職員層」、役場職員、教員、消防署員、国鉄・営林署職員など、およそ公的機関に従事するものすべてを含んでいる。したがって事務系職員と現業員が混在しているが、個別調査の結果わかった。役場の嘱託職員（臨時職員）は、労務者層に入れた。この職業層の雇用関係は相対的に安定しており、この一点でひとまとめにしたと言える。

「会社員、職員層」は、民間企業の事務員と漁協・農協などの団体職員をふくんでいる。もともと職員といっても、民間企業は大部分が建設業であり、たとえば一般事務ばかりでなくダンプの運転手も兼ねるといった状態で、いわゆる事務員層とは一致しない。また漁協と農協では毎月の給与水準はほぼ地方公務員に準じたものとなっているが、漁協職員は、ほたての復活による漁協組合員の所得水準の好調を反映して、期末手当については、「年間15ヶ月分を超す」という状況で両者の格差はかなり大きいと思われる。以上のように労働内容や勤務条件がかなり異なりながらも、次の「労務者・職人層」とのちがいは、彼らが季節雇用であるのに対して通年雇用であるという点である。

「労務者・職人層」このなかには；工員、運転手などの労働者と自由労務者および大工、左官などの職人をふくんでいる。労働者と職人を同一層としてみるのはやゝ乱暴であるが、個別調査

のなかで、ある大工さんの場合、建設会社の仕事もらってやっているが、就労期間は5月～12月までで、冬期間は雇用保険を受給し、社会保険は日雇健康保険に加入している、また彼は息子を将来サラリーマンにしたいとのべたが、その理由は、「大工のような不安定な仕事ではこれからはだめだ」というものであった。つまりこの地域では（道北だけでなくかなり道内全般ということになるかもしれない）冬期間の就労（業）が可能であるかどうかという点が職種のちがいをこえて階層を区分する目安であるように思う。なお季節雇用の労働者数を知るための1つの目安として雇用保険受給者数を地区別に示しておく（第11表）。

また雇用労働者層の労働の性格と就労の規則性からみた位置関係を図示すれば第4図のようになる。

以上の職業階層に「無業層」をくわえた7区分で、課税状況4区分とクロスさせたものが第12表である。

2) 職業階層と課税状況

農業自営層の70%弱が非課税世帯であるという点は、他の職業階層との大きなちがいである。しかしこれは、課税所得のレベルでみているために起っている現象で、このことからただちにS村の農業自営層の大部分が

第11表 地区別・雇用保険受給者数

地区	受給世帯数	受給者
A ₁	(14.3) 41	(15.6) 58
A ₂	(21.3) 61	(19.8) 74
A ₃	(6.9) 20	(7.5) 28
A ₄	(3.5) 10	(3.5) 13
A ₅	(10.5) 30	(10.5) 39
A ₆	(12.9) 37	(11.5) 43
A ₇		
A ₈		
B ₁	(12.2) 35	(12.3) 46
B ₂	(11.8) 34	(12.1) 45
B ₃	(6.6) 19	(7.2) 27
C ₁		
C ₂		
C ₃		
C ₄		
計	(100.0) 287	(100.0) 373

(役場資料)

就労の規則性	労働の格	事務的労働	労務的労働
	通年雇用		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">公務員・公企体職員層</div>
季節雇用			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">労務者・職人層</div>

図4 雇用労働者層の労働の格と就労の規則性からみた位置関係

「低所得階層」にあると結論するのは早計にすぎるであろう。のちにもう少し経営状況に立ち入って考察したい。

次に無業層。数は少ないが、生活保護層と非課税層のみで構成されており、生活水準が最も下に位置していると考えられる。労務者・職人層では非課税世帯が4分の1強を占め、これに住民税均等割のみの世帯をくわえれば、この層全体の40%をこえることになる。彼らの所得は、自営層の所得とは異なり賃金が主体であるから、農業自営層の80%とはちがった意味での重みをもつ。

第12表 職業階層別・課税区別状況

職業階層	課税区分	生保(S)	非課税(A)	均等割(B)	所得割(C)	不明	計
農業自営層			(66.6) 30	(15.6) 7	(15.6) 7	(2.2) 1	(100.0) 45
漁業自営層					(96.8) 30	(3.2) 1	(100.0) 31
その他自営業層				(10.5) 2	(89.5) 17		(100.0) 19
公務員・公企体職員層				(2.7) 1	(97.3) 36		(100.0) 37
会社員・職員層			(3.7) 1	(11.1) 3	(85.2) 23		(100.0) 27
労務者・職人層			(26.3) 15	(14.0) 8	(59.7) 34		(100.0) 57
無業層	(60.0) 3		(40.0) 2				(100.0) 5
不明			(20.0) 1		(20.0) 1	(60.0) 3	(100.0) 5
計	(1.3) 3		(21.7) 49	(9.3) 21	(65.5) 148	(2.2) 5	(100.0) 226

第13表 経営耕地面積別・乳牛所有頭数の分布

頭	ha	～10未満	10～20	20～30	30～40	40～50	50以上	計
～ 10			N4 → (2)					2
11～20			(3)		✓N3			3
21～30			(3)	3	(2)	✓N2		8
31～40			(5)	6	2	(2)		15
41～50			(1)	4	3	2	✓N1	10
51～				(2)	3	1	(1)	7
計			14	15	10	5	1	45

(1975年農業センサス個票から作成)

第14表 経営規模階層別・農産物販売金額の状況

	70万未満	70～100	130～200	150～200	300～500	500～700	700～1000	1000万以上	計
N 1							(33.3) 3	(66.7) 6	(100.0) 9
N 2					(44.4) 8	(38.9) 7	(16.7) 3		(100.0) 18
N 3				(7.7) 1	(61.5) 8	(30.8) 4			(100.0) 13
N 4	(20.0) 1	(20.0) 1	(20.0) 1	(20.0) 1	(20.0) 1				(100.0) 5
計	(2.2) 1	(2.2) 1	(2.2) 1	(4.5) 2	(37.8) 17	(24.5) 11	(13.3) 6	(13.3) 6	(100.0) 45

(1975年農業センサス個票から作成)

第15表 経営規模階層別・課税状況

	生保(S)	非課税(A)	均等割(B)	所得割(C)	不明	計
N 1	0	(77.8) 7	0	(22.2) 2	0	(100.0) 9
N 2	0	(61.1) 11	(22.2) 4	(11.1) 2	(5.6) 1	(100.0) 18
N 3	0	(69.2) 9	(15.4) 2	(15.4) 2	0	(100.0) 13
N 4	0	(60.0) 3	(20.0) 1	(20.0) 1	0	(100.0) 5
計	0	(66.6) 30	(15.6) 7	(15.6) 7	(2.2) 1	(100.0) 45

非課税世帯は上記以外の職業階層では、会社員・職員層に1世帯あるのみである。しかし、均等割のみの世帯は、数は少ないが漁民層を除くすべての職業階層に分布している。これらのことから、S村における職業階層の生活水準の位置に関しておよその推定は可能であるが、農業自営層に関してはもうすこし別の角度からみておく必要がある。

そこで、経営耕地面積を所有乳牛頭数の関係を見ると、かなり相関が高いので、(第13表)規模の大きい方から順に線でかこんだ範囲をN1からN4までとして、それぞれ課税状況と農産物販売金額をみたものが、第14表と第15表である。

農産物販売金額でみると、N4層は、200万以下、N3層は、300～700万、N2層は、300～1,000万、N1層は、700万以上とかなりはっきりとした相関がみとめられているが、課税状況でみると、全く関連がないように見える。おそらくは、農業自営の場合で課税される世帯があるのは農外収入の有無によるものではないと思われる。

したがって、農業自営については、耕地面積と乳牛頭数の組合せによるN1-N4を、上層から下層の一応の区分と考えて、以下の分析に用いることとする。

以上の職業階層区別に、地域分布、世帯人員、居住時期、世帯主の年齢層、家族類型をみたものが第16表～第20表までである。

まず、地域分布は、すでに職業の小分類別にみている(前掲第4表)ので、詳述はさけるが、農家の区分では、A₆に上層が集中し、C₁、C₂、C₄といった開拓地域に下層が分布していることが、はっきり示されている。

世帯人員別では、農業自営上層、漁業自営層では5人世帯を中心に分布しているのに、農業自営下層、その他の自営業層、公務員・公団体職員層、会社員・職員層は4人世帯を中心に分布している。ただ注目されるのは、都市においては、労務者・職人層は、高齢化し、世帯規模が少なくなる傾向があるが、S村では、2～3人世帯がかなりあるものの、5人世帯を中心に分布していることである。

居住の始期は、農業自営層では、中・上層は比較的ふるくから住んでいるものが多く、下層の多くは、昭和20年以降の入植者である。

漁業自営層は戦前からの在住者と、昭和40年以降のものに別れているが、後者は帆立漁の目どがついたため、従来居住していた場所と別な場所に家を新築したものと思われる。

第16表 職業階層別・地区別状況

職業	地区	A ₁	A ₂	A ₃	A ₄	A ₅	A ₆	B ₁	B ₂	B ₃	C ₁	C ₂	C ₃	C ₄	計
農 業	N 1		(1.6) 1				(43.8) 7	(3.3) 1							(4.0) 9
	N 2		(4.8) 3	(37.6) 6			(31.2) 5		(6.9) 2		(50.0) 1	(12.5) 1			(8.0) 18
	N 3		(1.6) 1	(12.5) 2			(25.0) 4			(5.3) 1		(50.0) 4		(50.0) 1	(5.8) 13
	N 4			(6.2) 1							(50.0) 1	(25.0) 2		(50.0) 1	(2.2) 5
漁 業		(1.6) 1					(46.8) 14	(41.4) 12	(21.1) 4						(13.7) 31
そ の 他 自 営 業	(18.2) 2	(9.7) 6	(12.5) 2	(6.7) 1	(12.5) 2			(17.3) 5	(5.3) 1						(8.4) 19
公務・公企業	(9.1) 1	(33.9) 21		(13.3) 2	(43.8) 7		(13.3) 4		(10.5) 2						(16.4) 37
会社員・職員	(9.1) 1	(17.8) 11	(6.2) 1	(33.3) 5	(6.2) 1		(3.3) 1	(13.8) 4	(15.7) 3						(11.9) 27
労務者・職人	(63.6) 7	(21.0) 13	(25.0) 4	(40.0) 6	(37.5) 6		(30.0) 9	(13.8) 4	(36.8) 7			(12.5) 1			(25.2) 57
無 職		(3.2) 2		(6.7) 1			(3.3) 1	(3.4) 1							(2.2) 5
不 明		(4.8) 3						(3.4) 1	(5.3) 1						(2.2) 5
計		(100.0) 11	(100.0) 62	(100.0) 16	(100.0) 15	(100.0) 16	(100.0) 16	(100.0) 30	(100.0) 29	(100.0) 19	(100.0) 2	(100.0) 8		(100.0) 2	(100.0) 226

第17表 職業階層別・世帯人員別状況

職業	世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	計
農 業	N 1				(11.1) 1	(55.6) 5	(11.1) 1		(22.2) 2	(100.0) 9
	N 2			(11.1) 2	(22.2) 4	(44.5) 8	(22.2) 4			(100.0) 18
	N 3			(15.4) 2	(30.8) 4	(30.8) 4	(7.6) 1	(15.4) 2		(100.0) 13
	N 4		(20.0) 1		(40.0) 2	(20.0) 1	(20.0) 1			(100.0) 5
漁 業			(16.1) 5	(19.4) 6	(25.8) 8	(22.6) 7	(16.1) 5			(100.0) 31
自 営 業		(5.3) 1	(10.5) 2	(42.0) 8	(15.8) 3	(5.3) 1	(15.8) 3	(5.3) 1		(100.0) 19
公務・公企業		(2.7) 1	(21.6) 8	(43.3) 16	(13.5) 5	(13.5) 5	(5.4) 2			(100.0) 37
会社員・職員		(7.4) 2	(11.1) 3	(37.1) 10	(29.6) 8	(14.8) 4				(100.0) 27
労務者・職人	(1.8) 1	(7.0) 4	(15.8) 9	(22.8) 13	(31.6) 18	(17.5) 10	(3.5) 2			(100.0) 57
無 職		(20.0) 1	(20.0) 1	(40.0) 2	(20.0) 1					(100.0) 5
不 明	(20.0) 1		(40.0) 2	(40.0) 2						(100.0) 5
計	(0.9) 2	(4.4) 10	(15.0) 34	(30.1) 68	(27.0) 61	(15.1) 34	(6.2) 14	(1.3) 3		(100.0) 226

第18表 職業階層別・居住年次別状況

職業	居住年次	～昭 9	昭10年～ 20年8月14日	20年8月15日 ～29年	30年～39年	40年～49年	50年～	計
農 業	N 1	(55.6) 5		(44.4) 4				(100.0) 9
	N 2	(16.6) 3	(5.6) 1	(50.0) 9	(16.6) 3	(5.6) 1	(5.6) 1	(100.0) 18
	N 3	(38.4) 5	(7.7) 1	(15.4) 2	(15.4) 2	(15.4) 2	(7.7) 1	(100.0) 13
	N 4		(20.0) 1	(80.0) 4				(100.0) 5
漁 業	(45.1) 14	(22.5) 7	(6.5) 2		(19.4) 6	(6.5) 2		(100.0) 31
自 営 業	(42.1) 8	(15.8) 3	(10.5) 2	(15.8) 3	(15.8) 3			(100.0) 19
公務・公企業	(19.0) 7	(24.3) 9	(13.5) 5	(21.6) 8	(13.5) 5	(8.1) 3		(100.0) 37
会社員・職員	(18.5) 5	(11.1) 3	(14.8) 4	(18.5) 5	(22.3) 6	(14.8) 4		(100.0) 27
労務者・職人	(15.8) 9	(14.0) 8	(28.1) 16	(28.1) 16	(14.0) 8			(100.0) 57
無 職	(20.0) 1	(40.0) 2	(40.0) 2					(100.0) 5
不 明	(20.0) 1	(40.0) 2	(20.0) 1	(20.0) 1				(100.0) 5
計	(25.6) 58	(16.4) 37	(22.6) 51	(16.8) 38	(13.7) 31	(4.9) 11		(100.0) 226

その他の自営業層、公務員・公企体職員層、会社員・職員層は、全体に分布しているが、労務者・職人層は、戦前からの在住者もいるが戦後居住しはじめたものが、70%を占めている点が注

第19表 職業階層別・世帯主の年齢層別状況

職業	主年齢層									計
	1 20～ 29歳	2 30～ 34歳	3 35～ 39歳	4 40～ 44歳	5 45～ 49歳	6 50～ 54歳	7 55～ 59歳	8 60～ 64歳	9 65歳～	
N 1				(11.1) 1	(55.6) 5	(22.2) 2	(11.1) 1			(100.0) 9
N 2					(38.9) 7	(44.4) 8	(16.7) 3			(100.0) 18
N 3				(7.7) 1	(46.1) 6	(15.4) 2	(23.1) 3		(7.7) 1	(100.0) 13
N 4					(20.0) 1	(20.0) 1	(20.0) 1	(20.1) 1	(20.0) 1	(100.0) 5
漁業			(3.2) 1	(19.4) 6	(58.2) 18	(6.4) 2	(6.4) 2	(3.2) 1	(3.2) 1	(100.0) 31
自営業			(10.5) 2	(15.8) 3	(36.9) 7	(15.8) 3	(10.5) 2	(10.5) 2		(100.0) 19
公務・公企業				(21.6) 8	(51.4) 19	(16.2) 6	(8.1) 3	(2.7) 1		(100.0) 37
会社員・職員			(3.7) 1	(18.5) 5	(40.8) 11	(25.9) 7	(7.4) 2	(3.7) 1		(100.0) 27
労務者・職人				(10.5) 6	(31.6) 18	(31.6) 18	(15.8) 9	(7.0) 4	(3.5) 2	(100.0) 57
無職					(20.0) 1	(60.0) 3			(20.0) 1	(100.0) 5
不明	(10代) (20.0) 1		(20.0) 1		(20.0) 1	(20.0) 1			(20.0) 1	(100.0) 5
計	(0.4) 1		(2.2) 5	(13.3) 30	(41.6) 94	(23.5) 53	(11.5) 26	(4.4) 10	(3.1) 7	(100.0) 226

第20表 職業階層別・家族類型別状況

職業	家族類型 核家族	家計	父+母+ 子+ (他)	欠 損 型				二世 世帯 以上計	父+母+ 子+ 祖父母 + (他)	欠損型	計	欠 損 世帯率
				計	単身者	老夫婦 の み	父+子					
N 1		5	5	0				4	4	9	0	
N 2		15	14	1				3	3	18	5.5	
N 3		11	11	0				2	2	13	0	
N 4		4	2	2		1	1	1	1	5	40.0	
漁業		20	19	1				11	11	31	3.2	
自営業		15	14	1		1		4	4	19	5.3	
公務・公企業		28	27	1			1	9	9	37	2.7	
会社員・職員		23	21	2		2		4	4	27	7.4	
労務者・職人		45	40	5	1		1	12	11	57	10.5	
無職		4	3	1				1	0	5	40.0	
不明		4	1	3	1			1	1	5	60.0	
計	(77.0) 174	(69.5) 157	(7.5) 17	(0.9) 2	(1.8) 4	(1.3) 3	(3.5) 8	(23.0) 52	(22.1) 50	(0.9) 2	(100.0) 226	8.4

目される。

世帯主の年齢層では、農業自営上層 N 1 は、40代の者が多いが、N 2 以下は、50代の比重が大

きく、とくに、N4では、5世帯中4世帯が50代以上でさらにそのうちの2世帯は、60代以上で、後継い者のひきつぎがかならずしもうまくいっていないことを予測させる。

漁業自営業層や、公務員・公企体職員層では、はっきり40代が中心であることが、確認できるが、その他の自営業層や、会社員・職員層は、40代と50代以上の比重が接近しており、労働者・職人層、無業層はあきらかに50代以上が、40代以下を上回る傾向にある。

最後に家族類型別にみると、高齢化や母子、父子化などの欠損世帯が、農業自営業層や、労働者・職人層から題在化しているようにみえる。

以上の考察をもとに、S村の社会階層構造を図示すれば、およそ第5図のようになるのである。なお、基軸を住民税所得割の水準においたが、農業自営業層の場合には、販売金額を勘案して示すこととした。

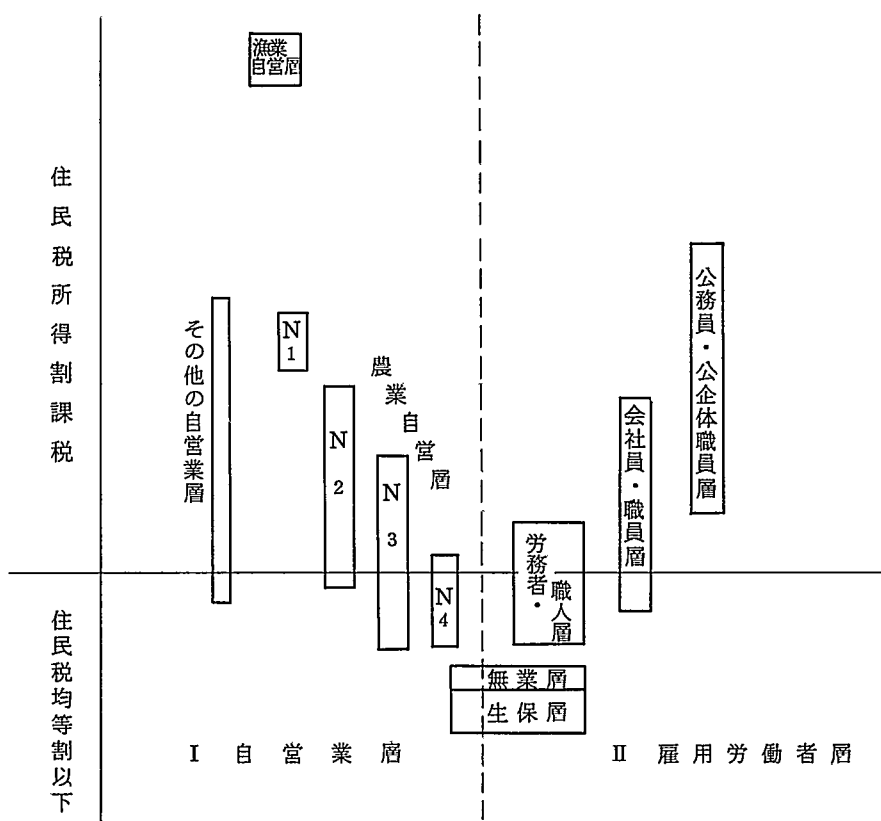


図5 S村における職業階層構成の推定図

II S村における貧困層の形成過程

1. S村の保護率の位置

S村を調査対象地区に選んだ理由の1つに、S村の保護率が高いことをあげたが、どの程度の水準にあるかを確認しておく必要がある。昭和52年度の時点で比較すると(第21表)S村の保護率が一見して高いことは明らかである。ところで、道内の保護率を基準にして地域区分をすると、おおよそ次のようになる。

保護率 30%以上の地域 空知産炭地域
 保護率 20～30%の地域 道北，道東，道南の過疎地域
 保護率 20%以下 それ以外の地区

するとS村は、「過疎地域」のなかにあつて、最も高い地域に属していることがわかる。これはおそらく、S村が「過疎地域」にくわえて、「産炭地」であつたことが関係しているかもしれない。それは、第22表の保護率の年次別推移からも推定される。閉山があいついだ、42年に、40.4%にま

第21表 宗谷管内における扶助別人員の状況

(昭52年度月平均)

区分 町村名	被保護世帯数	被保護実人員	保護率 (1,000人当り)
S 村	58	117	32.7%
浜頓別町	46	96	14.5
中頓別町	49	106	24.5
枝幸町	72	133	13.1
歌登町	43	76	20.2
豊富町	74	148	21.3
礼文町	65	151	24.1
利尻町	67	125	19.3
東利尻町	79	144	21.2
計	553	1,096	19.9

(宗谷支庁資料)

第22表 S村における年次別

生活保護適用状況

区分 年度	被保護世帯数	被保護人員	保護率
42	85	244	40.4%
43	82	215	38.6
44	71	167	31.0
45	66	144	29.6
46	65	126	27.3
47	68	142	32.3
48	65	136	33.2
49	67	139	32.8
50	60	130	33.6
52	58	117	32.7

(宗谷支庁資料)

でになっている。なお、保護率が1971年をボトムにして、増加傾向にあるようにみえるが、これは、保護世帯が横ばいであるにもかかわらず、保護率が増加しているところから、保護世帯の減少より一般世帯の減少が上回った結果と考えられる。

2. 被保護層と「低所得層」の関係

被保護世帯の地区別の分布を示すと、第23表のとおりである。地区別の保護率をみると、A₁を最高にして以下A₅、A₄、B₁、A₂、B₂とつづいている。

これを、S村当局が推計した「低所得者調べ」による低所得層のその部落に占める割合、かりに「低所得者率」と呼ぶが、それと比較すると、必ずしも保護率の高い地区と一致していないことがわかる(第24表)。

「低所得者率」の高い順でみると、C₁、A₆、B₃、C₂、A₁となっている。一般的には、「低所得者」の多い地域に生活保護世帯も多く、従つて保護率も高まるが、S村ではこの関係があいまいであることをどうみたらよいかという問題がある。これは、先にも触れたが、「低所得者」を課税状況から推計していることによるものであり、このような方法により析出される「低所得者」は、「低所得」ではあつても必ずしも、生活保護に直結しないということを意味している。「低所得者率」の高いところは、A₁とB₃をのぞいて農業自営の多い地域であることがこの間の事情を物語っている。

すると、地区別の生活保護率と同様の傾向は、どのような職業階層にみられるかといえ、いうまでもなく、労務者・職人層、無業層の比較的多い地域であることがわかる。典型はA₁とA₄、A₅

第23表 地区別生活保護率

地区	S50年国勢調査		被保護世帯(S53年)		被保護者(S53年)	
	世帯数(A)	人数(B)	実数(C)	保護率(C/A)%	実数(D)	保護率(B/D)%
A ₁	91	250	11	120.9	19	76.0
A ₂	326	1,045	14	42.9	22	21.1
A ₃	66	235	1	15.2	3	12.8
A ₄	62	218	4	64.5	8	36.7
A ₅	90	308	6	66.7	15	48.7
A ₆	49	220	—	—	—	—
A ₇						
A ₈						
B ₁	119	406	5	42.0	9	22.2
B ₂	130	491	5	38.5	8	16.3
B ₃	62	219	2	32.2	2	9.1
C ₁	13	41	—	—	—	—
C ₂	31	119	—	—	—	—
C ₃						
C ₄						
計	1,039	3,552	48	46.1	86	24.2

表注) 被保護世帯人員と人口、世帯数の時点のちがいに留意のこと。C₃は53年時点でB₁、B₂に吸収されているため50年国調の世帯数、人数を調整した。

第24表 地区別貧困指標

貧困指標 地区	低所得者率	保護率	労務者・ 職人層比率
A ₁	14.0	76.0	63.6
A ₂	5.0	21.0	21.0
A ₃	8.1	4.0	25.0
A ₄	11.0	37.0	40.0
A ₅	4.9	45.0	37.5
A ₆	25.5	0	0
A ₇			
A ₈			
B ₁	9.1	23.0	30.0
B ₂	9.0	17.0	13.8
B ₃	25.1	9.0	36.8
C ₁	36.6	0	0
C ₂	19.3	0	12.5
C ₃			
C ₄	0	0	0
計	11.2	24.0	25.2

である。これらの事情から、被保護層の形成過程に関して次のような推測がなりたつ。すなわち、自営層が、地域住民の少なくない比率で存在するS村のような場合、単に低所得であるということだけで被保護層とむすびつくということはすくなく、低所得の原因が「自由労務者」のような不安定就労業による場合、むすびつきやすいということになる。

3. 転落の要因と過程

S村で現に生活保護を受給している世帯が、どのような要因で生活保護が開始され、そこへいたる過程がいかなるものであるかをみておくことにする。しかし、生活保護世帯を対象とした個別調査をおこなっておらず、分析する資料はケースワーカーに対するきょとり調査であり、その点では、不十分さをまぬがれない。したがってこの調査結果からひきだされる傾向に対する考察は、推測を多分にふくんでいることをあらかじめご了承ください。

第25表① 生活保護受

番号	居住年次	住居	世帯人員	構成	健康
1	昭30	自家	2	○男69歳 女60歳	(注)脳出血
2	" 5	その他	1	○男61歳	ビュルゲル氏病
3	" 20	借公営	1	○男71歳	神経痛
4	" 20	自家	3	○男20歳 男70歳 女60歳	(注)精神病 (父親)高血圧症
5	" 43	"	1	○男77歳	脳動脈硬化症
6	" 23	借公営	2	○男74歳 女65歳	(注)脳出血後左半身不随 (妻)精神分裂病
7	" 45	"	2	○男74歳 女70歳	(注)神経痛
8	" 35	その他	1	○男74歳	心不全
9	" 8	借家	3	○男69歳 女66歳 男28歳	(注)高血圧症 (妻)高血圧症 (男)精神分裂病
10	" 28	自家	2	○男74歳 女62歳	(注)神経痛 脊椎症
11	" 23	"	4	○男77歳 女61歳 (長女) (長女の子) 女32歳 女5歳	(注)高血圧症 (長女)精神分裂病
12	" 10	借家	1	○男60歳	進行性マヒ
13	" 30	借公営	4	○男46歳 女34歳 (長男) (長女) 男15歳 女12歳	(注)腰椎カリエス
14	" 10	自家	2	○男55歳 女49歳	(注)脳卒中後遺症
15	" 50	"	2	○男66歳 女58歳	(注)胃ガン
16	" 37	借家	1	○男68歳	良
17	大15	自家	4	○男78歳 女69歳 (孫) (孫) 男15歳 女11歳	(注)慢性気管支炎 神経痛
18	昭25	"	2	○男79歳 女66歳	(注)心内膜下硬塞 気管支喘息
19	" 28	"	3	○男60歳 (二女) (三女) 女17歳 女15歳	(注)気管支喘息
20	" 30	借家	2	○男80歳 女64歳	(注)腰痛症・胃潰瘍 心不全
21	" 23	"	2	○男80歳 女70歳	(注)肝硬変・前立腺肥大症 高血圧
22	大12	"	2	○男72歳 女60歳	脳卒中後遺症 腰痛
23	昭22	借公営	2	○男59歳 女55歳	(注)脳動脈硬化症 心不全・低色素性貧血
24	大 7	自家	2	○男66歳 女61歳	高血圧症 良
25	昭50	借家	6	○男37歳 女30歳 長女11歳 二女7歳 三女5歳 長男3歳	良
26	" 24	入院中	1	○男63歳	精神病
27	" 23	"	1	○男85歳	脳動脈硬化症
28	" 22	"	1	○男61歳	両眼失明

給世帯一覽（男世帯主）

職	歴	開始年月	理 由
昭5～20 (土建業)	昭20～30 (飲食店)	昭52. 5. 6	主脳出血による入院飲食店経営不振のため
昭11～52 (鍛冶屋)	昭52. 5～53. 7 (作業員)	〃 53. 7. 5	主ビュルゲル病入院手術を要し生活費医療費支払い困難のため
昭12～14 (船大工)	14～17 (船大工)	{ 〃 34 開始	保護理由不明 ソリから落ち脊椎を痛め開始
	17～20 (入院)	{ 〃 39. 12. 1 廃止	
	20～23 (炭坑夫)	{ 〃 47. 2. 21 開始	
昭24 (酪農経営)		〃 51. 5. 13	主精神病で入院酪農経営状態が不振のため
昭16～17 (炭坑夫)	昭20～40 (炭坑夫) を歌志内稚内	〃 43. 3. 19	昭40～43釧路の二男が扶養折合悪く帰村して1人暮しのため
大11迄 (農業)	昭11～23 (作業員)	〃 44. 1. 7	主が病弱で稼働できず
大15～昭2 (家具店自)	昭2～12 (農業)	〃 45. 12. 1	主高血圧症稼働不能のため
	昭12～36 (作業員)	〃 48. 8. 24	心不全のため入院医療費支払い困難であるため
	昭36～45 (建具屋勤務)	〃 51. 10. 12	主及び妻の病弱により稼働出来ず
昭8～45 (漁業)	昭45～51 (工員)	〃 52. 4. 8	主の左目失明により稼働できず生活困難となり開始
昭19～28 (鍛冶職)	昭28～34 (工員)	〃 53. 4. 22	主及び妻が要入院であったため生活困難となり開始
大10～15 (用務員)	大15～昭23 (作業員)	〃 39. 1. 29	進行性マヒで稼働が困難
昭8～34 (漁業)	昭23～34 (炭坑経営)	〃 48. 8. 25	主の発病により開始
	昭34～39 (漁船乗組員)	〃 51. 7. 14	主が脳卒中により入院のため生活困難
?	? 昭41～48 (運転手) (組合事務)	〃 50. 5. 6	主の入院により医療費支払困難のため開始
昭15～48 (機械修理工)	昭48～51 (加工場勤務)	〃 52. 8. 1	養豚業を営むが収入なし
昭22～31 (漁業)	昭31～45 (豆腐業)	〃 44. 11. 1	主高齢のため稼働困難
昭37～47 (店員)	昭45～50 (出稼ぎ)	{ 〃 31. 2. 6 開始	主及び妻病弱のためまた手持金がなくなった
	昭50～53 (事務員)	{ 〃 45. 7 廃止	
		{ 〃 45. 7. 20 開始	
昭37～47 (店員)	昭49～ (養豚業)	〃 38. 2. 4	主入院生活困難
大12～15 (漁船乗組員)	大15～昭44 (作業員)	〃 51. 9. 13	主高齢及び疾病により稼働出来ず
昭20～28 (酪農)	昭28～38 (酪農)	〃 44. 10. 17	主入院により開始
昭20～30 (作業員)	昭30～51 (作業員)	〃 46. 4. 17	主及び妻病弱により
昭3～23 (漁業)	昭23～39 (漁業)	〃 46. 11. 22	主疾病により稼働できず
大6～12 (馬具職見習)	大12～昭20 (作業員)	〃 51. 1. 7	主背骨が曲がり稼働困難
昭5～13 (工員)	昭20～46 (酪農)	〃 51. 12. 15	中国から引揚げ仕事が全くなく日本語が話せない状態
昭5～47 (農業)	昭22～24 (造材業)	〃 29. 10. 5	落盤により精神異常をきたす
	昭24～46 (酪農)	〃 34. 11. 10	神経痛の発病稼働困難
昭20～24 (炭坑作業員)		{ 〃 41. 1 開始	視覚障害となり開始昭47生活維持可能廃止昭48生活困難のため
大1～昭12 (作業員)	昭12～23 (農業)	{ 〃 47. 8 廃止	
昭14～22 (運転手)	昭22～39 (作業員)	{ 〃 48. 2. 11 開始	
	昭23～34 (作業員)		
	昭39～41 (炭鉱夫)		

第25表② 生活保護受

番号	居住年次	住居	世帯人員	構成	健康
29	昭20	借公営	1	○女58歳	高血圧症・白内障
30	" 28	"	1	○女68歳	慢性心不全・胆のう炎
31	" 30	"	2	○女51歳 男18歳	(注)椎間板ヘルニア
32	" 50	"	1	○女50歳	アルコール中毒・低血圧症
33	" 51	借家	1	○女65歳	変形性膝関節炎
34	" 47	借公営	2	○女30歳 女6歳	良
35	" 45	自家	1	○女68歳	冠不全右膝関節炎
36	" 50	?	1	○女57歳	ネフローゼ症候群
37	" 31	借家	3	○女54歳 (4女) (4男) 女18歳 男15歳	(注)脳卒中後遺症
38	" 40	借公営	1	○女65歳	変形性膝関節炎
39	" 36	"	1	○女83歳	脳動脈硬化性高血圧
40	" ?	"	1	○女71歳	糖尿病
41	" 15	自家	1	○女56歳	神経病, 五十肩
42	" 40	"	1	○女53歳	精神分裂病
43	" 30	"	1	○女65歳	左膝関節炎等
44	" 51	借家	3	○女30歳 (長女) (長男) 女8歳 男4歳	ノイローゼ (長男)知恵遅れ
45	大2	借公営	1	○女75歳	白内障 十二指腸潰瘍
46	昭30	入院中	1	○女62歳	先天的精薄
47	" 30	"	1	○女53歳	精神分裂病
48	大15	"	1	○女75歳	脊堆骨 ?
49	昭28	借公営	4	○女52歳 男23歳 女15歳 女11歳	(注)糖尿病入退院くりかえす

1978年8月現在のS村の生活保護受給世帯の一覧を世帯主の性別に示せば、第25表①～②のとおりである。

生活保護を受給する直接的な理由から先にみていくこととするが、家族の健康状態に注目していただきたい。

母子世帯で、子供の養育をしている№34および、68歳の独身男性で養豚業を営んでいる№16、および、51年に中国から引揚げてきて、日本語がはなせず就労できない№25の3ケースを除けば、すべての世帯の世帯主が病気であり、かつ、その発病ないし悪化が、保護開始の主たる理由となっている。

また、世帯主が50歳未満は、さきの№34と№25および№13(主カリエス)、№44(母子でノイローゼ)の4ケースにすぎない。つまりこれら以外の高齢化した世帯構成の人々が病魔におそわれた時

得ない。

次に№16。借家すまい経営耕地面積不明、養豚の規模は、親雌豚6頭、親雄豚1頭、子豚13頭で年2回売却し、年収210,096円で、生活保護基準の40%を充足している。世帯主は、68歳になるまで、結婚歴がなく、養豚「業」は、64歳のときにはじめたものである。家族労働力を基本に成立する農業（この場合家畜）経営にあつて、いかなる理由によるかはさだかでないが、老齡化した単身者が行なう、このような営みは、生業として成立しえないとみるべきである。だから低所得というより独居老人保護という点に力点があつたと解するのが妥当である。

以上2ケースは、一見低所得が保護の要件のようにみえるが、実際には、病気や高齡が放置できないために保護されたと考えた方がよいと思う。S村の生活保護層の全部が、疾病、高齡、主たる稼ぎ手の喪失を契機に保護層へくみこまれたとみることができる。だから、繰りかえしになるが、「低賃金」や「低所得」が（たとえその水準が生活保護基準を下回るものであつても）ただちに生活保護を受給する要件にはならないと推定することが可能になるのである。では、生活保護層へいたる過程はどのようなものであつたかを、その職歴からみておくこととする。ところで、職業は、いわば、その世帯の生活の質を決定する性格をもち、職業の遍歴は、世帯員全体のあり方に大きくかゝるであろう。だから、職歴をみる場合、彼の出身階層や家族構成の変化などと合わせてみなければ、その生活史にしめる重みはかならずしも充分わかるものではないと思う。今回の生活保護世帯調査は、ケースワーカーが知りえている限りの職歴をメモした程度にすぎないから、ある種の傾向をつかむことしかできないであろう。以上を前提にして、男世帯主の職歴だけに限り、まずS村への在住時点別にみておくことにする（第26表）。

1) 戦前からの在住者世帯

彼らのすべては、人生の大半をS村ですごした人々であるが、その職歴を、初職と最長職、生活保護直近職の関係でみると、次のことが指摘できる。

初職と最長職が原則的には一致し、生活保護受給前の数年間、工員、作業員といった単純労務に従事するという展開が多い。

その最長職は、№14、№17を除けば、漁業、農業、工業（旧職人的工業）といった自営層が分解して単純労務者になるパターンである。

№14の機械修理工がどのような雇用形態であつたか、あるいは、名目的自営層のような就業であつたかはわからないので、類型化しにくいだが、№17のケースは、不安定就労層として停滞しているケースと考えられる。

2) 1945～55年転入世帯

この時期に転入したものが、男世帯主世帯の約半分を占めている。

転入前の問題についていえばまず目につくのは、樺太からの引揚げ者である。（№4、№6、№11、№21、№27）、彼らのあるものはS村にたつたかあつたかもしれないが、大部分は、当時村に設置されていた引揚げ者寮へ収容されたことが縁で、S村へ定住したものである。彼らはすべてS村へ転入した時点で、40歳を越え、55歳という当時としては老齡者に属する年齢に達したのもいた。この老齡者（№27）は、引揚げてきてからの初職が作業員で、そのまま高老化したが、他の№4、№11、№21はいずれも自営層として、その後長期間とどまり、高老化して事業不振で生活保護へ転落したものである。№6のケースは、漁業へすぐ見切りをつけて炭坑夫として17年間就労するところとなつた。

このように樺太引揚げ者としての無一物から出発する苦勞にくわえて、年齢層が比較的高かつたことが転落の誘因となつていふと考えられる。

樺太以外の地域からこの時期に転入した者は、№10のケースと、職歴が全く不明の№18を除い

第26表 転入年次別職歴一覧

戦前からの在住者							
世帯番号	転入時年齢	初 職	最 長 職	期 間	生保直近職	期 間	
2	11歳	鍛 冶 屋	鍛 冶 屋	41年	単 純 労 務	1年	
9	23歳	漁 業	漁 業	37年	工 員	6年	
12	11歳	漁 業	漁 業	16年	漁船乗組員	4年	
14	出 生 前	機 械 修 理 工	機 械 修 理 工	33年	加 工 場 工 員	3年	
17	24歳	乗組→作業員	作 業 員	44年	同左	—	
22	15歳	馬具→作業員	農 業	26年	同左	—	
24	出 生 前	農 業	農 業	42年	作 業 員	4年	
(1945～55) 転入者							
転入者	転入前職	転入時年齢	転入後初職	期 間	転入後最長職	期 間	直 近
3	船大工(小樽)	38歳	炭 坑 夫	3年	船 大 工	24年	同左
4	農 業(樺太)	40歳	?	3年	酪 農	30年	同左
6	農 業(樺太)	44歳	漁 業	4年	炭 坑 夫	17年	同左
10	職 人(沼田)	50歳	工 員	6年	作 業 員	18年	同左
11	事務員(樺太)	47歳	炭 鉱 経 営	11年	炭坑露天掘	18年	同左
15	?	33歳	漁 業	9年	豆 腐 屋	14年	出稼ぎ
18	?	51歳	?	?	?	?	?
19	農 業(山形)	34歳	酪 農	10年	同左	—	—
21	漁 業(樺太)	50歳	漁 業	16年	同左	—	作 業 員
23	工 員(山形)	26歳	造 材	2年	酪 農	22年	同左
26	?(豊富)	33歳	炭 坑 夫	4年	同左	—	—
27	農 業(樺太)	55歳	作 業 員	11年	同左	—	—
28	運転手(室蘭)	29歳	作 業 員	17年	同左	—	炭 坑 夫
(1955～65) 転入者							
1	飲食業(中頓)	46歳	飲 食 業	18年	飲 食 業	通28年	飲 食 業
8	〃	56歳	?	?	?	?	?
13	漁 業(?)	23歳	運 転 手	11年?	同左	?	組 合 事 務
16	?	50歳	店 員	12年	同左	—	養 豚
20	?(稚内)	56歳	作 業 員	21年	同左	—	同左
(1965年以降) 転入者							
5	?	67歳	無	—	—	20～40年	炭 坑 夫
7	建 具 職	66歳	〃			12～36年	作 業 員
25	?	34歳	〃				中国引揚家族

て、20歳代から30歳代で占められている。

転入して炭坑夫となったもの(№3, №26)と、開拓農民として入植したもの(№19, №23)がこの時期の転入者の第2の特徴となっている。彼らは樺太引揚げ者と異なり、S村での新しい生活をもとめて流入したものの一部である。なお、№15の漁業従事者も、これらの範疇に含まれるが、№28は、転入後作業員となり、やゝ趣きを異にしている。

しかし、彼らが、樺太引揚げ者とちがうもう1つの面は、転入後の初職、つまり炭坑夫や農業、漁業といった仕事が長づきせず転職して以降の仕事が最長職になっていることである。№23は造材が酪農をやる前提の職であったとすれば、転入後の初職と最長職が一致しているとみるべきで、やゝ例外的なケースに属するかも知れない。

彼らの大部分は、やはり作業員や出稼ぎ炭坑夫といった、季節雇用労務者へ階層移動し、高齢化、発病により生活保護層へ流入している。№26は、炭坑事故で精神障害を発病し、若くして生活保護を受給するようになった。

3) 1955年～65年

この時期に転入した5ケースのうち3ケースまでが50歳代でS村へきたことになっているが、これは昭和20年代の50歳代が、樺太引揚げ者であったのとは、かなり性格を異にしていると考えられる。引揚げ者の場合50歳代であっても、家族もちであったが、この時期の50歳代の№8、№16、№20のうち、前2ケースはすでに単身化してからの転入であり、№20のみ夫婦世帯であった。だからS村へ転入した段階ですでに生活は不安定化しており、前職も転々としていてあいまいなうえ、生活保護をうけるまでの期間S村での就労も、店員、作業員といった不安定就労であった。

40歳代で転入した№1の世帯は、隣接した町でやっていた飲食業を、S村で継続しておこなうために転入したものである。転入の動機は不明であるが、世帯主の発病が営業不振の直接原因で子供がいなかった点が保護層へ転落する主な要因であったと考えられる。

№13は若くして転入したが、S村内でもかなり転職をしており、40歳代の働きざかりで発病したため、子供がまだ義務教育段階で保護を受給した世帯である。

4) 1965年以降の転入者

3ケースのうち、№25の日中国交回復にともなう中国からの引揚げ者世帯については、特殊事情として引取った親族と別世帯で保護するよう取扱いが定められているケースである。親族のついででS村へ定住したものと思われるが、言語や生活習慣になれるのをまって社会復帰することになるであろう。

それ以外の2ケースは、60歳代になって無業の状態です村へ転入してきている。№5のケースは、釧路の息子のもとへ引取られていたが折あいが悪く、S村へ単身もどってきたものである。最長職歴は炭坑夫で道内の炭坑を転々としていて、たまたま、S村の炭坑へも以前きていたものと思われるが職歴からは判然としない。

№7のケースも、S村以外で様々な仕事を転々としていて、66歳になって無業のままS村へ転入している。

この2ケースともS村になんらかのつてがあつて、その扶養を期待しての転入と思われるが、おもわくどおりいなくて生活保護層へ流入したものと考えられる。

以上、初職、最長職、生活保護転落直近職の関係を中心にして、S村への転入段階別に概観したが、生活保護世帯の職歴を類型化すれば、おおよそ以下のようにまとめることができる。

- (I) 自営業層で、長期間一職業に従事していながら、おそらくは後継者にめぐまれず、そのまま老齢期をむかえ事業不振となるケース。この場合、自営業を多くは廃業して、生活保護受給までの短期間、単純労働に従事するところに特徴があり、いわば自営層分解の1つのパターンであると言える。S村の場合、従来からの在住者に多い類型である。
- (II) 災害とりわけ戦争の災禍により、中高年齢層になって従来の生活と労働が断絶され、生活がまるごと変化してしまうため、不安定な老齢期をむかえるケース。戦争被災者には数多くこれらの事例はみることができるが、S村においては典型的には、樺太引揚げ者世帯をあげることができる。中高年齢層になって不慣れた土地で当座の生活の糧をうるために従事した仕事が、そ

の後の最長職になる場合と、すこしおちつてから転職して腰をおちつける場合の両方があるが、いずれにしても、彼らの多くは、残りすくない人生を1つの仕事にうちこんで、生活の再建をはかろうと努力するが、立直らないうちに老齢期をむかえて、生活保護層へおちこむ、だいたいのケースが最長職のまま矢折れ弾つきて生活保護を受給するのである。

(Ⅲ) 開拓農家の募集や炭坑夫募集（にしん漁があった時期にはおそらく漁業労働者の募集もあったのであろう）などにより30歳代前に、転入するが、開拓に失敗したり、炭坑の閉山などによって転職を余儀なくされるケース。これらの事例は、時の政策に誘導されている節がみとめられる。だからある者は、中位の成功をおさめるという場合もあるが、身体が弱いとか思わぬ事故にあうと、急速に貧困層へ転落する可能性がある。開拓入植といい、炭坑夫といい、S村の場合、規模や立地条件が他の地域と比較すれば数段おとっているから、失敗の可能性は高いとみなければならない。転職後の職業は大部分が季節雇用の労務者である。

(Ⅳ) 転入時期とあまり関係なく、不安定就業層の職業を転々と変遷し、それと同時に地域移動もくりかえしていると思われるケース。これらの中には、婚歴がないまゝ高齢化したり（№16）職歴、居住歴が本人もおぼえていない程かわったりするケースがふくまれている。つまり不安定就業層として停滞したまま、生活保護受給の要件が発生したため、流入するという類型である。

限られた資料による分析のためかなりの推測を含まざるを得なかったが、S村における生活保護層の形成過程は、われわれが都市において分析した諸事実と基本的には、そう大差ないことが確認された。すなわち、不安定就労の開放的労働市場が存在し、保護層への転落は、そこからもれおちる形で顕在化し、堆積しているのである。たゞ都市と異なる点があるとすれば、都市においては、就労市場が、労働力の質のちがいに応じていくえにも重なって展開されているのに、S村のようないわゆる「過疎」地域では、事実上不安定就労の労働市場のみが存在し、労働力の質のちがいがあまり問題にされないということがあるかもしれない。だから高卒等の新規労働力は、いわば指定席のような役場職員や漁協職員等をのぞいて、村の労働市場以外のところで労働力を販売することを余儀なくされているのではないか。こんにち都市においても就労者を含む生活保護受給世帯の割合は年々低下し、全受給世帯に対して、20%を切る状況であるが、S村では、世帯主が稼働している世帯は2ケースだけで、世帯員（子供）が同一世帯で稼働しているケースは1ケースしかない。その比率は合計してもわずかに6%にすぎず、まさに働きながら生活保護を受給するのは、例外的事例ということになる。このことはとりもなおさず、就労者は一部の例外をのぞけば、そのほぼすべてが不安定就労層で、厳密に生活保護を運用すれば、その水準以下の生活を余儀なくされている（とりわけ冬期間はその大部分が失業状態にある）から、彼らと生活保護層の一線を画するとすれば、就労できないという状態をもってすることにせざるを得ないのではないかを考えられる。

以上が、S村における社会階層の最下に位置する生活保護層の形成過程に関するアウトラインである。

彼らとたえず交流しながら、主たる転落口を内包する自由労務者層が、この村の雇用労働者のすくなくない部分を占めていることは先にみたが、単にこの階層だけではなく、自営層とりわけ開拓地域の農業自営層においてもその後継者の動向によっては、転落する可能性をふくんでいることに留意しなければならない。

生活保護層と紙一重の状態で広範に存在するであろうこの村の低所得層にとって、その世帯の次の担い手の進路と動向は、この村の今後の発展を確実なものとするかどうかという問題を考える上で、注目すべき課題であると思われる。

Ⅲ S村における中卒者の進路

1. 宗谷管内の高校の配置

S村には、高校がなく通学は隣接市町村におよぶ。最も近い浜頓別町でも、S村の中心地であるA2地区の駅から車で45分を要し、稚内市、中頓別町に至っては、70～80分もかかる状態である。

朝の通学列車がA2駅を午前7前に通過するから、浜よりのB1、B2、および開拓部落のC1、C2、A3開拓などは、その列車に間にあうように足を確保することが通学の必須条件となる。とりわけS村は豪雪対策地域に指定されている雪害の常時発生地域であり、冬期間の通学は困難をきわめている。B1とほとんどの開拓部落の子弟は、下宿をするか高校の寮へ入ることが、事実上通学の条件となっているとって過言ではない。このような困難が、高校進学率を低めている第1の要因である。S村からの通学圏内にある高校は、公立では、浜頓別高校（普通科、商業科）、中頓別高校（農業科、生活科、なお、本校は以前町立季節定時制高校であったが、1975年全日制高校へ格上げされた。）稚内高校（普通科、看護科）、稚内商工高校（商業科、工業科）および、私立の稚内大谷高校の5校である。

このうち、学生寮を付設しているのは、中頓別高校のみである。浜頓別高校が村から最も近く、普通科もあるため、進学する生徒も一番多い。もっとも、必ずしも進学高校というほどの水準にはないという。

中頓別高校は、男子は農業科、女子は生活科に通学することになる。

稚内高校は、管内一の進学校である。また、看護科は、看護婦をめざす女子生徒に人気がある。稚内商工と、私立の大谷高校への進学者はさほど多くない。

2. 中卒者の進路動向

1) 年次別推移

学校基本調査によるS村の高校進学率と全道平均との比較が、第27表である。

これによれば、S村の進学率は、全道のそれと比べて、これまでは約10%下回っており、進学を阻害している条件の1つに、先にふれた通学事情があると思われる。第28表は、進路別の状況である。これによれば、1975年を境にして、進学者の内部構成が大きく変化していることがわかる。すなわち全日制の進学者でみると、1973年までは、全体の約半数にすぎず、74年で64%、75年に至って75%を越すようになってきている。つまり、1974年までは、高校進学者のうち定時制進学や、就職進学者が、10～20%を占めていたのである。また、進学者以外でみると、73年までは卒業者のほぼ1/4が就職しており、76年から、10%を割るようになってきている。各種学校へ進むものも、漸減の傾向にある。

就職者の動向を第29表によってみると、1972～73年段階では、たとえば、紡績工場にみられるような、集団就職型の就職がまだ残っていたが、1975年以降は、特定の業種に集団的に就職するという事例はすくなくなり、かわって、農業や漁業など自営業に従事するものが目立つようになる。いま、1973年～77年（全道値は1971～76年）の就職者を、産業分類別にみると（第30表）、S村における就業動向で、特徴的なことは、第1次への就職者の割合が27%と、ほぼ第3次産業就職者のそれと同率であ

第27表 進学率の比較

	S 村	全 道
S 48	71.8	83.9
49	75.3	85.9
50	75.6	87.9
51	89.4	88.5
52	81.8	89.3
53	80.9	90.2
54	87.3	

（学校基準調査）

第28表 年次別進路状況

	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	
卒業 者 数	(100.0)131	(100.0)103	(100.0)97	(100.0)78	(100.0)85	(100.0)66	(100.0) 68	(100.0) 63	
進 学 者	全 日 制	(55.0) 72	(50.5) 52	(63.9) 62	(75.6) 59	(81.2) 69	(78.8) 52	(79.4) 54	(87.3) 55
	定 時 制	(10.7) 14	(19.4) 20	(7.2) 7		(8.2) 7	(1.5) 1		
	就職進学者		(1.9) 2	(4.1) 4			(1.5) 1	(1.5) 1	
	小 計	86	74	73	59	76	54	55	55
進 学 率 (%)	65.6	71.8	75.3	75.6	89.4	81.8	80.9	87.3	
就 職 者	(26.7) 35	(23.3) 24	(18.6) 18	(15.4) 12	(4.7) 4	(13.6) 9	(7.4) 5	(7.9) 5	
各 種 学 校	(7.6) 10	(4.9) 5	(6.2) 6	(9.0) 7	(4.7) 4	(3.0) 2	(5.9) 4	(3.2) 2	
無 業 者					(1.2) 1	(1.5) 1	(2.9) 2		
不 明							(2.9) 2	(1.6) 1	

(学校基本調査)

第29表 年次別就業先の状況

	S 47		48		49		50		51		52		53		54				
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
農 業			5 2		2 3	1 4	1 2	3						1	1	1	1		
漁 業			2 3		3 2		2 2		2 1	1	3	3				1		4	
建 設 業			5 4		4 5		5 1		1							1		1	
製 造 業	紡 績			5 5				1 1			1 1		1 1		1 1				
	食 料 品		13					1 1	1 1	2 1	1 2	2 2	2 2						
	そ の 他			1 1	2 4		4 1		1		1	1 1	1 1						
卸 売 ・ 小 売 業			3			2 2				1 1									
運 輸 ・ 通 信 業			2 1		1						1	1							
サ ー ビ ス 業			5 1	6 7	1 2	3 2	2 2	4			1 1				1 1			2	
公 務						1 1					1 1		1 1		1 1				
そ の 他				2	2	1 1													
合 計			35 14	12 26	15 7	22 6	6 12	2 2	4 6	4 6	4 10	4 4	2 6	4 4	1 5				

(学校基本調査)

第30表 産業分類別就業者の動向

	S 村 (S48~52)		宗 谷 管 内 (S48~52)		全 道 (S46~51)	
	数	%	数	%	数	%
第 1 次 産 業	20	27.0	154	9.7	6,815	10.5
第 2 次 "	30	40.6	711	44.8	32,730	50.7
第 3 次 "	21	28.4	694	43.8	22,229	34.4
不 明 ・ 分 類 不 能	3	4.0	27	1.7	2,820	4.4
合 計	74	100.0	1,586	100.0	64,594	100.0

(学校基本調査)

ることである。これは、S村の酪農および漁業の現段階における後継者問題をみる場合に考慮すべき点であると思う。

以上の点をふまえて、1975年から79年までの5年間について第2次調査によって細部にわたって検討することにする。

第31表は、進学、就職先別の年次推移である。第28表の構成比と若干そごがあるが、これは定時制進学者のうち就労しているものが、就職のみとしてしか把握できなかったことによるものである。過去5年間にS村の中学校を卒業した者は、この総計の313人を若干上回るが、それは、この間世帯全体が転出したことによる目減りがあるためである。しかし、1979年現在出身世帯がS村にいる場合は、すべて網羅されているので、おおよそ卒業した生徒のすべてであると考えて

第31表 進学、就職先別年次推移

	50	51	52	53	54	計
稚内高	13	7	10	6	5	41
〃商工高	1		1	5	1	8
浜頓別	20	25	20	23	23	111
中頓別	3	19	11	12	10	55
名寄農高	2					2
小樽水産		1	1	2	4	8
その他公立	2	5	2	1	3	13
定時制(有)			2	1		3
小計	(65.1) 41	(80.3) 57	(75.8) 47	(80.6) 50	(83.6) 46	(77.0) 241
酪農			1	1		2
その他私立	5	5	4		3	17
小計	(7.9) 5	(7.0) 5	(8.1) 5	(1.6) 1	(5.5) 3	(6.1) 19
稚内職訓	3	3	1	3		10
〃漁研					1	1
服装関係	2		2	1		5
理美容〃	1	1			1	3
その他	1	1				2
小計	(11.1) 7	(7.0) 5	(4.8) 3	(6.5) 4	(3.6) 2	(6.7) 21
自営農業				1	1	2
〃漁業	1	1	3		1	6
〃商業				1	1	2
漁業関係	1	1	1	2		5
その他	7	1	2	2	1	13
小計	(14.3) 9	(4.2) 3	(9.7) 6	(9.7) 6	(7.3) 4	(8.9) 28
家事手伝		1				1
不就業				1		1
不明	1		1			2
小計	(1.6) 1	(1.4) 1	(1.6) 1	(1.6) 1		(1.3) 4
合計	(100.0) 63	(100.0) 71	(100.0) 62	(100.0) 62	(100.0) 55	(100.0) 313

よい。

全日制進学者のうち、宗谷管内の稚内高、商工、浜頓、中頓に進学するものが全体の80%を占めるが、残り20%は、管外の高校へ進学している点に第1の特徴がある。管外高校進学者は、大別して、水産、酪農学園機農高など後継者養成校へいくものと、札幌等の進学校へいくもの、および私立校へいくものとにわかれている。私立高校へ進学するものは、過去5年間をとうして10分の1以下であるが、これは、管内に私立高が稚内大谷以外になく、ここ以外の私立高へ進学する場合、下宿等の費用がかさむために慎重にならざるを得ないという事情による。各種学校進学者および、就職は減少する傾向にあるが、就職者に関しては、10%前後で鈍化しているようにもみえる。また就職者は、先にも指摘したが、1975年当時は、自営以外の就職が主流であったものが、近年自営業へ就業するものの割合が多くなっている点は、この表からも読みとることができる。第32表、第33表は、男女別にみたものである。

第32表 進学・就職先別年次推移（男子）

年度	50	51	52	53	54	計
稚内高	10	4	4	2	3	23
“ 商工高	1		1	3		5
浜頓別	10	11	8	11	15	55
中頓別	1	7	7	7	4	26
名寄農高	2					2
小樽水産		1	1	2	4	8
その他公立	1	3	1		2	7
定時制(有)			1	1		2
小計	(67.6) 25	(76.5) 26	(74.2) 23	(76.5) 26	(84.8) 28	(75.7) 128
酪農			1	1		2
その他私立	3	3	1		1	8
小計	(8.1) 3	(8.8) 3	(6.5) 2	(2.9) 1	(3.0) 1	(5.9) 10
稚内職訓	3	3	1	3		10
“ 漁業					1	1
服装関係						
理美容 “						
その他						
小計	(8.1) 3	(8.8) 3	(3.2) 1	(8.8) 3	(3.0) 1	(6.5) 11
自営農業				1	1	2
“ 漁業	1	1	3		1	6
“ 商業					1	1
漁業関係	1	1		2		4
その他	4		1			5
小計	(16.2) 6	(5.9) 2	(12.9) 4	(8.8) 3	(9.1) 3	(10.7) 18
不就業(療養)				1		1
不明			1			1
小計			(3.2) 1	(2.9) 1		(1.2) 2
合計	(100.0) 37	(100.0) 34	(100.0) 31	(100.0) 34	(100.0) 33	(100.0) 169

第33表 進学・就職先別年次推移（女子）

年度	50	51	52	53	54	計
稚内高	3	3	6	4	2	18
〃 商工高				2	1	3
浜頓別	10	14	12	12	8	56
中頓別	2	12	4	5	6	29
その他公立	1	2	1	1	1	6
定時制(有)			1			1
小計	(61.5) 16	(83.8) 31	(77.4) 24	(85.7) 24	(82.0) 18	(78.5) 113
その他私立	2	2	3		2	9
小計	(7.7) 2	(5.4) 2	(9.7) 3		(9.1) 2	(6.3) 9
服装関係	2		2	1		5
理美容	1	1			1	3
その他	1	1				2
小計	(15.4) 4	(5.4) 2	(6.5) 2	(3.6) 1	(4.5) 1	(6.9) 10
自営商業				1		1
漁業関係			1			1
その他	3	1	1	2	1	8
小計	(11.5) 3	(2.7) 1	(6.5) 2	(10.7) 3	(4.5) 1	(6.9) 10
家事手伝		1				1
不明(本庄市へ)	1					1
小計	(3.8) 1	(2.7) 1				(1.4) 2
合計	(100.0) 26	(100.0) 37	(100.0) 31	(100.0) 28	(100.0) 22	(100.0) 144

男子の全日制高校進学者で目立つのは、名寄農業高校、酪農学園機農高と、小樽水産高校への進学者がいることである。これらはいずれも後継者としての教育をうけることを目指したものとされる。なお名寄農高へは、1975年以降進学者がないが、これは中頓別高校が、この年から全日制高校になり農業科が設置されたため、それらへ流れたことおよび酪農技術の高度化にともないより専門的な教育をうけるために、酪農学園機農高をめざすようになったためであろう。

次に各種学校では、職訓以外には、稚内漁業研修所へ1974年に1人だけいるだけである。

男子生徒の場合、公、私立高校、および各種学校進学をとうじていえることは、管内で修学する傾向が強く、たとえ、管外への進学でもそれは一時的なもので、いずれは後継者としてもどってくるという性格の学校が多い。ただ、札幌等の進学校や私立の高校へすすんだものが、5年間で15名いるが、それも1975～6年に集中しており、最近では散発的である。就労者では、こうした傾向が一層明確である。自営業へ就業したものが9名、漁業関係というのはいずれも地元の漁協や、水産業への就労であり、これらをくわえると、18名中13名までが地元に着したことになる。

ところで女子生徒の場合（第33表）は、公立高校進学者の90%以上が、管内の高校へ進学しているものの、私立高校および、各種学校の全部が、管外の高校や学校であり、就職者も、10人中6人までが管外への就職者である。この結果、高校進学もしくは就職段階で35名、約全体の1/4が管外へ転出していることになる。ちなみに男子の場合は、20人（12%弱）であった。

2) 地区別状況

地区別の過去5年間の進路状況を見ると、第34表のとおりである。

公、私立高校への進学率が、村全体の平均を下回っている地域は、A3、A5、B1、B2、C1の5地区である。このうちA3 開拓、C1 は典型的な開拓部落であり、B1、B2 は漁業中心の集落である。またこの4地区は、他地区に比較して通学手段が不便である点も共通している。しかし、同様の条件にあると思われるC2 では数はすくないが100%進学をしており、また逆に、交通の便も比較的良好各階層が混住している。A5 では、公・私立あわせても70%にとどまっています必ずしも進学率が、これら外的要因のみで決定されるものではないことを示している。おそらくは成績といった点も影響していると考えられる。しかしながら酪農や漁業といった自営業が中心の地区の進学率が低い傾向にあり、雇用労働者層の多い地域では逆に高い傾向のあることは、社会階層と進路の関連に示唆を与えるものとみることができる。

就職率では、B1 が21%あまりとかなり高い点が注目されるが、これはその半分以上が漁業自営に就業していることからわかるとおり、後継者層中心である。ところが同じく漁業主体のB2 では後継者の多くが、小樽水産高への進学をしている点で、この両地区における漁業自営層の子弟の進路の選択に若干のちがいをみることができる。しかしこの両地区とも、就職者の大部分が、漁業自営もしくは漁業関係に就労(業)している点で漁業への依存度の高いことがわかる。

3) 職業階層別状況

世帯主の職業階層別にみた、子供の進路状況は第35表のとおりである。

まず、公・私立高校への進学率が平均以下である階層は、中上農層とみられるN1、N2層、漁業自営層および労務者、職人層である。

80%台でほぼ平均値並みの階層がN3、N4とその他の自営業層であり、90%以上の層が公務員・公企体職員層と会社員・職員層である。無業層は50%と最低の水準にある。

公立高校のうち、進学校と目されている稚内高校とその他の公立高校(その大部分は、旭川、札幌の進学校である)への進学者が目立つ階層は、公務員・公企体職員層で、20人までがこれらの高校へ進学している。

普通科をもつ管内のもう1つの高校である浜頓別高への進学者が多い階層は、労務者・職人層および会社員・職員層など、雇用労働者層であるが、これらの階層の進学者が、公務員・公企体職員層のそれといちじるしく異なる点は、その他の公立への進学者がほとんどない点である。農業自営層を、N1からN4までに階層化したのが、これらの比較で目をひくのは、農業科のある中頓別高校への進学者が、N1、N2では、過半数を占めているのに、N3、N4では、他の高校へいく生徒の方が多くなっている点である。

進学率と社会階層という点からだけみれば、一般には生活水準の高い階層で進学率が高い傾向にあり、生活水準の低下は、進学率の低下をとまなうと考えられるが、それはこの村では、雇用労働者層にはあてはまっても、自営業層では必ずしもそうではない点に注意する必要がある。

農業自営層や漁業自営層の場合、営農や漁業経営に展望がもてる場合、そのあとなぎが中学卒業後ただちに自営業の後継者として就業したり、進学するとしても技能や知識を習得するための専門学校へいくといった傾向がみとめられる。酪農業でいえば、N1、N2では、農業系の高校にいくものおよび、すぐ就職するものがみとめられるが、N3、N4層になると、この5年間ただちに後継者として就業する例は1人もなく、進学率がN1、N2にくらべて20%ほど高まっている。

1973年以降この村でもっとも所得水準が高い漁業自営層の場合には、こうした傾向は一層鮮明である。漁業組合では、組合員の利益擁護を目的として組合員資格をきびしく制限しているため

第34表 進学・就職

進路	地区					
	A 1	A 2	A 3	A 4	A 5	A 6
公立						
稚内高	3	15		1		1
“ 商工高		5		1		
浜頓別高	7	31	8	11	13	7
中頓別高	3	10	8	5	2	8
名寄農高		1				
小樽水産		1				
その他公立		6				
定時制(有)	1			1		1
小計	(93.3) 14	(85.2) 69	(61.5) 16	(95.0) 19	(62.5) 15	(81.0) 17
私立						
酪農						1
その他私立(定)	1	4			2	
小計	(6.7) 1	(4.9) 4			(8.3) 2	(4.8) 1
各種学校						
稚内職訓		3	3		1	
“ 漁研						
服装関係						1
理美“		1	1			
その他					1	
小計		(4.9) 4	(15.4) 4		(8.3) 2	(4.8) 1
就職						
自営農業			2			
“ 漁業						
“ 商業		2				
漁業関係						
その他			3	1	4	2
小計		(2.5) 2	(19.2) 5	(5.0) 1	(16.7) 4	(9.5) 2
その他						
家事手伝					1	
不就業(病)		1				
不明(本庄市)		1	1			
小計		(2.5) 2	(3.8) 1		(4.2) 1	
合計	(100.0) 15	(100.0) 81	(100.0) 26	(100.0) 20	(100.0) 24	(100.0) 21

先 別, 地 区 別 状 況

B 1	B 2	B 3	C 1	C 2	C 3	C 4	計
11	7	1		1		1	41
	1		1				8
8	6	14		6			111
2	4	9	1	3			55
	1						2
1	6						8
4		1				2	13
							3
(61.9) 26	(59.5) 25	(96.2) 25	(66.7) 2	(100.0) 10		(100.0) 3	(77.0) 241
1							2
4	6						17
(11.9) 5	(14.3) 6						(6.1) 19
	2	1					10
	1						1
2	2						5
	1						3
	1						2
(4.8) 2	(16.7) 7	(3.8) 1					(6.7) 21
							2
5	1						6
							2
2	3						5
2			1				13
(21.4) 9	(9.5) 4		(33.3) 1				(8.9) 28
							1
							1
							2
							(1.3) 4
(100.0) 42	(100.0) 42	(100.0) 26	(100.0) 3	(100.0) 10		(100.0) 3	(100.0) 313

第35表 進学・就職先

職業階層 進路	N 4		N 3		N 2		N 1		漁業	
稚内高		1				1		2		4
〃 商工高				1						1
浜頓別高		3		4		6		4		11
中頓別高		6		9		6		2		3
名寄農高				2						
小樽水産										7
その他公立						2				2
定時制(有)				1						
小計	(66.7)	10	(68.0)	17	(88.2)	15	(88.9)	8	(66.7)	28
酪農		2								
その他私立										5
小計	(13.3)	2							(11.9)	5
稚内職訓				1		1				
〃 漁研										
服装関係		2		1						
理美				1						1
その他										
小計	(13.3)	2	(12.0)	3	(5.9)	1			(2.4)	1
自営農業				2						
〃 漁業										6
〃 商業										
漁業関係										1
その他		1		3				1		1
小計	(6.7)	1	(20.0)	5			(11.1)	1	(19.0)	8
家事手伝										
不就業(病)										
不明(本庄市)						1				
小計					(5.9)	1				
合計	(100.0)	15	(100.0)	25	(100.0)	17	(100.0)	9	(100.0)	42

別，職業階層別狀況

自營業	公 務 公 企 業	會 社 職 員	勞 働 者 人	無 職	不 明	計
6	12	6	8		1	41
1	3	2				8
12	17	16	34		2	111
6	1	5	14	2	2	55
				1		2
			1			8
	8	1				13
			2			3
(86.2) 25	(83.7) 41	(81.1) 30	(75.6) 59	(50.0) 3	(83.3) 5	(77.0) 241
						2
	3	6	3			17
	(6.1) 3	(16.2) 6	(3.8) 3			(6.1) 19
	1	1	4	1	1	10
				1		1
			2			5
	1					3
	1		1			2
	(6.1) 3	(2.7) 1	(8.9) 7	(33.3) 2	(16.7) 1	(6.7) 21
						2
						6
2						2
			2	1		4
2			6			14
(13.8) 4			(10.3) 8	(16.7) 1		(8.9) 28
			1			1
	1					1
	1					2
	(4.1) 2		(1.3) 1			(1.3) 4
(100.0) 29	(100.0) 49	(100.0) 37	(100.0) 78	(100.0) 6	(100.0) 6	(100.0) 313

ほとたの水揚げが急上昇する1975～77年には、中卒後すぐ就労して一刻も早く資格を習得しようとする者が目立ったが、1978～79年段階では、後継者になるとしても水産高校へ進学してからという者が多くなった。とはいえ進学率は、無業層を除いて最低の水準である。

自営層のこうした傾向と対照的に雇用層では、生活水準の高低と、進学率の高低が相関している。しかも管外への転出（それぞれの欄の「その他」欄がおおむねこれにあたる。）が公務員・公企体職員層と会社員・職員層、労務者・職人層で微妙にちがっている点が見える。つまり公務員・公企体職員層と会社員・職員層は就職により管外転出するケースは1件もないが、高校進学を管外にもとめるケースが目立つ。ただ公務員・公企体職員層は、管外の公立の比重が高く、会社員・職員層では、私立の比重の高い点で異なるが、子弟の管外転出が進学をステップにしている点で特徴的である。そしてこれは名寄高校や、小樽水産といった自営層の子弟がいずれ後継者としてもどってくることを前提とした管外の高校への進学とは基本的にちがうであろう。これに比して労務者・職人層の子弟は各種学校で3人、就職で6人が管外へ出ている。しかし先ゆきはまだまだわからないが、稚内職業訓練所4人、地元の漁業関係への就職者2人と、地元定着の可能性をもつ進路をとっているものがある点も、公務員・公企体職員層、会社員・職員層の子弟と若干異なる傾向にある。

以上の点をふまえて、第2次調査結果にもとづいて、以下、各階層別に個別に子供の進路と世帯の将来展望をみることにする。

3. 社会階層と進路

第2次調査を完了した世帯は当初予定した4地区で94世帯、典型的な開拓部落であるC2で臨時にききとり調査を行った1世帯を加えて、計95世帯であった。対象世帯に対する調査完了率は第36表のとおり全体の80%弱であった。

その課税階層別状況は第37表のとおりである。生保を現にうけている世帯が2ケースふくまれている。

第36表 地区別面接調査状況

地区	対象	対象世帯(A)	面接完了世帯(B)	拒否世帯	不能世帯	調査完了率B/A
A 2		62	46	1	15	74.2 %
B 1		30	22	6	2	73.3
A 1		11	10	0	1	90.9
A 6		16	16	0	0	100.0
C 2		1	1	—	—	—
計		120	95	7	18	79.2

第37表 地区別、課税状況別分布（面接調査世帯）

税階層	地区	A 1	A 2	B 1	A 6	C 2	計
生保(S)			(4.4) 2				(2.1) 2
非課税(A)	(20.0) 2	(10.9) 5	(13.6) 3	(68.7) 11		(22.1) 21	
均等割のみ(B)	(40.0) 4	(4.4) 2	(4.5) 1	(12.5) 2		(9.5) 9	
所得割(C)	(40.0) 4	(80.4) 37	(81.9) 18	(18.8) 3	(100.0) 1	(66.3) 63	
計	(100.0) 10	(100.0) 46	(100.0) 22	(100.0) 16	(100.0) 1	(100.0) 95	

世帯人員別にみると（第38表）、A 2では4人以下の世帯が2/3以上を占めているのが目立ち、A 1は労務者・職人層が圧倒的に多いにもかかわらず、5人以上の世帯が半数に達しているし、A 6 C 2はすべて農民層であるのに3人世帯や4人世帯が少数であるが、この点も確認される。

職業階層別にみると、第39表のごとく、A 2ではすべての階層がもうらされているが、公務員・公企体職員層が1/3強を占めている点に特徴があり、A 6、C 2はすべて農業自営層であった。

なお、対象世帯との関係でいえば、漁民層で面接拒否をうけたケースが多かったことを付記しておく。次に世帯員の年齢分布をみると第40表のとおりである。今回対象とした世帯は、1975～79年の間に子弟のうち1人以上が村内の中学校を卒業した世帯であるから、6歳未満の子供や25歳以上～40歳までの年齢層にある者が出てくる確率がすくないことは予想されるが、20歳～25歳の者が15歳～20歳までの者の約1/3しかいない点は、この間の転出者が予想以上に多いことを示している。とりわけA 1では、1人しかいない点は注目にあたいる。これに比して酪農中心のA 6では13人にのぼり、25～30歳台も2人いる点は対照的である。

以下階層別に考察をすすめることとするが、本稿ではS村の代表的階層と考えられる農業自営層、漁業自営層、公務員・公企体職員層、労務者・職人層をしぼって論述する。

第38表 地区別、世帯人員別状況（面接調査世帯）

世帯人員	地区		A 1	A 2	B 1	A 6	C 2	計
1人								
2人	(10.0)	1	(10.9)	5	(4.6)	1		(7.4) 7
3人	(10.0)	1	(30.4)	14	(13.6)	3	(6.3)	1 (100.0) 1 (21.1) 20
4人	(30.0)	3	(26.1)	12	(31.8)	7	(18.7)	3 (26.3) 25
5人	(10.0)	1	(21.7)	10	(31.8)	7	(56.2)	9 (28.4) 27
6人	(30.0)	3	(6.5)	3	(9.1)	2	(12.5)	2 (10.5) 10
7人	(10.0)	1	(4.4)	2	(9.1)	2		(5.2) 5
8人以上						(6.3)	1	(1.1) 1
計	(100.0)	10	(100.0)	46	(100.0)	22	(100.0)	16 (100.0) 1 (100.0) 95

表注) 第1次調査結果に比べて全体的に世帯の規模が小さくなっているが、これは、実地調査の結果、住民票に記載されている世帯員のうち、かなり転出していることによるものである。

第39表 地区別、職業階層別状況（面接調査世帯）

職業別	地区		A 1	A 2	B 1	A 6	C 2	計	
農業	N 4			(2.2)	1	(4.5)	1	(43.7)	7 (9.5) 9
	N 3			(4.4)	2		(31.3)	5 (100.0)	1 (8.4) 8
	N 2			(2.2)	1		(25.0)	4 (5.2) 5	
	N 1								
漁業				(2.2)	1	(45.5)	10	(11.6) 11	
その他自営業			(10.0)	1	(8.7)	4		(5.2) 5	
公務・公企業			(10.0)	1	(39.0)	18	(4.5)	1 (21.1) 20	
会社員・職員			(10.0)	1	(15.2)	7	(9.1)	2 (10.5) 10	
労務者・職人			(70.0)	7	(19.6)	9	(36.4)	8 (25.3) 24	
無職				(6.5)	3			(3.2) 3	
計			(100.0)	10	(100.0)	46	(100.0)	22 (100.0) 16 (100.0) 1 (100.0) 95	

第40表 地区別、年齢別人員分布（面接調査世帯）

年齢 \ 地区	A 1		A 2		B 1		A 6		C 2		計	
～ 6歳未												
6 ～ 15	(21.3)	10	(12.6)	23	(12.0)	12	(11.3)	9			(13.1)	54
15 ～ 20	(25.5)	12	(25.8)	47	(26.0)	26	(22.5)	18	(33.3)	1	(25.2)	104
20 ～ 25	(2.1)	1	(7.7)	14	(7.0)	7	(15.0)	12			(8.3)	34
25 ～ 30							(2.5)	2			(0.5)	2
30 ～ 40	(4.3)	2	(2.2)	4	(4.0)	4					(2.4)	10
40 ～ 50	(27.6)	13	(34.6)	63	(23.0)	23	(26.2)	21			(29.1)	120
50 ～ 60	(6.4)	3	(10.4)	19	(13.0)	13	(12.5)	10	(66.7)	2	(11.4)	47
60 ～ 70	(6.4)	3	(1.7)	3	(4.0)	4	(6.3)	5			(3.7)	15
70 ～	(6.4)	3	(5.0)	9	(11.0)	11	(3.7)	3			(6.3)	26
計	(100.0)	47	(100.0)	82	(100.0)	100	(100.0)	80	(100.0)	3	(100.0)	412

1) 農業自営層

農業自営層の経営規模別に、個別に子弟の状況をみたものが第41表である。

N 1 階層は、農業生産物販売金額が 700 万円を超す専業農家である。すでに後継者が決っている 5 世帯のうち、養子のため学歴不明の 1 人を除いてすべて農業科の出身である。また、まだ長男が高校在学中で世代交替に間がある世帯も、すべて酪農学園機農高ないしは、中頓別の農業科に在学中であり、長男が中学在学中の № 7 の場合も、酪農大学まで進学させたいという親の期待が表明されている。こうした点から後継者育成という点でも一定の見通しをもっており、このことはまた長男以外にも営農に参加している子供が散見できる点からも、安定的に後継者が確保されているとみることができる。

さらにこの層の子弟の動向で注目されるのは、たとえ農業にかかわりをもたなくとも、ごく一部の子弟を除いて、宗谷管内にとどまっている点である。

この点に関しては、№ 1 の面接調査の際「後継者養成は、男の子だけではだめだ。一部には、『（男の）子供に酪農をつがせたいが、女の子は酪農家に嫁にやりたくない』という風潮があるが、それでは酪農は立ちゆかない。おれのところでは、女の子も酪農家に嫁にいくよう日頃から教育をしている」と語っているが、この層ではこうした考え方が有力で、女子もあまり遠隔地にいかないでいるということがいえるかもしれない。

しかしながら、S 村の酪農の場合、広大な草地と乳牛の改良に意欲的にとりくんでいるとはいえ、この村最大規模の № 1 の場合でさえ、次男が酪農を志しているが、「分家は無理」で「兄弟での共同経営をやらせたいと思う」と語っていることに典型的に示されるように、N 1 層が拡大していく条件は、国営農地開発事業に依存するか、離農家の土地をゆずりうけるといった事態がない限りむずかしく、乳量の「過剰」化が問題になっている昨今、開発事業にどこまで期待できるか不安なしとしない。

N 2 階層は、経営耕地面積、乳牛頭数、販売金額にややばらつきがあり、販売金額 300 ～ 500 万の層では、営農のぎりぎりの水準と考えられる。すでに後継者が世帯主と一緒にやっている世帯が 8 世帯中、6 ケースあり、一応安定していると考えられるが、後継者が決まる過程は N 1 層のように「原則的には長男」という工合に単純でない。その典型は、№ 11 であり、最初は長男が名寄農業を卒業して、1 年間自営農に従事したが、なぜか他出し現在は横浜方面で結婚し

ているという（転出の動機については、世帯主は話したがらなかった。）、次男も中卒後2年程酪農を手伝っていたが、兄のあとをおうように転出し、現在はやはり横浜方面で世帯をかまえている。3男は中卒後東京で運転免許をとり運輸会社で3年間つとめたが、父親の要請で帰省し、現在後継者となっているという。このような経過からしてこの世帯の後継者問題はすでにかたづいたとはいいたい状況である。この例と似た経過で次男が後継者となっている世帯は、この他に№14、№15の2ケースがある。

次にまだ長男が高校在学中の№13、№17の場合、№13は長男が中頓別の農業科に在学していて世帯主も後継者を予想しているが、№17の場合、浜頓別高校の普通科に在学中である。№17の世帯主の語るところによれば、彼は1953年に入植した典型的な開拓農家であり、C2には最大時42戸あった農家が現在16戸になってしまい、1976年には、地区の小中学校も廃校になってしまうなかでがんばってきたが、長男は酪農をやるとしても普通高校にいかせてくれというのを拒めなかったという。加えて「生産調整」問題がでたので世帯主自身も牧舎の建てかえを計画して整地までしたが、考えなおして「長男が高校を卒業して営農をつづけるという腹がかたまるまで、まだみあわせることにした」と語っている。

開拓農民として想像をこえる困難を克服して、「離農した農家の分までがんばろう」とした誇りを長男に引きついでほしいと願う気持と、くるくるかわる農業政策のなかで、前途に不安をいだき親子ともども考えあぐんでいるといえる。

このようにN2層では、営農の展望もやや不鮮明になっている。さらに、長男以外の子弟の大部分が管外で就職したりしているのもN1層とのきわだちがいである。

N3層、この階層では、世帯主が60歳になったが、後継者が定まっていないケースがでてくる。（№22）この世帯の場合長男は中卒後木材関係の仕事についていたが、1967年にブルトーザーの事故で死亡、次男も中卒後各地を転々としたが、1976年長野県下で同じくブルトーザーの事故で死亡するという不幸が重なったとはいえ、3男は地元の建設会社に就職して農業はやりたくないといっている。

主な理由に農用ブルトーザーを動かすことがいやだといっているが、後継者になると3,100万円余の負債の返済のためにすくなくともあと18年9カ月間営農をつづけなければならない。（国から負債については、この期間がすぎれば時効が成立するという）点にあるようである。また№19、№20に関しては、ともに後継者が浜頓別高校の普通科に在学していたものを中退させて自営業に従事させたが、№19の場合は長男が精神病を発病したため、高校を中退させて後継者にしたが、次男は中頓別高校に在学中で将来は手に職をつけ就職したいという希望をもっており、世帯主の高齢化とともに事態が深刻化すると思われる。

№20の場合は、農業を手伝っていた長女の結婚を契機にして酪農経営に困難をきたし、世帯主が長男の就学を中断させたものである。営農のきびしさを反映して後継者養成も系統性を欠き、将来に不安を残すケースが多い。

また後継者以外の子弟は、N2階層同様ほとんど転出し、女子の場合、農家に嫁したものは1ケースもない。

④N4層は、第2次調査を実施した世帯にはなかったため、対象世帯のききとり調査結果だけかかげることとするが№25を除いて他の4世帯は、いずれも後継者がおらず、世帯主限りで営農を継続することは困難であると考えられる。在学子弟以外（№25の長男を除いて）の子供がすべて他出していることもこの層の特徴である。

世帯主が高齢化するまで酪農をつづけていれば、離農後生活保護層へ転落する危険性は大きい。そして、それ以前に離農することは、多額の負債（S村役場の話では少ない者で2,000万円前

第41表 子供の進路と将

階層	No	地区名	居年 住次	世年 帯主 年齢	家族 人数	1975 年 農 業 セ ン サ ス				1979 年 年 接 調 査				後継者 続柄(年齢)
						耕 面	地 積	乳 頭 牛 数	内 乳 搾 牛	販 売 金 額	耕 面	地 積	乳 頭 牛 数	
1 層	1	A 6	昭 2	51歳	5人	66 ^{ha}	94	58	1,000 ~	97 (借27)	131	75	長男(18)	
	2	"	大 9	58	5	21	52	37	1,000 ~	44 (借20)	70	34	長男(32)結婚	
	3	"	昭 5	48	5	35	57	45	1,000 ~	40 (借15)	95	50	長男(21)	
	4	"	昭 22	49	5	38.2 (借24)	51	33	700 ~ 1,000	38 (借22)	80	40	長男(26)	
	5	"	昭 21	49	4	40.8 (借15)	63	40	1,000 ~	57 (借30)	85	45	長女の夫(27)	
	6	"	昭 22	47	6	33.9 (借8)	88	6	1,000 ~	38	42	36		
	7	"	昭 23	44	8	(24) 23.5	51	38	1,000 ~	50 (借25)	80	40		
	8	A 2	昭 3	51	5	40	46	27	700 ~ 1,000	80 (利60)	80	30		
	9	B 1	昭 7	46	8	46	41	26	700 ~ 1,000	50	60	28		
2 層	10	A 6	昭 25	52	5	17	41	29	700 ~ 1,000		70	40	長男(27)	
	11	"	大 8	59	6	34 (借13)	48	40	500 ~ 700	48 (借25)	60	33	三男(23)	
	12	"	昭 7	47	5	25	47	35	500 ~ 700	25	47	32.3	長男(18)	
	13	"	昭 50	47	6	23	39	25	700 ~ 1,000	23	48	30		
	14	"	昭 14	54	5	28	35	25	300 ~ 500	43	60	30	次男(22)	
	15	A 1	昭 29	48	5	40	36	23	300 ~ 500	42	48	22	次男(22)	
	16	"	昭 24	48	4	25	36	27	300 ~ 500	60	92	45.6	長男(22)	
3 層	17	C 2	昭 28	55	3	35	32	26	500 ~ 700	50	53	27		
	18	A 6	昭 6	47	7	18	32	23	500 ~ 700	34	70	40	長男(22)	
	19	"	昭 51	44	5	20	40	30	300 ~ 500	41 (借20)	53	30	長男(19)	
	20	"	昭 8	52	6	16	31	23	300 ~ 500	15	34	20	長男(18)	
	21	"	昭 20	67	5	14	29	20	300 ~ 500	15	43	28	次男(22)	
	22	A 2	昭 8	59	3	35	24	22	300 ~ 500	53 (借13)	63	28		
4 層	23	C 4	昭 23	71	2	11	15	9	300 ~ 500					
	24	C 2	昭 20	59	5	13	13	6	70 ~ 100					
	25	"	昭 26	48	6	13	14	11	130 ~ 200				長男(21)	
	26	A 3	昭 28	61	4	15	6	5	7万未満					
	27	C 1	昭 28	50	4	20	9	8	150 ~ 200					

来見通し（農業自営層）

子供の状況（◎後継期待者）	将来の見通し
長男一中頓別高卒，長女(22)家事従事，次男(15)中頓別校在学	長男，次男の共同経営，長女は農家に嫁がせたい。規模拡大は積極的に行う。
長男一中頓別高卒，次男(25)恵庭牧場勤務現カナダへ，長女，次女，3女結婚，4女(21)豊富，5女(19)事務員，浜頓別	
長男一中頓別高卒，次男(18)月寒人工授精場(札幌)授精士の資格を得るために勉強中	分家は出来ない。次男はできれば農協に勤務して欲しい。
長男一中頓別高卒，長女(21)稚内文化服装学院 次男(17)稚内高在学 3女(21)ホテル浜頓別勤務，4女(19)猿払農協	搾乳牛50～60頭が目標
長女(18)高卒後看護学院(深川) ◎長男(17)酪農学園機農高在学(江別)	経営規模を拡大したい。長男に後を継いで欲しい。
長女(18)洋裁学校卒業後家事手伝 ◎長男(13)	長男に農業高→酪農大進学を希望
長女(20)高卒後稚内の百貨店，次女(18)高卒後猿払農協 ◎長男(16)中頓別高酪農科在学	長男が卒業後土地の拡大，乳牛頭数の拡大，畜舎の改良を行いたい。
長女(19)結婚，◎長男(18)野幌機農高在学，次女(16)美容師，鬼志別	
長男中卒後酪農学園通信教育うけ資格をとる，次男(26)工具，長女(29)，次女(25)結婚，3女(22)鬼志別農協，3男(17)中頓別高在学	長男＝通信教育で酪農家の資格をとる。
長男，次男横浜で結婚，3男中卒後技能学校進み後3年間働いて家の後継，長女，次女～現不明，3女(17)有朋通学しながら看護婦	搾乳牛30頭が限度，耕地拡大計画なし。
長男一中頓別(農)高卒，長女(16)中頓別高在学	耕地面積は増やす計画はなし
長女(21)中頓別高卒業後家事手伝，次女(20)中卒後釧路で美容師 ◎長男(16)中頓別高在学	
長男(25)中頓別高中退東京で新聞のセールス，次男(22)白老日大高卒，次女(20)浅茅野で事務，3女(19)札幌洋裁店勤務	
長男(23)稚内高卒猿払農協，次男(22)中卒後家を継ぐ 長女(18)浜頓別高卒小石の共立建業事務	牛の数を増したい。質の改善を行いたい。
長男(22)中頓別高卒，次男(19)中頓別高卒稚内で自動車修理工	
長女中頓別高卒結婚，次女，3女中卒後就職転出 ◎長男(16)浜頓別高在学	長男高卒後すぐ家をつぐ予定
長男一中頓別高卒現在帯広の酪農学校で実習中，次男(20)札幌トヨタ勤務，整備工，3男(17)浜頓別高在学	長男家を継ぐ，経営規模を30坪ぐらい拡張したい
長男一精神障害で浜頓別高中退，次男(17)浜頓別高在学手に職をつけ就職したい。	ミルクカー，スチールサイロ，個人用の農業機械が欲しい。
長男一浜頓別高中退，長女(22)結婚浜頓別	搾乳牛30頭にしたい。
長男(27)中卒現東京運送会社，次男(22)浅茅野中卒，長女(27)結婚留萌，2女(24)中卒後家事手伝，3女(19)浜頓別高卒建設会社勤務	規模の拡大は行いたいが経済的な面もあるので徐々に行う。
長男，次男一死亡，長女(31)結婚(四国) 3男(20)稚内高卒後自営農業一国土開発に勤務	3男に家を継いでほしい。規模拡大する気はない。
3男(22)東京，4男(20)愛知不明	
5男(20)不明，3女(18)稚内高在学 4女(15)浜頓別高在学	
長女(18)，2女(15)浜頓別高在学	
長男(26)稚内，次男(22)神奈川，3女(18)看護婦札幌 4女(16)浜頓別高	
長男(21)江別，次男(20)中卒後調理師(稚内) 次女(18)中頓別高卒不明	

後から多いもので4,000万円位までという)の精算が困難なためにむずかしいのである。

2) 漁業自営層

職業階層区分の際にものべたが、S村の漁民の場合、“ほたて漁業共同体”にかかわっているか否かが、事実上の漁業自営層を規定する要件になっている。このことを判別する規準は、漁組の正組合員資格の有無である。S村漁業協同組合は、1974年に定款のうち組合員資格に関する部分を、S村に在住している漁業経営体であり、120日以上の操業をしている者と改正したが、これは、ほたて漁業収益から生じる配当金の権益を確保する目的をもっていた。

1978年現在で、正組合員は112名いるが、その配当金は前年実績で1,500万円、1日当たりほたて5tの水揚げノルマを条件に月30万円の収入が保障される。燃料代等の実費保障されるから賃金に類似した性格をもつ。もちろん冬期間は、休業になるため稼働年収は、 $30万 \times 8 = 240$ 万円ほどである。ほたて漁は「八尺」という熊手状の底曳器具を用いて行うが、地まき海域が決まっているため、操業時間は漁場への往復時間を入れて午前中の4～5時間でノルマは達成されるという。ほたて漁以外の残余時間は、毛ガニ漁や、サンマ刺し網など他の漁業に従事できるため純稼働収入だけで年間400～500万円になり、この水準はS村の場合、村長、助役級の収入に相当する。この他に先にのべた配当金1,500万円をうけとるため、正組合員のうち44名が、1978年度課税所得1,000万円以上になったという。

なお配当金が支給されたのは、1974年からである。

以上の点を念頭において漁業自営層の子弟の進路と、将来見通しを検討する(第42表)面接調査をおこなった11世帯全部が、すくなくとも世帯主が正組合員であった。A2地区に住んでいる№11の場合は、大型の漁船をもち稚内を基地とした沿岸漁業に従事しているが、S村漁協の正組合員資格を保有している。漁船の関係でいますぐほたてをやる気はないがいずれ長男が学校をでたらやらせたいと考えているという。その他のすべての世帯は、ほたて共同体の仕事に従事している。

すでに後継者がいる世帯は6世帯であるが、最年長の後継者で22歳、最年少が17歳と著しく若いことが1つの特徴となっている。№2の22歳の後継者は、中学卒業後管内に路線をもつバス会社の車掌として就職したが、1975年に後継者となるため退職したケースである。

2、3男が後継者となっている世帯では、長男達は雇用労働者として就職しており、№9の場合、結婚して旭川におちついており、№10の場合は村では安定した職業である村役場へ就労したため、継がなかったものである。

№10、№5の次男、№8の場合、中卒でただちに漁業に従事し、№5の長男と№9のみが浜頓別高校を卒業後、後継者となっている。いうまでもなく、この高校は普通科であり、高校進学段階で後継者になるという意味が明確だったとはいえない。つまり、漁家の子弟が明確に漁業後継者になろうと意識しはじめるのは1974年以降のことである。

くわえて、今回調査対象地区となったB1はもっとも近い国鉄の駅まで片道10数キロメートルあり、高校へ通学する場合、下宿か寮へ入ることが必要であるという地理的な悪条件があるため漁業で自立できる見通しが立ちはじめると子弟の多くは、中学卒業と同時にほたて漁船に乗るようになったと考えられる。

ところで、後継者が現在のところいない世帯のなかで№1を除いて他のすべては、長男が就学年齢段階にあり、世帯主の希望では後継者になってほしいと思っており、事実、№6と№11はいずれも小樽水産高校へ進学し、後継者としての教育を受けている。彼らは1977～8年段階で中学を卒業したが、今回の面接調査以外の世帯でも、この頃から水産高校へ進学するものが増加しておりこのことは、漁家の生活安定にともない下宿して通学させる家計上の余裕ができたことと同

時に、中学卒業後直ちに船にのり、高額収入を得ることが子供自身のために必ずしもよくないという反省の面もふくんでいられる。ちなみに中卒者でも船にのれば24～5万賃金が支払われるのである。

なお№1の場合、長男は国鉄に勤務しており現段階では後継者がいないが、世帯主は自分一代限りの漁家でよいと割りきっている。こうした意見は、長男を後継者とした№3と3男を後継者にした№9の場合、「本当はつかせたくなかった」という形であらわれている。このような背景には、「漁業はバクチのようなもので、いつ悪くなるかわからない」という危惧の念があるからだという。現在の世帯主の大部分は、ほたての禁漁期間や鰯の不漁によって、「漁民とは名ばかりで、出面トリばかりやっていた」苦悩の年月をかいぐってきており、「身軽るだったり、多少余力のあったものは、この時期にみな漁業をやめたが、病人や高齢者をかかえたり、子供が育ちざかりで身動きのとれなかったものだけがとりのこされたというのがホント」（№2の話し）という生活へひきもどされる懸念を卒直に表明しているのである。

また№9の世帯主は、「たしかなことはわからないが、今のような好漁は5～6年つづけば良いほうではないか」と語っている。

ともあれ、S村におけるほたての増殖は軌道にのり、若ものを村に定着させはじめてだけでなく、特産の乾燥貝柱の加工のために、婦人のパート労働市場を提供している点でも村の発展に寄与していることは間違いない。（労務者・職人層の主婦労働を参照されたい。）

3) 公務員・公企体職員層

この階層の一覧表は第43表である。役場職員が圧倒的に多いのは、役場の所在地であるA2を調査対象地にふくめたことによる。

この階層の子供の進路で特徴的なことは、病気療養など特殊事情を除いて、すべて高校進学をしており、とくに男子にあっては、2～3の例を除いて大学へ進学もしくは志望している点である。大学はもちろん高校段階でも下宿している場合がすくなくなく、(高校もしくは浪人中で下宿しているケースはa2, a7, a13)、このことは、教育費支出の増大を必然化する。いずれも学費年間50～60万円を別にして、毎月の支送りが15～6万円(a2, a6, a13, b2, b3) 1人の場合でも10万円前後(a1, a7, a8, b1)と回答している。この階層は、現在の生活が一番大変であると答えており、そのため、妻が水産加工場でパートをしたり(a13)、建設会社で働いている(a2)。

さらに、すでに就労しているものについてみると、S村で就労したのはa4の漁組事務の1人だけである。この世帯の場合、世帯主の話しでは、「成績のよかった次男を大学へいかせ、将来は札幌でともに暮す予定だったが、高校進学直後から精神障害を発病し療養中のため、将来計画をねりなおさなければならない事態」に立ちいたっているという。

他のすべての就職者は、村をでて就労している。この層では、教育への投資のため、世帯主夫婦の生活はなかば犠牲になっているとさえいえる。月収の半分以上は仕送りに消え、おそらくは期末手当の大部分が学費として消費されているであろう。

そうして大学を卒業すると都市へ就職してそこでの定着をはかっている。これらの努力は結局のところ、世帯主夫婦とも定年になれば、子供の定着地へ転出するための準備活動としての性格をもつ。子供と同居するか否かは別として、彼らの大部分は、子供の転出先へいざれ行きたいと異句同音に語っている。

このことの可能性を高める要因として、第1に彼らの多くは、村での在任中公営給与住宅に居住しているという身軽さがあること。第2には、民間企業雇用者に比して相対的に高い退職金があてにできることである。この階層では、子供の進学や就職はちょうど自営業層における後継者

第42表 子供の進路と将

No	地 区	組 合 員 資 格	世 帯 主 年 齢	家 族 員	漁 業 従 事 者 ()内は岡まわり	雇 用 者 数	後 継 者
1	B 1	正一主	46歳	4人	2 (1)	0	
2	"	"一主, 長男	48	5	3 (1)	0	長男(22歳)
3	"	"一主	67	4	3 (1)	2	長男(18歳)
4	"	"一主	44	6	2 (1)	3	
5	"	"一主, 準一長男	53	5	4 (1)	0	長男(20歳)
6	"	"一主	44	5	2 (1)	3	
7	"	"一主	44	5	2 (1)	3	
8	"	"一主, 長男	44	7	3 (1)	2	長男(17歳)
9	"	"一主	57	6	3 (1)	0	3男(18歳)
10	"	"一主, 準一長男	45	6	3 (1)	0	次男(17歳)
11	A 2	"一主	46	7	1 (0)	?	

第43表 子供の進路と将

No	地 区	住 居	世 帯 主 年 齢	世 帯 員	稼 働 員	勤 続 年 数	子 供 の
a 1	A 2	自 家	48歳	7人	1人	32年	長男(21)近畿大学4年, 長女(17)浜
2	"	給 与	48	6	2	17	長男(20)北海学園大学, 次男(18)大
3	"	自 家	40	6	2	21	長男(16)稚内商工高2年, 長女(11)
4	"	"	49	4	2	34	長男(22)漁組(経理)専門学校卒,
5	"	"		4			長男(22)店員(高級婦人服販売), 長
6	"	"	52	4	2		長男(23)金融機関(八戸)大卒, 次
7	"	給 与	44	5	1	25	長男(18)銀行(札幌)高卒, 次男(18)
8	"	"	55	6	3	6	長男(25)台北国立師範学校大学院, 次男
9	"	自 家	47	7	2	22	長女(17)濱頓別高3年, 長男(16)配管
10	"	給 与		4	2	23	長男(15)濱頓別高1年, 長女(9)
11	"	"	45	4	1	18	長女(21)門屋事務札幌短大卒, 次女
12	"	"	41	3	2	23	長男(15)濱頓別高1年
13	"	"	48	4	1	22	長男(19)明治大学, 次男(15)旭川東
b 1	"	"	51	5	1	25	長男(21)東海大学, 次男(17)稚内高
2	"	"	49	4	1	26	長男(19)自動車短大(札幌), 長女
3	B 1			5			長男(22)法政大学, 次男(19)東京電
c 1	A 2	自 家	45	4	2	25	長女(18)看護学校後病院勤務, 次女
2	"	"	43	4	2	26	長女(16)稚内高2年, 長男(13)
3	"	"	48	3	1	30	長男(15)濱頓別高2年
4	A 1			4			長男(15)稚内高1年, 次男(9)

表注) a 1 ~13 地方公務員, b 1 ~3 教員, c 1 ~4 公営企業体職員。

来見通し（漁業自営層）

子供の状況（◎後継期待者）	将来の見通し
長女(21)猿払農協, 長男(19)国鉄（音威子府）	後継者がいなくても良い。 子供がいなくてもずっと住みたい。
長男(22)中央バス車掌をやめて家に戻ってきた 長女(23)結婚, 次男(18)消防署（旭川）	長男は漁業をやらせるが次男は安定した職なのでずっとつとめさせる。
長男(18)中卒, 主のかわりに船に乗る。養子 大学	長男に関してどうせやりだしたのだから10年は続けさせる。その後は後で決る(子供につかせたくなかった)
長女(18)天理高=看護婦, 次女(15)中川商高 ◎長男(12), 3女(9)	今ある船と人数（雇用者3人）で当分の間や っていく。
長男(20)浜頓別高卒, 長女(11) 次男(15)中卒漁業労働者	自分の船をもちたいが当分は現状維持
長女(18)店員(鬼志別), ◎長男(15)小樽水産高	長男が家を継ぐ
長女(17)稚内大谷高校, ◎長男(14)	いずれ長男につかせたい。
長男(17)中卒, 長女(12), 次男(12)	現状維持
長男(31)タクシー運転手(旭川), 次男(24)?(千葉) 長女(25)稚内市役所, 3男浜頓高卒	生活能力ができれば(3男)別れた方がよい。長 男と一緒に住むかもしれない。好漁は5~6続けばよい。
長男(19)村役場, 次男(17)中卒	次男にずっと漁を続けて欲しい
◎長男(17)小樽水産高, 長女(14), 次女(12), 3女(11)	

来見通し（公務員・公団体職員層）

状況	将来の見通し
頓別高3年, 次女(14)	
学浪人中, 3男(16)稚内高2年	子供の近くに住みたいが生活は別にしたい。
次男(17)病気療養中	
女(19)社会保険労務士養成所	子供の近くに行く（一緒に生活するわけではないが）
男(19)工学院大学	子供の就職地に行くつもり
大学浪人中, 3男(14) (21)北海学園大, 長女(24)店員(札 3女(16)稚内商工2年 工(パート)高中退, 次男(14)男, 2女(11)	子供が5人いるので誰かが面倒みてくれるはず, しかしおしつけない。
(17)稚内高校	
高校	子供に対して同居はあてにしていない。
(大学進学希望)	次男は道内にいて欲しい。同居しようとは考えていない。
(19)駒沢短大(苫小牧)	(子供と)同居するつもりはなく定年になったら札幌へでたい。
機大学	子供と同居するつもりなく札幌か旭川に出てくらすだろう。
(16)稚内商工1年	子供のいる所へ行く, できれば村にいてほしい。
	猿払にいたい子供に従う。
	子供からあまり離れたくない。

第44表 子供の進路と将来見

No.	地区	住居	世帯主 年 齢	家族 数	稼働 人員	世帯主の仕事	妻 の 仕 事	子
1	A 1	自家	49	6	2	土工(27~8万)	土工(14万)	長女(18)浜頓別 男一中学生
2	"	"	47	4	2	大工冬期間出稼	水産加工場	長男(19)旭川実 卒業後旭川~札
3	"	"	53	3	2	草刈	草刈	長女(17)中頓別
4	"	"	44	6	3	土工	理容所経営	長男(23)稚内大 肉養護学校
5	"	"	57	4	2	結核療養中	土工	長男()稚内大 稚内高卒剣路高 3女(18)浜頓別
6	"	"	48	5	2	土工冬期間出稼	水産加工場	長女()浜頓別高
7	"	"	69	2	2	漁組の水産加工 場パート	水産加工工場パ ート	長男中卒枝幸の 転手, 4男中卒
8	A 2	公営	女 52	2	2	54年ガンで死亡	教育委員会臨職	長女(21)鹿部の
9	"	借家	55	3	2	土工	苗畑事業所	長男~浜頓別高1
10	"		43	4	2	土工	給食婦	長女~浜頓別高2
11	"	自家	52	3	1	大工	43年死亡	長女(21)浜頓別 3年, 3女(12)
12	"	"	48	5	4	運転手(宗谷生 コン)	水産加工場	長男~稚内商工
13	"	公営	56	3	2	土工 ^{4月~12月} (19~20万)	中学校給食係 (5万弱)	長男~中卒小樽 長女~結婚
14	B 1		66	3	2	土工	水産加工場	長男(18)浜頓別
15	"	自家	55	3	2	土工	建設会社	長男~旭川北卒 看護婦養護成病
16	"	借家	70	2	1	なし ^{国民年金 給受}	水産加工場	長女, 次女, 3女 次男(18)稚内高
17	"	自家	48	5	2	土工冬期間出稼	水産加工場	長女(16)中卒~
18	"	"	56	5	3	土工兼運転手	水産加工場	長男(18)稚内高
19	A 2	"	46	5	2	大工月(196,000) 雇用保険20万	農協事務パート	長男(18)稚内高
20	"	"	49	5	3	土工(小田組)	苗畑事業所 (日雇)	長男(21)測量関
21	B 1		54	4	2			長女(19)浜頓別 次女(17)稚内高
22	A 2	自家	47	5	2	運転手(宗谷生 コン)	水産加工場	長女(17)中頓別
23	B 1		女 53	5	2		水産加工場	5女(17)中卒後
24	"		50	4	4	漁業日雇(53年準 組合員)		長男(20)豊富高 次男(17)中頓高

通し（労務者・職人層）

供 の 状 況	将 来 の 見 通 し
高，地元で就職希望，次女(16)浜頓別高2年，長男，次	子供が全部高校を卒業するまでは今のところにいる。
高卒埼玉のテレビ部品製造会社，次男(18)浜頓別高3年 幌	長年住みなれているのでずっとここにいたい。できれば子供がそばにいて欲しい。
高3年高卒後は札幌の専門学校へ	ここで一生終わるつもりはない。札幌へ出て娘と一緒に住みたい。
谷高校卒S村農協，次男(17)中頓別高3年，長女(13)稚	C地区にずっと住みたい。できれば子供と（子供もそう思っている）
谷高卒浜頓別建設会社，次男()中頓別の建設会社，長女(22) 等看護岩見沢病院勤務，2女(21)稚内高卒稚内百貨店 高卒S村農協，4女浜頓2年	長男の所へ行くつもり。
1年，次女，3女(14)中学生	ここからあまり離れたくない。 (都会はすみにくい)
飯場で働いている。次男中卒，3男中卒神奈川タクシー運 家具製造長女札幌北定卒歯科技師，5男(16)札幌北定在学道新印刷 漁師と結婚，長男(19)中卒稚内職訓村のダンプの運転手	これからもずっといたい，子供が出てい たらついていかねばならない。
年(都会には出たくない，役場につとめたい)	これからもずっと村でくらしたい。
年(短大進学希望)，長男(14)中学生	親が同居したくとも子供がいやなら仕方 がない。
高卒一北海道経営専門学校ウェイトレス，次女浜頓別高 中学生	
卒現生コン会社勤務(21)，長女(19)稚内大谷卒漁組勤務	
砕石工場，次男(16)浜頓別高休学札幌日産，	次男は親の世話をみるとは言ってはいる が多分村に残るだろう。
高卒帯広家具店勤務，次男～浜頓別高2年	子供と同居したいがまだわからない。
帯広畜大～ホクレン製糖工場，長女～結婚，次女稚内高 院勤務	
～結婚，長男(21)稚商工卒電器関係の仕事， 会社員	長男，次男もD地区に戻ってこないだろう
文化服装学院，長男(15)浜頓別高1年，次男(12)	
卒村役場勤務，4女～中頓別高2年	長男が2～3年したら自分が面倒みるから仕事 をやめていれよと言うのでそうしようと思っている
卒千葉工大1年	長男に対してサラリーマン(特に公務員) になってほしい。不安定な仕事はだめ。
係の仕事，長女～浜頓別商工会(浜頓高卒)	
高卒石油店勤務 3年(看護科)	
高3年就職希望，次女，長男中学生	樺太引揚者で今の仕事以上のぞめない。 長女の就職が早く決まるよう願っている。
漁組加工場勤務	
卒名古屋，長女(19)稚内高看護科卒村内国保病院看護婦 2年中退漁組加工場勤務	次男は来年から船にのせ漁業をやらせたい。

の有無がその後の経営の死命を制するように、親の進路に密接にむすびついているのである。

4) 労働者・職人層

聞きとり調査をした24世帯の一覧表は第44表のとおりである。この表では省略してあるが、労働者・職人になる以前の職業別の分類をしめせば、開拓農民であって離農した世帯6、漁業を廃業したもの4世帯、炭鉱夫であったが閉山により離職したもの8世帯で、残り6世帯は以前から土工や雇われ大工など現職と同じであった。

現在40歳代で稼ぎのよい者で月収27～8万（5月から12月中旬まで）と雇用保険30万程度、合計年収200万円前後であり、50歳代になると、月収17～8万位にさがる者もみられ、160～70万円がやっとの状態である。世帯主1人の収入では、大部分が150万円～200万円の範囲に入ってしまう。ところで、前項でも触れたが、この層の世帯人員は概して4～5人と一般の雇用労働者世帯にくらべて多いから、世帯主だけの収入で家計を維持するのはきわめて困難である。この結果、この階層では片親世帯を除く全世帯の妻が、パートや日雇労働に従事している。パートではほたて加工場にいつているものが最も多く、全体1/3強を占めている。加工場の労賃は、時給350円でパートとしては管内の他企業に比して破格によいという。6時間労働で、24～5日稼働しても、5万5千円前後である。（5月～12月まで）

また、給食センターのパートの場合、月収は5万円弱であり土木工事に日雇いとして従事している場合には、まれに14万円の月収をうるものもあるが、10万円前後がせいぜいである。

かくて共働きによる世帯年収も300万円が限度である。以上のような状況のなかで子弟の進路をながめると、この階層の高校進学率が、雇用労働者層のなかにおいて最低であるとは言え家計の大きな部分をさいて高校へ進学させている世帯が多いと感じられる。

しかしこうした傾向は、ここ4～5年のことであり、それ以前に中学を卒業した子弟で高校へ進学したものはさほど多くない。

次に高校を卒業した者の進路では、その先の大学へ進学したものは今回調査した世帯では、№15と№19の2ケースのみであった。もっとも、旭川教育大学に合格しながら父親の発病で進学を断念して建設会社へ就職した№5や、稚内高校へ進んで大学をめざしながら、父親が高齢で仕事ができなくなっているのをみかねて進学をあきらめた№18というケースもあるが、これらの事例に象徴される経済的基盤の不安定さが、彼らの子弟をして就職にむかわせていると考えられる。高校卒業後の就職先をみると（表45）、男子にあっては、工場労働者、土木関係労働者がほとんどで、工場労働者の場合は全員都市へ転出している。土木労働者のうち2名と、農協と村役場に就職したものが地元のにこっている。

女子の場合は店員が3名、医療技術者2名で、S村農協へ就職した者1名と、村のガソリンスタンドに就職した1名の2人が村内で就職したことになる。

農協、役場、医療技術者をのぞけば、おおむね不安定な就労といわざるを得ない。

しかしそれにもかかわらず、この階層では公務員・公企体職員層の子弟に典型的にみられるような中学を卒業すると、原則としては他出してしまうパターンとは若干異なり、農協や村役場への就職の

第45表 労働者・職人層の高卒子弟の就職先

	男子就職者	女子就職者
工場労働者	№2, №7, №16	
単純労働者	○(№12), №13, ○(№20)	
店員	№14	№5, №11, ○(№21)
農協職員	○(№4)	○(№5)
役場職員	○(№18)	
看護婦、技師		№5, №7

表注 ○印は村内就職者

ほかに、不安定就労であっても地元に残るといふ子弟がみられることである。このような変化は世帯主の就労のあり方や将来への見通しと深くかかわりあっているのかもしれない。すなわち、世帯主の世代では、最初から土工など自由労働的な仕事についていたものは少数で、開拓や、鯨漁、炭鉱といった産業に吸引されてこの村に定着したが、それから離れざるを得なくてこんにちに至っている。

つまり自由労働者になった時には、すでに中高年段階にたちいたっており、たとえこの村から転出したとしても、それによって安定的な雇用が確保される保障に乏しかったとみるべきである。

この階層の世帯主は、現時点で、圧倒的にこの村で今後も生活をしたいと考えている。そこには、どこへ動いたとしても中高年以上の就業がこの村で働くことと大差がないであろうという見通しの上にたった生活設計の1つのあり方を示していると思う。

さらに彼らの多くは、厚生年金などへ加入する機会に恵まれず、だいたい国民年金加入者であり、老後保障の面で不安をもっているばかりか、公務員・公企体職員層に典型的にみられるような、退職一時金をあてにした老後設計を考える余地のない就労に終始してきたから、子弟が転出してそこへいずれ行くといい発想は生まれにくいと考えられる。

以上のような、親の状況が多少なりともこの階層の子弟を地元へ定着させる契機になっているのではないかと推測される。

5) 無業層

最後に世帯主が無業者である世帯3ケースについて触れておく。

これらの3世帯は、いずれも母子世帯である。№1、№2は現に生活保護を受給しており、№3は面接調査に訪ずれる2カ月前に世帯主が漁船から転落して行方不明になった事例である。

№1

亡夫は昭和23年頃にC1へ入植したが、自給自足が精一杯の状態、昭和28年頃には離農し造材の日雇いとなった。昭和36年10月、仕事中に脳溢血のため56歳で死亡した。

当時長女は6歳、長男は1歳にも満たなかったため、妻は働くことができず生活保護を受給したが、昭和42年長男が小学校へあがった時、日雇いとして働きだしたために、生活保護を打切った。その後10年間、世帯主は日雇作業員として働いたが椎間板ヘルニアが悪化し、稼働が困難な状態であった。その上昭和52年8月に長男が腸ねんてんで入院したため、医療費の支払いにこまり生活保護を再受給したものである。なお長男は予後が芳しくなく、1年間療養したため、留年して現在高校3年生である。長女は高卒後村内の美容店で見習いとして働いていたが、昭和53年に結婚のため道内へ転出した。世帯主は、長男が高校卒業して働くようになったら生活保護を打切って、扶養されたいと考えている。一方長男は、道職員試験と国鉄職員試験をうけるために準備中であるが、合格すれば村から転出するかもしれず、そうなれば自分が落ちつくまで世帯主は村にとどまり、将来は一緒にくらしたいと思っている。

長男の進路によって、世帯主の今後の生活も左右されると考えている。

№2

亡夫は、秋田県出身で、昭和25年中卒と同時に来道、当初は道南で馬追いをやっていたが昭和27年にS村の炭坑で働くために移住、この1年前に妻と結婚した。

炭坑夫は1年程でやめ、昭和28年から漁業労働者として船にのったが、まもなく不漁となり生活は非常に苦しくなった。当時は賃金の運配、欠配が始終あり、現金がもらえないときは、米、みそなど現物支給をうける状態であった。

昭和44年4月に夫は川に落ちて死亡。13歳の長男を頭に7人の子供がいたため、生活保護を

受給した。現在3女が中頓別高校の1年生であるが、この上の男3人と女2人の子供はすべて中卒で管外へ転出したが、世帯主の体調がすぐれないため、昭和52年8月に大阪のカメラ店に勤務していた長男が帰省し、村内の建設会社の日雇いとして働きはじめた。

昭和53年3月に世帯主は糖尿病で40日間入院治療したが、今年もまた1カ月入院した。長男以外の子供は、多女、次女はすでに管外で結婚しており、次男は札幌で大工をしており3男も稚内職訓終了後札幌の工務店で大工見習いとして働いている。

3女は高校1年生であるが将来は着物の着付などの仕事をしたいと希望している。この世帯は長男が稼働しているが、世帯主の医療費の支払いに困るため引続き生活保護を継続して受給すると思われる。

Ⅲ 3

亡夫はB1の出身で中卒後漁業に従事していたが、昭和36年結婚を期に漁業をやめ、建設会社の大工見習いとなり、以後昭和49年まで大工をしていた。ほたてが好漁になったため昭和49年に漁業に復帰したが、一度漁師をやめていたため漁協の正組合員資格を取得したのは今年3月になってのことであった。これからやっと生活が安定すると思っていた矢先の6月に、ほたて漁中に転落事故に遭い行方不明になった。

現在は預金で生活をしており、2カ月後ぐらいには漁協から補償金が支払われる予定であるが、妻は水産加工場へパートで出るつもりであるという。長男は中卒後稚内職訓に入校し、昭和53年3月大工見習いとして札幌市へ転出した。長男が職訓へ進む頃はほたて漁業の先行きがあまりはっきりしていなかった上、本人が大工を希望していたから今回の父親の事故後も後継者としてもどって来る気はないようだとのことである。現在同居している子供は、次男（11歳）長女（7歳）である。

以上の3ケースは、無業層であり、生活保護世帯、ないしは要保護世帯であるが、すでに検討した生活保護層の全体的な傾向とは、かなり性格を異にしている。つまり、中学卒業生を含む世帯であるため子供の進路が、これらの世帯の今後を方向づけるという側面をもっているのである。

子供たちが中学なり高校を卒業後就職のために他出してしまうと、老人単身者としてその後長期にわたって生活保護受給せざるを得ないであろうし、子供のうち何人かが稼働しながら、世帯内にとどまれば、いずれ生活保護は廃止されるであろう。このことはある意味では自明のことではあるが、この村における他の階層においても、実は、この無業層に典型的にみられるような可能性を含んでいるという点で、普遍性をもっていることに注目する必要がある。ただ、ここにかかげた3ケースは、世帯主が不慮の事故や病気によって子供たちが小さいうちに死亡したために生活保護を受給したにすぎないのである。

S村における社会階層構成をすでに図式化して示したが（前掲図5）、その際、この村の漁業自営層はかなり所得水準が高く、安定した階層としてその位置づけを与えたが、彼らでさえⅢ3の事例のような経過で、要保護状態にたちいたる可能性をもっていることを銘記すべきである。

まとめにかえて

これまでのべたことを要約すれば次のとおりである。

① S村における社会階層構成は、下にお厚くごく一部の高所得層が上方に点在し、中間に位置する層がまたまばらであるという点に特徴がある。

低所得層の中心は、労務者・職人層であり、公務員・公企体職員層以外のすべての職業階層から流入してきている。この意味で、公務員・公企体職員層は、この村においてやや特殊な存在である。

② 各階層ごとにその子弟の進路を検討したが、自営業層の場合、子弟の長子が後継者となるかどうかはその将来に決定づけるといって過言でない。事実農業自営下層（N4，一部N3も含む）では子弟があとをつがないため一代限りで離農せざるを得ない状況にたちいたっている。雇用労働者層の場合、公務員・公企業職員層など俸給生活者のように、子供の都市への転出を足場にいずれ世帯全体が転出することが予想される層と、労務者・職人層など賃金労働者のように、子供の多くが転出して村へ残りたいと考えている層にわかれている。この分れ目は、老後の生活設計の基盤となる経済的保障—たとえば退職金であるとか年金および住居など—の有無にあると考えられる。

③ 村の今後の発展の1つの鍵は、国（自治体も含む）が、酪農や漁業の育成をつうじて村の振興をはかるといふこれまでの努力をひきつづき貫きとうすかどうかという点にある。

酪農振興のための国営パイロットファームの建設や開拓地域の治山治水、道路整備および漁港の整備などの公共事業が、この村に（主として日雇いではあるが）労働市場を提供しており、第1次産業の振興が同時に雇用対策にもなっているのである。

だからこそ、われわれが調査に入った1979年10月に、酪農中央会が、乳量の自主生産調整を決定したが、これに対する困惑と苦悩は、単に酪農民にとどまらず、村全体におよぶものであった。もしも炭坑「合理化」の時のように、スクラップ・アンド・ビルド方式でわが国の第1次産業の「合理化」がおこなわれるとすれば、それはS村に象徴されるような「過疎」地域における村の存立をあやうくするものであり、今日これらの地域のかかえている問題がなんら解決されることなく都市へもちこまれ、増幅されることになるであろうと予想される。

（この調査報告は文部省科学研究費助成研究「北海道における地域社会変動と教育計画立案に関する研究」の一環である。なお、本稿執筆にあたっては、高山と杉村の共同討議の結果を杉村の責任でまとめたものである。また資料の蒐集にあたっては北海道庁、宗谷支庁、S村役場、農業協同組合、漁業協同組合などから便宜を与えていただき、また個別調査に際しては、村民の方々のご協力をいただいた。集計整理は、教育計画ゼミナールの学生諸君の協力を得た。以上を付記し感謝を表明したい。）

科学的社会主義教育理論の体系的検討(1)

草野隆光

目 次

序 章 科学的社会主義教育理論の体系的検討の意識と方法	183
第1節 「勤労体験学習」と「労働そのものの教育」	183
第2節 「労働教育」と「教育と生産的労働の結合」・「総合技術教育」	188
第3節 本研究の課題と方法	190
第I部 科学的社会主義のはじめての教育綱領としての『宣言』とマルクス・エンゲルスの 教育思想の形成過程	192
第1章 科学的社会主義のはじめての教育綱領としての『宣言』	193
第2章 エンゲルスにおける科学的社会主義への移行と教育観の形成過程	199
第3章 マルクスの人間・労働・教育観の形成過程と『宣言』(以下次号)	
第4章 『宣言』にいたる教育思想の形成過程と教育綱領の総括	

序章 科学的社会主義教育理論の 体系的検討の意義と方法

第1節 「勤労体験学習」と「労働そのものの教育」

今回、全面的に改訂された学習指導要領は「学校の主体性の尊重」「個性を生かす教育」「ゆとりある教育」となっていて「勤労にかかわる体験的な学習」が小・中・高校のすべてで強調されている。高等学校学習指導要領（昭和53年8月）は次のように記している。

「4. 学校においては、地域や学校の実態等に応じて、勤労にかかわる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、働くことや創造することの喜びを体得させるとともに望ましい勤労観や職業観の育成に資するものとする。」（第1章総則第1款教育課程編成の一般方針等）

これは教育過程審議会答申の「勤労にかかわる体験的な学習については、生産や生活等にかかわる教育的な配慮をした実際の・体験的な諸活動を通して、仕事の楽しさや完成の喜びなどを体得させるとともに勤労観や職業観の育成にも資することを主なねらいとして、できる限りすべての生徒にその機会が与えられるよう拡充を図ることとし、当面は学校の教育活動全体を通じてこの学習の趣旨が実現されるよう、主として各教科以外の教育活動における計画の中での履習によることや職業に関する教科・科目のうちこの学習のねらいにふさわしい科目の選択履習によることが適当である。」を学習指導要領に盛り込んだものである。

菱村幸雄氏は「勤労体験学習」の趣旨について「具体的には各学校においてどのような形でこの学習を進めていくかについては、今後の実践的な研究の積み重ねが重要である。」⁽¹⁾としながら「主要なうけ皿としては、『勤労・生産的行事』の一層の振興をあげ、「生徒の自発的な活動の意欲」を高めた「学校行事」や「ゆとりの時間」などでおこなうことを強調している。そして、「例えば日々の清掃などの場合、学校の管理上の必要性から生徒にやらせるという姿勢から、生徒自らが、自らの学習や生活の環境を、自らの手で清潔にしていこうとする能動的な姿勢に変えていくだけでも大きな価値が生じてくると思われる。更には、単に校内ばかりではなく、一人でも二人でも、進んで地域社会に奉仕しようとするような生徒が出てくるようにでもなれば、まずは成功への第1歩を踏み出したとも考えられる。」⁽²⁾と解説している。奥田真文審議官も今回の学習指導要領改訂のねらいについての説明で「勤労に関わるということを入れたのは正しい勤労観を身につけさせるということがねらいである。いわゆる物の生産から校庭の清掃まで考えていい訳ですが、とにかくそれは正しい勤労観・職業観を身につけさせたいということにねらいがある。」⁽³⁾と述べ改訂の4つの重点の一つとして強調している。

以上のように「勤労体験学習」は今回学習指導要領改訂の重点であり、数多くの研究開発指定校を設け、「学校の主体性を尊重」しながら「日の丸」や「君が代」と同じようにいやおうなく系統的に実施をせまられる実践的課題となっている。

「勤労体験学習」についての批判は数多くおこなわれているが、とりあえず代表的批判の例示として長野県高等学校教職員組合の批判⁽⁴⁾を記しておくこととする。

まず、「1. 『修練』の復活、ファシズムへの動員体制である。」として「過去30有余年にわたってすすめてきた能力主義にもとづく差別、選別政策からも彼らの意図通りの『忠誠・服従・勤勉・奉仕・感謝』などの従属的道德をもった人間あるいは労働者が十分に育たなかったという自己矛盾があるとみられる。」とし「修練」の復活としてとらえ、「2. 教育活動としての内容・方法（位置づけ）も明らかでない。」「従来の教科外活動を、その領域で改善すべき点は多いが、『勤労体験

学習』という特定の内容や時間設定の必要性はでてこない。『解説』の『学習の例』は、教育活動の分野（性格）から整理しなすなければならぬ。また、方法としても、勤労や労働を働く者の権利からきりはなし、奉仕を現実の社会保障の貧しさからきりはなし、勤労や奉仕を生徒の自主性・自治活動や教科学習と結合した科学的認識からきりはなすものとなっている。」とほぼ正しく批判している。しかし、「3. 勤労にかかわる教育は必要である。」として「戦後の民主教育のなかで、労働にかかわる教育の追求や実践が弱点であったことも事実である。学習指導要領は、勿論労働教育そのもの（労働についての社会的・自然的認識と労働そのものを内容とする）を全体的に提起したものではないが、労働教育は社会的に有用な生産労働に従事することが要件であるので（この点で、実践例は殆んど農業に限られてしまう）、資本主義的な生産関係のなかでは不可能である（この意味から定時制において生徒の職業実務を教育課程に評価することは誤りである）。ただ、その前段階として、技術・職業教育を学校教育のなかに位置づけることや全教育活動を通して正しい労働観を養うことは、『勤労体験学習』を持ちだすまでもなく、重要な教育課題である。」とする「労働教育」の把握は第2の批判の観点とも矛盾する誤りを含んでいる。しかし、この誤りはひとり長野県高教組だけでなく、わが国の教育に技術・職業教育を位置づけ発展しようとする実践している人々に共通する問題であり、「修学期間の長期化に伴い生徒が自己の将来や職業について真剣に考える機会が比較的少なくなっているとか、生活環境の変化により、家庭や社会で生徒が自ら物を作り、作物を育てるような機会が減少しているとの指摘が強い。」⁽⁵⁾などにみられるように、「勤労体験学習」の導入に利用されてさえることを指摘しておかねばならない。

戦後教育の発展のなかで曲りなりにも実現されつつある高校全入は長すぎる修学期間ではなく、わが国の社会の発展の結果としてもたらされた適正入職年齢の上昇にともなう必然の結果である。青少年を社会の一般的陶冶や修業労働から解放し、人間を組織的系統的に発達させる学校で教育を享受することが可能となったのである。「教育期間の長期化」は「自己の将来や職業」について「真剣に考える機会」を与え、確かな見通しと準備の可能性をもたらしている。学校での「教育期間の長期化」こそ人間の発達の基本的条件である。また、「家庭や社会」での勤労体験の減少は社会進歩の一般的傾向であり、水くみやまき割りを復活することは反動であろう。より少ない労働力でより多くの富みを創造できるよう人間を発達させることは教育の重要な目的である。子どもの生活過程における勤労（労働）体験などの減少を学校教育がこれに代ってはたすことはできないだけでなく、今日の学校教育の基本的問題のすり替えにすぎない。子どもにとって、「勤労」（労働そのもの）は発達過程における子どもの活動形態の一つであり、大人の社会的労働とは区別されなければならない。国語や数学などの座学も「勤労」（労働そのもの）の一形態であり、子どもの活動対象であって、精神的力能または肉体的力能の支出のどちらをより多く必要とするかの違いにすぎない。学校の進歩性は「労働そのもの」から子どもをきり離れたところにあるのであり、科学的認識の確保の手段（教材）以外の「労働そのもの」の学校への導入は社会体制にかかわらず学校の目的に反するものである。「労働教育は社会的に有用な生産労働に従事することが要件であるので、資本主義的な生産関係のなかでは不可能である。」いいかえるなら、本来必要だが資本主義社会では不可能だとする見解は充分検討されなければならない。この点については後に詳しくふれることとする。

70年代に入って、一部の民間教育団体の中に「労働そのものの教育」の必要性が主張され、実践され、教育研究者もこれを評価する傾向がみられる。

「労働そのもの」の教育は長野県上恵那小学校の教育実践報告を契機に注目を集めたと思われる。「労働（そのもの）教育のほぼ共通している目的」は次の5点だとされている。

- (1) 自然社会に対する科学的認識の萌芽を、全身による作物への働きかけを通して育てる。
- (2) 農業の基礎的な技術・技能を体験し、頭と手を結びつけて道具を使うことを学ばせる。

- (3) 集団の助け合いを労働の過程の中で育てる。
- (4) 目的を立て、結果をみとおして、計画的にものごとを運ぶ能力を育てる。
- (5) 労働をとおして、親の労働、地域の生活、労働の苦しみや喜びがわかり、地域の先人の努力がわかるようにさせる。」⁽⁶⁾

須藤敏昭氏は「労働そのものの教育」について次のように書いている。「誰にでも分かち伝えうる科学や文化を教授するという近代学校の性格規定を積極的に継承しながらも、労働や遊びや文化活動などを学校がどのように組織すべきかという観点から、学校の役割をあらためて検討しなおす必要が生じているのではないだろうか。今日の学校の子どものかかえる困難は、決して労働経験を学校に導入することだけで解決するものではない。しかし、それが学校と子どもたちを蘇生させるひとつの有力な力になりうることを（長野県・恵那）上小学校の実践は示している。」⁽⁸⁾と「労働経験を学校に導入」することを「学校と子どもたちを蘇生させるひとつの有力な力になりうる」と評価している。

氏の念頭には次のような科学的社会主義の教育思想の理解がある。「労働教育の問題は、従来、生産と労働〔教育と生産労働？―筆者〕の結合の思想や総合技術教育の思想との関連でとりあげられることが多かった。そして、この思想を今日に具体化すれば、精神労働と肉体労働との分裂を克服し、高度に発達した現代の生産技術を主体的に担いうる全面的に発達した個人の育成という大きな教育目的が設定される。ところで、現在とりくまれている労働教育（とくに低学年のそれ）は、このように大きな教育目的と必ずしも直接結びあっているわけではない。子どもが労働経験をもちないことが、諸能力の発達と人格の形成に歪みをもたらすのではないかという不安や疑問から出発し、人間的な発達をその根本から保障しようとして労働教育にとりくんでいる場合が多いのである。戦後、子どもが生産労働から解放されて学習を保障されるようになったが今日ではそこからさらに進んで、子どもが労働から隔離されるような状況になっている。このような歴史的にまったく新しい状況のなかで、労働のもつ教育力があらためて見直されているわけである。」⁽⁹⁾

「ここで労働そのものの教育とよぶのは、社会的生産労働への参加や、学校内に本格的に組織された労働教育とまではいなくても、労働の含んでいる総合的な教育力・人間形成力を、その総合性のままに追求しようとしている実践である。社会的生産労働に本格的に生徒を参加させたり、一つの教育領域として労働教育を確立することによって、人間的諸能力を発達させ人格形成を行なうことは、現在の日本の社会においてはきわめて困難である。しかし、そういう社会的生産と教育のあり方を志向しながら、学校のなかで組織されている労働そのものの教育のさまざまな試みを取りあげてみよう。」
「たしかに学校という制度は、社会的生産労働から、子どもを解放したという点で歴史的意識をもっている。しかし、そのことは、学校が現実の労働の世界といかなる意味でも疎遠であっていいということではない。『遊比的労働』^{*}は最終段階では、現実の社会的労働にせまるような目標を掲げて行われることが望ましいし、『社会的生産労働への参加』も可能な限り追求すべきである。」⁽¹⁰⁾

※「遊比的労働」について氏は、城丸氏の「仕事」と同概念であるが「どんな困難を含んだ労働でも学校のなかで行われるそれは、学校という『温室』のなかで行なわれる労働であって、失敗は許されるし、実社会の厳しい商品交換の法則からは保護され、隔離されているという意味」だとしている。

氏の所論はすでに明白である。近代学校の歴史的意識を認めつつ、「学校が現実の労働の世界」との結びつき方を「労働そのもの」の学校教育への導入 — それも「現実の社会的労働にせまる」ように — としてとらえ、「現在の日本の社会においてはきわめて困難である」が「諸能力の発達と人格の形成」に「労働そのもの」は欠かせないものとしているのである。氏は「手の労働と知能の発達」を論証しようとするあまり、ガストン・ヴィオーの『知能』を援用して、「工作人的知能」を「道具を使ってモノを作りだす手の労働」と解釈し「個体発生は系統発生を単純にくり返すのではないかと

いう観点」⁽¹¹⁾ (生物主義) に落ち込んでいる。

以上、主として教育実践とのかかわりで見えてきたが、「労働そのものの教育」の「発展」は次のような論理さえ生み出すにいたっている。

「私たちが1970年代において一貫して主張してきたことの一つは、子どもたちの労働経験が不足していることである。そして労働経験の不足は、単に子どもたちの手先が無器用になっていくというばかりでなく、労働経験の少ない子どもたちの発達阻害の問題は、子どもたちの思考力をおとろえさせ、さらに発展すれば生きる力を退化させることにもつながるという問題提起をしてきた。この問題提起は、他の多くの民間教育研究団体にも大きな影響を与え、多方面で労働教育につながる多様な実践がくり広げられたのである。」⁽¹²⁾

「労働の教育」が子どもたちの発達を願う真剣な努力として実践されていることを了知しつつ、筆者はこれに対する批判的見解を示しておく必要があると考える。

第1は「労働経験の不足」といわれる現象は子どもの生活の変化というだけにとどまらず、社会進歩の必然の結果であってかつてのような「労働」を子どもの生活に再現することは不可能であるばかりでなく、反動的でさえあろう。高度経済成長がもたらした生産力の発展はその資本主義的形態において国民生活にさまざまな苦汁を強いているとはいえ、子どもたちを社会的必要労働から解放し、発達のための基礎的条件を拡大しており、また、生活手段の発達と取得の実現は家事労働時間の大幅な短縮をもたらした。子どもの家事労働分担の必要性を家庭の営みの上からほとんど必要としなくなった。子どもの「労働経験の不足」といわれる現象は社会進歩の結果であり、発達の可能性の拡大として肯定的に評価すべきことである。

第2に、「労働経験の不足」は「発達阻害」をもたらすという短絡的把握の問題である。ゲ・エム・ドゥーリーネフは知能遅滞児の生活と自主的な生産労働への準備性を向上させるために、労働教育の過程を通して人格的資質を形成するための作業仮説の構成を試み、このなかで「自分の労働活動を自主的、目的的に組織する能力の形成を子どもに保障することが、労働教育の際に子どもを知的に発達させる主導的要因であろう。しかもこれは、労働教育が労働過程において子どもに知的行為の系を形成することにどれほど向けられているか、ということと関係していることは明らかである。」⁽¹³⁾ という命題を提起し、これまで「心理学者は労働を職業教育と関連づけて研究してきた。しかしこの場合、……職業的な技能や習熟の系を形成することに特別の注意を向けた。その際、生徒の知的発達に及ぼす職業＝労働教育の影響の問題は、副次的にふれられることが多く、研究の中心課題とはならなかった。」⁽¹⁴⁾ と指摘している。そして、この「知的行為の系の形成」は「教育の主導的役割」によってもたらされるところとしている。

「最近のソビエトの心理学者によって行なわれた研究（ザポロジェツ、ザンコフ、エリコニンなど）の示すところによると、正常児の活動においては、教育の影響のもとで、第1に人格の知的要素が次第に多くあらわれてくる。すなわち教育の影響のもとで、労働活動を含むさまざまな種類の活動が、活動の各段階で、あらかじめ計画立てられ、調整された目的的性格を次第に確実に獲得していく。その際、実験的に完全に確認されたのは、子どもにおけるさまざまな種類の活動の発達と完成に及ぼす教育の主導的役割であった。」「人間が労働課題を自主的に遂行するためには、操作的な作業習熟の獲得だけでなく、通常、製品の製作の技術が要求している知的行為を行なう能力もまた必要である。このような知的行為には、課題に対する定位、課題遂行の過程の計画化、さまざまな測定、計算、記号表示、一連の調整的行為などが含まれる。また、人間の労働活動の構造において欠くべからざる要素である知的行為は、人間にのみ固有な目的的活動という性質を労働に付加するのである。」⁽¹⁵⁾

子どもが日常生活のなかで行ってきた「労働」といわれる活動は無自覚的におこなわれてきたのであり、子どもの発達にとって適度の食事をとることと同様の意味 — 重要であるが — でしかない。

労働過程においてますます重要性をましている「知的発達に係る」すなわち、ことばによる定位能力、作業過程のコントロール能力、測定能力などの一般的知的発達は教育の主導的役割において与えられており、「労働そのもの」によって形成されるものではない。ただし、筆者は「労働」といわれる活動が一般的発達のための契機、手段（教材）となりうることを否定するものではない。

第3に、「労働の苦しみや喜び」を体験することによって「親の労働」「地域の生活」「地域の先人の努力」などがわかるのではない。また、子どもたちにみられる「汗を流す労働」への拒否的傾向を否定的にみなす見解も正しくないという点である。子どもたちが、苦汁労働や社会的評価の低い労働に就きたくないと考えるのは知的発達の肯定的な結果であり、「職業に貴賤はない」という観念的、非科学的な説教をのり越えていることをしめしているにすぎない。子どもたちが、専門的職業や社会的評価の高い職業へ就きたいという志向を高めていることこそ重要である。本来的に重要な労働であっても、社会的評価が低い場合には社会的評価の転倒の回復を通してのみ労働力の再配分は可能となるのである。「高度な労働と単純な労働との、『熟練労働』[*"skilled labour"*]と『不熟練労働』[*"unskilled labour"*]との相違は、一部分は単なる幻想にもとづくが、または少なくとも、すでにずっと前から実在的ではなくともはや伝統的な慣習のうちに在続するだけの相違にもとづいている。また一部分は、労働者階級中の或る階層のいっそう絶望的な状態にもとづく偶発的な諸事情が大きな役割を演じて、そのために同じ労働種類が地位を替えることもある。たとえば、資本主義的生産の発達している国ではどこでもそうであるが、労働者階級の体質が弱くなり比較的疲れているところでは、一般に、筋力を多く必要とする粗野な労働は、それよりもずっと精密な労働に比べてより高度な労働に逆転し、後者は単純な労働の等級に下落するのであって、たとえば、イングランドでは煉瓦積み工の労働は綾織工の労働よりもずっと高い地位を占めている。また他方では、綿びろうど剪毛工〔*fustian cutter*〕の労働は、多くの肉体的緊張を必要とし、しかも非常に非衛生的であるにもかかわらず、『単純級』労働とされている。」⁽⁷⁾資本主義的形態のもとで与えられている現実労働への正しい認識を形成することが重要なのである。これは汗を流すことや物をつくることによって働く喜びを個体的に経験することによってではなく社会科学的な概念形成によってなされる課題なのである。

第4に用語の概念の不明確さについてである。同一の用語を異なる専門分野で別の概念で使用することはありうるし、否定するものではないが、しかしいうまでもないことであるが、各専門分野でそれぞれ規定された概念のもとで使用されなければならないのは当然である。

しばしば登場する「社会的生産労働」とはどのような概念をしめす用語なのであろうか。「価値の担い手であり単なる物としての有用性をもった物質を生産する労働」という意味なのだろうか。また「社会的有用労働」を意味し経済学の基本的枠組みにかかわる「生産的労働」と「不生産的労働」の論議をさけるための新造語なのであろうか。意味不明の概念である。これは労働教育・総合技術教育などの諸論文でしばしばなやまされるほんの一例にすぎない。

ところで、「労働教育」「労働の教育」「労働そのものの教育」などいずれも学校教育の一貫として、有用性のある物質の生産を子どもたちにおこなわせることという意味で使用され、ソビエトの労働教育をウェーバー的「理想型」として想起しつつ使用されているように思われる。従って、ここにはソビエトの「労働教育」を科学的社会主義教育理論の具現化とみなす志向性が強く働いているとみなくてはならない。「労働教育は社会的に有用な生産労働に従事することが要件……資本主義的生産関係のなかでは不可能である」とか「現実の社会的労働にせまるような目標を掲げて行われることが望ましい、『社会的生産労働への参加』も可能なかぎり追求すべき」だという主張は明らかにこのことをしめしており、今日の科学的社会主義教育理論の定説的理解が背景にあることは確かである。

第2節 「労働教育」と「教育と生産的労働の結合」・「総合技術教育」

「労働そのものの教育」の実践家および理論家の背景に「教育と生産的労働の結合の原則」といわれる科学的社会主義教育思想の定説的把握がある。

大橋精夫氏は最近の著作のなかで次のように書いている。「マルクスが工場法の成果として『教授および体育を筋肉労働と結びつけること』の可能性だけでなく、逆に『筋肉労働を教授および体育と結びつけること』の可能性をも指摘しているということである。しばしば不注意に見のがされがちなこの点に注意することは、生産と教育との結合にかんするマルクスおよびエンゲルスの思想を誤らないために、とりわけ重要である。なぜなら、たんに教授および体育を筋肉労働すなわち生産労働と結合するというだけのことならば、あるいは学校のなかだけで、施設その他の改善によって可能とされるかもしれないが、しかし生産労働を教授および体育と結合するということは、学校のなかだけでは解決しえない歴史的＝社会的な問題だからである。工場法の成立以前においては、社会的分業の事実を反映して、一方においては、生産労働から切り離されたブルジョア的な学校における教授および体育が、そして他方においては、教授および体育から切り離された労働者とその子どもたちの生産労働がありえなすぎなかった。資本主義社会のなかで発展した大工業のもとでの労働者階級のはげしい闘争を通じてかちとられた工場法がはじめて、相互に切り離されていた両者を結合する可能性を歴史的につくり出すことができたのである。」⁽¹⁸⁾「そもそも労働が教育されなければならないのはなぜだろうか。それは、マルクスによれば、精神労働と肉体労働との分離が廃止された『合理的な社会状態』のもとでは、『労働能力のある成人ならば誰でも、自然の一般的法則から、すなわち、食うためには労働しなければならず、しかも頭脳によってだけではなく、手によって労働しなければならないという法則から、除外されてはならない』からである。したがって、彼によれば、『男女の児童と少年とを社会的生産の大事業に協力させる近代工業の傾向は、資本主義制度のもとでゆがめられていまわしい形態をとっているとはいえ、進歩的で、健全でそして正当な傾向である』と見なされねばならないし、『合理的な社会状態のもとでは、9歳からすべての児童が生産労働者とならねばならない』のである。教育が生産労働と結合されねばならないもっとも深い根拠は、ほかならぬこの点に横たわっているということができるだろう。」「しかし、それだけではない。教育と結合されるべき生産労働は、マルクスおよびエンゲルスにあっては、学校のなかでの労働に狭く限られてはおらず、工場のなかでの労働でもそれはあったという点に、われわれは注目しなければならない。このことは、いうまでもなく、工場での児童および少年の労働が彼らの発達にとってある肯定的意義をもつことが、マルクスおよびエンゲルスによって認められていたことを、意味するものでなければならない。」「工場におけるおとなと子どもたちの共同労働は、子どもたちの人間的発達のための条件を提供するのであって、ほかならぬこの点にも、児童および青少年の教育が、工場での彼らの生産労働と結合されねばならない根拠が横たわっているといわねばならない。」「……こうした社会的根拠がしめされているだけではない。彼にあってはなお、教授学的根拠も指摘されていることも、見のがされてはならないだろう。ここに教授学的原則というのは、ほかでもなく、教授と生産労働とを相互に交替させることによって教授効果を高めることができるという教授学的原則にかかわるものである。」⁽¹⁹⁾

以上の大橋氏の把握は氏が1961年翻訳出版した、『マルクス主義的教育思想』における著者G・クラップの把握であり、わが国における「教育と生産労働の結合」論の定説的理解となっている見解といえよう。また、「クラップの著作が『教授と生産労働との結合』の原則および『結合技術教育』の内容の叙述とその歴史的展開を主内容とし、どちらかといえばマルクスおよびエンゲルスの思想そのものへの切り込みが比較的浅いといわれている難点を、本書は十分に補なうものと考えられる」⁽²⁰⁾とされるH・カルラス著『マルクス主義教育学の構想』（邦訳名）の刊行も、このような理解の定説化

に重要な役割をはたしたと考えられる。カルラスは「マルクスの要求した教授と生産労働との結合は、理論的および実際の種類の〈総合技術教育〉によって実現され得るのではない。そうではなくて、総合技術改善 — 著者はここではその完全に発展した形態を考えている — が、教授と生産的労働との結合をその不可欠な構成要素にしなければならないのである。そして、その結合がつくりだされるのは、技術教育によってではなく、自然科学およびその他の一般教育諸教科によってではなく、また学校作業場における生徒の実際の労働によってでもなくて、ひとえに児童を社会的労働過程に参加させることによってである。」「教授と生産的労働とを結合する教育学的形態が総合技術教育であるのではない。そうではなくて、教授と生産的労働とを結合することが総合技術教育の一つの主要な構成要素であるのであり、そしてこの場合は、児童と少年とを社会的生産過程に参加させることによって実現される。」⁽²¹⁾「児童労働を消滅させる原因は大工業の資本的形態にある、とすることができる。大工業の資本主義的形態は、大工業の本性のうちに内在している児童労働への傾向を抑圧し、この傾向の進展を阻止しているのである。」⁽²²⁾さらにカルラスは「全面的に発達した人間にたいする、大工業の生みだした社会的要求」による「新しい教育の任務」を達成するのは「(イ) 技術学に関する理論的および実際の教授。(ロ) 児童を社会的生産過程に参加させることを通じての教授と生産的労働との結合。」をもっとも重要な構成要素とする総合技術教育だとしている。また、「児童労働は、それ自体が教育の構成要素となることによって、全面的に発達した労働者にたいする社会的要求を充足すべき任務をもつ教育に助力するがゆえに、近代工業の進歩的で健康な合法的傾向なのである。工業の資本主義形態はただ、労働の転換のために産業予備軍を自由に使用することができ、全面的な可能性をもつ労働者を少しでも必要としていないから、この〔児童労働への〕傾向を効果的に抑圧し得るにすぎない。」⁽²³⁾とも述べている。

このようにカルラスは、子どもを社会的生産労働へ参加させることが全面的発達の教育＝総合技術教育の重要な構成要素であり、大工業の本性ではなく、その資本主義的形態が、全面的な可動性をもつ労働者を少しも必要としないから、子どもの社会的生産労働への参加を効果的に抑圧し得るとしているのである。

この著作の邦訳出版後の早い時期に中野徹三氏はカルラスの見解を次のように批判している。氏はマルクスの「教育と生産的労働の結合」論は第1に解放された人類社会では、「児童は自ら社会的生産の一端を担いつつ、同時に教育を受けて少年時より『自由に生産する諸個人』として出発するのである。」「マルクスにおいては生産的労働との結合さるべき教育の一種が『総合技術教育』であるのに、カルラスにおいては逆に、『総合技術教育』の一構成部分が『教育と生産的労働との結合』なのである！」。第2に、資本主義社会では「『教育と生産的労働との結合』は有給の児童労働と教育とが結合される、ということの意味している。」「社会的生産における児童労働がほとんど消滅してしまった現代資本主義において、マルクスの意味での『教育と生産的労働との結合』は、実は存在しないのである。」「『総合技術教育』は、かくしていまだ概念的に不明確にされているのである。」⁽²⁴⁾と書いている。

総合技術教育の概念について矢川徳光氏は「私にも十分な確信のないことがら」だが「共産主義教育全般のことがらと同じではないか」「1929年のクルプスカヤのテーゼは全体をクルプスカヤなりに整理して書いておいてくれたわけです。……彼女としても9年間〔レーニンの「短評」から—筆者〕の実践と思索があった。……あのようなテーゼとなるには長い向こうでの教育の実践とクルプスカヤの思考とがあってそれぞれあのようなかたちに整理されたのであろうと思うわけです。」⁽²⁵⁾と述べている。クルプスカヤがはじめての社会主義国ソビエト連邦の教育にはたした役割を考慮するとき、彼女がどのようにマルクスの教育理論を把握し、ソビエトの具体的条件のもとに適用し発展させたかは充分検討する必要がある。特に、わが国の民主的教育実践が、ソビエト教育科学研究会などの活発な

活動によって、「ソビエト教育学から学ぶ」ことを通して大きな影響を受けてきた経過からも重要である。

佐々木享氏は社会主義諸国でおこなわれている「総合技術教育」を日本でそのまま「実現するもの」としてではなく、技術教育を発展させるために「学ぶもの」としてとらえることを主張し、次のように述べている。

「労働と教育とを結合させること、いいかえると学校教育のなかに労働教育をとり入れることは、教育を民主々義的に発展させるという課題のかなめの問題の一つである。……」「しかし、労働を教育のなかにとり入れるという課題を実現することは容易なことではない。資本主義社会では、基本的には、生産労働は賃労働 — 労働力の販売でしかあり得ないことの大衆への反映として、労働蔑視の風潮が広汎に存在しているから、これを克服するという課題と結びつけなければならない。もちろん、階級社会に存在する肉体労働への蔑視は、直接的生産労働における人間の疎外と結びついているから、労働蔑視の風潮の克服という事業は、社会全体の民主的改革の実現という全人民的事業と結びつかざるを得ない。このような展望をうちにふくむことによって、労働と教育の結合という課題は、一步一步前進させることができる — そういう困難なしかし重要な課題なのだと考える。」「総合技術教育を実現することの困難さは、それが教育の全一的なシステムでなければならないことにあるとともに、その教育が生産労働と教育とを結合するものでなければならないとされ、この点が資本主義社会ではわけても困難だからなのである。総合技術教育を実現する課題が教育運動固有の課題ではなく階級闘争の課題たるゆえんである。」²⁶

第3節 本研究の課題と方法

本研究はマルクス主義教育理論の体系的把握を課題としている。本研究は当初、技術・職業教育研究の課題と方法の整理を目的として着手され、「教育と生産的労働の結合の原則」と「労働教育」・「総合技術教育」論を中心に構想されたが、このような問題の限定そのものが、マルクス主義的教育研究の分析枠として妥当なのかという疑問が生じてきた。マルクス主義の創始者、マルクスとエンゲルスは教育学を直接的研究対象とした書物を残さなかった。われわれはマルクス・エンゲルスの哲学・経済学・社会主義文献のなかから彼らの教育理論を再構成し、これを手かかりに教育実践を行ない、新たな理論的創造を行ってきたのである。

最近のマルクス研究の発展は著しいものがある。例えば、教育学の分野では「教育と生産的労働の結合の原則」というように自明のこととして使われている「生産的労働」の概念そのものが重要な検討課題となっている。哲学・経済学・社会主義理論の各分野において研究成果が刊行され、教育理論のなかで重要な位置をしめている人間論・労働論・労働過程論などにおける著しい発展がみられた。また、新メガの刊行はマルクスの思想の発展を追尾する新たな条件をもたらしている。これまでのように、マルクス主義的教育理論を「全面的発達思想」「教育と生産的労働の結合の原則」「総合技術教育の思想」「集団主義教育」などの諸概念で特徴づけることの妥当性そのものが問題とされなければならない。

本研究は、マルクスの教育綱領の提起を基軸に、その内容を検討し、同時に綱領を支えるマルクスの理論研究論文、さらに論文に至る思想の発展を追い、マルクスの教育理論の発展過程に従ってマルクスの教育理論を体系的に再構成する方法をとる。

第1部では、はじめての教育綱領としての『共産党宣言』およびこの思想の形成過程を、第2部では、国際労働者協会の教育綱領を中心に、『資本論』およびこれにいたる道程を分析する。第3部としては、第1部、第2部のマルクスの教育理論の体系的検討の結果に照らして、わが国の科学的社会主義教育理論の定説的理解を検討し、合わせてこの形成に多大な影響を与えている、はじめて社会主

義を実現したソビエト教育の創始者としてのレーニンおよびクルプスカヤの教育理論の分析を予定している。

なお、本論文は広範な教育実践家を念頭に書かれる。このため諸家の文献事情を考慮して、研究者にとっては注記ですまされる部分についても引用をおこなうこととする。

注) 序 章

- (1) 菱村幸雄『高等学校新教育課程の解説』12頁 ぎょうせい
- (2) 同上 410頁
- (3) 「座談会 新高校学習指導要領」『高校新教育課程の編成とその類型』136～137頁 代表執筆者 斉藤義光 日本教育新聞社
- (4) 『高校教育課程の自主編成』35～37頁 1980年8月 討議資料(第3次) 長野県高等学校教職員組合
- (5) (1)に同じ
- (6) 「川口論文」『教育』1974年8月号
- (7) 「80年代の子どもとこれからの実践 — 70年代の一つの総括として — 」『技術教室』1980年3月号 頁332 6～8頁
- (8) 須藤敏昭 「労働教育の今日的意義」『国民教育』1974年7月臨時増刊号
- (9) 同 上 「労働教育の実践とその課題」『国民教育』1977年春季号
- (10) 同 上 「労働をどう教えるか」『手労研会報』1977年5月(『遊びと労働の教育』(153頁) 青木書店 1978年7月に収録)
- (11) 同 上 「手の労働化と知能の発達」『遊びと労働の教育』106～7頁 青木書店
- (12) (7)に同じ
- (13) ゲ・エム・ドゥーリネフ 大井清吉他訳 「ちえおくれの子の発達と労働教育」17P ぶどう社 昭和55年4月刊
- (14) 同 上 19P
- (15) 同 上 40P
- (16) 同 上 44～47P
- (17) マルクス 「資本論」『マルクス・エンゲルス全集』23巻a (212)頁 大月書店版 (以下、単に『全集』○巻とし、()頁は原頁をしめす。)
- (18) 大橋精夫 「マルクスおよびエンゲルスの教育思想」『マルクス主義の発達観と教育』151～2頁 青木書店
- (19) 同 上 154～6頁
- (20) 田中昭徳 「訳者あとがき」『マルクス主義教育学の構想』195頁
- (21) H・カルラス 『マルクス主義教育学の構想』153～4頁
- (22) 同 上 161頁
- (23) 同 上 163頁
- (24) 中野徹三 「マルクス・エンゲルスの教育思想」『講座民主教育の理論下』44～5頁, 明治図書 1967年
- (25) 「Ⅶ総合技術教育と現代日本の民主教育をめぐる討論」『総合技術教育と現代日本の民主教育』120頁 技術教育研究会編 1974年 鳩の森書房
- (26) 佐々木享 「Ⅶ総合技術教育と現代日本の民主教育」同上 103, 106頁

第 I 部

科学的社会主義の教育綱領・『宣言』とマルクス ・エンゲルスの教育思想の形成過程

この第 I 部は 4 章から成っている。「第 1 章科学的社会主義のはじめての教育綱領としての『宣言』」は第 I 部の序章に相当する。この第 1 章は教育綱領としての『宣言』に対する本論のいわば仮説の提示である。この中で、政権の獲得と教育の関係、今日定説的に理解されている「教育と生産的労働の結合」論は『宣言』にはみられないことなどが提起される。第 2 章はエンゲルスの教育思想の形成過程を空想的共産主義から科学的社会主義への移行、特に、エンゲルスのオーエン主義に対する態度を中心に追求している。第 3 章はマルクスの人間・労働・教育観の形成過程を分析し、第 4 章では、第 2・3 章の分析をふまえて科学的社会主義の教育綱領・思想の形成にはたした両者のそれぞれの役割および第 1 章で提示した『宣言』の教育綱領の内容に対する筆者の見解を再び検証することとする。

第 I 部の構成は次の通りである。

第 1 章 科学的社会主義のはじめての教育綱領としての『宣言』

第 1 節 『宣言』の成立過程と全般的検討

第 2 節 『宣言』の教育綱領の具体的検討

第 2 章 エンゲルスにおける科学的社会主義への移行と教育観の形成過程

第 1 節 『宣言』にいたるエンゲルスの生活・活動と教育観の原点

第 2 節 エンゲルスにおける空想的共産主義の教育思想の克服——エンゲルスとオーエン——

第 3 節 エンゲルスの科学的社会主義への移行と特徴

第 4 節 労働者階級の教育状態の把握と教育要求の大綱的提示

第 3 章 マルクスの人間・労働・教育観の形成過程と『宣言』（以下次号）

第 4 章 『宣言』にいたるマルクス、エンゲルスの教育思想の形成過程と教育綱領の総括

第1章 科学的社会主義のはじめての教育綱領としての『宣言』

第1節 『宣言』の成立過程と全般的検討

マルクスとエンゲルスは『共産党宣言』（以下『宣言』）のなかで労働者階級の教育要求をはじめて綱領として定式化した。『宣言』にせめられたはじめての教育綱領の検討に入るに先立って、『宣言』の成立事情とエンゲルスの『共産主義の原理』（以下『原理』）との関係について確認しておくこととする。

エンゲルスは1847年10月下旬から11月にかけて『原理』を筆筆し、空想的社会主義の影響の現われた共産主義者同盟中央委員会（ジャッバー、パウアーおよびモル）の『共産主義者の信条』および、「真正」社会主義者モーゼス・ヘスの草案をきびしく批判した。共産主義者同盟第二回大会（1847年11月29～12月8日）はマルクスとエンゲルスに「公表を目的とする、詳細な理論的、実践的な党綱領」の起草を委任した。エンゲルスはマルクスに次のように書き送っている。

「この会議は決定的なものにならなければならない。というのは、今度こそすべてわれわれの思いどおりにやれるからだ」と国際労働運動での科学的社会主義の確立を見通し、「信条（＝綱領＝『宣言』をさす一筆者）のことももう少し考えてみてくれたまえ。僕は問答形式をやめて、それを共産党宣言という題にするのがいちばんいいと思う。……僕の書いたもの（『原理』一筆者）を持っていく。それは平易に述べてはいるが、まずい編集で、大急ぎで書いたものだ。」（1）

『宣言』の「はじめての草案」（2）は「いちばんうえの二行は、口述をマルクス夫人が書きとったもの」（3）で三行目からはマルクスの筆蹟で書かれており、エンゲルスは後に「『宣言』はわれわれ二人の共同作品であるが、その核心をなす根本命題はマルクスのものであることを、述べておくことが、私の義務であると考え。」（4）と書いている。

自己の高い品性を示すことともなっていてこのエンゲルスの文言は、『宣言』に書かれた教育綱領部分においても該当するものであり「核心をなす根本命題」はマルクスのものである。『宣言』と『原理』の間には、少なくとも教育綱領に関しては「両者の見解も、まったく相等しい、とはいえない微妙なニュアンスの差」（5）というよりも、エンゲルスのオーエン派的思考の脱去によるマルクスへの同化がみられる。

次に、『宣言』にせめられた教育綱領の検討に入ることとする。

第一に、『宣言』は歴史的記述「一ブルジョアとプロレタリア」において労働者階級の歴史的地位を「今日ブルジョア階級に對立しているすべての階級のうちに、プロレタリアートだけが真に革命的階級である。その他の階級は、大工業とともに衰え、没落する。プロレタリアートは大工業の最も特有の産物である。」（6）「ブルジョア階級はなによりもまず自分自身の墓掘人を生産する。ブルジョア階級の没落とプロレタリアートの勝利とは、ともに避けられない。」（7）と規定した。この規定は、マルクスの教育観の全体系を貫ぬいており、労働者階級（その子女を含む）を構成する個人の発展こそ「各人の自由な発展が万人の自由な発展の条件であるような一つの協同社会」（8）を築く不可欠の課題と把握していることをしめしている。第II部で取扱う有名な『指示』の文言「さしあたってわれわれが問題としなければならないのは〔労働人民に属する〕男女の児童と少年」（9）の「さしあたって」は「今のところ。当面。さしあたり。」（広辞苑）など、「もっと重要なことがあるが当座は」というニュアンスでとらえるべきではなく、また英語版に欠落していた〔労働人民に属する〕はより重視してとらえる必要がある。この点については後に再びふれることとする。「ブルジョア社会では、資本が独立性と個性をもっており、これに反して、活動する個人には独立性もなければ個性もない。」（10）とブルジョア社会を批判し、「蓄積された労働」が「労働

者の生活過程を拡大し、豊富にし、助成する手段」となり「活動する個人」の「独立性」と「個性」の発展をめざす、即ち労働者個人（とその子女）の発展にこそ主要な関心が注がれているのである。

第二点は、「政治権力の獲得」と「方策」との関係についてである。

「共産主義者の目的は、……プロレタリアートを階級に結成すること、ブルジョアジーの支配を打倒すること、プロレタリアートの手に政治権力を獲得すること、である。」(11)「……労働者革命の第一歩は、プロレタリアートを支配階級の地位に高めること、民主主義をたたかいとることである。

プロレタリアートは、その政治支配を利用して、……最初は……経済的には不十分で永續きしないと思われる方策によらなければ不可能であるが、しかし、これらの方策は運動の進行につれてそれ自身のわくをこえてすすむものであって、生産様式全体を変革するための手段として、避けることのできないものである。

もちろん、これらの方策は、国によって異なるであろう。」(12)

マルクスはここで、「政治権力の獲得」が「各人の自由な発展」の不可欠な条件であることをしめしている。また「プロレタリアートを支配階級の地位に高めること」は「労働者革命の第一歩」であり、「民主主義をたたかいとること」である。『宣言』における教育要求の定式化は、プロレタリアートが「政治権力を獲得」した後に実施する諸方策を、社会に向けて具体的に宣言する形態をとってしめされている。これは同時に、たたかいとる民主主義の内容を構成するものであり、資本主義の下で「たたかいとる」すなわち実現しうる具体的目標としても位置づけられており、社会主義のもとで労働者階級の執権が実施することと資本主義のもとで要求し実施させることは一致している。

また、「これらの方策は運動の進行につれてそれ自身のわくをこえてすすむもの」としてとらえられ、「国によって異なる」内容をもつのである。第一には「われわれはマルクスの理論を、けっして完成された不可侵のものとはかんがえていない。その反対に、この理論は、社会主義者が生活にたちおくれたくないならば、こんごさらにあらゆる方向に前進させなければならない一つのかなめ石をおいたにすぎないと、われわれは確信している。」(13)と書かれている。われわれもまた、日本の歴史的現実に適合した「方策」をうちたて、たたかいとり、きたるべき社会の教育はこの延長線上ではじめて豊かに開花するものなのである。

以上の二点は教育綱領検討の前提である。

第2節 『宣言』の教育綱領の具体的検討

次に『宣言』の具体的教育綱領の検討に入ることとする。

- A 「物質的生産物の共産主義的な取得様式と生産様式とにたいしてくわえられているあらゆる反論は、精神的生産物の取得と生産にも、同じように及ぼされている。ブルジョアにとって階級的所有の消滅が生産そのものの消滅であるように、階級的教養の消滅は、彼らにとっては教養一般の消滅と同意義である。

ブルジョアが失うのを惜んでいるこの教養とは、大多数の人間にとっては、機械に仕上げられる教育なのだ。……

だが、と諸君は言う。君たち共産主義者が家庭教育を廃止して社会教育と代えるのは、もっとも親密な関係を廃止するものである、と。

でも、そういう諸君の教育も、やはり、社会によって決定されていないだろうか？ 諸君が教育を施すその社会的関係によって、学校などをつうじておこなわれている社会の直接、間接の干渉によって、決定されていないだろうか？ 社会が教育にはたらきかけるのは、ただこのはたらきかけの性格を変えるだけである。ただ教育を支配階級の影響からひきはなすだけである。

大工業のためにプロレタリアの家族のきずながひきちぎられ、子供がたんなる商品や労働用具に変えられていくにつれ、家族や教育についての、また親子の親密な関係についてのブルジョアのいうきまり文句は、ますます吐き気をもよおすものとなる。」(14)

<検討>

引用Aは、「物質的生産物の共産主義的な取得様式と生産様式」にたいするブルジョアジーの批難に対する反論に続く、「精神的生産物の取得と生産」に関する部分である。マルクスはここで、「階級的教養の消滅は、彼らにとっては教養一般の消滅である。」がこの「失うのを惜んでいる教養とは、大多数の人間にとっては、機械に仕上げられる教育なのだ。」と教養の階級的性格を明らかにし、「だが、自由・教養・法などについての諸君のブルジョアの観念を尺度にして……論争をしかけるのをやめてくれたまえ。」とプロレタリアートは教養一般を否定するものではないこと、「親が子供を搾取する」「罪をおかしている」ことを克服するために、また、親子の「親密な関係を発展させる」ために「社会教育」(＝その主要な形態としての学校教育一筆者)を求めていることを主張している。マルクスは学校を新しい積極的な社会的要素とみなしており、「社会的諸関係」「社会の直接、間接の干渉」から「このはたらきかけの性格を変え」「ただ教育を支配階級の影響からひきはなすだけである。」と述べている。この思想は後に国際労働者協会の活動を通じてより一層具体的姿を現わすのであるが、ここで強調しておきたい点は、マルクスは資本主義社会での学校を階級支配の道具と一面的にだけとらえてはならず、学校の独立性を要求することによって教育内容の発展、いいかえるなら学校で与えるべき教養一般の発展を主張していることである。階級社会(社会主義を含む)における「教育の中立性」、「階級学校論」などは階級社会における執権の移行(やや長期的に)との関連性について充分検討されなければならない。

B 「もっとも進歩した国々では、次にあげる諸方策がかなり一般的に適用できるであろう。」

マルクスはこれに続いて十項目の具体的方策をあげている。教育に関する「方策」は最後の第十番目に位置し、その内容は次のようになっている。

「10、すべての児童にたいする公共の無料教育。今日おこなわれている形態での児童の工場労働の撤廃。教育と物質的生産との結合、その他、その他。」(15)

<検討>

「もっとも進歩した国々」の教育方策として三つをあげ、続けて「その他、その他。」と記している。この「その他…」という表現は他の九項目中には見られず、教育要求の未熟さをしめすものと思われる。エンゲルスの『原理』におけるこれとの対応部分は十二項目中の八番目に位置し、次のようになっている。「(8)、すべての子供を、母親の養育なしでやっていけるようになるときからただちに、国家の施設で、国家の費用で教育すること。教育と生産との結合。」(16)マルクスの十項目はエンゲルスの十二項目に比べ簡潔かつ明瞭に思想を表現しているが、この教育に関する項目も同様である。「母親の養育なしでやってゆける」とはどの状態をさすのか、それは何歳かを規定することが可能なのか、「国家の施設」に限定し、すでに広範に存在していた教会・工場学校はどうなるのか、「国家の費用で教育する」とは生活費用を含むのかどうか、など彼らが論敵に向って投げかける論駁の反動に耐えられないものである。『原理』のこの部分は次のaに対応している。

『宣言』の三点は次のように理解すべきものとして、とりあえず仮説的に筆者の考えを提示しておく。

- a. 「すべての児童にたいする公共の無料教育。」—— 無料の義務教育（学校）制度の原則
- b. 「今日おこなわれている形態での児童の工場労働の撤廃。」—— 工場児童の保護による就学保障の原則
- c. （「教育と物質的生産との結合」）—— 教育内容の原則

これらの仮説の検討は第Ⅱ部第1章の国際労働者協会の教育綱領の検討と合わせて後にふたたび行うこととする。なぜなら、「この箇所は、今日替くとすれば多くの点で表現を変えなければならない。」（1872年ドイツ語版序文）とあるように、歴史の発展とともに、いっそう明確にその姿を現わすからである。同時にこの視点は今日の時点でマルクスの文献を考察する場合にも貫ぬかれる視点であろうからである。

ただ、cについてだけここで若干ふれておくこととする。筆者は「教育と物質的生産との結合」論は今日定説的に把握されている「教育と生産的労働との結合」とは異質のものと考えている。筆者は、教示問答書やブルジョア的教養から教育内容を解放し、「古代古典作家と諸科学一般を基礎」（17）とする教育内容を要求したものと解している。筆者は「教育と物質的生産の結合」論は次の章句の思想の教育への適用の簡潔な表現とみなしている。

「人間は彼らの生産力——人間の全歴史の基礎であるところのもの——の自由な決定者ではありません。なぜならば、すべて生産力の一つの獲得された力であり、以前の産物であるからです。このように、生産諸力は、人間の実践的エネルギーの成果なのですが、……この簡単な事実、つまり、すべて後続世代は、先行世代によって獲得された生産諸力を自分の前に見いだし、この生産諸力がこの世代のためにあらたな生産の原料として役立つという事実によって、人間の歴史のうちの一つの関連が形成され、人類の一つの歴史が形成され、……人間の社会的歴史は……つねに個人的発展の歴史にほかならない、ということです。彼らの物質的諸関係は、彼らのすべての関係の基礎をなしています。この物質的関係は、人間の物質的個人的活動がそのなかで実現される必然的諸形態にほかならないのです。」（18）

中野徹三氏は『原理』の『全集』訳「教育と生産の結合」を「教育と工場労働とを同時に（Erziehung und Fabrikation zusammen）」（22）と訳出している。この点からも、これは、上記の『宣言』b「今日…撤廃」に対応し、訳語感としてはこれに近い宣言c「教育と物質生産との結合」はマルクスによる別の概念の追加と考えることができよう。

全集訳文は「教育と物質的生産の結合、その他、その他。」となっているが、1848, 72, 83年版原文は「Vereinigung der Erziehung mit der materiellen Produktion usw., usw.」である。特に最後のusw., usw.に注意されたい。筆者は「物質的生産など、などと教育の結合」と訳すのが正しく、こう訳出すれば、「物質的生産」は人間の諸活動の核心をしめし、「その他、その他」「諸々」と教育を結合するというマルクスの教育（ここでは教授に近い）内容についての原則的提示と解すれば、中野徹三氏の『原理』の訳語の訂正とも一致し、『原理』の二項目が、『宣言』では三項目となったのも整合的に理解可能となる。

- C 「いまでも彼らは、自分たちの社会的ユートピアを実験的に実現すること、すなわち、個々のファランステールをつくったり、ホームコロニーを建設したり、小イカリア——新エルサレムの小型版——を設立したりすることを夢みているが、これらすべての空中楼閣をきずくのに、彼らはブルジョアの博愛的な心と財布とに呼びかけるほかはない。しだいに彼らは、まえに述べた反動的社会主義者または保守的社会主義者の部類に落ちこんだとき、ただ、いっそう保守的な物知りぶりと、自分たちの社会科学の奇跡的な効能を狂信する点とで、それらとちがうだけとなる。

したがって、彼らは労働者のあらゆる政治運動に激しく反対する。なぜなら、こういう政治運動は、新しい雑音にたいする盲目的な不信の結果でしかありえないからである。

イギリスのオーエン派、フランスのフーリエ派は、イギリスではチャーチストに、フランスではレフォルム派に、反対している。」(19)

<検討>

この『宣言』の最後に位置する「批判的ニュートピア的社会主义および共産主義」＝サン・シモン、フーリエ、オーエンに対する批判は、今日の「教育と生産労働の結合」論にみられるオーエンの評価とかかわって重要である。エンゲルスのオーエン派から共産主義者への転化の過程を含めて論じておくこととする。すでに述べたような『宣言』と『原理』の関係から両者を比較するとき、『原理』の次に引用する部分は『宣言』に取り入れられておらず、『原理』の最後の問二四、二五の二問の内容は『宣言』では「三 社会主義的及び共産主義的文献」のなかでより具体的なきびしい批判の対象としてとり扱われている。

「二〇 問 私的所有を最終的に廃止した結果は、どうなるだろうか？」

答 ……。社会全体が共同で、また計画的に経営する産業は、あらゆる素質の発達した生産の体系全体を見とおせる人間をなによりも前提としている。ひとりが農民に、つぎが靴屋に、第三のものが工場労働者に、第四のものが株式の投機屋になるというような、もういまでも機械によってくずれている分業は、したがってまったくなくなる。教育は、若い人々が生産の全体系を非常に早く経験できるようにするであろう。それは、彼らが、社会の必要や各人の好みに応じて生産部門の系列を順々に移ることができるようにするであろう。この教育は、こうして現在の分業が各人におしつけている一面的性格をとりのぞくであろう。このようにして、共産主義的な組織になった社会は各人に、彼の全面的に発達した素質をあらゆる方面にのばす機会を与えるだろう。……都市と農村の対立もなくなるだろう。二つのちがった階級が農業と工業とを経営するかわりに、同じ人間が農業と工業とを経営することは、まったく物質的な原因だけからでも、共産主義社会の必然的な条件である。これまでのような分業をなくすことによって、すべての人の生産した利益にあらゆる人があずかることによって、都市と農村との融合によって、全社会成員の能力を全面的に発展させること。—以上が私的所有を廃止したおもしろい結果である。」(20)

この引用部分は『宣言』の「未来の社会についてそれらの著作が提出している積極的な命題」〔原注、1888年英語版では「実地的な方策」〕はみな、階級対立の消滅を言いあらわしたものにほかならない。だが、これらの著作はそれを、その初期の、さだかでない、はっきりしない姿でみていたにすぎない。」(21)という「批判的ニュートピア的社会主义および共産主義」への批判にさえ該当しそうなものといえよう。著者は引用部分をエンゲルスにおけるオーエン派的思考の残滓とみなしており、このことは先に述べた教育におけるエンゲルスのマルクスへの同化とみなす一理由である。エンゲルスは、フーリエに対する批判を念頭においているとはいえ、オーエンへの批判をあいまいにし、「さだかでない、はっきりしない」共産主義共同社会を描き出している。

『宣言』の「根本命題」をエンゲルスは後に、「人類の全歴史は階級闘争の歴史」であり、プロレタリアートがブルジョアの支配から「自己の解放をなすとげることは、同時に全社会をあらゆる、搾取、抑圧、階級差別、階級闘争から永久に解放することなしには不可能である」、そして、「労働者階級の解放は労働者階級自身の仕事でなければならない」(23)と書いている。また、エンゲルスは「三人の偉大なユートピア社会主義者」〔サン・シモン、フーリエ、オーエン—筆者〕は「啓蒙思想家たちと同じように、彼らは、ある特定の階級を解放するのではなく、全人類を解放しようとする。」そして、彼らは「……これまで真の理性と真理がこの世でおこなわれなかったの

は、これまではそれらを正しく認識したものがなかったからだ。いまやその天才は出現し、そして真理を認識した。……発見されたとすれば、自力で世界を征服できる」(24)と考えていると述べている。エンゲルスは「反デーリング論」「第三扁、社会主義」の「1 歴史的概説」および「3 生産」でマルクスと対比しながら、オーエンをあざやかにえがき出し、特徴づけている。この論議は次の第2章で取り上げることとする。

第3章で検討するが、マルクスにおける「全面的発達」は『原理』におけるエンゲルスの未来社会での「全面的発達」とは異なり、現実の歴史過程を通して、特に大工業の発展の必然的結果として貫徹する法則として使用されている。

以上の『宣言』の教育綱領の分析を通して筆者の得た結論は、今日いわれている意味での「教育と生産的労働との結合」思想は、『宣言』にはみられないということである。また、『原理』にみられた「あらゆる素質の発達した、生産の全体系を見とおせる人間」「全面的に発達した素質」などの記述をとり入れず、批判の対象としてとり扱っているなどの諸点である。

『宣言』の教育綱領は全人類の解放を実現しうる唯一の階級である労働者階級の自己解放という労働者階級自身の事業のために向けられている。労働者階級の教育綱領が全人類の教育綱領であるのはこの由以外の何ものでもない。『宣言』は「社会教育」〔学校をはじめとする組織的系統的に人間の発達を目的とする公共的教育機関——筆者〕、「就学保障」、「教育内容」の原則的見地を明らかにし、歴史的、現実的社会の発展過程のなかで資本主義社会の階級闘争の現実の過程で、実現するものとしてそれらを要求したのである。

〔注〕第1章

- (1) 『全集』第27巻(106～107)頁
- (2) 『全集』第4巻(610)頁
- (3) 『全集』第36巻「ベルンシュタインへの手紙」(36)頁
- (4) 『全集』第4巻「宣言」1888年英語版序文(581)頁
- (5) 中野徹三「マルクス・エンゲルスにおける『教育と生産的労働の結合』の思想(一)」
『海外教育研究』 学事出版 77年5月12日
- (6) 『全集』第4巻「宣言」(472)頁
- (7) 同 上 (474)頁
- (8) 同 上 (482)頁
- (9) 『全集』第16巻(193)頁
- (10) 『全集』第4巻「宣言」(476)頁
- (11) 同 上 (474)頁
- (12) 同 上 (481)頁
- (13) 『レーニン全集』第4巻「われわれの綱領」226頁
- (14) 『全集』第4巻「宣言」(477～8)頁
- (15) 同 上 (482)頁
- (16) 『全集』第4巻「原理」(373)頁
- (17) 『全集』第1巻「ケルン新聞 第179号社説」(95)頁
- (18) 『全集』第4巻「マルクスからアンネコフへの手紙」(548～9)頁
- (19) 『全集』第4巻「宣言」(491)頁
- (20) 『全集』第4巻「原理」(376～7)頁
- (21) 『全集』第4巻「宣言」(491)頁
- (22) 中野徹三「マルクス・エンゲルスにおける『教育と生産的労働の結合』の思想(一)」
『海外教育研究3』170頁
- (23) 『全集』第4巻「宣言序文」(581)頁
- (24) 『全集』第20巻「反デーリング 序説 総論」(18)頁

第2章 エンゲルスにおける科学的社会主義への移行と教育観の形成過程

第1節 『宣言』にいたるエンゲルスの生活・活動と教育観の原点

本節の目的ははじめての労働者階級の教育綱領の形成をもたらしたエンゲルスの人間・労働・教育理論の形成・発展を明らかにすることである。本章ではすでに前章でしめた、『宣言』はわれわれ二人の共同作品であるが、その核心をなす根本命題はマルクスのものであり、「われわれ二人とも、1845年の数年まえから、だんだんとこの命題に近づいていた。私が、独力でどの程度この方向にすすんでいた……」（1）に従って、個別に、本章ではまずエンゲルスの教育理論の形成過程を分析することとする。

1847年の『宣言』にいたる両者の理論形成において、国家・法・家族などと同一のレベルの概念としての教育についての記述は主にエンゲルスによっておこなわれている。このことは『宣言』の教育綱領の作成にはたしたエンゲルスの貢献を示唆するものである。『宣言』の十項目の「方策」に教育条項が設けられていたことは、マルクス・エンゲルスが、教育を「民主々義をたたかいとる」重要な一環と考えていたことを何よりもよく示している。教育は「社会的諸関係の総体」（26）の一領域を形成しており、国家・法・社会・宗教などと同じく、1つの固有の研究課題と対象をもつものである。

エンゲルスの教育観の形成を論ずるに先立って、引用するエンゲルスの諸論文の理解を助けるために「マルクス・エンゲルスの生活と活動」（『全集』各巻付）からエンゲルスの略歴を紹介しておこう。

エンゲルスは1820年ドイツのバルメンに商人の子として生まれた。34年10月ギムナジウムに入学のためエルバーフェルトに赴き、37年9月父の強要によりギムナジウムを退学、バルメンの父の商会の営業助手として働らきはじめた。38年7月から41年3月まで商人としての訓練のためブレーメンの大商社に赴き、この間、文芸評を書きドイツ青年派の見解を代表していた『テレグラム・フェール・ドイッチェランド』に寄稿し、ヘーゲル哲学を学んだ。

41年3月バルメンに帰り、同年9月から一年間兵役義務をはたすためベルリンに赴き、この間大学の講義を聴講青年ヘーゲル派と交わり、シエリングの反動的見解を批判した。

42年11月商人としての修業を仕上げるためイギリスへ赴き、この旅程でケルンの『ライン新聞』編集部でマルクスとはじめて「そっけない」会見をした。イギリス到着後エンゲルスはイギリスにおける社会・政治情勢、イギリスの労働者の生活・労働条件を研究し、労働運動とチャーチスト運動に通暁しマンチェスターの工場と労働者街をおとずれ大衆集会と労働者の会合に参加するとともに、経済学、ユートピア社会主義・共産主義文献を研究した。また、この間『ライン新聞』雑誌『デル・シュバァイツェリッシュ・レプブリカーナー』『ニュー・モラル・ワールド』（オーエン派の新聞）『ノーザン・スター』（チャーチスト派の新聞）『独仏年誌』（マルクスとルーゲ）などに諸論文を執筆し、革命的民主主義から共産主義への移行をはたした。

44年8月ドイツへの帰途パリに滞在した。この間、マルクスを訪問し「あらゆる理論分野における一致」（エンゲルス）による共同作業の開始となった歴史的会見をおこない、フランスの労働運動を知り、バクーニンなどロシアの政治家と知り合った。

44年9月バルメンに帰りライン州で民主主義的社会主義的運動の組織化と宣伝にのりだした。45年2月のエルバーフェルトの集會はこの活動の一つである。また、イギリス滞在中に集めた資料にもとづき『イギリスにおける労働者階級の状況』（45年3月15日終了）を執筆し『ザ・ニューモラル・ワールド』（45年4月はじめまで）等への寄稿を続行した。

45年4月バルメンを出てマルクスのいるブリュッセルに移り、二人は一緒に7月の中から8月にかけてロンドン・マンチェスターに旅行し、イギリス経済学の研究、チャーチスト運動指導者などと交流、

会合に出席し、万国の民主主義者の団体をロンドンに設けることとなった。

46年以降二人はブリュッセルに共産主義通信委員会を設け国際的プロレタリア運動（党の結成）にのりだしていった。この後エンゲルスは8月パリに住居を移し、マルクスと密接に連絡をとりつつ国際共産主義運動の表舞台で活躍した。マルクスはブリュッセルに在ったが、48年3月ベルギー当局に逮捕、即刻立退を命令されパリに亡命の居を移している。

はじめに私の結論を述べておこう。それは『宣言』にいたるエンゲルスの思想の形成過程において今日一般的に理解されている意味での「教育と生産労働の結合」思想は存在しないということである。

エンゲルスの教育思想の原形は19歳の青年エンゲルスのなかに明瞭にその姿をみせている。1839年ドイツ青年派の見解を代表する『テレグラフ・フュール・ドイッチェランド』によせた「ヴェーパーダールだよりI」の中で彼は次のように書いている。

「この行動〔よっぱらいの横行 — 筆者〕の原因は明らかである。なによりもまず第一に工場労働のこれにあずかること大なるものがある。酸素よりも煤煙やごみをはるかに多く吸わされてしまう狭く暑いところでの労働、六歳にもなればたいい始まる労働は、労働者の精力を生活の喜びをいっさい奪うにいたった。織布工は、それぞれ家に一台の織機を持っていて、朝から夜中まで背中をまげて、そこに坐りつづけて、熱い竈のせいで、脊髄を焦げつかせている。これらの人々のうち、神秘主義におちこまないやつは、酒飲みになってしまうのである。……五人のうち三人は肺病で死んでしまうが、それはいずれも彼らが酒飲みであるせいなのである。しかし、もし工場の持ち主がこういう気遣いじみた仕方では工場経営をしていないとすれば、そして神秘主義が現在のような、かつ、さらにいっそう蔓延しようとしているような流儀のものでなければ、こういうことは確かにこうまでに恐ろしくはびこることはなかったであろう。しかし驚くほどみじめな状態がヴィッパータールの下層階級、とくに工場労働者のあいだに支配している。すなわち梅毒と胸部疾患が、信じがたいほど広まっている。エルバーフェルトだけでも、就学義務のある2,500人の児童のうち1,200人は教育を剥奪されてしまって工場のなかで成長する。これはただ工場主が、成人の代りに子供たちを使えば、子供にくれてやる賃金の倍額を成人にやる必要がなくなるからである。金持の工場主たちはしかし融通のきく良心をもっており、子供を多かれ少なかれ墮落させても、そんなことは毎日曜日に二度ほども教会通いをしさえすれば、決してこの敬虔主義者たちの魂を地獄に落させることにはならない。」(2)

ようやく社会に出たばかりの青年エンゲルスの目に映ったエルバーフェルトとバルメン〔ヴィッパータールの二つの都市 — 筆者〕の労働者の状態こそ、後により詳細に、科学的に分析した『イギリスの労働者階級の状態』の原形をなしている。エンゲルスは『ヴィッパータールだより』で工場制度がもたらす結果をすばやく見抜いていた。「六歳にもなればたいい始まる労働は、労働者の精力を生活の喜びを」いっさい奪い、「神秘主義」「酒飲み」「肺病」「梅毒」をもたらしていることを告発している。「就学義務のある2,500人の児童のうち、1,200人は教育を剥奪されてしまって工場のなかで成長する」「子供を多かれ少なかれ墮落させてもそんなことは毎日曜日に二度ほど〔即ち一度は日曜学校として — 筆者〕教会通いをさせ」「魂を地獄に落させることにはならない」工場主を批判し、子供は成人の半分ですむ賃金制度に原因をみていた。

エンゲルスは敬虔主義を克服する主要な力を「市当局が〔教会より — 筆者〕いっそう重要な影響力をもっている小学校」に求め、それは「二、三の学問の初歩やフランス語」を教えていたからだとしている。しかし、「費用」がかかり、「子供らの知的発展」が「世俗的感情」を蔓延させる恐れや親たちの「帰依心」が教会系の学校へ子供たちを通わせていると述べている。

「こういうぐあいに敬虔主義とやらの充満している地方では、これが、四方八方にひろがってしまっ、生活のあらゆる方面にしみこみ、それを台なしにしてしまっているのは、もちろんのこと

である。その主要な力は、教育制度、とくに小学校に向けられている。この小学校の一部はまったく彼らの手中にある。つまり、それは教会系の学校で、それぞれの教区が一つずつ持っているのである。同じくなおも教会の教育監督委員会の監督下にあるのだが、すでにもっと自由な小学校、市当局がいつそう重要な影響力をもっている別の小学校がある。こうしてここでは神秘主義的教育阻止の作用は明白だ。というのは教会系の学校はかつての故カール・テオドル選帝侯のころと同様にあいもかわらず読み書きと算数をのぞけば教理問答だけ学童たちに教えこんでいるにすぎないが、その他の学校では、二、三の学問の初歩やフランス語もいくらか教えられており、その刺激をうけて学童の多くは、学校を出てしまっただけでも、つづいて勉学にいそしもうとするからである。このような学校は急激な進歩を遂げつつあり、プロイセン政府の管理となってからは、当時教会系の学校にくらべて非常に遅れをとっていたこの学校は、この教会系の学校をはるかに凌駕するにいたった。しかし教会系の学校に通うものがはるかに多い。というのは費用のかかりがはるかに少ないとか、多くの親たちの帰依心からだとか、子供らの知的発展のうちに世俗的感情の蔓延といったものを見るからだというわけで、子供たちを、相変わらずそこにやっているからなのである。」(3)

エンゲルスは近代学校の進歩的な意義を充分理解していた。上記引用部分に続けて彼は、ヴッパータールの高等教育機関について次のように書いている。

「高等教育機関〔今日の中等教育機関 — 筆者〕にかんしてはヴッパータールは三つほど経費をまかなっている。バルメン市立学校、エルバーフェルトの実業学校とそこのギムナジウムがそうである。

バルメン市立学校は、基金がまったく貧弱で、したがって教師たちはまったくわずかしかないが、そんなうちにも、その力で及ぶかぎりのことを精一ばいにやっている。それは、融通のきかぬけちくさい理事会の完全に握っているところであって、理事会はたいてい敬虔主義者だけを教師に選んでいるわけなのである。校長は …………… (中略) [各教師の人物評など — 筆者] …………… 実業学校は基礎が非常にしっかりしており、それだから有能な教師をえらんでかなり完全な講座をそなえることができる。しかるにそこではやっているのは学生を半年もなまくらにすることができるようなあきれはてたノート写しである。…… 実業学校には一つの実科学校が結びついていて、学生たちはそこで学生生活の半分を記録するのである。……………」

エルバーフェルトのギムナジウムは非常な苦境にあるが、周知のようにプロイセン国家におけるいちばんよいものの一つである。それは改革派団体の所有するものであるが、その神秘主義によって煩わされることはほとんどない。というのは説教師たちはギムナジウムの仕事をなんら理解していないからである。だがそれだけに彼らのけちなことおびただしいものがある。これらの連中はプロイセンのギムナジウム教育の長所についてほんのひとかけらほどの観念も持ち合わせておらず、金や学生など、なんでも実業学校に振りむけようとしているが、しかもギムナジウム授業料によってその支出を一度なりともまかなうことができないといってギムナジウムを非難しているのである。現在、非常な関心をもっている政府がギムナジウムを引き受けるという交渉がなされている。そういうことにならないとなると、数年ならずして、資金がないので、休校になるだろう。教師の選択は現在でも監督委員たちの手中にあって …… しかしギリシヤ語、ラテン語または数学にかんしては、とんとわからぬ連中なのである。…… 主要な選択の基準は …… 改革派の無能ものを選択するというのである。……」(3)

エンゲルスはここでようやく発展しつつあった19世紀前半の中等教育を描いている。イギリスと同様、ドイツでも中産階級は工業発展の必要から実業学校に資金を投じ、ギムナジウムはまだ充分発展していない。エンゲルスは「敬虔主義者だけを教師に選んでいる」「主要な選択基準は …… 改革派の無能ものを選択する」ことを批判している。ギムナジウムを「神秘主義によって煩わされること

はほとんどない」ことを「プロイセン国家におけるいちばんよいもの」の基準としている。エンゲルスはここで「基礎のしっかり」している実業学校を評価している。当時、ドイツ・イギリス等で急激に発展していた実業学校は産業革命を背景に科学の生産への広範な応用によって中産階級の強い関心を呼び起しており「ギムナジウムは苦境」にあったが、「金や学生など、なんでも実業学校に振りむけ」ていた。実業学校は当時のプロレタリアートには実際上門戸は閉ざされていたとはいえ、「科学の生産への応用」の必要のために発展した学校であるが故に自然の法則と人間の作りだしたあらゆる非現実仮象（＝神秘主義）と相入れない性格を有していた。後の『資本論』における実業学校等の評価の一因はここにある。同時にエンゲルスはギムナジウムの持つ意義、すぐれた科学・文化遺産の継承の巨大の意義を理解していた。彼は、これに「神秘主義」を克服する可能をみていたのであり「プロイセン国家におけるいちばんよいもの」との評価を与えている。以上のように、エンゲルスは教育における学校の意義を、われわれが今日常識として持っていると同じようにもっていた。まだ、学校がプロレタリアートにとってごくささやかな存在でしかなかった、あの当時に学校の人類の進歩にとっての巨大な意義をあざやかに認識していたのである。

また、エンゲルスは社会主義者の労働者への教育活動に注目し、ドイツの労働者へイギリスの現況を伝えている。エンゲルスはここで「党の教育活動」（レーニン）や、今日の成人教育の原則的見地に立って観察し、記述していることに注目せねばならない。

「イギリスの高教会がおごりにふけているあいだに、社会主義者は、イギリスの労働者階級の教育のために、信じられないほど多くのことをやった。最下層の労働者さえホール・オブ・サイエンス科学会館で政治上、宗教上、社会上の状態について、はっきりした意識で論じているのをきくと、はじめのうちはだれでもまったくびっくりせざるをえない。……いまでは労働者は、……フランスの哲学の翻訳書をもっている。その大部分はルソーの『社会契約論』『自然の体系』、ヴォルテールのさまざまな著書……共産主義の原理の解説がある。……これに加えて、日曜日ごとの講演もあり、たいへん熱心に聴講されている。……マンチェスター滞在中、約3,000人を収容する共産主義者の会館が日曜日ごとに満員になるのをみだし、そこで民衆の身にせまって説きおよぶといった、また聖職者にたいする諧謔をもふくむ直接的効果をもつ、演説をきいた。キリスト教がまっこうから攻撃され、キリスト教信者が『われわれの敵』と呼ばれることも、しばしばある。」(3)のa

第2節 エンゲルスにおける空想的共産主義の教育思想の克服

——エンゲルスとオーエン——

「教育と生産的労働の結合」論の一般的理解の重要な根拠の一つは資本論の次の文章である。

「工場制度からは、われわれがロバート・オーエンにおいて詳細にその跡を追うことができるように、未来の教育の萌芽が出てきたのである。この教育は、一定の年令から上のすべての子供のために生産的労働を学業および体育と結びつけようとするもので、それは単に社会的生産を増大するための一方法であるだけでなく、全面的に発達した人間を生みだすための唯一の方法でもあるのである。」(4)

ロバート・オーエンの研究者である武田晃二氏は教育原理上の問題として、さかんに論議されるようになった「教育と生産的労働の結合」論が「今日の国民教育の現状と課題にたいして、かならずしも有効な成果として反映されていないようである。」(5)と正しく指摘し、その理由を「一つには、この『結合』の機械的な適用からくる非現実性がある。また、現実における適用の困難性の認識から逆に、現実的に適用可能な範囲の中に、この思想をおしこめてしまういわば『思想』の歪曲の問題

がある。

さらに、児童労働が現実存在していないという認識に立って、この思想を、児童労働が広く存在していた歴史上の一時期においてのみ有効であるとして、今日におけるこの思想の意義を否定する見解が一部に生まれたこと、などがあげられる。」(5)しかし、これらは「正しくない。」としている。

ここまでも筆者は同意見であるが、氏は続けて、「両者をたんに『結びつける』ことに主たる関心が払われてきたこれまでの『実践的な』見地について再検討」し「この思想が独自にもっている豊かな内容の深い検討」(5)を提唱している。氏はこの論文で、「オーエンにおいて、『余剰収益』の増加は、労働者にたいする搾取によってではなく『科学の力』によって……(略)……もたらされるものと考えられたから、そのために、『成長中の世代』にたいする基礎学力と自然科学の教育が、とりわけ重視された。したがって、この『教育』は、『余剰収益』の増加へ基礎となるべきものだったから、当然国家政府が、そのための教育制度を充足すべきものとして期待された。」(6)さらに氏は続けて、オーエンは生産的労働は子どもを含むすべての人間が従事することは前提であると考えており、子どもの年齢区分による禁止と制限を實踐し、工場法要求として提唱したが、「けっしてそれ自体意味があるのではなく、……『成長中の世代』にたいする『教育』の保障と結びつくことによって、真の意味をもつものであった。」(6)としている。また「オーエンが、この活動〔工場法要求—筆者〕を通して主張したものは、12歳以下の児童の就労禁止とその間の国の手による基礎教育の義務づけ」(6)であった。従ってオーエンの實踐における小学校における教育と生産的労働の「分離」は「結合」の思想と完全に一致するとしている。

筆者の見解は、マルクスが、『資本論』の先の引用部分でオーエンに与えた高い評価は武田氏の努力によって明確にされた、労働児童の教育権の保障とこれを実現可能とする児童労働の禁止、制限という「分離」の方法、即ち工場法に与えられている。オーエンのこの考えを「教育と生産労働の結合」と名づけるのは全く適切でない。オーエンはもとよりマルクスもこう名命してはいない。武田氏は、「教育と生産労働の結合」論の定説的理解やクルプスカヤの「権威」に妨げられて、自説を正しく評価することをためらい、「分離」は「結合」の思想と矛盾するどころか、「まったく致していた」などと言葉の遊びに走ったり、実践の見地を放棄し、「この思想の独自にもっている豊かな内容の深い検討」に逃げこんでいる。

すでに簡単にふれておいたようにエンゲルスは1843年秋からオーエン派の機関紙「ザ・ニュー・モラル・ワールド」に協力し、45年2月のエルバーフェルトの集会、3月15日の『イギリスの労働者階級の状態』の執筆終了後、4月5日前記集会の報告を最後に同機関紙への寄稿を終っている。エンゲルスはオーエン派に多大な関心を示し協力していた一時期があった。これゆえに、この時期、オーエンに関する批判的論文は数少なかったのは当然であろうが、オーエンを最も正確に評価した人物でもあった。後年、エンゲルスはオーエンについて『反デューリング論』[第3篇 社会主義 1 歴史的概説]でサン・シモン、フーリエに続いて次のように書いている。

「『諸結果』が労働者階級をおそった — 筆者」そのとき、29歳の一工場主が改革者として登場してきた。彼は崇高なまでに子どもらしい単純な性格の人で、同時に、まれにみる天成の人間指導者であった。……〔オーエンのニュー・ラナークの實踐の記述の後 — 筆者〕しかも、こうした結果をあげた方法といえば、人々をもっと人間にふさわしい環境においてやり、とくに成長中の世代に注意ぶかい教育をあたえたことだけだった。彼は、幼稚園の発案者であり、……

これでもオーエンは満足しなかった。彼は自分の労働者たちにつくってやった生活も、彼の目からみれば、まだとうてい人間にふさわしいものではなかった。

『この人々は私の奴隷であった。』

……新しい強大な生産力は、これまでは個々人を富まし大衆を隷属させることにしか役だたな

かったが、オーエンにとっては、社会改造の基礎を提供するものであり、万人の共有財産として、もっぱら万人の共同の福利のためにはたらくべきものであった。

オーエンの共産主義は、こうした純実務的な仕方では、いわば商人的計算の果実として、生まれたそれは、こういう実践を主眼とする性格を一貫して持っている。こうして、1823年にオーエンは、共産主義的集団居住地によってアイルランドの窮乏を救うことを提案し、……共産主義に向かって前進したことは、オーエンの生涯における転回点であった。……公式の社会からの総破門自分の社会的地位全体の喪失である。しかし、彼は、それを意に介しないで、これらのことを仮借なく攻撃した。そして、結果は彼の予想したとおりであった。……イギリスで労働者の利益のためにおこなわれた社会運動や、ほんとうの進歩はすべて、オーエンの名まえと結びついている。

……〔工場立法、消費協同組合と生産協同組合などあげている — 筆者〕(7)

デーリングのサーガントにもとづく「オーエンに『明確な共産主義があると予想』してはならない、などという主張」を批判し、

「オーエンはたんに『明確な共産主義』を説いたばかりではない。……ハーモニー・ホールの集団居住地でそれを実行したのであって、そこでの共産主義は、明確さの点では申し分のないものであった。……

すでにみたように、これらのユートピア社会主義者〔サン・シモン、フーリエ、オーエン——筆者〕がユートピア社会主義者であったのは、資本主義的生産がまだきわめて未発展だった時代には、そうならざるをえなかったからである。……彼らがその新しい建物の輪郭を描くにあたって理性にうったえるだけにとどまったのは、彼らが同時代の歴史にうったえることができなかったからである。」(8)

以上がエンゲルスによるオーエンの人物、活動と思想、およびオーエンの限界についての評価である。この前にあるフーリエ評も同様であるが、偉大な空想的共産主義者オーエンに対する尊敬に満ちたすぐれた評といえよう。

しかし、エンゲルスは彼らの理論に対しては、マルクスの理論を明確に伝えるというこの書物に与えた目的のために、きびしい、かしゃくない批判を転開している。多少長くなるが、「3. 生産」から引用しておくこととする。

「ユートピア社会主義者たちは、すでに分業の結果を完全にはっきり理解していた。すなわち、一方では労働者の発達が阻害されること、他方では、労働活動そのものが同じ一つの行為を一生涯単調に機械的に繰り返すだけのものになって、その発達を阻害されることがそれである。都市と農村との対立の廃止は、旧来の分業一般を廃止するための第1の根本条件として、フーリエによってもオーエンによっても要求されている。この二人のどちらにおいても、住民は1,600人ないし、3,000人ずつの群に分かれて全国に分散することになっており、それぞれの群は各自の区域の中心にある巨大な一殿堂にすんで、共同の家計をいとなむのである。なるほど、フーリエはここでも都市のことを口にしているが、しかし、この都市そのものは、これまたそういう殿堂を4つないし5つ、かなり近接して建てたものにすぎない。この2人のどちらにおいても、社会のすべての成員が、農業と工業の双方に参加する。フーリエにおいては、工業で主要な役割を演じるものは手工業とマニュファクチュアであるが、他方オーエンにおいては、すでに大工業が主要な役割を演じており、また彼ははやくも家事労働に蒸気力と機械とを導入するように要求している。しかし2人とも、農業の内部でも、工業の内部でも、各人の仕事をできるだけさまざまに転換させるように要求しており、それにおうじて、できるだけ全面的な技術的活動のための教育を青年に授けるように要求している。彼らのどちらにおいても、人間は全面的な実践活動に従うことによって全面的な発達をとげることになっており、また労働は、分業のおかげで失った、人を引きつけるその魅力をな

よりもまずこういう仕事の転換によって、またそれにおうじてそれぞれの労働にあてられる『着席時間』— フーリエの表現を借りていえば — を短縮することによって、回復することになっている。デューリング氏の受けついで搾取階級の伝統的な考え方、すなわち、都市と農村との対立は事柄の性質上避けられないものだと考え、ある数の『存在』はどんな事情のもとでも一つの物品を生産するつらい運命にさだめられていなければならないという偏見にとらわれ、暮しの立て方によって区別される『さまざまな経済的変種』に属する人々、ほかならぬまさにこの事物の実施によるこびを感じ、したがって自分自身の隷属化や一面化をよろこぶほどに墮落してしまった人々を永久化しようとする考え方に比べれば、この2人のほうがはるかにまさっている。『白痴』フーリエのとりとめもない空想の根本思想にくらべるとき、また『粗野で、はやけて、貧弱な』オーエンの貧弱きわまる思想にくらべるとき、彼自身まだまったく分業の奴隷であるデューリング氏は、でしゃばりの一寸法師にすぎない。」(9)

以上の引用は、「これまでのいっさいの生産の基本形態は分業である。すなわち、一方では社会内部における分業、他方ではそれぞれの生産施設内部における分業である。」(10)として、はじめに「社会的分業」即ち「都市と農村との分離」の問題を片づけた後、デューリングの「個別的分業」についてのいくぶん「より精密」な理論を批判しているなかにある。ここで、エンゲルスは『資本論』に依拠して次のように自らの見解をのべている。

「労働が分割されるとともに、人間もまた分割される。ただ一つの活動を発達させるために、他のすべての肉体的および精神的能力が犠牲にされる。分業がすすむにつれて、人間の発達の阻害もますます強まる。分業は、マニユファクチュアにおいてその最高の発展をとげる。……マニユファクチュアは、工業をその個々の部分作業に分解し、それぞれの部分作業を個々の労働者に生涯の職業として割り当て、こうして彼を一生涯一定の部分的機能と一定の道具とにしぼりつける。」

「大工業の機械は、労働者を一個の機械たる地位から、一つの機械のたんなる付属物へとおとしてしまう。……『機械は、労働者自身を幼少時から一つの部分的機械の部分に転化させるために、悪用される。』〔資本論(445)頁〕」

さて、引用部分の説明が長くなったが、以上の文脈のなかでオーエン、フーリエの分業論をとりあげ「『白痴』フーリエのとりとめもない空想の根本思想」「『粗野で、はやけて、貧弱な』オーエンの貧弱きわまる思想」ときめつけている。(デューリングは「これにくらべても「でしゃばりの一寸法師にすぎない。」が。)

フーリエもオーエンも「分業の結果を完全にはっきり理解」しており、「旧来の分業一般を廃止する」「第一の根本条件」としての「都市と農村との対立の廃止」は「社会のすべての成員が、農業と工業の双方に参加」する空想社会で実現される。工業の内部ではフーリエは手工業とマニユファクチュアが、オーエンにあっては「大工業が主要な役割を演じ」「家事労働に蒸気力と機械とを導入」するまでになっている。

しかし、彼らは分業の発展の先にある人間の全面発達の現実過程をみることができない『白痴』であり『貧弱』な思想の持ち主にすぎなかった。彼らは「各人の仕事をできるだけさまざまに転換させる」「それにおうじて、できるだけ全面的な技術的活動のための教育を青年に授ける」ことを要求し、「人間は全面的な実践活動に従うことによって全面的な発達をとげる」また、単調な機械的繰り返しによる魅力の消失を『着席時間』を短縮することで回復するというものである。ちょうどこの考え方は技術の習得に限定して考えるならば、今日の資本主義企業における主要な技術訓練の方法である「昇進制度」とモラル向上のための「配置換え」なども類似した機能をはたしており、大工業の革命的法則の貫徹による全面発達でなく、資本主義的形態において全面発達が計られると主張するのと同じである。

クルプスカヤにみられる「教育と生産労働の結合」論と「総合技術教育」論（後者については、別のあやまりも付加されているがと筆者は考えているが）はオーエンの平板な引つぎであり、エンゲルスがこの引用部分の後で、ほぼ1頁にわたる『資本論』の引用によってマルクス自身に語らせた、全面発達論とは明確に異なっている。彼女は『国民教育と民主主義』でエンゲルスと同じ部分を理解せずに単に書き移しているにすぎない。クルプスカヤの「理論」については後に論議するが、彼女のソビエト教育にはたした業績を全面的に否定しようとしているのではないことだけは書き添えておく。

エンゲルスは、以上のオーエン、フーリエの分業論の後で、労働時間の短縮、生産性向上における大工業の意義にふれ、「大工業の技術的基礎は革命的なものである。」(12)として『資本論』の有名な章句(511～512原頁)を引用している。この最後の部分

「……いろいろな変化する労働の必要にたいして人間が絶対的に応じうる状態におくこと、一つの細部の社会機能の担い手にすぎない部分的個人のかわりに、自己のつぎつぎに転換する活動の仕方としてさまざまな社会的機能を果たす全面的に発達した個人をおくことを、生死の問題〔大工業の一筆者〕としているのである。」

はマルクスの全面発達論のみごとな表現である。行論上後の分析課題であるこの問題についての筆者の結論だけを述べておくと、全面的発達は大工業の本性に根ざすものとして把握されており、いいかえれば、社会体制にかかわりなく、日本人、アメリカ人……ソビエト人、中国人……などなども大工業の法則の貫徹として、全面的発達の過程を現実歩んでいるということである。「自己のつぎつぎに転換する活動の仕方としてさまざまな社会的機能を果たす全面的に発達した個人」の道をわれわれ日本人も「不断のいけにえ祭」「荒廃」のなかで着実に歩んでいるということである。戦後民主主義の成果に立つ日本の教育は、全面的発達の視点からも社会主義諸国におとらない成果をあげている。論述を本題にもどそう。

筆者の調べた限りでは、47年の『宣言』にいたるエンゲルスには「人間を全面的に発達させる手段として」の「産業教育〔一般には教育一筆者〕と生産的労働」の「結合」(13)という展望はみられない。中野徹三氏は、『共産移住地の記述』(1845年)の「労働は教育の一部となっているのだから」〔傍点は中野氏〕を「明らかにエンゲルスの深い共感に支えられている。」(13)として、「結合」論の最も早い「展望」(13)のあらわれとしている。しかし、筆者の見解はこれとは全く異なり、エンゲルスはすでにこの時期オーエン主義を卒業しており、「共感」からではなく、ある目的のために書かれたのであり、「労働は教育の一部……」は、15頁にわたる詳細な「移住地」の記述の一句にすぎないのである。

エンゲルスは、社会主義者が「労働者がなぜブルジョアにたいして憤激しているかを理解している」ことに共感して、共産主義者への移行を終るまでのわずかの期間、オーエン派の機関紙に寄稿していた。エンゲルスが寄稿を続けたもう一つの理由は、イギリス人に大陸の運動を、ドイツ人にイギリスの状態を知らせる手段として、イギリスにおける舞台を確保することにあつたと考えられる。1843年11月の『ザ・ニュー・モラル・ワールド』に寄せた「大陸における社会改革の進展」でサンシモン、フーリエについて、すでにみた『反デューリング論』と同様の見解をしめしている。フランスの運動がなぜ「暴力革命」や「秘密結社」の道をとりがちかを説明した後、「なぜフランスの共産主義者たちは、イギリス人がやったように共産社会をつくらないのだろうか」といわれるだろう。私の答えは、彼らがあえてしようとは思わないからだ」と述べて、「私はつねに『ハーモニー村』をオーエン氏の計画がもし、実行されるならば、社会の困窮を救う社会主義的企てにたいして、世論をもっと好意的な見解におしやる可能性をもつことをしめすための、実験にすぎないと考えていた。ところで、それがそのとおりでなくても、そういう実験はフランスでは役にたたないだろう。」〔傍点は筆者〕(15)と書いている。エンゲルスは43年段階で、オーエンの本質をみきわめつつ上記の

目的で寄稿を続けていたものであり、オーエン派の機関紙という制約のなかで、間接的にオーエン派を批判していたともいえるのである。

ところで先の『移住地』の記述の目的は、ドイツ人が歓談しあうと共産主義は「まったくもつともである」「非常に美しいもの」とわかる場合が多いが、「だが」、「そんなものをいつ実現させる可能性などは、およそないのだ」という反論をたびたび受ける。そこで「ドイツではまだほとんど知られていない、こうした異論をすっぱり片づけてしまう若干の事実をあげて、これに答えることが有益でもあるし、必要でもあるように思われる。」ことであった。(16) この手法はエルバーフェルトの演説でもとられている。これらは、『原理』の『宣言』にはとり入れられなかった部分にもみられたエンゲルスの宣伝手法なのである。しかし、この宣伝手法は現実の歴史過程を飛越えていきなり共産主義社会を詳細に語る空想的共産主義に通じる手法であり、マルクスには決してみられないもの、エンゲルスの弱点ともいうべきものであろう。

エンゲルスはすでに『イギリスにおける労働者階級の状態』で「理論的原理は、ここでは、われわれに関係がない。」(「第4節〔労働運動〕」)と明確にオーエンを否定している。

初期エンゲルスのオーエン派との関係は以上の通りである。これを正確に把握しておくことは、「教育と生産的労働の結合」論におけるオーエンの特別な位置から、また、後に分析する『資本論』でのオーエンの評価の意味を検討する上で必要なことである。

「フーリエの証明するところによれば、各人は生まれながら、ある種の仕事へのこのみをもっているものであって、絶対的怠惰は無意味なもの、かつて存在したことがなく存在しえないものなのである。そして人間精神の本質は、それ自体活動的であり、身体を活動にひきいれるものであって、したがって、社会の現状におけるように力づくで人々を活動的にすることは、不必要なのであり、彼らの自然の活動性に正しい方向をあたえるだけでいいのである。そして、両者を分離して労働を労苦とし、享受を労働者の大多数の手のとどかぬところにおくような、現在の社会秩序の非合理性をしめすのである。彼はさらに、合理的なしくみのもとでは、各人が彼自身のこのみに従うにまかせておいて、いかにして労働が意図されたものたる享受になりうるかを、しめすのである。……

しかしながら、フーリエ主義には、一つの矛盾があり、しかもそれはきわめて多大な矛盾である。それはすなわち、彼が私有財産を廃止しないことである。」

「われわれが実際にあたえられるのは、改良された方式による昔ながらの競争制度であり、いくら寛大な原理による救貧法監獄パスチュューユなのである。もちろん、われわれはここでとまるわけにはいかない。そしてフランス人もまた、ここにとどまりはしなかった。……〔フランスの共産主義者がやろうとしている——筆者〕秘密結社は、党を不必要な法的追及をうけやすいものにするかぎり、つねに普通の分別に反するのだからである。私はそういう種類の方針を弁護するつもりはない……」(17)

しかし、この最後の章句からただちにオーエンに共鳴していたことにならないことは先に指摘した通りである。この少し後に書かれた『イギリスの状態(カーライル『過去と未来』)』で次のように書いている。

「カーライルは……イギリスの社会主義者には一言もふれていない。もちろん、彼がその現在の立場——すなわち、イギリスの教養ある人々の大多数にくらべればたしかにはるかにすすんでいるが、やはり抽象的＝理論的な立場——にとどまるかぎり、彼は、社会主義者の努力に特別な好意をよせることはできないであろう。イギリスの社会主義者は純実践的であり、したがってまた、国内入植等々の諸方策を、いくぶんモリスン丸式な形で提議している。彼らの哲学は、きつすいのイギリスのものであり、懐疑的である。つまり、彼らは理論に絶望し、実践のためには唯物論を信奉する。唯物論は彼らの社会体系全体の基礎である。……しかし、社会主義者も、どちらも一面的

である。どちらも、矛盾を内部で克服したにすぎない。すなわち社会主義者は実践の内部で、……他方、社会主義者は、決定的に、また思考を媒介として、実践的矛盾をのりこえたのである。社会主義者は人間一般でなければならないのに、まだやっとイギリス人であるにすぎない。彼らは、大陸の哲学的発展のうちで唯物論を知らず、ドイツ哲学をあわせ知っていない。これらはみな彼らの欠陥である。……民主主義、すなわちチャーチズムは、まもなく実施されるにちがいない。」(18) この最後の章句「民主主義」は「共産主義」と結合され広大な思想の領域を開拓していくのである。

「民主主義、それは今日では共産主義である。それ以外の民主主義は、現実の出来事など意に介さない理論的な夢想家の頭のなかにしか存在しえないものであり、こういう夢想家にあっては、人間と環境が原理を発展させるのではなくて、原理がひとりで展開するのである。民主主義は、プロレタリアの原理、大衆の原理になっている。大衆には、民主主義のこのただ一つの正しい意味がかならずしもはっきりしないかもしれないが、しかし民主主義には社会的な権利の平等がふくまれているということは、すべての人に、すくなくともおぼろげには感じられている。」(19)

第3節 エンゲルスの科学的社会主義への移行と特徴

エンゲルスは上記『状態』の直前に書いた『国民経済学批判大綱』で「アダム・スミスの『国富論』のうえにきずかれた、自由貿易の学説である新しい経済学は、いまあらゆる分野で自由な人間性に対立している、その〔重商主義一筆者〕同じ偽善、不徹底、不道德であることは明らかである。」(20) と自由主義経済学を批判し、新しい経済学的見地の構築に前進しはじめた。ここでエンゲルスは「蓄積された労働」である「資本」が「労働」から分離されたために労働者に生じている諸結果を明らかにし、「経済学者の為善を容赦なく暴露したいとおもっている。」と結んでいる。(21)

「われわれは、資本と労働が本源的には同一であることをみた。さらにわれわれは、経済学者自身の説明から、労働の結果である資本が、生産過程ですぐにまた労働の基礎に、労働の材料になり、したがって一瞬間だけを生じた資本と労働との分離がすぐにまた両者の統一によって揚棄されるのを見た。だが経済学者は、それにもかかわらず資本を労働からきりはなし、両者の分岐を固執し、同時に統一のほうは、『蓄積された労働』という資本の定義によってしかこれを見とめない。私的所有から生じる資本と労働との分裂は、この分裂した状態に照応し、かつこの状態から生じる労働そのものの分岐にほかならない。そしてこの分離が成しとげられたのちには、資本はふたたび最初の資本と資本の生産過程でうけとる、資本の増加分である利得とにわかれる。もっとも、実践そのものはこの利得をすぐにまた資本につけかわえて資本とともに流通させる。」

「生産のさいに主要なものであり、『富の源泉』であり、自由な人間の活動である労働は、経済学者のもとではさんざんな目にあっている。すでに資本が労働から分離させられ、労働生産物が賃金として労働と対立し、労働から分離され、かつすでにみたように生産にたいする労働の分け前をはかる確固たる尺度がないので、ふたたび例のように競争によって決定される。われわれが私的所有を廃棄すれば、この不自然な分離もまたなくなり、労働はそれ自身の報酬となり、さきに譲渡された労働賃金の真の意義、すなわちある物の生産費の決定にたいして労働のもつ意義が明るみにでる。」(21)

「資本対資本、労働対労働、土地対土地の競争は、生産を高熱状態にかりたて、この状態のもとでは生産は自然のおよび合理的な関係をすべて転倒させる。どの資本も、どの労働者も自分の全力を労働にささげなければ、その競争者に対抗することができない。総じて、競争戦にくわるものは、その力を極度にふりしぼられなければ、また真に人間的な目的をすべて放棄しなければ、これにこたえることができない。一方におけるこの過度の緊張の結果は、必然的に他方における弛緩である。…

だがわれわれにとっては、これは簡単に説明できる事柄である。人類の自由にできる生産力は無限

である。土地の収穫力は、資本・労働および科学の応用によって無限に高めることができる。…資本は日ごとに増大し、労働力は人口とともに増加し、科学は日ごとにますます自然力を人間に従属させる。この無限の生産能力は、意識的にかつ万人のために使用されるならば人類に課せられる労働をたちまち最小限に軽減するであろう。競争にまかせても、それは同じことをするが、しかしそれは対立の内部でおこなわれる。」(22)

「……機械は生産をいっそう安くし、それによってその生産物のためにいっそう大きな新市場を開拓し、こうして結局は、労働からひきはなされた労働者をきつとふたたび就業させるから、最終の結果においては、機械は労働者にとって有利なのである、〔ユーアの主張 — 筆者〕と。まったく正しい。だがここで経済学者は、労働力が生産は競争によって規制されるということ、労働力はずねに就業手段を圧迫するという、したがって、このような利益が生じるはずであるとしても、ふたたび労働をもとめる過剰な競争者がすでにこれをまうちうけていて、その結果この利益を幻想的なものにしてしまうのに反して、労働者の半数のもとでの生活手段の突然の剥奪、他の半数のもとでの賃金の下落という不利益は、幻想的なものではないということをおぼえているのであろうか？…彼はまた、われわれ文明によってかくも無限に高められた分業のもとでは、労働者は彼がこの特定のつまらない労働のためにこの特定の機械について使用されることができるときにだけ、生きていくことができるのだということ、一つの職業から他の新しい職業に移ることは成年労働者にとってはほとんどづねに絶対不可能なことなのだとおぼえているのであろうか？」(23)

エンゲルスの哲学的見地はまだフォイエルバッハによりかかっており、わずかに唯物史観の転化のきざしをみせているにすぎない。

「……人間の本質の壮麗さをみるためには、歴史における類の発展、そのたえまない進歩を認識するためには、類が個々人の不条理にたいしてづねに確実に勝利をおさめること、超人的らしくみえるすべてのものを克服することを認識するためには、また類が自然にたいして苛烈な、しかし成功にみちた闘争をおこなって、ついに自由な人間の自己意識、人間と自然との合一的理解をかちとり、純人間的な倫理的な生活関係のうえに建てられた新しい世界を自由に、自発的に創造するにいたるということをおぼえるために……真に人間的なものをこの神に帰属させることを必要としないのである。」(24)

「……イギリスだけが、社会的な歴史をもっている。イギリスでだけ、個人は、個人として意識的に普遍的原理を代表することなしに、国民的發展を促進し、これを完結に近づけた。ここでだけ、もろもろの原理は、歴史に影響をおよぼすまえに、まずもって利害関係に転化された。フランス人もドイツ人もしだいに社会的な歴史をもとうとしているが、まだそれをもつまでにいたっていない。…

国家と教会が人間の本質の普遍的諸規定が実現される唯一の形態であるあいだは、社会的な歴史は問題になりえない。だから、古代と中世とにどんな社会的發展もみられなかった。」(25)

エンゲルスの共産主義者への移行において、「マルクス主義の三つの構成部分」(レーニン)のうち、「科学的社会主義」理論が先導的役割をはたしたことは以上の考察を通じて明らかであろう。エンゲルスは社会主義者、共産主義者の理想の空想性を労働者階級の状態に照合することによって克服し、科学的社会主義の理論に高めていった。エンゲルスを貫く革命的実践の見地、実践的生涯そのものが彼の理論の形成に不可欠のものとなっている。なお本節は事実の提示を主とするにとどめ、より深い検討は次章のマルクスの人間・労働観の形成過程の検討と合わせて行うこととする。

第4節 労働者階級の教育状態の把握と教育要求大綱の提示

バルメンに帰ったエンゲルスは家業に従事するとともに、イギリス滞在中に集収した資料をもとに名著『イギリスにおける労働者階級の状態』〔以下『状態』一筆者〕の執筆を続けながら、共産主義の宣伝をおこなっている。彼はマルクスに次のように書き送っている。「もしイギリス社会の不快きわまる事件を毎日僕の本のなかに書きとめておく必要がなかったら、さだめし僕はもういくらか腐っていたのだらうけれど、この仕事は少なくとも僕の憤激を煮えくり返らしていたのだ。そして、物さえ書かなければ、共産主義者でも外観上はブルジョアであり、貧欲商人でありうるだろう。だが大仕掛けに共産主義の宣伝をやりながら同時に商売や工業もやるということは、できないことだ。とにかく復活祭にはここを出て行く。おまけに、まったく徹底的キリスト教的プロイセン的な家庭でのだらけた生活—これはもうごめんだ。これが長く続けば、僕もドイツの俗物になるかもしれないし、共産主義のなかに俗物根性を持ちこむかもしれないのだ。」(26) この手紙は国際労働運動・共産主義運動の舞台へはばたく直前の青年エンゲルスの生活と心情を簡潔によく表明している。事実エンゲルスは3月15日『状態』の原稿を出版社に送り、4月はじめ『ザ・ニュー・モラル・ワールド』に最後の寄稿「エルバーフェルトにおける二つの演説」を送り、マルクスのいるブリュッセルへ旅立っていった。エルバーフェルトの集会は、この旅立ちの前夜、モーゼス・ヘスとともに「大仕掛けに共産主義の宣伝」をおこなったものである。エルバーフェルトの演説でエンゲルスは教育をはじめ「方策」として、すなわち共産主義者の政策大綱として提示したが、これを正確に把握するためには、集会の性格をみきわめておく必要がある。この集会についてエンゲルスはマルクスに次のように書き送っている。「このエルバーフェルトではたいしたことが起っている。昨日われわれは当市の最大のホールである一流のホテルでわれわれの第3回共産主義者集会を催した。第1回は40人、第2回は130人、第3回は少なくとも200人余りが集まった。エルバーフェルトとバルメンとの全体が、大金持ちから雑貨屋に至るまで、ただプロレタリアートだけを除いて、代表を出していた。ヘスが演説をした。ミュラーやピュットマンの詩……読まれた。そのあと一時まで討論をやった。人気は恐ろしいばかりだ。人々の話題は共産主義のほかはなにもない。……

昨夜きた知らせによると、われわれの次回の集会は憲兵に蹴散らされて弁士は逮捕されるだろうということだ。

昨日の朝、市長はオーバーマイア夫人の家に彼女の家でこの種の集会を開くことを許可することを拒絶した。……集会を催すなら、逮捕と起訴が行われるだろう、とのことだった。僕らも今ではもちろん集会を断念している。……〔これまでの集会に対する起訴などの〕ごたごたはことごとく政府の大恥さらしに終るだけでしょ。もともと検事も裁判所員もみな出席していたのだし、上席検事自身も討論に加わっていたのだ。(2月25日)

……デュッセルドルフの政庁から今後の集会を禁止する旨の命令が出された。(3月7日)」(27) 以上が集会の顛末である。

この集会には「大金持ちから雑貨屋に至るまで、ただプロレタリアートだけを除いて」参加していたのである。この演説は労働者階級の代表だけがない集会で、“キリスト教的、プロイセン的俗物”への宣伝〔重要なことではあるが—筆者〕として行われていることである。この意味でもオーエン派の機関紙へ寄稿するにふさわしい報告材料であった。演説の教育「方策」の主な内容は次の通りである。

「……かならず実践上の共産主義に導かずにはおかない三つの方策を実施することである。〔他の2つには救貧制度の全面的改組と一般的な累進的資本税—筆者〕

その第1は、例外なくすべての児童にたいして、国家の費用で普通教育をほどこすことである。この教育は、すべての児童にたいして平等であって、各個人が社会の自主的な成員として行動する

能力をもつようになるまでつづけられる。この方筆は、資産をもたないわれわれの同胞にたいする公正な行為にほかならないであろう。なぜなら、すべての人間が自分の能力を完全に発達させる権利をもっていることは明らかであるし、もし社会が無知を貧困の必然的な結果とならせるとすれば、社会はその個人にたいして二重の罪をおかすことになるからである。無知な、粗野な成員よりは、教養のある成員のほうが社会に多くの利益をもたらすことは、明らかである。そして、教養のあるプロレタリアートが、今日わが国のプロレタリアートのおかれていたような抑圧された地位にとどまる気がないだろうということは、当然予期されることであるが、他方では、社会の平和的改造に必要な平静さと分別も、やはり教養ある労働者階級にしか期待できない。しかも、無教養のプロレタリアートも、やはり現状にとどまる気がないということは、シュレージェンとベーメンの騷擾がドイツについても — 他の諸国民のことはいわないとしても — 証明しているところである。」

(28)

エンゲルスは「すべての人間が自分の能力を完全に発達させる権利をもっている」「無教養のプロレタリアートも、やはり現状にとどまる気がしない」とのべ、「例外なくすべての児童にたいして、国家の費用で普通教育をほどこすこと」を「実践上の共産主義に導かずにはおかない」方策だと述べている。エンゲルスは普通教育の実施を全面的発達の思想に位置づけて把握している。「資産をもたないわれわれの同胞にたいする公正な行為」「教養ある成員のほうが社会に多くの利益をもたらす」「社会の平和的改造に必要な平静さと分別」などの表現は“俗物”への説得の手法であってエンゲルスの教育思想の本質をしめすものではない。

エンゲルスは、この演説をおこなった時期には『状態』の執筆をほぼ終えており、上記の筆者の理解の正当さは、『状態』の教育に関する記述をみれば明らかである。長くなるが、最後に『状態』の教育に直接関係する部分を引用して、本章をしめくり、後の第4章で総括的に論ずることとする。マルクスが「エンゲルスにこのことをまげて話して、メンケが私にむかってエンゲルスの『労働者階級の状態』を非常にほめた〔実際はマルクスの『経済学批判』 — 筆者〕かのように言ってしまったのです。この聖なるごまかしの動機（この同じ目的のために私はいろいろごまかしをしてきたのですが）は、エンゲルスをけしかけて、この書物の第2巻として1845年から現在までの時期について書かせ出版させること」だったと、『資本論』のために、また、なによりも『状態』を評価して、マルクスは「聖なるごまかし」をくり返していたことをつけ加えておこう。『状態』における労働者階級の教育状態の把握こそ初期エンゲルスの到達点といえよう。

「これまで歩いてきた道をすすめ。なお多くのことが諸君の面前にさし迫っている。毅然とせよ、くじけてはならない — 諸君の成功は確固不動である。そして、諸君が行かねばならない道をすすむ一歩一歩は、すべてわれわれの共同の仕事、人類の仕事のために役立つことになるであろう。」〔イギリスの労働者階級に寄せる『状態』献辞 — 筆者〕

〔諸結果〕

「われわれは、労働者の生理的状态から精神的状态に移ることにしよう。ブルジョアジーは、労働者にたいしてはちょうど必要なだけの生活しか許さないものであるから、教育についてもまた、ブルジョアジーが自分たちの利益になるだけのものしか労働者にはあたえないとしても、われわれは驚くにはあたらないだろう、そして、これだけの教育でさえ、ほんとうにあたえていないのだ。教育施設は、イギリスではその国民数に比べてひどく少ない。労働者階級が自由に利用できる少数の全日制の学校は、ごく少数の者しか通学できないし、そのうえ内容も悪い。先生一年をとって仕事のできなくなった労働者や、ただ生きるためにだけ教師となったそのほかの無能な連中 — は、その大部分がもっとも必要な基礎知識にさえつうじておらず、先生となるにはぜひとも必要な道徳

的な教養もないし、あらゆる公的な監督もうけていない。ここでもまた自由競争がおこなわれ、そしていつものように金持は得をし、競争が必ずしも自由でなく、ものごとの判断に必要な知識をもっていない貧乏人は損をする。就学義務はどこにでも存在せず、本来の工場ではあとでも見るように、ただ名目上存在しようとしたとき、労働者ははっきりとこの就学義務にたいして賛成を表明したのに、工場ブルジョアジーは全力をあげてこれに反対した。もともと大多数の子供は、一週間全体をつうじて工場と家庭で働いているので、学校へ通うことはできない。だから、昼間働いている子供たちのいくことになっている夜学校には、ほとんどまったく通う者はいないが、いてもその者の役にはたっていない。また、〔昼間〕12時間もこき使われてきた若い労働者に、そのうえまだ〔夜の〕8時から10時まで学校へいかせようとするのは、実際あまりにも要求がひどすぎるであろう。そして、このように夜学に通う連中は、たいていは学校で眠りこんでしまう。このことは、児童雇用委員会の報告によって数百もの証言で確認されているとおりでである。もっとも、日曜学校は設けられているが、これとて同じように教師の配慮がきわめて不完全であって、すでに全日制の学校でいくらか学んできた者にしか利用できない。日曜日から日曜日までの間隔が長すぎるので、まったく教育をうけていない子供は、第2回の授業のときには、8日目の第1回目の授業で習ったことはもう忘れてしまっているほどである。全日制の学校も日曜学校も、国民の要求にはきわめてわずかしか応じていないということは、児童雇用委員会の報告が数千もの証拠を提供しているし、また同委員会自身が断固として表明している。……ブルジョアジーは、労働者の教育にたいして大きく希望は少ないのに、恐怖のほうは多いのだ。政府は、総額 5,500 万ポンド・スターリングにのぼる膨大な予算のうち、公共の教育のためには、わずか 4 万ポンド・スターリングという雀の涙ほどの金額をたった一項目しか計上していない。そして、教育施設をあちこちで改善するとともに、すくなくともそれと同じ程度に悪化させてもいる宗教上の諸派の狂信がなかったとすれば、教育施設はもっとひどく貧弱なものであったろう。だが、イギリス国教会が自分の国民学校 (National School) を建て、各宗派がそれぞれ自分の学校を設立しているのは、ひとえに自分の信者の子供を自分のふところにしっておき、できることならあちこちで他の宗派からあわれな子供の魂を奪いとりとうするたくらみによるものにすぎない。その結果、宗教とまさにもっとも無益な宗教の側面である論争とがもっとも主要な教科目に祭りあげられ、子供の記憶にはちんぷんかんぷんな教義や神学上の分類がいっぱい詰めこまれるし、また宗派的憎悪と狂信的な盲信ができるだけはやくからよびおこされて、あらゆる合理的・精神的・道徳的な教育がはなはだしくおろそかにされることになる。労働者は、宗教のことは各宗派の僧侶たちにまかせておいて、純粋に実際生活に適した社会教育を実施するよう、しょっちゅう議会で要求してきた — だが労働者は、今日にいたるまで、これにいくらか似たようなものでも承諾してくれる内閣には、まだ出会ったことがない。それは当然のことである。大臣はブルジョアジーのことをよく聞く下僕である。そして、ブルジョアジーは無数の宗派にわかれている。だが、どの宗派も労働者が各宗派の特有な教義という解毒剤を甘んじておまけとして受けとる場合だけしか、そうでなければ危険な教育を喜んで労働者にはあたえないのである。そしてこれらの宗派は、今日にいたるまであいかわらず覇権をめぐる争っているもので、労働者階級は、そのあいだ教育もうけずにいる、というわけである。なるほど工場主たちは、大多数の者に読み方を教えたと自慢してはいるが、やはり自慢しているだけの読み方でしかない — このことは児童雇用委員会の報告が示しているとおりでである。アルファベットを知っている者は、私は読むことができるといい、そして工場主はこのことばで満足しているのだ。そして、混乱したイギリスの正書法のことを、すなわちこの正書法では読み方がほんとうの一つの技術であって、長いあいだの教育をうけないと修得できないということがわかるであろう。そのうえ、書くことのできる者ときたら非常に少ない — 正書法どおりに書くこと自体が、非常に多くの「教育のある人」

にもできない。イギリス国教会、クェーカー派、それに私の信じるところでは、もっと多くの他の宗派の日曜学校では、書き方をまったく教えない。『それらというのも、それは日曜日の仕事としてはあまりにも世俗的すぎるからである。』……」（※当時の「社会教育」という用語は今日の公教育とりわけ学校教育に近い概念である一筆者）（30）

〔同 個々の労働部門 — 狭義の工場労働者 — 〕

「工場制度の破壊的な作用は、すでにはやくから一般的な注意をひきはじめた。1802年の徒弟法については、……（391～4頁中略）……1833年の法律のあとでもあとをたたず、今日にいたるまで労働者階級の健康を害しつづけている。……たとえいま新しい工場調査委員会が発足したとしても、そこに見いだすのは、ほとんどあいもかわらぬ昔のままの姿であろう。一時のまにあわせにつくられた就学義務についていえば、政府は、それと同時にりっぱな学校をつくる配慮をしなかった。この就学義務もまったく成果をあげずじまいのかたちである。工場主たちは、仕事もできなくなった老朽労働者を先生に任命し、彼らの子供たちを毎日2時間ずつよこして、それで法律の字句にはしたがったことにしていた — 子供たちはなになに一つまなばなかった。そして、自分たちの職務といえば、工場法をまもらせることだけにかぎられている工場監督官の報告でさえも、上述の害悪がいまなお必然的に存続している、と結論することができる資料を十分に提供している。……（中略）……

〔頁(395)〕1841年に成立したトーリ党政府は、ふたたびその注意を工場法にむけた。内務大臣のサー・ジェームズ・グレイアムは、1843年に一法案を提出し、これによって児童の労働時間を6時間半に制限し、就学義務をいっそう強化しようとした。しかし、この法案の眼目は、もったりりっぱな学校を設立することにあつた。ところが、この法案は非国教徒のねたみにあつてだめになった。非国教徒の子供にたいする強制は、宗教教育の分野にまでひろげられてはいなかったとはいえ、それでも学校全体が国教の監督下におかれていた。そして聖書が一般的な読本となり、したがって宗教が教育全体の基礎とされることになっていた。非国教徒はこれに脅威を感じたものである。工場主と一般に自由党派は、非国教徒を支持し、労働者は教会問題のために分裂し、そのためになにもできなかった。法案の反対派は、たとえばリールフォドやストックポートのような大工場都市ではうちまかさされ、マンチェスターのようなその他の都市では、労働者をおそれて法案の2、3の点だけしか攻撃できなかったとはいえ、それでも彼らの請願書に約200万人もの署名を集めた。そして、グレイアムは非常な脅威を感じて、全法案を撤回してしまった。その翌年、グレイアムは学校にかんする条項を削除し、これまでの規定のかわりに、8歳から13歳までの子供の労働を1日6時間半とし、しかもその場合、子供たちは午前か午後のどちらかをまったく自由にされ、13歳から18歳までの年少者とすべての婦人は12時間にさだめ、そのほかに、これまでしばしばおこなわれていた法網をくぐる違反行為にたいして、若干の制限をくわえることを提案しただけであつた。グレイアムがこの提案をたずさえて登場するとすぐさま、10時間労働を要求する運動がこれまでに見られなかったほどの激しさではじまった。…」（31）

〔その他の労働部門〕

「ある新兵募集下士官のいうところによれば、パーミンガム人間は、そのほかのどこの人間よりも小さく、背だけはたいい5フィート4インチないし5インチであり、また新兵応募者613名のうち、合格したのはわずか238名にすぎなかった。……児童雇用委員会の報告によって、パーミンガムでは、5歳から15歳のあいだの子供たちの半数以上がどんな種類の学校にも通学していないこと、また通学している子供もたびたび転校するので、これらの子供にたいして、なにかある永続的

な効果をもつ教育をほどこすことはとうていできないこと、そして子供はみな非常に早く学校をやめさせられ、仕事につかされることになる。しかも、どんな教師がつかわれているかということも、同じように、この報告によって明らかとなる。ある女教師は、道徳の教育もしているか、という質問に答えてこういつている。いいえ、やっていません。週3ペンスの授業料では、それはのぞめるはずもありません、と。ほかの数人の教師は、この質問の意味さえわからなかった。またべつの教師は、道徳教育をすることが自分たちの義務の一部だとは、まったく考えていなかった。ある女教師は、道徳教育など私はしていません、しかし子供たちにはりっぱな主義をわからせるように私はつとめています、といったが、そのときにひどい文法上の誤謬をおかした。学校そのもののなかでは、委員たちは、ひっきりなしの喧噪と混乱を見つけた。したがって、子供たちの道徳状態そのものは、まったく嘆かわしいかぎりである。すべての犯罪者の半数は15歳以下である。そして、たった1年間だけで、10歳の犯罪者が90人も有罪の判決をうけたが、そのうち44人は刑事事件で有罪の判決をうけた。委員たちの見解によれば、放縦な性交がほとんど一般化し、しかもきわめて若い年ごろからはやくもおこなわれているもようである。…」(32)

〔労働運動〕

イギリスの社会主義は、ここでは労働者階級に影響をあたえている範囲内でしか考察されていない。イギリスの社会主義者は、工業と農業をいとなみ、平等な権利と平等な教育を享受する2,000人ないし3,000人の住民からなる『国内入植地』において、財産の共有制度をしいにとりいれること——離婚を容易にすること、完全な思想の自由を認める理性的な政府を樹立すること、刑罰を廃止し、そのかわりに犯人を理性的に待遇すべきこと、を要求している。これが社会主義者の実際的な提案である——理論的な原理は、ここでは、われわれには関係がない。この社会主義の源泉は、一工場主であるオーエンであった。だからこの社会主義は、事実上はブルジョアジーとプロレタリアートの対立をのりこえてすすでいるのに、そのかたちのうえではブルジョアジーにたいする扱いはすこぶる寛大で、プロレタリアートにたいする扱いはすこぶる不公平である。社会主義者は、どこまでもおだやかで、平和をこのみ、正々堂々と説得する以外はどんな手段も拒否するかぎりでは、現存の諸関係がひどくわるくてもそれを正当なものとして承認するのである。だが同時に社会主義者はひどく抽象的であるので、彼らの原理をいまのままのかたちにしておかならば、公然と説得するという目的はけっして達成できないであろう。社会主義者は、たえず下層階級の墮落を嘆いているけれども、それなのに社会秩序のこうした分解のなかにある進歩的な要素にたいしては盲目であるし、また有産階級のあいだにみられる私利と偽善の墮落のほうが、はるかに悪質であることを考えないのである。社会主義者は、歴史的発展をすこしも認めない。だから国民をいきなり、すなわち政治が自然に解体する終点[※]までつづくのも待たずに、すぐさま共産主義的な状態におきたいとおもうのである。なるほど社会主義者は、労働者がなぜブルジョアにたいして憤慨しているかは理解しているが、でも実際に労働者の続行するただ一つ的手段であるこの憤激をむだなものともなし、イギリスの現状にとってはもっともむだな博愛と普遍的な愛をお説教している。社会主義者は、ただ心理的な発達、過去とのあらゆる結びつきをたちきった抽象的な人間の発達だけしか認めない。けれども、全世界はこの過去のうえに立脚しているのだ。だから社会主義者は、あまりにも学問がありすぎるし、あまりにも形而上学的でありすぎて、すこしも成功をおさめない。社会主義者は、一部は労働者階級から補充するが、でもそれは、労働者階級のごく小部分にすぎず、もちろんもっと教養があり、もっと志操堅固な者だけにかぎられている。社会主義者は、今のていたらくでは、労働者階級の共有財産とはけっしてなれないだろう。(※ 1887年と1892年のイギリス版では、この文章部分は「このような推移が可能かつ必要となる点まで」と書いてあった。)」(33)

「しきりに合同と分裂をくりかえしているこれらのさまざまな労働者の分化 — 労働組合員や、チャーティスト、社会主義者たち — は、精神的教養をたかめるために、独力で学校や読書室をたくさんつくった。あらゆる社会主義者の団体も、またほとんどすべてのチャーティストの団体も、それぞれこのような施設をもっており、個々の労働組合も同じくらい多くの施設をもっている。ここでは、ブルジョアジーのあらゆる影響からまぬかれた、真のプロレタリア的教育が子供たちにさずけられ、また読書室においてある新聞や書物は、その全部か、あるいはそのほとんど全部がプロレタリア的なものばかりである。これらの施設は、ブルジョアジーにとってはきわめて危険である。ブルジョアジーは、多数のこれと似たような施設である「職工養成所 (Mechanics' Institutions)」を、プロレタリアの影響からひきはなして、この養成所をブルジョアジーの利益になるような学問を労働者のあいだにひろめるための機関につくりかえることに成功した。この養成所では、現在、自然科学が教えられているが、これは労働者をブルジョアジーにたいする反対からひきはなし、ブルジョアジーに金をもうけさせるかもしれないような発明をする手段を労働者にさずけることを目的とするものであった — ところが労働者にとっては、現在では、自然にかんする知識をえても、実際まったく役にたたない。なぜなら、労働者は大都市に住み、長時間の労働をしていて、自然をながめることなど一度だってないことさえ、しばしばだからである。この養成所では、国民経済学のお説教があるが、その偶像は、おとなしくあきらめて餓死すること以上に理性的なことを労働者になに一つすることができない、ということである。ここでは、すべての教育が支配的な政治と宗教にたいして、おだやかで、従順で、献身的に奉仕するようにしくまれているので、ここでの教育は、もともと労働者にとっては、すなおな服従と無関心、自分の運命に忍従することを教える不断のお説教である。もちろん労働者大衆は、これらの施設のいうことなどには耳をかたむけず、プロレタリア的な読書室におもむき、自分たち自身の利害と直接関係のある諸事情についての議論に耳をかたむける — そうすると、きどり屋のブルジョアジーは「われいえり、しかしわが靈魂をすくえり (Dixi et Salvavi)」、というきまり文句をとなえて「まじめな教育よりも、よこしまな扇動家たちの熱狂的な怒号をこのむ」階級を、軽蔑しながら見すててかえりみないのである。それにしても、かりに「まじめな教育」が、ブルジョアジーの利益となる知恵とませられずに講義されるならば、労働者もこのまじめな教育にたいして興味をもつということは、あらゆるプロレタリア的教育機関、ことに社会主義的教育機関で頻繁に開講され、非常にたくさんの聴講者をあつめている自然科学や、美学や、国民経済学をテーマとする頻繁な講義が証明している。もはやつくろうこともできなくなったぼろぼろの綿ビロッドの上着をきた労働者が、ドイツの多数の教養のあるブルジョアジーがもっている以上の学識をもって、地質学や、天文学や、その他の論題について語るのを私はなんども聞いたことがある。また、イギリスのプロレタリアートが、自主的な教養を習得するのに、どんなにすばらしい成功をおさめているかは、ことに比較的新しい哲学や政治学や詩のうちの、画期的な作品が、ほとんど労働者だけによって読まれている、という事実を見ればわかるのである。社会状態とそれと結びついている偏見との奴隷であるブルジョアジーは、真に進歩を確認するあらゆるものまえに、おそれおののき、おはらいをし、十字をきる。プロレタリアは、進歩を確認するものにたいして刮目し、喜んでこれを研究し、成果をあげている。この点ではことに社会主義者がプロレタリアートの教育のためにかぎりない貢献をした。彼らは、フランスの唯物論者で ………

もう一ついっておきたいことがある。つまり工場労働者は、またそのなかでもことに木綿工業地区の工業労働者が、労働運動の中核を形成している、ということである。ランカシア、とくにマンチェスターは、もっとも強力な労働組合のあるところであり、チャーティズムの中心地であり、もっとも多くの社会主義者のいるところである。工場制度がある労働部門に侵透すればするほど、それ

だけ労働者はますます運動に参加するようになる。……しかし一般的には、あらゆる工業労働者は、資本とブルジョアジーにたいする、なんらかのかたちの反抗にひきいれられている。そして、彼らが「労働者（Working Men）」 — この名称は、彼らが誇りとしているもので、チャーティストの集会でいつも使われる呼びかけのことばである — として、すべての有産者に対抗して、独自の利害と原理をもち、独自の見解をもつ独自の階級を形成しているということ、また同時に — 彼らのなかに、国民の力と発展能力とがやどっているということは、万人の一致して認めるところである。」（34）

〔続く〕

〔注〕第2章

- (1) 『全集』 第16巻 「宣言 1888年英語版序文」 (580～581)頁
- (2) 『全集』 第1巻 「ヴッパータールだよりⅠ」 (417～8)頁
- (3) 『全集』 第1巻 「ヴッパータールだよりⅡ」 (425)頁
- (3)のa 『全集』 第1巻 「ロンドンだよりⅢ」 (476)頁
- (4) 『全集』 第23巻a 「資本論」 (508)頁
- (5) 『海外教育研究1』 「ロバート・オーエンにおける「教育と生産労働の結合の思想(一)」
- (6) 『海外教育研究3』 「同上」(二)
- (7) 『全集』 第20巻 (243～6)頁
- (8) 同上 (247)頁
- (9) 同上 (272～3)頁
- (10) 同上 (270)頁
- (11) 同上 (272)頁
- (12) 同上 (274)頁
- (13) 『講座 民主教育の理論下』 38頁 鈴木朝英責任編集 明治図書
- (14) 『全集』 第2巻 (451～452)頁
- (15) 『全集』 第1巻 (486～7)頁
- (16) 『全集』 第2巻 (521)頁
- (17) 『全集』 第1巻 「大陸における社会改革の進展」 (483～6)頁
- (18) 『全集』 第1巻 「イギリスの状態(カーライル『過去と未来』)」 (548～9)頁
- (19) 『全集』 第2巻 「ロンドンにおける諸国民の祝祭」 (613)頁
- (20) 『全集』 第1巻 「国民経済学批判大綱」 (501)頁
- (21) 同上 (511～2)頁
- (22) 同上 (517)頁
- (23) 同上 (524)頁
- (24) 『全集』 第1巻 「イギリスの状態(カーライル『過去と未来』)」 (545)頁
- (25) 『全集』 第1巻 「イギリスの状態(18世紀)」 (555)頁
- (26) 『全集』 第27巻 「往復書簡 エンゲルスからマルクス(在パリ)へ 1845年1月20日付」 (14)頁
- (27) 同上 「同上(在ブリュッセル)へ 1845年2月22-26日〔および3月7日〕」(20-21)頁
- (28) 『全集』 第2巻 「エルバーフェルトにおける二つの演説」 (547)頁
- (29) 『全集』 第31巻 「マルクスからクーゲルマンへの手紙」 (552)頁
- (30) 『全集』 第2巻 「イギリスにおける労働者階級の状態 諸結果」 (338～340)頁
- (31) 同上 「同 個々の労働部門」 (394)頁
- (32) 同上 「同 その他の労働部門」 (419)頁
- (33) 同上 「同 労働運動」 (451～452)頁
- (34) 同上 「同 労働運動」 (453～455)頁

戦後教育改革と労働協約

小 出 達 夫

目 次

はじめに	217
第1章 日教組労働協約の前史	218
第2章 日教組労働協約の内容と特徴	227
1. 給与に関する事項	223
2. 勤務条件	227
3. 疾病災害補償	230
4. 人事に関する事項	231
5. 業務協議会	234
6. 組合運動に関する事項	236
小 結	237
第3章 日教組労働協約の更新過程	239
1. 概 観	239
2. 日教組労働協約の改訂交渉	241
第4章 日教組労働協約に関する中労委の調停過程	247
1. 調停過程	247
2. 日教組労働協約と政令201号	254
小 結	256
第5章 都道府県教組の労働協約	258
1. 締結状況	258
2. Aグループ労働協約の特徴	259
3. Bグループ労働協約の特徴	260
4. Cグループ労働協約の特徴	263
5. 県教組労働協約の改訂	265
6. 政令201号と地方の労働協約	267
小 結	270

はじめに

小論は戦後日本における教育改革の性格を明らかにする作業の一部をなす。もちろん戦後教育改革の諸事実の一部を明らかにする意味もあるが、より以上に日本における本格的な民主主義革命に当面した教師にとって戦後教育改革はどのような内容をもったものであるかを明らかにすることに主眼はおかれている。戦後教育改革が民主主義革命の一部をなす以上、教師にとりその活動の領域は戦前戦中と比ぶべくもなく拡大され、活動の自由ははるかに保障された。しかし同時に教育をめぐる階級対立の実相はより明確化し、矛盾対立の諸相はあらゆる領域で顕在化し、その解決をめぐる諸闘争も公然と激化した。また矛盾対立の解決の諸手段も以前に比べはるかに多様なルートで開かれた。小論の対象である労働協約の分析は、まさにこのような時期における教育運動の分析であるとともに、新しい教育制度の形成に教師の運動がいかにかかわり得たかという諸事実の分析でもある。

しかし残念ながら、教師の運動が民主的教育改革の推進に公然とかかわり得た時期はきわめて少い。それは小論で明らかにする課題でもあるが、1946年より1948年7月にかけての時期であり、それ以降は当時の教師の多くが敏感に感じとったようにファシヨ的体制の復活といわれる如き状況が現出

し、教師の運動は全面的に抑圧され、運動の内部に深刻な亀裂を生ずる事態をむかえた。戦後教育改革のなかで民主的立法として注目してよい学校教育法・教育委員会法・文部省設置法・教育公務員特例法などは、まさにこのような時期に施行され、又は公布された。小論で筆者が着目しているのはこのような諸法の施行過程ではない。むしろこれらの法律とは無関係の法原理で貫かれたところの教育法体制といってよい労働協約を中心として形成された教育制度である。それは労働組合法を基礎として出発した制度であり、かつ教育諸立法によってではなく、教員組合の行政参加を前提として形成された制度であった。この制度は結局政令 201 号により強権的に否定され、教育委員会法その他の教育諸法により規制されるどころの別の制度へと移行した。教委法その他戦後改革期の教育法がもつ民主的性格は、法そのものの性格として限定して把握するべきであり、これら法の執行権力はすでにそれ以前の執行権力とは明らかに性格を異にしたそれとして機能しており、かつ法の施行に当たったのである。小論の対象は、教師及び教員組合が公然と中央・地方の執行権力に参加し、規制し得た時期に限定し、その時期の教育制度を形成した労働協約の分析を試みたものである。それは戦後改革期の第 1 期における教育制度ならびに教育運動の分析に欠くべからざる作業に位置づくものである。

第 1 章 日教組労働協約の前史

戦後の教員組合運動のなかで労働協約が闘争課題になるのは、民間労組に比べ遅れる。民間労組を中心とした 1946 年の 10 月闘争は、最賃制の確立と労働協約の締結を主要課題とした。これに対し教員組合の場合は、はじめてこの時点で個別組合単位でこの要求が登場してくる。たとえば都教（東京都教員組合）は 10 月 3 日の臨時大会で、また中部日本教員組合協議会は 10 月 4 日の会議で「団体協約の締結」をそれぞれ要求項目の末尾で確認している。⁽¹⁾しかしこのようなケースは異例に属し、それ以前の教員組合の大会決議・要求書や、その直後の全教組大会（最低生活権獲得全国教員組合大会、10. 18 および 11. 6）をみても、この要求は登場してこない。⁽²⁾

教育運動において労働協約締結の契機をなしたのは、11 月 16 日の全官公共開会議の結成準備会である（全官公労協、全教組、全通、国鉄その他）。この会議で確認された 8 項目要求の最後に「労働協約即時締結」が掲げられている。ついで 11 月 26 日、全官公庁共同闘争委員会は正式に発足し、12 月 3 日対政府共同要求項目（10 項目）を提出し、⁽³⁾ここに公務員労組の協約締結運動が全面的に始った。

全教組は共同闘争委員会と共同しつつ、12 月 2 日、要求項目追加全国代議員会議を開き、5 項目の対文部省追加要求を確認した。⁽⁴⁾そしてこの中にはじめて独自に協約締結を入れたのである。ついで 12 月 22 日の全教協結成大会（全日本教員組合協議会）、および翌日の全教協要求貫徹全国大会で対政府 12 項目要求を確認し、⁽⁵⁾全教協としての協約締結闘争が始った。

12 月 10 日政府は共同闘争委員会に対し「団体協約の即時締結は異議ない」「各官庁責任者と組合側の自発的合議により締結されたい」と回答している。⁽⁶⁾また 1 月 15 日の政府回答においても「合理的なる協約の締結には無論異議はない」とのべている（この回答は 1 月 11 日の共闘委の第 2 回要求書に対する回答）。⁽⁷⁾一方文部省は全教組の追加要求に対し、「法的に見て、組合の実態と官庁機構の点からしてこの問題については今後更に研究を必要とすると思う」⁽⁸⁾と回答している（12 月 4 日）。みられるように政府の回答と文部大臣の回答とは多少異なる。しかしこれは字句上の問題であり、実際は全教組のみならず、全通・国鉄においても事態は容易に進展しなかった。全通についてみると、12 月 6 日開催の交渉（中労委の斡旋による交渉）においては「交渉が進展せず、過去において繰返されて来た意見を双方で主張し合った程度に終わった」⁽⁹⁾のであり、1 月 17 日の交渉においても双方不一致の数ヶ条で合意に達せず交渉は決裂した。⁽¹⁰⁾国鉄労組も同様であり、中労委が「議論の余地なく斡旋によって即時締結すべきことを提言し、12 月 18 日に調停を提示したが、組合側はこれに不同意なる旨回答

し妥結を見なかった」⁽¹¹⁾という事態が続いていた。

これらに比べ全教協のばあい条件はより悪かった。教員組合の全国的統一組織を持たない点がそれである。全国32万を結集する全教協に比べ、教全連の組合員ははるかに少いのであるが、文部省はこれら両組合の存在を口実として労働協約の締結に対し終始消極的態度をとった。それは、さきの文部大臣回答にも伺える。全教協はかかる事態の克服のため中労委に対し調停を申請したが(12月7日)、文部大臣はこれに応じないため調停は実現せず、かわりに中労委は文部大臣に対し争議解決の努力に責任をもつよう建議を行った(12月23日)⁽¹²⁾。そのなかで中労委会長 末弘徹太郎は特に自己の名において次の如き要望を提出している。

「追って、本件提訴の組合大会の要求は、貴省に於ては之を認めず、教全連の要求を主として考慮せらるる趣きであるが、かくては全国教職員の労働不安解消は不可能であると認められるので、貴省に於ても教職員組合運動の実態を認めらると共に、組合運動の全国的統合に関し協力せられ、以て教育の民主化並教職員の経済生活の向上に資せられんことを、併せて要望する。」⁽¹³⁾

しかしこれ以降も事態は好転しない。1月15日全闘(全国労働組合共同闘争委員会)の結成大会、1月28日の吉田内閣打倒危機突破国民大会は、いずれもその共同要求、大会スローガンで協約締結をいれている。2・1ストを直前にして1月28日中労委は調停案を政府・共同闘争委員会に提示した。調停案はその五「労働協約の即時締結」で「関係各省に於ては、中央労働委員のあっせんにより速かに締結するよう努力すること」を勧告している。⁽¹⁴⁾ この調停案にもとづく両者の交渉は翌24日にもたれたが、両者ともに寄せず交渉は決裂し、2・1ストへと突入していく。しかし、それは周知の如く中止させられ、運動は一時挫折する。もちろん以上の経過の中心は賃闘であるが、協約締結交渉についても進展をみせなかったのであり、問題の解決は2・1スト後に移された。

2・1スト後の2月10日、中労委の仲介により高橋新文相と全教協との会見がもたれ、「団体協約の締結については特殊問題を除き、全教協と文部事務当局との間に小委員会を設け事前協議する」ことを決定した。⁽¹⁵⁾ 全教協は中央闘争委員会(委員長・岩間正男)内に団体協約委員会を設置し、2月18日以降7回にわたる交渉をかさね数ヶ条を除き合意するに至った。2月27日には文部大臣との覚書を交換し、「団体協約は相互に誠意を以て交渉し、3月5日迄に締結正式調印する」⁽¹⁶⁾ことを確認した。3月5日の最終交渉で残されていた諸問題(結核性疾患の3ヶ年休養、産前産後休養、勤務時間数、学級配置、教員定数、組合専従教員数など)についても合意し、3月8日正式に調印をした。一方教全連の協約も3月11日には正式調印に至り、ここに教員組合の全国組織が獲得した最初の労働協約が成立した。

他方、中央での動きとは別に、地方においても協約締結の動きは進んでいた。全教協中闘は1947年2月20日の指令第14号で、都道府県組合闘争委員長宛に次の如き「団体協約締結の為対県闘争を開始する件」を指示した。

「文部省は団体協約を全教協との間に締結することを承認し、目下双方より専門委員を出し、小委員会をもってかねて本中闘に於て成案を得たる団体協約書に基づいて協議検討中である。故に各組合に於ても直ちに全教協案に基き対県闘争を開始し、年度末新制度を迎える際に於ける我方の態勢に遺憾なきを期せられ度い。」⁽¹⁷⁾

この指令は、地方における協約締結闘争の開始を指示したものであるが、既にいくつかの地方教組では中央より早く締結を実現していた。東京('46.10.30)、岩手('47.1.21)、福島(1.25)、三重(2.22)、宮城(2.24)、京都(2.28)、岐阜(3.8)などがそれである。またそれ以降3月中に締結した県として、千葉(3.14)、鳥取(3.20)、群馬(3.31)、長崎(3.31)などがある。このうち東京のケースは都教も参加している都労連の統一労働協約であり、他のケースとは多少異なるが、都教はこの協約により、労組法適用の正式登録団体として都側に自らを認めさせ、正規の団体交渉権はもちろん、業務協議会の設置も獲得したのである。⁽¹⁸⁾ 県教組独自の協約締結を実現したの

は、岩手県が最初である。岩手県教組（県教連）は、全教組中央が12月2日の代議員会議ではじめて協約締結を要求項目に入れたことに対応し、ただちに県独自で対県交渉に入った。12月18日には県より回答をひき出し、「後日組合に於て具体案を作り、それによって交渉することを承認する」ことを確認させ、1月10日のスト態勢確立闘争委員会では組合案を承認し、同日知事に提出し、翌日「概ね妥当と認める」知事回答を得た。ついで1月19日従来の連合組織を単一体に改組し（岩手県教員組合の結成大会）、1月21日に「岩手県教員組合労働協約書」を正式調印した。¹⁹このケースは組合の単一化を早期に実現し、労働協約を単組として最初に締結した事例である。地方の協約内容については後述するが、中央よりも早くに7教組が労働協約を実現していたことは注目しなければならない。

- (1) 全日本教員組合協議会闘争史編集委員会編『教員組合運動史』、週刊教育新聞社、1948年、96・97ページ
- (2) 全日本教員組合（全教）第1回全国協議会闘争目標（1946、1.19～20）、東京都教員組合（都教）結成大会実践目標（1945.12.23）、都教対都要求書（1946、1.23）、都教第2回大会要求事項（4.26）、全教第1回全国大会対文部省要求事項（5.3）、生活危機突破全国教員大会7項目要求（5.19）、都教協文部省7項目要求（5.10）、全国教員組合大会7項目要求（6.1）、日教労結成大会行動綱領（6.26）、都労連嘆願書（5.21）、都労連再要求書（6.14）、近畿地方教員組合協議会スローガン（9.26）、全国教員組合代表者会議7項目要求（10.8）、最低生活権獲得全国教員組合大会7項目要求（10.18）、全国教員組合（全教組）第2回大会（11.6）、など全教結成以来1年弱のこの期の教員組合の主要な大会等における決議、要求項目をみても、そこには労働協約の締結が入っていない。特に各県単位の教員組合をほぼ全国的に結集しえた全教組の大会（10.18、11.6）においてこのスローガンがみられないのは、折から10月闘争の進行中だけにかしい。教員組合運動のなかでの労働協約闘争の比重が低かったことの証左でもあろう。
- (3) 労働省『資料労働運動史 昭和22年』、労務行政研究所、1952年、9ページ
- (4) 『教員組合運動史』209ページ
- (5) 同上、241・242ページ
- (6) 『資料労働運動史、昭和22年』、9ページ。『教員組合運動史』、261ページ
- (7) 『資料労働運動史、昭和22年』、11～12ページ
- (8) 『教員組合運動史』、209ページ
- (9) 『資料労働運動史、昭和22年』、29ページ
- (10) 同上、54・55ページ
- (11) 同上、796ページ
- (12) 『教員組合運動史』255ページ
- (13) 同上 256ページ
- (14) 同上 324～6ページ
- (15) 同上 353ページ
- (16) 同上 365ページ
- (17) 同上 376ページ
- (18) 『都労連十年史』上巻、1956年、519ページ
- (19) 岩手県教員組合『組合史第1集』1957年、142～3、162～6、182ページ 参照

第2章 日教組労働協約の内容と特徴

後述するように日教組は独自の労働協約をもたない。日教組は結成と同時に、全教協（全日本教員組合協議会）ならび教全連（教員組合全国連盟）の各労働協約をそのまま引き継ぎ自己の労働協約とした。従って日教組は結成当初二つの労働協約を持っていたことになる。もっともこれら協約は不完全な箇所も多く暫定的性格をもつものであり、6ヶ月の有効期間終了後新協約の締結を予定しており、その時点で日教組は独自の労働協約を結ぶこととしていた。しかし、日教組の努力にも拘わらず新協約の締結には成功せず、結局政令第201号の公布まで上記二つの労働協約を日教組協約として維持延長せざるを得なかったのである。従って以後日教組労働協約というばあい、上記の二つの労働協約を

指すものとする。

本章では日教組労働協約の内容を概括し、その特徴を検討する。労働協約の性格については定説はないが、それは当事者双方の契約であり、同時に立法的性格をもつものといつてよい。従って、日教組労働協約の特徴を検討する際に、労働協約が旧教育法制を部分的にせよ否定する現実的効果をもつが故に、協約内容と関連する教育法令との対比を試みた。戦後教育改革の中で新しい教育法が形成されてくるのは遅く、1948年ないし1949年になり初めて体系的な教育法制が出来上る。そのような状況のなかで、労働協約は他の法律にもまして、旧教育法秩序を打破し、新しい「法秩序」を形成するという独自の意義をもつものとして位置づけることが可能である。労働協約が立法府の法制定作業よりも早く、新しい教育法秩序を現実につくり出したという点は十分に評価しなければならないのであり、この点において戦後教育改革期のなかでの労働協約の位置づけをしなければならない。かかる視点から、ここでは労働協約の分析に当り、関連事項毎に戦後なお継受していた現実の教育法規の分析も行つた。分析・検討に当っては日教組労働協約の内容を、(1)給与関係条文、(2)勤務時間等の労働条件に関する事項、(3)疾病・傷害補償、(4)人事に関する事項、(5)業務協議会、(6)組合運動に関する事項に分けて検討した。協約本文については、特に教全連の協約は入手し難いので、便宜上ここに両協約本文を掲げることにした。

全日本教員組合協議会労働協約書

文部大臣（以下甲と称する）と全日本教員組合協議会（以下乙と称す）は労働組合法の精神に則つて左の通り労働協約を締結する。

第1章 原則事項

第1条 甲は乙を団体交渉の相手と認め、甲は乙組合員の生活保障の当面の責任者として之が確保に任じ甲乙協力して民主的教育の興隆に努力する責務を有する。

第2条 甲は乙組合員を性別に依る差別待遇をしてはならない。

第2章 給与に関する事項

第3条 甲は乙組合員及びその家族の健康で文化的な生活を保障する給与制度の確立に努力する。但し給与に関する大綱規定は両者代表者に於て定める。

第4条 甲は乙と協議して乙組合員の負担によらざる退職金制度を確立する。

第3章 勤務時間及業務に関する事項

第5条 教職員の勤務時間は左の通り定める。

1. 勤務時間は1週42時間とする。
2. 授業時間担当は1日4時間を基準とする。
3. 其他の勤務時間については右の範囲に於て甲乙協議の上別に定める。

第6条 1年20日の自由研究日を設ける

第4章 休日休暇に関する事項

第7条 休日は週休制とし祝祭日及び労働祭は休日とする。休日休暇は有給とする。

第8条 慰労休暇は1年に20日とする

第9条 生理休暇は3日、産前産後の休暇は前後を通じて16週間とする。妊娠による欠勤は医師の診断によつて休暇と認める。尚産後1年間は哺乳に要する哺

乳時間を与える。

第5章 疾病療養に関する事項

第10条 結核疾患による療養期間は3年迄は勤務とみなす。

第6章 人事に関する事項

第11条 教職員の任傭罷免転勤賞罰の原則的基準に関しては甲と乙を以て構成する人事委員会の審議を怪なければならない。人事委員会の構成並に運営は業務協議会の構成並に運営に準ず。

第12条 甲は次の場合組合員を罷免してはならない。

1. 組合運動に関連した行為のため。
2. 業務上の負傷又は疾病のため療養する期間及その後90日間、
3. 産前産後の休養中及その後90日間

第7章 組合運動に関する事項

第13条 甲は乙組合員が現職のまま組合業務に専任することを認める。専任者の員数は甲乙協議によって定める。

第14条 甲は乙組合員が組合運動をすることを認める。組合運動のための旅行は学校長の了解を得、出張扱ひとするが旅費は支給しない。

第15条 甲は乙が組合運動のために甲所管の建物及施設の一部又は全部を使用することを認める。

第16条 甲は争議中又は争議発生のおそれがある場合、組合の運動に対抗する処置を業務命令を以て行つてはならない。

第17条 甲は甲及び乙の間に争議が発生した場合、その争議に関しこれを脱退した組合及びこの組合員と交渉しない。

第8章 業務協議会に関する事項

第18条 甲と乙は本協約の趣旨に則つて業務協議会を設置する。業務協議会の構成及び会議規定運営に関しては双方協議によって別に定める。

第19条 業務協議会は本協約に基いて左の事項を決議する。1. 給与、災害補償、人事職制等に関する事
こと。2. 勤務時間、休日、休暇に関する事。3. 教育豫
算に関する事。4. 業務の刷新に関する事。

5. 福利厚生に関する事。6. 教養文化に関する事
こと。7. 其の他協議会に於て必要ありと認めた事。

第20条 業務協議会に於て決定したる事項は双方誠意
を以て履行の責務を有す。前項中双方にて必要あり
と認めた事項は成文化して労働協約とする。

第9章 都道府県労働協約基準に関する事項

第21条 甲は乙加盟都道府県組合が都道府県と左の基
準を含む労働協約を締結することを妥当と認め都道
府県に対し有効に勧奨する。1. 本協約以外の休暇
は学校経営に支障のない範囲で都道府県（以下Aと称
する）と乙加盟各都道府県組合（以下Bと称する）
の協議により定める。2. 本協約第13条に依る人員
は最低300人につき1人とする。3. Aは組合員を
罷免転勤する時及それに関して甲に上申する時は事
前に本人及びBに通知する。但し組合員が刑を科せら
れたる時又はBがその預告を要しないと認めたもの
はこの限りではない。次の事項についてはAはAとB
を以て構成する人事委員会の審議を経てその決定を
重視する。イ. 教職員の任備、罷免、転勤、ロ. 視学
官の任免。ハ. 学校長の任備、罷免、転勤。ニ. 本
人の意志に非らざる転任及び退職。

第10章 その他の事項

第22条 甲は乙組合員の政治運動に妨害を与えない。

第23条 甲は乙組合員が公務員の地位と両立し得る範
囲に於て公職につき自由を認める。甲は乙組合員が
それによって公務を遂行するに必要な事項につき便
宜を与える。

第24条 本協約の有効期間は締結の日から満6ヶ月と
する。

第25条 前記期間中でも一般経済状況の激変、其の他の真に
止むを得ない事情ありと認められた場合は甲乙協議の
上これを変更する。期間満了1ヶ月以前に何れより
も改廃の意志表示のない場合は更に6ヶ月有効とす
る。尚改廃の意志表示がある場合でも新協約が成立
するまではこの協約は有効である。

了解事項

一、甲と乙とは左記事項を早急に実現する様努力す
る。イ、教員組合が全国単一組織となり甲と乙と
の唯一の団体交渉相手となること。ロ、教員組合
は原則として前号の組合であること。

二、各都道府県に於ける乙加盟組合が唯一の団体で
ある場合は右了解事項を協約することを認める。

覚 書

甲は左記事項が民主的な教育の確立並に労働条件の
維持改善のための不可欠の要件として之が実施に誠
意を以て努力することを確約する。

一、一学校に於ける教員数は最低二学級につき三
名以上とする。但し法定員数がこの規定を越えて
いる場合はその法定員数以上とする。

二、一学級の収容人員は40名以内とする。

三、結核性疾患に対しては業務上疾病上に準じて取
扱うこと。

四、甲は結核性疾患に関する療養所を各都道府県に
1ヶ所以上速やかに設置しその療養費を賠償とす
る。

五、女教師保護のため出産に関係ある費用の実費支
給制度を速かに確立する。

六、組合員の休職中の給与は現職と同様に全額を支
給する。

右調印す 1947年3月8日

文 部 大 臣 高橋 誠一郎

全日本教員組合協議会委員長 荒木 正三郎

労働協約書（教員組合全国連盟）

文部大臣と教員組合全国連盟（以下教全連と称す）

とは労働組合法の精神に基き左の協約を締結す

第1章 総 則

第1条 本協約の目的は文部大臣が組合員の教育者と
して勤務条件の維持改善、生活の保証その他経済的
社会的政治的並びに文化的地位の向上を図り組合が
組合員の職務に対する責任感の昂揚を図り相共に協
力して教育全般の民主化を確立し不当なる力の支配
を排除し以て平和的文化国家を建設することにある。
第2条 文部大臣は教全連を学校教育に従事する教員
並に職員を以て組織された団体交渉権を有する組合
であることを承認する。

第3条 文部大臣は本協約に抵触しない範囲内に於て
各都道府県と教全連加盟組合との間に労働協約を締
結することを勧奨する。

第4条 文部大臣は性別によって差別待遇をしない。

第2章 勤務条件に関する事項

第5条 文部大臣は組合員及其の家族の健康で文化的
な生活を保証するに足る給与を支給する原則を認め
る。給与の大綱規定は双方協議の上之を定める。

第6条 時間外勤務手当支給の実現を図る。

第7条 文部大臣は教全連と協議してその加盟組合員
の負担にならない退職金制度を確立する。但し本条に
よる給与に本給を含まない。

第8条 教職員の勤務時間は左の通りに定める。1.

勤務時間は1週42時間とする。2. 授業時間担当は1人1日4時間を基準とする。3. 1年を通じて20日間の自由研究日を設ける。4. 休日は週休制とし祝祭日及労働祭は休日とする。5. その他の勤務時間については右の範囲内に於て双方協議の上定める。但し学校種別によりこれ以上の良好なる規定ある時はその規定に従う。

第9条 1年を通じ20日間の慰労休暇を認める。その他の休暇は教全連と協議によって定める。

第10条 女子の生理休暇は3日とする。妊娠による欠勤は医師の診断によって休暇と認める。出産休暇は前後を通じて16週間とする。

第11条 生後満1年に達しない生児を有する女子には必要な哺育時間を与える。

第3章 人事に関する事項

第12条 文部大臣は教職員の任免転勤賞罰等に関する原則的基準については双方の代表者を以て構成する人事委員会（仮称）に於て協議する。人事委員会の構成並に運営は教育協議会（仮称）の構成並に運営に準ずる。尚文部大臣は教全連加盟組合と地方長官とが労働協約を締結するについて左記事項を地方長官に有効に勧奨する。1. 教職員の任免転勤賞罰等。2. 学校長の任免転勤賞罰等。3. 視学官の任免転勤賞罰等。4. 本人の意志にあらざる転勤退職等について教全連加盟組合と地方長官とは双方の代表者を以て構成する人事委員会（仮称）に於て協議し其決定を重視する。

第13条 文部大臣は組合員が業務上の負傷又は疾病のため療養期間中及びその後90日間並に産前産後の休養期間中及その後90日間は解職しない。

第14条 文部大臣は法律に違反しない限り組合運動をなすことを理由として解職転勤懲戒その他組合員の不利益となる処分を行はない。

第4章 災害補償並に疾病療養に関する事項

第15条 組合員の業務上の死亡負傷又は疾病に関する事項は追て協議の上定める。

第16条 結核性疾病疾患による療養期間は3年までは勤務とみなす。

第5章 組合活動に関する事項

第17条 文部大臣は教全連が必要とする役員が現職のまま専ら組合業務に従事すること並に組合員の公務員の地位と両立し得る範囲内に於て公職につく自由を認める。但し役員数については別に協議する。

1. 給与に関する事項

(1) 内容

協約内容を要約すると、(1)「健康で文化的な生活」を保障する給与の支給、(2)給与の大綱規程

第18条 文部大臣は組合員が組合運動をなすことを認める。その為の旅行は学校長の了解を得て出張とする但し旅費は支給しない。

第19条 文部大臣は争議中又は争議発生のおそれのある場合組合の運動に対抗する処置を業務命令を以て行つてはならない。

第20条 文部大臣は文部大臣及教全連の間に争議が発生した場合その争議に関しこれを脱退した組合及びその組合員と交渉しない。

第21条 文部大臣は教全連が組合運動のため文部大臣所管の建物及施設の使用を認める。

第22条 文部大臣は組合員が法律の定むる所に従い個人的政治活動を行う自由を認める。

第6章 教育協議会に関する事項

第23条 文部大臣と教全連とは本協約の趣旨に基き教育協議会を設置する。教育協議会の規定は双方協議の上別に之を定める。

第24条 教育協議会は毎月1回以上開催する。

第25条 教育協議会は左の事項を協議する。1. 勤務条件の適正化に関する事項。2. 人事職制に関する事項。3. 教育の計画、豫算及運営に関する事項。4. 教職員の研究、教養に関する事項。5. 福利厚生施設の管理及運営に関する事項。6. 災害補償並に疾病療養に関する事項。7. 其他必要と認められた事項。

第26条 教育協議会に於て協議決定した事項は労働協約と同一効力あるものとして文部大臣と教全連双方共に誠意を以て之が実現に努力する義務を有する。

第7章 附 則

第27条 本労働協約に関し紛争起りたる場合は中央労働委員会の調停に附する。

第28条 本協約の有効期間は締結の日より6ヶ月とする。但し前記の期間中と雖も真にやむを得ない事情があると認められる場合は双方協議の上之を変更することができる。期間満了1ヶ月前に双方何れからも改廃の意志がない時は更に6ヶ月間有効とする。尚改廃の意志表示があった場合に於ても新協約が成立するまではこの協約を有効とする。

第29条 本協約書は三通作製して双方各一通を保管し他の一通は東京都長官に提出する。

第30条 本協約書は昭和22年3月11日から実施する。

右調印す 昭和22年3月5日

文 部 大 臣 高 橋 誠 一 郎
教員組合全国連盟委員長 河 野 正 夫

は、文部大臣と組合との協議で決定する、(3)性差による差別待遇禁止、(4)給与については業務協議会においても協議決定する、(5)時間外勤務手当の実現を図る、などとなる。また全教協覚書では、結核教師の補償、出産手当の支給が努力目標として確認されている。いうまでもなく、これらの内容のうち重要なのは、給与が団交および業務協議会の対象事項とされ、その大綱については双方の協議で決定するという点である。その他の規定については、性差による差別待遇の禁止以外は抽象的であったり努力目標であったりして、労働協約としては不完全なものといわざるを得ない。

(2) 他の労働協約との比較

全教協および教全連の労働協約（以下では日教組労働協約という）の特徴をみる上で、必要限り他の労組の協約と対比してみたい。ここでみるのは、当時官公労働者の労働協約でもっともレベルの高い国鉄と全通の労働協約である。

<国鉄労働協約>（1947・2.21、第2章第1節 賃金）⁽¹⁾

第8条 甲は生活費を基準とする最低賃金制を確立する。

第9条 賃金・給与制度は、甲と乙との協議できめる。

第10条 甲は同一労働に対しては男女同額の賃金を支払う。

第40条 甲は鉄道財政、予算決算、その他経営については乙の要求に応じ資料を提供する。

第41条 甲乙両者は、業務の内容、労働条件その他の調査について相互に協力する。

<全通労働協約>（1947・3.14）⁽²⁾

第3条 甲は乙と協議して、生活費を基準とする最低賃金制を確立する。

第4条 甲は乙と協議して甲が全額を負担する退職金制度を確立する。

第26条 甲及び乙は業務の内容、労働条件その他の調査について相互に協力する。甲は予算決算その他経営については、乙の要求に応じ資料を提供する。

これら二つの労働協約の特徴は、最低賃金制の確立、同一労働同一賃金、男女差別の禁止などの諸原則を協約化している点にある。また最賃制の確立のためには生活費を含む調査活動を必要とすることは当然であるが、この協約においては調査の実施とその際の相互協力を確認している。同時に、給与の改善に当っては当局のもつ諸資料の公開を必要とするが、これについても諸資料の提出義務を認めさせている。更に給与に関する協議については、協議の対象事項を制限していない。日教組協約が、協議の対象を「大綱的規定」に限定しているのと比較し、この点においても異っている。

以上国鉄・全通の協約の賃金条項についてみてきたが、ここにあげた諸点において日教組協約は明らかに不十分である。日教組協約のなかでは、憲法25条の「健康で文化的な生活保障」をいれているが、憲法条文にある「最低限度の生活保障」については欠落させている。これなどからみても最賃制の確立が焦眉の課題になっていた当時における労働協約書としては、不十分といわざるを得ない。⁽³⁾

(3) 戦中・戦後の給与法制との比較

戦後当初よりこの期に至るまでの給与制度は、戦中のそれがそのまま継続されている（1943年の教育財政改革がほとんどそのままひきつがれた）。国民学校・青年学校に関する給与法規でいうと、義務教育費国庫負担法（昭15.3.29、法22号、改正・昭和18.、法30号）、同法施行令（改正・昭18年・勅令240号）、同施行規則（改正・昭19.4.22、文部・大蔵省令1号）、同施行規程（改正・昭19.4.22、訓令13号）、公立学校職員俸給令（明36.3.28、勅令66号、改正・昭18.7.31、勅令638号）、公立学校職員加俸令（大正9年、勅令519号、改正・昭19.3.31、勅令219号）、国民学校職員ノ俸給及旅費ノ負担ニ関スル件（昭18.3.8勅令108号、改正・昭20.3.29、勅令160号）、公立学校職員待遇官等等級令（大6.1.29、勅令7号、改正・昭18.7.31、

勅令 637 号)などがそれである(カッコ内の改正期は戦中の最終改正をいう)。これからわかるように教員の給与制度は給与の負担区分に関する法律以外はすべて勅令により定められているということである。つまり、給与の種類、額、給与事務の権限の所在など、すべて重要な事項は勅令その他の命令で定められており、行政機関の絶対の権限下におかれていたということである。

ところで1945年8月15日時点での教員の給与及び補償給付の種類についてみたのが第1表である。これらの内、イ～へまでは戦前の伝統的な給与であるが、これらは昭和18年の義務教育費国庫負担法の全面的改正によりすべて市町村負担から都道府県負担になり、国庫による二分の一定率負担となった。トからヌは、戦時中に新に設置された諸手当であり、官吏に支給される手当が教員にも適用されたもので、文部省所管歳出臨時部にそれぞれ二分の一の補助が計上されている。ル・ヲは市町村負担であるが、住宅料については、市町村が住宅建設・住宅料給与、賃借料などを負担する場合都道府県が補助を出すことになっている。いずれも戦後の賃闘の中で時間外勤務手当や住宅手当の要求として課題となり、協約締結問題の中心になる。疾病給付その他補償についてはワ～タが給付対象となるが、これもその充実、拡大が課題とされ、戦後の賃闘、労働協約の争点のひとつとなる。

さて以上の戦中戦後の給与制度は、戦後になりいかなる変化をみせたのであろうか。法制上の改革はほとんどない。主なものとしては、公立学校官制(昭21.6.21, 勅令334号)により、国民学校職員の俸給額は官吏俸給令の号俸が適用されることとなり(附則)、「戦時勤勉手当」が「臨時物価手当」にかわり(国民学校職員ノ俸給及旅費ノ負担ニ関スル件, 昭21.3.5改正, 勅令123号)、学校教育法(昭22.3.31, 法律26号)の制定に伴い義務教育費国庫負担法が改正され、公立小中学校職員の俸給、特別加俸、死亡賜金、旅費(一般旅費を含む)について二分の一国庫負担が維持されることとなった(附則95条)。主要な改正は以上であり、戦中の給与制度はほとんど残された。とはいえこれらの制度は充分機能せず、戦後の実情に対し有効性をほとんど喪失していた。(4)

第1表 教員の給与・補償給付の内容(1945年8月現在)

種類	負担	補助	関係法令
イ. 俸給	都道府県	1/2 国庫負担	国民学校職員ノ俸給及旅費ノ負担ニ関スル件(昭18年3月, 勅令108号) 義務教育費国庫負担法(昭15年3月, 法律22号, 改正昭18年法律30号) 公立学校職員俸給令(明36年勅令66号, 昭18年改正, 勅令307号) 公立学校職員年功加俸令(大9年勅令519号, 昭18年改正勅令307号)
ロ. 年功加俸	"	"	
ハ. 特別加俸	"	"	
ニ. 賞与	"	"	
ホ. 死亡賜金	"	"	
ヘ. 旅費(赴任旅費)	"	"	
ト. 勤続手当	"	"	... 国民学校職員ノ俸給及旅費ノ負担ニ関スル件(昭20年3月改正, 勅令160号)
チ. 臨時家族手当	"	"	国民学校職員ノ俸給及旅費ノ負担ニ関スル件(昭18年3月, 勅令108号)(文部省所管歳出臨時部より1/2補助, チ・リは15年度, ヌは17年度より支給)
リ. 臨時手当	"	"	
ヌ. 戦時勤勉手当	"	"	
ル. 宿直膳料	市町村		国民学校職員住宅費補助ニ関スル規程(明40年省令30号, 昭16年改正)
ヲ. 住宅料	"	都道府県	
ワ. 疾病療治料	都道府県	教育基金	国民学校職員疾病療治料給与ニ関スル準則(大4, 省令8号)
カ. 療養費	共済組合		教職員共済組合令(昭16年1月, 勅令17号)
コ. 疾病給与金	"		
タ. 分娩費	"		

1946年に入り政府がとった改善措置の主なものは、9月に出された官庁職員給与制度改正実施要綱である。その詳細は省くが⁽⁵⁾、従来の給与の内、年功加俸、臨時物価手当、勤務手当、賞与などを廃止し、すべて本俸に組みこみ、この本俸と臨時家族手当をもって給与の基本とするものであった。この改正は、従来の臨時手当中心で、かつ体系性を失い徒らに細分化された給与体系を統一した点で一定の意義をもつものであったが、最低給が組合要求の600円をはるかに割る360円（師範卒初任給）とされていたこと、男女差、地域差、学歴差などの不均衡を是正するものになっていないこと、職階制給与への移行を意図していたこと、所得税率の引上げと結合していること、など重要な問題点を内包するものであった。この9月要綱をめぐる闘争は教員組合にとっては受身の闘争であったが、その後全国30万以上の教師は全教組（全国教員組合）に結集し本格的な賃闘を展開する態勢をつくり、12月9日にははじめての賃金体系をまとめ、全官公とも共同し年末闘争より2・1ストへとむかう。全官公も'47年1月18日には官公職員賃金改善要綱をまとめ、政府との直接交渉、中労委の調停申請を通じ、ここに賃闘の最大の山場へとむかうことになる。政府は1月21日、組合代表を加えた給与審議会を設置することをきめ1月24日開催するが、なんら効果なく散会する。⁽⁶⁾1月28日の中労委斡旋案は平均実収1,200円勧告と同時に、最低基本給の確立を給与審議会及び官史待遇改善委員会の決定によるべきことを勧告する（ともに組合代表を加えた機関⁽⁷⁾）。この斡旋案も両者容れるところとならず2・1ストへと突入する。2・1スト後、中労委の斡旋などもあり、全教協と文部省との間での本格交渉の開始が確認され、2月7日には大蔵省試案（2月7日案）が提示された。これは当面の暫定給与案であり、政府はついで2月20日、新しい本格的な給与の確立を官公職員待遇改善委員会準備委員会を設置し、そこで決定することを提示した。全官公及び全教協もこれを容れ、ここに給与制度の確立にむけて、組合及び政府との正規の交渉機関が設置されることとなった。（この準備委員会には、岩間、鈴木横路の全教協代表委員が参加）。以降この委員会を中心として交渉が重ねられ、4月15日暫定加給案につき双方妥結し、覚書の調印に至る。⁽⁸⁾

(4) 労働協約の賃金条項の意義

以上、戦後の給与制度の推移についてその概容をのべてきたが、このような中で労働協約はどのような意義をもつものと考えられるか。戦後当初の教員の給与及び給与制度は、そのほとんどが勅令制定事項であり国の行政機関の独占するところであった。1946年9月に出された官庁職員給与制度改正実施要綱にしても、教員組合（日教労）の意見は反映されず、団体交渉権も極めて不十分にしか機能しなかった。文部省（田中文相）が全教組中闘と交渉に応じたのは11月1日であるが、この交渉すら賃闘をめぐる争議を解決するものとはならなかった。給与の決定に対し教員組合の参加を保障し、労使対等の関係で給与を決定するという新しい給与制度の形成は1946年中には実施せず、2・1ストの一大闘争を経なければならなかった。この過程ではじめて団体交渉と中労委の調停・斡旋による給与の決定というルートが形成されていく。2・1スト後、労使双方の代表による給与決定機関である官公職員待遇改善委員会が設置され、給与決定はこの機関での交渉、合意なしには実現できないシステムが形成された。かくして通常の団体交渉のルート以外に、労使双方の参加による恒常的な給与審議機関が設置され、中労委による調停作業を加え、ここに公務員の給与決定のほゞ体系的な制度ができあがったのである。このばあい特に協約条文の「給与に関する大綱規定は両者代表者に於て定める」という定めは、以上の給与制度の根幹をなすものであり、かかる協約規定を基礎としてはじめて以上の給与決定の諸制度が意義をもつものとなる。教師の賃金を労使双方の協議により決めるという給与制度の大原則は、戦後の給与法令はもちろん、労組法にも関連条文はないのであり、それは労働協約が独自につくり出したものであり、その意味で従来の給与制度とは全く異質の新しい制度の創出を意味しているといつてよい。

- (1) 労働省『資料労働運動史 昭和22年』799 ページ
- (2) 同上, 809 ページ
- (3) 政治経済研究所編, 末弘巖太郎監修『労働協約の理論と実際』(高山書院, 『労働問題全書』第2巻, 1949年)所収の渡辺恵市「労働協約の実証的研究」によると, 渡辺は当時の労働協約を7類型(A~G型)にわけ, 日教組協約を「労働者的性格を欠き経済要求の不活発なるもの」(E型)の典型として位置づけている(77ページ)。その理由として, 協約第3条の規定が「抽象的な文句を長々とならべていて, はっきりと最低賃金を保証していない」こと, 「重要なべき種々の労働協約について, 協約に附帯する覚書に書かれている」こと, また覚書においても「誠意を以て努力する」という「極めて曖昧な規定づけ」になっていること, 更に, のちに「条文解釈に疑義を生じ, それが文部省側にとって有利な口実をあたえ, 締結後, 数回にわたって協約条文解釈をめぐるの当事者双方の交渉が続けられて」おりその規範性が弱いこと, などをあげている(90~91ページ)。これらの渡辺の指摘は概ねあたっているものであり, 日教組協約をみるばあいのひとつの視点になる指摘といつてよい。
- (4) たとえば1946年7月時点での改正俸給令による教員給与の概算例をみると, 勤続31年の男子で本俸140円, 加俸14円, 物価手当92円に対し臨時手当538円, 賞与月額116円となっており, 本俸, 加俸, 物価手当などの給与の基本部分が異常に低いことに気づく。このことは旧給与体系が全く破綻しており, 暫定・臨時手当の加算によってしか給与を維持しえないことを示している。全教協『教員組合運動史』94ページ参照。
- (5) 日本教育労働組合『週刊教育新聞』第16号(昭和21年9月21日)
- (6) 全日本教員組合協議会闘争史編集委員会『教員組合運動史』, 318 ページ
- (7) 同上, 324 - 6 ページ
- (8) 全日本教員組合協議会『週刊教育新聞』第48号(昭和22年4月28日)

2. 勤務条件

(1) 内 容

勤務時間・休日・休暇などの労働諸条件の重要性は, 労働日をめぐる闘争史を省みるだけでもわかる。以上の労働条件のほか教員定数, 学級定員などの規範的事項についてみたのが第2表である。協約本文に記載されている諸事項は, その一部は戦前・戦中の省令等の規程内容を変更するものとして, またその大部分は新しい立法性格をもつものとして位置づいている。戦前その全てが国家事務として文部大臣が定め得た教師の労働条件は, ここに至って労働協約により定める体制が生まれたのであって, その意味で労働協約がもつ意義は決定的である。

内容にわたり多少説明を加えると, 不完全ではあるが8時間労働日が確定した。休日・休暇についても戦前よりはるかに明確な規定をもつことになり, 教師にとって特有な自由研究日も新に設置された。母性保護の条件も進んでいる。夏期・冬期の休業日等についても甲乙双方の協議で決める道が開かれている。病休などの特別休暇の定めは不明確であるが, 教師にとって従来の無定量の勤務に対する忠誠義務は克服されている。労働祭(メーデー)についての休日扱いの可能性も開かれている。休日・休暇の有給制も確認されており, 教師にとって労働力の再生産の諸条件は前進し, 同時に自己陶冶・自己形成の最低の前提条件は確定した。

他方, 教員定数, 学級定員などについては, 規範性が弱い。両者とも協約本文では記載されず, 覚書の中で努力目標として確認されるにとどまっている。確認されている内容からいうと, 戦前の定めに比べ前進したものになっているが, 専ら予算上の措置が不確定のため覚書事項に終っている。本協約が有効期間を6ヶ月にしたのは, 1947年度追加予算ないし'48年度予算に必要な財源をくみこむことを予想したからであり, 改定労働協約では, これら覚書事項を協約本文に入れることを予想したからにはほかならない。またこれらの労働条件の定めはいずれ学校設置規準

第2表 労働条件に関する協約内容と戦前との比較

	全 教 協	教全連	従 前 関 係 規 定		
協 約 本 文	勤務時間	週42時間	〃		
	担当授業時数	1日4時間(基準)	〃		
	その他の勤務時間	甲乙協議して定める	〃	授業の終始時刻は校長定める(国民学校令・施行規則)	
	自由研究日	年 20 日	〃		
	休 日	週 休 制	〃	日曜日、昭2年勅令25号の定める祝祭日、その他の休業日は地方長官が定める(国民学校令・施規)	
	休 暇	祝祭日・労働祭 慰労休暇年20日 生理休暇 3日 産休・16週 妊娠欠勤は休暇扱い 哺乳時間・産後1年間	〃 〃 〃 〃 〃 〃	産前2週、産後6週の休養(女教員ノ産前産後ニ於ケル休養ニ関スル件、大11年文部省訓令18号)	
	その他ノ休暇	な し	甲乙協議	父母の忌引、7/21~8/31の間において「20日以内ノ休暇ヲ与エルコトヲ得」(大正11.7.4閣令6号)	
	休日・休暇の給与	有 給			
	覚 書	教員の定員	2学級に3人(最低) 法定員がこれ以上のばあいは法定員以上とする	な し	各学級1人。高等科においてはその外必要な員数の訓導をおく。6学級以上の国民学校には1人加えること可能。(国民学校令・施規)
		学級当り生徒数	40人以内	な し	初等科60人以下、高等科50人以下。特別のばあい地方長官の認可により変更(同上)

等の省令で定めることを予定しているが、この省令内容を予め協約が規制できるものとして客観的には位置づけられる。(1)

国鉄労働協約と比較したばあい、勤務時間について差異がみられる。国鉄協約は、「1日8時間(1時間以内の休憩を含む)を基準とし、勤務時間は別表による」となっており、これが基礎となって時間外勤務、休日勤務、割増賃金などが具体的に定められている(19・20・21条)。これに対し日教組協約は「1週42時間」となっているだけであり、ここからただちに時間外勤務等を問題にする余地は出てこない。「その他の勤務時間については甲乙協議して定める」となっているので、団交ないし業務協議会で協約化する可能性は開かれているのであるが、労働協約としては不十分である。

(2) 協約の性格

特に労働条件に関する協約事項は規範性をもつだけに、その規範の有効性・実効性が問題となる。全教協を含めた全官公庁の労働協約締結過程で政府は「法的に問題はない」(厚生大臣)としているので、日教組協約は全国共通に有効性をもつものと判断される。この点は特に、教師が官吏とされているだけに問題はなさそうである。また文部大臣にその権限があるからこそ協約化し得たのである。しかし、こういった背景には、教育が依然として国家事務であるという考え方と、それを支える法制があることを前提としているのであり、この点を考慮しなければならない。

ところがこのような体制はまもなく崩れる。学校教育法の公布・施行('47.3.31)、同施行規則の公布、施行('47.5.23)、地方自治法の公布('47.4.17、施行は'47.5.3)などにより、設置者管理主義がとられ、かつ知事は国の機関としての性格を失った。つまり地方分権原理に立つ教育行政機構が発足する。この体制は日教組協約の規範性をあいまいなものにする。しかし他方、教師は官吏であり(任命権者は文部大臣)、公立学校職員の定員について文部大臣が定める体制は残っている(公立学校官制,'46.6.21)。つまり教員の身分法制上の集権原理は残るので

ある。従って、その意味では矛盾した法原理（集権と分権）に貫かれた教育法制のもとで労働協約は機能することになる。教育行政の事務配分が不明確な場合、そこでの労働協約は、履行責任の所在が不明確になることを意味し、協約の有効性はそれだけ低いものとなる。⁽²⁾

以上の点とかかわって、日教組協約に即していうと、たとえば労働日に関する事項は、協約締結時においては文部大臣が当事者能力をもっていたと考えられるが、学校教育法施行後は知事の権限となり（学校教育法34条参照）、日教組協約の当該事項は「基準」としての性格をもつものに変化する。また、教員の定数についていえば、公立学校官制の確定により、これは文部大臣の権限とされているところから、逆に文部大臣が当事者能力をもつといえるが、予算が関連してくるので大蔵省等との関係で文部大臣の当事者能力はきわめて弱いものになり、現に日教組協約では「覚書」扱いにされている。

かくの如く、労働協約の個々の条文は、行政事務配分と直接関係しているため、また行政事務配分がこの時期きわめて不明確なため、きわめて不確定・不安定なものとならざるをえない。つまり、協約の個別事項毎の当事者能力の不明確さ、不安定性、流動性が協約事項の履行責任者の不明確さ、不安定性と結合し、全体として協約の実効性をきわめて弱いものに行っているといえるのである。

以上の点を更に助長している問題として、労働協約と法律ないし省令との関係をあげなければならない。一例をあげるならば、日教組協約の「覚書」では、教員の定員は「2学級につき3人」となっているが、その後公布された学校教育法施行規則（'47.5.23）では、小学校は「1学級1人以上」、中学校では「1学級2人」となっている。学級定員については、協約では「40人以内」となっているが、施行規則では「50人以下」とされている。これらの施行規則の規定は、設置基準としての性格をもち一定の拘束性をもつのであるが、協約締結後2ヶ月にして協約とは内容の異なる定めが省令に登場するのであり、しかも省令の制定過程に日教組が参加できる制度は実現していないのである。同じケースは産休の改定についてもいえる。協約の産休期間は16週であるが、のちに制定された労基法では12週となり、協約との関係が問題となる。

以上の事例から明らかなように、労働協約は、省令や法律の制定内容いかんにより、その内容は絶えず形骸化する危険性にさらされている。このような事態を防ぐ為には、法令の制定過程に組合の参加を保障することが必要であるが、日教組協約にはこのような規定はない（国鉄全通の協約には既述したように関連改定がみられる）。このような意味からも日教組協約の規範的事項は不安定性をもつものとして性格づけることができる。

- (1) 学校教育法を審議した第92回帝国議会の衆議院教育基本法案委員会は、その採決に当り、社会党・国民協同党から提出された「希望意見」を付帯決議として全員一致で採決している（1947，3.20）。それは6項目からなっているが、その第1項目は「本法の実施に当っては、民主的な措置により施行規則等を制定すること。」となっている。その趣旨は平川篤雄（国民協同党）の発言にあるように「ひとつ施行規則等の制定にあたりましては、殊に教員組合あるいは文部刷新教員連盟というような民主的な民間団体の代表等を加えられまして、ひとつ民主的に御制定あらんことを希望する次第であります」というものであった。この希望意見は本会議においても採決されている。みられるように、ここでは学校教育法の施行規則の制定に当り、教員組合をも含めて関係者の意見を聴取し、民主的に制定することが予定されている。したがって労働協約の合意事項が施行規則に反映させるルートもあり得たのである。
- (2) 学校教育法の設置者管理主義の問題点についていえば、次の如きことがいえる。

学校教育法（47.3.31）

第5条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、……その学校の経費を負担する。

第34条 公立又は私立の小学校は、都道府県監督庁の所管に属する。

第 107 条 この法律において、市町村立の小学校の管理機関とは、当分の間、市町村長とし、都道府県監督庁とは、当分の間、東京都長官、北海道長官又は府県知事とする。

教育委員会法（48.7.15）

第87条 市町村に教育委員会が設置されるまでの間、市町村の教育委員会に関する事務は従来市町村又は市町村長の権限に属するものを除く外、都道府県委員会が、これを所管する。

市町村と都道府県との間の教育行政事務配分について定めた規定は以上のものである、学校法5条で、学校の管理主体は学校設置者であることがわかる。しかしこの条文では管理の権限の具体的内容については明記がないし、管理機関を特定していない。同法107条により小学校の管理機関は市町村長であることがわかるが、しかしこの場合の市町村長の権限は学校法で「小学校の管理機関」の権限として明示してあるものに限定されるとみなければならず、従って就学事務の内容に関するもの（23・26条）、その他少数の事務に限定される。ここで問題は5条の「管理」はなにかということである。この点を明らかにするのに参考になるのは、教委法87条の定めである。同条は、教委未設置団体の事務は、「従来市町村又は市町村長の権限」外のものとは都道府県教委が「所管する」となっている。当時のほとんどの法令解説書によると、ここにいう「従来市町村又は市町村長の権限」事務としてあげているものは、就学関連事務、学校の設置・廃止・管理事務、教科書の給与・需用数の報告事務などであり、教委未設置団体に関する都道府県教委の事務としては、教科内容とその取扱い、教科用図書の採択事務、人事に関する事務、職員定数の決定、給与事務、分限・徴収・服務事務その他であり、ほとんど重要な教育行政事務が市町村長ではなく都道府県教委にあることがわかる（たとえば、文部省『教育委員会の設置の手引前編』p37-8号参照、昭和27年、東洋社）。

さて以上からわかることは、市町村に教育委員会が設置されるまでは、学校管理機関としての市町村長の事務はきわめて限定されており、ほとんど重要な学校管理の事務は都道府県知事ないし都道府県教委がもっていた、ということであり、その意味で学校教育法のいう「設置者管理主義」は、実質的意義はほとんどないということである。また労働協約との関連でいうと、学校教育法の制定以降は、協約締結能力をもつ一方の当事者は、「設置者管理主義」にもかかわらず、主要には都道府県知事であるということになる。

3. 疾病・災害補償

疾病・災害に対する補償給付の充実は、重要な協約課題である。特に結核については焦眉の問題であった。しかし、これら事項については協約本文で締結するに至っていない。国鉄・全通の協約が数ヶ条の災害補償に関する条文をもっているのに比して、大きな差異をなしている⁽¹⁾

災害補償給付に関する従前の関連法規は、公立学校職員俸給令、国民学校職員疾病療治料給与ニ関スル準則（大正4年、文部省令8号、改正、昭和16年省令14号）、結核予防法（大8年、法26号、改正、昭和17年、法70号）、教員保養所令（昭和15年、勅令886号）、教職員共済組合令（昭和16年、勅令17号）などである。しかし、これらの規定では、結核は業務上の疾病扱いはされず、「児童ノ衛生上特に考慮ヲ要スベキ疾病」（上記療治料給与ニ関スル準則、2・3条）とされ、被患した場合「休職」「退職」を命ぜられる（同）。この場合、「疾病療治料」が給付されるが、その額は少額であり（100～400円）、かつ教員保養所や結核療養所の施設は貧弱であったため、なお多くの結核教師は現職にとどまり被患率を高めていた。⁽²⁾ 昭和16年教職員共済組合令の制定により新たに「療養費」「疾病給与金」が給付されることになった。しかし「療養費」の支給期間は1年にとどまり（同令施行規則26条）、「疾病給与金」は退職の場合で給与6ヶ月分にとどまっている（同28条）。また療養施設については、結核療養所（結核予防法）ならびに教員保養所（教員保養所令）⁽³⁾があり、それぞれ都道府県の設置施設として位置づいているが、その設置状況は不十分であった（教員保養所の設置は都道府県の三分の一程度）⁽³⁾

労働協約との関係で以上の補償制度をみた場合問題となるのは、文部大臣の権限・責任の問題である。関連法規から整理すると共済組合の給付金、疾病療治料、休退職の実施規程の制定、療養施設の定員、国庫補助の定めなどはいずれも文部大臣の権限事項となっている。したがって労働協約の締結時点で文部大臣は明らかに当事者能力を有していた。にも拘らず災害補償に関する事項はほ

第3表 疾病給付に関する協約内容と戦前との比較

	全 教 協	教 全 連	従 前 関 連 規 定
「覚書」	<ul style="list-style-type: none"> 結核療養 <ul style="list-style-type: none"> ・3年間勤務扱い ・業務上の疾病に準じた扱いとする ・各都道府県に療養所を設置 療養費を賠償 	“（協約本文） な し な し な し	結核療養所（主務大臣の命令により都道府県の設置義務、結核予防法、大正8年、法26号） 教員保養所（都道府県の任意設置、文部大臣の認可、教員保養所令、昭15年、勅令886号） 結核による休職・退職者への疾病療治料給付（国民学校職員疾病療治料給与ニ関スル準則、大4省令8号、改正、昭16年省令14号、休職100～250日、退職金2～400円） 療養費・疾病給与金の給付（教職員共済組合令施行規則、昭16年、文省令1号） 分娩費、本人30円、配偶者10円（教職員共済組合令施行規則、昭16、文省令1号） 1/3支給（公立学校職員俸給令、大8年勅令378号、改正、昭6年勅令116号）
「書」	<ul style="list-style-type: none"> 出産費用 <ul style="list-style-type: none"> ・実質支給を確立する 休職中の給与 <ul style="list-style-type: none"> ・現職と同額 		
	公務傷害の取扱	両者による協議で定める（協約本文）	

とんど「覚書」扱いとされたのであり、この点で協約は不十分である。

とくに災害補償の問題は、労働協約の内容が省令を規定し、更に法律を規定していくという筋道が考えられてよいが、この時点では実現していない。因みに結核休職3年が法定されたのは、1949年1月の教育公務員特例法においてであり、また共済組合の給付対象が協約時点での3種類から更に拡大されたのは、1948年6月の教職員共済組合令施行規則の改正（省令13号）においてであった。この改正により、あらたな家族療養費、傷病手当金、配偶者分娩費、哺育手当金、弔慰金、家族埋葬料、災害見舞金に加えられた。

疾病・災害補償について労働協約で定め得る体制ができ、かつ文部大臣はこの点に関して当事者能力をもっているにも拘わらず条文化できなかつたのは、日教組協約の弱点であり、かつこの期の日教組運動の限界でもあった。関連法規の立法ないし改正が進む時点においては、既に労働協約は失効し、組合の団交権も奪われているという状況になったのである。

- (1) 労働省『資料労働運動史 昭和22年』800、810ページ参照。
- (2) 文部省『学校保健百年史』、第一法規、昭和48年、185ページ。
- (3) 同上、188ページ

4. 人事に関する事項

(1) 戦後における教員身分の変遷

戦後も、教員の身分は、公立学校職員制（大6、勅5号）、国民学校令（昭16、勅148号）によりなお待遇官吏とされていた。しかし、1946年4月1日に新しく制定された公立学校官制（勅213号）は、国民学校を除くすべての公立学校の教員を文部教官ないし地方教官とし、正式に官吏とした。ついで6月21日の公立学校官制の改正（勅334号）により、国民学校の訓導を改名し

地方教官とし、同じく正式に官吏とした（したがって国民学校令も改正，勅 336号）。また教員の発令手続は，2級官吏については地方長官において文部大臣に具申し，3級官吏については地方長官が専行することとされた（公立学校官制19条）。ここにおいて，公立学校のすべての教員は，文部大臣のもとに官吏関係におかれ，旧来の待遇官吏制度は廃止された。

この関係は地方自治法の制定（1947. 4. 17）によっても変更されず維持された。即ち，地方自治法により，地方公共団体には「教育を掌る」吏員として「教育吏員」をおくこととされたが（173条），付則 8 において，別に政令で定める事務に従事する職員は「173条の規定にかかわらず，当分の間，なおこれを官吏とする」とし，「地方自治法施行規程」（政令19号，'47. 5. 3）の第69条により「小学校，中学校，高等学校，大学及び幼稚園並びに少年教護院における事務」に従事する職員は，付則 8 にいう「官吏」として位置づけられたのである。

なお，この間に制定された学校教育法は，教員の身分規定を欠いているため，公立学校官制で定めた官吏関係は学校教育法においても変更されていない。但し，監督関係でみると，公立の国民学校，青年学校，中等学校等は，従来地方長官の監督下におかれていたのであるが，学校教育法の制定により地方長官の権限は「所管」に変更された。しかし，これとて，教員の身分関係についてのみいえば，依然として官吏であるが故に，官吏関係に変更を及ぼすものでない。

その後，1948年1月28日に「公立中学校，小学校及び幼稚園官制」（政令20号）が制定された（公立学校官制の一部変更）。しかし，ここでも校長，教諭，養護教諭は「地方教官」であり，校長は2級官吏，教諭・養護教諭は2級ないし3級官吏とされているし，任命権者も変更されていない（4条）。定員も公立学校官制と同様に文部大臣が定めることとされている（8条）。

教育委員会法の制定（1948. 7. 15）は，以上の官吏関係に変更を及ぼしたであろうか。結論は否である。教委法95条は「校長及び教員の身分取扱については，別に教育公務員の任免等に関して規定する法律が定められるまでの間は，第49条第5号並びに第66条第1項及び第3項の規定にかかわらずなお従前の例による。但し，政令で特別の規定を設けることができる。」として，さきにみた公立中学校，小学校及び幼稚園官制は継続されることとなり，かつ上述95条但し書きにより，あらたに「公立学校職員等臨時設置制」（48. 10. 7 政令 316号）が定められた。この政令は前文で「教育委員会法第95条の規定に基き，ここに公立学校職員等臨時設置制を制定する」と定めているように，教委法の委任立法として制定されたものである。ここにおいても小・中学校の校長・教諭・養護教諭は2級ないし3級の官吏（地方教官）として位置づいているし（1，2，3条），定員についても文部大臣が定めることとされている（20条）。ただ違うのは「小学校又は中学校の職員である進退に関しては」，文部大臣や知事ではなく，都道府県の教育委員会が「専行するものとする」とされている点である（4条）。しかしなお，この4条の規定はそのまま施行されず，「別に教育公務員の任免等に関して規定する法律が定められるまでの間は，都道府県の教育委員会は，公立学校（公立大学を除く）の職員である1級官吏及び2級官吏の進退に関しては文部大臣に具状するものとする」（22条）とされ，依然として従来の官吏関係が踏襲されたのである（なお，この政令により，公立学校官制及び，公立中学校，小学校及び幼稚園官制は廃止された。同27条）。

1949年1月12日に教育公務員特例法が制定され，「公立学校の学長，校長，教員及び部局長並びに教育長及び専門的教育職員は地方公務員としての身分を有する」（3条）と定められた。そして，さきの教委法95条はこれと同時に廃止され，ここに公立学校の教員は，はじめて地方公務員としての身分をもつこととされ，官吏関係が廃止されることとなったのである。

(2) 協約の内容

人事に関する協約内容は主として3点に要約できる。第1は人事委員会の設置であり，第2は

人事手続に関する事項、第3は組合員の罷免禁止事由ないし不利益処分の禁止に関する事項である。人事委員会は中央・地方に設置され、甲乙双方の代表により構成される審議機関である。中央の人事委員会は「教職員の任備罷免転勤賞罰の原則的基準」を審議し、この審議を経ることなしに文部大臣は人事原則を定めることはできない。地方の人事委員会は、教職員・視学官・学校長の任免・転勤ならびに「本人の意志に非ざる転任及び退職」について審議・決定する権限をもち、知事はこの決定を「重視する」責務を負わされている。いずれの人事委員会も決議機関ではないが、任命権者の権限を拘束し、この機関の審議を経ることなしにはその人事権を行使し得ないものになっている。

第2の人事手続に関する定めは、上記人事委員会の設置そのものが人事手続の民主化を実現したものであるが、そのほかに組合員人事についての事前予告制がある。それは組合員の罷免転勤のばあい事前に本人と組合に通知するもので、その際本人の意思に反する場合人事委員会ないし業務協議会で再審議できる。この制度は教全連協約では欠いている。

第3は、組合員の罷免禁止事由を確認したものであり、特に組合活動を理由とする不利益処分を禁じている点は重要である。教全連協約は、不利益処分を罷免のみでなく転勤・懲戒にまで拡大している。

ところで、以上の3点にわたる協約事項は、都道府県知事の人事権に関する部分は全国的基準を示したものであり、文部大臣より知事への「勸奨」事項としての性格をもつ協約である。従って都道府県単位の労働協約で再確認する必要がある。しかし(1)で述べたように当時の教員は官吏であり、教員の人事に関する事項は基本的には文部大臣の権限であるが故に、中央での以上の内容をもつ労働協約の意義は極わめて大きい。

(3) 人事に関する協約事項の意義

戦後いち早く教育運動の課題となったのは賃闘とならんで教員人事の民主化であった。すでに1946年中に人事の民主化闘争は一定の成果をみている。福岡県では、6月に人事行政に対する組合参加を承認しており、'47年1月にはそのための具体的組織として教育振興委員会（知事の諮問機関、組合・校長・県の各代表により構成）を設置している。⁽¹⁾埼玉県でも知事の諮問機関として組合参加の教育審議会を設置し（46年）、2・1スト直後には暫定運営協議会を中心にして人事の民主化を実現している。⁽²⁾高知県・青森県では、教育委員会を設置し、人事行政を中心として組合の参加を認めている。⁽³⁾和歌山県でも、'47年1月に教育人事行政審議会案を組合に提示し諮問している。⁽⁴⁾以上の多様な組織はいずれも知事の諮問機関としての性格をもつものであるが、そこでは組合の参加が認められており、戦後1年にして組合の行政参加のシステムが形成されている点で注目してよい。日教組労働協約の人事条項は、以上の運動とその成果を反映しているものとして確認することができる。また従来の多様な組織が諮問機関としての性格をもっていたのに対し、人事委員会として組織を統一し、人事の基本原則はこの委員会の審議を経ることを条件とし、かつ校長・視学などの人事についてまで組合との協議を保障していることは、従来の諮問機関の性格を克服したものであるとして評価できる。

他方、既述したように、戦後教師は全て官吏とされた。その意味では戦前の待遇官吏の制度を更に徹底した制度が形成されたといえる。その限りでは、この分野での戦後改革は一見戦前体制の否定ではなく、その完成としてみることもできる。しかし、このような状況の推移とは別に、文部省に集約された人事権に対し、組合からの規制（コントロール）の保障は拡大されたのであり、その意味では人事行政の戦前体制とは全く異質の人事制度が創出されているのである。いうまでもなくその決定的な契機は労働組合法であり、この点は十分に評価することが重要である。つまり、教員の人事権が分権化されても、労働基本権が否定された体制のもとでは、そのような

制度は民主的なものではないのであって、仮に教員人事の中央集権体制が前提とされていても、労働基本権の保障が十分であれば、そのような制度は民主的な性格をもつこともありうるということを、この期の労働協約は示しているといえるのである。しかし、教員が官吏であるという事態はのちに政令 201 号の適用や官吏懲戒令によるレッドパージの強行を容易にしたのであり、この点をみのがすことはできないのである。

- (1) 『福岡県教組20年』，労働旬報社，昭和45年，43ページ。
- (2) 『埼教組30年のあゆみ』，埼玉県教組，1977年，8，10ページ。
- (3) 『南溟にはばたく一高知高教組30年の歩みー』，民衆社，昭和53年，286ページ。
- (4) 『和教組20年史年表』，和歌山県教組，9ページ

5. 業務協議会

日教組労働協約のみならず、当時の各省労働協約や全通・国鉄労働協約の主要な特徴をなしているのが、この業務協議会の設置である。業務協議会は労使双方の代表により構成される協議機関であり、その決定は労使双方にとって履行義務があり、かつ必要な場合には成文化して労働協約とすることができる。業務協議会は恒常的な常設機関であり、この点で団体交渉とは異なる。また業務協議会の運用次第では、広範な行政参加を保障することになり、教育の民主化という緊急課題に対応し得る機関として、それがもつ可能性には多くを期待された。

(1) 業務協議会の審議事項

業務協議会の審議事項についてみたのが、第4表である。全教協、教全連にそれぞれ共通する事項が多いが、明らかな相違をみせている部分もある。人事、勤務条件、教育予算、福利厚生、教養文化の各項目は、ほぼ共通している。相違点の主なものは、「給与」、「業務の刷新」については全教協に明記してあるが教全連にはないということ、「教職員の研究」、「教育の計画」については逆に教全連にはあるが、全教協にはない、ということである。この相違の理由については定かでないが、全教協が労働組合的性格を強くもち、教全連が職能的性格を比較的強くもっていたということと関係があると思われる。いずれにしても両協約の相違は日教組の結成までであり、それ以降は両協約とも日教組協約としてともに有効となるので、結果的には業務協議会の審議事項は、第4表に掲げた全ての事項が対象になる。

(2) 業務協議会の規約

第5表は、業務協議会の規約を要約したものである。全教協、教全連ともに、労働協約の締結と同時に、業務協議会の規約を調印している。構成員数、定例会議の回数、臨時会議の設置、会議の成立要件、書記の設置、専門委員会の設置、守秘義務の範囲などでは、両協約ともほぼ同様である。しかし、委員の任期、議長・副議長の選任方法、議題の通告期限、議事録の有無、決議方法の記載の有無、専門経験者の参加の有無、経費負担の明確化、などかなり重要な諸点において相違をみせている。この相違は、各県教組レベルの協議会規約にも反映し、全教協系、教全連系の組合の差により、同じような相違となつてあらわれる。⁽¹⁾全教協規約には、労使対等の原則が反映し、規約もより詳細で、運営上の疑義を避ける配慮があり、議事録記載を義務づけ、更に代表者以外の専門経験者の出席を保障し、協議内容の質の向上を図る配慮がみられる。規約として最も重要な決議方法の記載については、全教協のばあいではなく、教全連のばあいは「合意により決する」となっている。全教協の協約本文には「左の事項について決議する」となっているので決議機関としての性格をもたせていることは明確であるが、決議の方法については多数決か両者の一致制が明らかにしていない（実際の運用は両者の一致制をとっているが）。決議事項については、両者ともに双方の履行義務がある。従つて協議会の決定は、労働協約としての性格をもつ

第4表 業務協議会の審議事項

全教協	教全連
給与	
災害補償	災害補償・疾病療養
人事職制	人事職制
勤務時間	勤務条件の適正化
休日・休暇	
教育予算	教育の予算及び運営
業務の刷新	
福利更生	福利更生施設の管理・運営
教養文化	教職員の研究・教養 教育の計画
その他必要事項	その他必要事項

第5表 業務協議会規約の内容

	全教協	教全連
構成人数	各12人(代理認める)	同左
任期	1年(再任可)	6ヶ月(再任可)
議長・副議長	互選	議長文部大臣、副議長組合委員長
開催日	毎月1回(定例)	同左
臨時会議	一方の要求で開催	その都度決める
議題の通告	議長より2週間前に通告	3日前(緊急時は別)
議事録	双方の代表の署名	なし
成立要件	各2/3以上の出席	16人以上
決議方式	なし	合意による
書記の設置	双方各2人推薦	設置する
専門経験者の指名、参加	一方の提案により必要に応じて出席(議決権なし)	なし
専門委員会	議事の性格により設置	設置
経費負担	各半額負担	なし
守秘義務	具体的事項により決める	会議できめる

ことになる。

(3) 業務協議会の性格

イ 協議会の審議事項をみると、まず勤務・労働条件に関するものが多いことに気づく。労働組合としては、このことは当然であるが、しかし他方これらの事項については、団体交渉により解決する場合が多く、従って、この分野の問題での団体交渉と業務協議会の相違はとすると不明確になり易い。実際、多くのばあい賃金、定員などの労働条件に関する事項は団交で議論されたのであるが、これらの事項の多くは法令の改正、予算措置など国会を介して決まる場合も多いのであり、従って恒常的でかつ専門的な常設の機関が必要になる。更に国会で決まった法律、予算などの執行をめぐり、文部省の執行方針(行政命令を含め)が問題となるのであり、それに対し組合の意思を反映し、規制を加える必要が生じ、そのための常設の協議機関が必要になる。そのような意味で業務協議会は団体交渉とは異った意義をもつ機関として位置づけることは可能であり、組合の行政参加の枠を拡大する独自の意義をもつ機関として位置づけることができる。以上の意味で業務協議会はまずなによりも行政の民主化を保証し、組合の行政参加を認める正規の機関として位置づけることができる。

ロ ところで、以上のイで述べたところの業務協議会の意義・性格を一層強力なものにするためには、立法過程への組合の参加のルートを基本的に保障しなければならない。しかし、この決定的な点で、日教組労働協約は後退したものになっている。国鉄協約では、「諸規程の制定改廃は両者の協議による」(42条)と定めており、また全連についても同じ規定がみられる(26条)。このばあいの「規程」は、その文章上法律を含まないとみてとれるが、少くとも文部省のばあいという省令に相当する規程の立案過程への参加については保障しているとみてよい。国鉄・全連のこの規定は、経営協議会の協議事項として位置づけているのであり、日教組協約の締結に際しても、かかる規定を業務協議会の協議事項として設ける必要はあったのであるが、全教協の協約原案⁽²⁾をみても関連規定はない。日教組協約の弱点であるといえる。

ハ 業務協議会の審議事項について更に次の点を指摘しうる。それは特に全教協協約についていえるのであるが、審議事項が、教育の民主化という当時の客観的課題にまで拡大されていない、

ということである。教全連協約では、この点多少補強されており、そこには、「教職員の研究」、
「教育の計画」などが入っている。教員組合の労働協約の特殊性として、新しい民主的な教育
と教育制度の形成について、それを業務協議会の協議対象とすることが期待されていたとい
ってよい。この点についても、国鉄・全通協約と比較すると、日教組協約の弱点が明確となる。
国鉄のばあい、「甲は経営の具体的計画を樹てるについては、乙と協議する」（39条）とな
っているし、全通も同様の規定をもっている（26条）。これに対し、日教組協約では、全教協
のばあい「業務の刷新」の項目で「教育民主化の基本的樹立」を協議対象になし得るが、し
かし明確ではない。教全連の場合で多少明確になる。また教育の民主化にとって決定的である
教師の再教育についても、教全連協約に「教職員の研究」が入っている程度で、直接関連する
規定はない（この点はただちにその後顕在化し、文部省は教員の再講習を一方向的に強行する）。
以上の日教組協約の欠陥は、その後の事態のなかで一層拡大される。同年4月22日の「覚書」
（文部大臣と両教組委員長との間で調印）がそれである⁽³⁾。そこには、「業務（教育）協議会
に於ける教育予算、業務刷新に関することは、教員の待遇改善及び地位の向上に関連深き事項
を協議するを本旨とする。尚必要且つ適切な場合には教育民主化に関連して協議することもあ
る」と記されている。みられるとおり、教育の民主化に関する事項については、副次的に扱わ
れているのであって、この課題を協議対象にすることがいかに困難であったかがわかる。もっ
とも、この覚書には、その末尾に、了解事項として、「授業は従来の考え方によるものではなく
当然新学習指導要領の趣旨に沿ったものであり、いわゆる画一的な教室授業や全日制授業の
みを意味するものでないことを双方共に了承する」と記されている。これは当時としては、稀
な記述であり、むしろこの分野に関する事項が、業務協議会の対象事項の主要な柱になってし
かるべきであるが、そうでなかった点にこの協約の限界がある。

(1) 教全連系組合としては、神奈川、福井、富山、埼玉（国民学校）、熊本、鹿児島、佐賀、大分、宮崎、福
岡（九州地方は主として国民学校教師が中心）などがあるが、この内比較的早く労働協約を結んだ前4者
には教全連協約の影響が強くみられる。後述。

(2) 全日本教員組合協議会『週刊教育新聞』第36号、昭和22年2月3日

(3) 同上、第48号、昭和22年4月28日

6. 組合運動に関する事項

戦前日本の教師は、団結権・政治的自由はともに否定されていた（治安維持法、治安警察法5条）。
戦後これら法律の廃止および労組法の制定により教師ははじめて団結権と政治的自由を獲得した。

しかしこのばあい団結権の保障は団結する自由の保障でありそれ以上ではない。したがってこの自
由を行使し、質量ともに団結を強化拡大するためには、それに対応した具体的諸条件の形成が不可
欠の課題となる。また、政治的自由の行使にしても、それが政党・結社の自由にとどまらず、国・
地方レベルでの政治的・行政的公務に具体的に参加しうる諸条件を拡大することが同様に不可欠の
課題となる。このような諸条件の拡大を行政機関に認めさせたのが、まさに労働協約の当該条文であった。

(1) 内 容

協約事項の内容は、ほぼ3領域にわかれる。第1は、専従の設置・人数、組合活動の自由、公
的施設の使用など、組合の組織強化に関連する事項である。第2は、争議中（そのおそれのある
ときも含めて）における当局の組合に対する組織破壊を防止する規定であり、第3は、組合員の
政治的自由および公職就任に関する事項である。第1の分野では「最低300に1人」の現職専従、
組合出張（旅費の支給なし）、組合活動のための公的施設の使用などを認めている。また表現上必
ずしも明確ではないが「甲は乙組合員が組合運動をすることを認める」という規定は、勤務時間

第6表 日教組協約「組合運動に関する事項」

協約事項	全教協	教全連
現職専従の設置	認める	同 左
専従者数	都道府県組合のばあい最低300人に1人とする	別に協議する
組合員の組合活動の容認	「甲は乙組合員が組合運動することを認める」	同 左
組合運動のための旅行の取扱	学校長の了解を得て出張扱い(旅費なし)	同 左
組合運動のための公的施設の使用	甲所管の建物・施設の使用を認める	同 左
争議中の対抗措置について	甲は対抗処置を「業務命令を以て行ってはならない」	同 左
争議中の交渉について	脱退組合(員)とは交渉しない	同 左
組合員の政治活動の自由	「甲は乙組合員の政治運動に妨害を与えない」	「組合員の個人的政治活動を行う自由を認める」
組合員の公職就任の自由	公務員の地位と両立する範囲で認める	同 左
公職就任の場合の便宣供与	公務遂行に必要な便宣を与える	なし

内における組合活動の自由を認めたものである。国鉄協約の当該条文は「組合員が勤務時間中に組合活動をしようとするときは、局所長に申出で、局所長は業務に重大な支障のない限りこれを認める」(第46条、全通も同文)となっている。多くの組合が専従態勢において不十分で、組合事務所の設置も不安定であり、また組合出張の扱いについても不明確であったこの期において、これらの条文がもつ意義は大きい。中央・地方の組合の指導部の強化、職場における日常的組合活動の拡大、地域的・全国的運動の交流などは、組合の組織態勢の確立にとって焦眉の課題であり、以上の労働協約の条文はこの課題に応えたものといえる。

第2の領域は、争議に関するものである。協約は、「争議中又は争議発生のおそれがある場合」(全教協協約16条、労働関係調整法6条にいう労働争議に該当)、甲(文部大臣)が乙の労働争議に対抗する目的をもってなす業務命令を禁止している。従って単にストライキ中のみならず、労働委員会への提訴中においても、この協約は該当する。また、特にストライキ中における脱退組合との交渉を禁じており、当局による組合の分裂行為を防止している。

第3の領域は、組合員の政治活動の自由に関するものである。戦前・戦中においては、周知の如く、官公私立を問わずすべて教員は政治結社への加入を禁じられ(治安警察法5条)、そのほか、国会議員との兼職禁止(衆議院議員選挙法10条)、府県会議員・当該勤務校所在市町村の議員との兼職禁止(府県制6・31条、市制18、32条、町村制15、29条、他市町村議員との兼職は可能であるが、知事の許可を必要とし、また知事は休職・退職命令を出すことができる)、陪審員への就任禁止(陪審員法14条)、など政治的活動をめぐって厳しい規制を加えられていた。

戦後、治安警察法の廃止により教師の政治結社への加入は自由となり、公職就任の自由も拡大した。衆議院議員選挙法の改正(1945.12.17、法律42号)では国会議員との兼職禁止はとかれなかったが、1946年9月27日の府県制、市制、町村制の改正(法律27、28、29号)により府県会及び市町村議員との兼職は可能となった。しかし、これらの改正によってもなお、当選した場合の所属長官の許可制は残った(府県制31条5項、市制32条5項、町村制29条5項)。したがって、労働協約の公職就任規定は、以上の知事の許可制を實質上取りはらったものであり、教員の政治活動の自由を一步前進させた意味をもつものである。

小 結

日教組協約の内容と特徴についてまとめておく。

- (1) 協約内容は、主として、(a)給与その他の労働条件に関する事項、(b)業務協議会・人事委員会の設置の如き行政機構の民主化と関連する事項、(c)組合活動に関する事項、の三領域に分かれる。(a)に関していうと、労働条件を労使双方の協議により決定するという原則を確立しており、この点で決定的に重要である。(b)については、組合の行政参加を制度的に認め、それに相応した組織を創出し、結果的には行政民主化の組織的・機構的保障を確立した点で重要である。(c)については、団結の自由、政治的自由の一般的承認を一步推し進め、具体的な実現の諸条件をつくり出した点で画期的である。団結する自由に実質的内容を付与し、そこに蓄積された力量を政治レベルにまで拡大する条件を獲得し、自らの労働諸条件を単に団体交渉のルートだけでなく、新しい行政機関（審議機関）のルートを通じて、労使双方の協議で決定していく、という体制がここに成立したのである。この体制を創出した基本的要因は労働組合法であるが、具体的制度にまで高めたのは労働協約であった。戦後改革のこの期において現実に機能している教育諸制度をつくり出したのは、労組法と労働協約であったという確認が重要である。
- (2) 別の視点からみた労働協約の意義についていくつか触れてみる。第1に労働協約とそれを基礎にして展開された教育運動は、戦前教育制度の基本的特徴である勅令主義を実質的に打破した。教育の社会的編成を行政機関が全面的に掌握するという点に勅令主義の本質があるが、労働協約はこの体制を打破し、行政機関の意思形成過程に組合が決定的に参加する体制を創出した。しかもこの体制の創出は、新しい教育法の制定により可能になったのではなく、まさに労働協約により実現できた点に、労働協約の独自の意義がある。
- (3) 第2に、労働協約は不完全ではあるがそれ自体として立法的性格をもっている。旧教育諸法規がほとんど残っており、新しい教育法秩序が未完成な状況の中で、労働協約はこの期の教育法秩序の基幹部分を形成した。最初の学校教育法が旧遺制を含み、かつ教育委員会法が制定される前において、新しい“教育法秩序”の創出に労働協約は決定的に寄与している。
- (4) 第3に、労働協約はこの期の教員組合の発展の制度的前提を創出した。全教協労働協約の了解事項にあるように、労働協約の締結は地域的にも全国的にも単一の教員組合の結成を大前提としている。不幸にして日教組労働協約の締結時点で教員組合の全国的統一組織は実現していなかったが、都道府県レベルでみればあい、後述するように労働協約は教育労働戦線の統一に決定的に寄与している。戦後教育改革はそれに相応した改革主体の統一組織を必要としていたが、労働協約は地域的・全国的教員組合の統一組織の結成に決定的に影響を与えた。
- (5) 以上の意義とは別に、日教組労働協約は多くの欠陥をも持っていた。まず第1に、協約中の規範的事項が不明確・不安定であったという点である。その理由は、のちの協約改訂作業の過程で一層明らかになるが、行政事務配分の不明確さにあった。しかしこの点はこの時点ではそれほど障害にはなっていない。教育事務がまだ地方事務になっていないことの反映でもある。むしろ障害の最大の理由は、規範的事項が予算措置と結合していない点にあった。予算措置を裏付けとしない規範的事項はそれ自体として不安定であり、日教組協約の欠陥は、協約締結の運動が予算を拘束するまでに至っていないという点にあった。
- (6) 第2の欠陥は、日教組協約が国の立法機能を拘束する水準にまで達していないという点である。日教組協約は組合の行政参加権を獲得したが、それを立法機能にまで拡大できなかった。この点で、国鉄・全通の労働協約の水準にまで到達していない。これも後述するが、行政機関のもつ立法機能を組合が拘束し得る権利を獲得し得なかったところに労働協約の形骸化を招く要因があった。
- (7) 第3に、戦後教育改革は教育行政の民主化のみならず教育の民主化全体を改革課題としていた。新しい教育内容の創出と教師の教育実践の变革を必要としていた。日教組労働協約はこの課題にせまるものとして独自の意義を持たねばならなかったことは当然である。しかし日教組協約、と

くに全教協協約はこの点で不備であった。業務協議会のなかの「業務の刷新」に関する事項が、この課題に応じるものとして位置づくが、その規定はあいまいであり、従って直後の文部省との覚書（4月22日）により、「教育の民主化」については協議事項から除外される。組合員の労働諸条件に関する事項以外の行政諸事項全般にわたり行政参加権を獲得することが労働協約に課された課題であったが、教育内容に関する諸事項をはじめ、教育予算、教育立法全体にわたりこの権利を拡大できなかつたところに日教組協約の欠陥があったといえる。

第3章 日教組労働協約の更新過程

1. 概観

全教協労働協約（1947.3.8）、教全連労働協約（47.3.11）は、同年4月22日の「覚書」⁽¹⁾（文部大臣・高橋誠一郎、全教協委員長・荒木正三郎、教全連委員長・河野正夫の三者間で取りかわす）を含め、6月5日日教組にそのまま継承された。⁽²⁾しかし、この労働協約は有効期間6ヶ月であり、それぞれ9月7日、9月4日をもって期限切れとなる。1947年6月8日に結成された日教組は、7月16、17日の第1回中央委員会で新労働協約の締結方針を決め、重野政治部長のもとに11人の起草委員会を設置し、7月20日には起草を完了した。⁽³⁾この間荒木委員長は、7月6日に文部大臣に協約改正を申し入れ、8月中旬より改正交渉に入ることを合意した。⁽⁴⁾

一方政府は、各省の労働協約の期限切れを目前として、8月21日に政府側の労働協約基準を提示した。これは労働関係大臣の作成したものを閣議が了解したもので、協約改正に当たっての根本方針を示したものである。⁽⁵⁾その基本的内容を要約すると、(1)特定組合を唯一の団交相手とするのは適切でない。(2)協約における双務性を強化する。(3)任用に当り組合員であることを条件としない。(4)組合員以外の人事について組合の干渉を認めない。事前通告の義務を負わない。(5)人事についての異議申立ては、直接の上司と組合との間で始める。(6)組合の行政干渉を認めない。(7)運営協議会（業務協議会）は全員一致制の協議体である。(8)専従職員は原則として認めない。(9)協約に関し紛争が生じたばあいの平和的処理の規定をいれる。(10)組合費のチェック・オフは不適當、組合員名簿は随時提出すること、官庁執務時間の協約化を認めない、などである。

以上の内容をもつ政府の協約基準は、いうまでもなく従前の労働協約の基本原則を大巾に改悪するものである。全官公の代表は8月25日、米窪国務大臣と会見し、「協約は各大臣を通じて締結されるもので、基準案が決定的なものではない」、「（基準案は）各省共通の事項をまとめたものであるから撤回は出来ぬ。しかし必ずしも、これに全部拘束されるということはない」、「各省の事情に応じて交渉されたい」などの回答を得ているが、⁽⁶⁾この基準案はその後の協約改正交渉に障害をもたらす最大の要因のひとつとなった。

8月6日、日教組は文部大臣に協約締結を正式に申し入れ、文部省もこれをうけ、8月22日、8月27日、9月2日、10月3日と交渉を重ねた。8月22日の交渉（これは業務協議会）では基本的事項について協議したが結論を得られず、⁽⁷⁾8月27日の第1回交渉において文部省は、文部省の具体的態度として次の3点を提示した。(1)大臣の権限内で協約する、(2)政府の労働協約基準、公務員法その他の法を前提として交渉に入る。(3)文部省案を用意している。また双方の確認事項として、(1)責任者を明確にしたい。その権限の範囲内で協約することを諒承する、(2)協約で教育の進歩に資することを方針とする、(3)審議の方法は組合案を主体として交渉する、の3点が確認された。⁽⁸⁾ついで9月2日に組合案を説明し、⁽⁹⁾10月3日に文部省より修正意見が示された。⁽¹⁰⁾組合案は全文44条、覚書1項了解事項2項よりなるものであるが、これに対し、文部省の修正意見は、全文削除が18条文、部分削除が12条文に及び、覚書・了解事項とも削除するというもので、組合案をほぼそのまま認めた簡

所は11条文にすぎないものであった。特に、政府基準案に抵触するもの、予算を伴うもの、公務員法案にふれるもの、文部大臣の権限外のもの、などは全て削除の対象となり、協約交渉は早くも難航する事態をむかえた。

10月6日、日教組は、以上の事態を生み出した最大の要因のひとつが労働協約政府基準案にあることに鑑み、中央労働委員会に「8月20日付閣議決定の撤廃」を要求し、調停を申請した。⁽¹¹⁾この調停申請は、11月1日の中労委第35回総会で受理されたが、調停作業は12月に入るまで実施されず、12月4日に至りようやく第1回調停委員会が開かれた。⁽¹²⁾ つづいて調停委員会は、第2回(12/9)、第3回(12/13)、第4回(12/19)とあいつぎ、12月20日の第5回調停委員会において両者に調停案が提示された。⁽¹³⁾(この調停作業は、二つの案件を含んでいる。ひとつは労働協約問題であるが、他のひとつは最低賃金制の確立と生活補給金を要求するものであり、12月20日の調停案はこの後者に関するものである)。

日教組は、以上の調停過程の間においても、更に文部省交渉を続行した。それは10月23日、11月11日、11月18日と続く。⁽¹⁴⁾しかし、この交渉過程においても事態は全く打開されずに終わった。11月18日の交渉では日教組案に対する文部省の最終修正案が提出された。⁽¹⁵⁾それは、全文削除12条、部分削除8条、修正15条、追加3条で、組合案をそのまま認めたのは11条のみとなっており、基本線においてほとんど変化していない。ここに至り、交渉による新協約の締結は不可能であると日教組は判断し、中労委の調停作業が進行していたことも関連し、12月9日の第2回調停委員会において、協約問題についての追加調停を申請した。⁽¹⁶⁾

中労委の調停過程は上述の如く進行したが、この過程において労働協約についても激しく論議され、文部省の責任意識の欠如、教育行政事務の権限の所在の不明確さが一貫して批判の対象となった。しかし、このような推移にも拘らず、12月20日に提示された調停案は労働協約に関する争議の解決を直接意図したのではなく、この問題は更に継続されることとなった。

1948年に入り、1月14日、中労委と日教組との会談がもたれたが、その後の3月闘争に関する調停におわれ、4月まで協約問題は進展をみせなかった。⁽¹⁷⁾日教組内部においては、第3回中央委員会('47.12.24)、第2回臨時大会(京都大会,'48.3.6)で、協約問題を当面の緊急課題として確認したが、3月闘争との関連もあり事態の進展を打開することはできていない。⁽¹⁸⁾4月9日の日教組、文部省の交渉で現行労働協約の期限延長を検討し、あわせて中労委会長を含む三者協議の開催を確認した。4月14日、三者協議はもたれ、席上、末弘会長の申入書を双方了承し、協約期限を7月6日まで延長し、その間に新協約の締結を実現する、という「覚書」を三者間で調印し、当面の妥結をみた。⁽¹⁹⁾

日教組第3回大会(金沢大会,'48.5.30~6.1)では、協約更新の遅れに対する批判が出された。しかし結局、7月6日までに新協約を締結できない場合は、末弘申入書の趣旨にそって現行協約の再延長をきめた。⁽²⁰⁾大会後二度にわたる文部省交渉がもたれたが進展せず、双方の合意およびGHQの承認のもとに更に1ヶ月延長することとなり、日教組第7回中央委員会(7月6、7日)もこれを承認せざるを得なかった。⁽²¹⁾

この時点で交渉の進展を阻害していた最大の要因は、教育委員会法、教員身分法の立法作業であり、文部省はこれらの法律の制定をまって新協約を結ぶという態度を固執した。また、日教組の方でも、行政事務配分の確定と、教員身分の変動を予想し、日教組協約案の再検討をせざるを得ない状況にあった。更に、2・1スト後最大の規模の闘争になりつつあった官公庁7月闘争の推移は、協約闘争への集中を許さず、むしろ日教組をして、2・1スト以上の運動の高揚のなかで新協約の締結をかちとるという戦略を持たらしめていた。⁽²²⁾

たしかに、官公庁7月闘争は2・1スト以上の規模に発展しつつあり、日教組の運動も国民的支

持を拡大しつつあった。また、中労委の調停作業も大づめにむかい、政府の官公庁賃金政策の変更をせまるところにまで至っていた。しかし、その矢先き、マッカーサー書簡とそれにつづく政令201号が出され、この運動の高揚は頓座し、同時に労働協約闘争も強権的に終止符を打たざるを得ない事態になった。

又書簡と政令201号は、中央・地方の全ての日教組労働協約を無効とし、協約締結の大前提をなす団体交渉権・ストライキ権を奪った。スト権・団交権を中軸として展開してきた戦後の教育労働法体制はここに終り、同時に労働協約をてこととする新教育制度の形成期は終った。労働基本権の保障を前提とする教員組合の行政参加の制度はここに終り、代って教育委員会制度を中心として展開される新しい教育制度へと移行するのであった。いろいろな意味で民主主義的性格を強くもつ教育委員会制度が、以上の如き事態の本質的転換の中で出発したことは、戦後教育改革のひとつの重要な特徴をなしているものであり、日本の戦後改革の悲劇でもあった。

- (1) 全日本教員組合協議会『週刊教育新聞』第49号、昭和22年4月28日
- (2) 『日教組回覧情報』第31号、1948年4月18日、294ページ
- (3) 同上、第2号、1947年8月20日、20ページ
- (4) 同上、20ページ
- (5) 労働省『資料労働運動史 昭和22年』834ページ
- (6) 『日教組回覧情報』第3号、1947年8月30日、28ページ
- (7) 同上、第3号、30ページ
- (8) 同上、第3号、32ページ
- (9) 同上、第5号、1947年9月20日、43-45ページ
- (10) 同上、第7号、1947年10月10日、70-72ページ
- (11) 同上、第7号、61-63ページ
- (12) 中央労働学園『中央労働時報』、第53号、10ページ
- (13) 同上、第53号、10-13ページ、『日教組回覧情報』、第15、16、17号参照
- (14) 『日教組回覧情報』、第9号(1947.10.24)、85ページ、第12号(1947.11.14)、113ページ。
- (15) 同上、第16号(1947.12.12)、146ページ
- (16) 同上、第16号、146ページ。『中央労働時報』、第53号、9ページ
- (17) この間、2月2日、2月14日、2月23日と日教組は中労委に調停促進につき申入れをしている。また2月10日には調停委員会が予定されていたが中止された。ついで2月24日には、末広中労委員長より「教育地方分権の実現も間近なことだから、差し当りとしては現行協約の有効期間を相互の協議によって然る可く延長して置き、癒々教育分権制度の具体的内容がはっきりしてきたときに、将来に対する処置を考える様にされたらどうか」という意見の申入れがあった。『日本教職員組合臨時大会次第』の中の「新労働協約について」を参照。国民教育研究所図書室所蔵『日教組第2回大会 48.3』所収。
- (18) 労働省『資料労働運動史 昭和23年』686ページ
- (19) 『日教組回覧情報』、第31号、1948年4月18日、290ページ
- (20) 『資料労働運動史 昭和23年』772-774ページ
- (21) 同上、810ページ。日教組『週刊教育新聞』第111号参照。延長覚書は、『第7回中央委員会関係資料 48.7』(国民教育研究所図書室)に所収。
- (22) 『資料労働運動史 昭和23年』773ページ

2. 日教組労働協約の改訂交渉

改訂労働協約をめぐる日教組と文部省との交渉は、第1に行政事務配分の問題、ないしは当事者能力の所在、第2に、法律とくに公務員法の制定と労働協約との関係、第3に予算と労働協約との関係、第4に、政府の労働協約基準の拘束性、などをめぐり対立した。

(1) 文部大臣の権限と労働協約

労働協約の締結に当り、文部大臣はいかなる範囲で当事者能力をもつか、ということが一貫して問題となった。この問題に対し、文部省は終始明確な回答を避けている。

第1回交渉(47.8.27) (1)

永江政務次官「大臣もだんだん地方知事を拘束できないものになる。従って権限に限度のあることを理解してほしい。」、「現実には地方分権のため本省の権限が縮小されている。」

重野(日教組)「教育を全人民に代って誰が責任をとるか法的に明瞭にしてほしい。われわれの身分、教育者生活のほんとうの責任者を明らかにしてもらわねば困る。」

内藤誉三郎「官吏という身分については大臣が責任をもつ。経済的なものについては地方長官、大学については大学自治の精神で教授会を尊重する。私立学校は自由である。」

第4回交渉(1947.10.23) (2)

荒木正三郎(日教組委員長)「われわれの雇用関係の責任者は大臣であり、従って大臣はすべてに責任をもって協約をむすぶべきだと考えるが、この点についての文部省の見解を聞きたい。」

永江政務次官「全面的に大臣が責任を負うわけにはいかない。日本の行政機構はそうなっていない。」

荒木「具体的にどの点を大臣が責任をもつかいってもらいたい。」

内藤課長より、給与については一部を国庫負担するものがあり、基準だけを政府がきめるもの等があつて全面的に大臣が責任をもっているものはない。又任免についても直接あたるものは、地方庁や大学総長であつて給与と同様大臣が全責任をもっているとはいえない、と責任回避の言辞を弄した。

荒木「今の回答によれば、文部大臣は任免や給与については何ら権限がないからそのようなことは団協にむすべないというのか」

内藤「全面的に権限がないとはいえない」

荒木「では団協でむすぶるはずであるのに、先の交渉では全部削除したいといったではないか」

以上のやりとりから次の諸点を指摘できる。(1)行政事務配分の明確化が協約締結の前提をなさざるを得ないということ、(2)にも拘らず、この時点で事務配分は著しく不明確であり、過渡的段階にあること、(3)日教組の側でいえば、個別具体的事項にわたり、事務配分を明らかにしていく力量に欠いていたということ、(4)文部省の側でも、事務配分の一般論のみしか展開せず、教員の任命権者であることから生ずる責任については明解な解答をできず、むしろそのことを締結延期の理由としていることなどである。

以上の如き事務配分の不明確さから出てきたひとつの結論が、協約事項のいくつかを全国的基準にする、ということであった。

重野「地方に基準を明瞭にするには、大臣は是非責任をとってほしい。」

永江「水準を示した意味の協約となる。これを地方に流しても履行についての責任は、権限外であることを知ってもらいたい。」⁽³⁾

(2) 労働協約と法律

第1回交渉の折、永江政務次官は、「そう急ぐ必要はない、今後諸法規ができるとだめになるから。それまでにゆっくり考えていくがよいのではないか」と発言している。ここには協約締結に否定的・消極的である文部省側の意図が明確に出ている。10月3日の第3回交渉で、文部省は日教組案に対する修正意見を提示しているが、それも同様の趣旨で貫かれている。

永江(文部省修正等をのべ)「但し、閣議の決定線と国家公務員法を前提としてわれわれの意見をのべる」

荒木「公務員法、身分法にこだわっても、果してそれらがどうなるかわからないのに、そんなものを前提としてはわるい。協約はそれらに拘束されないといってもらいたい。」

今村(日教組)「公務員法が通過しても実施は来年ではないか、われわれが結ぼうとしているものは来年6月までの分である。現在の法規内において審議願いたい。」

永江「尤もだが、文部省の方針は変えられない」

荒木「次官は公務員法が出ない内は協約は結ばれないと言われるのか。」

永江「諸法案がはっきりしなければできない」(以上は第3回交渉, 47. 10. 3)⁽⁴⁾

内藤「人事や給与や勤務条件等は, 国家公務員法にくわしく規定されているから, それ以上には与えられない」
日教組「公務員法は来年7月から効力を発するものではないか」(以上第4回交渉, 47. 10. 23)⁽⁵⁾

以上のやりとりから明らかなように, 協約の更新を遅らせた最大の理由のひとつが, 公務員法その他諸法(教員身分法, 教育委員会法)の立法にあった。組合の主張にあるように国家公務員法の施行は, 1948年7月を予定しているものであり, またその他諸法は立案中にあり, その内容はいまだ確定していなかったのである。むしろ逆に, 協約内容がこれら諸法の内容を規定していくというプロセスも考えられるのであるが, そのような力関係にはなかった。このことは, 既にこの時点において労組法体制と公務員法との対立矛盾関係が明確になっていることを示すとともに, 労働協約による労働関係の形成が公務員法により浸蝕されつつあることを示している。労働協約の更新過程は, 同時に労働協約の否定(同時に労働基本権の否定)を本質とする公務員法制への移行期でもあったのである。

(3) 労働協約と予算

労働協約の締結を遅らし, 形骸化した背景には, 予算問題がある。

日教組「23年度予算が15日までに編成されるとすれば, 現協約の覚書事項及び新協約の予算を伴う条項については, この際審議を急ぎたい」

永江「15日迄に23年度予算を編成せねばならぬので極めて多忙であるから次回は15日に連絡してきめたい。」

日教組「覚書事項は予算化しなくては困る。新協約についても予算がなくて来年度も実施できないようでは協約の意味がない。どの程度予算が具体化されるか一緒に考えて貰いたい。」

日教組「我々が現協約を6ヶ月の有効期間としたのは, 当時予算化の時期であったからである。」

永江「実際問題としては, 現在の国情では諸君の思っているように実現するのは困難だ。」

(以上第2回交渉, 47. 9. 2)⁽⁶⁾

荒木「予算に関する条が皆けずられたがおかしい」

永江「協約は原則的なものはよいが, 数を書くことはいけない。」(以上第4回交渉)

文部省の第1次修正案(10.3)では, 予算を伴う条文は全て削除された。第2次修正案では, 一定の基準数値を挿入しているが, その数値自体旧協約より劣悪なものになっており, かつほとんどの場合努力目標とされ, 予算的裏づけのないものになっている。旧協約では予算を必要とする条文の多くは覚書にまわされていたが, それは, 上述のやりとりからわかるように, 1947年度当初予算にくみこむことが困難であったからであり, 6ヶ月の有効期間の間に予算措置をすることを予定していたからであった。しかし, 結果的にはそれは実現しなかったのみか, 1948年度予算の編成にすら反映させることを文部省は拒否しているものであり, 日教組の協約闘争は, この点で致命的な欠陥をもつものであった。日教組協約が, 全国各地の協約の基準としての意味をもたしめるためには, 特に予算を要する協約事項については具体的な保障を必要とするが, それは実現しなかった。このことは, 労働戦線での結集が政治レベルにまで発展しえなかった運動の弱点のあらわれでもあった。

(4) 政府の協約基準と日教組協約

1947年8月20日の閣議決定「官公庁職員組合労働協約に関する件」(団協基準)の内容については既述した。それは, クローズドショップ制の否認, 協約の双務性の明確化, 組合員以外の人事は政府の専行事項とすること, 組合の行政参加の否定, 現職専従の否認, などを主要な内容とするものであった。このうち, 現職専従の否定については, すでに47. 4. 8の閣議決定「官公庁と

官公庁職員労働組合の事務に関する件」以来明らかにされていたところである。⁽⁷⁾

この閣議決定については、全官公と米窪國務相との会見で、「基準案が決定的なものではない」などの回答を得ているものの⁽⁸⁾、実際にはほとんど拘束的に適用されている。後述するように文部省の修正案をみると、⁽⁹⁾この点明らかである。クローズドシヨップ制の否認（3，4，29条）、双務性の明示（5条）、人事干与の制限（28，29，30，36，38条4号）、専従制限（31，38条3号）、組合の行政参加の否定（5条2項，8条2・3項，その他）、などの文部省の修正条文をみると、すべてさきの閣議決定の線に沿ったものになっている。しかも、これらの条文については、交渉過程ではほとんど妥協の余地がないものとして終始したのである。

(5) 日教組協約案と文部省修正案との比較

両案を比較し、その対立点ならびに文部省修正案の特徴について、協約の各章別にみてみる。⁽¹⁰⁾ 第1章「原則事項」について。日教組案の中心は、①ユニオン・シヨップ制の確立（3，4条）、②協約の実施過程における文部大臣の行政責任の明確化（2条）、③組合員の生活保障、勤務条件の維持改善、民主的教育の興隆、学术研究の自由の確立、などの諸事項に対する文部大臣の責務・責任の明確化（5条1項）、④教育研究体制の計画実施状況について、組合への文部大臣の報告義務の明確化（5条2項）、⑤不当な差別待遇の禁止（6条）、⑥労働基本法の教職員への適用と必要な行政措置の実施（7条）、などにある。これに対し、文部省案は、①、②について否認、③については、文部大臣の責任を抽象化し、その全てを努力目標にすりかえ、逆に協約の双務性（規則の厳守、職務の遂行義務などの明示）を強調し、④は否認し、結局⑤、⑥のみを承認する、というものである。ユニオン・シヨップ制の否定、文部大臣の権限・責任の不明確化、それとは逆に、教職員・組合員のサービスの明示化、行政の実施過程に関する報告義務の否定、などが文部省案の特徴となっている。

第2章「給与に関する事項」について。日教組案の主要な内容は、①給与の大綱規定は両者間でできる、②給与に関する調査・行政措置について年2回組合に報告する、③負担者別諸給与の準則については両者の協議でできる、④準則の実施については文部大臣は監督指導にあたる、⑤自己負担なしの退職金制度の確立、⑥出産費の実費支給制度の確立、などである。これに対し、文部省案は、①、②は否認、③については私学を除いて承認、④は否認、⑤は承認、⑥は否認、となっている。①、②を否認したのは、組合の行政参加を否定したもので、政府の労働協約基準の反映といえる。③においては諸給与の準則の制定に組合の協議を認めているが、その対象は組合案よりはるかに限定されている。結局、給与の決定に当っては、そのまま施行されるかどうかは不明である準則制定への協議のみを認め、大綱規定などへの組合参加を否定したところにこの文部省修正案の特徴がある。予算を伴うもの、行政参加とみられるもの、などを協約事項からはずそうとする意図が明らかにみられる。

第3章「勤務に関する事項」について。組合案は、勤務時間、授業時間、教職員定数、学級定員、教職員の研修・研究制度などについて、いずれも明確な数字や行政措置を定めている。また旧協約に比較し、1日当りの勤務時間、学校別授業時数、学校別教員定数などについても具体化し、それだけ前進したものになっている。これに対し、文部省案の特徴は、いずれも標準ないし基準とし、しかもそれらの基準や措置をすべて「努力目標」にし、予算や省令などに反映しないようにしている。また逆に、旧協約より低いレベルですでに省令化している項目（たとえば学級定数50人など）については、一方的にそのレベルにおさえている。学校教育法では、学校設置基準を文部大臣が定めることとしている。日教組協約案第3章は、その多くがこれら学校設置基準の内容を構成するものであるが、文部省案はこれら両者の関係を断ち、省令制定事項への組合の意思の反映を抑えている。

第4章「休日・休暇に関する事項」について。7条にわたる組合案の内、4条文が削除の対象になっている。慰労休暇年20日、看護休暇、無料託児料の設置、代替教員の設置など、いずれも否認され、生休については業務の性質によるとする制限を付し、産休を16週より13週へ、妊娠休暇には否定的であり、旧協約での合意内容を大巾に後退させようとしている。特に労基法の制定により協約内容がレベルダウンしている点は、注目しなくてはならない。協約事項と法律制定事項とのこのような関係は、更に拡大される方向にあり、その意味では新たな立法が、協約内容を低下させていく事例となっている。

第5章「疾病治療に関する事項」について。日教組案は、旧協約の覚書事項（結核性疾患に関する）を本文に入れている。公務傷害扱い、三年の療養期間、無償の療養所の設置などは緊急課題であったが、しかし文部省案はいずれも努力目標として扱い、完全な協約事項にはなっていない。

第6章「人事に関する事項」について。組合案では、旧協約にあった人事委員会を欠いている。人事の原則的規準についての協議による決定はそのまま残し、文部省案においてもこれは認めている。しかし、組合案があらたに入れた退職・休職時の本人の承認制については文部省案では認められていない。教職員の解雇制限におけるユニオンシヨップ制の徹底化も同様に否定されている。政府の協約基準がここにも明確に反映している。

第7章「組合運動に関する事項」について。旧協約で確認しているところの、現職専従の設置、組合出張の承認、文部省所管諸施設の使用、労働争議中の対抗措置の禁止など、いずれも文部省案では否定されており、団結権の実質的承認に大きな制約をかしている。専従制限については、すでにGHQの方針、政府の協約基準に明らかであり、それがここに反映されている。また公けの施設利用については憲法89条を根拠として否定せんとしており、組合運動に対する抑圧策は公然化している。

第8章「業務協議会に関する事項」について。組合案において旧協約との相違は、旧協約が「左の事項を決議する」となっているのに比し、新協約案では「左の事項を協議する」となっている点にある。そしてもうひとつは、協議事項に「民主教育の振興充実並びに学術研究の自由確立に関すること」が加わっている点である。ここでの問題点は、組合案自体にこの条文に関する了解事項が付してあり、そこでは、教育予算、業務刷新については「教員の待遇改善及び地位の向上に関係深い事項」に限定しており、4月4日の「覚書」をそのままひきついでいることである。既述したようにこれらの事項を以上の如く限定することは、当時組合に課されていた課題からして、問題を残している。新しく「民主教育の振興充実」その他が入ってはいるが、これら新しい項目が、この了解事項により実質的意味のないものになりかねないのである。

第9章「都道府県、文部省直轄学校並びに私立学校労働協約基準に関する事項」について。旧協約では、直轄学校、私立学校について触れるところがなく、1947年6月6日の「覚書」により「別にこれを定めること」としていた。今回の日教組案はこの点を考慮し、38条に定めている都道府県協約基準を直轄学校・私立学校にも適用するとしている（39条）。都道府県協約基準の日教組案は、ほぼ旧協約と同様である。しかし、文部省案はこれに対して大巾な変更をせまるものになっている。最初の文部省案は、全文削除であった。地方独自の休暇の協約化、視学官、学校長の人事についての組合との協議、組合員の罷免転動に関する事前予告などはすべて否定され、専従役員については300人に1人が1,000人に1人に修正されている。人事委員会の設置は残されていたが、そこでは具体的人事についての審議は不意転などを除き否認され、人事基準の協議を限定する方向が出されている。これら文部省案が、政府の協約基準にもとづいていることはいうまでもない。

第10章「その他の事項」について。ここで扱われている項目は、組合員の政治的自由、協約の有効期間・更新手続・解釈上の疑義の解決、などである。文部省案の特徴は、旧協約にあった公職就任についての便宜供与を否認した点であり、かつ新たに、組合員の名簿の提出を義務づけ、協約に関する紛争の平和的処理の項目をいれた点にある。

以上、日教組協約案と文部省修正案との比較・検討をしてきたが、わかるとおり両者の主張は基本的に対立し、ほとんど合意に達する状況にはなかった。かくして労働協約改訂闘争は、両当事者の交渉によっては解決不可能となり、中央労働委員会の調停作業に委ねられることになった。

- (1) 『日教組回覧情報』第3号，1947年8月30日，31ページ
- (2) 同上，第9号，1947年10月24日，85ページ
- (3) 第1次交渉での発言。同上，第3号，32ページ
- (4) 同上，第7号，1947年10月10日，70-72ページ
- (5) 同上，第9号，86ページ
- (6) 同上，第5号，1947年9月20日，43-45ページ
- (7) 『資料労働運動史 昭和22年』，835ページ
- (8) 『日教組回覧情報』，第3号，28ページ
- (9) 同上，第7号，70ページ
- (10) 日教組案については、『日教組回覧情報』第2号(1947.8.20)，文部省修正等については，同第7号，第16号を参照。

第4章 日教組労働協約に関する中労委の調停過程

1. 調停過程

日教組労働協約に関する調停作業は、12月4日より5回行われ、12月20日に調停案が提示された。調停案は日教組賃闘を中心としており、協約問題はなお継続作業とされた。しかし、調停過程では協約問題もかなり議論されている。したがってここでは中労委の調停過程に限定し、その議論の内容・特徴を整理したい。

調停過程においても、議論の対象は、(1)文部大臣の権限、(2)予算と協約の関連、(3)労働協約の政府基準の拘束性、などにしばられた。以下、これら各項目について検討する。

(1) 調停過程における問題点 — 文部大臣の権限問題

第1回調停委員会(47. 12. 4)⁽¹⁾

組合「文相と知事との権限問題であらゆることに支障を来している。知事は教育は国会の委任事務だから文相の指示がなければできぬといい、文部省は地方に権限を移そうとして、ことごとにつき当る。」

末弘「文相と知事との権限問題で組合を納得させる説明がない。今までどうしていたのか」

日高「義務教育の教員は身分は官吏であるが、公吏的の要素もある。給与は府県が責任をもつ。身分は形式上
文相の下にある。」

内藤「中等学校は府県知事に、三級官の人事権は県に委譲してある。二級官は形式上文相を通るがトンネルの
ようなものがある。予算は地方庁が負担、必要な場合国庫が補助をする。義務教育は負担法によって制限列
挙事項は国庫が半額負担をすることになっている。学校は設置者負担である。文部大臣が知事に何でも命令
できるとはなっていない。」

末弘「在来の協約で困る点はどこか」

内藤「(イ)結核療養の件については努力したいと思っているが、(ロ)勤務時間1週42時間標準ならよいが、給与の
関係でそれ以上は超過勤務手当になるので一般官吏との関係上都合がわるい。予算と人事は、1日4時間は
定員の問題になる。これは知事の権限になっている。人事に関する一般基準ならばよい」

剣木「学校行政の立場から府県に委任しても、委任した範囲では地方長官が全部する。監督官庁として文部大
臣があるので、従来の協約のときもこれは論議されている。第1条の『当面の責任者』とは、全体をみての
ことであって、直接の責任者は府県知事である。……権限の問題が根本にある。今とりあえず身分を官吏に
してあるが、これをどうするか未確定なのが故だ。任免権、俸給権が地方庁に移された場合、官吏として
残すかどうか問題だ。」

荒木「給与は府県知事に責任があって、大臣にはないと重大である。大臣に直接聞きたい。」

剣木「直接の責任は府県知事、当面の責任は大臣にある。」

聴涛(労働者側委員)「こんなあいまいなことでは調停委員としても責任をもつことはできない。次の会合に
は大臣もでてはっきりしてもらいたい。」

前田(使用者側委員)「教員の身分を確定させるため当局としてどれだけ努力し処置されたか」

剣木「待遇官吏が官吏になったのは最近のことで、今は地方分権がとられつつある。教育委員会の設置とも
にはっきりするだろう。」……

末弘「次回には文相から責任のあることをいってもらいたい。」

第2回調停委員会には大臣、局長は欠席し、権限問題について深めることはできなかった。そこでは主と
して給与について検討したが、この点についての文部大臣の責任は依然として不明確にされたまゝ残された。

第3回調停委員会は、森戸文相の出席のもとに開かれ、文部省の権限についての資料が提出された(内容
不明)。それは法制上の文部大臣の権限を説明したもので、文部省の権限がないことに主眼をおかれたもの
のようである。

第3回調停委員会(47. 12. 13)⁽²⁾

荒木「今の説明は論点が明確になっていない。日本政府は教育の民主化に責任があるはずだ。……」

聴涛「大臣は責任あると思うが、教員の生活はみじめである。責任の所在を明かにするため、会長も大臣に答

弁を求められたのだ。」

末弘「今の点がわれわれの期待した点で法規をうかがっても「ないない」と聞えるだけの常識とちがうような気がする」

森戸「公立学校に就いては形式上官吏である。実際の給与は地方吏員並みでその措置は内務省がやる。義務教育に就いては半額国庫負担なので文部省は細かい指示はできない。ある程度の指示はするが絶対従えと言えない。厳密には権限がない。協約に於ても標準を示すだけで対象ではあり得ない。」

このあと、給与をめくり文部大臣の責任・権限問題が議論の対象となる。文部省側は、給与は知事の権限で、文部大臣の権限外であることを主張し、末弘会長ほか中労委委員の批判が続出する。

組合側「大臣にはっきりお伺いする。文部省側から出された問題として法制的な面と現実的な面とをどう処置されるか。一、教育はほうかいされている。二、法制的の給与の枠では生活できない。これに対して権限がないといわれるか。一、給与の点も知事、二、学級編成の認可も知事だから、三、教育予算は知事といわれるが、どうか。知事がまかなえない時は大臣は知らぬといわれるのか。それによって交渉を進めたい。」

森戸「敗戦の事実が現状だ。……大きな線で努力する。個々の具体的責任は知事だ。」……

荒木「組合から大臣に回答をうながしている点を明らかにしなければ交渉は進める意志がない。」

森戸「団体協約の改訂を誠意をもってやる。責任の問題は個々の問題で明らかにする。」

結局この日の調停委員会では、文部大臣の責任、権限について明らかにすることはなく終始し、協約の改訂作業の過程で個別に明らかにすることとなり、実質的な前進はなく終わった。この間の状況について、『中央労働時報』は次のように報じている。

「……組合側は現在の窮状及び教育崩壊の危機の実相を述べて、これらに対する教育行政最高責任者としての文部大臣の責任を明らかにせんと努め、各委員もこの点に対する大臣の答弁を求めたが、文部行政が民主化地方分権化の線に副って改変せられつつある過渡的段階にあるため明確な返答が得られず、議事はこの点をめぐって熱烈な応酬が交されたが、最後に文部大臣は誠意と責任をもって今後の交渉に応じ、調停に臨むこと、教育行政改革過程における教職員の給与に関して起る不都合を調整する為、文部省内に何等かの組織を設置する用意のあること、団体協約に関しては、責任と誠意をもって交渉に応ずるが、具体的諸問題については地方長官の立場を考慮して逐条これが解決に努力する旨等が確認され、調停委員会としても問題の所在が明らかとなり、調停に対する見透しも一応得られるに至ったので大臣の出席を求めた本日の調停委員会は午後6時半閉会された。(3)」

法制上、この期の文部省が教員の給与、勤務条件、服務、更には教育予算、教育の民主化、などに何らの権限を持たないものであるかどうかの分析は、別の課題として残されている。しかし、以上の経過の中で、少なくとも、戦後教育改革の原理である地方分権原理が、国の中央教育行政機関の「無責任体制」を合理化する根拠として使われた、という一側面をみることができる。しかも、このような「無責任体制」を克服することは、中労委の調停過程においても実現しなかった。我々は、戦後教育改革原理である地方分権原理を評価する際に、当時の教員組合運動が直面し、克服し得なかったところの以上の事態の発展をも、他方の事実としてみておかななくてはならない。地方分権原理を、中央行政機関の存立意義の否定と結合して把握する無政府主義的見解が、非現実的であることを、これらの事態は教えている。

(2) 調停過程における問題点 — 予算・給与問題

給与問題を中心に、調停過程での論議についてここではみることにしたい。

第1回調停委員会(4)

日高「最低賃金制は文部省で決定する権限もないので政府にゆだねている。……」

末弘「賃金については、政府にゆだねてあるといったが、……現在の如き教育の重要な時期にこの問題が片づかなければ文部大臣は重大な責任があるわけで、実情を調査していることと思うが、もし調査しているとすれば、この面から大蔵省に強くいうことが当然だ。全体の流れに沿うというのでは意味をなさぬ。」……

末弘「分与税では政府で給与をきめても県が払えなければ困るが。」

内藤「とりあえず1800円水準までは政府で責任をもつが、今後のことはまだきまっていない。」

末弘「それでは調停に困る。」

内藤「教員は身分上官吏だから、官吏の身分をもっている限り保証される。」

末弘「府県が払えねば大蔵省が責任をもつのだね。」

内藤「現在のところそれでよい。」

末弘「文相が熱意をもたぬと問題だ。次回までに大臣のはっきりした態度を示してもらいたい。」

内藤「地方自治法により文部省だけではきまらぬ。」

第2回調停委員会（1947. 12. 9）⁽⁵⁾

末弘「石炭手当を教員はもらっていないのか。」

内藤「教員ももらうことになっているが、手続が複雑で給与は内務省がやることになっている。石炭手当は内務省の分与税でやることになっている。」

組合「国庫負担の方はもらっているが、地方支弁の方はもらっていない。」

内藤「分与税は追加予算に計上してあるので、送金がおくれているのだろう。……教員は関門が多いため困難なのだろう。」

小笠原「……文部省側は厳重な処置をしていない。指示がピンと来ぬからこんなことになる。」

末弘「一体どこへかけ合えばよいのだ。」

内藤「内務省、大蔵省がやる。」

末弘「教育をにぎっているのは文部省ではないのか。」

内藤「実際なさけないと思う。全額国庫負担を主張したが、了解されなかった。」

組合「文部省は常に通知だけは出すが、財源の措置をしない。すべて大蔵、内務にまかせておく。」

伊井「教員の実態をきいたが、……すべてが生活の確定だ。官側はこれをどのように解決しようとするのか。」

末弘「調査はないようだね。」

内藤「部分的資料はあるが確実性に自信がない。」

伊井「どの官庁でも調査はできている。」

組合「文部省はいつも逃げている。当面の責任者は文部省であることをはっきりしてもらいたい。」

聴涛「文部省は一体何をやっているのかわからぬ。大臣が来なければ調停もすすめられぬ。責任者は文部省であるのに、ああでもない、こうでもないといっている。まるでむちゃくちゃだ。」

伊井「どうも納得できない。」

末弘「文部省の責任者にでももらいたい。私らも努力はしたが閣議に通らなかった、というようなことでは全く時間つぶしだ。お話にならぬ。」……

末弘「小学校、新中教員は国家の公務員だ。給与の実態を文部省が知らないで、教育を論ずることはできぬ。」

中山「やめた方がよい。」

末弘「どこかの県の給与の状況はないか。」

第3回調停委員会（1947. 12. 13）⁽⁶⁾

森戸「公立学校に就いては形式上官吏である。実際の給与は地方吏員並みでその措置は内務省がやる。義務教育に就いては半額国庫負担なので文部省は細い指示はできない。ある程度の指示はするが絶対従えといえない。厳密には権限がない。……」

末弘「具体的に補給金2.8ヶ月を政府が払うと官吏は2.8ヶ月だが、東京都の教員は国家が責任をもてないという制度なのか。」

森戸「都でするのが、できるだけ補助するように努力する。時期に就いてもできるだけ努力する。」

組合「努力するではあいまいである。……地方が出せぬ場合放っておくのか。」

森戸「地方にかけ合ってくれ、出さなかったら措置する。」

組合「現実にはわれわれは支払を通牒通りもらっていない。京都ではそのためワビ証文を出している。このような場合大臣に責任があるのか。」

永江「現在の給与上ではどうすることもできない。教育委員会ができたらはっきりするだろう。」

末弘「政府が1月以降に給与を決定する場合一率に決定した時に、東京都がそれで食えないというので、これ

より高い給与を決定してもよいのか。」

永江「それは押えない。」

末弘「実際は高くなるのを押えている。高いのを押え低いのを責任をもたぬというのはおかしい。」

末弘「金を払わないためにおこる教育の破壊に対しては責任がある。教育の崩壊には責任があるが、給与には責任がないということは矛盾している。この矛盾をどうするか。」

以上の議論の過程より、教員の給与について文部大臣は何らの実質的権限をもたないと主張していること、あるいは給与の改善に当り責任行政官庁としての自覚が欠如していること、がわかる。(2)でみてきたところの中央教育行政機関の「無責任体制」が、給与問題についても貫かれ、専らそれを合理化する論理で文部大臣の姿勢が貫かれていることがわかる。教員の給与負担、支給責任が知事あるいは市町村にあることは法制的には自明であるが、日教組の賃金闘争で問題となったのは、教員の給与の改善に当り文部大臣がいかなる行政上、政治上の権限の主体になり得るか、ということであった。義務教育費国庫負担法をはじめ、公立学校職員俸給令、教職員共済組合令など直接文部省が起案する法律、勅令の改正や、地方分与税の改正の如く間接的に文部省が関与する法律、更には政令、省令などの改正に対しても文部大臣は関与するのであるが、これらの行政的、政治的責任は、日教組労働協約の改正過程ではほとんど文部大臣は意識的に問題にしなかったし、大蔵、内務省の権限事項として自らの責任を回避している事実をよみとれるのである。

また他方、以上の如き調停過程の経緯は、我々に次のことを教えている。それは日本の戦後教育改革の如き大規模な変革過程において、教育行政の地方分権原理が単純に財政上の地方分権と結合したのでは改革が必要とする課題には対応し得ない、ということである。このことは教員の給与のみならず、教育予算全般についていえる。調停過程からわかるように、文部省は、教育財政全般について、それは知事の権限であり、文部省の権限ではないことを強調している。他方知事は、その権限行使に当り財政的保障のない現実に対応し、その行政責任を果たし得ない事態に直面している。ここに何らかの形での財政制度の民主主義的集中制の形態を必要としている現実があった。昭和18年の教育財政の国家的集中は、歴史的必然であったが、この集中制は戦後の事態の中で、十分機能し得るものではなかった。そこには集中された教育財政システムは存在したが、その運用を民主主義的に機能させ得る権力が存在しなかった。文部省側代表の発言にみられるように、教育財政に関する国家意思の形成に文部省は無力であり、かつ国家意思の形成に対する日教組の参加を極わめて意識的に拒否したのであり、かつ、その根拠として地方分権原理と文部大臣の無権限性を持ち出したのであった。

(3) 調停過程における問題点 — 政府の労働協約基準

権限・予算問題のほか、障碍となっていた問題として、政府の団体協約基準の拘束性の問題、更には法的事項と協約事項との相互関係の問題などが存在した。これらの問題について調停過程ではどのように扱われたのかをみることにする。

第1回調停委員会(47.12.4)⁽⁷⁾

日高「……今度の改正では、(イ)実行可能の範囲でやりたい。(ロ)国家公務員法の規律の下にある教職員の契約は自らこれに拘束されることは了解してほしい。(ハ)協約については政府の各部門に於いて、寛厳いろいろあって困るので、労働省が設置されたのを機会に基準を閣議で決定した。文部省も遺憾ながらこの一環となるより仕方がない。」

末弘「団体協約の障害は文部省だけのものと、8月20日付全官公庁全体の問題もあるが、政府基準は、理論的にいえば、使用者団体の今後の方針だから法律的に拘束するものではない。それぞれの組合と大臣との話し合いでやるべきで、当局側が閣議決定を強力に主張するのは当然で、組合側がこれを取り消せというのもまた当然である。……」

12月17日中労委調停委員会（団協政府基準に関する調停案）⁽⁸⁾

西尾（官房長官）「これは大体の方針を決定したものであって弾力性がある。実際の締結は各省大臣の責任において行われる。」

組合側「各省大臣は長官の趣旨とちがいが、枠の中へ逃げこんでいる。自分の考えがそうだといひ張っている。……」

西尾「吉田内閣当時の労協は行きすぎがあった。それを是正することが高度化することになる。」

末弘「労協は職場で異なるものである。閣議決定はいわば使用者側の協定で締結の際は各省で個々に話を付けていくべきである。」

組合側「各省で閣議決定と異なる協約をむすんでよいか。」

西尾「もし方針と異った場合は訂正する。……異ったものをむすんだらその大臣の責任である。」

組合側「このような非民主的なものは撤回してもらいたい。」

西尾「そうは思わない」

調停委員「閣議決定は権力行為ではない。絶対的なものではないことを確認せよ」

末弘「政府側の態度をきいているのだからこの際取り消せということは無理だ。閣議決定の各条の中で行政干渉が一番問題だ。労働条件に関係していることがでてくる。それで困る。」

西尾「そのけじめは実際問題としてむづかしい。厳格な意味ではない。」

第3回調停委員会（47. 12. 13）⁽⁹⁾

末弘「それで例えば今日はまだ問題となっていないが、労働協約の問題などでも今までは法律上で決っていないようなことまで法的な表現で約束したというので、今度はそれを逆に、その点をすっかり避けたような労働協約をされようというような態度がこの資料を見ると見えるのですが、そこをもっと具体的に、何も法律上義務があってもなくても、そういうことは構わずこういうことは具体的にこうしようということがもっと協約の面に表われると、今の不安が非常に取除かれるという感じがするのです。……あなたの下僚がほんとうに教員一般が安んじてよい教育が出来るように御心配願えるといいのじゃないかということも今度の調停を通じて一番感じていることです。組合側諸君のいろいろ言われているのも結局はみなそこに帰着しているので、それを法律論ではねのけてきているものだからどうしても納得がいかないのですね。」

上記引用により、閣議決定基準ならびに法律と協約との相互関係についての調停委員会での議論の経緯と、調停委員とくに末弘会長の見解をよみとることが可能である。最初の日高局長の発言に文部省見解が代表されており、それは、文部省が閣議決定に拘束され、かつ法律規定事項に協約が一方的に拘束される、というものである。これに対し、末弘会長は批判的見解を展開しており、閣議決定は法的に拘束力をもつものではなく、とくに組合の行政参加を否定する閣議決定に対しては、それが労働条件に関連してくるだけに「一番問題」であることを指摘している。また、法律に規定する事項について協約から排除せんとする文部省の態度に対しても、批判的であり、法的規定事項に拘わらず、教育を改善する諸事項について協約化することをすすめている。日教組と文部省との交渉過程で打開できなかった以上の二つの障壁について、ある程度それを克服し得る可能性がここに出てきたといえる。

(4) 調停案の提示と回答

第4回調停委員会（47. 12. 19）において、末弘試案にもとづき調停案が作成された。そこでは特に「教育労働の特殊性を如何にするか、教育行政地方委譲への過程的段階における中央、地方の関係、文部省内における制度的欠陥等技術的な問題も討議せられた」⁽¹⁰⁾のである。

第5回調停委員会（47. 12. 20）において、調停案が双方に提示された。それは前文と本文とによりなり、本文は労働協約を除く賃闘に関するものであるが、前文においては、労働協約を含む日教組争議についての中央労働委員会の正式見解が表明されている。⁽¹¹⁾

日教組調停案

前文

日本教職員組合の申請にかかる調停事項に関し、当事者双方の申し分を聴取し、且つその資料を検討した結果本委員会は、

- (一) 学校教職員の給与が、その生活実態に即していないため、教職員一般が著るしく生活困窮に陥り、ひいては全国各地に教育上見逃し難い幾多の支障が生じている事を認めると同時に、
- (二) 教職員の多数が官吏に非ずしてその給与が、全部又は一部地方費によって賄われているものが多く、教育行政全般につき、文部大臣と知事との間に権限が分れているの外、教育財政に関しては更に内務大臣が介在しているため、教職員もその要求を訴えるに所なく、文部大臣も充分責任をもって之に解決を与えない立場に在るので、万事につき、無用の紛争が起り且つ激化し易い制度上の欠陥がある事を見出した。
- (三) その上、この制度上の欠陥は、文部当局在来の態度の上にも全面的に反映して、組合各種の申入れに対しても、権限を理由として、とかく責任逃れの弊に陥り、万事につき積極的に国民教育の最高責任者としての任務を果さんとする熱意に欠くる所なきや疑わしめるものがある。

本委員会としては、制度上権限の有無に関係なく、文部当局が常時積極的に教職員一般の生活上並に職務上の実情に注意を払い、進んで万事を親切に考えるようにすることが、今回の紛争解決にとっては勿論、今後のためにも、最も大切なことであるとの見解の下に、次の諸項を調停案として提示し、両当事者が、この線に沿って、一日も速かに、相互納得の下に紛争を解決するよう勧告する。

(尚労働協約については、更に当事者双方から、具体的意見を聞いて、調停の段取りを進める予定である)

本文

- (一) 直轄学校教職員は勿論一部又は全部地方費によって給与を賄われている学校教職員に対しても、一般官吏と同率の生活補給金を支給されたい。
- (二) 一月以降の新給与についても右同様の措置をとられたい、特に都道府県が遅滞なく一般官吏と同率の給与を教職員に支給し得る様政府として万全の措置をとられたい。
- (三) 前二項については、政府は都道府県の支給に対し全面的に責任を持ち、少くとも決定した給与の支給については、制度の形式に拘らず、文部大臣において窮極の責任をとられたい。
- 四 新給与制度を定めるに当っては教育労働の特殊性に鑑み、単に物質的生活の面のみを考慮することなく、教職員一般がたえず自ら修養研究して、その資質の向上に努力し得る様、これに必要な給与を特別の手当として支給されたい。
- (四) 学校教職員の給与を、その生活実態に即せしめる為に、文部当局は概ね左の方式によって、全国的に常時調査を行われたい。
 - (1) 各都道府県毎に組合代表者を加えた委員会を設け、組合の協力を得て、教職員の生活の実態を継続的に調査せしめ、その結果を文部省に集め、之を資料として全国教職員の給与をたえず適正ならしめること。
 - (2) 文部省内に右調査の中心機関として、組合代表者を加えた委員会を置き、調査方式の作成、調査の結果の総合的検討をなさしめ、之によって公正にして且つ組合側にも異存がない様な資料を常備すること。

前文・本文を含めて調停案が文部省、政府に対し批判的であることは明らかである。それは、前文の(二)、(三)に示されているように、制度的欠陥の指摘にとどまらず、文部省の行政責任の自覚の欠如を衝くものになっている。制度的欠陥の具体的指摘は必ずしも明確ではないが、日教組の教育運動に対応した行政機構が、中央・地方を通じて確立されていないことに対する批判であり、行政機構内部での権限の所在が明確になっていないこと、特に中央教育行政機関の権限が不明確なこと、つまり、民主的教育改革に相応した行政事務配分が実現されていないことに対する批判である。教育運動が、その要求の実現に当り、運動を集中できる行政機関が分散しているという事態は、改革をきわめて不徹底なものにすることは明らかである。中労委の調停案は、まさにこのような事態がこの期の教育行政機構に存在していたことを物語っている。また、前文(三)に示されている文部省批判は、以上の制度的欠陥の上に、更に文部省がこの欠陥を改めないのみか、自らの行政的、政治的責任の放棄をそれにより合理化してさえいる事態を批判したものである。このような批判に対し、文部省は回答の¹²⁾なかで、「教職員の給与に関する制度上の欠陥は前文に御指摘の通りであるから、これが改正に附今後最善の努力をする。なお現行制度の下においても文教に関する指導乃至監督上の窮極の責任者として積極的な努力をする意味合におい

てこれを諒承する。」とのべている。しかし、この回答にかかわらず、その後事態は好転せず、協約交渉は進むことなく、政令 201 号へと展開していく。

調停案で留意すべき点として、更に次の点を指摘し得る。それは主として本文にかかわることであるが、調停案は本文(四)において、組合代表参加の給与調査委員会の設置(都道府県単位)と、文部省内における組合参加の調査機関の設置を勧告している。この勧告は、調停過程において明らかにされた文部省の調査能力の欠如にむけられたものであるが、同時にそれは、日教組労働協約の弱点(全通・国鉄協約に比較し、既述したところの日教組協約の弱点)を補強する性格をもつものである。既述したように日教組協約においては、全通・国鉄の協約と異り、省内で集約した調査諸資料の公開を義務づけていない。行政機関のもつ調査機能を公開するだけでなく、調査の企画に組合が参加することは、教育改革の民主的推進にとり決定的に重要な課題であるが、日教組が協約交渉過程で問題にし得なかったことを、この調停案は具体的に勧告したものとなっている。文部省はその回答書においてこの点に関する回答を明示していないが、全体として受諾回答になっていることから、受容したものとみてよい。しかし、この点についてもその後日教組はそれを実現する力を持たなかったし、文部省も履行しなかった。行き詰まっていた協約交渉にとって多少有利となる条件をつくり出した調停勧告も、事態を打開することにはならなかったのである。

(5) その後の調停過程

1948年に入り、1月14日中労委は日教組を招き、意見聴取をし、席上、末弘委員長は、(1)給与に関する事項を入れその責任をはっきりしなければならない、(2)組合としては教育諸法案に伴う対策を考えねばならない、(3)労働協約は箇条別にやっても話がつかないから、どこが両者のくい違う根本問題かを発見して解決の糸口をつかみたい、などの諸点について表明した。⁽¹³⁾この見解の表明は、中労委がなお協約問題についての調停作業に積極的であることを示したものと見えるが、その後、調停委員会は開かれることなく推移した。

日教組中央闘争委員会はその後労働協約問題での追訴を決定し、2月21日に中労委に申入れたところ、2月22日、末弘会長は以下のあっせん案を提示した⁽¹⁴⁾。

「教育地方分権も間近かなことだから差当りとしては現行協約の有効期間を相互の協約によって然るべく延長しておき、愈々教育地方分権制度の具体的内容がはっきりしてきたときに将来に対する処置を考える様にされたらどうか」、「文部省側にも同様の趣旨を伝え中労委が間に入って正式調印する様取り計らう」

協約の期限延長を内容とするこの案にもとづき、中労委はその後文部省の了解をとりつけ、4月9日に日教組に斡旋をしてきたが、日教組は延長については了解したが、同日の日教組、文部省交渉では延長期限で合意に達せず、調印は更にのばされた(日教組は新協約締結までと主張したが、文部省は7月6日までを主張)⁽¹⁵⁾。ついで4月14日、中労委、日教組、文部省の三者会談がもたれた。席上、両当事者の主張は変わらず、結局、末弘会長の申入れにもとづき、協約延長の覚書が交換された⁽¹⁶⁾。

末弘会長の申し入れ「万一期限迄に新協約の締結が困難な事情にある場合には、新制度移行迄の間に起るべき諸問題を調整するため何等かの処置について協定をなすことが必要であろうと考えるから双方ともこの趣旨を諒承せられたい」

覚書

「文部大臣と全教協及び教全連との間に締結された労働協約書(昭和22年4月22日附覚書及び同年11月20日附覚書を含む)は、日本教職員組合について新協約の速やかな締結を目途として、昭和23年7月6日まで有効とすることを確認する。昭和23年4月14日 文部大臣 森戸辰男、日本教職員組合中央執行委員長 荒木正三郎、中央労働委員会会長 末弘徹太郎」

結局、上記の覚書の調印により、労働協約に関する中労委の調停作業は終ることとなった。日教組の調停申請の趣旨は、本来新しい協約の締結にむけられたものではあったが、結果的には中労委の斡旋により旧協約の延長という線で終息し、調停案の提示は実現しなかった。協約交渉は、ここに新たに再出

発することとなり、特に教育委員会法の制定に対応させて、交渉を出発させる事態に当面したのである。

なお、その後、日教組と文部省の間で、協約交渉は続けられたが、7月6日までに締結に至らず、同日の両者の交渉で、更に8月5日まで旧協約を延長する覚書が交換された⁽¹⁷⁾。

- (1) 『日教組回覧情報』 第15号, 1947年12月5日, 140 ページ
- (2) 同上, 第17号, 1947年12月19日, 151 ページ
- (3) 『中央労働時報』 第53号, 中央労働学園, 1948年2月25日, 10ページ
- (4) 『日教組回覧情報』 第15号, 139 ページ
- (5) 同上, 第16号, 144 ページ
- (6) 同上, 第17号, 151 ページ
- (7) 同上, 第15号, 139 ページ
- (8) 同上, 第17号, 157 ページ
- (9) 『中央労働時報』 53号, 1948年2月25日, 10ページ
- (10) 同上, 53号, 12ページ
- (11) 同上, 53号, 12ページ, 『日教組回覧情報』, 第18号, 1947年12月26日, 159 ページ
- (12) 『中央労働時報』, 53号, 13ページ
- (13) 『週刊教育新聞』, 第86号, 日本教職員組合, 1948年1月22日
- (14) 『週刊教育新聞』, 第93号, 1948年3月11日。『中央労働委員会速報』, 第49号, 中央労働学園, 昭和23年5月3日, 6 ページ
- (15) 『週刊教育新聞』, 第98号, 1948年4月15日
- (16) 同上, 第99号, 1948年4月22日
- (17) 同上, 第111号, 1948年7月15日

2. 日教組労働協約と政令第201号

日教組の協約改訂闘争は、マッカーサー書簡(1948. 7. 22)と政令第201号(7. 31)により重大な局面をむかえ、争議権・団交権とともに協約締結権は奪われ、従来の協約は失効することになった。ここではこの間の経過を労働協約問題を中心にみることにする。

マ書簡そのものには公務員の労働協約に直接触れた箇所はない。しかしそこには「すべての政府職員は普通に知られている所謂団体交渉の手段は公務員の場合には採用できないものであることを理解せねばならぬ」とあり⁽¹⁾、この記述を根拠に、団交権はもちろん、調停仲裁等の権利ならびに労働協約締結権が奪われることとなった。もっとも書簡は、「然しながらこの理念は公務員たるものが自ら若しくは選ばれた代表を通じ雇傭条件の改善を求めんが為に自由にその意見・見解若しくは不満を表明する個人的若しくは団体的の妨げらるることなき権利を有しない意味ではないことを明瞭に了解せられなければならない」と述べており⁽²⁾、交渉権一般を否定したのではない。したがって当時組合側が主張した如く、書簡が否定したのはストライキ権を背景とした団体交渉のみであるとする見解も成り立つが、かかる主張は通用すべくもなかった。

折から公務員の7月闘争は中労委の調停作業を中心として最高潮に達していた。政府はこれに対し書簡を根拠として7月24日に調停打ち切りの方針をいち早く決め、中労委に通告し、争議の解決の途を閉ざした⁽⁴⁾。更に、国公法の改正までの緊急措置として政令を出すか訓令にするかを検討していた政府は、訓令では政府職員のみを拘束し、中労委その他に対し拘束力をもたないと判断し、マ書簡の実施のための政令を公布することを決め(7. 27閣議)、7月28日にはフーパー公務員制度課長との会談を経て、マ書簡を地方公務員にも適用することとし、7月31日に政令第201号を公布した⁽⁵⁾。

周知の如く政令201号は、「同盟罷業、怠業的行為等の脅威を裏付けとする拘束的性質を帯びたいわゆる団体交渉権」を否定し(1条1項)、幹施・調停・仲裁を中止し(1条3項)、争議行為

を禁止した(2条1項)。他方、労働協約についてそれを無効とする明示規程はなく、たゞ「給与・服務等公務員の身分に関する事項に関しては、従前国又は地方公共団体によってとられたすべての措置については、この政令で定められた制限の趣旨に矛盾し、又は違反しない限り、引き続き効力を有するものとする」(1条2項)と定めており、従って旧労働協約の中でなお有効とする事項があることを認めている⁽⁶⁾。しかし、7月31日の政府声明は「又従来の労働協約は無効となる」と述べており、政府見解としては労働協約締結権は否認し、労働協約をも無効としたのである⁽⁷⁾。

以上の如き政府の措置ならびにマ書簡に対して、占領軍及び政府関係機関において異論のあったこともよく知られている。GHQキレン労働課長は、マッカーサーおよびフーバーとは意見を異にし辞任した。その理由は、マ書簡が公務員から団交権と調停仲裁の権利を奪ったことにあった。キレンは公務員の争議権を否定し、組合から共産党員を追放することには賛成であり、この点ではマッカーサー等と意見を同一にした。しかし、団交権と労働委員会制度を公務員から奪うことには基本的に反対したのであり、「かかる基本権の否定が人たるの価値と威厳の伸長をもたらす一石となつたためしはめつたにない」と反論した⁽⁸⁾。

更に中労委内部においても政府批判は存在した。7月闘争に関する全官公庁争議の調停は、7月14日(第1回)、7月17日(第2回)と進み、7月21日には政府は正式に応訴を決め、7月24日の第3回調停委員会より本格的調停作業が始ろうとしていた⁽⁹⁾。その矢先きの7月21日にマ書簡は出され、政府は第3回調停委員会を欠席したのである。7月24日末広中労委会長は、公務員法改正までは調停作業を続行すべきだという見解を表明した⁽¹⁰⁾。その後政府の方針が明確になり、政令201号が出される過程で、中労委内部の意見は割れ⁽¹¹⁾、結局8月10日の第52回総会に於いて、全官公庁争議に関する調停は中止され、かつ中労委の意見をまとめた建議を全員一致で採択した⁽¹²⁾。かくして日教組争議に関する調停制度はここに終りをとげたのである。

公務員の争議権、団交権、調停仲裁制度が否定された以上、公務員の労働基本権について論じ得る余地はきわめて限定されることとなった。そのひとつが旧労働協約のうちひきつづき有効な事項は何か、という問題であった。中労委建議はこの点とかがかわって、「失効すべき部分はでき得る限り最少限に止むべきであり、その具体的決定に当っては充分組合側の意向を尊重すべきことが筋道と考えるから、政府はこの点につき充分考慮を払われるよう勧告する」と記している。

しかし、中労委建議とは逆に政府のとった措置は一方向的であった。8月10日、政府は「政令第201号の解釈と取扱について」を閣議で決定し通達した。それによると、「三、労働協約等の失効に関する事項(第1条第2項)」として、次のように記している⁽¹³⁾。

1. 公務員はいわゆる団体交渉権を有しないのであるから、政府と対等の立場において団体交渉し、協定する能力を有せず、この意味における当事者能力を有しない。従ってこれを前提とした労働協約、協定又は申合せ等は当然失効する。
2. 労働協約が失効するのであるから、それに基いて設置せられた経営協議会は当然消滅する。
3. 本政令の趣旨に矛盾し又は違反しない限り、給与・サービスの如き公務員の身分に関する従前の措置は、引続き効力を有するものとする。効力を存続せしむべきものについては、別途具体的に決定措置する。
4. 組合専務専従者は、書簡に、「公務員は国民の主権に基礎をもつ政府によって使用され」「公共の信託に対し無条件の忠誠の義務を負う」とあり、又労働協約の基礎の上に認められているものであるから、従前の如き専従者は当然その根拠を失う。……

更に政府はこの「取扱方針」の3にもとづき、「各省庁労働協約に関する政令第201号第1条第2項の取扱方針」(8.10閣議了解)を通達した⁽¹⁴⁾。ここでは、賃金・退職金・人事基準についての組合との協議による決定、人事の事前予告制、組合専従の設置、経営協議会の設置などは全て否定されている。政治的自由に関する協約事項については公務員法101条(職務専念義務)、102条(政治的行為の制限)により取扱うこととされ、人事委員会規則による一方向的制限のもとにおかれるこ

ととなった。ここにおいて中労委建議はほとんど省みられることなく終わったのである。

ところで政令 201 号は、地方の労働協約に対しても拘束力をもった。労働省は上記の政府の通達に合わせて、労政局長名により「政令第 201 号の解釈並びにこれに伴う労政事務処理について」を知事宛に通牒した。そこには「五、労働協約その他協定等の効力について」として次のように記している⁽¹⁹⁾。

- (1) 今般の措置により政府並びに政府職員は、労働協約の法律的な当事者能力を有しないと解されているので、労働協約その他一切の協定、取決め等は法律上の拘束力を有しないこととなった。
- (2) 然し乍ら給与・服務・福利厚生施設等公務員の身分等に関する従前の措置であって本政令の趣旨に矛盾又は違反しないものについては実質的なお効力を持続せしめることとなっているが、その範囲は、国又は地方公共団体の当局においてマ元帥書簡並びに政令の趣旨を勘案の上自主的に決定すべきものである。但しその決定に当っては、別紙 8 月 10 日閣議了解の趣旨に依り取扱われたい。なお、此の場合、成るべく公務員の組合の意見を尊重することが望ましい。
- (3) 本政令施行後において公務員は第 1 条第 1 項但し書によって当局と交渉する自由を有するが、この交渉の結果一定の諒解に達したときは徒なる紛議の発生を防止する為に、之を文書として記録することは差支えない。みられるようにこの通牒はさきの政府通達とは多少趣きを異にしている。中労委の建議もいれられている。協約条文の有効・無効については「自主的に決定すべき」であり、「組合の意見を尊重」して決めることを認めている。また文書協定の余地を残している。従って、地方レベルでいえば、組合運動如何によっては、労働協約中なお継続して効力をもつ事項の範囲を拡大し、文書協定をする可能性を残したといえる。この点に関しては後述するように、政令 201 号が地方に及ぼした影響には地方的差異がみられ、既得権の確保にある程度成功した県もある。

- (1) 労働省『資料労働運動史 昭和23年』 222 ページ
- (2) 同上, 222 ページ
- (3) たとえば「今次政令に対する日教組の解釈」参照、『日教組回覧情報』 第46号, 410 ページ
- (4) 『資料労働運動史 昭和23年』 231 ページ
- (5) (6), 同上, 232 ページ
- (7) 同上, 233 ページ
- (8) 同上, 233 - 4 ページ
- (9) 『中央労働時報』, 第73号, 9 - 14 ページ
- (10) 『資料労働運動史 昭和23年』 235 - 6 ページ
- (11) 『中央労働時報』 第73号 19-23 ページ
- (12) 同上, 26 - 27 ページ
- (13) 『資料労働運動史 昭和23年』 246 ページ
- (14) 同上, 246 - 7 ページ
- (15) 同上, 247 - 8 ページ

小 結

ここで第 3 章および第 4 章の主題についてまとめておく。そこでの検討の主要な対象は、日教組労働協約の改訂過程の分析と協約改訂を阻んだ理由とは何かという問題であった。日教組協約の改訂は、当事者双方の団体交渉の過程と中労委の調停過程の二段階で争われたが、結局解決するに至らなかった。改訂を阻んだ直接の契機は政府の団協基準であった。それは、ユニオンショップ制、組合の行政参加、専従制度を否定し、人事行政への組合干与を抑制するもので日教組の到底容認できるものではなかった。政府基準とは別に改訂過程では、改訂を阻害するその他の諸要因が明らかになった。それは、第 1 に、行政事務配分の問題であり、第 2 は労働協約と内容的には重複し矛盾さえするところの新しい法律の制定問題であり、第 3 は予算措置に関連する問題であった。

第1の問題は、地方分権原理を基本原理とする新しい教育行政システムへの移行の中で、文部大臣はいかなる範囲で労働協約の当事者能力を持ち得るのか、という問題であった。文部省はこの問題に極わめて消極的に対応し、文部大臣の権限がないことを根拠に日教組案を拒否した。たしかに地方分権にもとづく行政事務配分のもとでは文部大臣の権限が大巾に縮少することは事実であり、改革の動向はその方向にむかって大きく前進していた。従って文部省の主張には一定の根拠はあるが、協約改訂期においてははまだ行政事務配分の確定案もなく流動的であり、教員が官吏であることから文部大臣の責任は明確であり、また学校設置基準の制定や教育費の国庫負担、国庫補助に関する文部大臣の所掌事務は存在するのであり、地方分権を理由とする当事者能力の喪失という文部省の主張は当を得ない。問題の所在は分権体制下における中央の労働協約の意義と内容を明らかにする点にあったが、結局それは教育委員会法が制定されてから検討するということとなり、分権化への過渡期における中央の労働協約の改訂は実現しなかった。

第1の問題に比べ第2の問題はより深刻であった。労働協約の改訂を阻んだ主要な法律は国家公務員法であった。国公法は1947年8月30日に第1国会に上程され、10月21日に公布された。法の施行は翌年7月1日であることから協約改訂交渉には支障がないといえるが、問題はそれほど単純ではなかった。同法は公立学校教員にも適用されることから、法の内容と労働協約の内容との関連が当然問題となる。人事の根本基準、給与準則、諸手当、分限、服務、懲戒、公務傷害、政治的行為などの如く、従来労働協約ならびにそれにもとづく協定などが定めてきた諸事項が、国公法の制定により同法で定められることとなり、かつ国公法が予定している人事委員会ならびに人事委員会規則に委ねられることになった。このことは、従来の協約諸事項の大半が人事委員会の権限事項となり、かつその限りで文部大臣の権限は人事委員会に移管されることを意味した。従って、労使対等原則を前提として両者の合意で定められた協約内容は行政委員会規則に移行することとなり又交渉の当事者であった文部大臣はその当事者能力を失うこととなる。この事態は労働協約制度を基本的に否定する方向を指向しているといえる。更に問題はそれ以上に発展する方向を示していた。第1次国公法はよく知られているように、フーパー草案において公務員の争議権を否認していた。その後の修正過程でこの条文は消えたが、占領軍の政策転換とも関連し再浮上してくる可能性は十分予想されていた。マ書簡と政令201号がそれであり、1948年12月3日の国公法改正で確定した。1947年8月の政府の団協基準はこの流れに位置づくものであり、同基準は政令第201号によりその意図を実現したのである。第1次国公法は既に潜在的に協約体制を否定する内容をもっていたのであり、労働協約の改訂過程は国公法による労働協約の形骸化の過程と表裏をなしており、この過程は政令第201号と国公法の改正とにより完成し、労働協約体制はここに終わったのである。

第3の予算問題は、労働協約に必要な予算措置を実現し得なかった運動側の弱点の反映としてまず把握できる。しかしそれ以上にここで問われていたのは、行政事務配分の分権化と財政の負担責任との相互関係を明らかにしていくことであった。文部省は教育行政の分権化を理由として中央政府の負担責任を回避することに終始したが、行政上の分権体制がたどるに財政負担の分権化を必然とするものではない。戦中に形成された教育財政の国家負担の集中システムは一定の必然性をもっていたのであり、戦後もこの制度をほぼそのまま継受していた。国家の負担責任を明確にしつつ財政システム全体を民主化することが課題であったのであるが、それはできなかった。行政事務配分の分権化に照応しつつ地方における労働協約の比重が高まっている中で、地方協約の充実をはかる意味でも国の財政負担責任を明らかにする課題を中央の労働協約は負っていたのであるが、それは実現しないまま政令201号へと移っていったのである。

第5章 都道府県教組の労働協約

1. 締結状況

都道府県別にみた協約締結状況は以下のとおりである。ここでは、便宜上分類の基準として、日教組協約（全教協，教全連の労働協約）が締結された1947年3月までをAグループとし、それより政府の団体協約基準の出た47年8月までをBグループとし、それ以降のものをCグループとした。

Aグループ

東京	1946・10・30	都労連との統一労働協約。教育業務協議会の設置は47. 2. 19。『都労連十年史』P 519，『戦後東京都教育史 上巻』P 22。
岩手	1947・1・21	岩手県教員組合『組合史 第一集』P 182。
福島	1・25	福島県教育委員会『福島県教育史』第3巻 P 961。
三重	2・22	三重県教組資料。
宮城	2・24	宮城県教委『宮城県教育百年史』第3巻 P 109
京都	2・28	京都府教員組合（国民学校）の協約，本文不明，京都府教育研究所『戦後京都教育史年表』P 8。
岐阜	3・8	本文不明
<全教協>	3・8	『日教組回覧情報』第31号，1948年4月18日，290 ページ
<教全連>	3・11	同上，292 ページ
千葉	3・14	千葉県教組『組合史1』P 88，同『千教組組合史』P 125。
鳥取	3・20	『鳥取県史』近代編第5巻 資料編戦後期 P 932
群馬	3・31	本文不明，群馬県教委『群馬県教育史 戦後篇』上巻 P 314 『群馬高教組二十年史』P 17 参照
長崎	3・31	長崎県教職員組合『長崎教育新聞』No 11，1948・6・1

Bグループ

神奈川	1947・4・4	神奈川県教委『神奈川の教育 戦後30年のあゆみ』，P 50
埼玉	4・28	『埼玉高教二十年史』，P 31
新潟	5・2	『新潟県教職員組合史』第1巻，P 244
青森	5・14	青森県教組，県教組史資料
山形	5・19	『山形高教組20年の歩み』，P 12
石川	6・21	『石川県教組組合史』，P 120
長野	6・23	長野県教組資料。『長野県教組十年史』，P 91 参照
岡山	6・23	本文不明 岡山県教組『組合沿革史』，P 5
滋賀	7・10	国民教育研究所『日教組運動資料（滋賀中心）1947～1948』所収
福井	8・1	福井県教組『県教組二十年史』，P 164
香川	8・1	『香川県教職員組合運動史』，P 97
熊本	8・1	熊本県教組『十年のわだち』，P 40
愛媛	8・6	愛媛民主教育研究所『愛媛の民主教育—戦後30年の歩み』，P 49
静岡	8・7	『静教組三十年史』，P 60
高知	8・11	高知県教育史編集委員会『戦後高知県教育史』，P 608
広島	8・14	『広島教育時報』 昭和22年8月25日，第4-5号
奈良	8・26	本文不明，奈良県教委『奈良県教育百年史』，P 286

Cグループ

島根	1947・9・19	『島根県教組十年史』, P 54
北海道	10・3	北海道教職員組合『組合史 第一集』, P 298
秋田	10・10	『秋教組二十年史』, P 36
和歌山	10・18	本文不明, 『和教組20年史年表』, P 12
福岡	10・	『福岡県教組20年』, P 187
兵庫	11・8	『兵教組十年史』, P 33
富山	11・24	富山県教組『県教組十年史』, P 37
山口	11・27	山口県教組資料
茨城	12・10	『茨教組二十年の歩み』, P 92
佐賀	12・24	佐賀県教組資料, 『たたかいの20年』, P 71 参照
大分	12・26	『大分県教組二十年史』, P 84
愛知	12・27	国民教育研究所『日教組運動資料(滋賀中心)1947-1948』所収
鹿児島	1948・1・16	鹿児島県教組『十年のあゆみ』, P 55

(注) 栃木, 山梨, 大阪, 徳島, 宮崎については, 締結年月日, 本文ともに不明

2. Aグループ労働協約の特徴

上記Aグループの内, 京都・岐阜・群馬については協約本文を入手していないが, あとの8教組の協約はおおむね共通した特徴をもっている。これら協約中, 教員組合独自の協約としては最も早い岩手県教組の労働協約をAグループ協約のひとつの事例としてここに引用しておく。

岩手県教員組合労働協約書

岩手県知事(以下甲と称する)と岩手県教員組合(以下乙と称する)は労働組合法の精神に則り次の労働協約を締結する。

第1条 甲は乙を承認し, これと団体交渉する。

第2条 岩手県内国民学校, 青年学校並びに中等学校教職員は原則として乙の組合員(以下単に組合員と称す)たるものとする。

第3条 甲は組合員の生活安定に努力し乙及び其の組合員は教育能率の増進に努力する責務を有する。

第4条 甲は組合員の給与, 休日, 休暇其の他の労働条件の改変については乙と協議又は乙と緊密なる連絡をとる。

第5条 甲と乙は本協約の趣旨に則り教育協議会を設置する。其の構成及び会議規程は双方協議の上別に定める。

第6条 教育協議会は次の事項を協議する。

- 一 本協約第4条に関する事。
- 二 教育の刷新民主化に関する事。
- 三 福利厚生に関する事。
- 四 教員の素質向上に関する事。
- 五 其の他教育協議会に於て必要と認めた事。

第7条 1. 教育協議会に於て決定した事項は双方誠意を以て履行する責務を有する。

2. 前項中双方に於て必要があると認めた事項を成文化して労働協約とすることができる。

第8条 甲は乙及び其の組合員が組合業務及び組合活動に従事する事を認める。

第9条 甲は組合員が行う組合運動を理由として解職異動懲戒其の他組合員の不利益なる処分を行わない。

第10条 甲は原則として争議中に不当なる干渉弾圧をなし不利益なる行為をなさない。特に新なる教員の採用を行わない。

第11条 本協約による協議が整わないときは甲又は乙は労働組合法等に認められたる正規の方法を選択することが出来る。

第12条 本協約の有効期間は締結の時より半ヶ年とする。

附 属 覚 書

第1条 甲及び乙は労働組合法に基づき組合員が加入脱退の自由を確認の上岩手県内国民学校、青年学校並びに中等学校教職員の労働組合としては乙以外の結成を希望しない。

第2条 第4条の協議及び連絡事項の範囲に関しては教育協議会にて決める。

第3条 本協約第4条中特に婦人教員にとり重要な事項は乙婦人部と緊密なる連絡をとる。

第4条 本協約第8条に基づき専ら組合業務に従事する組合員を認め其の範囲は教育協議会に於て決定する。

昭和22年1月21日

岩手県知事 引 田 重 夫
岩手県教員組合委員長 潮 田 斌

特徴点の第1として指摘できるのは、規範的事項（労働日・定員・給与など）が少く、債務的事項が主要な内容をなしているということである。上記岩手県教組の協約をみてわかるとおり、規範的事項については具体的な定めがない。その意味では労働協約として不完全であるといえる。しかし、これらの事項は教育協議会で決めることになっており、一定の限界はあるとはいえ初期の協約として、そのもつ意義は大きい。従来行政機関の意思形成過程を規制できなかった教師にとり、行政参加権を基本的に組合が獲得したことは、地方レベルでの民主的教育改革にとり決定的意義をもつものといえる。

第2に、Aグループの協約はすべてみな短文であるが、それは、この協約がその後に締結される労働協約や協定書の一部としての意味をもっているからにはかならない（7条2項参照）。この状況を岩手県教組のばあいで見ると、その後労働協約こそ結ばれていないが、20回をこす教育協議会での「承認事項」「確認事項」、団交による「賞書」、要求書に対する文書回答など、実質的に労働協約と同様の内容をもつ協定が結ばれている。^{*}

・人事手続に関する協定が結ばれており（岩手県教組『組合史 第2集』P18, 47, 509, 530参照）、給与に関しては、初任給格付け、給与切替、男女差撤廃、休職中の給与の定め、特別昇給、旅費などに関する覚書、文書回答、協定などが結ばれている（同上、P70, 201, 239など）。教育制度の民主化については、岩手県教育振興方針についての協議、新学制移行に関する協議機関の設置、教育復興会議の共同設置などが覚書、教育協議会での確認事項として合意されている（同上、P47, 201, 230）。研修に関しては、自由研究日の設置、認定講習会、夏期講習会の開設、教育研究所の設置、講習会旅費などが教育協議会の協議事項とされたり、文書回答、覚書として合意されている（同上、P61, 70, 169, 230）。

* 人事に関していうと、補助教員の配置基準、視学・視学委員・校長・2級官その他を含む人事異動方針

第3に、協約条文の多くが組合活動に関する事項にあてられており、それらは組合活動の自由を保障し、その侵害を防止する保障になっている。このような条文の比重が高いことは、結成当初の教員組合の協約としては当然であり、その後の自由な組合活動を保障する制度的前提をつくり出したという意味で画期的な意義をもつ。

第4に、ユニオンショップ制に関する条文がほとんどみられないという点を指適できる（岩手を除き）。このことは、この時期の教員組合がまだ地方単位で統一されていないという現状を反映したものである。学校種別による組合の分裂状態、全教協・教全連系による組合の分裂状態などは、この期においてまだ克服されていなかったものであり、かかる事情がこの期の労働協約にも反映していたのである。

3. Bグループ労働協約の特徴

このグループの協約は、日教組協約が締結され、それ以降政府の団体交渉基準が発表されるまでの間のものである。したがって、これら協約は日教組協約を基準とし、かつ政府基準による拘束がない中で締結されており、地方的特色をも生かし得た時期に結ばれている。以下これら協約の特徴を概観しておく。

- (1) まず、過半数の協約がユニオンショップ制に近い条文を含んでいる。これはAグループにはみられない特徴である。関連条文としては、「甲は乙を団体交渉権を有する唯一の組合であることを承認する」（神奈川）、および「教職員は原則として乙の組合員であるものとする」（同）の二条文である。この内前者の条文をもつ県は、山形、埼玉、神奈川、新潟、滋賀、香川、愛媛、高知、熊本であり（全体の64%）、後者については、青森（覚書）、山形、埼玉、神奈川、新潟、石川、福井、広島、愛媛、高知（了解事項）である（全体の71%）。関連条文をもたないのは静岡だけである。以上の協約事項は、それぞれの地域における教員組合の統一（単一体、ないし連合体）を前提としてはじめて可能となったものであり、かつその後の統一を保障する前提条件をなすものといえる。日教組の結成により教育労働運動の全国的統一組織が実現したが各県単位で見ると、なお学校種別（小中・高・大学、あるいは公立・私立）による組合組織の分裂や、全教協系・全教連系の二つの組織が存在していた。このような分断、分裂状況の克服が焦眉の課題になっていたことはいまでもない。この克服は、戦後の民主的教育改革の実現主体の形成にとり不可避の課題であった。そしてこの統一の実現の直接的契機になったのが労働協約であった。したがって、Aグループ協約からBグループ協約への移行は、教員組合の地方的統一と表裏の関係をなしていたのである。
- (2) Bグループ協約のほとんどは、日教組協約に類似している。特にAグループ協約にはなかった規範的事項が拡大しているが、それは日教組協約に負うところが大きい。Aグループ協約の欠陥を日教組協約が克服し、それがBグループ協約において一般化したといえる。勤務時間、休日、休暇、教員定数、学級定員などのこれらの事項に関する定めは、ほとんどが日教組協約と同様である。多少異なる点をあげると、看護休暇の保障（山形）、産休・結核休職中の代替教師の配置（愛媛）、養護教諭の配置（500人以上の学校—山形）、事務職員の配置（1校1名以上—愛媛）中学校・中等学校の学級定員の明確化（青森、山形、静岡）などであるが、しかし、それは少数の事例にすぎない。このことは逆に日教組協約の果たすべき役割の大きさを示している。これら規定の多くが予算問題と関連しているだけに、中央政府との協約内容の改善、および学校設置基準の制定が必要であった。しかし、この時点において以上の必要を満たす運動は、中央において有効に組織できなかつた。従って、Bグループ協約が規範的事項を拡大しているという特徴もっているにもかかわらず、その拘束性・実現性は弱く、この点では日教組協約がもっていた弱点と共通している。
- (3) 人事に関する事項について。人事委員会の設置が一般化している（熊本、愛媛、高知の協約にはみられないが、このうち愛媛・高知は全教協協約をそのまま承認しているので人事委員会を否定するものとはなっていない。熊本においても48年4月には設置されている）。協議の対象は、組合員人事はもちろん校長、視学にまで及び（青森、山形、群馬、石川、福井、熊本、愛媛、静岡）、人事の事前予告制（埼玉、新潟、香川、愛媛）、個別人事についての異議申し立て（青森、石川、福井、熊本、愛媛）などの人事手続の民主化に関する協約も拡大している。組合活動を理由とする罷免の禁止規定もほとんど一般化しており、総じて民主的人事行政の制度的保障は、この協約により強化されたといえる。
- (4) 給与に関する事項について。甲乙両者の協議により大綱規定を定める、という給与制度の基本原則はほとんどのばあい確認されている（神奈川、石川、静岡、滋賀にはない）。個別給与手当については、時間外手当（埼玉、山形、静岡）、へき地手当（山形）、休職中の給与補償（埼玉、山形、広島）、出産費用（埼玉）、看護手当（埼玉）、研究費（香川）、結核療養費負担（石川）出張旅費（香川、静岡）などに及んでいる。しかし、これら法制的裏づけのない（或いは未整備の）給与、手当については、地域的アンバランスがあり、一般的ではない。また給与の地域差が

顕著であった当時、地域的最賃制の確立は急務であったが、関連条文は、石川県のばあいにみられるのみである（石川県では「基本給は他のいずれの都道府県よりも低位でないこと」という条文がみられる）。全体として、個別給与・手当・補償の規範化にまではいっていないが最賃制の確立、個別手当の拡大と制度化、国庫負担の枠の拡大などが課題とされていた当時、地域別給与をめぐる以上の如き傾向は、集約化され、国家レベルでの給与法制に影響せずにはすまなかった。現に、47年の10月闘争、48年の3月闘争、7月闘争へと賃金闘争は波状的に拡大していくのであり、この場合、労働協約が果たした役割はきわめて大きいといえる。なによりも地域単位での賃金交渉は、労働委員会制度とあいまって、国家権力への影響を必至とするし、実員実額による国庫負担制度をとっていた当時、地域単位での給与決定はそのまま国家予算へと波及する。事務配分上、給与決定は地方事務であるとして、その責任を回避せんとした文部省の態度とは逆に、給与をめぐる闘争は地方単位で激化し、全国的規模にまで拡大するに至ったのであり、それはまさに労組法、労働協約体制を前提として可能であった。

- (5) 業務協議会はすべての県に設置されている。名称は多様であり、業務協議会のほか、教育協議会（神奈川、青森、福井、熊本）、教育運営協議会（埼玉）、運営協議会（新潟、高知）などとなっている。協議事項はほとんど日教組協約と差はないが、全教協・教会連の各協約の違いが反映しているところもある。「業務の刷新」は全教協協約にのみみられるのであるが、これをいれていないのは神奈川、埼玉、青森、福井、熊本、滋賀であり、このうち神奈川、埼玉は「教育の計画および運営」（教全連協約にみられる）が別に入っている。また青森、熊本は「教育の刷新」「教育事業の刷新」が入っている。神奈川、埼玉、福井、熊本のばあいは、とくに教全連系組合が強かっただけにその影響がみられるとあってよい。日教組協約との相連点としてあげられるもうひとつの点は、「教育予算」についてである。この項目は日教組協約には入っているが、Bグループ協約には欠如しているところがめだつ。神奈川、埼玉、福井、熊本、滋賀などがそれぞれであり、この傾向はCグループになるとより顕著になる。既述したように「教育予算」を業務協議会の協議事項からはずす意図は文部省および政府において明瞭であるが、それと同じ傾向がこれらの県の協約にはみられる。予算編成過程への参加は行政参加のなかでも中心的課題であるだけに問題が残る。

ところで、既述したところであるが、日教組協約の弱点であるところの、「教育立法」「教育計画の作成」「教育制度の民主化」「教育内容の革新」などが業務協議会の協議事項からはずされているという点は、これら地方の協約ではどのように克服されているであろうか。「教育の計画及び運営に関する事項」（神奈川、埼玉）、「教育事業の刷新に関すること」（青森、熊本）などが、関連規定であるといえる。このうち青森をのぞく3県は教全連系の組合であり、職能的色彩が強く、それだけに「教育の計画及び運営」を挿入していることは、それなりの根拠もあり理解しうる。他方、全教協系の組合でみると、青森県のばあいだけ「教育の刷新」が入っており、それ以外は「業務の刷新」になっている。4月22日の日教組・文部省の「覚書」において、「業務協議会に於ける教育予算、業務刷新に関することは、教員の待遇の改善及び地位の向上に関連深き事項を協議するを本旨とする。尚必要且つ適切な場合には教育民主化に関連して協議することもある」と記してあり、「業務の刷新」を限定的に解釈する方向が出されているときだけに、以上の如き地方での対応には問題がある。「教育の民主化」が最高度の課題であるときに、それを業務協議会の正式の協議事項として挿入できなかつた点は、これら地方の協約が依然として日教組協約の弱点をひきついでいるものとしてみることができる。

- (6) 組合運動に関する事項については、協定条文のほとんどは日教組協約と同じである。専従者数では、300人に1人とするのが全教協協約であり、香川・愛媛・高知・広島がこれに従っている。

教全連協約は「別に協議する」となっており、神奈川・埼玉・熊本・福井などの教全連組合がこれに従っている。青森は200人に1人、山形・静岡はそれぞれ50人、40人となっている。日教組協約にはない定めとして注目できるのは、神奈川のばあいでは、「乙の役員は組合員の統制に関しては責任を以て之に当る」、「乙は……役員の官職氏名を甲に通知するものとす」とあり、のちの政府の団協基準に出てくる双務性の強調がここには既にみられる。これも教全連系組合の特徴のひとつといってよい。政治活動についてみると、教全連系の組合（神奈川・埼玉・福井・熊本）に関連条文が少ないことに気づく。熊本は関連条文を欠いており、あとの3県は「公職就任の自由」（公務員の他位と両立する範囲で）をみとめているのみである。

4. Cグループ労働協約の特徴

CグループをBグループと分け独自のグループとした意味は、内容的な差異によるのではない。既述したように、これらの協約が政府の団体協約基準（47・8・21）の後に結ばれているということによる。政府基準の基本的特徴は、これも既述したように、ユニオンショップ制の否定、組合の行政参加の否定、組合員以外への人事干渉の否定、組合専従制の否定、双務性の強化などにある。この基準は一応政府機関の関係協約を規制するものであるが、その内容がもつ一般性からいっても地方や民間への波及効果を意図していることは明白である。

Cグループの協約の特徴に触れる前に、Cグループの概括的な特徴についてみる。これら協約は全国的にみた協約締結期の後半に締結されたものである。Cグループ最後の鹿児島にいたっては、東京および岩手に比べほぼ1年おくらしている。またCグループには、九州の諸県（福岡・佐賀・大分・鹿児島）が比較的に集中していることに気づく。周知のように、九州の国民学校教員組合は、長崎県を除きすべてが教全連に参加していた。他方中等学校教組は、九州中教組を組織し全教協に結集していた。従って、これに青年学校教組、大学高専、師範の各組合を加えると、当該諸県の組合は多様に分かれており、それだけ統一組織の結成は遅れた（熊本—1947・6・20、大分—9・14、福岡—10・28協議体、長崎—12・19、鹿児島—12・6、佐賀—12・21）。教全連系の強いこれら諸県の教育運動は、その出発において校長層の指導が強く、また2.1ストの如き全国的運動への参加もなく、組合運動の主体が校長層から一般教師に移行するのに他の諸県より時間を必要とした。このような背景が協約締結の遅れに影響しているものとみてよい。このことは同じく教全連に属していた富山県についてもいえる。富山のばあい国教・青教・中教など県内の教員組合の統一化は早く（46・4・5協議体）、教全連への加盟も早かった（46・11・13）。それは典型的な校長組合として出発している。しかし、組織的統一が早かったとはいえ、47年4月の知事選挙で組合幹部の多くが選挙違反にとわれ、その後組合の再建をせざるを得ない事態となり、6月29日に再建大会を開き、協約締結の運動はこの時点より開始せざるを得なかった。以上の背景が後述するように富山県労働協約が最も政府基準を受け入れた協約になっていることの原因として考えられる。なお、以上みてきた県以外の諸県がなぜ遅れたのかについてはそれほど明らかではない。秋田、兵庫、茨城のばあいは、それぞれ6・23、7・10、7・13に県内教組の統一を実現しているのでこのことに関係しているといえよう。しかし、島根、北海道のばあいは46年中に統一組織は実現している（それぞれ3・28、5・7）ので、統一組織の結成の時期とは関係がない。愛知のばあいは、早くから日教労・全教協に参加していたが、46年末の大会で執行部が不信任され、別の執行部に移ったことと関連していると思われる。

さて、ここでの主題であるCグループ協約の特徴について検討する。結論的にいうと、政府の団協基準の影響はそれほどみられないといえる。政府基準の反映とみられるものをあげると以下のようなになる。(1)組合員の範囲および役職に就く範囲を限定してきている。たとえば校長・部長

を組合員から除いたり(大分)、校長・教頭を組合専従から除く(富山)などがそれである、(2)人事についていうと、人事委員会の設置率が低下し(Bグループ8/15→Cグループ4/12、設置は北海道、福岡、大分、鹿児島)、視学、校長人事に干与できる県も少くなっている(視学は兵庫山口、愛知、佐賀、鹿児島、校長は佐賀、福岡、愛知がそれぞれ干与できる)。また、公務傷害療養、産休明け90日は罷免できないとされていたのが(Bグループのほとんど)、30日に縮小されているところがふえている(島根、秋田、富山)、(3)勤務条件でみると、産休期間が16週より12週ないし14週に縮小し(島根、富山、鹿児島は12週、秋田、佐賀は14週)、教員定員、学級定数が法定数によるというところが増加しており(福岡、愛知、佐賀、鹿児島)協約できめる県は少くなっている。いずれも法令(労基法、学校教育法施行規則)による影響といえる。(4)給与については、その大綱規定を協議で定めるという条文は少くなっているが(10/15より5/12へ減少)逆に諸手当に関する条文がふえ、またスライド制による給与支給を確認しているところもあらわれており(兵庫、愛知)、地方での賃金闘争の成果が協約上にもあらわれてきている。(5)業務協議会については、ほとんど差異はない。「教育事業の刷新」(大分)、「民主教育の振興」(愛知)など教育実践に関連する協議事項があらわれてきている点が注目できる。(6)組合活動についてみると、専従者数についての具体的定めがなくなり、逆に「協議できめる」という条文が増している。具体的定めをもつのは、島根(5人)、富山(17人一覚書)、大分(250人に1人一覚書)のみであり、島根のばあい異常に少ないことがめだつ。(7)Cグループのなかでも富山県のばあいは、特にきわだった特色をもっている。双務性の強調(「乙は、組合員の職務に対する規律の遵守、職責の完遂及び能率の増進をはかり…」)、「乙は、甲に対して、年2回組合員の名簿を提出せねばならない」、休暇の制限と承認制の強化(産休12週、結核療養休暇の年数の定めなし、組合出張の承認制)、人事に関する定めがないこと(人事委員会の設置規定なし、業務協議会の協議事項に人事なし、並に覚書事項で「甲の人事権に拘束を加えるものではない」と記している)、組合専従職員の制限(「甲は、……その人数を漸減することを条件として、当分の間之を認める」)、行政干与の否認(業務協議会の規定は「乙が行政に関する計画の樹立、運営等を協議事項とするものではない。即ち行政に干与することを認めるものではない。」……覚書)などにその特徴をみいだせる。Cグループのなかにも他の協約にはほとんどみられないこれら富山県独自の規定は、明らかに政府の団協基準による拘束を受けたものとみてよい。

ところで、ここにあげた個別の特徴をみると、そこに政府基準の影響を認めることは困難ではない。しかし、その影響のあらわれ方は地方により異なり、富山のように明確であるばあいを除くと、それほど歴然としているわけではない。特に、北海道・福岡・大分・茨城・愛知・鹿児島などの協約はBグループ協約とほとんど差はなく、日教組協約(全教協・教全連)の水準を維持しており、政府基準の影響はほとんどない。また、福岡・大分・佐賀・鹿児島などの如く、教全連との結合が強かったところにおいても、全教協系組合の協約との差がなくなっていることも特徴といえる。政府基準との関連で争点になっているいくつかの指標について、Cグループの協約を検討してみると以下のようである。

(イ) ユニオンショップ制に関する事項

- (a) 「唯一の団交相手として乙組合を認める」—北海道、秋田、茨城、兵庫、島根、大分、佐賀、鹿児島
- (b) 「教職員は原則として乙組合員とする」—北海道、秋田、茨城、山口

(ロ) 人事に関する事項

- (a) 「甲乙協議により人事に関する原則基準を定める」—北海道、秋田、茨城、愛知、富山、兵庫、山口、福岡、鹿児島、佐賀
- (b) 「人事委員会を設置する」—北海道、福岡、大分、鹿児島

- (c) 「個別人事について事前に予告する」－茨城、島根、佐賀
- (d) 「視学・校長人事について組合と協議する」－愛知、福岡、佐賀、山口、鹿児島（後二者は視学のみ）

㍻) 規範的事項

産休16週間、メーデーの休暇扱い、教員定数の明示、学級定数の明示（40人）の4項目中2項目以上の定めをもつもの－北海道、秋田、茨城、愛知、山口、大分、佐賀

㍿) 給与に関する事項

- (a) 「給与の大綱規定について協議する」－北海道、福岡、大分、鹿児島、佐賀
- (b) 諸手当の定めが2種以上あるもの－北海道、茨城、愛知、兵庫、山口、大分

㍽) 組合活動に関する事項

- (a) 勤務時間中の組合活動を認めるもの－愛知、兵庫、島根、山口、福岡、鹿児島、佐賀
- (b) 組合専従を300人に1人認めるもの－北海道、秋田、茨城、愛知、兵庫、山口、福岡、大分、鹿児島、富山（但し、富山のばあい専従漸減方針が明記してある。）

以上の11指標（イー a・b、ロー a～d、ハ、ニー a・b、ホー a・b）について、因みに過半数の指標を充足している県をあげると、北海道(8)、福岡(7)、山口(7)、茨城(7)、佐賀(7)、大分(6)、愛知(6)、鹿児島(6)となり、秋田(5)、兵庫(5)がこれに準じている。島根(3)、富山(1)のばあいは、かなり欠いており、政府基準の影響を受けているとみられる。

以上のように、島根、富山をのぞくCグループのほとんどの協約は政府基準の影響をあまり受けていない。そして、この点にCグループ協約の基本的特徴がある。その背景にはいくつかの要因が考えられる。ひとつは、この年の地方自治法の施行により知事が国家機関より地方自治体の自立的行政機関に変わったということがあげられる。つまり民主的自治制度への移行が始まっているという事実である。第2は、地方の教職員組合の単一組織への編成が進み、賃金闘争を中心とする闘争能力が地方単位で飛躍的に向上しているという点である。その是非はともかく、日教組はこの期地域闘争を重視し、各県レベルでの組合の統一化とともに、その闘争力、交渉能力を飛躍的に高めて、2.1 スト期においてはまだ存在していた県レベルの闘争力の格差が縮小し、教育労働運動の全国的交流の一般化と闘争力の平準化が進んだという事実である。第3は、占領軍の公務員政策が、フーバーの帰国とも関連し、少なくとも公務員の団結権、団体交渉権、労働協約締結権を認める方針を継承していた、という点である。この政策はマ書簡により放棄されることになるが、それまでは地方軍政部による相違はあるにしても、協約締結権は保障されており、そのもつ意義はCグループにとり大きかった。

5. 県教組労働協約の改訂

地方の労働協約の有効期間はいずれも6ヶ月ないし1年であり、従ってAないしBグループ協約は、47年の夏以降その改訂期をむかえていた。改訂作業にあたり新協約案を作成し交渉しているところもあるが、青森県を除いては全てのばあい、旧協約の延長という形で終わっている。延長という形式によってしか労働協約を維持できなかったところに、この期の協約闘争の限界を認めなければならないが、少数のケースにしる新協約を締結し得た青森県のケースは、その後の協約闘争に新局面を作り出したという点で注目しなければならない。したがってここでは青森県の改訂労働協約の内容と特徴についてふれることとする。

青森県教組の改訂協約書は、旧協約の締結日と同日の48年5月14日に結ばれている。その内容を以下に示す（特に注目できる箇所のみを引用）。

青森県教職員組合労働協約書（昭和23年5月14日）

第1章 原則事項

第1条 この協約は青森県知事と青森県教育労働組合が昭和22年5月14日に締結した労働協約に基き、その権利義務を継承すると共に、更にその適用の範囲と効力とを改正向上せしめたものである。

第2条 甲は乙を教職員組合の唯一の団体交渉相手とし、甲乙双方の諒解なく同種の他の団体と団体交渉をしない。

第3条 本県に勤務する教職員は原則として乙加盟組合員となるものとする。

第4条 甲は乙組合員の生活保証の当面の責任者としてこれが確保に任ずると共に、勤務条件の維持改善を行い、乙は組合員の職務に対する責任感の昂揚を図り、甲乙協力して民主的教育の興隆並びに学術研究の自由の確立に努力する責務を有する。

教育研究の充実進展について乙が甲にその計画及実施状況を求めたときは、支障のない限り甲は乙に報告する。

第5条 甲は教育予算の編成及び教育関係法規等の起草にあたっては、組合側の意見を求める。

第6条 甲は乙組合員を性別及び出身学校別其他による不当なる差別待遇をしない。

第7条 労働基準法は他の労働者と同様に教職員に適用されることを確認し、甲はそのために必要な行政措置を行う。

第8条 甲は私立学校経営者に対し本協約の精神に準じ有効な勧奨を行う。

第2章 給与に関する事項

第9条 略（甲乙協議による給与制度の確立）

第10条 甲は乙と協議して県及び市町村が負担する左の給与に関する準則を定める。

- 1 超過勤務手当 2 当直手当 3 僻すう地手当 4 住宅料 5 交通手当 6 結核療養費
- 2 昇給に関する事 8 旅費 9 休職教員の給与

第11条（退職金制度）、第12条（結婚資金制度）一略一

第3章 勤務に関する事項

第13条（勤務時間）、第14条（各校における事務職員、養護教諭の配置）一略一

第15条（教員定数）一略一 幼稚園（1学級2人）、小（1.5人）、中（2.0人）、高（文部省基準）

第16条（学級定員）一略一 50人以下を基準、幼稚園25人、盲ろう養護学級（12人）

第17条 教職員の資質向上のため甲は乙と協議して左の制度の実現に努力する。

教職員の研究機関の常設、内地留学制度の確立、自由研究日1年20日、研究費県費補助の恒常化

第18条（休日）一略一週休制、祝祭日

第19条（休暇）一略一慰労休暇20日、生休3日、産休16週、結婚休暇、産後哺乳時間

第20条 組合員の家族が罹病しその看護人がない場合は10日以内に限り看護休暇を認める。

第5章 疾病治療及び厚生施設に関する事項

第21条 甲は結核性疾患に関する療養所設置の実現に努力する。前期の療養期間は公務による疾病に準じて取扱い結核と判定された日から3年迄を勤務とする。

第22条 教職員共済組合の運営に組合の代表を参加させる。

第6章 人事に関する事項

第23条 教職員の任備、罷免、転動、賞罰等の原則的基準は甲乙協議して定める。

第24条 甲は次の場合の外教職員を解雇しない。一略一

第25条 左記事項については事前に教育協議会にはかる。

- 1 本人の意志に非ざる転任及び退職 2 校長の任免並びに転動 3 視学の任免

第26条 甲は乙が各郡市に人事委員会を設けることを認め、その構成並びに運営に関しては郡市組合と地方事務所長との間に協議して定める。

第27条 甲は組合員を罷免、転動するときは事前に乙の人事委員会と協議する。

第7章 組合運動に関する事項

第28条（専従者）一略一 19人とする

第29条 甲は乙組合員が組合運動をすることを認める。以下略（組合出張の承認）

第30条 一略一 協約に関する争議の平和的解決、争議中の対抗措置（業務命令）の禁止

第8章 教育協議会に関する事項

第31条（教育協議会の設置）一略一

第32条 教育協議会は本協約に基いて左の事項を協議する。

1 民主教育の振興、充実並びに学術研究の自由確立に関すること 2 給与並びに災害補償に関すること 3 教育立法に関すること 4 職制、資格、身分に関すること 5 勤務時間、休日、休暇に関すること 6 教育予算に関すること 7 業務の刷新に関すること 8 福利増進に関すること 9 教養文化に関すること 10 その他協議会において必要ありと認めたこと。

第33条 一略一 決定事項の履行義務、必要事項の労働協約化

第9章 その他の事項

第34条 甲は乙組合員の合法的な政治運動の自由を認める。

第35条 一略一 公職就任の自由およびそのための便宜の供与

第36条 一略一 協約有効期間1年、新協約成立までの手続

他の労働協約にみられないこの協約の特徴は、特に第4条、5条、32条の条文中にみられる。それは第1に「民主的教育の興隆」「学術研究の自由の確立」が甲乙双方の共同の責務であることを確認し、これらを教育協議会の協議事項としている点であり、第2に、「教育研究の充実進展」に関してその計画実施状況を組合に報告する義務を知事に課している点であり、第3に、予算編成のみならず教育関係法規の起草に当り組合の意見を聴取する義務を知事に課している点である。このうち第1の点は少数ながら他の組合にもみられるが、第2の報告義務と関わらせて定めている協約はない。また第3の点も他の教員組合にはみられないこの協約独自のものである。教育に関連する目標・課題・内容や教育実践に関し、教育行政機関がなんらかの形でかかわる事態は不可避であり、特に民主教育の確立がその内実において問われている時に組合の行政参加を以上の形で認めた点は評価しなくてはならない。

その他の分野においてもこの青森県協約は一層充実した協約になっている。ユニオンショップ制は維持されており(2・3条)、9項目の諸手当・補償を含む給与準則を甲乙双方の協議により定めることを確認している(10条)。教職員の研修規定もより具体的保障を拡大しているし(17条)人事に関しては組合員の人事委員会の定めを含め、組合員及び組合の人事干与の制度を確立している(24~27条)。教育協議会の協議事項も他の協約にはみられない新しい項目を含んでいる(32条)。

中央における協約交渉が進展せず、地方における協約も旧協約の延長という形でしか維持し得ない情勢のなかで、青森県協約のもつ意義は大きい。協約締結の当事者能力が知事に集中化してきていときに、旧協約の弱点を克服し得た新協約を青森県という一地域にせよ結び得たという事実はその後の他の地域での協約交渉に一定の展望を示し得たことは間違いない。

6. 政令201号と地方の労働協約

政令201号の公布は、地方の労働協約を無効にしたことはもちろん、各県教組の運動に対しても致命的に作用した。ここでは、労働協約問題を中心に、政令201号の地方教組に対する影響を検討することとしたい。既述したように同政令は公務員の労働協約を無効としたが、しかし他方協約内容のうち一定部分についてはなお有効なものとして残し、政令201号の範囲内で知事の自主的判断を保障した。したがって、極く限定された範囲内ではあるが、政令201号の施行に対しては地方的差異もみられたのであり、この差は地方教組の主体的力量や条件の相違により拡大されもしたのである。政令201号に対する各県教組の対応を吟味し、その対応の相違がその後の組合運動にどのような影響をもたらしたかについては、それなりの独自のテーマを構成するのであるが、ここでは、労働協約に近接関連する領域で、政令201号がもたらした影響と地方的差異についてみることにする。

(1) 組合専従について

専従者数はほとんどの地方で300人に1人から1000人に1人へと変った。その結果たとえば、

福井県では15人から5人に、石川県では21人から5人に、千葉県では24人から5人へ、茨城県では33人から13人へと急減した。なかには長崎県や長野県の如く、県教組執行部が総辞職し、それ以降無専従状態が続くところもあらわれた。現職専従の職場復帰はほとんど48年10月15日までに終り、そうでないばあいは10月分給与は停止され、かつ行政処分と対象とみなされた。これ以降の専従は、無給休暇ないし無給休職扱いとされたのである。

このような状況のなかで、多少の地方的差異がみられる。新潟県の場合は知事交渉で従前の専従をそのまま認めさせることができた⁽¹⁾、群馬県は半専従制(週2日に限り組合業務に専念)を認めさせた⁽²⁾。岩手県は正規の組合専従以外にパートタイムによる専従や、学校購売利用組合教育研究所などに組合選出の専従を認めさせている⁽³⁾。鹿児島県においては、専従者を定員外扱いとし、その代替教員の配置を確認させており、専従者の選出を容易にせしめている⁽⁴⁾。以上のうち、新潟県教組のばあいが最も既得権擁護の立場を貫いたものになっているが、この場合においてもその後地方軍政部の命令により10月中には職場復帰せざるを得なくなっている。この事実は地方においても執行権力の所在が知事ではなく軍政部にあったことを如実に示している。

(2) 団体交渉の否定

ほとんどの県において政令201号の施行に関する文部大臣通達(8月11日)にもとづいて知事通達が出されている⁽⁵⁾。そこでは団体交渉は否定され、要望書にもとづく折衝のみが許されている。また、9月6日には、文部省次官通達が出されて、そこで「今後の交渉のあり方について」と題して以下の制限が記されている⁽⁶⁾。①交渉事項は勤務条件に限ること、②闘争委員会、闘争委員長名義による交渉には応じないこと。③要求の名目をもってする交渉は受けないこと、④文書回答、文書協定は原則として行わないこと、⑤事前に目的、場所、交渉者を打ち合わせ、公務員以外とは話し合わないこと、などである。

これらの通達以降、ほとんどの県では交渉制限が明確に打ち出されている。熊本県では「接衝」人数は3人とされ、しかも組合員の秘密投票によりその代表を決めることとなっている。香川県でも文書協定、文書回答は拒否されている⁽⁸⁾。かかる一般情勢のなかで新潟県のばあいは異例に属し、そこでは知事交渉により従来の団体交渉、運営協議会のあり方を実質的に変更させないことを確認させている⁽⁹⁾。このような新潟県教組にみられるケースは極わめて少いのであるが、かかる事実の存在は政令201号に対する対応如何では、なお従来既得権の擁護の可能性が残されていたことを示す例証といつてよい(同県のばあいは後述するようにマ書簡以後において全県規模でのストライキを実施している)。

(3) 人事行政について

文部省通達「政令201号第1条第2項の取扱方針」にあるように、政府、文部省の基本方針は人事に関する一般基準、事前予告制を否定し、人事行政への組合干与を否認するところにあった。この方針は労働協約を失効ならしむることにより可能となり、ほとんどの県では人事に関する従来の諸制度は消失した。

しかし、千葉、新潟、北海道においては多少事情を異にする。千葉県教委は組合との交渉により「人事に関する一般方針」を定め、その中で(「四、組合との連絡について」)、「組合の要望意見は充分調査研究し、選考の資料とする」、調査の必要あるときは人事に関する「懇談会」(組合5人、回数は3回限りとし、人事の一般方針、校長選考資料、校長異動の参考意見など聴取検討)を開くなどのことを確認させている⁽¹⁰⁾。新潟県のばあいは、「労働協約中の有効事項」のひとつに「責任ある協議機関の設置を認める」ことを確認しており⁽¹¹⁾、これに従来の業務協議会と同じ機能をもたせており、人事についても協議できる途を残している。北海道のばあいは、協約中「存続するもの」(道教育部通課)として、「教職員を罷免転動しようとするときは、教育の改善

を主とし、なお本人の事情も十分に考慮する。その場合個々の人事について組合は意見を具申することができる」ことを確認させており、人事に関する事項は交渉事項から意見具申事項に後退してはいるが、最少限の組合の権利を確保している⁽¹²⁾。

(4) 組合活動について

この問題の中心は勤務時間中での組合活動を認めるか否かにある。政府通達「政令 201 号第 1 条第 2 項の取扱方針」では「勤務時間中の組合活動一原則として認めない。但し所轄庁の長の承認を得たとき、勤務時間中といえども政令第 201 号第 1 項但書の交渉のみは差支えない」と定めている。したがって交渉以外の組合会議などへの出席はきわめて厳しい制限下におかれることとなった。秋田県では組合会議への参加は職場離脱とされ、違反者は処分の対象とみなされた（年休制度が未確立であったことも作用し）⁽¹³⁾。長野県でも「いかなる人といえども拘束時間中に職場をはなれてはいけない」（労務課長）とされ、交渉以外の組合活動への参加は著しく規制されることとなった⁽¹⁴⁾。

かかる状況下において少数ではあるが後退しつつも既得権を守った県もある。鹿児島県では知事との覚書により郡市・県単位での大会、執行委員会、常任委員会あるいは郡市連絡会議、専門部会議などへの平日参加を 1 ヶ月につき 5 日以内の範囲で認めさせている⁽¹⁵⁾。新潟県では、さきに引用した「労働協約中の有効事項」の中で、「授業に支障のない範囲で組合活動をする事」を確認している⁽¹⁶⁾。しかしかかる例は少数であり、専従制限と組合会議への参加規制とが相乗しその後の組合活動は極わめて困難な事態に陥ったのである。

(5) その他

政令 201 号の波及効果は以上につきない。その他関連する事項について簡単にふれておく。同政令により調停・仲裁などによる紛争の平和的解決の途は閉ざされた。1948 年の 3 月闘争より 7 月闘争にかけて、多くの県で地労委の調停作業が進行し、いまだ係属中のものも存在していた。政令 201 号は、これらおおづめに至っていた調停、斡旋作業を中断せしめ（長野県、山形県）また調停作業により獲得した昇給分を白紙にもどすという事態をもつくり出した（石川県）⁽¹⁸⁾。もっとも鹿児島県のはあいほ、7 月 22 日に調停案が出され、8 月に入り地労委の斡旋により給与協議会（組合参加）で昇給を実現したところもあるが⁽¹⁹⁾、全国的にはこれを最後として調停作業は全て打ち切られた。この年の 3 月闘争、7 月闘争を通じて労働委員会による紛争処理が一定の意義をもち始めていた時だけに、政令 201 号の影響は深刻であった。

政令 201 号は教師からストライキ権を奪った。1948 年 7 月は、中央での 5700 円ベースをめぐる賃闘に呼応し、地方においても運動は高揚していた。特に日教組大学高専部は地方公務員に比べ低賃金におかれており、戦後はじめて独自に全国的波状ストを展開していた。7 月 13 日の北教組大学高専部のストに始まり、千葉・大阪（7. 15）、東京（7. 17）、愛知・静岡・三重（7. 19）へと波及し、7 月 21 日には岩手、香川の大学高専部がスト宣言を行い、岩手ではマ書簡の当日、（7. 22）ストを決行した。大学高専部以外でも、徳島（6. 27）⁽²¹⁾、石川（7. 13）⁽²²⁾、新潟（7. 26）の各県教組はスト宣言を発し、新潟はマ書簡後にも拘わらず 2 分会を除き全分会（小学校より大学まで）がストライキを行った⁽²³⁾。このような地方ストは更に地労委の調停が進行していた地域にも波及する可能性をもっていた。教師から争議権を奪った政令 201 号が、このような全国的規模での運動に致命的に作用したことはいうまでもない。

既述したように労働協約は各県レベルでの教員組合を単一化し、地方単位での教育労働戦線の統一を決定的に助長した。これに対し、政令 201 号は労働協約締結権を奪うことにより、教育運動の統一を破壊する作用をもたらした。福井、山口、長崎、大分などにおいては、政令公布後いち早く高教組分離問題が顕在化し、高教組は県教組より脱退した⁽²⁴⁾。1949 年より 50 年にかけて全

国化した高教組分離問題の発端を政令 201 号は作り出したといつてよい。

- (1) 『新潟県教職員組合史』 第 1 巻 371 ページ
- (2) 『群馬高教組 20 年史』 40 ページ
- (3) 『岩教組 20 年史』 281 ページ
- (4) 鹿児島県教組『十年のあゆみ』 88 ページ
- (5) 文部大臣通達については『日教組回覧情報』 第 47 号 417 ページ参照
- (6) 『石川県教組組合史』 127 ページ
- (7) 熊本県教組『十年のわだち』 62 ページ
- (8) 『香川県教職員組合運動史』 220 ページ
- (9) 『新潟県教職員組合史』 第 1 巻 346 ページ
- (10) 『千教組組合史』 311 - 2 ページ
- (11) 『新潟県教職員組合史』 第 1 巻 369 ページ
- (12) 『北教組史』 第 2 集 141 ページ
- (13) 『秋教組二十年史』 46 - 7 ページ
- (14) 『長野県教組十年史』 112 ページ
- (15) 『十年のあゆみ』 88 ページ
- (16) 『新潟県教職員組合史』 370 ページ
- (17) 『長野県教組史十年史』 109, 110 ページ 『山形高教組 20 年のあゆみ』 24 ページ
- (18) 『石川県教組組合史』 127 ページ
- (19) 鹿児島県教組『十年のあゆみ』 78 - 85 ページ
- (20) 『岩教組 20 年史』 341 ページ
- (21) 『徳教組 20 年の運動小史』 8 ページ
- (22) 『石川県教組組合史』 135 ページ
- (23) 『新潟県教職員組合史』 343 ページ
- (24) 福井県教組『県教組二十年史』 263 - 4 ページ, 『山形高教組 20 年のあゆみ』 60 ページ
『大分県教組二十年史』 152 - 4 ページ

小 結

地方の労働協約は、1946年10月の東京に始まり1948年1月の鹿児島に至る1年数ヶ月に及ぶ比較的長い期間の中で締結されている。全教、日教労の中核的存在であり、全教協の結成に中心的役割を果たし、地域的にも公務員労組と密接な関係を形成していた東京（都教）において最初の労働協約を締結したのは当然であるが、全教協・教全連の労働協約以前に既に7教組が協約締結を実現していたことは地方単位での教員組合運動の高揚を示すものとして注目してよい事実である。日教組協約の締結以降は、各県教組であいついで協約が結ばれていった。この過程は各県単位での教員組合の単一化・連合化の進行過程でもあり、労働協約が地域単位の教育運動の戦線統一に果たした意義は大きい。協約締結過程をみると、全教協系組合の締結が早く、教全連系とくに九州地方の協約締結は遅れる。協約内容では、日教組協約を期として、それ以前と以降の協約内容に差がみられ、初期のそれはユニオンショップ制の確認を欠き、規範的事項が少なく、逆に債務的事項の比重が高い。中期・後期の協約は日教組協約の影響が決定的であり、ユニオンショップ制を採用する所も多く、規範的事項においても具体的定めを拡大している。8月の政府の団協基準の影響は後期の協約に一部みられるが、富山・島根を除くとそれほど歴然としたものではなく、地方分権原理を基本とする行政改革の進展に応じた地方の闘争能力の強化を反映している。初期および中期の労働協約は9月をすぎるとその改訂期をむかえるが、改訂に成功したところは青森県を除くとみられず、ほとんど

が旧協約の延長に終わっている。その中で青森県は例外に属し、中央・地方の労働協約の中で最も前進した協約の改訂に成功している。1948年の3月闘争、7月闘争において労働協約を基礎とする闘争が賃闘を核に教育復興闘争にまで発展しようとする矢先きにマ書簡と政令第201号が公布された。政令第201号により地方の労働協約は全て失効したが、その影響は地方により多少差があり、弾圧期における運動の後退を可能な範囲で最少限にとどめ得た運動もみられ注目に値する。とはいえ全体として戦後の教育民主化闘争は政令第201号を期として防衛闘争に転化せざるを得なくなり、同時に従来とは異質の原理に貫かれた教育制度への展開をむかえたのである。労働基本権と政治的自由を中核として形成された戦後の第一期の教育制度はここにおいて別の制度へと移行し、教育委員会制度を中心とする分権的教育制度が始ったのである。もちろんこの分権的教育制度がその字句通りの教育制度を生み出したわけではない。第1期の教育民主化闘争を抑圧した力が更に拡大されて第2期の教育制度の特質となるはずの分権体制をもおしつぶしたのであるが、それは別の機会に検討することにした。

福祉国家—成功か失敗か

— 英国における社会サービスの業績と問題点 —

デヴィッド・ピアシヨ
(David Piachaud)

最初にこの機会を利用して、終りに近づいている日本での滞在期間中、貴学部の私に対する厚遇と歓迎に感謝の意を表したいとおもいます。私は、貴学部滞在中の友情と歓迎、および楽しい思い出は、英国に帰っても忘れないでしょう。

福祉国家について

私の講演のタイトルは、福祉国家の成功と失敗というものですが、まず、初めに、それに対する私の答えを、いいますと、それは完全な失敗でも成功でもなく、成功したこともあり、失敗したこともあり、進歩もあったが、問題点もあったということでもあります。それは、イエスカノーかということではないのです。この講演の題目について議論した際、福祉国家という言葉の意味の理解が、日本と英国の間で若干異なっているということが明らかになりました。そこで、私は、英国における社会サービスの業績と問題点というサブタイトルを加えました。

福祉国家を定義することは難しいことで、異なる文脈の中でそれぞれの意味をもっているわけです。そこで、私は、公的な政府がおこなう社会サービスの発展について議論したいとおもいます。社会サービスに対する政府の責任は、一規則の制定、財政、サービスの直接的供与一など多様な側面をもっています。また、これらサービスがおこなわれる形態も多様であります。たとえば、サービスには、現金給付、サービスの現物給付（教育や保健サービスなど）、また普遍的および選別的サービスなどがあります。普遍的サービスには、すべての児童に与えられる児童手当、義務教育などがあります。選別的なサービスには、ある所得水準以下の家族に支給される給付や選抜によって与えられる大学教育などがあります。つまり、所得とか人とか家族がもっている不利な状態、あるいは能力とかさまざまな基準にしたがって供与されるサービスが選別的サービスであります。

大抵の国と同じように、英国でも社会サービスへの公共支出は増加してきています。しかし、英国のインフレーションが激しいので、社会サービスへの公共支出は、名目貨幣価値では急速に増加していますが、物価上昇率で修正した実質価値による増加率は、少なくとも昨年までは、着実なものであります。

英国の全公共支出は、過去25年間に、国民総生産の35%から45%に上昇しました。その増加分は、社会サービスへの支出の増加によるものであります。今や、全公共支出の約60%が、社会保障、教育、保健および住宅に当てられています。社会保障費だけで、国民総生産の約5分の1をしめています。

社会サービスの発展の諸目標は、多様である複雑なものであります。たとえば、美術やオーケストラ、オペラなどへの財政援助は、教育費の一部と考えられているし、また、サービスへの申請を抑制するための支出も、社会サービスの一部とみなされている。このように社会サービスの目標はきわめて広い範囲にわたっている。しかし、その主要な目標は、概括してつぎのよう要約し得ると私は考えています。

1) 貧困を減少すること、出来うるならば貧困を絶滅すること。

- 2) 十分な所得がなかったために、以前、サービスを利用することができなかった人々にサービスへ接近する機会を向上改善すること。さらに、人々の支払い能力によってではなく、ニーズに従ってサービスを供給するようにすること。私の考えるところでは、この第2の目標は、1940年後半における福祉国家を形成し発足させるにあたって、非常に重要なものであったとおもいます。
- 3) 社会サービスの水準を向上すること。
- 4) 第4は、より公平で平等な社会を創造するために資源を再分配するというもので、上記3つの目標よりさらに広範囲な性格のものである。

業績について

1. 貧 困

この項目では、主として社会保障および教育の側面から社会サービスを論じたいとおもいますが、保健サービス、ソーシャルワークおよび住宅についてもある程度言及するつもりです。まず最初に、上記の第1目標すなわち、貧困の減少について述べます。この問題に関して、人々は、ある程度の進歩がおこなわれたということのを忘れ勝ちであると私は考えます。1930年代の労働者階級の姿を描いたジョージ・オーウェルなどの小説をみると、家族への失業の影響がいかに破滅的なものであったかを知ることができる。父親が失業したために、教育をつづけることを希望しながら即座に学校を止めざる得なくなった長男、種類を問わず仕事を探している母親、十分な栄養を摂取することができないための早産、これらの失業の影響は、関係する個人や家族にとって過去においては、全く破滅的なことであった。しかし、現在では、社会保障制度の発展により、その害は、相当程度減少した。しかし、なお今日でも貧困は存在している。もし、固定的貧困基準を用いて貧困量を推定すれば、英国の全家族のうちの貧困家族の割合は、1953年から1973年にかけての20年間に20%から2.5%にまで減少した。しかし、多くの社会学者達がより妥当な基準とみなしている相対的貧困基準——一般的な社会の生活水準に対応している基準——を用いて貧困量を推計するならば、貧困率は

第1表 英国の貧困家族の割合 (1976年)

所得水準	全家族のうちに占める割合
補足給付基準以下	4%
補足給付基準と同等	10%
補足給付基準以上であるがその120%以内のもの	8%
計	22%

以然として可成高いのである。もし、老令者、障害者、失業者などに対して政府が補償している生活基準、すなわち、補足給付基準（日本の生活保護基準に相当）を貧困基準として使うと、1976年で、所得が補足給付基準に満たない家族が英国全家族のうちに占める割合は4%、補足給付を現に受給している家族、すなわち補足給付基準と同じ所得水準にある家族の割合は、10%となる。また、その他の8%は、補足給付基準以上であるが、その120%以内の所得水準にある。合計して、英国の全家族の約4分の1（22%）が、補足給付水準、すなわち相対的貧困に極めて接近している所得水準にあるのである。

上記の貧困の数字をみて、社会保障制度は失敗したという人もいる。勿論、この数字は、いくつかの点において、社会保障制度の失敗を示めしている。しかし、もし社会保障制度がなかったとすれば、現在よりも貧困はずっと多くなっているはずである。すなわち、社会保障制度は、貧困を絶滅しなかったが、その程度を減少したのである。

社会保障制度により、貧困がどの位減少したかということを一括的に試算したものが、下記の表である。

第2表 社会保障制度による
貧困の減少推定 (1975年)

家族構成	所得水準が補足給付水準以下の家族数 (1,000人単位)	
	社会保障給付を受給しない場合の家族数	社会保障給付を受給した後の家族数
年金生活者	5,429	603
単身成人	1,054	260
夫婦(子供無し)	293	61
夫婦(子供あり)	482	132
片親家族	389	46
計	7,648	1,102

2. 機会の改善

社会サービスの第2の目標は、社会サービスへの接近の機会を改善し、平等化することである。大部分の社会サービスは、今日無料である。もし有料であっても、それは非常に範囲が限定されており、低額のものである。たとえば、高等教育では、授業料は、政府から支払われているし、大学生は、両親の所得に応じて、生活をまかなうに足る生活補助金を受給している。しかし、なお生活基盤の差異によるサービス利用の不平等が存在している。保健サービスを例にとってみよう。もし、私が医者に行くとしても、私の給料は月給なので、所得を減ずることはない。しかし、労働者の賃金は、通常時間極めなので、彼が医者に行くとなれば、所得が減る。これと同様なことが、教育の決定する場合にもあると考えられる。英国では、18才までの子供は、両親と暮しているのが通常である。もし子供が働けば、彼等は、家族に金を入れる。しかし、もし子供が働かなければ、父やその家族は、子供を養わなければならない。その結果、貧困家族にとって、義務教育修了の16才から18才までの子供を教育させることは、稼働所得の喪失という高いコストを払うことを意味する。さらに、貧困家族の子供が教育をうけるにあたって不利な文化的、社会的障害がある。たとえば親の教育への期待度の相異とか学校の貧困層に対する社会的偏見などが存在する。それらの結果として、教育における機会の不平等が排除されなかったのである。この事実は、社会階級別の高等教育進学率をみると、もっとも明白に実証される。第3表は、1940年に生まれ、1960年に高等教育年令に達した同一出生世代の子弟の社会階層別高等教育進学率をみたものである。これによれば、高級専門職の子弟の進学率は45%であるが、非就労労働者のそれは2%にすぎない。1960年以降、高等教育に進学する子弟の割合は全階級にわたって増加した。しかし、諸階級間の進学率の格差は、今日でもなお20年前とほとんど変わっていない。すなわち、非就労労働者子弟の高等教育進学率は、この間2倍となった。しかし、中流階級子弟の同進学率もまた2倍に上昇し、その結果階級間格差は、縮小しなかったのである。しかし、利用の機会の階級間格差がきわめてわずかな社会サービスも多数ある。たとえば、保健サービスにも階級間格差はあるが、しかし、高等教育に比してその格差ははるかに少ない。政府によって給供される公営住宅の使用に関しては、逆の意味での不平等がある。

第3表 社会階級別
高等教育進学率 (1960年)

社会階級	高等教育進学率
高級専門職	45%
その他の専門職	19%
事務員	10%
就練労働者	4%
不就練労働者	2%

すなわち、不就練労働者の公営住宅入居率は、中流階級のそれよりも高くなっている。しかし、社会サービス利用の階級差を、研究し解釈することは非常に難しいことである。たとえば、保健サービス利用について階級差を、発見し得るにしても、それが、階級によって保健サービスに対するニーズや要求の違いによるものかどうかを知ることは、不可能である。その結果、ニーズにしたがってサービスを割当てることを決定する際に、ニーズを測定することは多くの場合、実に難しい問題である。

3. 社会サービス水準の向上

1940年代後半の社会サービス改革の第1の目標は、社会サービスを自由に利用できるような社会サービスの構造を改革することであった。それ以来、社会サービスの構造は、全くといっていいほど変化していない。改善の重点は、社会サービス水準の向上に移行してきた。事実上、最低生活維持というセフティ・ネットを代表する補足給付基準は、概して、稼働所得の上昇と同一ペースで上昇してきた。総所得（税込所得）は、税引後の純所得のそれを上廻って上昇した。その結果、補足給付基準は、稼働中の人々の純所得をやや上廻る速度で上昇してきている。

退職年金の水準は、稼働所得と同一速度で上ってきている。失業者や疾病者への給付の上昇は、最近数年間では、稼働所得のそれをはるかに下廻るものであった。障害者給付の上昇は、稼働所得のそれを若干上廻っている。概していえば、社会保障の給付水準は、一般の生活水準の上昇に応じて上昇してきている。

教育に関しては、現在利用できる資料によれば、その水準は向上してきている。もっとも、多くの人々は、その個人的体験から、教育水準の向上について疑問を表明しているが、しかし、すべての客観的資料は、教育水準が向上してきていることをしめしている。

第4表 教育水準の向上

生徒対教師比率	1961年		1976年		
	初等学校	28.9	23.7	20.0	16.8
中等学校	20.0	16.8			
普通学力試験の最低1科目以上合格したもの	1961年		1976年		
	男子	28.0	49.7		
	女子	26.3	53.4		

生徒対教師の比率は、初等および中等学校において改善されてきている。もっとも、その原因の一部は、最近数年間における教師の増加と児童の減少、とくに小学校における児童の減少によるものであるが、普通学力試験の少なくとも一科目をパスした義務教育修了者の数は、最近15年間に卒業生の約4分の1から半分にまで増加した。その原因の1部は、1972年に義務教育終了年限が15才から16才に延長されたことによるものである。教育水準向上の最後の証拠は、最近15～20年間にわたって、大学生の数が

2倍になったことである。

4. より公平な社会

より公平な社会を達成するという第4の目標は、勿論、正確な測定にもとづいて判断をすること

がもっとも困難な問題である。貨幣所得分配における全般的な不平等はほとんど変化しなかった。英国においては、所得分配は、著しく固定している。しかし、それには多くの要因がからんでいる。たとえば、低所得者の多い老令者の増大は、所得分配の不平等を強める変化である。片親家族の増大もまた不平等度を高める。一方、稼働者が2人いる家族の増大は、所得分配の不平等を低くするのである。このような多くの変化が生じ、それらの要因が互いに相殺し合った結果、所得分配の不平等がほとんど変化しなかったと考えられる。しかし、1つの側面からみると、所得における不平等の固定性は、過去に比べてその重要性を減じている。なぜならば、以前に比して、より多くのサービスがニーズに応じて供給されているからである。過去においては、所得の欠乏のために、病気の子供を看護することができない家族があった。しかし、現在では、保健サービスがあるので、もはやそのようなことはない。また、教育への補助金は、現金所得の重要性をより低くした。多くの点からみて、現金所得は、現在でもなお非常に重要である。しかし、他方では、その重要性は低下してきている。社会サービスからの給付と社会サービスのために支払われる税金を差引きして測定すると、社会サービスは、所得や資源を再分配することにより社会をより平等にしている傾向がみられる。しかし、社会サービスにも種々の形態のものがある。たとえば、高等教育は、多分、社会の不平等を強めていると考えられる。高等教育は、教育資源を人口の少数部分に集中し、それによって、その少数の人々に高水準の技能を与へ、その結果、彼等に、相対的に高い生涯稼働所得を獲得させている。したがって、高等教育は、社会の不平等を促進するという側面をもっている。このように、社会サービスの効果のパターンは、単純な1枚の図柄ではない。社会サービスは、社会の平等度に対して、さまざまな形態の影響を与えているのである。以上が、社会サービスの業績についての簡単な評価であります。つぎに、社会サービスが直面している諸問題に入りたいとおもいます。

社会サービスに直面している諸問題

1. 社会サービスの発展についての一般的批判

まず、2つの対立する政治的スペクトラムからの、社会サービスの発展に対する一般論としての批判からはじめたいとおもいます。

a) 自由放任主義（レッセ・フェア）および右翼からの批判。

このグループは、自由放任主義とか右翼、あるいは、自由市場主義、シカゴ学派などと呼ばれており、正確な名前をつけることが困難であります。

彼等が指摘する問題点はつぎのようなものであります。英国への経済成長率は年2%にすぎない、これに対して、フランス・ドイツのそれは年4～5%、日本のそれは9～10%にもなっている。このように英国の経済成長率が相対的に低いことは、'英国病'の徴候である。そして、英国病を生じさせた原因として、社会サービスが批判されています。また、個人レベルでは、人々は、国家に依存することにより、進取の精神や徳性すら喪失するようになっている。さらに、離婚率の上昇すら、社会サービスの発達にその因があると非難する。国家レベルでは、マンパワーや資源を社会サービスに投入することにより、産業への投資を停滞化している。以上が批判の主要です。この批判に対する私のコメントは、彼等の主張は、事実と適合していないということであり、英国は、英国より経済成長がよりずっと高いフランスやドイツに比べて、社会サービスへの支出が非常に高くはありません。さらに、英国の社会保障への支出は、英国より経済成長率の高いいくつかの国、たとえば、オランダに比して、非常に低くなっています。また、この批判は、社会サービスの支出の多くの部分は、老令者、障害者、病人などに向けられているというこ

- ・ とを見落しています。高齢者や障害者は、稼働していない場合が多いので、社会サービスは、人々を怠惰にし、稼働意欲を減ずるという批判は当たらないわけです。また、英国の課税水準も社会サービスの支出水準も、経済成長が高いすべての国々に比して決して高いわけではありません。以上の批判は、英国の経済成長が低いために、その説明を社会サービスにもとめないということであると私は信じています。たとへば、かりに日本の経済成長率が2%で、英国のそれが10%であったとします。すると、フリードマン教授は、'日本病'について語るものと私はおもいます。そして彼は、'日本病'の原因として、日本の人々が、英国人より早く退職し、そのために、生涯労働時間が短くなっていることや、また日本で英国より多くの人が高等教育に行くが、これは、身分不相応のゼイ沢をしていることになる等指摘するでしょう。しかし、現在、日本は経済成長率が2%ではないので、人々は、以上のようなことを低経済成長の原因とみなしていません。しかし、英国では、右翼は低経済成長の原因は、社会サービスであるとしていますが、その理由は、彼等が、集団的施策(Collective Provision)に賛成していないからです。しかし、低成長と社会サービスの相関は、全く根拠のないものである私は考えます。

b) 革命的左翼から批判

もう1つの批判は、革命的左翼からのものであります。これは、マルクキストの一部からなされているもので、英国のすべてのマルクキストが参加しているわけではありません。その批判は、社会サービスの、資本主義をもう少し受け入れ易いようによる化粧品みたいなもので、それは、革命的かつ基本的な変革なくしては、社会に真の影響を与えることができないとするものである。私のこの批判に対するコメントは、第1に、革命に賛成するか、反対するかは、社会サービスの問題と全く別問題であるということです。多くの場合、社会サービスの発展が社会の基本的変革をおくらせたり、阻止したりするということは、明きらかではありません。社会サービスがなかった時代に英国で革命が全く起らなかったし、さらに、社会の基本的変革があったとしても社会サービスや教育、保健サービスを改善向上するという問題は、以然としてのこるでしょう。

2. 公的施策の諸問題

以上の批判は一般的なものであります。社会サービスの他の諸問題は、現在、社会サービスは主として、公的に政府から供給されているという事実に関連して生ずるものであります。

a) 一般のニーズと専門家の圧力との間の衝突。——専門家の影響と統制——

教育制度の発展は、主として、教師、学者などの専門家グループによって指導されてきた。一般大衆は、関心は低いし、また組織化もあまりされていない。教育担当の大臣は、まず第1に、教育サービスを円滑に運営することに関心をもっており、そのために、教職員組合や専門家団体の同意を必要としている。そのために、担当大臣は、これらの圧力団体に責任を負うようになっている。この問題は、誰が一般のニーズを決めるかということである私は考えます。ニーズは、議会や担当大臣などにより政治過程で決定される。さらに、実際に適用されるニーズは、主として、教育サービスや保健サービスを供給している人々によって決定されている。たとえば、保健サービスにおけるニーズは、医療専門職の人々によって決められる。専門家や専門家の団体、労働組合の見解と異なる一般大衆のニーズに関する意見を、ニーズ決定の過程に反映することは非常に困難であります。

b) 官僚的制約と惰性

第2の問題は、大組織に関するものである。組織が大きくなれば、官僚的となり、運営が惰性的になり、変化や発展にきわめて援慢に対応するようになる。大抵の社会サービスの予算は、毎年徴増しかせず、翌年度になっても大体同じ仕事をするか、発展があったとしてそれはわずかな

ものである。これは、大組織に通常みられる、非常に保守的なやり方である。社会サービスの目的の1つは、人々に最低限を保証することである。しかし、同時に、多様な実験を許容することになり、新機軸が実行されることも必要であります。また、割当と選択の自由との問題があります。たとえば、割当てられた学校と親が子供を通学させたいと希望する学校とが異なる場合などが、これにあたります。以上の問題は、標準化された政策を実施しようとする大組織に関連する問題であります。

c) 個人的関心からの一般大衆の疎外、レイマン(Layman)と'専門家'との分裂

この第3の問題は、前の問題に比べて説明するのがやや困難であります。私が考えるところでは、この問題は、ほとんど一般に認識されていないようです。しかし、これは、非常に重要な問題であるとおもいます。個人的関心からの一般大衆の疎外およびレイマンと専門家の分裂ということで私が意味しているのは、たとえば、教育は、専門家や教師や学校に任せておくべきものであるという現在次第に拡大してきている感情であります。その結果、両親は、学校から切離なされているというように感じ、教育を学校に任せるようになっていきます。同じようなことが老人のケアの場合にもあります。老人は、社会サービスで世話をしてもらわなければならないようになってきています。その結果、人々は、個人的責任を持たなくなってきています。社会サービスに専門性が発展し、社会サービスについての専門的知識が確立し、豊富になるにつれて、一般の人々、とくに教育があまりない人々は、社会サービスを理解できないために、それに脅威を感じようになる。そのために、社会サービスのある分野については、一般の人々が参加しないようになる。たとえば、病院は、人々が親しみいつも通院していた小さな地方病院から；次第に大きな施設に発展しつつあり、いまや大抵の人々が近くより難しいと感じるような大規模な科学工場のようになっています。

3. 費用の財政の問題

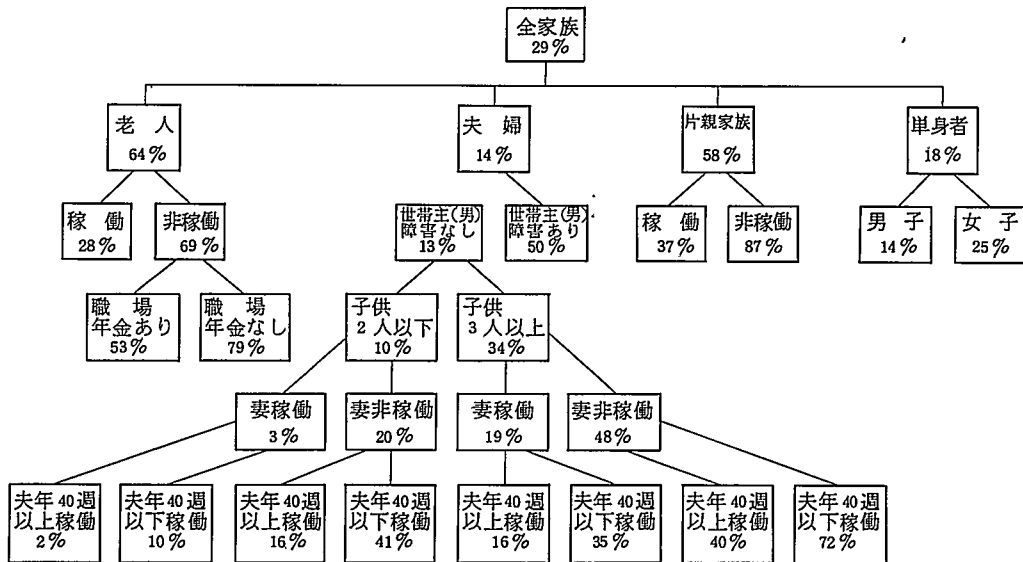
増大しつつある要求や期待、さらに、教育におけるテレビジョンの利用、あるいは、保健サービスにおける高価な医療器具などにみられるような技術的可能性の高度化は、社会サービスの費用を上昇させている。第2に、財政の側面についてみると、学校や児童救護施設や病院を維持するためにどの位の費用を必要とするかというようなことについての、社会サービスの知識や理解が一般の人々に欠けていることや、社会サービスの費用をまかなうため税金を払うことを人々が好まないことが問題としてあげられます。前回の選挙で、保守党は、減税と公共支出の削減を公約としました。私の意見では、この公約が、保守党の勝利の最大要因であったとおもいます。一般の多くの人々は、その主張に影響され、社会サービスへの支出はあまりに高すぎるといっています。

4. 社会の現実からの社会サービスの隔離

この第4の問題は、ある点においては、社会が次第に複雑になっているということが生じたものであると私は考えます。英国社会保障制度の基礎となったビヴァリッジ計画ではどちらかといえば単純な社会像を仮定していた。その計画は、完全雇用と家族のうちの稼働者は1人であることを前提としていた。そこで、家族のうちの唯一の稼働者である男性が失業や病気になるか老令のために働くことができなくなった時、その家族は社会保障給付を受けるものとされていた。しかし、今やその図式はもっと複雑になってきています。

第1図は、種々の環境条件のちがいで、貧困度もことなることをしめしている。この図で、私が注意を喚起したいのは、妻が稼働しているか否かをしめた底辺から2段目の図であります。貧困の程度は、妻の稼働の有無によって非常にちがいます。すなわち、家族のなかの稼働者が1人で

あるか、2人であるかによって貧困に落ち入る可能性が非常に異なるのです。たとえば、男性が障害でも病気でもなく、子供が2人以上で、妻が稼働している夫婦で貧困または貧困に近い状態にあるのは、わずか3%ですが、同じタイプの夫婦で妻が稼働していない場合のそれは20%です。もし、一家族に2人の稼働者がいることが社会における一般の状態となり、稼働者1人のみの家族は、貧困になる可能性が大きいとすれば、家族の貧困（子供のいる家族の貧困）に対処するに当って、子供への所得再分配（児童手当）だけではなく、母親に雇用の機会を与える政策、すなわち、所得分配だけでなく、所得源（Income Generation）にも影響するような政策を考慮することが必要であると私は考えます。



第1図 貧困および貧困に近い状態にある家族の比率(1975年)

教育においても、教育のある部分は、教育以外の社会から孤立して発展してきており、その結果、教育は、アカデミックな生活の閉された世界になってきているという懸念が増大してきている。このことは、経済からのニーズに、関連して、しばしばいわれていることである。英国の大学の卒業生は、産業で働くことより、公務員や研究、あるいは芸術、マスコミ等に従事することをより好む傾向があるが、これは、私の考えでは、多くの点から、英国での教育過程がもたらした結果であろうとおもいます。また、16才の義務教育修了者は、在学中、労働生活に対する十分な教育をうけていない。そのために、彼等にとって、アカデミックな教科を学ぶことから、徒弟になったり、仕事を習得することは急激な変化であることを意味しています。

5. 社会サービスの目標の混乱と矛盾

さまざまの社会サービスによって、種々の目標が追及されるようになり、それとともに、諸目標間の矛盾も激しくなってきた。正しい目標とは何かということについて、一般の人々の間に明確なコンセンサスも一致もありません。オペラを好む人々は、政府がオペラを援助することが必要不可欠である主張します。結局、ソーシャル・ニーズの解釈によって目標が決められている。このように社会サービスの基本的目標について、合意がないために、社会サービスの発展が混乱し、矛盾をきたしています。しかし、勿論、これは、一概に悪いことではありません。というのは 人間生活

というものは本来混乱し、矛盾したものであるからです。政治的過程も例外ではありません。しかし、このような状態は、社会サービスを計画するに当って、いくつかの問題を生じさせています。

結 論

社会サービスが成しとげたものを正確に把握することは不可能である。それを知るためには、もし社会サービスが現在とは異なった発展の仕方をしたならばどうなったであろうかを知ることが必要ですが、それはなかなか困難なことであるからです。社会サービスの成果といわれたものも、たとへ政府が何も行動をしなかったとしても得られたかも知れません。他方、社会サービスのせいになされている多くの失敗も、結局は避け得られなかったものかも知れません。したがって結論は、慎重でなければなりません。

国際比較は、それについて興味深い洞察を与えてくれる可能性をもっています。しかし、社会的および文化的差異があるので、その評価するためには、きわめて慎重な注意と深い知識が必要とされます。たとえば、私が英国と日本を比較するときには、現在私が日本についてもっているより、さらに深い知識を必要とするであります。

1940年代後半以来の英国の社会サービスの発展は、相当の進歩を成しとげたとは私は考えています。しかし、それ以後多年にわたって、状況は変化してきました。そして、英国の社会サービスは、停滞する傾向がみられます。英国はどちらかといえば伝統的社会です。私が指摘した諸問題もこの期間中に明確なかたちで発生してきました。しかし、英国の現在ある社会サービスの構造は、将来の変化や進歩に対して確固たる基盤をなすものであるというのが、私の信念であります。

あとがき

これは、1980年6月11日、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス（ロンドン大学）講師、デヴィッド・ピアシヨ氏（David Piachaud）の講演を集録したものである。

氏は、1980年4月18日から2月間、北海道大学教育学部教育計画研究室で、日本学術振興会外国人研究員として、日本の社会福祉、社会保障、貧困児童教育問題等について研究した。

略 歴

- | | |
|-------|---|
| 1945年 | 生 |
| 1967年 | オックスフォード大学卒業 |
| 1968年 | ミシガン大学大学院修了 |
| 1970年 | ロンドンスクール・オブ・エコノミクス（ロンドン大学）講師に就任、現在にいたる。 |
| 主要業績 | 'Poverty and Taxation' Political Quarterly, July 15. (1971)
'Do the Poor pay more' Poverty Research Series 3. (1974)
'Attitudes to Pension' Journal of Social Policy. (1974)
'Economics of Educational Opportunity' Higher Education Volume 4. No 2. (1975)
'Inflation and Income Distribution' in J. Goldhorpe and F. Hirsch (Ed.) the Political Economy of Inflation. Martin Robertson. (1978)
'The Causes of Poverty' The Royal Commission on the Distribu- |

tion of Income and Wealth, Report No 6, (1978)

' The Cost of a Child ' Poverty Research Series 43, (1979)

' Social Security in N. Bosanquet and P. Townsend (Ed.), Labour and Equality, Heineman, (1980)

ディヴィット・ピアショ氏は、経歴でみられるように、ロンドン大学に属する、London School of Economics and Political Science の Department of Social Administration (社会福祉行政学部) の新進気鋭の研究者である。大学では、日本では例がない貧困経済学を担当しており、貧困問題、社会保障制度などを中心にして幅広く、社会福祉の諸分野にわたって実証的研究をしている。篇中にある第1図、貧困および貧困に近い状態にある家族の比率は、氏の最近の業績の一つである「Causes of Poverty」(1978年)の中から抜粋されたものである。これは、政府の「General Household Survey」の世帯調査の原票を用い、英国における貧困の範囲、原因を知るために10,000世帯以上の調査票を集計分析した結果によるものである。この図によって、我々は、一見して英国の貧困分布やその要因を概観することができる。これによってもうかがうことができるように、氏の論文は、統計資料を駆使しながら、明解な分析をするのを特徴としている。氏が学界に知られる契機となった最初の業績は、Poverty Trap (泥沼的貧困) の概念を、ち密な実証データ分析から立証したものである。Poverty Trap は、低所得者の収入が増加すると、諸社会給付の受給が停止され、かつ課税の対象となることにより、収入の増分を失うという、ミーンズ・テストによる社会給付や税制の矛盾を指摘する概念である。Poverty Trap という用語は、学界に定着し、社会保障研究の財産の一つになっている。氏の初期の業績のなかでしばしば引用されるものに 'Do the poor more pay' がある。これは、実態調査により、貧困者が割高な物を購入せざる得なくなっていることを実態調査により実証したもので、この種のデータが少ない現状のなかで貴重なものになっている。現在はEC9カ国の児童手当の所得再分配におよぼす影響、老人の稼働動機に関するなどを研究しており、その成果は最近刊行の予定である。

経済の停滞、失業の増加、財政バランスの悪化、社会福祉予算のカットなどさまざまな悪条件のなかで、英国の社会福祉関係の学者達は伝統ある英国の社会サービスの擁護と向上のために苦闘している。

氏は、つぎのように書いている。

「英国は、依然として高度に不平等な社会である。労働市場で競争し得ない人々の多くは、平均をはるかに下回る生活水準で生活している。英国の社会政策は、かつてそうであったように世界における指導的立場からほど遠い状況にある。経済や社会は、社会的および経済的正義——現在著しく欠いている状態にある——に関して或る程度のコンセンサスなくして繁栄することができないことはあまりに明らかである。

かようなコンセンサスは、もっとも権力ある人々——それが労働であれ資本であれ——の諸要求に屈することによっては獲ち得られない。それは、どん欲というよりはむしろニーズにしたがって資源を割当てることにより、あるいは仕事、所得、社会的地位における苛酷な不平等に真剣にとり組むことにより、また子供、障害者、老人に共通の関心を示すことにより、さらに、貧困を終息させるための闘いに優先権を与えることなどによって達成し得るものであろう。」(「New Society」22 March 1979)

経済の困難を解決するためには、社会的正義の確立が先決であり、その中核としての社会サービスの充実強化に熱情を注いでいる一学者の姿をこの文章にみることができる。すべてのしわよせが福祉にまずしわよせる状況は、日本も英国も変わりはない。このような意味で、英国の社会福祉学者と我我は共通の課題をもち、相互に交流する必要がある、なお学ぶところも多しとおもわれる。

(訳およびあとがき 高山 武志)

「工業学校基本規程」（ロシア、1888年）とその実施過程

Процесс проведения "Основного положения
о промышленных училищах" (в России, 1888г.)

塚 本 智 宏
(Тихило Цукамото)

1888年にツァーリの裁下を受けた「工業学校基本規程」（以下、1888年規程と略す）の成立過程においてすでにみたように^①、工業教育部門でのツァーリ政府の教育政策は、産業ブルジョアジーの強い支持を背景としながら、大蔵省官僚を中心とする政府内の開明的な部分によってその端緒が開かれたものであった。

1860年代の農政解放を根幹とする一連のブルジョア的諸改革以降のロシアの社会は、種々の封建的遺物を内部に包みつつも資本主義発展の道を明確に歩み始めた。周知の通り、1880年代にロシアは産業革命を完了し、その次の10年間にロシア史上かつてない工業生産（特に重工業部門）の急速な成長を経験する。

帝国主義前夜の植民地獲得をめぐる先進資本主義間の緊張が次第に高まる中で、ロシアの経済的独立、「工業化」は必至となっていた。主として農奴解放令の実施に伴う1860年代以降の資本蓄積と労働力の創出が進む過程でツァーリ政府は、1890年代の工業成長の諸結果にみる工業化政策を推進しようようになって来ていた。

1880～90年代の工業発展は、国内資本を急速に潤したが、しかし、それ以上にこの時期の新興工業地域の発展と結びついて外国資本を急成長させた。特にドンバス、クリヴォイローク地方ではイギリス、フランス、ベルギーの資本家たちがその採鉱冶金工業の死命を制し、バクーにはイギリス資本が深く根をおろしていた。^②

ヴィシネグラーツキーの主宰した「ロシア工業教育一般計画案」（1884年）が公けにされた際には、先のような状況のなかでの国内資本の強い不満を反映して、主として初等学校の教員向けに出版されていた教育雑誌『ロシア初等学校教師』でさえ、「今日、工業活動の先頭にたつて導いている外国人たちは、我々を犠牲として我が国の資源から利潤を上げているし、それ以上に、どんな工業企業でもそこでの指導的なポストに生粋のロシア人を就かせないように努めている」^③と述べている。

このような国内の鉱工業における外国資本の成長および外人技術指導者の優勢という事態、加えて、直接ロシアの鉱工業生産が他の先進資本主義国を相手にしては明らかに劣勢であるという現状がツァーリ政府に深い危機感を醸成させずにはおかなかつた。

国内資本の保護育成に努めてきた蔵相ヴィシネグラーツキー（在任、1887～1892）は、以上のような危機感をもって、工業生産における劣勢の原因を特に労働力の知的技術的後進性に見てとつた。「我が工業は保護関税にもかかわらず、外国の生産に対するきびしい闘いの中に巻き込まれている。そこでは我が強敵は比較的高い普通教育と専門訓練を受けた労働力部隊に依存することができる。それらの労働者は、我が工業施設内での労働力の大部分を占めている教育のない者の仕事に比らべて、生産物の質と生産のスピードの両面で著しく優っている。従って、我が工業は、外国の強敵に対し劣悪な武器で装備されたその闘いを指揮しなければならない。ここから経済的敗北は必至である。」^④

以上のようにこの時期のロシア鉱工業の自立的発展は、ロシアの産業ブルジョアジーにとって、そしてツァーリ政府にとつても必然的課題であった。この課題の実現と最も密接に関連して来た、鉄道網は1890年代にはさらに拡張し細密化する。ロシアの中央部（モスクワ周辺）から南部（ドンバス、ク

リヴォイローグ新興工業地帯を経てトルコと接するカフカース地方) への、そして、シベリア鉄道として後に完成する極東への鉄道の延長は、軍事的にも経済的にもロシア資本主義発展のための政府の最大の課題であった。

以下に検討する工業学校基本規程とそれに基づく工業教育政策は、以上のような背景のもとで展開される。本論文の主たる課題は、第一に、19世紀の工業の発展とこの工業教育政策の展開との関連について、第二に、19世紀後半のツァーリ政府の教育政策における工業教育部門の政策の特殊な位置について明らかにすることである。

I. 工業学校基本規程^⑤

当規程に定められた工業学校は「帝国男子住民」に「中級あるいは初級の技術教育と職工教育を普及すること」(第1条)を目的として、工業学校の基本的タイプとして中等技術学校、初等技術学校および職工学校の3種の教育機関を設置した。先の1884年法案では「工業教育」機関は、5種の工業学校が計画されており、各々「技師(инженер)」、「経営教養のある事業指導者(коммерчески образованный руководитель дела)」、「技手(техник)」、「職長(мастер)」、「労働者(рабочих)」を養成することが、予定されていた。^⑥ このことから考えれば、当規定が定めた工業学校は、法案の5種の養成タイプの下級の3種、つまり、「技手」、「職長」、「労働者」の養成を目的とした制度として設立されるものであった。当規程は、高等技術教育機関^⑦や実科学校^⑧の商業クラスで養成される「技師」や「高等産業指導者」、の補助者としての「技手」(第2条)、「労働者を……指導する者」すなわち「職長」(第3条)、そして、「生産に於ける仕事を理解」(第4条)、している「労働者」・「職工」の養成を考えたものであった。

このように、当規程の初等技術学校と職工学校が養成する人材に対して、中等技術学校の「技手」のように明確な技術資格、称号を与えなかつたのにはそれなりの理由があつた。それは、その資格・称号の授与と身分上昇との関連の問題である。本来ならば、初等技術学校卒業生には、職長・親方(мастер)の称号が、そして、職工学校卒業生には、職工・徒弟(подмастер)のそれが与えられるはずであつた。しかし、後に詳しく述べるとおり特に職工学校は多量の農民身分を抱えることが予想され、彼らに先の資格を与えることによつてロシア社会の身分的秩序の温存という専制の課題に抵触する問題がここにあつた。^⑨

しかし、法案で計画された労働者の教育という点では、以上の3種の工業学校への入学と並んで、さらに労働者のために特別に与えられる教育機関が考慮されていた。1888年規程では、中等、初等の技術学校そして職工学校に、工場で働く労働者が入学できることを特に明記している(各校入学には後に見るとおり、それに応じた学歴証明書が必要とされていたが、その「条件」を満足することのできない労働者には、「もしその者が2年以上産業施設内で労働し、その者に対する適当な試験によつて、入学を希望する課程をこなすと証明された場合」入学が許可〔第14条〕されるとしている)。それとともに、当規程では、「産業施設に従事している労働者の生産活動以外の自由時間の学習のために、工業学校に可能な限り補習学校を併設すること」(第5条)というように、労働者のための補習学校設立が奨励されている。実際にこれらの入学機会が労働者にとつてどれほど可能であつたかはともかくとしても、政府としては、この工業学校に労働者(成人及び児童)の再教育機関としての機能を付加しようとしていたことは確かである。

だからこそ、この工業学校は、単に技術的教育のみならず、労働者に対する思想的政治教育にも特に注意を払うものにならなければならなかつた。

当規程の第37条の規定は、規程全体のなかで極めて特異な存在となつている。

第37条「技術学校の職員または生徒のある者が拘置されるような場合には、当人はすみやかに彼ら

の上司のもとに出頭しなければならない。もし彼らが刑事犯罪を犯すかその疑いのあることにより逮捕されたならば、彼らの逮捕を命じた者は、職員や生徒の上司に、これに関し猶予することなく報告する」。この種の条項は、当時の他の中等段階の教育機関であるギムナジアに関してはもちろん、実科学校に関する規程にも見られない特殊なものである。

このような労働者＝生徒に対する政府の特別な配慮は、後の「工業学校生徒規則」^⑩（1894年9月25日付省令）の生徒の生活に関する広範なそしてきめ細かな拘束諸規定に貫かれている。この規程を全体にわたって紹介する余裕はないので、ここでは、工場労働者と生徒の接触の場面について規定した部分（第8節）に焦点を絞ろう。

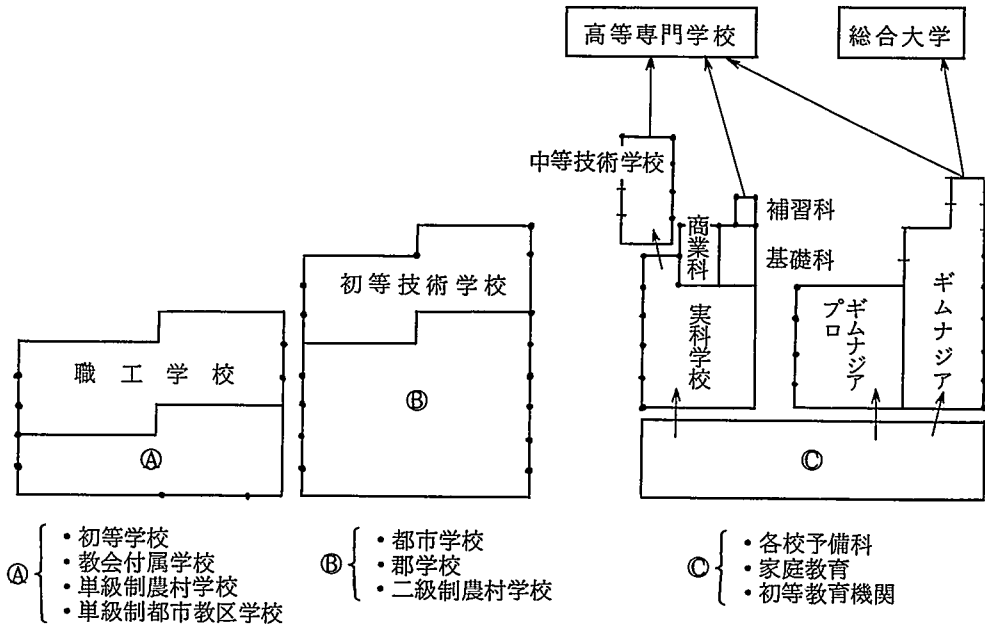
生徒に対する実践指導として、当規則は、実験室、工作室、教育用工場などでの、「実習（*практическое занятие*）」の他に、「当局（学校）の指示に従って、生徒は、私的経営の工場や製作場で、作業することができる」（第56条）とあるように、工場での実際の労働をも含んでいる。そのために、第64条と第65条は、私工場での工場主の指示、命令そして同工場のあらゆる規則に忠実であることを定めている。

生徒には、その実習作業＝労働の場で、労働者にどのように接することが要求されたか。第67条では、「生徒には、工場に務めているすべての者に丁寧にそして礼儀正しく振舞うことが義務づけられている。そのすべての者には労働者も含まれる」と、また同様に労働者をけつして軽視してはならないことを強調して、第68条では次のように規定されている。「生徒は、ごく普通の労働者のものでさえ、彼らの指導や助言に対しては、これらの人々が多年にわたる経験と実践的な熟練によって技能を身につけてきたことを記憶しながら、注意深く聞き入らなければならない」。政府は何としても、将来の労働者や技術者となる生徒に労働者への「尊敬」の念を浸み込ませておくことが必要であった。それ以上に労働者との接触について先の2つの条項に続いている第69条は、産業ブルジョアジーとの結びつきを有したツァーリ政府の工業学校の任務に関する根本的な考え方を示している。「生徒は労働者との間で、生産の技術的側面に関する以外のいかなる会話も交してはならない」。第70条は、まるでその理由を述べるかのように「生徒は、労働者に課せられた任務の遂行を妨げてはならない……」と続けているが、第69条の意味がいったいどこにあるかは明らかである。政府にとってはすでに労働者は、「単なるごく普通の労働者」ではなかった。可能ならば、生徒と労働者の接触そのものを裁ちたかたであろうが、政府の公的な制度のもとで、専制に対して忠実に技術教育を施す教師を養成して来なかった状況にあつては、工場労働者の生徒に対する直接の技術指導は不可避であった。

以上が政府によって考えられた工業学校の果たすべき課題；任務であった。これらの課題を果たすべく、1888年規程ではどのような方法が考慮されていたか。先に述べた工場労働者の再教育を除いて、次に、これらの教育施設への入学資格（学歴）の点から、いかにしてこれらの人材を吸収、養成しようとしていたのかそしてそのことはいったいどのような意味を持っていたかを以下に考察しよう。

職工学校（就学年限－「3年を越えない程度」〔第10条〕）への入学には、「初等学校」、「教会付属学校」、「単級制農村学校」、「単級制都市教区学校」という、普通2年から3年の教育期間の初等国民学校の課程修了証明書が、また、初等技術学校（同上「3年を越えない程度」）への入学には、「都市学校」、「郡学校」という、教育期間5年から6年の初等国民学校の課程修了証明書が必要であった（第13条）。つまり前者は、従来の初等教育機関のうちの下級の、後には単級制の初等学校として一括される部類、そして、後者は、上級の、後に二級制の初等学校として一括される部類の、各々の上位の階梯に制度化された。これらの初等教育機関に接続する工業学校に対し、中等技術学校（就学年限－「4年を越えない程度」）への入学には、実科学校第5学年の修了証明書あるいはそれと同程度の中等教育施設（プロギムナジア等）の卒業証明書が必要であるとされた（第13条）。以上のところから、初等教育制度及び中等教育制度と工業教育制度との関連を示せば、以下のような図ようになる。

19世紀末のロシアの工業学校関連の学校制度図



職工学校の下位の教育施設(図のA)はいうまでもなく農民身分を主とした下層身分を大量に擁え込むものであり^④、ここからは、農村地域の教員を養成する様々な教員養成施設を除けば、ほとんどこの職工学校へのコースが唯一の進学コースであった。とすれば、この職工学校が中等教育機関とはいえないまでも最低の教育機関からより「高等」の教育機関への機会が農民身分を主とした国民大衆に与えられたわけであり、ツァーリ政府はそれを制度的に容認したのである。従来の中中等教育機関への生徒の採用方法としての、主として、その機関に準備教育クラスを付設する制度を、この工業教育機関にも採用することは可能であった。にも拘らず政府がそうしなかつたのは、この工業教育機関を特権的教育施設として取り扱う必要もなく、さらに、そのような制度は、労働者、技術者の大量確保という任務にそぐわなく、かえって、工業学校の基礎をせばめてしまうことになるからであった。

さらに、このことは、法案が実現するまでに、徐々に程度は低められて来たけれども、政府が労働者にとっても、ある程度の一般教養は必要であるとの前提で、工業教育機関とその基礎となる普通教育機関との連続を考慮して来たことの結果でもあった。当初、法案では、「労働者」の一般教養としては都市学校あるいは二級制農村学校卒業程度が必要^⑤とされていたように、それは当規程が最終的に定めている職長レベルの人材を養成する初等技術学校入学のための必要条件に並ぶほどのものであった。しかしながら、当時にあつては、都市学校や二級制農村学校あるいは郡学校と二級制以上の初等教育機関が量的にも地域的にも限界がある以上^⑥、労働者、職工の大量確保のためには、単級制の初等教育機関を基礎に職工学校を設立する以外に方法はなかつたのである。

初等技術学校の基礎にはすでに述べた通り二級制以上の初等教育機関が据えられた。後者の教育機関に占める割合では、単級制の初等教育機関と比べて、「都市身分」(名誉市民、商人、町人、職人)の比重は高く、例えば、カフカース学区では、都市学校(総数33校)の全生徒数5,609名の身分構成は、都市身分(同上)が50.9%であり、それに続いて多数を占めるのは、「農村身分」(おそら

くは富農層) — 同様にカフコースの例で25.6% — であつた^⑭。これらの階層は、下層の農民身分よりは、経済的にも社会的にも若干上位に位置するものであるが、彼らが入学した都市学校に続く高等の段階の教育機関がこれまでほとんど存在しなかつたことからすれば、彼らに初等技術学校の入学機会が与えられたという点で、単級制初等教育機関に就学していた階層について述べたのと同様の意味を有するものである。

最後に、中等技術学校であるが、前二者の工業学校に比べて、そこへの入学制度はかなり異なつた意義を有している。それは第一には、すでに述べた通り、実科学校をこの技術学校の基礎に置いた点、すなわち、中等教育機関からの生徒の採用という点で、先の2つの工業学校と明らかに異なる性格を有する。従つて、第二に、そこから必然的に、実科学校の身分構成の特異な性格 — それは、これまでのギムナジアと実科学校をめぐる特権的階層と非特権的階層との歴史的な争いの結果であつた — が、ストレートでないにせよ、中等技術学校の性格、方向をも規定するという点である。中等教育機関としてギムナジアと実科学校を比べれば、前者は、総合大学への、後者は、高等専門学校への準備教育機関としての機能を果して来た。周知の通り、1871年のギムナジア及びプロギムナジア法と1872年の実科学校法によつて両者は分断され、ギムナジアの特権性がツァーリ政府によつて固守^⑮されて来たが、この経過は、他面、実科学校の非特権的傾向を許容するものとなつていた^⑯。

このような背景のもとで、ギムナジア→大学の系列から排除された階層の多くを擁するこの実科学校からの生徒が、進んで中等技術学校へ進み、「技手」となることを期待するかという点でいえば、ここには、次のような問題があつた。先の学校制度図に明らかなように、実科学校からは、その高学年(第5, 6学年)に設置された基礎クラスを通して高等専門教育施設へ進学するコースが認められており^⑰、それは中等技術学校の就学期間4年を経過して高等技術専門学校へと進むコースに比べればはるかに有利であつた。規程の第40条が定めている特典、「名誉市民」の授与は、このような事態を予じめ予想した実科学校生徒に対するツァーリ政府の吸引策であり、しかもその吸引の対象を実科学校生徒のうちの非特権的身分(主として都市身分—商人、町人、職人)に絞つていたことの証明でもあつた。なぜなら、特権的身分(貴族、官吏)にそのような特典は必要なく(これらの身分に比べれば名誉市民は身分的に下位にある)、名誉市民の身分自体、都市身分のうちで最も高位に存するものであつたからである。

こうしてみると、1888年規程によつて定められた工業学校制度に占める位置、従つて、どのような階層をこの工業学校に動員するかという点についても明らかである。職工学校、初等技術学校そして中等技術学校は、それぞれ非特権的な階層特に農民身分が圧倒的部分を占める最も初歩的な単級制初等教育機関を、それに比べて、若干富裕な層を含む非特権的階層(特に都市身分)が大部分を占める二級制以上の初等教育機関を、そして、さらに多くの富裕な層を含む非特権的階層が除々に特権的階層を圧倒しつつあつたが、ギムナジア→大学の系列からは最も遠い傍系に位置する、中等教育機関(実科学校)を土台として、それぞれの任務を果たすように考えられていたわけである。この工業学校制度自体、1860年代以降のロシアの学校制度の全体構造の変動を体現しているものであり、その変動のなかでそれは、非特権的階層の次第に高まる教育への関心、要求を抱え込む機能を果たす形となつた。ロシアの資本主義化を志向して成立した工業学校制度は、教育機会の身分制的性格を温存しようとして来た政治支配層—特権的階層の学校政策と巧みに結合されていたのである。

1888年3月に国家評議会において以上のような内容を有する規程がツァーリの裁下を受け、同時に出された国家評議会見解によつて、工業学校と実科学校の教員養成のために15,700ルーブルをあてること、そして、工業学校設立計画の作成、その他これに関する諸法案の作成、検討のために特別臨時委員会が設置されることが決定された(工業学校基本規程、国家評議会見解第2条)^⑱。

II. 工業教育政策の展開（1889年～1900年）

工業学校基本規程が実施される1890年代の工業生産の急速な発展とその諸特徴については既に触れておいたとおりである。しかし、その90年代の発展というものはしばしば述べられているように一様なのではない。

一般にロシアの工業生産力の成長の画期については次のように述べられている。1880年代末までのロシアの工業生産力は世界の経済危機（1882年～1886年）との関連で一時後退（全工業部門平均で15.2%）した後に、1888年から一部の生産部門で再生し、1890年代に入っては、1892年まで、国内の農業危機（1891年の飢饉は特に有名である）との関連で再び後退（平均15%）した後、1893年からいわゆる90年代の急成長を経験するに至り、それは、1900年以降の帝国主義時代に突入する時点をもって終了する。^⑨

1889年以降の工業教育政策は、以上の工業の展開に基本的に規定されつつ、1900年に至るまでの時期において、1893年を画期として展開される。

1889年から1893年半ばまでに、学校設計画とその修正、教授プラン、プログラムの作成、技術学校教員養成制度の確立、工業教育に関する中央管理制度の確立等によって、ほぼ、工業学校教育体制の構造が完成する。そして、それ以降の1893年の後半から90年代の末に至るまでの時期において、地方の管理機構（地方財政制度）の確立によって前期の体制確立の最終的補充を行うとともに1888年の基本規程による工業学校に新たなタイプの職工教育施設を組み込み、その発展を企図する政策が展開され、この時期に学校設立が急速に促進され、10月革命前のロシアの工業教育政策がようやく軌道に乗ることになる。

以下に、この前・後期の工業教育政策の展開を追い、その内容と意義を検討することにする。

第1節 工業学校設計画と工業学校教育体制の確立

ツァーリ政府は、1888年規程成立後、即座に工業学校設立の計画にとりかかった。1888年3月に国家評議会は、教育省内に同省、内務省、国有財産省、大蔵省の各代表によって構成される特別臨時委員会を設置し、その委員会に計画の作成を委託した。この設計画には、設立地域選択計画の作成と同時に、各学科の専門学科の種類決定、各学校の定員及び設備維持基本法案、教授時間表の作成の作業が伴い、委員会は、それらの法案を1889年末までに国家評議会に提出し、ツァーリの裁下を受けるに至っている。^⑩

特別臨時委員会の設計画では、中等技術学校7校、初等技術学校15校そして職工学校18校を全ロシアの31の地域、都市に設立するというものであった。^⑪

それら設立が計画された地域、都市についてみれば、中等技術学校は、ロシア中央部の古くから繊維工業地帯であり、そして1860年代以降に重工業部門がやや発達して来た地域でもあるモスクワ県近郊に4校、ウラルの鉱業地域、新興工業地域のカフカース地方の中心地にそれぞれ1校、そして、ボルガ河沿いのカザーン、サマーラに1校ずつであった。初等技術学校は、ロシアの古くからの金属業、機械工業の中心地でもあるペテルブルク付近に2校、計画中のシベリア鉄道沿線のロシア東部に2校、カスピ海沿岸の新興工業都市アストラハン、この他北部のアルハンゲリスク、中央アジアのタシケントに各1校などが計画されている。職工学校は、ロシア中央部に6校、ペテルブルク付近に2校、南部に2校、この他ウラル、サラートフに各1校ずつ等が計画されている。このようにこの設計画は全体としてみれば、従来からの工業地域、モスクワ周辺、ウラル、ペテルブルグを中心としており、新興工業地帯にも、若干の設立普及を考慮していたといえる。

この計画案は1889年に国家評議会に提出され、一応の承諾を受けたが、その設計画の実施にあたって教育省が、地方の必要に応じて変更することも含め、その実施は、同省に一括委任されるこ

ととなつた²⁰。

委員会は先の諸法案の作成、設立計画の実施を教育省に委任したのちに、今後の工業教育政策の進展に必要な措置として、以下の3点の課題を設定してその活動を終えている。第1に、すべてのタイプの工業学校での教授科目に応じた教科書及び指導書の作成、第2に、特別に工業学校に関する管理のための管理集中機関を教育省に設置すること、第3に、その管轄下に視学職を設置することであつた²¹。これらは、1893年に至るまでに国家評議会において実施に向けての決定を受けている。

1893年前半に至るまでの教育省の政策は、前述の特別臨時委員会の方針にそつて進められるが、その政策のうちで最も重要な課題は、同委員会から委託された工業学校設立計画の実施であつた。教育省がこの計画を地方の状況、要求に合わせてそれらの計画を修正する権限を与えられたことは先に述べた。教育省はこの計画を素材として、開設予定の鉱工業の進展状況、計画されている工業学校への準備教育機関となる普通教育機関の現状、すでに存在している職業技術教育施設の状況、などとの関連で、計画の吟味を行う必要があつたのである。同省がこの吟味を行なううえで特に重視したのが、ハーリコフ学区、カフカース学区そしてカザン学区であつた。これらは、19世紀後半急成長してきたロシアの南東部の諸県を包括する学区であつた。

教育省は、これらの学区の調査のために、大蔵省の合意のもとに、同省学術委員会の技術職業教育特別課のアノープフ（Анопов, И.А.）を派遣している²²。このアノープフは、すでに1888年規程の成立過程でみたように政府との結びつきの強い帝国ロシア技術協会附設の技術教育常設委員会の副議長として著名な人物であり、それまでのロシアの職業技術教育施設に関する膨大な資料収集とその分析を行い、運輸省の公刊物として²³、その研究を公にしている。

このアノープフの地方調査は、1890年と1891年の2度にわたつて行なわれ、その調査報告書は、『教育省雑誌』に掲載されている²⁴。この報告書のうちから、ここでは、特に先の三学区の地域において工業学校開設に関するどのような要求が提出され、そして、先の特別委員会が開設を予定した地方での職業技術教育施設はどのような現状、問題点を有していたかという点に注目しておく必要がある。

これらの地方での工業学校設立要求の基盤は、第一には鉱工業の発達、促進であつた。

カフカース地方の官吏ヤノフスキーは、アノープフの報告書によれば、同地方の鉱業開発と住民の専門的技術教育の普及の必要性について以下のように述べている。「カフカース地方の鉱物資源、様々な地方の石油、石炭、岩塩、金、銀、マンガン、コバルト等は、この地方に鉱業科を有する技術学校の開設が必要であることを示している。」ところが実際には、「自然の鉱物源がどれほど未開発であり、……荒廃に任せられた状態である」ことか。「かくの如き状態の原因の一つは、住民の間の専門的職業知識の普及の不十分さにあることは疑いない」と²⁵。

ハーリコフ学区総監も、ハーリコフ県のスラビャンスク、ここには鉱山を経営する企業とともに地方で様々な種類の小営業が発達していた為に、機械科と化学科をもつ初等技術学校を設立することの必要性を説いている。ここは「周囲は巨大な鉱物資源に恵まれており、企業心に富んだ人々がその採鉱を望んでいる」と学校設立要求の第一の根拠をあげた後で、「スラビャンスクには、特に製帽、皮革製造が発展しているが様々な種類のクスターリ産業が密集して存在しており、これがスラビャンスクを地方工業都市の中心としている、……そのために、鉱業、石炭業、製塩業、製陶業の要請に適した最低限初等の技術学校を設立することは極めて望ましい²⁶」と述べている。

このような特に鉱山資源の発掘に関連した工業学校の開設要求は、カフカース、ハーリコフに共有するものであるが、これらの地域において、ここ最近、目ざましい変化を見せ、そこでの製造・加工業が進展している諸都市があつた。その典型は、一方が、20年程前から驚異的な発展²⁷を遂

げつつあった石油関連諸工業のバクー（カフカース）であり、他方が、諸加工工業が急速に発達して来たドン軍州のロストーフ・ナ・ドヌー（ハリコフ）であった。

後者についてハリコフ学区総監は次のようにその変貌を述べている。「ロフトーフ市の工業をして商業の活動の性格は、実際ここ最近10年間に著しく変化した。つまり、国家の辺境にあつてここに送られて来る原料、モスクワや他の内陸都市から搬入される商品の倉庫、その中継地としての役割りに替わつて、ロストーフは現在豊かな加工工業の中心地の一つとなつた。」続けて、特に最近、「鉄製汽船」建造のための2つの造船所の他にさらに、「青色カルシウムの粗加工業、ガラス工業、蒸気製粉業、食品製造（マーガリン）業などの工場があらたに続々開設されている」と述べている。そして「ロストーフ及びその周辺の工業活動の発展は、現在そして将来において、職業によく通じた秀れた技術者、機械工、機械技師を必要としている」^④と述べていた。

バクーについては、カフカースの学区総監は、ここは、「鉱物、化学、機械の学科をもつた中等技術学校が、カフカース地方の諸要求を満たし、この地方の正常な発展に必要なあらゆる条件を備えた位置にある」という点での多くの者の認識が一致しているとしている。「石油業者」の間ではバクーに「鑽孔職長と機械技手の学校の開設」を協議、計画しており、都市団体は、バクー市長に政府に対して中等技術学校開設の請願書を提出させ、市議会は、1889年にその開設のために5,000ルーブルを特別会計として計上することを決めていた^⑤。

先の特別委員会の設立計画は、これらのバクーやロストーフのようなあまりに急激な鉱工業の発展に即応可能な内容ではなく、これら両都市に工業学校を開設することは考慮されていなかった^⑥。

以上のような鉱工業発展に伴う技術学校設立に対する要請と並んで、この技術学校の開設に対する、特に中等技術学校の開設に対する特権的貴族や官僚層の要求がアノーパフの報告書に反映している。それは、前節で述べたように、実科学校から直接都市身分が高等専門教育施設へと進む道をわきへそらそうとするものであつた。^⑦ 貴族官僚層は、その方向が彼らより低い身分である都市身分の「力相応の道」であり、彼らの「力量と才能」に合わせて進むべきよい機会であるという論理をもつて、彼らの要求を正当化しようとしていた。ロストーフの中等技術学校開設への要求に際して、ハリコフ学区総監によれば、彼のもとにロストーフの実科学校のある校長は次のような開設の要求根拠をあげていた。「実科学校から連続して技術科課程を設けることは、学校当局にとって若い人々を力相応の道に向けるよい機会である。他方でそれは、生徒にとつても彼らが（課程を終了する際に）高等技術学校で教育を続けていく力量に関して全く自覚することができないにもかかわらず、それらのうちの何人かが課程終了後上級クラスで実効のないむだな2・3年を過ごす、といったことを思いとどまらせるよい機会でもある。」^⑧ また、ハリコフ学区総監も、高等専門教育施設への入学「競争」のために「落伍する者」に対して、次のように述べている。「中等技術学校は、これら（落伍した者—筆者註）多くの若者を彼の力量と才能に合わせてこの専門的教育施設で、自己の教育を完成させるためのよいチャンスを与えるものである^⑨」と、高等専門学校へと進むコースから排除されている都市身分層を、工業学校へ動員することを盛んに奨励している。

さて職工学校に対する地方の要求はいかなるものであつたか。それは職工学校の専門とかかわつて、種々様々であつたが、この要求で特徴的なことは、工場や製作所に働く職工や労働者としての人材を、というよりはむしろ、手工業的な親方や職人という人材の方を望んでいるということである。例えば、ブラディカフカースの農業地帯では、「農業生産にしばしば必要となる鍛冶屋・錠前屋の仕事を行うことのできる技能をもつたそういう親方が特に必要^⑩」（アノーパフ）であり、また、アゾフ海沿岸の商業港であるエイスク市では、「様々な農具（例えば、穀物風撰機）や小規模な船（檣木船、運搬用ボート）を造る職人が必要^⑪」（カフカース学区総監）、カフカースのモズドク市でも、もし開設されれば、職工学校は、農村住民が「正しい農作業や土地耕作に必要な道具

の加工に慣れるための確かな手助けとなる³⁹⁾」(同総監)とされていたが。これは、工場や製作所において「生産における仕事を理解」している職工、あるいは労働者を養成するという職工学校の設立の主旨に一致するものではなかった。このような1888年規程が目ざした職工学校の任務と地方の要求との間のズレは、後に詳述するように、新たな職工教育施設の創出によつてうめられていく。

さて、以下にこれらの地方に存在する職業技術教育施設に関わる現状、問題点について、資料が比較的そろっているカフカース学区を対象としてある程度まで明らかにしておく必要がある。

まず、同学区における職業技術教育施設(名称はすべて職工学校だが、その教育レベルは、工業学校の内の技術学校に相当するものも含まれている)に関する資料を以下に掲げよう。

表4³⁹⁾ カフカース学区の職工学校(教育省管轄)、1890年

	都 市 名	開設年	生徒数	卒業総 生徒数	教 育 年 限	維持出資(ルーブル)		
						国 庫	その他	計
北カフ カース 地 方	ブラディ カフカース	1868	73	124	5	3,772	24,381	28,153
	スターヴロ ポリ	1872	28	67	3	3,500	8,356	11,856
ザカフ カース 地 方	チ フ リ ス	1880	210	98	4	—	31,889	31,889
	ザカタールイ	1882	27	22	4	—	8,469	8,469
	エリザベト ーポリ	1884	89	1	8	—	34,567	34,567
	バ ク ー	1888	43	—	5	—	21,088	21,088
	バ ツ ウ ム	1889	28	—	3	5,213	—	5,213
計			498	312		12,485	128,750	141,235

これらの学校開設年に明らかなように、特にカフカース山脈の南側のバクーを中核とするザカフカースの新興工業地域に、80年代以降、急速に技術教育に対する要求が高まって来ていた。

各校の規模は、生徒数や教育年限そして維持出資からみても、ほとんど全く統一性をもたない。これらは、政府の統制の全くないところで発生して来たものであることを示す。この80年代末に至る政府の財政政策も極めて消極的であり、これら7校の職工学校の維持費総額141,235ルーブルに対する国庫補助の割合はその一割にも充たない12,485ルーブルであつた。開設のイニシアティブを政府が握っていないことは明らかである。アノーパフによれば、出資のほとんどは都市団体と村団によつて来た⁴⁰⁾。(しかし、後に述べるように1888年規程成立後の学校設立のイニシアティブは、政府が握るようになるのであり、このカフカース地方では、1889年開設のバツウムの学校の維持出資の国庫依存100%の例が、政策の転換を示すものとなっている。)

これらの職工学校の教育にあつた教師はどのような資格、学歴を有していたのか。この学校での一般教養科目の教員は別としても、専門科目や実習のための教員の確保は極めて困難な状態にあ

た。この種の専門教員養成施設がない以上数少ない職業技術教育施設の卒業者や徒弟教育を受けて来た者がその教育にあたる以外に方法はなかった。職業技術教育施設で教育を受けた経験のある者は、カフカースの7職工学校の専門科目、実習指導のための19名の教員のうちわずか7名（技術学校1名、職工学校6名）であり、その他の12名は、個人経営の製作所で徒弟教育を受けて来たに過ぎなかった。^⑫。

これらの学校に通う生徒はどのような階層であり、どのように状態にあったか。これら7職工学校の生徒の身分構成では、中、下層の身分が8割（都市身分35.5%、農村身分45.5%）を占めていた。しかし、彼らは経済的に極めて不安定な状態を強いられており、中途退学を余儀なくされるものが少なくなかった。1889年には、これらの職工学校が出した生徒総数176名のうち、全課程を終了して卒業した者は、わずかに35名であり、残りの141名は途中で退学している。^⑬ アノープフはこの中途退学について次のように述べている。「課程を終るまでに退校する大多数の者は、親が教育の利益を理解しないことによるか、あるいはまた、彼らの貧困によるものと説明できる。その窮乏は、月に10ルーブルから15ルーブル^⑭の俸給の日雇仕事に自分の子供に従事させるチャンスでもあれば、すぐさま親は学校から彼らを無理やり引き戻すほどである。」^⑮

アノープフのいう親の教育の利益への無理解と貧困という中途退学の2つの理由は分ちがたく結びついていたと思われるが、基本的に後者が生徒の就学維持を困難にしていた最大の理由であることは明らかである。しかもこの時期には特にそうであった。というのは、この時期にはよく知られているように政府自身が農民の租税「支払い能力は固渇した」^⑯ことを認めざるを得ないような限界にまで農民に対する激しい搾取が進行していたのである。そしてその基礎に立つて急速なロシアの工業化を推進することができたのである。こうしてみると、ロシアの工業化の一翼を担う工業教育普及策が、いわば工業化の犠牲を強いられる農民を中心とする貧困な階層を、つまり就学維持が極めて不安定な層を動員しなければならないという矛盾を抱えていたことになる。この矛盾をいくらかでも緩和するような策がとられなければならなかった。

以上のようなアノープフの調査によって報告された地方（とくにハーリコフ、カフカース学区）の状況把握のもとに、この後の政策が展開されるのである。

さて、1893年に至るまで、このアノープフの地方調査と並行して、1891年頃までに教授内容に関わる規程、そして、各校の定員、設置維持に関する規程、学校建設模範プランなどが作成、決定される。それらを順に追うと定員、設備維持に関する規程、および、各校教授時間数に関する基準を定めた1889年6月26日裁下の「工業学校に関して」、教科書、指導書作成のための措置としての、1890年5月29日裁下の「工業学校用の優秀なる教科書、参考書に関する奨励金に関して」と1890年8月14日省令「工業学校用の優秀なる教授指導書、教材に対する奨励金に関する規程」、そして、1890年から1891年にかけて、各校毎の教授プラン、プログラムに関する省令、職工学校に関しては特に「神の法」教授プログラムに関する宗務院令等々の決定、公布が進められている。^⑰

さらにこの時期の重要な政策としては、以上の1891年頃までの1888年規程の下位諸法令、教授内容に関わる諸規程の公布後、教員養成制度と中央管理制度の確立があり、これらについては若干詳しくみておく必要がある。

1892年4月24日付省令「教育省中等及初等の技術学校における専門課目の教員、実践授業の指導者養成に関する規則」^⑱の公布によって、これまでほとんど皆無であった技術関係の理論教授、実習指導者の養成の足がかりができた。1888年規程では、「技術学校の教師及び作業指導者は、学歴に関しては、実科学校の職務に相当する授業資格を有する者から選ばれる」（第23条）とのみ規程しているだけでその養成形態については全く触れていない。ただ、その技術指導者との関連で、技手の称号を有する職人、あるいは有していない職人も「雇員」として工業学校の教官として招かれ

ることも可能（第24条）としていた。

この1892年規則によれば、中等および初等の技術学校の「専門科目」の教員、「実習指導者」の養成は次のように考えられていた。まず、前提条件として、前者は「その専門科目に応じた高等教育施設の課程を修了した」者であること、後者は「中等技術学校程度以上の課程」を終えていること、そして両者ともに「ロシア国民」であり、「職務に就く前には1、2年の実習」を終えていることが条件とされている（第1条）。つまり、1888年規程で定められている学歴経験、「実科学校程度」卒を各々「高等教育施設」と「中等技術学校」の卒業の水準に引き上げ、その専門性を重視したものとなっている。また、注目したいのは、入学者を「ロシア国民」に限定していることで、技術者、技術指導者を外国人に大きく依存していた当時のロシアにあつて、この策が単に教育的配慮のみから、そのような限定をしたとは考えにくい。彼らがロシア技術教育普及の実践者、理論家としての主導的役割を果たすべきことが考慮されていた。だからこそ、その専門性にも高いものが要求されたのである。絶えず技術的發展に即応できるそういう人材が必要だった。そして彼らは次のようにして養成された。

先の条件を満たす養成候補者を、教育省が独自の判断であるいは、工業学校に附設されていた職員会議（педагогический совет 1888年規程第34条）や教育省学術委員会（ученый комитет）の推薦に基いて、教育省が選出し、彼らを国内の「産業施設」での実習、あるいは、国外の教育施設の調査のために派遣する（第6、7条）としていた。技術をロシアの工場ですべて教育方法を外国で獲得することが候補生の任務であつた。そのために必要な措置が細かに規定されている。各地方の工場主、工場長、地方高等教育施設の長、また、地方の専門教育や職業教育の代表者や事業家に、候補生の養成に関わる協力体制、さらに、政府内での、派遣に関して便宜を図るために外務省とそして、財政面では大蔵省と教育省との交渉手続を規定している。（第8条）。彼らは、派遣後少なくとも2年間、工業学校での職務に就くことが義務づけられていた（第12条）。

以上のような技術学校教員の専門的技術的教育が当初より高い水準に引き上げられたのに対し、職工学校の同類の実践指導者の技術教育養成に関しては何ら特別な養成制度も考慮することはなく、むしろ1888年規程より低い水準においてその養成、雇用を認めざるを得なかつた。

1888年規程では、職工学校の「技術科目の教師、工業製図の教師及び実習の指導者は、中等技術学校以上の教育を受けた者から選ばれる」（第23条）と規定されていたが、後には、この条項の、⁴⁸「中等技術学校以上」は、現状に不相応であるところから、「一時的に」削除されるに至っている。実際には、「教師」の方はともかく中等技術学校でなくとも中等普通教育施設卒業の者によって代替することも可能であつたが、「実習指導者」の方は、教育程度を問わず、個人経営の小工場の職人や親方を雇用する以外になかつた。1900年代初頭の職工学校の教科目教師の教育程度別構成は高等教育施設-15%、中等教育施設-75%、初等教育施設-10%であつたのに対し、実習指導者のそれは、同様に、14.3%、28.6%、57.1%であつた。⁴⁹

さて、これまでの工業教育政策の管理の事務は、学術委員会内の技術職業教育特別課が一切を背負つて来た。すでに触れた通り、1889年の特別臨時委員会が中央管理機関の創出を提案していたが、結局1893年2月8日に教育省国民教育局内の工業学校管理課（отделение промышленных училищ）として実現している。

1889年に国家評議会が各工業学校の設置規則について審議されていた際に、特別管理機関の必要性に関する議論が起つている。ここでは、教育省は1884年から継続して来た学術委員会内の技術職業教育課を独立機関として改造することに限定していた。が、より広範な基盤を有する技術学校の管理機関を設置するべきであるという蔵相ヴィシネグラーツキーの要請に応じて特別臨時委員会は教育省の中央管理機関のうちに特別局を設置することを法案化した。しかし、教育大臣デリヤノ

フ（Делянов, И. Д. 1818～1897）は現状では、工業学校数がまだ少ないということを理由に教育省の内部機構改革に反対し、先の教育省の見解を押し通していた。^⑤ この経過は、工業教育政策の進展に焦りを見せるヴィシネグラーツキー蔵相とそうでない教育省との関係を示している。

さて、1893年の2月には、この工業学校の特別管理課が設置されるとともに、従来からの学術委員会内の技術職業教育特別課の機能も若干修正された。新たに設置された管理課が、技術職業教育に関する事務を専門を行い、これはこの教育に関する専門家、技術者によって構成された。特別課は工業教育の問題についての教育大臣の諮問機関としての性格を有し、主に法案の作成に当たり、教育省、大蔵省、内務省、農務省、国有財産省、芸術アカデミーの各代表により構成された。^⑥ これらの両機関の長は兼任するものとされ、アノーパフがこのポストに就いた。^⑦ ロシア全体の工業教育の普及の状況及びそれを基礎とする政策の進行に関する知見、そして技術協会との接触という点からしても彼以上の適任者は存在しなかった。

第2節 工業学校の普及と工業学校制度の変化

前節で触れた1889年から1893年初頭までの設設計画の再検討と工業教育制度の充実の時期を経て、これ以降1900年に至る工業教育政策の展開はいかなる諸特徴を有していたかという点について明らかにするのが本節の課題である。

先に触れた通り、特別臨時委員会の計画による学校設立は、アノーパフの地方調査を経て修正変更され、一部を除いて、工業学校の設立がようやく急速に進み出すのは、表5のとおり、1893、1894年頃からであり、数的比較だけをするなら、先の計画は、1897年頃に至ってようやく実現するといえる。しかし、実際には、開設が計画された都市31箇所のうち、実現したのは、その約半数の16地点（中等技術学校4校、初等技術学校3校、職工学校9校）であった。

表5 工業学校の開設^⑧

年次	中等技術学校	初等技術学校	職工学校	統計
1888 まで	2 ※1			2
1889	1			3
1890		2	1	6
1891				6
1892			2	8
1893		1	1	10
1894		2	3	15
1895	1		4	20
1896	5	2	9	36
1897	2	3	1	42
1898	1	2		45
1899	3	1	1	51
1900	(3) ※2	(2)		56

※1 従来から存在して来た技術教育施設を工業学校に改編したものの。

※2 ()内は開設予定のもの。

それでは1900年に至るまでに、教育省はどのような地域に工業学校を設置したのか。教育省が1888年からの工業教育の発展を概説した1900年の官制史によれば、教育省は「発達した工場活動の地域

としてのモスクワ学区を始めとして、急速に一連の技術教育施設を鉱物資源に富むロシアの東部と南部とに設立させた」⁵⁶のである。

設立計画においてドンバス、クリヴォログ地方そしてカフカース地方に全く考慮されていなかった、中等技術学校が3校、初等技術学校3校、職工学校3校が新設されている⁵⁶。この他、後に詳述する職工徒弟学校と下級職工学校がハーリコフとカフカースの両学区に1893年から1900年に至るまでに合計14校、設立されている⁵⁶。

他方で、ロシアの東部（シベリア）地域については「鉱物資源」に富むという点からのみならず、やはりシベリア鉄道の延長そのものに対し無関係であり得ず、工業学校が一定の役割を果たしたと思われる。シベリア鉄道の敷設の前後に同鉄道沿線に工業学校は4校が設立されている⁵⁷。

工業学校の以上のような地域配置の特徴とともに、注目しなければならないことは、この時期に開設された職工教育施設が養成していた生徒の専門教育の種類の変化である。

1888年度のあらゆる職工教育施設の学校は、88校、生徒数は約5,000名であり、その生徒の専門科別では金属加工（小鍛冶、鉄工、金属旋盤等）に属する者が48%を占め、木材加工（指物、木材組立等）のそれが30%を占めていた⁵⁸。これに対して1888年以降新たに設立された職工教育施設（1888年規程による職工学校、1893年と1895年に新たに制度化された職工徒弟学校、下級職工学校——後に詳述する）61校、生徒数3,089名のうち、金属加工に属する者は79.7%を占め、それに対し木材加工のそれは18.5%を占めていた⁵⁸。このことから明らかなように、職工教育施設は金属加工部門への傾斜を急速に強めており、それは、1890年代の重工業育成に必要な労働力の質に対応していたといえるだろう。

以上のような工業教育の量的拡充と質的变化をもたらしたのは、政府の工業教育政策を軸としながらも、この種の教育普及に関心を抱くリベラルブルジョア層、それを背景としたブルジョア的諸団体の存在はやはり大きかった。

帝国ロシア技術協会（そこに付属してあった技術教育常設委員会）が「主催した」とされる職業技術教育活動家大会に対して、政府は第1回大会の開催に助成金（政府から3,000ルーブル、教育省から2,000ルーブル、国有財産省から1,000ルーブル⁵⁹）を提供し、さらに教育省の地方官僚層、種々の教育施設の教員層を動員している⁶⁰。このような政府と同協会の共催は、やはりヴィシネグラーツキーやアノーワらの媒介によって保証されていた。

先のような工業教育普及に対する資金において国庫の補助は次第に高められて来ていた。教育省の収支予算のうち工業学校に関する予算総額は、1888年の40万ルーブルから1898年にはその3倍に増大しており⁶¹、また、学校の維持費に占める国庫の割合も高まり、1900年までに、中等技術学校では、総額500,270ルーブルのうち国庫は208,745ルーブルつまり41.7%、初等技術学校では、総額379,338ルーブルのうち167,370ルーブルつまり44.1%、職工学校では、総額291,190ルーブルのうち165,196ルーブルつまり56.7%となっており⁶²、すでに見たとおり、1888年以前の国庫の補助が極めて少なく、地方の財政にその維持の多くを依って来た時期とはかなり変わって来ていた。がしかし、地方の自治体の支出も決して少なくなかったし、私人の寄附なども増大して来ていた。これらは、次にみる地方管理機関の成立と密接な関連をもつ。

教育省は、1895年4月24日省令「工業学校付属管理局に関して」によって、1888年規程の第35条に基づき、技術学校の場合はそこに設置される職務、名誉主任を長として、そして職工学校の場合はそこに設置される名誉監視官を長として、工業学校の存在する地方の教育普及の策の充実に図るために、管理局を設置した。この管理局は、常任委員としての局長、次官、政府代表委員、「地方名望家」、「工業事業家」そして他「名誉会員」、準会員としてのゼムストヴォ、諸身分団体、同職業者団体など学校資金を提供している団体の代表とから構成された（同省令、第2条）⁶³。この管理

局の任務は、第1に、各専門に関わる工業教育知識の普及と工業教育に関する教育資材や生産方法についての資料の収集、そして図書、参考書の補充であった。さらに第2に、「学校の資金およびその他物質的手段の充実のためにあらゆる措置を講ずることについての監督」そして「教室の建造への補助や最も貧困な生徒への扶助のための資金供出」^⑤（第15条）というように当地方の工業学校教育の発展のための財政基盤を確立することが考慮されていた。監督局の先のような構成に明らかのように、教育省が、「地方名望家」「工業事業家」のような私人や諸団体に資金提供を期待するところは少なくなかった。

この策はある程度の効果を挙げていた。例えば、特権的商人ルィピンスクの商業顧問官（商人に与えられた称号、四等官）コマロフ（Комаров）、ヤロスラーヴリの第1ギルド商人パストゥホフ（Пастухов）は、各々、初等技術学校建設のために、35万ルーブル、20万ルーブルの資金を提供している。また、鉄道業の利権を有するコストロマーのチジョーフ（Чижов, Ф. В.）は、5工業学校設立のために、1898年までに総額500万ルーブル以上の投資を、金山経営者のトラペズニコフ（Трапезников, Н. П.）は、イルクーツクの工業学校設立のために1898年までに総額300万ルーブル以上の投資を行っている。このような産業資本家層の巨大な投資とともに、ワルシャワの銀行経営者、ヴァヴェリベルク（Вавельберг）の中等技術学校設立そして維持の金額負担も注目に値する^⑥。

さて、先の1894年の4月24日付省令による管理局の任務として、もう一つ重要なものがあった。それは、生徒が工場での見学と実習（それは同時に生徒の工場労働を意味する）を行うために、そして卒業後の雇用を保証するために、工業学校と工場との相互関係を確保することにあった。省令では、管理局の任務として「生徒が教官の引卒のもとに見学するために、そしてまた実習するために定められた期間中連続して労働するために、周辺の工場や製作所そして一般に工業施設に通う機会を彼らに与える配慮」を行うこと、そして、さらに「課程修了者の養成に応じた仕事を決定し、工業に関する事柄において彼らを一層向上させる配慮」を行うこと（第15条）が規定されている^⑦。

このような任務をもった管理局の設置によって、工業教育に関する中央集権的な管理機構が確立されたことの意味も無視してはならない。この地方の管理局は、県レベルの国民学校管理官（県教育長）、学区総監を介して^⑧教育省、すなわち1893年に成立していた工業学校管理局に直結されることになった。

1893年以降において工業学校制度が若干変化する。1888年規程に定められた工業学校、すなわち中等および初等の技術学校と職工学校に関わる教育政策の展開については以上述べて来た通りであるが、1893年末と1895年初めに教育省は、新たな職工教育施設を、工業学校として制度化し、その普及を図っていくのが、この時期の一つの特徴である。以下にこの2種の職工教育施設がどのような内容を有するものであり、1888年規程による職工学校とどのような点で性格を異にするのか、そして、これらが工業学校制度のうちに組み込まれたことがいかなる意味を持ち得るのかという点に注目して見ていこう。

まず、1893年12月20日裁下「職工徒弟学校に関して及び同学校定員・設備維持規則に関して」によれば、この職工教育施設の課題を次のように規定している。「職工徒弟学校は、生徒が、学校を終えるまでの間に、私的経営の職人のもとである何らかの手工技術を首尾よく身につけるためにぜひとも必要な知識・技能を生徒に授ける目的をもって設立される^⑨つまり、従来の徒弟制度のもとで長期にわたる親方のもとでの職人養成の形態の変更を意図したもので、その徒弟期間のうちの一部をこの職工徒弟学校で代替し短縮しようとするものであった^⑩。他方、1895年4月24日裁下「下級職工学校に関して及び同学校定員・設備維持規則に関して」では、この下級職工学校独自の課題を規定していないが、その第4条によれば、1888年規程の職工学校の設立主旨に準ずることが規定されている^⑪。

これらの2つの職工教育施設をその維持・設備維持費、そして、それらの教育内容の点で、1888年規程による職工学校と比べてみよう。

以下の第6表に明らかなように、職工学校、職工徒弟学校、そして下級職工学校へと順を追うごとに人件費が極端に削減されている。最後の下級職工学校は、この学校の実質的な機能を最低限有するよう親方の雇用と、学校の校長と教科指導者を兼ねる管理官への報酬、そしてロシアの学校としての機能に欠かせない神の法教授への教員報酬（しかし、定員として置かれなくなったことは重要である）のために、1,920ルーブル、定員1名にまで、予算を縮小された。1888年規程のそれと比べれば、人件費で4分の1に、定員数では5分の1にまで削減された。

このような削減は、人件費以外の教授参考書、資材等の費用、学校建物の維持費についても同様（第7表、第8表）であるが、それは特に後者について著しい。1888年規程の職工学校と比べて1895年の下級職工学校は7分の1にまで減少しており、この下級職工学校の建物維持費300ルーブルという額では、この職工教育施設の固有の建物を維持することは困難であろう。教科指導を行う

⑳ 第6表 職工教育施設の人件費（年間）

（単位 ルーブル）

1888年規程職工学校 定員/維持費	1893年規程職工徒弟学校 定員/維持費	1895年下級職工学校 定員/維持費
督学官 …… 1 …… 1,000	督学官(兼教員) …… 1 …… 1,450	下級職工学校管理官(兼学科教員) …… 1 …… 1,020
学科教員 …… 2,450	学科教員 …… 1 …… 1,040	ロシア語算術教授 …… 150
実践授業指導 …… 1,800	(親方が兼務)	神の法教員報酬 …… 150
神の法教員 …… 1 …… 200	学科教員(兼文書管理, 管理人) …… 1 …… 780	親方 …… 600
機械工, 鉄工, 徒弟の雇用 …… 1,860	神の法教員 …… 1 …… 90	
管理人 …… 1 …… 400	親方, 徒弟の雇用 …… 1,680	
図書室司書 …… 125	医師 …… 100	
文書管理 …… 1 …… 500	歌唱指導 …… 75	
医師 …… 1 …… 150		
歌唱指導 …… 75		
計 5 : 8,560	計 4 : 5,215	計 1 : 1,920

㉑ 第7表 人件費以外の費用（教授参考書、資材、工具、事務用品等購入品）

職工学校	職工徒弟学校	下級職工学校
1,200	750	550

㉒ 第8表 建物の維持（小使の雇用を含む）

職工学校	職工徒弟学校	下級職工学校
2,200	1,500	300

教室は初等学校を利用したり賃借したりするとしても、金属加工や木材加工の諸設備が配置されている実習室だけは確保しなければならなかったはずである。しかし、おそらくは、このような実習室よりは、この職工学校に雇用されている親方の仕事場を利用、賃借するというのが実状ではなかったか。

1888年規程による職工学校、1893年規程による職工徒弟学校、そして1895年規程による下級職工学校の維持費総額は、順に11,960ルーブル、7,465ルーブル、そして2,770ルーブルへと削減されているが、このことが職工養成の質的レベルの低下をもたらしていったことはいままでのない。

その養成の質的な問題について、これらの3種の職工教育施設を教育内容の点から比較してみよ

う(第9表)。

第9表 週当たりの授業時間数の全学年合計と教育内容別割合^⑥

	職 工 学 校	職工徒弟学校	下級職工学校
神 の 法	4 (3.1%)	3 (2.0%)	6 (3.5%)
一般教養科目	27 (20.9%)	30 (19.9%)	8 (4.6%)
専門技術科目	26 (20.2%)	21 (13.9%)	22 (12.6%)
実 習	72 (55.8%)	97 (64.2%)	138 (79.3%)
計	129 (100%)	151 (100%)	174 (100%)

この表に明らかなことは、全教授時間に占める一般教養と専門技術の科目の教授の割合の減少と実習の増大(全体の教授時間のうちの55.8%→64.2%→79.8%)である。こうしてみて来ると、新たな職工教育施設は、学校内での諸条件の悪化を前提としつつも、政府は「実習」強化によってとにかく技術的教育のみのつめ込みによって彼らを労働力として使える程度に養成することを急いでいたといえるのではないかと。

これらの新しい2つの職工教育施設は、職工学校が急速に設立された時期以降それに代わって設立強化がなされている(第10表)。このような特に1896年以降の急激な新種の職工教育施設の普及は、先に述べた維持費、設備費の削減による半面大量増設の可能性をつくり出し、他方、そこへの国庫補助の強化、そしてこれらの教育施設に入学する下層身分の負担を軽減する策、授業料不徴集策を採用したことに支えられていた。これらについては第11表に明らかである。各校の維持費に占める国庫の割合は職工学校、

第10表 職工教育施設の開設^⑦

	職 工 学 校	職工徒弟学校	下級職工学校
1893	1	1	—
1894	3	—	—
1895	4	2	—
1896	9	5	8
1897	1	1	9
1898	—	3	10
1899	1	1	16

第11表 職工教育施設の出資源^⑧

(単位 ルーブル)

	国 庫	都 市	ゼムスト ヴ オ	寄 附 金	授 業 料	手 工 品 収 入	他	計
職工学校	165,196 (56.7%)	62,957 (21.6%)	4,000 (1.4%)	42,492 (14.6%)	12,506 (4.3%)	944 (0.3%)	3,095 (1.1%)	291,190 (100%)
職工徒弟 学 校	79,012 (61.4%)	3,366 (2.6%)	8,526 (6.6%)	9,550 (7.4%)	250 (0.2%)	250 (0.2%)	27,636 (21.5%)	128,589 (99.9%)
下級職工 学 校	50,921 (70.2%)	4,159 (5.7%)	2,900 (4.0%)	14,139 (19.5%)	— (—)	400 (0.6%)	— (—)	72,519 (100%)

職工徒弟学校、下級職工学校へと次第に高くなっていることをここに見い出せるし、他方、授業料徴収は、前者が、4.2%であるのに対して、後二者は、0.2%、0%であり、新たなタイプの職工教育施設の授業料はほとんど無料であった。

以上のような諸特徴を有するこれら2つの新しいタイプの職工教育施設は、国家評議会の指令によれば、工場や製作所の労働者を養成するに限らず、一般に、大きくない手工場を独自に指導する能力を有する知識ある職工を養成するものとされていた^⑨。実際にも、職工徒弟学校の設立は「手工

業の発達した、あるいは、工場、製作所のある、都市や部落に予定され」、下級職工学校は特に「農民子弟を職工教育に導くために、……、特に地方のクスターリ工業との関連で存在している1, 2の手工業のため」^⑧のものであった。

このように、政府が1893年と1895年の新たな職工教育施設の創出によって1888年規程による工業学校制度を修正していく過程は、工業化に伴う工場、製作所の発展に的をしぼった1888年規程による3つの工業学校に加えて、他方でその工業化を支えるために他方で広汎に存在する手工業生産の発展を目指して、これらの2つの職工養成施設の大量建設を図ったものといえる。

結びにかえて

以上の工業教育政策の展開の分析を通じて、以下のように述べることができる。

第一に、19世紀末ロシアにおける工業教育政策の歴史的意義である。周知の通り、この時期がロシアの資本主義社会の成立期であり、この期をもって、絶対主義専制政府の教育政策が、労働者の教育という点で近代的な性格を有するようになるのである。

すでにみて来た通り、この政策を推し進めて来た階級的基礎は、帝国ロシア技術協会などのブルジョアの諸団体であった。それを背景としたヴィシネグラーツキーやアノープフを典型とする新しい官僚が、産業ブルジョアジーの保護育成を前提としたロシアの「工業化」政策に位置づけて、工業教育普及＝労働力の質的向上策を展開して来た。

その結果が、工業学校設立の南方、東方への拡がり、そして金属加工に関する職工の大量養成、さらに、これらの1890年代後半における集中的発展などの事実となって現われている^⑨。

ただし、この政策が何の矛盾もうちに含むことなく進展したとはいえない。この点からすれば主要には、2つの、しかし全く異なった質のものだが、問題があった。一つには、基本的に封建的遺物、農奴制の残存によって強いられている農民の貧困との関連の問題であり、さらに一つは、専制政府を脅す新しい階級の成長との関連の問題である。

前者についていうと、工業教育の普及策の前提であるロシアの工業化が、封建的な搾取の残存する農業の、農民の疲弊を伴って進行したという事実、他方、工業化がその農民を工業教育普及の対象として大量動員しなければならないという矛盾は、この時期解消される見通しは全くなかった。

後者についていえば、これまで絶えず革命運動によってその根底から揺さぶられて来た専制政府は、教育普及に対する警戒心を一層強めざるを得ない新たな段階を迎えつつあったなかで、少なからず一般教養の向上と結びついた工業教育の普及を図らざるを得ないといった矛盾は、1917年10月までに基本的に止揚されることはない。

第二に、この工業教育の普及が、ロシアの教育史上大きな進歩的側面を有していたことは認めなければならない。

この工業学校制度は、確かに旧来の特権的身分優先の複線型身分制の学校制度の最も貧弱な部分に位置づけられた。しかし、それは最も裾の広い底辺（初等教育機関）の国民大衆（農民、労働者）に与えられた制度であり、そのわずかの部分に対してであるが、その底辺より高位の段階の普通教育と工業教育の機会をとにかくにも与えられる結果となったということが重要である。

そして何よりも、彼らがロシアの工業生産力を高める主要な担い手となったことは確かであるし、また、彼らは、工場の「実習」の場等において、資本主義社会機構の一端を知り、政府の監視の下ではあったが労働者と接触する機会を得たこともまた事実である。彼らのうちで、1905年革命の隊列に加わっていった部分は少なくなかった^⑩。

註

- 1) 竹田正直, 塚本智宏「『工業学校基本規程』(ロシア, 1888年)とその成立過程」, 北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書, 第17号(産業と教育, 第1号), 1979年7月, 177~191ページ。
- 2) ソビエト科学アカデミー版世界史近代8, 1963, 東京図書, 173ページ。
- 3) <Русский Начальный Учитель (в след. РНУ)>, ...1885, №2, стр.69.
- 4) Edited by C. A. Anderson and M. J. Bowman, Education and economic development, London, 1965, pp. 4-5.
- 5) 本規程は, 竹田, 塚本前掲論文, 187~191ページに全条項を訳出してある。本規程の出典は以下の通り。
<Журнал Министерства Народного Просвещения (в след. ЖМНП)>, ..., 1888, №6, стр.51-61.
- 6) <РНУ>, 1885, №2, стр.70-71.
- 7) 当時, 高等技術教育機関としては以下の4校, サンクトペテルブルグとハーリコフの工科専門学校, 帝立モスクワ技術学校, リガ総合技術学校があり, この他, サンクトペテルブルグポリテフニクウム, サンクトペテルブルグ鉱業専門学校他の技師養成機関があり, これらは教育省, 大蔵省, 国有財産省等の管轄に分掌されていた(<ЖМНП>, 1891, №5, стр.40; Энциклопедический словарь(в след., ЭС)Изд. Ф.А.Брокгаус и И.А.Ефрон, том XXXIII, СПб., 1901, стр.127-128.) おそらく, このため, 教育省管轄もとの, 高等技術教育機関として工業学校制度のうちに組み込むことが不可能であったと思われる。
- 8) 1888年の工業学校基本規程の成立, そこでの技術学校の開設により, 従来, 実科学校上級学年に設置されていた機械科コースは廃止され, 商業科コースのみが職業教育のコースとして残され(См. Устав о реальных училищах, утвержден, 9 июня 1888, ст.4, Хрестоматия по истории педагогики, под общей ред. С.А.Каменева, том IV, часть II, Москва, 1936, стр.75), このコースが法案で予定された経営管理指導者養成の一端を担うものとされた。
- 9) 職長(мастер)と職工(подмастер)の資格は, 1905年の第一次ブルジョア革命後になって与えられている(См. Свод уставов учреждений и учебных заведений ведомства Министерства народного просвещения, дополнение 11к, ст.3338, Свод законов Российской Империи, том 11, часть 1, Сост. и изд. А.М.Нюрнберг, СПб., 1910, столб.534-535,)
- 10) 本規則は, 全82条から成り, その構成は以下の通りである。第1節 宗教的義務に関して(正教信仰の生徒のために), 第2節 学習に関して, 第3節 校長及び教師に対する態度, 第4節 生徒相互間の義務, 第5節 学校外での礼儀作法の遵守について, 第6節 各級の当直について, 第7節 生徒宿舎について, 第8節 実践作業に関して(<ЖМНП>, 1894, №12, стр.55-65)。この規則において生徒の生活はほとんどありとあらゆる面で拘束されていたが, そのうち, 特に生徒の政治的・思想的・生活に政府が気を配っている条項をあげれば, 学外ではもちろん学内でのあらゆる「団体」結成の禁止(第26条), 学外出版物, 書籍の学内への持ち込み禁止(第27条), 学外での裁判傍聴の禁止(第34条), 校長の許可なく都市から出ることの禁止(第39条)などがある。そして, 先の構成のところでも示したように, 彼らの義務の第一は, やはりギリシア正教教会での礼拝であった(第1条)。
- 11) 1880年では, あらゆる身分の全生徒のうち, 約8割を農民身分だけで占めている。生徒総数1,140,915名の身分別構成は以下の通り(ただしこの時点では農務院管轄の教会付属学校の数はずいぶん少くはなからずである)

表1 1880年村落部初等学校生徒の身分構成

貴族・官吏	僧 職 者	名誉市民, 商人	町人・職答	農 民	その他※
0.6%	1.6%	0.3%	3.5%	80.9%	13.1%

※下級軍人, 移民, カザークなど

典拠は以下のとおり。Статистическия сведения о сельских училищах в Европейс-

- кой России привислянских губерниях, под ред. А.В.Дубровского (Статистический Временник Российской Империи, изд. Центрального статистического комитета М.В.Д., Серия Ш, Вып. первый, СПб., 1884), стр. 166 - 167.
- 12) <РНУ>, 1885, №2, стр. 72. 都市学校では, 単級制の初等教育機関で教授される教科目—神の法, 読み書き, ロシア語及び教会スラヴ語, 算術—の他に, 応用幾可, 祖国の地誌と歴史, 自然史及び物理知識, 製図と画図の教科目が教授されることになっている (1874年初等国民学校規程, 第3条および1872年都市学校規程, 第13条を見よ。(<Указ. хрестоматия, под ред. С.А.Каменева, стр. 61-64>))
- 13) 1877年の教育省統計では, 都市学校と郡学校の数は384校, これに対し, これら以外の初等学校 (単級制農村学校, 初等学校, 教会付属学校) の数は25,077校であった (<ЖМНП>, 1880, №12, стр. 65-67)
- 14) <ЖМНП>, 1891, №5, стр. 16
- 15) その現われとして, 有名な1889年の「料理人の子弟……」に関する回章がある。
- 16) このことは1870年代以降のギムナジアと実科学学校の身分構成の変化—つまり特権階層の後退と非特権階層の階層, 特に都市身分の進出という傾向—における, 1880年代末の政府の「分断」策の結果として以下の表に明確に現われている (1885年と1889年の両学校の貴族・官吏層の項を比較せよ)。

表2 ※1870年代—80年代のギムナジア, 実科学学校の身分構成(%)

	ギ ム ナ ジ ア				実 科 学 校			
	貴族・官吏	僧 侶	都市身分	農村身分	貴族・官吏	僧 侶	都市身分	農村身分
1874	57.7%	5.5	29.4	6.3	55.4	3.5	30.6	7.1
1878	50.6	5.4	35.2	7.4	44.7	2.7	38.7	11.0
1885	49.1	5.0	35.9	7.9	40.6	1.8	41.8	10.9
1889	53.6	4.4	33.4	6.3	39.5	1.1	43.0	11.1

※ Л.В.Камоско, Изменения сословного состава учащихся средней и высшей школы (30-80-е годы XX в.), <Вопросы Истории>, 1970, №10, стр. 206

- 17) 1888年実科学学校法第4, 5条を見よ (Указ. хрестоматия, под общей ред. С.А.Каменева, стр. 75)
- 18) <ЖМНП>, 1888, №6, стр. 51-52.
- 19) История СССР, Часть вторая (1861—1917), под ред. П.И.Кабанова и К.И.Д.Кузнецова, Изд. третье, Москва, 1972, стр. 113-114,
- 20) Отделение промышленных училищ МНП, Очерки развития промышленного образования в России за 1888—1898 г.г., СПб., 1900, стр. 1-3
- 21) Там же, стр. 3.
- 22) Там же, стр. 4.
- 23) Там же, стр. 3.
- 24) <ЖМНП>, 1891, №5, стр. 1.
- 25) И.А.Анопов, Опыт систематического обозрения материалов к изучению современного состояния среднего и низшего технического и ремесленного образования в России, СПб., 1889, 556 стр..
- 26) その報告書名は, 「工業学校開設に関する問題によせて (По вопросу об открытии промышленных училищ)」であり, 1891年5月と1892年8月の2度にわたって同誌に掲載されている (<ЖМНП>, 1891, №5, стр. 1-69; 1892, №8, стр. 77-139.
- 27) <ЖМНП>, 1891, №5, стр. 22-23.
- 28) Там же, 1892, №8, стр. 127.
- 29) バクーの石油業は, 1872年のツァーリズムによる産油地独占賃貸制の廃止以降, 驚異的な発展を遂げ, 1898年までにアメリカを凌駕し, 1900年には世界産油量の51%を占めたロシア石油産業はほとんどをバクー

に負っていた（倉持俊一編，ロシア・ソ連（西洋史(6)），有斐閣新書，1980年，179 ページ）。また，1890年現在，カフカースの6県4州のうち，バクー県だけで，同地方工業生産額の61.3%を占め，同県の石油業だけで同様に44.4%を占めていた（《ЖМНП》，1891，№5，стр.28-29.）。

- 30) Там же, стр.48-50.
 31) Там же, стр.24.
 32) 後にバクーには，初等技術学校（1896）が，ロストーフには，中等技術学校（1900）と職工学校（1896）が開設されている（Отделение промышленных училищ МНП, указ. соч., стр.32, 34, 40）
 33) このころ，高等技術専門教育施設において，特に都市住民層の進出が著しく，他方貴族，僧侶などの特権的階層の入学は停滞ぎみであった。例えばサンクトペテルブルグの工科大学の身分構成の変化は以下のとおりである。

表3 1882年，1884年，1886年のサンクトペテルブルグ
工科大学の身分別生徒数

	貴族	僧侶	都市住民層※	農民	高級軍人	外国人
1882	190	28	223	11	80	9
1884	190	30	269	26	149	12
1886	219	22	293	34	162	9

※名誉市民，商人，町人，雑階級人。

表の典拠は以下の通り。《ЖМНП》，1882，№7，стр.23；1884，№9，стр.19；1886，№10，стр.55。

- 34) 《ЖМНП》，1891，№5，стр.51。
 35) Там же, 1892, №8, стр.131.
 36) Там же, 1891, №5, стр.10.
 37) Там же, 1892, №8, стр.78.
 38) Там же, стр.112.
 39) アノーパフの報告書(Там же, 1891, №5, стр.2-4) から作成。
 40) Там же, стр.7.の他，学校で製作した手工品の販売収入や授業料徴収によって学校の維持をまかなっていた。
 41) Там же, стр.7-8.
 42) Там же, стр.8.
 43) Там же, стр.9.
 44) この額はアノーパフが考えるほど少額ではなかった。1897年のロシア全体の労働者の平均賃金は，工場監督官統計によれば，187.0ルーブル（荒又重雄「ロシア労働政策史」恒星社厚生閣，1971年，174 ページ）であり，月額にすれば，約15.6ルーブルである。また，1901年の陸軍省の労働者家計調査によれば，月額，食費10ルーブル，住居費4ルーブルであった（同上）。このことから判断すれば，10～15ルーブルという金額が彼らの家計を支えるのに果たした役割はけっして小さくなかった。
 45) Там же, стр.9.
 46) Т. Н. Фонн-Рауи著菅原崇光訳，「セルгей・ウィッテとロシアの工業化」，勁草書房，1977年，174 ページ。
 47) これらの諸法令，規程については，《ЖМНП》（『教育省雑誌』，1889-1891年）の各号の「政府命令」の項を参照されたい。
 48) Указ.свод законов Российской Империи, столб.403
 49) А.Н.Веселов.Профессионально-техническое образование в СССР, Москва, 1961, стр.81.
 50) С.В.Рождественский, Исторический обзор деятельности министерства народного просвещения (1802—1902), СПб., 1902, стр.606-607

- 51) Отделение промышленных училищ МНП, указ.соч.,стр.4.
- 52) С.В.Рождественский, указ.соч.,стр.607
- 53) 教育省工業学校特別管理局編の「ロシア工業教育発展概要」(前掲)の統計資料から作成(Отделение промышленных училищ МНП, указ.соч.,стр.30-41)
- 54) Там же, стр.10.
- 55) 中等技術学校: タガンローク(ドン軍州), アレクサンドロフ(エカテリノースラフ県), ロストーフ・ナ・ドヌー, 初等技術学校: バクー(同県), マイコープ(クバーン州), マリウーポリ(エカテリノースラフ県), 職工学校: オデッサ(ヘルソン県), エリザベトーポリ(同県), ロストフ・ナ・ドヌー(ドン軍州) (Там же, стр.30-65)
- 56) Там же.
- 57) Там же. ルークツ中等機械技術学校(1889年), オムスク初等機械技術学校(1890年), トムスク職工(金属加工及び木材加工)学校(1896年), チタ職工学校(1896年), この他北東シベリアのブラゴヴェセンスク職工学校が設立されたが, これらは, ヨーロッパロシアの地域しか対象としなかった先の学校設立計画のうちにはもちろん存在しなかったものである(チタとブラゴヴェセンスクの専門科は不明)。
- 58) И.А.Анопов, указ.соч.,стр.480
- 59) Отделение промышленных училищ МНП, указ.соч.,стр.40-41, 44-45, 50-51
- 60) <ЖМНП>, 1891, №2, стр.22.
- 61) 第1回大会には, 国民学校管理官, 国民学校視学官は計22名, 教職員393名(実科学校, 職工学校, 鉄道技術学校, 商業学校の他, 女子教育施設, 初等学校, 教員養成機関などの教職員)が動員されている。なおこの大会の参加者総数は1,076名であった(Там же, стр.21-22)。
- 62) Отделение промышленных училищ МНП, указ.соч.,стр.7-8
- 63) Там же, стр.71, 75, 79.
- 64) <ЖМНП>, 1895, №9, стр.10.
- 65) Там же, стр.12-13.
- 66) Отделение промышленных училищ МНП, указ.соч.,стр.8-9
- 67) <ЖМНП>, 1895, №9, стр.12, 13.
- 68) 同省令第17条によれば, 工業学校付属監督局の全般的監督は, 学区総監および国民学校管理官に負わせられるとしている(Там же, стр.13)。
- 69) <ЖМНП>, 1894, №3, стр.11.
- 70) ЭС, том XXV-A, СПб., 1898, стр.11
- 71) <ЖМНП>, 1895, №5, стр.8.
- 72) 各校の定員・設備維持規則から作成(<ЖМНП>, 1890, №10, стр.63; 1894, №3, стр.12; 1895, №9, стр.9)
- 73) 同上。
- 74) 同上。
- 75) ヴェセローフの統計資料から作成(А.Н.Веселов, указ.соч.,стр.73)。
- 76) Отделение промышленных училищ МНП, указ.соч.,38-51
- 77) Там же, стр.79, 83, 89.
- 78) С.В.Рождественский, указ.соч.,стр.667
- 79) ЭС, там же стр.570
- 80) 1890年代の工業教育政策の展開に関する先行研究はこれらの諸特徴を見出しおらず, 主として, 工業学校の量的な変化に注目して, この政策の遅滞性を説くに止まっている。すなわち, 1889年の特別臨時委員会の学校設立計画の実施が, 10年という長期にわたって「極めて緩慢」にしか進展していないという「事実」を指摘している(以下を見よ。А.Н.Веселов, указ.соч.,стр.21; Ответ. ред. А.И.Пискунова, Очерки истории школы и педагогической мысли народов СССР (Вторая половина XIX в.), 1976, Москва, стр.153.)。しかし, ここでは, この設立計画がすでに見たよ

うにその10年間に変更され実施されているという事実が見落とされている。同時に先行研究では、この期の工業教育政策の進展におけるアノープフの役割、彼の地方調査が全く無視されており、従って、その後の学校設立の地域的な配置の歴史的意味も明らかにされ得ないのである。さらにこの政策の「遅滞」の例証となっている、設立計画後の5年間、つまり、1893年までの間の学校設立数が極めて少ないという事実の一方で、この同じ時期に1888年規程の下位諸法令の制定、実施が進行したという事実を無視しているが、この両者が密接な関連をもって展開したことはいうまでもないだろう。

81) А.Н.Веселов, указ. соч., стр.108-124.

《書評》

道又健治郎 編著 『戦後日本の労働問題』（ミネルヴァ書房）
清山 卓郎

すでに81春斗期に入り、日本の労働者階級は、いま「低成長」下の資本の賃金抑制、雇傭制限から、財政危機にともなう社会保障、福祉切捨てと重税、高物価等、かつてない困難かつ多面的な課題にたちむかっている。

こうした1970年代以降の、資本主義の新しい危機的状況のもとでの日本の労働者階級の諸状態を全面的かつ具体的に総括するという緊急な重要課題に真正面から取組んだのが本書である。

執筆者は、大分大学の清山卓郎教授と、北海道大学本学部の道又健治郎教授を編者とする北と南の労働問題専門研究集団11名である。

その共同研究の成果たる本書の、苦心の構成はつぎのとうりになっている。

「最初に第1～3章で、労働過程（戦後「合理化」と労働者階級）、階級構成（労働市場の変貌と階級・階層構成）、および賃金・賃金水準（賃金構造の変化と賃金水準）を問題にし、職場で労働強化が耐えがたいほどに進行すると同時に、日本資本主義の低賃金基盤が強化され、現実の賃金の悪化傾向を示していることを総論的に明らかにしている。

ついで、各論的に、第4～5章では、雇傭・失業問題が深刻化している折から、労働力政策とあわせて、雇傭失業問題（第4章）、職業教育・職業訓練問題（労働力育成政策と企業内教育）と、また第6～7章では、増加しつつある中小・零細企業労働者（第6章）と婦人労働者（第7章）を論じたうえで、労働者の生活と福祉を問題としている（第8章、個人的消費過程の特徴と生活問題、第9章、社会・生活構造の変化と社会保障）。

そして最後に、労資関係と労働組合をとりあげ（第10章、経済民主主義と労働組合の経営参加）、労働組合の強化と労働運動の方向・課題に関する若干の提言を試みている（第11章）」（以上、編者のまとめによるが、カッコ内は評者が補足したもの）。

こうした構成は、ひとことでいえば、まずもっとも基本的な新鋭重化学工業の労働過程の変化から労働者の生活過程にいたるまで、包括的に土台における労働者の営みを明らかにしたうえで、それを基礎にふまえて資本と権力の労働諸政策と労働者階級ないし労働組合運動の新しいレベルでの対抗関係を点検し、総じて労働市場と階級・階層構成、賃金の構造と水準その他の制度問題を集約的に分析するという形で、現代の労働者階級の状態と労働問題を総括する、そういったオーソドックスな手法のものである。

資本主義の現代的生産力展開にともなって多面的に流動してやまない労働問題を以上のような主要論点によって体系化する試みそのものがまず貴重な第一の本書の特徴的成果となっている、と評者は考える。

すでに知られているように、道又の第1章、藤沢建二の第5章、町井輝久の第6章は『現代日本の鉄鋼労働問題』の鋳骨の研究成果、すなわち社外工制、中小企業系列化等による独占的再編と労働者の現場における差別支配の統轄機構の実証研究を、あらためて戦後の労働政策の歩みの中に位置づけてまとめたものだが、本書ではそれに照応する鎌田とし子の第7章、渡辺満の第8章、中原弘二の第9章等、労働者の生活過程にかんする豊かな分析に関連せしめるという重要な視点を提供している。

そのことの積極的意義が確認されねばならない。

それを象徴しているのが鎌田論文である。全部にはふれえないので、主としてこれについてみる。

鎌田にしても、中原にしても、生活過程分析にあたってはおのずから社会学的方法が多く援用されているが、（おのずからというのは生活過程研究における社会科学の現到達水準ではおのずからというこ

と)、「資本主義社会における婦人問題とは、労働問題であると同時に家族問題であり、両者の関係とその相克が婦人問題のかなめ」であるとする鎌田は — そのことを単に社会学的分析に終らせることなく — 最近国際的に問題とされはじめた、労働力の商品化構造そのものにそうした形で研究のメスを入れたのである(この点では中原の第9章、社会・生活構造の変化と社会保障の論の「企業共同体」は — アップ・ツー・デートな、しかもボレミッシュな重要論点だけに — 経済学的な成熟の一層の深化を待つ)。

鎌田の視角は、単に労働力の商品化構造を明らかにするだけでなく、それは逆に資本から反発される相対的過剰人口滞留のメカニズムと今後ますます重要性をます失業者の状態の分析の方法へ発展させる可能をもつように考える。より一般化していえば、資本主義下の特殊商品たる労働力の、そうした方向での分析の深化なしには労働市場論とはかく現象的な需給論のレベル、たとえば Excess Demand or Supply による賃金水準の説明という俗流を克服しえないからである(山田盛太郎の「労働力原理」と「家計充足原理」の統一の契機もそこにある)。

こうした鎌田論文の成果は、実は鎌田だけのものではなく、本書全体のねらい(構成)そのものの成功した部分というように筆者にはおもえる。

というのは、鎌田は、そうした分析の帰結として、現在男子労働者3人にたいし1人の割合にまで増大した婦人労働者の階層性の形成、つまり婦人労働者のあいだにも一方における景気循環に依じた調節弁的「不安定雇傭層」の増大と同時に、その対極に長期勤続の、専門的技術的職種の「定着層」が形成されていることを指摘し、さらに男子労働者との関係においてその統一の可能性と方向性をも提起している。

そのこと自体とかく狭い視野にとどめられがちだった婦人論研究の従来の枠をこえる展望を示すものだが(それもまた本共同研究そのものの成果といってよいと考えるが)、とりわけ筆者はそうした労働力の階層的編成における資本の差別支配と、労働者の統一的反抗の対抗関係という視点は道又、清山ほか本書執筆全員に — 多かれ少なかれ — 共通する、すぐれた今日的視点と考えるのである。

これが本書の積極的な第二の特徵的成果である。

現在、構造不況下の労働問題の多面的発生、労働苦と生活苦の増大のもとで、具体的に解明さるべき論点は多い。

事実、これまで発表された本書の書評においても、低賃金構造、社会政策、社会保障等の概念そのものの検討から、論ずべくして不十分にしかふれられなかった論点として、たとえば公務労働論、青年労働者論、地域共闘論、企業内労働市場論、産業民主制論、等々のより掘り下げた分析の注文が多くよせられている。これらが課題であることはたしかである。

それだけに、前にのべたように本書の構成と、階層的編成(企業的、地域的、社会的)の分析視角の積極的成果がまず確認される必要がある。というのは、今後に残された課題を明らかにすべき基本的視角がそれによって構築されているからである。

とりわけ、構造不況にともなう労働問題の多面的発生とその研究が、これまで蓄積してきた労働問題研究の共同の確認(徳永重良教授のいう労働問題研究上の「伝統的公準」)、① 日本資本主義の後進的性格、② 労働条件の劣悪性(低賃金、長時間労働、権利の不十分さ)、③ 年功賃金、永年雇傭、企業別組合にみられる日本的労使関係、という基本的性格の変容とその基礎構造の究明に努力を集中しているだけに、そのことの重要性のゆえをもって「公準」そのものが否定されては誤りとなるであろう。隣接領域たる農業問題を専攻する筆者は本書の書評の適格性において必ずしも十分ではないが、農業問題の解決の上で労働問題のそれが一義的重要性をもつと考え、周辺領域から強い関心をもつものだけに、本書各論文から示唆されるところが大きく、その環を以上の2点にまとめたのである。

(美土路達雄)

産業教育計画研究施設研究報告書・研究紀要既刊

研究報告書第1号	農業の近代化と農民の生産意欲 第1編	昭和37年	6月
	－ 農業未共同化グループと共同化グループの比較研究 －		
第2号	農業の近代化と農民の生産意欲 第2編	昭和38年	3月
	－ 農業未共同化グループと共同化グループの比較研究 －		
第3号	産業社会における教育の役割	昭和39年	11月
	－ 賃金決定における教育的要因の分析 －		
第4号	労働類型と熟練形成過程	昭和39年	11月
第5号	地域開発と学卒労働力移動	昭和39年	11月
	－ 北海道における中・高・大学卒業者の労働市場圏の研究 －		
第6号	地域開発と産業教育Ⅰ・地域開発と地域社会変動構造	昭和41年	10月
	－ 道央・苫小牧地域を中心とした地域変動の実証的研究 －		
第7号	地域開発と産業教育Ⅱ・労働移動と職業意識	昭和41年	5月
	－ 苫小牧地方労働市場の変動構造と産業教育訓練生の意識構造 －		
第8号	地域開発と産業教育Ⅲ・地域開発と労働者教育	昭和42年	10月
	－ 苫小牧地域工業化にともなう産業教育の展開過程に関する実証的研究 －		
第9号	建設業の構造変化にともなう建設職人層の賃労働者化 と労働組合運動	昭和46年	7月
	－ 親方制的雇用構造の解体過程の進行と養成訓練の変容に関する実証的研究 －		
第10号	教育とコンピューター	昭和46年	7月
第11号	鉄鋼業の「合理化」と企業内教育Ⅰ	昭和49年	3月
	－ M製鉄所および構内社外企業の企業内教育展開過程についての実証的研究 －		
第12号	酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働－ 生活過程 第1編	昭和51年	3月
	－ 北海道標茶町虹別地区Ⅰ及びS部落と大樹町尾田地区T部落における比較研究 －		
第13号	鉄鋼業の「合理化」と企業内教育Ⅲ	昭和51年	3月
	－ 大手独占体系列企業の「合理化」と企業内教育展開過程についての実証的研究 －		
第14号	鉄鋼業の「合理化」と企業内教育Ⅱ（上）	昭和52年	3月
	－ 大手独占体M製鉄所の「合理化」と鉄鋼労働運動の変貌過程についての実証的研究 －		
第15号	酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働－ 生活過程 第2編	昭和53年	3月
	－ 北海道標茶町虹別地区Ⅰ及びS部落と大樹町尾田地区T部落における比較研究 －		
第16号	農村社会における「家」の解体と老人生活	昭和53年	7月
	－ 北海道・新酪農地帯・大樹町における家族と老人生活に関する地域研究 －		
第17号	産業と教育 第1号	昭和54年	7月
第18号	酪農生産力の現段階と酪農民の主体形成	昭和55年	3月
第19号	産業と教育 第2号	昭和56年	3月
第20号	低所得層の研究Ⅰ	昭和56年	3月
研究紀要 第1号	アジア地域労働の質の比較研究（中間報告）	昭和43年	11月
	農業近代化と農業後継者教育 地域工業化に伴う農村社会変動と農民教育		

あ　と　が　き

この『産業と教育』が本産業教育計画研究施設の関係諸研究グループの努力によって、より充実した形で第2号の公刊の運びになったことをまず喜びたい。

みられるように、本『産業と教育』第2号は、「農業教育にかんするシンポジウム」、特定研究費による研究のうち「地域産業と教育」にかんする2グループの調査研究成果と、教育理論研究と海外の産業教育の研究・紹介をもって構成しえた。

関係各位の産業教育研究、教育実践にいささかの寄与をなしうればと願ってやまない次第である。

本年は、本研究施設長の交替の時期にあたるので、この『産業と教育』についてのこれまでの考え方について若干のことを述べておきたい。

本産業教育計画研究施設は、その本来的な研究のみにとどまらず、いわゆる教育計画系諸研究グループの共同研究の場たるの任務も負托されており、本『産業と教育』は主として後者のために編集・公刊された。この集团的編集の可能性ということはこよなく貴重と考える。

本学部構成研究グループの、それぞれ分節化された専門研究を教育科学として統合化すべき努力は学部の研究交流会を通じて、それぞれの研究グループの責任において自主的かつ自覚的に追求されているが、本『産業と教育』はとりわけシンポジウム記録に示されるように広く学部内外の関係専門研究者（教育実践もふくめ）を交えて研究討議を重ね、研究の対象と方法につき、その課題の形成過程そのものから共通の場の設定により客観化して提供したいと考える。そのことが産業教育研究のみでなく、産業教育実践に寄与するであろうことも、本『産業と教育』には期待される（それは配布方針にもかかわる）。

もともと、本学部構成員鏗骨の研究成果の発表の場は学部の研究紀要であるが、そしてこの産業教育計画研究施設関係グループのそれとしては産研施設研究報告書があるが、その性格上研究成果の熟成には一定の期間を要し、また各研究グループの研究諸成果のあいだには内容上の直接的関連性はない。共同研究として進められるべき特定研究費にしても、その決定は年度の下半年となり、各研究グループ固有の取組みの年間計画との調整に苦しむのが現状である。

こうしたわけで、学部構成員の研究の具体的な進行状況をふまえつつ学部外の関連研究をも交え、産業教育および産業教育計画にかんする研究の共通共同の場の設定のために、この『産業と教育』は編集、刊行された。幸い、本『産業と教育』第1号は各大学の関係領域研究者、関係学会から一定の評価を与えられ、激励されて第2号を編集した。

そうした基本的性格については、もちろん、本産業教育計画研究施設研究員会議、同編集委員会の討議を経て、本学部教授会で承認されたものであるが、原案提起の直接責任者として、この『産業と教育』の編集と公刊の意義について一言すると以上の如くである。

近年、ますますきびしさを加えている学部の予算枠のなかから少なからざる部分を『産業と教育』の刊行にさくことを承認された本学部教授会ならびに要請に応じた執筆者の尽力に敬意と感謝の意を表明し、この『産業と教育』のますます充実して斯学の発展に寄与せんことを期待し、大方の批判と提案をお願いする次第である。

また、遅延を重ねがちの入稿にもかかわらず、地道な出版実務に奮闘して下さった図書掛員と三条事務長に心よりの謝意を呈したい。

1981年2月

北海道大学教育学部
産業教育計画研究施設

施設長 美土路 達 雄

執筆者紹介

美土路 達 雄	(北海道大学教育学部・教授)
田 島 重 雄	(帯広畜産大学畜産学部・教授)
高 田 薫	(北海道教育委員会高等学校課・指導主事)
山 田 定 市	(北海道大学教育学部・助教授)
千 野 陽 一	(東京農工大学一般教育部・教授)
中 嶋 信	(名寄女子短期大学・助教授)
高 山 武 志	(北海道大学教育学部・助教授)
杉 村 宏	(北海道大学教育学部・助教授)
草 野 隆 光	(北海道大学教育学部・助手)
小 出 達 夫	(北海道大学教育学部・助教授)
デヴィッド・ピアシヨ	(ロンドン大学・講師)
塚 本 智 宏	(北海道大学大学院教育学研究科)

編集委員

美土路 達 雄
布施 鉄 治
北 島 象 司
竹 田 正 直

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書 第19号

昭和56年 3月14日 印刷

昭和56年 3月20日 発行

発行機関 北海道大学教育学部
産業教育計画研究施設

060 札幌市北区北11条西7丁目

発行者 美土路 達 雄

印刷所 富士プリント株式会社

064 札幌市中央区南16条西9丁目
